
生活保護手帳

(別冊問答集)

監修 厚生省社会・援護局保護課

はじめに

生活保護担当職員の方々の身近な手引書としての「生活保護手帳別冊問答集」は、昭和63年度に刊行されてから4年を過ぎました。この間、実施要領等の改正等が年々行われ、それに伴い、本書の改定版を望む声が多く寄せられています。

今回の改定版の刊行にあたっては、昭和63年度以降の実施要領等の改正等に伴い、問答の新設及び加筆、修正を行うなど全面的な見直しを行いました。

ここで、生活保護法の実施に際して、生活保護担当職員の方々に常に念頭においていただきたい基本的な態度について、簡単に述べておきます。

1 常に生活保護法の理念に立ち返って考えてみること

保護の決定実施及び処遇にあたっては、判断の基準になる「本法の基本理念は何か」という原点に常に立ち返る必要があります。

被保護階層の保護開始原因をみると、そこには社会的経済的条件によるもののほかに、心身上の障害、人間関係の不調整といった個人的家庭的側面に直接的要因の認められる場合が少なからずみられます。それらの個々の被保護者が持っている困難な問題は、単に生活保護の経済給付のみによって解決されるものではありません。

それら決定実施及び処遇過程の一つ一つを深く掘り下げて考えてみると、これらの措置が人間の尊厳を守るものとしての最低生活の保障、疾病の治療、自立への意欲の増進により、対象者の社会生活への適応を図るという法の基本理念を志向するものであることを発見するでありましょう。

また、この理念は、個々具体的なケースの処遇方針とそれに基づく適切な援助を通してはじめて実現されるものでありますが、現代のように社会経済情勢の変動が大きい社会においては、あらためて理念に立ち返る必要性がいつそう増しているといえます。

2 要保護者に対しては、常に公平、適正であり、決定実施には統一性が確保されなければならないこと

生活保護法は、すべての国民に対し無差別平等に最低限度の生活を保障するものですから、生活保護行政のなかには一つでも公平、適正を欠く取扱いがあってはなりません。そのために生活保護担当職員の方々は、法律、保護の実施要領等を熟知し、これを遵守するとともに、常に要保護者の実情を客観的立場において把握し、それによって措置するという基本的な態度を忘れてはなりません。

3 要保護者の立場を理解し、そのよき相談相手であること

要保護者のなかには、経済的な困窮状態に陥ったことにより、不安感、疎外感をもって生活をしている方々がいますので、生活保護担当職員の方々が要保護者に対して相談指導等を行う際の言動は、生活保護の実施の過程で重要な意味をもっています。

そこで要保護者の申請にはじまり、資格要件等の調査、保護の決定、給付の実施、保護の目的達成に必要な指導・指示等の一連の手続をすすめるに当たっては、その必要性を十分説明し、理解を得た上で厳正に行うとともに、要保護者のひとりひとりについてその立場や心理状況等をよく理解し、懇切、丁寧に対応し積極的にそのよき相談相手となるように心がけなければなりません。

4 要保護者の個別的、具体的事情に着目し、決定実施は具体的妥当性を持つものとする

要保護者に対する保護の決定実施にあたっては、人間の尊厳と保護の目的を確保するため要保護者それぞれの持つ千差万別な事情等を十分把握するとともにそれらの点に着目した実施要領の引用を行うなど、その個別性、具体性に即応した妥当な取扱いをしなければなりません。

前述した行政の統一性を図ることと、この個別的具体的妥当性を求めることは何ら背馳するものではなく、この調和を図ることこそ保護の実施機関の最大の任務であります

5 本法の正しい理解と協力を得るため、啓発に努めること

保護の実施機関は、被保護者に対し、本制度の趣旨及び被保護者の権利、義務の内容について十分説明し、正しい理解を得るよう啓発しなければなりません。また、生活保護の適正な運用は、保護の実施機関、関係機関、地域住民の相互の理解と地域社会の協力によって確保されるものであります。

そのために保護の実施機関は、関係機関、地域住民に対して、本制度の趣旨及び保護実施上における実施機関の役割とその限界並びに被保護者の権利、義務の内容について十分説明し、共通の基盤にたつて協力が得られるよう啓発に努める必要があります。

このような素地があつてこそ保護の実施機関の行う決定実施の一つ一つが真に具体的妥当性をもって生きてくるものであり、本法実施に対する国民の信頼を高めることにもなるのであります。

6 社会福祉主事の独断を排し、保護の実施機関の組織的活動を通じて判断し遂行しなければならないこと

保護の決定実施にあたり、問題や疑義が生じた場合は、社会福祉主事の独断で処理することがあってはなりません。ケース研究会、診断会議、査察指導等の組織的活動を活発に行い、十分納得のいくまで研究し、そのなかから一つの結論が導かれなければならない。そしてそれが保護の実施機関の判断として決定されたからには、それに服し業務を遂行しなければならない。

あくまでも社会福祉主事は、保護の実施機関の一員であることを常に自覚して業務の遂行にあたる必要があります

7 常に自己の研さんにつとめ、確信をもって実施にあたること

生活保護を担当する職員の方々は、それぞれの果たすべき職責を明確に把握するとともに、関係職員相互において、基本理念実現のための実施方法等を研究し、必要に応じて上級者の指導・助言を求めるなどして、常に自己研さんにつとめ確信をもって実施にあたるようにしなければなりません。

8 本書はあくまで参考とし、具体的事実の検討のなかから結論を見いだすこと

本書は、法律、実施要領等の解釈、手続等を中心に編さんされたものであり、生の具体的事例にそってその取扱い等が解説されているものではありません。

ここに編集された問答には、具体的事例を引用しているものもありますが、それらにまつわる諸々の条件のなかからごく主要と思われる条件のみを抽出し、一般化して問答を設定しているものであります。したがって、生々しい現実の事例にこれを機械的にあてはめ性急な結論を導くことは厳につつまなければなりません。

この問答は、あくまで保護の実施機関が判断し決定をくださるにあたっての判断基準を示したにすぎず、個々のケースのかかえている問答の答は、まさに生きたケースもっている具体的事実のなかからしか見いだすことのできないものであるということをお忘れではありません。

保護の実施機関は、具体的な事例について諸々の条件を念入り・に分析し、委ねられた権限のなかで真に妥当な決定をしなければなりません。

本書が、生活保護手帳と併せ、引き続き生活保護担当職員の方々に広く利用され、その業務遂行の一助ともなれば幸いです。

平成5年2月

厚生省社会・援護局保護課長

酒井英幸

目 次

はじめに

第 1 編 保護の実施要領

第 1 世帯の認定

解 説	1
1 同一世帯	
（問 1）世帯を異にしている夫婦	2
（問 2）擬装離婚	2
（問 3）生計の同一性	3
（問 4）入院期間が長期にわたる場合	4
（問 5）夫婦の一方の入院	5
（問 6）夫婦の一方が入院している場合	5
（問 7）長期間別居している夫婦 - その 1	6
（問 8）長期間別居している夫婦 - その 2	7
（問 9）長期間別居している夫婦 - その 3	7
（問 10）別居している親と未成熟の子 - その 1	8
（問 11）別居している親と未成熟の子 - その 2	9
（問 12）別居している親と未成熟の子 - その 3	10
（問 13）伯父に引き取られた保護者のいない児童	10
（問 14）出かせぎしている場合の世帯及び最低生活費の認定	11
（問 15）他の土地に寄宿している場合	12
（問 16）里親とその養育する児童	12
（問 17）親戚に措置委託されている精神薄弱者	13
2 世帯分離	
解 説	13

(問 18)	世帯分離と要否判定.....	16
(問 19)	世帯分離の要件とその適用に際しての判断.....	17
(問 20)	真にやむを得ない事情.....	17
(問 21)	労働争議中の従業員からの大量の保護申請.....	18
(問 22)	保護を要する者の転入.....	19
(問 23)	親と未成熟の子との生活保持義務関係.....	19
(問 24)	保護を要しない者の転入.....	20
(問 25)	寝たきり老人等の世帯分離 - その 1.....	20
(問 26)	寝たきり老人等の世帯分離 - その 2.....	20
(問 27)	常時の介護又は監視を要する者の判定.....	21
(問 28)	常時介護を要する者が入院中である場合.....	21
(問 29)	要保護世帯となるか否かの判定.....	22
(問 30)	自立を阻害するかどうかの認定.....	22
(問 31)	自立阻害の認定の判断基準.....	23
(問 32)	長期入院見込みの期間が短縮された場合.....	23
(問 33)	入院をする場合の判断方法.....	23
(問 34)	入院している期間の考え方.....	24
(問 35)	救護施設等に入所しようとする者.....	24
(問 36)	施設入所者の世帯分離.....	24
(問 37)	世帯分離と地域の生活実態.....	25
(問 38)	入院患者の世帯分離（内部障害者更生施設 に入所するまでの取扱い）.....	25
(問 39)	実施要領に定める場合以外の世帯分離.....	26
(問 40)	住み込み勤務する子と自宅から通勤する子 の取扱いの均衡について.....	26
(問 41)	世帯分離の場合の基準生活費の認定.....	27
(問 42)	世帯分離した後の日用品費の支給.....	27
(問 43)	世帯分離の解除 - その 1.....	28
(問 44)	世帯分離の解除 - その 2.....	28
(問 45)	世帯分離と出身世帯の資産活用 - その 1.....	28

(問 46)	世帯分離と出身世帯の資産活用 - その 2	29
(問 47)	税法上の扶養家族の世帯分離.....	30
(問 48)	世帯分離により被保護者でなくなった者 の収入の認定 - その 1	30
(問 49)	世帯分離により被保護者でなくなった者 の収入認定 - その 2	31
(問 50)	世帯分離により被保護者でなくなった者 の収入認定 - その 3	31
(問 51)	施設入所者と生活保持義務関係にある者 との世帯分離.....	32

3 高校・大学等における修学

解 説	32
(問 52) 外国人学校の高等部.....	34
(問 53) 世帯内の専修学校又は各種学校修学 - その 1	35
(問 54) 世帯内の専修学校又は各種学校修学 - その 2	35
(問 55) 大学進学を希望する者.....	36
(問 56) 高校進学に必要な教育費の取扱い.....	36
(問 57) 高校進学者の育英資金手続中の取扱い.....	36
(問 58) 高校就学中の病気休学の取扱い.....	37
(問 59) 高校で修学している単身者.....	37
(問 60) 支給範囲の限定とされている奨学金.....	37
(問 61) 短期大学進学と生活保護.....	38
(問 62) 夜間大学等の修学.....	38
(問 63) 各種学校での修学.....	39
(問 64) 世帯分離により修学している者の医療費の取扱い.....	39
(問 65) 大学就学者の医療費の取扱い.....	40

第 2 実施責任

解 説	41
(問 66) 実施責任についての規定の意義.....	43

(問 67)	居住地保護と現在地保護の違い.....	43
(問 68)	入院後 5 年経過して保護を申請した単身者.....	44
(問 69)	入院を直接の契機として居住地が消滅した場合.....	44
(問 70)	入院を直接の契機としないで居住地が消滅した場合.....	45
(問 71)	単身入院患者に住宅費が認定されなくなった場合.....	46
(問 72)	入院中に保護開始になった単身者.....	46
(問 73)	浮浪者が急病により管外に入院した場合.....	47
(問 74)	収容保護施設から入院した場合.....	48
(問 75)	施設から入院した者の実施責任と事務費の関係.....	48
(問 76)	委託替えをした場合.....	49
(問 77)	自費で施設に入所している者が保護申請をした場合.....	49
(問 78)	更生施設に収容している者で保護を再申請した場合.....	50
(問 79)	施設長に対して行う葬祭扶助.....	50
(問 80)	養護老人ホーム入所者からの保護申請.....	51
(問 81)	洞窟等に居住している単身者.....	52
(問 82)	飯場を転々とする者.....	52
(問 83)	現在地の認定.....	53
(問 84)	簡易宿泊所に滞在する者.....	53
(問 85)	更生保護会の宿泊所にある者.....	54
(問 86)	水上生活者の居住地.....	54
(問 87)	住み込み就労している者.....	56
(問 88)	同一市内を転々としている者の居住地.....	55
(問 89)	災害による避難.....	56
(問 90)	出かせぎとは認められない者.....	56
(問 91)	世帯と実施責任の不一致.....	57
(問 92)	世帯と実施責任が一致しない場合の取扱い.....	57
(問 93)	帰来の期待性.....	58
(問 94)	他管内に確実な帰来先がある場合.....	59
(問 95)	帰来の意思はあるが、住民登録を他市している場合.....	59
(問 96)	家族全員の入院.....	60

(問 97) 出身世帯員の付添い.....	60
(問 98) 勤務の都合で家族と離れている場合.....	61
(問 99) 外国から一時帰国した者.....	61
(問100) 出身世帯の移転 - その 1.....	62
(問101) 出身世帯の移転 - その 2.....	63
(問102) 出身世帯の移転 - その 3.....	64
(問103) 出身世帯の移転 - その 4.....	64
(問104) 出身世帯の分散 - その 1.....	65
(問105) 出身世帯の分散 - その 2.....	65
(問106) 子を預けて入院している場合.....	66
(問107) 出身世帯員が引き取られた場合.....	66
(問108) 全世帯員が別の病院に入院している場合.....	67
(問109) 世帯分離後の世帯の分散.....	68
(問110) 仮釈放された場合の帰住地.....	68
(問111) 拘留の執行停止.....	68
(問112) 外国人保護の実施責任.....	69
(問113) 外国人登録証明書を紛失した場合.....	69
(問114) 実施責任をめぐる見解の対立.....	70
(問115) 実施責任の取扱いが誤っていた場合の取扱い.....	71
(問116) 実施責任と繰替支弁.....	71
(問117) 実施責任と費用負担.....	72
(問118) 帰郷旅費を必要とする場合.....	72

第3 資産の活用

解 説	74
(問119) 不動産取得による生活困窮.....	76
(問120) 処分価値が著しく大きな田畑の処分.....	76
(問121) 処分することができない資産.....	77
(問122) 処分困難な農地の取扱い.....	77
(問123) 貸付金により取得した農地の処分が困難な場合.....	78

(問124)	利用能力のない者の所有する農地の処分.....	79
(問125)	田畑の保有限度.....	79
(問126)	家屋の遺贈を受けた場合の取扱い.....	80
(問127)	公営住宅の有償譲渡.....	81
(問128)	ローン付住宅の取扱い.....	81
(問129)	事業用資産保有の判断基準.....	81
(問130)	船舶、自動車の項目分類.....	82
(問131)	他法からの貸付金による事業用資産の購入.....	82
(問132)	生活用品の保有を認める場合の判断基準.....	82
(問133)	処分価値の小さいものの判断.....	83
(問134)	自動車の保有.....	83
(問135)	山間、へき地等において通勤用自動車の 保有が認められる場合.....	84
(問136)	自動車による以外の方法で通勤すること がきわめて困難な身体障害の程度.....	84
(問137)	歩行に著しい障害を有する内部障害者の範囲.....	85
(問138)	他人名義の自動車利用.....	85
(問139)	テレビの維持費の取扱い.....	86
(問140)	保護開始申請時の保険解約の取扱.....	86

第4 扶養義務の取扱い

解 説	88	
(問141)	生活保持義務関係者の居所の確認.....	90
(問142)	死別した妻の実家と弟の妻の実家.....	90
(問143)	相対的扶養義務者に対する調査の意義.....	91
(問144)	事業所得者の扶養能力の判断基準.....	91
(問145)	扶養の程度の判断基準.....	92
(問146)	扶養義務関係と世帯.....	92
(問147)	扶養義務調査の頻度.....	92
(問148)	扶養義務における感情問題.....	93

(問149) 扶養を受けることを拒否する場合.....	94
(問150) 扶養能力の程度と扶養義務不履行の申立て.....	95
(問151) 現に行われている扶養の生活保護法上の取扱い.....	95

第5 他法他施策の活用

解 説	97
(問152) 健康保険組合における附加給付の取扱い.....	97
(問153) 国民健康保険の被保険者資格との関係.....	98
(問154) 健康保険の被保険者資格との関係.....	99
(問155) 健康保険の被扶養者の範囲.....	99
(問156) 社会保険適用の確認.....	103
(問157) 遭難者の救助費用.....	103

第6 最低生活費の認定

解 説	105
------------------	-----

1 一般生活費

(1) 基準生活費

解 説	108
(問158) 出かせぎ者の級地基準.....	109
(問159) 出身世帯を離れて居住する者の級地基準.....	109
(問160) 児童福祉施設収容者の基準生活費.....	110
(問161) 養護老人ホーム収容者の加算の取扱い.....	110
(問162) 養護老人ホーム収容者の入院中の生活費.....	111
(問163) 義務教育中の者が寄宿舍等に入所している場合.....	111
(問164) 在院中の新生児の生活費.....	112
(問165) 医療単給世帯に一時扶助を支給する場合の収入充当順位.....	112
(問166) 未成熟の子等の付添系医療扶助運営要 領による看護の要件.....	112
(問167) 付添いに当たる世帯員の基準生活費の認定.....	113
(問168) 心身障害者福祉協会の福祉施設収容者の基準生活費.....	113

(問169)	盲学校等への進学者の基準生活費.....	114
(問170)	老人短期入所事業等の取扱い.....	114
(問171)	最低生活費の日割計算.....	115
(問172)	精神薄弱者通勤寮等に入所している者の食費として 施設に支払うべき額.....	115
(問173)	警察官署に留置された場合.....	116
(問174)	12月中途に入院入所した者等への期末一時扶助.....	116
(2) 加算		
解 説	117
(問175)	加算についての届出.....	117
(問176)	月の途中で死亡した場合.....	118
(問177)	妊婦についての認定.....	118
(問178)	認知した父から仕送りのある場合の母子加算.....	118
(問179)	母子加算の要件.....	119
(問180)	叔母と同居している児童世帯の母子加算.....	119
(問181)	介護人が認められる場合.....	120
(問182)	障害者加算額の範囲で介護人が得られない場合.....	120
(問183)	他法による年金等受給者と障害者加算.....	120
(問184)	家族介護料の認定.....	121
(問185)	家族介護料又は他人介護料の適用.....	121
(問186)	扶養義務者が介護する場合.....	122
(問187)	在宅患者加算の適用.....	122
(問188)	在宅患者加算の認定更新期間.....	123
(問189)	在宅患者加算の認定月.....	123
(問190)	生後間もない乳児に対する在宅患者加算.....	124
(3) 人工栄養費		
(問191)	人工栄養費と年齢改定.....	124
(4) 入院患者の基準生活費		
(問192)	入院患者の基準生活費の算定.....	125
(問193)	入院患者日用品費の支給方法.....	126

(問194)	入院患者日用品費の病院長に対する一括支払.....	126
(問195)	精神病院入院中の単身者の入院患者日用品費の交付.....	127
(問196)	養護施設入所中の児童が入院した場合の入院患者日用品費...	127
(5) 被 服 費		
	解 説	128
(問197)	被服の自然消耗と一時扶助.....	129
(問198)	小規模罹災の場合の被服費.....	129
(問199)	被服（平常着）の支給.....	129
(問200)	丹前の取扱い.....	130
(問201)	被服費の現物支給と現金支給.....	130
(問202)	出産準備の被服費.....	130
(問203)	おむつ等の範囲.....	130
(問204)	紙おむつの支給対象者.....	131
(問205)	介護料とおむつ洗濯代の重複支給.....	131
(6) 家具什器費		
(問206)	家具什器費の知事協議.....	131
(問207)	長期入院患者が退院した場合の暖房器具.....	132
(7) 移 送 費		
(問208)	外国へ帰還する者の例.....	132
(問209)	老人ホームへの移送費.....	132
(問210)	職業訓練施設等の範囲.....	133
(問211)	職業訓練施設等への通所交通費.....	133
(問212)	就職地へ赴くための費用.....	134
(問213)	葬儀等の移送費の対象.....	134
(問214)	遺体遺骨を引き取りに行く場合の代理人の範囲.....	134
(問215)	刑務所長等の要請.....	135
(問216)	断酒会に参加する際の移送費.....	135
(問217)	入院患者が断酒会に参加する場合の移送費.....	136
(問218)	精神障害者の社会復帰対策事業への参加.....	136
(問219)	福祉事務所職員の付添い.....	136

(8) 入学準備金

(問220) 入学準備金の一括支給.....	137
(問221) 外国から帰国した児童に係る入学準備金の取扱い.....	137

(9) その他

(問222) 2世帯以上で共同水道を設置する場合.....	137
(問223) 配電設備外線工事費.....	138
(問224) 水源地変更に伴う利用者負担金.....	138
(問225) 水道設備費の範囲.....	138
(問226) 液化石油ガス設備費の範囲.....	139
(問227) 医療扶助を受けていない者の入院患者特別介護費の取扱い...	139
(問228) 妊婦定期検診料の支給回数.....	140

2 教育費

解 説.....	140
(問229) 学級費等の認定.....	141
(問230) 学校給食費の認定方法.....	141
(問231) 欠席がある場合の学校給食費.....	142
(問232) 正規の教材としての格技等の用具.....	142
(問233) 正規の授業であるクラブ活動に必要な用具類の範囲等.....	143
(問234) 通学交通費の支給要件.....	144
(問235) 通学に伴う付添交通費.....	144
(問236) 盲学校等の寄宿舎利用者の帰省費用.....	144
(問237) 夏季以外の施設参加.....	145
(問238) 夏季施設参加費の範囲.....	146
(問239) 学用品費等の再支給と扶助費の再支給.....	146
(問240) 学用品費再支給の災害時等.....	146
(問241) 学校で徴収する暖房費.....	146
(問242) 通学用オーバーの取扱い.....	147
(問243) 長期欠席児童に対する教育扶助の支給.....	147
(問244) 外国人の民族学校に修学する者.....	147

3 住宅費

解 説	148
(1) 家賃・間代・地代等	
(問245) 単身入院患者の住宅費.....	148
(問246) 単身の入院患者、施設入所者に係る住宅費の取扱いの特例...	149
(問247) 世帯員全員が入院した場合の住宅費.....	149
(問248) 単身者の退院等に伴う住宅費の認定.....	150
(問249) 住宅費の都道府県知事承認.....	150
(問250) 7人以上世帯の住宅費の認定.....	151
(問251) 単身者が転居指導に応じない場合の取扱い.....	151
(問252) 明渡請求に応じない場合の住宅扶助.....	151
(問253) 借家の一部を転貸している場合.....	152
(問254) 間賃収入が実際家賃を超える場合.....	153
(問255) 借家の破損がひどい場合の転居.....	153
(問256) 敷金の限度額.....	153
(問257) 他県へ転出する場合の敷金及び家賃の限度額の認定.....	154
(問258) 緊急に敷金等を必要とする場合の協議.....	154
(問259) 新規就労地への転居と敷金.....	155
(問260) 敷金の返還金の取扱い.....	155
(問261) 地代の一括支給後における保護廃止の場合の取扱い.....	155
(2) 住宅維持費	
(問262) 家屋内に入った土砂の除去.....	156
(問263) 風呂釜の取替え.....	156
(問264) 井戸さらいの費用.....	156
(問265) 風呂設備費の範囲.....	156
(問266) 入浴設備の付設が必要な者.....	157
(問267) 近隣に公衆浴場がない場合の取扱い.....	157
(問268) 入浴設備に関する一般世帯との均衡.....	157
(問269) 転出にあたり畳の表替えの請求を受けた場合.....	158
(問270) 賃貸家屋の修理と増設に要する軽費.....	158
(問271) 住宅維持費の年額の承認方法.....	158

(問272)	災害による家屋の補修 - その 1	159
(問273)	災害による家屋の補修 - その 2	159
(問274)	雪下ろし等の費用と一般の住宅維持費との関係.....	159
(問275)	白ありの駆除のために要する費用の取扱い.....	160
(問276)	医療単給世帯に住宅維持費を支給する場 合の収入充当順位.....	160
4	出 産 費	
(問277)	施設内分べんに係る出産扶助と医療扶助との関係.....	161
(問278)	妊娠 4 か月以上の妊婦が人工妊娠中絶した場合.....	164
(問279)	助産婦と産婦人科医との両者で分べんの介助を受けた場合...	164
5	生 業 費	
	解 説	165
(問280)	生業費を支給できる業種.....	165
(問281)	内部障害者更生施設入所者の自動車学校への入学.....	166
(問282)	通信教育における美容師の資格取得.....	166
(問283)	職業訓練校在校者の作業衣.....	167
(問284)	雇用対策法等に基づき支給される技能修得費.....	168
(問285)	職業訓練手当受給者の取扱い.....	168
(問286)	盲ろう学校高等部別科の技能修得費.....	168
(問287)	技能修得費の再支給.....	169
(問288)	かんがい用水の引水工事と生業費.....	169
6	葬 祭 費	
(問289)	葬祭費の級地基準.....	170
(問290)	救護施設入所者の葬祭.....	170
(問291)	三親等以内の血族等の葬祭を行う場合の葬祭扶助.....	171
(問292)	土葬の場合の特別基準.....	171
(問293)	小人の葬祭費.....	171
(問294)	自殺者等の葬祭費.....	172
(問295)	慣行料金のない場合の死体検案.....	172
(問296)	老人福祉施設入所者が入院後死亡した場合.....	172

(問297) 死体を保存するために特別の費用を必要とする事情.....	173
(問298) 医療保険制度の埋葬料等の支給が遅れる場合の取扱い.....	173

第7 収入の認定

解 説.....	174
----------	-----

1 就労に伴う収入

(1) 勤労収入

(問299) 収入の実態がつかめない場合の取扱い.....	176
(問300) 時間外手当の認定.....	177
(問301) 入院患者が作業療法により稼働収入を得ている場合.....	178
(問302) 通勤用自転車の維持修理費.....	178
(問303) 社内規定による退職金積立金の取扱い.....	178
(問304) JRの特別割引制度を活用しない場合.....	179
(問305) 賞与等の分割認定期間.....	179

(2) 農業収入

(問306) 農業収入の申告時期.....	179
(問307) 納屋と住居とを同時に補修する場合.....	180
(問308) 農業収入で収穫皆無の場合の諸控除の取扱い.....	180
(問309) 野菜の収入認定に伴う必要経費の算定.....	181
(問310) 野菜の自給割合.....	181
(問311) 一毛作世帯の収入の認定.....	181
(問312) 農業収入が少額な場合と分割認定.....	182

(3) 自営収入

(問313) 食品衛生法による設備改善費等の取扱い.....	182
(問314) 減価償却に要する経費.....	183
(問315) 事業拡張に伴う仕入代の認定.....	184
(問316) 収入を得るための必要経費の判断.....	184
(問317) 魚介を持続している場合の必要経費.....	185
(問318) 自転車の維持費.....	185

(4) 不安定な就労収入

(問319) 不安定な就労による収入と臨時又は不 特定就労収入との相違.....	186
2 就労に伴う収入以外の収入	
(問320) 定期的に支給される公の給付.....	186
(問321) 職業転換給付金及び就職促進手当.....	187
(問322) 借金の担保となっている恩給受給権.....	187
(問323) 年金受給のための診断書の費用.....	189
(問324) 老人世帯に対する電話設置費の贈与.....	189
(問325) 医療単給世帯が現物による援助を受けている場合.....	189
(問326) 臨時的に支給される公の給付.....	190
(問327) 失対就労者に対する年末等の見舞金.....	191
(問328) 保護受給中に加入した保険等の取扱い.....	191
(問329) 不動産の処分等による臨時収入の取扱い.....	192
(問330) 少額な臨時収入の分割認定.....	193
(問331) 健康保険組合の還付金.....	193
(問332) 年金の過払いがあった場合の収入認定.....	193
3 収入として認定しないものの取扱い	
解 説	194
(問333) 慈善的恵与物の取扱い.....	196
(問334) 収入として認定しない社会通念上の程度.....	197
(問335) 祝金等の取扱い.....	197
(問336) 貸付金の事前承認の取扱い.....	198
(問337) 一般法人又は私人からの貸付金.....	198
(問338) 修学資金の範囲.....	199
(問339) 医療に伴って通常必要とする間接経費の例.....	199
(問340) 扶養義務者からの指定つき援助.....	200
(問341) 恵与金による保育所への入所.....	200
(問342) 恵与金による幼稚園への就園.....	201
(問343) 扶養義務者からの恵与金.....	201
(問344) 災害見舞に贈与された主食.....	202

(問345)	恵与金、保証金等の取扱いと被保護者の 自立計画との関係.....	202
(問346)	恵与金等の預託の期間.....	203
(問347)	恵与金等の民生委員への預託.....	204
(問348)	補償金を分割して使用する場合の預託.....	204
(問349)	弔慰にあてる場合の使途.....	205
(問350)	農業災害補償法に基づく補償金.....	205
(問351)	土地収用法に基づく補償金.....	206
(問352)	公営住宅の改善移転補償金.....	207
(問353)	保護開始前の災害等に対する補償金等.....	207
(問354)	保護開始前に受けた補償金等.....	207
(問355)	保護開始前の災害に起因する後遺症等が 開始後に生じた場合.....	208
(問356)	自立支度金の取扱い.....	208
(問357)	保護の実施機関の指導、指示による動産、不動産の売却.....	209
(問358)	世帯内の専修学校又は各種学校修学者の収入.....	210
(問359)	年1回の福祉の給付金.....	210

4 勤労に伴う必要経費

解 説	210
------------------	-----

(1) 基礎控除

解 説	211	
(問360)	不就労期間中の農業収入と基礎控除.....	212
(問361)	主業による収入のない期間の基礎控除.....	212
(問362)	現金収入の伴わない就労の場合.....	213
(問363)	一日一食程度以下の給食付稼働の場合の基礎控除.....	213
(問364)	賞与支給月における基礎控除の算定方法 及び賞与の分割認定月数.....	213
(問365)	基礎控除に対応する収入額.....	214
(問366)	高校修学者の稼働収入と基礎控除.....	214
(問367)	出かせぎ者等のいる世帯の基礎控除の認定.....	215

(2) 特別控除	
解 説	215
(問368) 自営業者の特別控除.....	216
(問369) 失対就労者に作業着が支給された場合.....	216
(問370) 内職をしている者の特別控除.....	217
(問371) 被用者の場合の特別控除.....	217
(問372) 特別控除の認定限度額.....	217
(問373) 特別控除額算定となる収入年額と 保護停止期間中の収入.....	218
(問374) 臨時収入のない者の特別控除.....	218
(問375) 特別控除の夏冬の配分.....	219
(3) 新規就労控除	
解 説	219
(問376) 日雇就労者が常用勤労者になった場合.....	219
(問377) 入院前の職場への復帰.....	219
(問378) 在宅患者等の就職.....	220
(問379) 勤労中断後の再適用.....	220
(4) 未成年者控除	
解 説	220
(問380) 未成年者控除適用者が成年に達した場合.....	221
(問381) 未成年者だけの世帯.....	221
(問382) 未成年者が2人以上の場合.....	221
(5) その他の必要経費	
解 説	222
(問383) 出かせぎ者がいる世帯の保護の決定と必要経費の認定.....	222
(問384) 帰宅に要する交通費の認定.....	223
(問385) 幼児を知人に委託して看護婦宿舎に宿泊する者.....	223
(問386) 隣人への託児.....	223
(問387) 季節保育所への委託.....	224
(問388) 幼稚園への託児.....	224

(問389) 保育所入所支度費対象品目の範囲.....	225
(問390) 保育所通園服等が消耗した場合.....	225
(問391) 土地改良区の分担金.....	225
(問392) 保護開始前に借り受けた貸付金の償還金控除.....	226
(問393) 保護開始前の借金.....	226
(問394) 事業を失敗した場合の生業資金の償還金.....	227
(問395) 交通事故による罰金の取扱い.....	228
(問396) 住宅金融公庫への償還金.....	229
(問397) 固定資産税の取扱い.....	230
(問398) 開始前に取得した作業場の税金.....	230
(問399) 原動機付自転車の容認総排気量.....	230
(問400) 交通災害共済制度の保険料.....	231
(問401) 国民年金保険料のための借入金の取扱い.....	231

第 8 保護の決定

解 説.....	232
----------	-----

1 保護の要否及び程度の決定

解 説.....	232
(問402) 交通事故と生活保護.....	235
(問403) 傷害事件による被害者と生活保護.....	237
(問404) 廃止した者からの再申請.....	238
(問405) 保護の決定以前に申請者等が死亡した場合.....	239
(問406) 仕送りを受けている者の期末一時扶助費.....	241
(問407) 申請時の要否判定.....	241
(問408) 定期的就労収入と程度の決定.....	242
(問409) 医療扶助単給世帯で月の途中において治ゆした場合.....	243
(問410) 在宅から保護施設へ月の途中で入所した場合.....	243
(問411) 老人ホーム収容者の要否判定.....	245
(問412) 授産施設利用者の期末一時扶助費.....	245
(問413) 授産施設利用者と国民健康保険.....	246

(問 414) 保護決定の法定期間.....	246
(問 415) 決定通知書の決定理由.....	246
2 扶助費の再支給	
(問 416) 保護金品の再支給.....	247
(問 417) 支給日に保護金品を紛失した場合の再支給額.....	247
(問 418) 収入として認定された金品の再支給.....	
3 保護の停廃止	
(問 419) 停止の決定とその期間.....	248
(問 420) 保護の廃止日.....	249
(問 421) 協議離婚により贈与した資産と保護の停廃止.....	250
第9 保護決定実施上の指導指示及び検診命令	
解 説	251
1 保護申請時における助言指導	
(問 422) 保護申請者に対する指導指示.....	251
(問 423) 労働運動と能力の活用.....	252
(問 424) 職業選択の自由と能力の活用.....	252
(問 425) 定時制高等学校修学者と稼働能力活用.....	253
(問 426) 医療扶助と法第 63 条の適用.....	253
(問 427) 「生別母子世帯」から保護申請があった 場合の前夫(夫)の扶養について.....	254
2 保護受給中における指導指示	
(問 428) 裁判を受ける権利と指導指示.....	255
(問 429) 信仰の自由と指導指示.....	256
(問 430) 職業選択の自由と指導指示 その 1.....	256
(問 431) 職業選択の自由と指導指示 その 2.....	257
(問 432) 被保護者が選挙に立候補した場合の指導指示.....	258
(問 433) 居住の自由と指導指示.....	260
(問 434) 被保護者の届出の義務と指導指示.....	261
(問 435) 暴力常習者等への対応.....	261

(問 436)	カラーテレビの購入と生活指導.....	262
(問 437)	資産活用と指導指示.....	262
(問 438)	恩給受給権に関する指導指示.....	263
(問 439)	福祉年金の裁定請求の指導.....	264
(問 440)	医療扶助単給世帯の自己負担分納入の指導指示.....	265
(問 441)	命令入所患者等に対する指導指示.....	265
(問 442)	現業員活動と指導指示及び審査請求.....	266

3 検診命令

(問 443)	労働能力と検診命令.....	267
(問 444)	検診命令と健康診断 その1.....	268
(問 445)	検診命令と健康診断 その2.....	268

第 10 そ の 他

1 保護費の返還、徴収等

(問 446)	不当受給に係る保護費の法第 63 条による返還又は法第 78 条による徴収の適用.....	269
(問 447)	扶助費の遡及支給の限度及び戻入、返還の例.....	270
(問 448)	戻入すべき場合の収入充当.....	272
(問 449)	戻入又は返還の適用.....	272
(問 450)	法第 63 条に基づく返還額の決定.....	273
(問 451)	費用返還と資力の発生時点.....	274
(問 452)	返還金等の滞納処分.....	275
(問 453)	緊急保護と費用返還.....	275
(問 454)	給料未支給期間に対する保護の適用と費用返還.....	276
(問 455)	保険金受領と費用返還.....	277
(問 456)	死亡後の費用返還.....	277
(問 457)	保護施設収容者が月の途中で保護廃止となった場合の返還金の取扱い.....	278
(問 458)	費用返還義務の相続 その1.....	279
(問 459)	費用返還義務の相続 その2.....	279

(問 460)	費用返還義務の相続 その3	280
(問 461)	遺産相続と費用返還	280
(問 462)	抵当権を設定されている資産の処分と費用返還	281
(問 463)	法第 63 条の費用返還と法第 80 条の返還免除との関係	282
(問 464)	費用返還請求の時期と消滅時効の開始時期	283
(問 465)	返納告知書発行後の返還免除	284
(問 466)	保護金品の一部返還免除	285
(問 467)	法第 63 条に係る資力について収入申告 しなかった場合の取扱い	285
(問 468)	法第 78 条の全部又は一部の解釈	285
(問 469)	法第 78 条による費用返還義務	285
(問 470)	法第 78 条による費用徴収と資力との関係	286
(問 471)	司法処分と徴収額の関係	287
(問 472)	不正受給の徴収と罰則	288
(問 473)	不正受給の被害届	288
2	秘密保持	
(問 474)	地方公共団体の議会からの説明要求と秘密保持	289
(問 475)	監査委員からの監査及び地方公共団体の 議会からの検査と秘密保持	290
(問 476)	捜査機関からの照会に対する回答	291
(問 477)	民間団体から説明を求められた場合と秘密保持の関係	292
(問 478)	被保護者の氏名と秘密保持	292
3	その他	
(問 479)	立入調査の時間的限界	293
(問 480)	調査に協力しない場合	294
(問 481)	委任状による保護費の受給	294
(問 482)	収容等の場合の保護金品の前渡	295

第2編 医療扶助運営要綱

第1 医療扶助運営方針

解 説	297
-----	-----

第2 医療扶助運営体制

1 都道府県及び指定都市本庁における運営体制

解 説	298
-----	-----

2 福祉事務所における運営体制

解 説	299
-----	-----

(問 1) いわゆる三者連携について	301
--------------------	-----

(問 2) 医療扶助ケースに対する指導と他のケースに対する指導の差	302
-----------------------------------	-----

(問 3) 患者に対する指導方法	302
------------------	-----

(問 4) 地区担当員及び医療事務担当者が行う「指定医療機関、管内町村等との連絡」内容の差異	303
--	-----

3 町村関係

解 説	303
-----	-----

第3 医療扶助実施方式

解 説	305
-----	-----

1 医療扶助の申請

解 説	306
-----	-----

2 各給付要否意見書

解 説	306
-----	-----

(問 5) 医療要否意見書等の総合病院に対する交付	308
---------------------------	-----

(問 6) 町村長が発行する場合の取扱い	308
----------------------	-----

(問 7) 転帰事項の確認方法	309
-----------------	-----

(問 8)	医療要否意見書等様式の追加事項の印刷.....	309
(問 9)	医療要否意見書の提出が遅延する場合の措置.....	309
(問 10)	患者が転院を要する場合の医療要否意見書の提出.....	310
(問 11)	併発病がある場合の要否意見書の提出.....	311
(問 12)	一時入院外治療を中止し、引き続き入院 外治療を開始する場合の要否意見書.....	311
(問 13)	結核患者が一般疾病主病で入院する場合の要否意見書.....	311
(問 14)	費用概算額に差がある場合の取扱い.....	312
(問 15)	精神及び結核入院要否意見書に「診察料・ 検査料請求書」が含まれていない理由.....	312
(問 16)	眼鏡給付に伴い医療機関が行った検査料等の請求方法.....	313
(問 17)	医療扶助決定に当たり「問題があると思われる」とは...	313

3 指定医療機関等の選定

解 説	314	
(問 18)	患者委託に当たっての医療機関の選定.....	314

4 医療扶助の決定

解 説	315	
(問 19)	決定通知書を省略できる場合とは.....	316
(問 20)	診断が確定しない場合の保護の要否判定.....	317
(問 21)	初診料・検査料のみの医療扶助.....	317
(問 22)	単給医療扶助における患者以外の世帯員について.....	318
(問 23)	入院患者が外泊した場合の飲食物費の支給.....	318
(問 24)	医療券を直ちに発行する取扱いの趣旨及び留意点.....	319
(問 25)	保護施設収容中の被保護者の取扱い.....	321
(問 26)	婦人保護施設入所者の取扱い.....	321
(問 27)	保護変更申請書（傷病届）と学校保健法との関係.....	322
(問 28)	医療扶助単給世帯に係る複数の申請.....	322
(問 29)	医療券の有効期間の取扱い.....	322
(問 30)	「傷病名」欄の記載方法.....	323
(問 31)	統計上の病名分類.....	323

(問 32)	生母入院中、新生児に医療扶助を適用する場合の取扱い.....	324
(問 33)	医療券の修正及び補正.....	324
5	急迫保護等	
	解 説	324
(問 34)	休日、夜間における受診確保.....	325
(問 35)	修学旅行時における児童生徒の傷病への対応.....	325
6	給付方針及び費用	
(1)	診療方針及び診療報酬	
	解 説	325
(問 36)	病室の差額請求.....	326
(問 37)	入院患者に対する暖房料の請求.....	326
(問 38)	結核予防法第 34 条の公費負担申請の協力料 等を保護の要否判定に適用することの可否.....	327
(問 39)	入院治療について嘱託医と主治医の意見 に相違ある場合の取扱い.....	327
(問 40)	同一疾病により国保の被保険者が医療扶 助患者となった場合の初診料の取扱い.....	327
(問 41)	初診料の算定について.....	328
(問 42)	主治医の許可を得て外泊中である患者への往診料.....	328
(問 43)	外泊中に準備した給食費の請求.....	328
(問 44)	精神保健法の規定に基づく仮退院の期間 と医療扶助の取扱い.....	329
(問 45)	精神保健法第 29 条の措置入院患者の併発疾病.....	329
(問 46)	結核予防法による命令入所患者の併発疾病.....	330
(問 47)	入院措置の解除と医療扶助との関係.....	330
(問 48)	月末に翌月にわたり投薬した場合の取扱い.....	331
(問 49)	支払基金の審査委員会の申合せによる診療.....	331
(問 50)	特別な場合の塗抹検査の省略はよいか.....	332
(問 51)	初診時の検査の程度について.....	332
(問 52)	時間外診療.....	332

(問 53)	往診日に入院した場合の往診料の請求.....	333
(問 54)	嘱託医が検診した場合の検査料等の請求方法.....	334
(問 55)	A 医療機関に X 線撮影設備がないため B 医療機関に依頼した場合の検査料の請求.....	334
(問 56)	義眼の洗滌請求は認められるか.....	335
(問 57)	精神病患者の一般病棟への収容.....	335
(問 58)	結核患者を一般病棟へ収容した場合の入院料の取扱い.....	336
(問 59)	入院中の施術料金の請求.....	336
(問 60)	医療扶助の診療報酬の不服申立て.....	336
(問 61)	老人ホーム等の嘱託医が指定医療機関の 立場で入所者の診療を行った場合の診療 報酬の取扱い.....	337
(問 62)	他法公費負担医療との併用患者の併発疾 病に係る医療券.....	338
(2) 調 剤		
	解 説	339
(3) 治療材料		
	解 説	339
(問 63)	血液提供者の団体等に属するものから血 液の提供を受けた場合の取扱い.....	339
(問 64)	輸血に使用する場合の生血と保存血との相違.....	340
(問 65)	手術時における多量のサラシ.....	340
(問 66)	コルセット運搬に要する旅費の請求は認められるか.....	341
(4) 老人訪問看護		
	解 説	341
(問 67)	老人訪問看護に係る基本利用料以外の 利用料に相当する費用.....	342
(問 68)	老人訪問看護事業者が複数の老人訪問 看護ステーションを開設している場合 の協定方法について.....	343

(5) 施 術	
解 説	343
(6) 看 護	
解 説	344
(問 69) 付添看護の例外的承認はあり得ないか.....	344
(問 70) 健保と生保の看護承認期間が異なる場合の取扱い.....	344
(問 71) 看護料の内容について.....	345
(問 72) MRSA (メシチリン耐性黄色ブドウ 球菌) 感染者に対する看護料.....	345
(7) 移 送	
解 説	346
(問 73) 自家用車による往診の燃料代の算定方法.....	346
(問 74) 自家用車による往診の燃料代の支給方法.....	347
(問 75) 給付要否意見書 (移送) の見積りについて.....	347
7 他法関係	
解 説	347
(問 76) 従前、国民健康保険の被保険者であった者 が保護決定後において国保による受診をし た場合の取扱い.....	350
(問 77) 医療費貸付金との関係.....	351
(問 78) 精神保健法第32条の通院医療との関係.....	351
(問 79) 妊娠中毒症等療養援護制度との関係.....	352
(問 80) 集団検診と医療扶助.....	353
(問 81) 原爆医療法との関係.....	354
(問 82) 伝染病予防法との関係.....	354
... (問 83) 優生保護法による優生手術.....	355
(問 84) 性病予防法との関係.....	355
(問 85) らい予防法との関係.....	356
(問 86) 予防接種と医療扶助.....	356

第4 医療扶助指定機関

解 説	357
(問 87) 町村合併による所在地の変更	357
(問 88) 開設者の死亡後相続人が引き継いでいる場合の取扱い	358
(問 89) 指定医療機関の公示事項	359
(問 90) 指定申請書が出された場合いかなる判断 に基づいて指定を行うか	360
(問 91) 届出を行わないため移転先が分からないものの取扱い	361
(問 92) 無届転居し新たに開業した場合の指定の取扱い	361
(問 93) 分院の指定は本院と別個に行うべきか	361
(問 94) 検査によらないで不正を発見した場合で も指定医療機関の取消しができるか	362
(問 95) 指定医療機関の有効指定はできるか	362
(問 96) 指定取消し後の再指定	363
(問 97) 施術所を開設していない施術者の指定の取扱い	364
(問 98) 指定の辞退を拒めるか	364
(問 99) 指定取消しの場合の患者の移替えの時期	365

第5 診療報酬の審査及び支払

1 診療報酬

解 説	366
(問100) 請求漏による診療報酬の請求	366
(問101) 指定医療機関において電算機（コンピューター）によりレセプトの作成をした場合の請求方法について	367
(問102) 診療報酬等の年度区分	367
(問103) 基準看護・基準寝具設備の承認を受けている指定医療機関が承認基準を維持していない場合の取扱い	368

(問104)	現在使用を認められていない薬品の調剤の審査.....	368
(問105)	調剤券による診療報酬明細書の審査要領.....	369
(問106)	支払基金審査後知事決定を行った額は、 支払基金審査委員会の意見に拘束される ことなく決定してよいか.....	369
(問107)	知事決定後、個別指導の結果によって減 点する場合の支払基金への再審査依頼.....	370
(問108)	知事決定中に基金審査結果について指定 医療機関の閲覧を許可できるか.....	370
(問109)	災害のため診療録等を流した場 合の診療報酬の支払.....	371

2 診療報酬以外の費用

解 説	371
(問110) 施術料は減額査定できるか.....	371

3 金銭給付

解 説	372
(問111) 本人支払額の誤記に基づく事後措置について.....	372

第 6 指導及び検査

1 指 導

解 説	374
------------------	-----

2 検 査

解 説	374
(問112) 指定医療機関に対する個別指導について.....	374
(問113) 行政区域外の医療機関の検査と行政措置.....	375
(問114) 指定医療機関の取消しについて.....	376
(問115) 個別指導の一環としての患者調査.....	376
(問116) 立入検査を拒否した場合の診療報酬支払停止の根拠.....	377
(問117) 福祉事務所職員による立入検査結果の是正状況の確認.....	377

(問118) 集合指導の可否.....	378
(問119) 指導等と医師の秘密保持義務.....	378
(問120) 指定施術者に対する指導及び検査.....	379
(問121) 指導及び検査結果の資料の提供範囲.....	379
(問122) 個別指導において看護婦等の定数を欠く場合の処置.....	379

第7 その他の諸問題

(問123) 健保等他法との併給患者の診療録.....	381
(問124) 医療扶助審議会において入院継続を要し ないと判定された者に対する事後処理.....	381
(問125) 入院に関し同意あるときは精神衛生法の 措置入院の対象にならないのではないかと.....	381
(問126) 保護の実施機関で精神衛生法第23条の申 請を行うこととされている趣旨.....	383
(問127) 保護の実施機関からの精神病院又は指定 病院等への連絡.....	384
(問128) 急迫時の保護と精神衛生法との関係.....	385
(問129) 精神科嘱託医の立入検査及び立入調査.....	385
(問130) 入院を要しない患者の退院措置.....	386
(問131) 医学上入院を要しないが、通院、往診が 不可能な患者の取扱い.....	386
(問132) 入院患者の外泊は主治医の判断によるべきかと.....	387

第3編 参 考

1 適正実施の確保.....	389
2 生活保護と能力の活用.....	393
3 開国人保護の実施責任.....	397
4 特別基準の取扱い.....	400
5 地方公共団体の福祉的給付金の取扱い.....	404
6 災害等による補償金等の取扱い.....	408

7	生活保護に関する秘密の保持.....	415
8	生活保護基準の設定について.....	420
9	級地制度について.....	428
10	不服申立制度のあらまし.....	433
11	保護金品の支給方法.....	438
12	調査統計の意義と利用について.....	443
13	医療扶助寿給世帯に対する実態把握及び指導.....	449

第 1 編

保護の実施要領

第1 世帯の認定

世帯単位の原則

生活保護法第10条は、保護の要否及び程度を判断する場合の単位として世帯を原則とすることを定めている。これは、各個人の経済生活は通常世帯を単位として営まれており、したがって、保護を必要とする生活困窮という事態は、世帯員のある特定の個人についてあらわれるものではなく、世帯全体に同じ程度においてあらわれるからである。

もちろん、世帯単位の原則は保護の実施のための原則にとどまるものであり、生活保護法上の請求権は個々の困窮者が有するのであるから、保護申請や不服申立ては当該要保護世帯員のいずれもが行うことができる。

世帯の認定

「世帯」とは、通常社会生活上の単位として、居住及び生計をともにしている者の集まりをいうが、生活保護法に規定する「世帯単位の原則」における「世帯」は、保護が経済的援護を主体とするところから、主に生計の同一性に着目して、社会生活上現に家計を共同にして消費生活を営んでいると認められるひとつの単位をさしていわれている。

もっとも、次官通知は、同一居住、同一生計の者は原則として同一世帯と認定することとしているが、これは、生計を一にしているか否かの認定が主として事実認定の問題であるところから、比較的事実認定が容易な同一居住という目安をあわせて用いることとしたものである。このような目安としては、他に重要なものとして居住者相互の関係（親族関係の有無、濃密性等）があるが、判定が困難なケースについては、更に消費材及びサービスの共同購入・消費の共同、家事労働の分担、戸籍・住民基本台帳の記載事実等の事実関係の正確な把握に基づき、個々の事例に即して適正な世帯認定を行うこととなる。

なお、同一居住は同一生計の判定の上で重要ではあるが、ひとつの目安であるにすぎないから、同一の住居に居住していなくても社会生活上同一世帯と認定するのが適当な場合がありうる。夫が出かせぎに出ているとか、子が義務教育のために他の土地

世帯の認定

に寄宿しているとか、あるいは病院に入院している等の場合は、それぞれ農閑期、義務教育期間、入院必要期間が終了すれば、他の世帯員の居住する住居に帰来することが予定されているものであり、このように、やむをえない事由によって同一の住居に居住していないが、それが一時的なものであって一定の時期が到来すれば、再び他の世帯員の居住する住居に帰来して生活することが予定されているような場合は、居住を異にしているも同一の生計を営んでいるものであり、これを同一世帯として認定することが適切である。

1 同一世帯

(問 1) 【世帯を異にしている夫婦】

夫婦であっても世帯を異にしていると判断しうる場合はあるか。もしあるとすればいかなる事実により判断するか。また、その場合扶養義務は消滅するか。

〔参照〕次第1 局第4-3 民法第752条

(答 法における世帯の認定にあたって、夫婦は原則として同一世帯に属していると判断されるが、夫婦であっても、夫が妻以外の者と同せいし、妻と別居している期間が相当長期にわたっている場合等夫婦関係の解体が明白である場合には、世帯を異にしていると判断すべきものと考えられる(後出の具体例参照)。

世帯を異にしている場合であっても、夫と妻は生活保持義務の関係にあるわけであるから、扶養の履行(民法第752条による夫婦間の同居、協力、扶助の義務)につき協議することは必要であり、能力があるにもかかわらずこれに応じない場合には、家庭裁判所に対する調停又は審判の申立ての指導を考慮する必要がある。夫婦の一方の同居協力義務違反が明らかである場合には、他方の義務は免責されることが考えられるので、実態を勘案の上措置することが必要である。また、夫婦の間に子がある場合は、子に対する扶養の権利及び義務の関係についても考慮しなければならない。

(問 2) 【擬装離婚】

入院中の夫が全財産を妻子に贈与し、妻と離婚した場合、作為的な離婚と承知

されるときであっても、法律上有効な贈与及び離婚であることを理由にこれを認め、単身者として取り扱わねばならないか。

〔参照〕 局 第63条、第78条 次第1

(答) 離婚が保護の程度を高めるためのいわゆる擬装離婚であることが明らかに立証され、従前と生活実態が変わらない場合は、同一世帯として認定すべきである。

(問 3) 【生計の同一性】

A町に居住する甲、甲の子乙及び丙の3人からなる世帯において、甲が発病し通院治療を必要とすることとなったため、保護の開始の申請がなされた。乙は現在A町に所在する某工場に勤務しており、乙の給与が本世帯のただひとつの収入源となっているが、乙は工場の食堂で昼食を給与され、夕食も帰宅の遅い日は外食しており、また自己の収入中から食料品等を購入して世帯員全体で消費している事実が認められる。この場合、乙が自己の生活及び勤労に必要な経費の大部分を直接支出していることからいって、甲及び丙と乙の間には生計同一の事実がなく、したがって、甲及び丙と乙とは別世帯と考えられるがどうか。また仮に同一世帯としても、乙が収入の一部しか家計に繰り入れないことは、法第4条第1項の要件を欠くものであるから、乙を世帯分離し、甲と丙を保護することが許されると思われるがどうか。

〔参照〕 局 第1 局 第1-2-(1)

(答) 法にいう世帯とは、社会生活上の単位として居住及び生計をともにしている者の集まりをいうものであり、世帯の認定に当たっては消費物資の共同購入、炊事の共同及び家具什器の共同使用等の諸要素を勘案して判断すべきものである。ここにいう生計の同一とは、家計上の計算の単位がひとつの総わくの中におさまっていることを意味するにとどまり、世帯員のひとりが自己の得た収入のうち若干又は相当部分を家計の中心者に手渡すことなく、直接物資の購入等の支払にあてている事実があるとしても、そのことはその者をそれ以外の者と別世帯として認定する決定的な要素とはならない。

設問においては、乙の給与収入が世帯の生計源となっていること、乙が購入した物

世帯の認定

資を世帯員が共同で消費していること等の事実がみられるのであり、乙及び丙の3人をもって有機的な生活共同体が構成されていることが推察され、前記の法における世帯の解釈にあてはめて考えるならば、甲及び丙と乙とを別世帯と認定する根拠はきわめて薄弱であるといわざるを得ない。

次に、設問の「仮に同一世帯であるとしても、乙を世帯分離することができる」のではないかという点であるが、これは「稼働能力のある者等であって保護の要件を欠くものがあるが、真にやむを得ない事情によって他の世帯員が保護を要する状態にある」場合に当たるとの判断に基づくものと思われる。しかし、乙は能力を活用し現に稼働しており法第4条第1項の要件を満たしているのであるから、設問について、乙の生計援助の態様をもって世帯分離の要件を満たすとすることがごとき判断は、早計かつ不相当である。したがって、乙の世帯分離は認められないものである。

〔問 4〕〔入院期間が長期にわたる場合〕

「病院等に入院している場合」は入院期間が長期に及んでも別世帯として認定する必要はないか。

〔参照〕同第1-2-(5)、(6)

〔答〕 病院その他特定の目的のために収容される施設は、救護施設、母子寮のように生活維持そのものを目的として入所する施設を除き、その場所は居住地として認定されないものである。したがって、その期間の長短のみをもって世帯認定を変更すべきではない。

例えば、長期入院の間に出身世帯そのものが消滅する場合（残存世帯員が一人でその者が死亡したような場合、夫婦間に離婚手がとられ、かつ、それが擬装でないことが明らかな場合等）は、入院患者が単身世帯を営むこととなり世帯の認定を変更すべきであろう。この場合、通常、保護の実施責任も、出身世帯の所在地（居住地保護）から、病院所在地（現在地保護）に変わることになる。

また、出身世帯がある場合にも、入院患者又は出身世帯員を世帯分離する取扱いが認められることがある。

〔問 5〕 〔夫婦の一方の入院〕

一方の入院により別居している夫婦は、療養期間の長短にかかわらず、離婚しない限り同一世帯に属していると判断しなければならないか。

〔参照〕 局第1-2-(5)-イ、ウ

局第1-2-(8)

〔答〕 夫婦の一方の入院により夫婦が別居している場合は、疾病の治療のための別居以外に夫婦関係の解体を意味する他の事由が存するときを除き、同一世帯として認定すべきである。

ただし、配偶者が精神病患者、中枢神経系機能の全廃若しくはこれに近い状態にある者である場合又は長期の入院患者若しくは救護施設等入所者である場合には、世帯分離してその者を保護する取扱いが認められている。

〔問 6〕 〔夫婦の一方が入院している場合〕

肺結核で入院中の妻乙、その夫甲及び甲乙間の子2人並びに甲と同せいしている女丙、甲丙間の子1人及び丙の先夫の子1人。上記のものによって構成される集まりを同一世帯と認定してよいか。ちなみに、現在乙を除く者は同一家屋に居住して消費生活を一にしており、入院中の乙にも毎月一定の送金が行われている。

〔参照〕 局第4-3

〔答〕 乙を除く者については、消費物資の購入、家具什器の使用等各種の現象から総合的に判断して、これらの者が消費生活上のひとつの単位を形成していることが明らかに認められれば、同一世帯として認定すべきである。

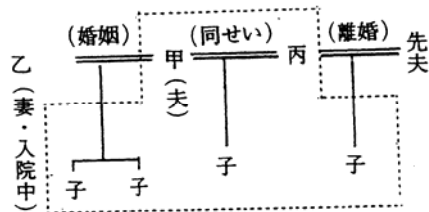
問題は入院中の乙を他の者と同一世帯と認定すべきであるかという点であるが、設問の場合、甲は妻乙以外の女丙と同せいしており、この点で甲乙間を一般の夫婦の一方の入院の場合と同一視して、直ちに同一世帯と認定することはできないのではないかという疑問がある。しかし、設問のように甲と乙が依然として法律上の夫婦関係にあり、甲が乙に一定の送金を継続し、乙も甲との婚姻を解消する意思はなく、退院後は甲のもとに帰ることを予定しているような場合には、乙を甲と同一世帯と認定すべ

世帯の認定

きであろう。これに反し、甲と乙との間には全く音信が途絶え・乙が甲のもとに帰来することが期待できず、夫婦関係が全く解体したような場合には、たとえ法律上は夫婦であっても別世帯と認定すべきであろう。

なお、別世帯と認定しても、甲は乙に対し依然扶養義務を負っているのであるから、甲に対し扶養の履行を求めるべきであることはいうまでもない。

参考図



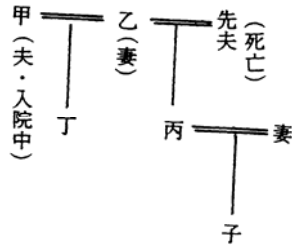
(問 7) 【長期間別居している夫婦—その1】

乙は夫甲と別居し、先夫(すでに死亡)の子丙及び甲乙間の子丁を連れてA県に落ち着いた。その後約10年間、乙は自己の内職収入及び丙の勤労収入によりかろうじて生活を維持したが、その間、甲はA県から遠く離れたB県内にあり、乙からの生活援助その他の訴えに対し何らの意思表示をしなかった。丙はすでに結婚して子をもうけ、乙及び丁は現在、長男(丙)夫婦とともに暮している。最近、甲はB県内の病院から保護の申請を行った。この場合の世帯の認定はどうか。

〔参照〕 局第1-1-(3)

(答) 設問において、甲と乙、丙及び丁はひとつの単位として生活を営んでいることは認めがたく、「居住を一にしていなが同一世帯に属していると判断すべき場合(局第1の1)」の範囲をこえている。したがって、甲は単身者として取り扱われるべきである。

参考図

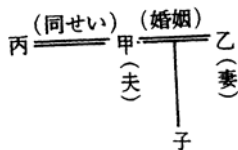
**(問 8) 【長期間別居している夫婦一その2】**

甲は、10年前に妻乙及び子を捨てて丙と同せい生活に入り、その居所が明らかでなかったが、最近A市において丙とともに生活困窮におちいった。妻子はB市に居住して雑貨商を営み、相当の収入を得ており若干の扶養能力があるものと判断される。この場合の世帯の認定その他の取扱いはどのようにすべきか。

〔参照〕局第1-1-(3)

(答) 設問の夫婦の生活の実態は、夫と妻子が消費生活上の一単位をなしているものとは認めがたいので、居住を一にしていなくても同一世帯として認定すべき限界をこえていると判断すべきであり、甲及び丙は甲の妻子とは別世帯として保護の要否を判断するのが妥当である。

参考図

**(問 9) 【長期間別居している夫婦一その3】**

妻乙及び子とともにA市に居住していた甲は、5年前に妻子を捨てて丙とともにB市において同せい生活を始めたが、1年前に肺結核にかかりB市内の医療機関

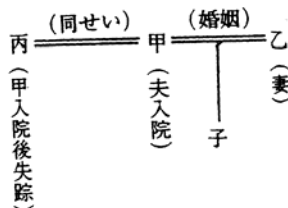
世帯の認定

に入院した。その後丙は行方不明となった。現在、乙はC市に居住し、工場に働いて子とともに生活している。この場合、世帯の認定については、どのように判断すべきか。

〔参照〕局第1-1-(3)

(答) 設問の状態においては、甲と丙との生活は解消されていると見るのが妥当である。次に甲乙間については、夫婦が居住を一にした状態から直ちに甲が入院したものでないので当然に同一世帯と考えるわけにはいかない。したがって、甲が妻子のもとに帰る意思があり、かつ、乙も甲を引き取る意思があると認められる場合を除いて、甲と妻子とは別世帯であると認定するのが妥当である。

参考図



(問10) 【別居している親と未成熟の子—その1】

乙は夫甲の死亡後、未成熟の子を自己の父母に託して丙と再婚したが、その後、乙の父母が生活に困窮して保護の申請を行った。この場合の世帯の認定はどのようにすべきか。

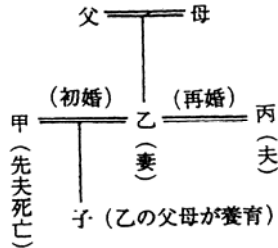
〔参照〕局第1-1-(3)

民法第818条、第820条

(答) 乙が子を父母に託したとき、再婚による生活が軌道にのればただちに引き取れることを約していた場合もあろうし、設問のように、乙及び丙と、乙の父母及び乙の子とは、恒常的に別個の生活を営むことを前提として乙と丙との婚姻がなされるケースもあると思われる。したがって、前記の約束がある等乙及び丙と乙の子とを同一世帯として認定すべき要素のある場合を除き、大体において、乙及び丙と、乙の父母及び乙の子とは、別世帯として認定するのが妥当である。

この場合、乙と未成熟の子との関係は生活保持義務の関係として取り扱われることとなるが、乙は親権者として子の監護、教育を行う義務を有しているのであるから、乙、丙の世帯に子が引き取られることが望ましく、その方向による解決を十分考慮する必要があることはいうまでもないことである。

参考図



〔問10〕〔別居している親と未成熟の子—その2〕

A県B町を居住地として保護が行われていた世帯の世帯主と妻が、生活が落ちつきしだい子を引き取るとの条件で、未成熟の子3人をA県C町に居住する妻の父母に預けて、N市に転出した。現在この夫婦はN市の某事業所で住込み勤務しているが、怠惰のため子に対する扶養を履行せず、そのため妻の父母及び子は要保護状態におちいった。この場合、世帯の認定はどのようにすべきか。

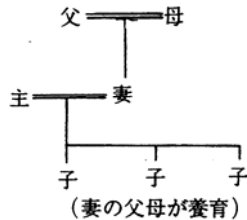
〔参照〕局第1-1-(3) 問10

(答) 当該夫婦が子に対し生活保持義務関係にあること、妻の父母に子を預けたのが新たな就労地における生活の安定までという暫定的なものであることを考えれば、夫婦及び子を同一世帯として認定すべきである。もっとも、生活の安定までというのは、かなり漠然とした表現であり、夫婦に子を引取る意思がまったくない場合や、夫婦のN市への転出時から要保護状態におちいるまでの期間が相当長い場合もあるであろう。かかる場合は当該夫婦と子はむしろ別世帯であって、妻の父母及び預けられた子をもって同一世帯と認定するのが適当である。この場合でも夫婦と未成熟の子との関係は生活保持義務の関係として取り扱われることとなるので扶養の履行について

世帯の認定

は、十分留意する必要がある。

参考図



〔問12〕 〔別居している親と未成熟の子ーその3〕

A県B市に居住する甲及びその子4人(いずれも未成熟)は、母子世帯として保護を受けていたが、甲が同市の病院に入院したために、病気回復までの間ということで、子はC県D市に居住する甲の兄乙のもとに引き取られた。乙は、妻及び子からなる5人世帯の世帯主であるが、扶養能力がない。この場合の世帯の認定はどのように取り扱うべきか。ちなみに、B市には甲所有の家屋があり、家財道具はそのまま残されている。

〔参照〕局第1-1-〔5〕 局第1-2-〔2〕

〔答〕 設問において、家財道具が入院前の居住地に残されていることから考えれば、母の退院が近い将来に予想される事例と解され、したがって甲の子が乙のもとに引き取られているのは母の入院に伴う臨時的な状態と考えるべきであり、甲と子4人は、乙の世帯とは別の世帯として取り扱うのが適当である。

しかしながら、もしも甲の入院治療が相当長期にわたることが予想されるならば、甲の子が乙のもとにある状態は臨時的とはいえ、甲の子は乙の妻子とともに同一世帯を構成すると判断される(問105参照)。なお、この場合局第1の2の(2)による世帯分離の取扱いについて検討する必要がある。

〔問13〕 〔伯父に引き取られた保護者のない児童〕

父母を失って保護者のない中学3年在学中の児童が、日雇をしている伯父に引きとられた。伯父は、住居の共同使用及び野菜の共同消費は可能であるが、それ

以外の生活の援助は不可能であると申し立てている。この両者を同一世帯と認定すべきか。

〔参照〕 局第1-2-1(2)

〔答〕 両者の生活実態からみて、両者が同一世帯であることは疑問の余地がない。ただこの場合、生活保持義務関係にない要保護者が転入した場合にあたるから、伯父の収入等世帯の状況によっては、世帯分離をして差し支えない、

〔問14〕 【出かせぎしている場合の世帯及び最低生活費の認定】

「出かせぎしている場合」は必ず同一世帯として認定すべきか、また最低生活費の認定はどのようにすべきか。

〔参照〕 局第1-1-1(1)

局第6-2-1(1) - 工、ケ 局第7-4-1(1)

問383

〔答〕 特定又は不特定期間他の土地で就労のために仮の独立生活を営んでいて、いずれその世帯へ帰ることが予定されている場合は、一般に同一世帯として認定すべきことは当然である。ただし、この場合の最:低生活費の認定は、他の世帯員とは別に一般生活費を計上することになっている。

しかしながら、出かせぎの場所が一定でないような場合については、当該出かせぎ者にかかる最低生活費及び必要経費の認定は困難なことが多いので、保護の決定実施の実務においては、最低生活費は残存世帯員のみについて計上し、出かせぎしている世帯員については、いわゆる仕送りの認定を厳正に行うこととして処理することもやむを得ないであろう。この場合、出かせぎ先から帰ってきたときは最低生活費の認定を変更する必要があるわけである。

なお、収入認定に関する実施要領の規定において、出かせぎ等の場合「一般生活費又は住宅費の実際必要額から当該者の最低生活費として認定された一般生活費の額を差し引いた額」を必要経費として認定することと定められているが、この考え方と上記の取扱いは結果的には同じこととなる。

(問15) 【他の土地に寄宿している場合】

修学又は技能修得のために他の土地に寄宿している場合は、義務教育以外であれば別世帯と考えてよいか。

〔参照〕 局第1-1-(2)

局第1-4

局第1-5

(答) 「義務教育のため」と規定されているのは、あくまで例示であって、その他の場合でも同一世帯と認定すべき場合が考えられる。例えば、大学修学中の者が寮生活等を営んでいる場合である。つまり、全く自活をしており将来とも帰来することがないというような場合を除き同一世帯と認定すべきものである。

世帯員中に大学修学中の者があれば、昼間、就労等により能力を活用しており、余暇の時間に夜間大学等で修学している場合及び世帯分離の要件に該当する場合を除き、能力の活用との関係で、場合によっては保護の適格性が問題となるが、当該学生等が事実上自活しており、生計関係が同一と認められないような場合は、世帯員の生活態度、地域の生活実態を考慮した上別世帯を構成しているものとして他の世帯員のみを保護の対象とすることも考えられる。

(問16) 【里親とその養育する児童】

児童福祉法による里親が要保護者となった場合、その養育する児童も含め同一世帯として保護を行ってよいか。

〔参照〕 次 第1

児童福祉法第27条第1項第3号

(答) 里親制度は、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當な児童の福祉を図るため、これらの児童の養育を希望する者に養育を委託するという趣旨で設けられているものであり、里親は、ある程度の経済的余裕を有することが前提となっている。したがって、里親が要保護状態におちいった場合には児童の委託は解除され、児童に対しては別の措置がとられるであろうから、設問のような問題は生じない。た

だ、里親と児童との間に強い愛情関係があって両者とも別離を望まない場合もあるが、このような場合は児童相談所等とも協議の上例外的に里親及び児童を同一世帯に属すると認定することが考えられる。

〔問17〕 〔職親に措置委託されている精神薄弱者〕

精神薄弱者福祉法により管外の職親に措置委託されている精神薄弱者が疾病にかかり医療が必要であるとして職親から医療扶助の申請について相談があったが、この場合、世帯認定、実施責任、また、職親に住込委託されている場合の最低生活費及び収入の認定について、教示されたい。

〔参照〕 次 第7 - 3 - (1) - 工
局 第1 - 1 - (6)
課 第6 - 46

精神薄弱者福祉法第16条第1項第3号

〔答〕 精神薄弱者福祉法により職親に措置委託されている場合は、その態様からみて職親のもとで新たに生計の本核を構えたものとは認められないので職業訓練校、国立光明寮等に入所している者と同様の状態にあるものとして出身世帯と同一世帯員として認定すべきものであり、この場合の実施責任は、出身世帯の居住地を管轄する実施機関が負うことになる。したがって、当該実施機関へ保護申請を行わせ、一般の例により医療扶助を決定することになる。

最低生活費の認定は、一般の例によって認定し、就労先において給食を受ける場合には、課 第6の46の例により取り扱うこととなる。また、その者の就労の状態によって職親から就労の対価として相当の賃金が支払われる場合には、これを正確に把握し、一般の例により収入の認定を行うことはいうまでもない。就労収入を得るにいたらない者に対して、職親から日用品諸経費相当の手当が支給される場合には、少額不安定な就労による収入として取り扱うこととしても差し支えない。

2 世帯分離

保護の実施は世帯を単位として行うのが原則であるが、生活保護法第10条ただし書において、これによりがたいときは個人を単位として保護の要否及び程度を定めるこ

世帯の認定

とができるとしている。個人を単位として保護を実施することは、その個人を世帯から分離して取り扱うことにほかならないのでこの措置を世帯分離と称している。世帯分離は、世帯単位の原則によれば、法の目的である最低生活の保障に欠けるとか、被保護者の自立を損なうと認められるような場合に、同一世帯ではあるが保護の要否程度を決定する上で別世帯と同じように扱うという擬制的措置であるので、保護の実施に当たっては、世帯の実情、低所得世帯との均衡等を考慮し機械的な取扱いに陥らないよう十分留意するとともに、世帯全体の生活状態を観察し、分離の結果保護を受けないこととなった世帯員の収入が充分増加した場合等には必要に応じて世帯分離を解除し、保護の停廃止を考慮することも肝要である。

世帯分離措置の効果は、局第1の2の(1)の場合を除き、分離によって保護を受けないこととなった者が(保護)基準に定める最低生活の枠内に入れられるという制約を受けない点にある。ただし、世帯分離がなされても扶養義務関係については、当然存続することはいうまでもない。また、世帯分離は別世帯として認めることではなく、あくまで同一世帯であることには変更がないのであるから、世帯全体の要保護性を必要としている取扱いも行われており、この場合には、分離前の最低生活費を限度に分離後の保護を受けないこととなった世帯員の生活水準が引き上げられることになる。

現在、実施要領で示されている世帯分離は次のような視点からも整理することができる。なお、正確な世帯分離の要件については実施要領を参照されたい。

世帯分離

	収入のない者を分離し、分離した者を保護するもの (分離する者)	収入のある者を分離し、残りの世帯員を保護するもの (分離する者)
居住を同一にする場合	<p>1 . 自己に対し生活保持義務関係にある者がいない世帯に転入した要保護者 局第1-2 - (2) 常時の介護又は監視を要する寝たきり老人、重度の心身障害者等 局第1 - 2 - (4)</p>	<p>1 . 稼働能力があるにもかかわらず収入を得るための努力をしない等保護の要件を欠く者 局第1 - 2 - (1) 被保護世帯に当該世帯員の日常生活の世話を目的として転入した保護を要しない者 局第1-2 - (3) 3 . 結婚、転職等のため1年以内に転出する者であって同一世帯員のいずれにも生活保持義務関係にない収入のある者 局第1-2 - (7) 4 . 大学等に修学する者 局第1-5</p>
居住を異にする場合	<p>出身世帯に自己に対し生活保持義務関係にある者がいない者であって、6箇月以上入院を要する患者 局第1 - 2 - (5) - ア 出身世帯に配偶者が属している者であって1年以上入院しており、かつ、引き続き長期にわたり入院を要する精神病患者又は中枢神経系機能の全廃若しくはこれに近い状態にある者 局第1 - 2 - (5) - イ 出身世帯に自己に対し生活保持義務関係にある者が属している者であってすでに入院期間が3年をこえ、かつ、引き続き長期入院を要する者 局第1-2 - (5) - ウ 4 . 局第1の2の(5)のアからウにより世帯分離された者が、結核予防法第35条等の公費負担を受けて引き続き入院又はその更生を目的とする施設</p>	<p>局第1の2の(5)のア、イ、ウ又はオ以外の場合で6箇月以上入院している患者の出身世帯員であって当該患者と生活保持義務関係にない収入のある者 局第1 - 2 - (6)</p>

世帯の認定

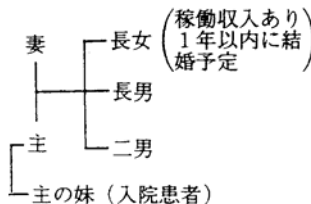
	に入所している者 局第1-2-(5)-工 局第1の2の(5)のイ、ウ又はエに より世帯分離された者が、退院又は 退所後6箇月以内に再入院し、長期 にわたり入院を要する者 局第1-2-(5)-オ 救護施設等の入所者又は出身世帯 員 局第1-2-(8)	
--	---	--

印は世帯全体の要保護性の規定のある事項

(問18) 【世帯分離と要否判定】

世帯分離の要件として保護の実施要領第1の2に規定する各項目は、それぞれ世帯全体の要保護性を要件とするものか否かを次の事例についてご説明ねがいたい。

〔事例〕



世帯全体で要否判定するならば医療費全額支払可能となり保護否となる。

主の長女を世帯分離した上で要否判定するならば保護要となる。

〔参照〕 局第1-2-(7)

(答) 局第1の2の各項に定める世帯分離の要件は、「世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る」という条件をつけている項目を除いては世帯全体の要保護性を問うものではなく、したがって世帯分離の各項に定める要件

を満たし、かつ、世帯分離を行うことが適当であると認められる場合は、その者を世帯分離した上で保護の要否を判定するものである。

いうまでもなく、世帯分離の取扱いは機械的に行うことなく、世帯の状況及び地域の生活実態を十分考慮した上で実施しなければならないことは、局第1の2の本文にも明記されていることである。

事例の場合、長女を世帯分離すべきか否かについては、長女の現在置かれている立場及び結婚後の生活環境等について十分な配慮検討を加えた上で決定すべきである。

(問19) 【世帯分離の要件とその適用に際しての判断】

世帯分離の要件に該当する世帯については必ず世帯分離を行わなければならないか。

〔参照〕 局第1-2

(答) 実施要領には、特定の場合に世帯分離の措置が認められる旨が規定されているにすぎないのであって、機械的に適用できると解するのは誤りである。

例えば、「世帯員のうちに稼働能力があるにもかかわらず収入を得るための努力をしない等保護の要件を欠く者がある」場合は、原則としてその世帯の全体が保護の要件を欠くものとして申請を却下すべきものである。例外的に「他の世帯員が真にやむを得ない事情によって保護を要する状態にある場合」に限ってはじめて世帯分離の措置を適用する余地が生じるものである。

また、長期の入院患者等が世帯のうちにあれば必ず世帯分離の措置を適用するという取扱いも誤りであって、世帯の状況からみて「出身世帯員の自立助長を著しく阻害すると認められるとき」であって、かつ、原則として、世帯分離を行わないとすればその世帯が要保護世帯となる場合に限って世帯分離の措置が可能となるものである。

この場合、さらに「地域の生活実態」を考慮して世帯分離を適用することが適当であるか否かを判断する必要がある。

(問20) 【真にやむを得ない事情】

保護の要件を欠く者がある場合において、「他の世帯員が真にやむを得ない事

世帯の認定

情によって保護を要する状態」にある場合とはどんな場合をいうのか。

〔参照〕 局第1-2-(1)

(答) 一般に次のいずれにも該当する場合をいうものと解すべきである。

- (1) 当該世帯の資産の保有状況が生活保護法第4条の許容する限度であること。(この点については、一般の保護申請世帯の場合と同様の標準で、実施要領の規定等に照らして判断すべきである。)
- (2) 他の世帯員(例えば争議参加者の配偶者等)が、その健康状態等に応じて可能なかぎり生活の維持に努力していると認められる状況にあること。
- (3) 扶養義務者から、の扶養を受けることについても最大限の努力が払われていること。
- (4) その世帯の収入が要件欠如者を除いて当該世帯の最低生活費を下回るため生活に困窮すると認められること。

〔問21〕 〔労働争議中の従業員からの大量の保護申請〕

労働争議中の事業所の従業員から、長期間のストライキ及びロックアウトにより生活に困窮したとの理由で、大量の保護申請がなされたが、ストライキに参加している者を世帯分離し、世帯員のみ保護を行うこととしてよいか。

〔参照〕 局第1-2-(1)問20問50

(答) 労働争議に参加していることをもって直ちに保護の要件を欠くと解することはできないから、個々の事例につき要件を欠くかどうかについて検討しなければならない。病氣中等で要件を欠かない者がもしあれば世帯単位に判断し、それ以外の者については、急迫の状況にある者を除き(ただし、労働争議参加が原因で、直ちに急迫の状況にあると判断すべきでないことは当然である。)勤労能力を活用しない限り、保護の要件を欠く旨を十分説明した上、原則として保護を行わないこととする。ただし、真にやむを得ないと認められる事例については、世帯分離により、世帯員のみに対し保護を行うこととして差し支えない。

なお、保護の実施機関としては、純粹に保護法上の問題として取り扱うとの態度を堅持し、労使間の紛争に介入するかのとき印象を与える行動を差し控えることが肝

要であろう。

(問22) 【保護を要する者の転入】

離婚し、親元へ身を寄せることとなった母子世帯等、直系血族の世帯に転入した要保護者から保護申請があった場合、局第1-2-(2)の世帯分離の取扱いにより転入者のみを世帯分離して保護することはできるか。

〔参照〕 局第1-2-(2)

(答) 局第1-2-(2)の世帯分離の取扱いは本来身寄りの無い孤児を引き取り、生活の世話をを行う場合等を想定したものであり、いわば、法第30条に規定する「私人の家庭に収容を委託」する趣旨をも勘案した取扱いである。

したがって、直系血族の世帯に転入する場合まで機械的にこの取扱いによることは、その趣旨を逸脱するものであり、特に父母、子及び孫等が同居している場合は、通常は世帯単位の原則をそのまま適用すべきものである。

しかし、なかには、その転入目的、生活実態、受け入れ側の援助能力、更には地域の生活実態との均衡等を十分考慮した上で、転入者のみを保護することがやむを得ない場合もある。

なお、その場合においても、世帯全体で最低生活維持が可能な場合には分離を行うことは認められないこと、分離により保護を要しなくなった者からは可能なかぎり援助をを求めるべきこと、に特に留意することが必要である。

(問23) 【親と未成熟の子との生活保持義務関係】

「要保護者が自己に対し生活保持義務関係にある者がいない世帯」という世帯分離の要件にかかる判断について、親と未成熟の子との関係はすべて生活保持義務関係にあると考えるべきか。また常時の介護を要する重度の心身障害者甲、甲の成熟した長男乙及び甲の未成熟の次男丙からなる世帯で、乙には一定の稼働収入がありそれで自分自身及び丙の最低生活の維持は可能であるような場合、甲だけ世帯分離して保護することはできるか。

〔参照〕 局第1-2-(2)、(4)-ア

世帯の認定

(答) 親と未成熟の子の関係のうち生活保持義務関係にあるのは、親の未成熟の子に対する関係だけであり、未成熟の子は親に対して生活保持義務関係にはないものである。

したがって後段の事例については甲に対し生活保持義務関係にあるものがないので、他の要件を満たすなら甲を世帯分離し保護できるものである。

(問24) 【保護を要しない者の転入】

局第1の2の(3)の「同一世帯として認定することが適当でないとき」とはどんな場合をいうのか。

〔参照〕 局第1-2-(3)

(答) その判断は、個々のケースについて実施機関が行うべきであるが、従前から継続ケースとの均衡上、元來出身世帯員でなかった者又は出身世帯員の場合は1年以上転出していた者を一応の目途として取り扱われたい。

(問25) 【寝たきり老人等の世帯分離 - その1】

重度の心身障害者の生活保持義務関係者が2人あり、そのうち1人の収入が局第1の2の(4)のイに定める額以上であるときは、世帯分離できるか。

〔参照〕 局第1-2-(4)-イ

(答) 2人分を合算した額により判断して差し支えない。

(問26) 【寝たきり老人等の世帯分離 - その2】

局第1の2の(4)のイの「一般生活費」はどのように算定するのか。

〔参照〕 局第1-2-(4)-イ

(答) 基準生活費に加算を加えるものである。

なお、一時扶助費は含めない。

〔問27〕〔常時の介護又は監視を要する者の判定〕

局第1の2の(4)にいう「常時の介護又は監視を要する者」の判定はどのようにすればよいか。

〔参照〕 局第1-2-(4)

〔答〕 常時の介護を必要とするか否かの判断は、要保護者が食事、排便、入浴の日常生活全般を常時家族の介護なしでできるかどうか、また常時の監視を要するか否かの判断は、要保護者が家族による常時の介護を受ける必要はないが、家族が要保護者を絶えず監視し、随時適切な介護を行う必要があるかどうかを目安にして、ケースの状況により医師の意見を参考に実施機関が個別に判断すべきである。

なお、介護又は監視を要する状態については、当然その継続性が必要である。

〔問28〕〔常時介護を要する者が入院中である場合〕

局第1の2の(4)による世帯分離は、当該要保護者が短期間入院する場合も行って差し支えないか。

〔参照〕 局第1-2-(4)

局第1-2-(5)

〔答〕 局第1の2の(4)は出身世帯員の生活にゆとりを生じさせ、要保護者に対する介護に更にあたためた配慮を期待するとともに、ひいてはその世帯の自立助長を図る趣旨で設けられたものであり、病院に入院中又は施設に在所中のため世帯員の介護が行われていない場合はこの取扱いは適用できないものである。

ただし、現に局第1の2の(4)により世帯分離して保護を行っていた者が短期間（おおむね6か月未満）入院する場合には、世帯分離の解除を要しないものとして差し支えない。

なお、入院期間が6か月以上である場合は局第1の2の(5)の適用ができるものであるため念のため。

〔問29〕 〔要保護世帯となるか否かの判定〕

「世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る」という規定の要保護世帯となるか否かの判定は、保護開始申請のときと、継続して保護しているときとでは異なるか。

なお、世帯分離を解除する場合の判定基準如何。

〔参照〕 課 第7 - 4

課 第7 - 6

〔答〕 要保護世帯となるか否かの判定は、保護開始決定時における世帯分離については保護開始時の要否判定、即ち課 第7の4により、また、保護継続中の世帯にかかる世帯分離については、程度の決定を行う場合の基準即ち課 第7の6により判定するものである。

なお、世帯分離した後の出身世帯の収入変動等により世帯分離の要件を満たさなくなるため、保護を廃止する場合又は世帯分離を解除し世帯全体を保護する場合の判定基準は、程度の決定を行う場合の基準によられたい。

〔問30〕 〔自立を阻害するかどうかの認定〕

35歳の入院患者とその母からなる世帯の収入が母の受給する恩給のみである場合、世帯分離してよいか。

〔参照〕 局 第1 - 2 - (5) - ア

局 第1 - 2 - (6)

〔答〕 出身世帯員の自立助長ということを狭義に解すれば、出身世帯が老人、身体障害者等、本来的に労働能力を欠く者のみで構成され、かつ稼働収入がないような場合には、入院患者と同一世帯として認定してもその者の自立助長を阻害しないという考え方も成り立つが、本法の自立助長とはより広義の内容を含むものと解すべきである。

すなわち、社会通念上稼働することが期待されない場合であって老人福祉法や身体障害者福祉法等の措置の対象となるような者と同様の状態にある者については、その

者の自立助長について社会福祉という観点から考慮されなければならない。したがって、恩給収入によって母自からの生活が維持されるものであれば、同一世帯として認定することは、母親の自立を阻害することも考えられるので、分離ができると解して差し支えない。

〔問31〕 〔自立阻害の認定の判断基準〕

入院患者の世帯分離は、出身世帯員と同一世帯として認定することは出身世帯員の自立助長を著しく阻害すると認められる場合に限り認められているが、自立を阻害するかどうかの認定にあたり留意すべき事項を示されたい。

〔参照〕 局第1-2-(5)、(6) 問30

〔答〕 どのような事情があれば出身世帯員の自立を阻害すると認め世帯分離してよいか(世帯分離の基準)についての認定は、あくまで個々のケースの実態に応じて判断すべきものである。したがって、結局個々の世帯の状況を詳細に把握した上種々の事情を総合し、個別的に判断を下すほかないが、この場合の判断の資料としては、これまでの入院期間、出身世帯員との関係、出身世帯員の収支の状況、資産の得喪、負債の増減、医療費の支払状況等が一応考えられる。

〔問32〕 〔長期入院見込みの期間が短縮された場合〕

6か月未満に退院する見込みの者は世帯分離することができないとされているが、すでに世帯分離されている者は、たとえ5か月後に退院できることが判明したとしても、継続して世帯分離が認められると解してよいか。

〔参照〕 局第1-2-(5)

〔答〕 退院時まで世帯分離を継続して差し支えないものである。

〔問33〕 〔入院を要する場合の判断方法〕

「6か月以上の入院を要する」場合又は「長期間にわたり入院を要する」場合については、どのような方法で判断したらよいか。

世帯の認定

〔参照〕 局第1-2-(5)、(6)

(答) かならずしも医療扶助の入院要否意見書によることとしなくてもよいが、少なくとも医師の診断証明により取り扱うこととされたい。

なお、「長期間」とは、1年を超える期間をいうものである。

〔問34〕 〔入院している期間の考え方〕

世帯分離に関して「入院している期間がすでに1年をこえ」、「入院期間がすでに3年をこえ」とは、自費、他法いずれによる入院でもよいか。

〔参照〕 局第1-2-(5)-イ、ウ

(答) 自費、他法、本法いずれをも問わず、当該入院の事実のみをいうものである。

〔問35〕 〔救護施設等に入所しようとする者〕

救護施設、養護老人ホーム等にこれから入所しようとする者につき、入所時から世帯分離を適用してよいか。

〔参照〕 局第1-2-(8)

(答) 世帯分離の要件中「入所者」には入所が決定してこれから入所しようとする者も含まれる。したがって、入所時から世帯分離を認めて差し支えない。

〔問36〕 〔施設入所者の世帯分離〕

施設入所者につき世帯分離が認められるのは 第1の2の〔8〕に掲げる施設の入所者のみであって、職業訓練校等に在籍している者は世帯分離が認められないと解してよいか。もしそうであるなら、特にこれらの施設を他と区別する理由は何か。

〔参照〕 局第1-1-(6)

局第1-2-(8)

(答) 施設入所者につき世帯分離が認められるのは、局第1の2の(8)に掲げる施設の入所者に限定される。すなわち、これらの施設はその性格上恒常的な要保護者を収

容する施設であって、その入所者はほとんど出身世帯へ帰来する見込みがなく、入院時あるいは入所後短期間で出身世帯と別世帯と認定すべき状態となると考えられる。しかし、個々の事例につき同一世帯かどうかを常時判断することは實際上著しく困難であり、さらに長期間同一世帯と認定することは出身世帯員にとって酷な場合も存するので、取扱い上世帯分離として処理することとしているのである、その他の施設に入所している者については上記の事情は存しないので、世帯分離は認められない。

ただし、以上は世帯分離の認定についてであって、これとは別に施設入所者と出身世帯との生計関係が全く途絶え、帰来の見込みも全くないような場合には、別世帯と認定されることもある。

〔問37〕 〔世帯分離と地域の生活実態〕

入院患者等の世帯分離の適用にあたっては「地域の生活実態を十分考慮」することとされているのであるが、生活に困窮するすべての国民に対し必要に応じて保護を行うという法の目的との関連において、その理由を承りたい。

〔参照〕 局第1-2

〔答〕 世帯分離は、世帯単位の原則をつらぬくときは、かえって法の目的を実現できないと認められる場合に例外的に認められる取扱いであるが、これを行った場合、民法による扶養義務の履行を指導するのは当然であるにしても世帯員のうちの保護を要しない者（例えば入院患者を分離する場合の出身世帯員）は最低限度の生活を超える生活水準を許容されることとなる。したがって、これらの者は当然最低生活以上の生活を営むであろうことが予想され、ここに地域住民の生活との均衡ないしは地域住民の生活感情の尊重の問題が生ずる。法による保護の決定及び実施にあたりこれらの要素をまったく考慮しないでよいならば格別、そうでない以上当然これらの要素を勘案する必要がある。そこで実施要領では、世帯分離の適用にあたっては世帯の状況とともに地域の生活実態を十分考慮して決定することとされているのである。

〔問38〕 〔入院患者の世帯分離（内部障害者更生施設に入所するまでの取扱い）〕

入院中世帯分離により保護を適用されていた者が内部障害者更生施設の入所手続きをとったが、直ちに入所できないため出身世帯のもとで生活している間の保護

世帯の認定

の取扱いはどうなるか。

〔参照〕 局第1-2-(5)-工

(答) 設問のように・退院時において内部障害者更生施設の入所手続を完了している者が当該施設の入所期日が一定しているため直ちに入所できない場合は、その待機期間中は局第1の2の(5)の工による世帯分離の扱いをすることはできないが、待機期間が最大6か月以内である限り、入所時において直ちにその者を世帯分離して差し支えない。

ところで、待機期間中は当該世帯の収入充当額が最低生活費を超過することが予想されるが、これについては入所に至るまでの期間保護の停止決定をしておくこととされたい。

(問39) 【実施要領に定める場合以外の世帯分離】

実施要領の定める場合以外でも、世帯の自立助長の見地から世帯分離を行ってよいか。

〔参照〕 局第1-2、5

(答) 世帯分離の措置が認められるのは、実施要領に列記された場合に限られるものである。

(問40) 【住み込み勤務する子と自宅から通勤する子の取扱いの均衡について】

被保護世帯出身の子で遠距離の会社、工場等に住み込み勤務をする者は扶養義務者として取扱い、自宅から通勤する子は世帯単位の原則を適用することとしているが、特にその子が未成年者であって将来の結婚のために身の廻品を整える必要がある場合等は両者の取扱いに均衡を失するものがあるかと思われるがどうか。

〔参照〕 次第7-3-(4)

局第1-2-(7)

(答) 本法で世帯単位の原則がとられている趣旨にかんがみると、設問のような場

合も一方は現に世帯を同一にしているものであり、他方は現に世帯を異にしているの
であるからその取扱いに相違のあることはやむを得ないところである。

ただ、自宅から通勤している者について世帯分離の取扱いがなしうるかが問題となる
のであるが、将来の結婚のために身の廻品を整える必要がある等の事情は十分理解
しうる。法の目的とする最低限度の生活の保障及び自立の助長の趣旨に照らし現行実
施要領においては、結婚、転職等のため1年以内において自立し、同一世帯に属さな
いようになる場合には世帯分離の取扱いが認められている。また、同一世帯にいる未
成年者が稼働収入を得ている場合については、当該未成年就労者の特別需要に対応し、
あわせて未成年者の勤労意欲の助長を図るための未成年者控除が設けられているところ
である。

〔問41〕 〔世帯分離の場合の基準生活費の認定〕

世帯分離の措置を適用して保護を実施する場合、当該世帯の基準生活費の2類
経費は保護の対象となる人員のみに応じて認定すべきか。

〔参照〕 法第8条

〔答〕 お見込みのとおりである。

〔問42〕 〔世帯分離した後の日用品の支給〕

入院患者を世帯分離した後、出身世帯からの仕送りがなくなったときは、入院
患者日用品費を支給してよいか。

〔参照〕 告別表第1第3章 - 2

局第1 - 2 - (5)、(6)

〔答〕 支給して差し支えない。ただし、世帯分離による単身入院患者はただ決定上
だけの単身者であって、本来、出身世帯は最低生活以上の生活をしていることを念頭
におき、機械的な収入認定を行うことなく、積極的に扶養義務履行の指導を行うべき
である。この際、特に命令入所、措置入院等により入院している者との均衡を十分注
意し、著しく不均衡と認められる場合には、世帯分離をやめ同一世帯として保護を行
うことも考慮すべきであろう。

(問43) 【世帯分離の解除 - その1】

一度世帯分離を行った者を再び世帯に戻すことはできるか。できるとすれば、いかなる場合が教示されたい。

〔参照〕 局第1-2 課第1-8 問45 問48

(答) 世帯分離は、世帯単位の原則をつらぬくとかえって法の目的を実現できないと認められる場合に例外的に認められるものであるから、一度世帯分離をした者であっても、その後の事情の変更により、世帯分離を継続すべき事態が消滅した場合には、当然世帯分離の取扱いをやめて、世帯を単位として保護の要否及び程度を判断すべきである。この場合の取扱いは、個々の事例ごとに実態に即して判断しなければならないが、その基本はあくまで世帯単位の原則及び世帯分離の本旨に立ち返って行われるべきことはいうまでもない。

(問44) 【世帯分離の解除 - その2】

局第1の2の(2)又は(3)による世帯分離が行われた後、時間が経過し世帯分離を行った時と比べ世帯の状況が著しく変化した場合は同一世帯として認定してよいか。

〔参照〕 局第1-2-(2)、(3) 課第1-8

(答) 世帯分離はあくまで世帯単位の原則に対する例外であり、個々の世帯分離の規定の要件に該当しなくなれば同一世帯と認定すべきである。

ところで、局第1の2の(2)又は(3)については、世帯分離を行った後、転入した世帯の収入が著しく増加し或いは転入の目的である日常生活の世話の必要がなくなったような場合には、いずれも同一世帯として認定する必要がある。

なお、世帯分離をした後少なくとも1年を経過した場合には世帯分離の妥当性について再検討する必要がある。

(問45) 【世帯分離と出身世帯の資産活用 - その1】

世帯分離の結果被保護者でなくなった者が保有を認められない自動車を購入し

で利用しているため地域の均衡を失する例があるが、資産の活用を指示し、これに従わない場合最終的には保護の廃止処分をすることができるか。

〔参照〕 法 第27条、第62条

局 第1 - 2

局 第4 - 2 - (3)、(4)、(5)

問43

〔答〕 世帯分離の結果被保護者でなくなった者が最低生活において保有を認められない資産を保有し、あるいは新たに購入したとしても、その者には最低生活の規制が及ばない以上、指示の上他の世帯員の保護を停止又は廃止することはできない。また被保護者以外の者に対しては保護の実施機関は指導指示をすることができないのである。したがって、設問においては保護の実施機関は現に保護を受けている世帯員に対し、分離された世帯員から扶養義務の履行を受けるよう指導することができるにとどまる。

しかしながら、世帯分離された者が、他にも相当の資産を有するに至り地域との均衡を著しく失するような場合には世帯分離要件に該当しないこととなるので、この場合は、世帯分離の取扱いをやめ世帯を単位として保護の可否を検討し、必要な措置をとることを考慮すべきである。

〔問46〕 【世帯分離と出身世帯の資産活用 - その2】

医療扶助の申請があり保護の要否判定の結果、当該世帯の1か月の最低生活費と収入との対比においては、要保護世帯となるが当該世帯に資産（山林等）があるため処分することを指導した。

しかし、直ちにそれを処分することが困難であるのでとりあえず保護を決定するととした。この場合、当該患者が6か月以上入院を要し出身世帯員と生活保持義務関係にないので、開始時点で世帯分離することは適当か。

また、世帯分離が認められるとすれば、被保護世帯員でなくなった出身世帯員の資産について処分を指示し法第63条による返還を被保護者ではない出身世帯員に対して継続して求め得るか。

世帯の認定

〔参照〕 法第63条 局第1-2 問458

(答) 設例は、資力を有しながらこれを直ちに処分することが困難なため、法第63条による費用返還義務を前提として保護を開始するものであるので、世帯分離の要件に該当する場合であっても、当該資産の保有者については世帯分離を行うことは適当でない。

なお、世帯分離後に贈与等により出身世帯員が所有又は利用を容認することができない資産を有することとなった場合は、同一世帯としてとらえたときに、保護の要件（資産保有）に該当しなくなる事例であるので、世帯分離の措置を解除することとなり、原則として解除後の扶助費について法第63条の適用がある。

〔問47〕 〔税法上の扶養親族の世帯分離〕

入院患者が出身世帯員の税法上の扶養親族と認定され、給与上扶養手当の算定の基礎となり、または健康保険等で被扶養者と認定されている場合であっても、他の要件をすべて満たしていれば世帯分離を認めてよい。

〔参照〕 局第1-2-(5)、(6)

(答) 世帯分離を認めて差し支えない、この場合、出身世帯員からの入院患者に対する扶養義務の履行にあたって、設問中の諸事実を考慮しなければならないことはいうまでもない。

〔問48〕 〔世帯分離により被保護者でなくなった者の収入の認定 - その1〕

世帯分離の結果被保護者でなくなった者の収入のうち一定額（最低生活費及び教育費等）を超える部分を他の世帯員の収入として認定してよい。

〔参照〕 局第1-2

局第4-2

問43

(答) 原則的には、世帯分離の結果被保護者でなくなった者の収入は当然には他の世帯員の収入と合算して認定することはできず、扶養義務の履行等により現実に金銭の移転があった場合に、はじめてその金額を収入額として認定すべきである。しかし

局第1の2の(1)に該当する事例については、その者の収入のうち最低生活費を超える部分は扶養として他の世帯員に提供されていると推定してよいであろう。

なお、世帯分離後において、被保護者でなくなった者の収入が増加し、あるいは一時に多額の臨時収入があった等事情が変更し、以後世帯分離を継続することが不適当と認められるようになった場合は、直ちに世帯を単位として要否及び程度を定めるべきことはいうまでもない。

(問49) 〔世帯分離により被保護者でなくなった者の収入の認定 - その2〕

大学進学者を世帯分離した場合で、分離された大学生に相当程度のアルバイト収入があるときの取扱いはどうすればよいか。

〔参照〕 局第1 - 5

㊦第4 - 2一(4)

問50

(答) 大学等の修学者を実施要領の定めるところに従って世帯分離した場合であっても、その収入を一切認定の対象外とする趣旨ではない。したがって、教育費として必要となる額も考慮した上、次問の場合とちがって世帯を異にする扶養義務者によって仕送りが行われる例にならって一定額を保護世帯員の収入として認定すべきである。

(問50) 〔世帯分離により被保護者でなくなった者の収入の認定 - その3〕

労働争議参加者が、争議を続けながら別の就労先から相当の収入を得ている場合の取扱いはどうすればよいか。

〔参照〕 局第1 - 2一(1)

問20 問43

(答) 局第1の2の(1)に該当する事例は原則としてその者の最低生活費を超過する収入は他の世帯員の最低生活費に充当するものとして認定すべきである。

また、労働争議参加者の収入によって世帯全体の最低生活費が相当程度賄える状況になれば、世帯分離の措置を解除し、さらに収入の状況に応じて保護の適用そのもの

世帯の認定

を廃止すべきである。

〔問51〕 〔施設入所者と生活保持義務関係にある者との世帯分離〕

救護施設、養護老人ホーム等の入所者と出身世帯員とを同一世帯として認定することが適当でない場合とはどういう場合であるか示されたい。

〔参照〕 局第1-2-(8)

問36

〔答〕 基本的には施設入所者と出身世帯員、特に生活保持義務関係にある者との関係、帰来可能性の有無、本制度における他の世帯分離との均衡、当該施設入所者及び当該地域における低所得世帯との均衡、世帯分離した場合に保障されることとなる生活水準等を勘案し、総合的に判断すべきである。

例えば、次のような場合には世帯分離して差し支えない。

- (1) 出身世帯に生活保持義務関係にある者がいても、その者の収入が自己の一般生活費以下である場合
- (2) 出身世帯には確実な収入がなく、一方施設入所者の収入は福祉年金程度である等自己の生活費、医療費がようやく賄われる程度で出身世帯への仕送りが期待できない場合
- (3) 適正な仕送りが行われている場合で、世帯分離をする方がより適切であると考えられるとき。

3 高校・大学等における修学

義務教育たる小学校及び中学校における修学については、その親権者に子どもを修学させる義務を負わせるとともに（教育基本法第4条）、学齢児の就業を原則として禁止している（労働基準法第56条）。また、授業料は徴収しないなど（教育基本法第4条）経済的保障も行っており、生活保護法もこのような配慮から義務教育を最低生活の内容としてとらえ教育扶助を制度化しているのである。

ところで、高校・大学等において修学する者は、稼働年齢に達しているのであるから、稼働能力を有する場合には、原則としてそれを活用することが保護の要件を充足するために必要であるが、これと同時に自立助長及び一般世帯等との均衡の観点から

の配慮も必要になってくる。しかし、もし高校・大学等における修学を容認することとなった場合には、その者の生活費、教育費等についての生活保護制度上の対応について、どう取り扱うかが重要な問題となる。

そこで、高校等に修学する場合には、修学者が奨学金、恵与金等により修学に要する費用を得ており、かつ修学が世帯の自立助長に効果的であれば、更に稼働能力の活用を求めることなく、世帯内において修学すること（すなわち、その者の最低生活費を生活保護の給付の対象とすること）を認め、また、修学に要する費用等の収入については収入認定除外する取扱いが認められている。大学等に修学する場合には、日本育英会による貸与金によって修学する場合等には、その者の最低生活費を扶助することは現下の大学進学率等の現状からみて困難であるので、生活保護上は世帯分離措置によって取り扱うこととしている。

なお、稼働能力を十分活用する等保護の要件を充足したのち更に夜間大学等に修学する場合は、被保護者にとっても原則的に自由であることはいうまでもないことである。この場合において、更に修学が世帯にとって自立助長に効果的であれば、夜間大学での修学のための費用にあてる自立更生のための恵与金等を収入認定除外することとしている。

世帯の認定

高校・大学等における修学の要件等

教育の種類	取扱い	要件	収入の取扱い
高等学校・高等専門学校・高等学校等に準ずる専修学校及び各種学校	世帯内修学	奨学金、修学のために恵与される金銭、その他その者の収入によって教育費がまかなわれること 修学が自立助長に効果的であること	その者の収入のうち入学支度及び修学に必要な最少限度の額を収入認定除外 次 第7 - 3 - (3) - ク 課 第6 - 40 - (2) - 工 - (ウ)
夜間大学等	余暇活用の修学	その者の能力、経歴、健康状態、世帯の事情等を総合的に勘案の上、稼働能力を有する場合には十分それを活用していると認められること 修学が自立助長に効果的であること	自立更生のための恵与金等を夜間大学の修学費用にあてる場合、入学支度及び修学に必要な最少限度の額を収入認定除外 課 第6 - 40 - (2) - 工 - (ウ)
大学 生業扶助の対象とならない専修学校及び各種学校	世帯分離	保護開始時に大学に修学しており、修学が自立助長に効果的であること 日本育英会法による貸与金等によって大学で修学する場合であること 生業扶助の対象とならない専修学校又は各種学校で修学する場合で、修学が自立助長に効果的であること	収入が修学費用及び生活費を上回る場合保護をうけている出身世帯に対する扶養の履行

(問52) 【外国人学校の高等部】

外国人学校の高等部に修学する外国人については、修学しながら保護を受けることが認められるか。

〔参照〕 局 第1 - 3 課 第1 - 7

(答) 外国人学校は、学校教育法にいう高等学校又は高等専門学校ではないので、当該外国人学校が各種学校であって、高等学校での修学に準ずるものであり、かつ、その者がかつて高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校(ただし、外国人学校の小・中等部を除く。)を修了したことの無い場合に限って、世帯内修学が認められることがある。

〔問53〕 〔世帯内の専修学校又は各種学校修学 - その1〕

高校に準ずる専修学校等であるかどうかの判断の基準は、課第1の7に示されているところがあるが、そのうち、客観的な要件である専修学校等の教育課程については、本県においては、すでに管内の専修学校等で該当するものがわかっているため、これを判断の目安として実施機関に示すことは差し支えないか。

〔参照〕 局第1-3 課第1-7

(答) 世帯内の専修学校等での修学は、一定の要件を具備した専修学校等の教育課程であれば一律に認められるというのではなく、各ケースごとにその是非が検討され、自立助長上高校での教育と同様の効果が期待できるだけの修学する側の修学の意欲、能力、健康状態等も勘案されなければならないが、専修学校等の教育内容は客観的に判断することができるものであるため、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

〔問54〕 〔世帯内の専修学校又は各種学校修学 - その2〕

生業扶助を受けて専修学校等で修学した場合、当該生業扶助終了後、当該専修学校等の修学についてその修学が自立助長に効果的であり、教育費がその者の収入等により賄われるときは、高校に準ずるものとして世帯内修学を認めて、その教育費を収入認定除外してよろしいか。

〔参照〕 局第1-3 課第1-7 課第6-40 問63

(答) 専修学校等で生業扶助を受けて修学している者は、生業に就くために積極給付を受けて技能を修得しているものであるから、当該生業扶助終了後は、当初予定されていた生業に就くよう指導すべきものであり、中学卒業後引き続いて高校に準ずる

世帯の認定

専修学校等に修学しているものと同様に取り扱うことは認められない。

(問55) 【大学進学を希望する者】

大学に進学する希望のもとに高等学校で修学している者についてはその「修学が世帯の自立助長に効果的である」ことが認められるか。

〔参照〕 局第1-3

(答) 設問のように大学に進学したいとの希望をもっている者であっても高等学校卒業とともに就職するとすれば世帯の自立助長に役立つと判断されるものについては、修学を認めて差し支えない。

(問56) 【高校修学に必要な教育費の取扱い】

高校修学に伴い直接必要な授業料、自治会費等の各種学校納付金、及び教科書代等教科学習費の実費のほか、間接的な経費として制服、制帽の購入費、通学費（自転車購入費を含む）、寄宿舎居住に必要な経費についても局第1の3の(1)及び次第7の3の(3)のウ、エ、オ及びカによる教育費として取り扱って差し支えないか。

〔参照〕 次第7-3-(3)

局第1-3-(1)

(答) お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

したがって、上記の費用を最低生活費として認定することはできず、また上記の費用を負担できない者の修学は認められない。

なお、教育費の認定に当たっては、必ず被保護者からの届出資料に基づくほか、「父兄の支出した教育費調査」(文部省)等客観的な調査資料をも参考の上、適正に認定すること。

(問57) 【高校進学者の育英資金手続中の取扱い】

高校進学者の取扱いのうえで育英資金等の手続を4月以降に行った場合、受給の決定することが確実であっても決定するまでに若干の期間を要するが、決定が

あるまでの間奨学金等によって教育費が賄われているものとして取り扱って差し支えないか。

〔参照〕 局第1-3-(1)

(答) お見込みのとおりである。

〔問58〕 〔高校修学中の病気休学の取扱い〕

保護を受けながら高等学校において修学中の者が病気になった場合、医療扶助その他の取扱いはどうか。

〔参照〕 次第7-3-(3) 局第1-3

(答) 必要と認めるときは、医療扶助を行う。長期間の治療を要し、学業が中断される場合には、休学、奨学金の辞退等が予想されるが、奨学金が支給される間は、修学中として、奨学金等の教育費は従来どおり収入認定しないこととするのが適当である。

〔問59〕 〔高校で修学している単身者〕

高等学校で修学している身寄りのない単身者から保護の申請があった場合、教育費が奨学金等で賄われており、かつ修学が自立助長に効果的であれば保護してよいか。

〔参照〕 局第1-3

(答) お見込みのとおりである。

〔問60〕 〔支給範囲の限定されている奨学金〕

国の補助の対象となっていない貸与金であっても、貸与若しくは給与の条件及び金額等が日本育英会法による貸与金と同程度であれば、厚生大臣による承認が得られるものと解してよいか。

〔参照〕 局第1-5-(2)-ウ

世帯の認定

(答) このような奨学金については、貸与若しくは給与の条件及び金額のみならず、制度としての安定性、普遍性等が承認の要件となり個別に審査を要するので、当該制度による貸与若しくは給与を決定される被保護者が生じた場合は、すみやかに厚生大臣あて承認申請をされたい。

(問61) 【短期大学進学と生活保護】

高等専門学校で修学する者については、その修学課程5年間中同一世帯として保護を受けながら、修学が認められているが、その修学期間から推して、短期大学についても同様に認められると解して差し支えないか。

〔参照〕 局第1-3、5

(答) 高等専門学校については、その修学者を5年間の課程終了まで保護を行うことにより、高等専門学校修学が真に世帯の自立助長に実効あるものとするために認められるものである。

短期大学に進学しようとする者は、高等学校の修学課程を終了し、卒業時において、すでに、一応有利な条件による職業選択の機会があるのであるから、世帯内修学は認められない。ただし、世帯分離により大学における修学が認められる場合もあるので念のため。

(問62) 【夜間大学等の修学】

保護を受けながら修学の認められる「夜間大学等」の「等」とはどのようなものがあるか。

〔参照〕 法第60条 次第7-3-(3)-ク 局第1-3、4、5

課第6-40-(2)-工-(ウ) 問63

(答) 本人が稼働能力を有している場合にはそれを十分活用していることが必要であるが、被保護者がその残りの時間をどのように使うかは、基本的には自由である。とすれば、実施要領において定めている夜間大学等の等には、通信教育専修学校及び各種学校のほか、更に私塾のようなものも考えられる。この場合の教育費は生活費から捻出することとなるが、自立更生を目的とした恵与金等により、夜間大学、一定の

専修学校及び各種学校に修学する場合は、入学の支度及び修学のために必要と認められる最少限度の額について収入認定除外することができる。

なお、大学、専修学校及び各種学校については、世帯分離の扱いができる場合のあることが別途明らかにされており、また、高校に準ずる専修学校又は各種学校の世帯内修学が認められる場合には、教育費について収入認定除外することが認められている。

(問63) 【各種学校での修学】

各種学校での修学が認められる場合として、どのようなものがあるか。

〔参照〕 告別表第6-2 次第7-3-(3)-ク 局第1-3、4、5-(3)

問62 問282

(答)(1) 各種学校での修学が技能修得を目的とするものであるときは、まず、生業扶助の適用を考慮すべきである。ただし、技能修得費は、その支給期間が1年間、特に効果があると認められるときは2年間とされているので、2年を超える技能修得については、これを生業扶助の対象とすることはできないこととなる。

なお、各種学校での修学が技能修得の限界を超える場合には、世帯分離の取扱いを考慮することとなる。

- (2) 各種学校での修学が高校に準ずるものであって、世帯内修学が認められる場合には、その教育費については、収入認定除外の取扱いができるものである。
- (3) 各種学校での修学が上記のいずれにも該当しない場合は、その修学は、稼働能力を十分活用していると認められるときに、余暇利用の一態様として認められることにすぎないものである。

(問64) 【世帯分離により修学している者の医療費の取扱い】

世帯分離の取扱いを受けて大学等で修学している者が病気にかかり、医療費の支出ができない場合は医療扶助を行ってよいか。

〔参照〕 局第1-5

国民健康保険法第6条第6号

世帯の認定

(答) 世帯分離の条件として、生活が維持されることが前提であるから、通学しながら治療できる程度の病気（例えば、むし歯等）にかかった場合は、その医療費は本来「生活の維持」の範囲内のものであるから、保護をすべきではない。しかし、それ以外の病気にかかった場合には、出身世帯員とともに世帯を単位として保護の要否及び程度を判断し保護をすべきである。その後病気がなあって再び通学をはじめたときは、当然その者を世帯分離しなければならない。

なお、世帯分離され被保護者でなくなった者は、国民健康保険の被保険者となることができるから世帯分離の取扱いに際して十分これを指導しておく必要がある。

〔問65〕 〔大学修学者の医療費の取扱い〕

大学で修学している単身者が病気のため入院したが出身世帯がなく、自力等によるその医療費の支出が不可能である場合の取扱いはどうするか。

〔参照〕局第1 - 5、問64

(答) 大学で修学する者に対しては本来法による保護は行われないのであるが、設問のごとく病気のため入院し働くことができない者に対してまで、たまたま大学に在籍していることを理由に保護を拒むのは適当といえない。通常の手続により要否及び程度の判定を行って保護するとともに、休学等の手続をとり授業料その他の負担を免れるよう指導すべきである。なお、出身世帯がある者については、世帯を単位として要否判定を行わなければならない。

第2 実施責任

実施責任

生活保護の決定及び実施は、都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長が行うこととされており(生活保護法第19条)、これらを保護の実施機関とよんでいるが、保護の実施機関はその事務を福祉事務所長に委任しているところから(同条第4項) 実際に生活保護の決定及び実施の事務を行う現業機関である福祉事務所を意味することがある。

保護の実施機関の要保護者に対する保護の決定実施の責任を実施責任というが、実施責任を明確にしておくことは、国民が要保護状態に陥った場合にすみやかに保護を受けられることを保障するため、また、実施責任には保護に要する費用の負担と密接な関連があるので、この負担関係を明確にしておくことが実施機関の円滑な事務の遂行のために必要である。

保護の実施責任は次のようになっている。

保護の種類	事 項	実施責任の所在	参照条文等
現住地保護	実施機関が管理する福祉事務所の管轄区域内に居住地を有する要保護者に対する保護 入院前の居住地のある者又は居住地はないがその同一管内に確実な帰来先のある入院患者に対する保護	居住地の福祉事務所 入院前の居住地の福祉事務所	法19条 局2-1-(2)
現在地保護	居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、実施機関が管理する福祉事務所管轄区域内に現在地を有する者に対する保護 ただし、入院と同時に、又は入院を直接の契機として居住地を失った者に対する現在地保護の実施責任は異なる。	現在地の福祉事務所 入院前の居住地の福祉事務所	法第19条 局第2-1 局第2-1-(1) 局第2-1-(3)
施設収容保護等の特例	生活扶助を行うために他管内の救護施設・更生施設に要保護者を収容若しくは収容委託した場合、又は老人福祉法に基づく措置によって養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに	入所若しくは入所委託前の居住地又は現在地の福祉事	法第19条 法第84条の3 局第2-5

実施責任

	入所した者が入所中に保護を要することとなった場合は特例がある	務所	
急 迫 保 護	他管内に居住地があることが明らかであっても、要保護者が急迫した状況にあるとき、その急迫した事由が止むまでの保護	現在地の福祉事務所	法第19条

居住地及び現在地の認定と実施責任の所在

(1) 居住地の認定

居住地保護の実施責任は、要保護者の居住地によって定められるが、生活保護という居住地とは、生活保護が最低生活の保障を目的としていること及び保護の実施上世帯単位の原則によっていることから、その者の属する世帯の生計の本拠となっている場所をいい、空間的には、居住事実の継続性・期待性がある住居のある場所をいう。

なお、入所している者の居住地の認定については、次のとおりである。

施設の性格上、入居者の生活の場所となる場合は、当該施設が居住地である。

ただし、生活扶助を目的とする救護施設及び更生施設並びに老人福祉法に定められている養護老人ホーム及び特別養護老人ホームは、当該施設が居住地となるが、実施責任については法に特別の定めがある(前表参照)。

特定の便宜のために施設を利用しており、一定期限の到来とともに従前の場所に復帰していく性格の施設については、その施設は居住地ではなく、出身世帯の居住地を当該施設利用者の居住地として認定することとなる。(収容保護施設並びに養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに入所している要保護者が病院・療養所へ入院・入所した場合は (局第2-4、局第2-6) 従前の保護の実施機関が引き続き実施責任を負うこととなる。)

(2) 現在地と実施責任

現在地保護の実施責任を定める場合の現在地とは、居住地がないか明らかでない要保護者が保護を受けることとなった時点における当該要保護者が所在していた場所をいい、例外的に急病により保護を受けていなかった者が入院し保護申請が行われたときは発病地とされる (局第2-1-(1))。

したがって、A市において現在地保護を受けることとなった被保護者が病状の悪化等によりB市の病院に委託替えをする場合においても(局第2-2) 依然として実施

責任はA市を所管する実施機関にあることとなる。

また、身体障害者更生援護施設、国立保養所、精神薄弱者援護施設、内部障害者更生施設、児童福祉施設への入所又は入所措置は、(局第2-3、局第2-7)それぞれの根拠法令に基づいて行われるものであり、生活保護法による措置ではないが入所前又は入所と同時に保護を開始される単身者については、生活援護の観点からは、前述の指定医療機関への委託と類似するものであるので、実施責任は、入所前の現在地を所管する実施機関が負うこととなる。入所者に居住地があればその居住地を所管する実施機関が実施責任を負うことはもちろんである。

〔問66〕 【実施責任についての規定の意義】

実施責任についての実施要領の規定は、法にいう「居住地」や「現在地」の解釈についての標準を示したものと解してよいか。

〔参照〕 法第19条
次第2

〔答〕 実施責任は、基本的には生活保護法第19条各項の規定の解釈により定められるものである。

しかしながら、「居住地」や「現在地」の取扱いは事実判断の問題としてきわめて困難な性格のものであるので、実施要領においては、事実判断等で実施機関相互に紛議の起こり易い事例について、ある程度画一的な認定方法を明示することとしたものである。

したがって、これらの実施要領の規定は、単なる標準例示的な性格の規定ではなく、実施責任の回避を防止し、財政負担の均衡を確保する見地から、各実施機関に対して拘束力を有する規定として明定されたものである。

〔問67〕 【居住地保護と現在地保護の違い】

実施要領の規定するところのうち「居住地保護の例による」と「現在地保護の例による」の意味はどう違うのか。

〔参照〕 局第2-1-(2)、(3)

実施責任

局第2-2

(答) 保護に要する費用について法第73条第1号の規定が適用されるかどうかの違いがある。すなわち、現在地保護の例による場合は、市町村が実施機関の場合、支弁した費用の全体が都道府県及び国の負担となるものである。

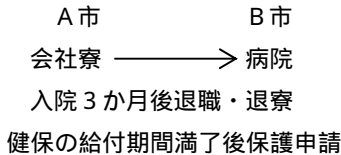
(問68) 〔入院後5年経過して保護を申請した単身者〕

A市内所在の会社寮内に居住していた単身者がB市内の病院に入院し、健康保険の給付を受けはじめた。3か月後に会社を退職し、その際における居住関係が消滅した。入院後5年たって保険の給付期間が満了したため保護を要することとなった。実施責任はいずれの市にあるか。

〔参照〕 局第2-1

(答) 設問の要保護者は、保護の開始の申請時点において居住地がなく、かつ、A市の会社寮への帰来可能性もないのであるから、現在地である病院の所在地を所管するB市が現在地保護をすべきである。

参考図>



(問69) 〔入院を直接の契機として居住地が消滅した場合〕

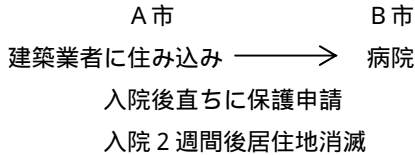
A市内の建築業者のもとに見習いとして住み込んで就労していた単身者が、誤って足場から転落し重傷を負った。直ちにB市内の病院に運ばれ、入院と同時に保護の申請があったが、2週間後、住み込み先が引取りを拒絶し、居住関係が消滅した。この場合の実施責任はA市にあるか、それともB市にあるか。

〔参照〕 局第2-1-(2)、(3)

(答) 設問においてA市内に確実な帰来引受先があればA市の実施機関が居住地保護をし、そうでなければ、入院を直接の契機として居住地を失った者であるので入院

前の居住地であるA市の実施機関が現在地保護をすることとなる。いずれにしても、A市が実施責任を負う。

<参考図>



〔問70〕 〔入院を直接の契機としないで居住地が消滅した場合〕

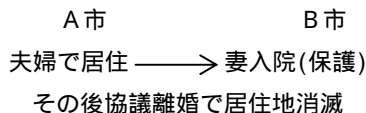
夫婦2人の世帯でA市内に居住していたが、妻が発病し、A市内に適当な医療機関がなかったので、保護を受けてB市内の指定医療機関に入院した、その後妻は夫と協議離婚したためA市の居住地は消滅した。この場合保護の実施責任はA市長にあるとしてよいか。

〔参照〕 局第2-1(本文)、(3)

局第2-2

〔答〕 A市内に確実な帰来引受先があれば、A市に居住地があるものとして従前の保護の実施機関（A市長）が従来どおり実施責任を負うことは前問と同様であり、帰来引受先がなければ、現在地である医療機関の所在地を所管する保護の実施機関（B市長）が実施責任を負う。ところで、設問においては、管外の指定医療機関に委託されているから局第2の2が適用されて従前の保護の実施機関（A市長）が実施責任を負うのではないかと疑問が生ずるのであるが、元来局第2の2は、いわゆる現在地保護のたらい回しを防止する趣旨に基づくものであって、当初から居住地がない者に関する規定であるから、入院と関係のない理由によって居住地が消滅した者についてまで従前の保護の実施機関に実施責任を負わせる趣旨ではない。したがって、設問においてA市内に確実な帰来引受先がないときの保護の実施責任は、医療機関の所在地を所管する保護の実施機関であるB市長にある。

<参考図>



実施責任

〔問71〕 〔単身入院患者に住宅費が認定されなくなった場合〕

A市内の借寓に居住していた単身者が、B市内の病院に入院し、引き続き住宅費を認定されていたが、入院見込期間が1年を超えることとなり住宅費が認定されないこととなった。この場合の実施責任は従来どおりA市長にあるとしてよいか。

〔参照〕 局第2-1-(2)、(3)

局第6-4-(1)-工-(ア)、問245

(答) 単身入院患者について、入院後6か月以内に退院できる見込みのある場合に限り、住宅費を認定することができる(局第6-4-(1)-工-(ア))が、当該住宅費が認定されなくなった場合、それ以後3か月以内に入院を原因として居住地を失ったときの実施責任は、設問のとおり入院前の居住地を所管するA市長にあるものである。

なお、設問の場合、住宅費が認定されなくなった以後3か月を超えて居住地を失ったときは、病院所在地を所管するB市長が所在地保護を行うこととなるので念のため、

<参考図>

A市		B市
居住(単身者)	——→	入院
		入院後居住地消滅

〔問72〕 〔入院中に保護開始になった単身者〕

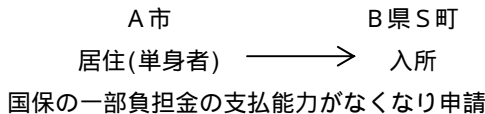
A市に住居をかまえて勤務していた単身者が、結核のためにB県S町の療養所に入所した。この者はA市の国民健康保険の被保険者として国民健康保険法による療養の給付を受けていたが、給付期間の途中において一部負担金の支払能力がなくなり、保護の申請をすることとなった。この場合の実施責任についてはどう判断すべきか。

〔参照〕 局第2-1

(答) 申請の時点においてA市における居住地がすでになくなっておれば、その者の現在地を所管する実施機関が実施責任を負うこととなるから、B県知事が所在地保

護を行うこととなる。ただし、入院して3か月以内に入所を直接の契機として居住地がなくなったものであれば、A市長が現在地保護を行い、申請の時点においてA市に居住地があると認められる場合は、A市長が居住地保護の実施責任を負う。こうした場合の居住地の認定はあくまでも客観的な事実に従うべきことはいうまでもないことであって、A市の国民健康保険の被保険者であるかどうかは参考となりうるが、法における居住地の認定と直接の関係はない。

参考図>



〔問73〕〔浮浪者が急病により管外に入院した場合〕

単身者である甲はA市の病院を退院し、B市に行くつもりで汽車に乗ったところ乗りすぎし、C市で下車した。C市の道路上で急に腹痛をおこし苦しんでいたところを発見者により自動車でD市の病院に収容された。翌日病院からD市の福祉事務所に連絡があったが、甲に対する保護の実施責任はいずれの市の実施機関を負うか。

〔参照〕 局第2-1-(1)

〔答〕 保護を受けていなかった単身者で居住地のないものが入院した場合は、医療扶助又は入院に伴う生活扶助の適用について、保護の申請又は連絡のあった時点における要保護者の現在地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負うこととの取扱いをあらゆる場合に適用するとすれば、浮浪者等居住地のない単身者が入院を要する場合は所管外の地域の病院へ入院させることにより責任の転嫁が行われることになりかねない。これを防ぐために当該入院者が急病により入院した場合であって、発病地の実施機関に申請又は連絡を行うことができない事情にあり、かつ、入院後直ちに実施機関に申請又は連絡があった場合は、発病地の実施機関が責任を負うこととしているのである。したがって、C市の実施機関が、甲の現在地を所管するものとして、保護の実施責任を負う。

実施責任

参考図>

A市 B市 C市 D市
病院を退院 乗りすごし 下車・腹痛 入院・D市福祉事務所に申請

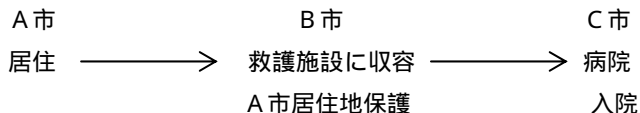
〔問74〕 〔収容保護施設から入院した場合〕

A市に居住していた甲は、病気のため、B市内に所在する救護施設に収容されたが、最近になって入院を必要とする状態となりC市の病院に入院した。この場合の保護の実施責任は、局第2の4によればA市長にあることになるが、費用負担についてはどうか。

〔参照〕 局第2-4

〔答〕 収容保護施設に収容されている者が入院した場合には施設に収容されていたときの保護の実施機関が実施責任を負うとされているのは、施設収容が継続しているものとして、施設にあるのと同様の取扱いをするとの趣旨である。したがって、設問においては、A市長が居住地保護を行うべきこととなる。

<参考図>



〔問75〕 〔施設から入院した者の実施責任と事務費の関係〕

収容保護施設に収容されている者が入院した場合で入院期間が3か月を超えるときは退所扱いとして事務費が支出されないこととなるが、この取扱いと局第2の4との関係はどうか。

〔参照〕 局第2-4、昭和53.4.1 社施第64号社会局長通知、問74

〔答〕 収容保護施設に収容されている者は、たとえ入院したとしてもそれはあくまでも病気の治療のための一時的な現象であって、病気が治ゆたときは再び収容保護の生活形態に復帰することが予期されている。局第2の4はこの考え方に立脚しており、他方、保護施設事務費の取扱いは入院患者が収容されていた特定の施設に対する

費用の支弁の基準を定めたものであるから、両者の取扱いが異なるとしても疑問はないのである。

(問76) 【委託替えをした場合】

A市に居住していた被保護者甲を当初B市所在の更生施設に収容委託したが、甲の希望もあって、C市所在の更生施設に委託替えをした。この場合法第19条第3項にいう「収容前の居住地」は、A市か、B市か。

〔参照〕 法第19条第3項

(答) 収容は生活扶助の方法のひとつであって、収容による保護が継続している以上、収容され、又は収容を委託された施設がかわっても、「収容前の居住地」はかわらない。したがってA市である。

(問77) 【自費で施設に入所している者が保護申請をした場合】

甲と甲の娘乙とその夫丙とは、同一世帯としてA市に居住していた。A市内の内部障害者更生施設が満員のため、甲をB市所在の更生施設に入所させ、甲の生活費は乙が仕送りすることとなった。2年後、乙は仕送りを継続することができなくなったため、甲は生活に困窮し、A市の福祉事務所に保護の開始申請をした。この場合甲の居住地は、入所中の施設にあると考えられるので、甲の保護の実施責任は、当該施設の所在地を所管するB市の実施機関が負うと解するがどうか

〔参照〕 法第19条第1項、第3項。

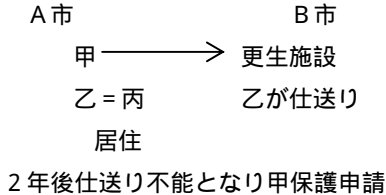
(答) 法第19条第3項の規定により収容前の居住地又は現在地を所管する保護の実施機関が保護を行うのは、法第30条第1項ただし書の規定により収容し又は収容を委託した者に限られるから、自費で施設に入所した者が要保護状態になった場合は、その時点におけるその者の居住地を所管する保護の実施機関が保護を行わなければならない。施設入所者の居住地は当該施設にあると解すべきであるので、結局、施設所在地の保護の実施機関が保護を行うべきこととなる。したがって設問においては、お見込みのとおりB市の実施機関が甲の保護の実施責任を負う。

なお、このように解した場合、施設所在地の都道府県又は市町村に財政的負担を課

実施責任

する結果となるが、居住地保護の原則からみてかかる負担はやむを得ないものと考えられる。

<参考図>



(問78) 【更生施設に収容している者で保護を再申請した場合】

A市の保護の実施機関によりB市所在の更生施設に収容を委託された者が、一時に多額の収入を得たため保護の廃止決定を受け、その後しばらくして再び保護の申請をした場合の実実施責任はどうか。

〔参照〕 ④第19条第1項、第3項

(答) 設問のような場合の保護の実施責任の取扱いは、前問の場合と同様である。すなわち、施設所在地を所管する保護の実施機関が保護を行う。設問では、B市の実施機関となる。

(問79) 【施設長に対して行う葬祭扶助】

B市内の保護施設にA市の実施機関が収容を委託した者が死亡し、施設長がその葬祭を行う場合、施設長に対して行う葬祭扶助の実施責任の所在は、B市の実施機関か、A市の実施機関か。

〔参照〕 局第2-8

(答) 死亡した被保護者の葬祭を行う者に対して行う葬祭扶助の実施責任は、死亡した被保護者に対してこれまで保護を実施していた保護の実施機関が負うこととされている。これは、保護金品が交付されるのは葬祭を行う者であるが、実質的には死亡した者に効果が帰属することを考慮し、これまでの保護の実施機関に責任を負わせたものである。費用負担区分についても、死亡前と同様に取り扱うのが適当である。し

たがって、設問では実施責任はA市の実施機関にある。

(問80) 【養護老人ホーム入所者からの保護申請】

養護老人ホーム入所者に対する保護の実施責任はどのように定められるのか。

〔参照〕 局第19条第3項、第84条の3

局第2 - 4、6

(答) 養護老人ホーム入所者について生活保護法の適用があるのは、原則として医療扶助を受ける場合に限られるが、その場合の保護の実施責任は次のようになる。

〔例 A市に居住していた単身者甲あるいはA市に居住する孫夫婦の世帯にあった乙が、老人福祉法の措置によりB市所在の養護老人ホームに入所している〕

- (1) 甲又は乙が通院による医療扶助を要するとき。生活保護法第84条の3（老人福祉法制定の際に加えられた条項）の規定により法第19条第3項が適用されるので、保護の実施責任は「その者の収容前の居住地又は現在地によって定め」られ、A市長が負うこととなる。
- (2) 甲又は乙が入院による医療扶助を要するとき。この場合も(1)と全く同様である。ただ、入院中に甲又は乙に対する老人福祉法による措置が廃止された場合は、生活保護法第84条の3が「その者がこれらの施設に引き続き収容されている間」についての規定であるところから、法文上当然にA市長が実施責任を負うものとはいえなくなる。しかしながら、このような場合、新たに実施機関を定めることは、かえって保護の実施の円滑を欠き、保護の実施の不当な回避を来すおそれがあるので、引き続きA市長が実施責任を負うものと定められている。保護施設についても同様の趣意による定めがある。
- (3) (1)又は(2)のいずれかによる保護の実施中に乙の出身世帯がC市へ移転したとき。乙に対する保護の実施責任はあくまで「収容前の居住地」によって定められているわけであるから、いずれもA市長の実施責任にかわりはない。したがって、乙の出身世帯員である孫夫婦が保護を受けているような場合には、乙についてはA市長が、孫夫婦についてはC市長が保護の実施責任を負うことも生じる。
- (4) 甲又は乙が他法による医療費負担を受けて入院したとき。入院と同時に入院患者日用品等の支給申請があったような場合は、引き続きA市長が実施責任を負うこと

実施責任

となるが、入院後日時を経て保護を要するに至ったときは、その時点での居住地又は現在地により実施責任が定められる。

以上のとおり、老人ホーム入所者の実施責任については、保護施設収容者の場合と異なる点はほとんどない。ただ、かつて養老施設が保護施設であったときには、甲又は乙が養老施設入所中一時に多額の収入を得て保護を廃止された後再び保護を受けるような場合（通常は停止すべきである）に施設所在地のB市長が新たに保護の実施責任を負うといった事例が考えられたのに対し、養護老人ホーム入所中に老人福祉法による措置が廃止再開されるといった事例は通常考えられなくなったという点を相違点としてあげることができる。

（問81） 【洞穴等に起居している単身者】

数か月前から当市内の洞穴に起居していた単身者が要保護状態となった。洞穴は人の住むべき住居とは認められないから、この場合、居住地がないものとして取り扱ってよいか。

〔参照〕 次第2

〔答〕 洞穴のように住居とは認められない場所に住む場合であっても、その構造及び利用の状況により、住居に準ずると認められ、かつ将来における居住の期待性がある等その居住関係が相当程度安定しているときは、その場所を居住地として認定すべきである。同様な例としては、濠舎に住む場合及び高架鉄道下に板を張って住む場合があげられる。

（問82） 【飯場を転々とする者】

単身の労働者がいわゆる飯場を転々としている場合は、居住地がないものとするべきと考えられるが、長期間滞在する場合もそのように理解してよいか。

〔参照〕 次第2

〔答〕 いわゆる飯場は、事業が完了するまでの間の仮設の宿であるから、原則として、これを居住地と認定するのは不適當である。ただし、土木工事等でかなり長期間にわたるものも考えられるので、工事期間、就労の安定性等を考慮した場合に居住地

と認めるのを適当する事例があるかもしれないが、あってもそれは例外であろう。

〔問83〕 【 現在地の認定 】

工事期間中A市の飯場で寝泊まりしている居住地のない単身者の労務者が、B市の工場現場で働いている最中に発病しB市の病院に入院した場合、実施責任はA市長とB市長のどちらにあるか。

〔参照〕 局第2-1-(1)

問82

〔答〕 居住地がない者の実施責任は、現在地により定められる。ところで設問の場合についてみると、A市の飯場は前問の（答）の本文に従って居住地ではないと判断されても、寝泊まりの場所となっていることから、A市が現在地と解される余地があるようにも思われる。しかしそのような解釈をとった場合、どこまでを現在地としてとらえるかということについて極めて複雑多様になり、結果として具体的判断をすることが不可能になるものと思われる。

よって、居住地がない者については、あくまでも保護を開始する場合の瞬間的事象の場所を現在地としてとらえざるを得ず、設問の場合は、A市の飯場が居住地として認定されない以上、現に本人の身柄が存在するB市を所管する実施機関が実施責任を負うと解するのが適当である。

なお、B市以外の病院に入院した場合であっても、B市の実施機関に対し申請又は連絡を行うことができない事情にあったことが立証され、かつ入院後直ちにB市の実施機関に申請又は連絡があった場合には、発病地であるB市を所管する実施機関が実施責任を負うこととなるので念のため。

〔問84〕 【 簡易宿泊所に滞在する者 】

一定の簡易宿泊所（いわゆるドヤ）に引き続き滞在している単身者は、何日間滞在すれば当該宿泊所に居住地を有するといえるか。また、家族とともに一室に居住している者についてはどうか。

〔参照〕 次第2

実施責任

(答) 一定の宿泊所に引き続き滞在している者であっても、滞在日数により一律に居住地の有無を決めることは適当でなく、事例ごとに判断するほかない。一般に、相当期間引き続き居住した事実があり、かつ将来における居住の期待性が明白に認められる者は居住地があり、それ以外の者は反証がないかぎり居住地がないものと認定すべきであるが、この場合、無一物の単身者よりは、家財道具のある者、あるいは家族とともに居住する者の方が将来における居住の期待性が高いであろう。

(問85) 【更生保護会の宿泊所にいる者】

更生保護会は、更生緊急保護法によって宿泊所を供与し、刑余者の更生保護を行っているが、委託保護の期間（6か月）が終了し、同法による更生緊急保護の対象とはならなくなっても、引き続いて同会の宿泊所に滞在して用務の手伝い、日雇労働等に従事している者は、当該宿泊所に居住地があると解してよいか。また、基準生活費の計上はいかにしたらよいか。

〔参照〕 次第2

(答) 前段については、6か月の更生保護の期間（委託可能期間の限度）を満了し引き続き更生保護会に在所する者の居住関係が、一般の居宅におけるのとほとんど変わらない程度に安定していれば、お見込みのとおりである。

また、6か月を待たずして委託保護を終了し引き続き更生保護会に滞在する者については、一般的には生活保護を必要とすることにはならないと考えられるが、そのような者でも更生緊急保護法の目的は達成されたものの引き続き更生保護会に滞在させることが適当であり、その居住関係も一般の居宅におけるのとほとんど変わらない程度に安定し、かつ生活保護の要件を満たす例外的な場合は、更生保護会等と十分連絡をとり、更生保護会の宿泊所を居住地として保護しても差し支えない。

後段については、居宅基準の例により行われたい。

なお、委託保護中の者については、更生緊急保護法により必要な生活需要は満たされることとなるので、医療扶助を除き基準生活費の計上の必要はないので念のため。

(問86) 【水上生活者の居住地】

陸上に一定の住居をもたず、単身又は世帯員全員が船上で生活している場合に

居住地はあるか。あるとすればどこか。

〔参照〕 次第2

〔答〕 船は市町村の区域外の水面または海面上を自由に航行することができるけれども、通常沿岸に一定の泊地を有するのが普通であって、業務が終わればその場所に帰り、業務外のときはその場所にあるわけであるから、その泊地のあるところに、居住地があると解するのが妥当である。泊地がないか、または明らかでない場合には、寄港地を所管する実施機関が現在地保護を行うべきである。

〔問87〕 【住み込み就労している者】

A村の中学校を卒業してB市の商店に住み込んで就労している者の居住地は、その者が年に何回か、郷里へ帰ることがあっても、B市にあると解してよいか。

〔参照〕 次第2

〔答〕 この場合は、社会通念からみて、出稼ぎとは事情が異なり、本人が従来の親元における生活関係から離れて就労先に居住場所を落ち着いたものと考えられるから、B市に居住地が移転したと解される。

〔問88〕 【同一市内を転々としている者の居住地】

A市において生まれ、同市以外の地に住居を構えたことのない者が、生活の都合上市内を転々としていたが、たまたま無料宿泊所に宿泊中要保護状態に陥った。この者は単身者であるが、この場合、A市に居住地を有すると認められないか。

〔参照〕 次第2

〔答〕 その者の当該宿泊所における居住関係が相当継続しており、かつ、将来においても相当期間継続するものと認められる場合は、当該宿泊所に居住地があるものとして宿泊所の存する地を管轄する保護の実施機関が実施責任を負うべきである、そうでない場合は、A市長が現在地保護の実施責任を負うことになる。

実施責任

(問89) 【災害による避難】

A市に居住していた世帯が火災のため家屋を焼失しやむなくB市の親族のもとに一時身をよせていたが、生活困窮の理由でB市の実施機関に保護の開始を申請した。この時点において、実施責任はA、Bいずれの市の実施機関にあるか。

〔参照〕 次 第2（なお書）

(答) その世帯のB市における滞在が災害に起因する一時的な現象であってA市におけるこれまでの居住関係、職業等を考慮すればA市において将来も居住を継続するであろうと認められる場合は、A市に居住地があると認定し、A市の実施機関が保護を行う。これに反し、災害による避難を契機として以後B市に居住することが明らかである場合は、B市に居住地があると認定し、B市の実施機関が実施責任を負う。もしA、Bいずれの市にも居住地があるとは認められない場合であれば、現在地を所管するB市の実施機関が保護を行うこととなる。

なお、一般に、現にその場所で起居していなくても、他の場所で起居していることがまったく一時的な便宜のためであって一定期限（不確定でもよい）の到来とともに、必ずその場所に復帰して起居を継続していくことが確実であるときは、その場所が居住地となる。

(問90) 【出かせぎとは認められない場合】

甲は、中学校卒業後しばらくX県A村の両親のもとで農業に従事したが、その後労働者として各地の飯場を転々として生活し、その間年に数回程度両親のもとに帰省し、そのつど収入の一部を両親に渡していた。たまたまB市内の土木工事に就労中負傷し保護を要する状態となったが、その場合甲に対する保護の実施責任はどうなるか。なお、甲は退院後両親のもとへ帰りたいとの希望をもっているが、X県の両親は、甲の医療費を負担することができない。

〔参照〕 局 第1 - 1 - (1)

局 第2 - 1 - (1)

(答) 甲が1年に数回程度両親のもとに帰り、そのつど収入の一部を渡していると

いう事実があっても、これをもって、甲の就労が出かせぎであると断定することはできない。むしろ、甲と両親は生活保持義務関係にないこと、甲は生計中心者でないこと等から判断すれば甲の就労は将来出身世帯へもどることが予定されている一時的な出かせぎではなく、親元をはなれて独立の生計を営むに至ったものであって、甲と両親は別世帯と認められる。したがって、甲は単身者としてB市長において現所在地保護すべきである。

〔問91〕 【世帯と実施責任の不一致】

同一世帯について2以上の実施機関が保護を行う場合はあるか。もしあるとすればどのような場合か。

〔参照〕 法第30条第1項ただし書

局第2 - 1

問102

〔答〕 居住を一にしていないが同一世帯と認定される場合は出身世帯の居住する地に居住地があるものとされているので、同一世帯につき2以上の実施機関が保護を行う場合は少ない。しかしながら、法による保護の実施責任は、一人一人の要保護者について定められるものであるから、事例によっては、世帯と実施責任が、一致しない場合も生じてくるのはやむを得ない。次の場合はその例である。

(1) 世帯員のいずれにも居住地がない場合

例 夫婦2人だけの世帯で、夫はA市、妻はB市の病院へ入院していたが、生活に困窮して保護を申請した場合

(2) 保護施設に収容された者の出身世帯が移転した場合

(3) 急迫保護の場合

〔問92〕 【世帯と実施責任が一致しない場合の取扱い】

同一世帯につき保護の実施責任が分れる場合、実施機関としてはどのように取り扱ったらよいか。

〔答〕 同一世帯につき保護の実施責任が分れる場合には次の2種があるから、取扱

実施責任

いを区別する必要がある。説明の便宜上実施責任がA市長及びB市長の両方に分れる場合とする。

なお、3以上の実施機関に分散することはほとんどないものと考えられるが、もしあった場合は、以下の取扱いを応用すればよい。

(1) 別個に取り扱おうとすれば両方の個人又はグループが保護を要するとき
問91の答(1)の例はこれにあたるであろう。

(2) 別個に取り扱おうとすれば、一方が保護を要するとき

例 夫と妻2人だけの世帯で夫はA市の病院に入院中であり、妻は家政婦としてB市内の家庭を転々として働いているため居住地がない。

(1)については、A市長及びB市長がそれぞれ別個に、実施責任を負う者だけを保護する。(2)については、保護を要する個人又はグループの現在地を所管する実施機関だけが、保護を行う。この場合、保護を要しない者の収入のうち、必要経費とその者の最低生活費の合計額を上まわる部分を、収入として認定すべきである。ただ、収入を得ている者が遠くにいるなど認定が困難な事例もあると思われるが、このような場合であっても、慢然と保護を行うことは適当ではなく、できる限りの努力をしなければならない。

なお、(1)又は(2)のいずれについても、世帯員のひとりに居住地が生じたときは、実施責任及び費用の負担区分が変動するし(1)、(2)相互間の移動によって保護の要否、程度が変わるので、実施機関の間において密接な連絡を行う必要がある。

〔問93〕 【帰来の期待性】

夫がA市の病院に入院し、妻がB市の飲食店に住み込んで働いている世帯から、保護の開始の申請があった。妻の就労形態から考えて妻の住み込み先が夫の退院後の着き先となることはほとんど期待できないが、この場合の保護の実施責任はどうなるか。

〔参照〕 局第2-1-(2)

局第2-9-(1) 問92

〔答〕 B市における居住関係は、妻の住み込み就労に基づくものであるから、夫とは無関係であるという考え方も成り立つのであるが、居住を一にしていなくても同一世帯

帯と認定された者については出身世帯の居住する地に居住地があるものとして認定することとされている。したがって、妻が収入の一部を夫に仕送りする等同一世帯として認定すべき場合であって、妻の居住関係が相当安定していれば夫及び妻の居住地はB市にあることとなり、それ以外の場合には、夫、妻のそれぞれにつき、現所在地保護をすべきこととなる。

〔問94〕 〔他管内に確実な帰来先がある場合〕

A市に居住地を有していた単身者が、法による医療扶助が行われるものとして、B市所在の医療機関に入院した。この者のA市における居住地はなくなったが、C市において、新たに確実な帰来先が生じたものと認められる場合、実施責任はC市にあるとしてよいか。

〔参照〕 局第2-1（本文）

局第2-1-(3)

〔答〕 設問においては、入院と同時に又は入院後3か月以内に入院を直接の契機として居住地がなくなった場合はA市長が、それ以外の場合はB市長が、それぞれ現所在地保護を行うこととなり、C市長には実施責任はない。また、その者が、入院後3か月を経過した後において保護申請をした場合は原則にもどり医療機関の所在地の実施機関が責任を負うこととなるので、他法又は自費によって入院し、入院後3か月以内に入院を直接の契機として居住地を失ったものであっても入院後例えば半年経過して要保護状態となり保護の申請があったときは、B市長が現所在地保護の実施責任を負うことになる。

〔問95〕 〔帰来の意思はあるが、住民登録を他市にしている場合〕

甲は妻とともに開拓入殖者としてA市において農業に従事しているが、冬期は積雪がひどいので、妻はB市に派出婦として出かせぎに行くのが常である。ところが某年6月、甲は白内障のためB市に所在する国立病院に入院したもので、妻もB市へ行って派出婦をしながら、甲の世話をしている。農業の方は同じ開拓入殖者である親類の者が面倒をみており、甲は退院後帰来するつもりであるので家もそのままにしてある（現在は誰も住んでいない）が、住民登録はB市で行って

実施責任

いる。甲は医療費を支払うことができないのでB市長に保護の申請をしてきたが、この場合甲に対する保護の実施責任はB市長にあるか、それともA市長にあるか。

〔参照〕 次第2

〔答〕 まず甲の妻の居住地がいずれにあるかを検討してみるに、妻が現在B市に在住しているのは、あくまでも甲の入院に伴う一時的な目的のためであり、その居住地がA市からB市に移転したと解されない。したがって、妻の居住地は依然としてA市にあり、また甲も退院後A市に帰来する意思を有しており、A市における入院前の居住地が甲の居住地と認定されるべきである。なお、住民登録などは、居住地認定のための有力な参考資料ではあるが、必ずしも絶対的なものではない。以上のことから甲に対する保護の実施責任はA市長であることが明らかである。

（問96） 【家族全員の入院】

家族全員が同一の病院に入院している場合であっても、当該病院に居住地があるとは認められないか。

〔参照〕 局第2-1-(3)

〔答〕 病院は、医療という限定された特別の目的のために存在するものであり、入院は傷病の治療のための手段又は傷病の治療に伴う付随的な現象にすぎず、傷病が治ゆすれば病院内における生活関係が終了することはあらかじめ予定されている。その意味において、入院は一時的な居住に似た関係を形づくるとどまるのであって、これは家族全員が同一の病院に入院していても同様であるから、設問の場合当該病院に居住地があるとは認められない。

（問97） 【出身世帯員の付添い】

夫婦のみの世帯で夫が入院し、妻はその付添看護のため病室に宿泊していたが、最近訪問したところ、妻は一週間ほど前にこれまで居住していた借間を引き払って病院内に居を移していることが判明した。この場合妻の居住地は病院内に移転したと考えてよいか。

〔参照〕 局第2-1-(3)

問100

(答) 設問において妻は病院内で日常の起居を行っており、しかもこれは入院治療のためではない。このことから、妻の居住地は病院にあるとの議論も生ずるかもしれないが、この説は、やや形式に流れるもので適当とはいえない。妻が病院にあるのは、たまたま夫が当該病院に入院中であって、その介護に従事する等の理由に基づき病院内で生活する必要を生じたからであり、夫の退院に伴い当然現在の生活状態は終了するであろうことが予定されているのである。したがって、入院患者である夫と妻の病院内の居住関係はほぼ同様であると認められるから、妻の居住地は病院内にはなく、病院を現在地として保護を行うべきである。

(問98) 【勤務の都合で家族と離れている場合】

甲はA市市役所に臨時雇として就職したが、甲の妻子は本籍地たるB村に居住し農業を営み、甲は毎月1、2回B村に帰って家政を処理している。甲の居住地はいずれにあると認定すべきか。

〔参照〕 局第2-9-(1)

(答) この場合、甲はその妻子と同一世帯を構成しているという事実があれば、その世帯の中心とみられる家族が所在するところがその世帯の居住地であり、B村が甲の居住地である。

なお、この例のA市市役所臨時雇の居住地を判断するに当たり、その勤務関係がいわゆる「臨時」的なものであるということを根拠とすべきものでないことは、もちろんである。臨時雇であるからといって、当然に本人が家族の居住する本籍地B村に帰住する意思が強く、A市における居住は単なる一時的な滞在であると判定することは適当でない。居住地の判定に当たっては、このような職名などにこだわることなく、あくまでも居住という客観的な事実関係に立脚してなすべきものである。

(問99) 【外国から帰国した者】

外国から帰国し直ちに保護を必要とする者の保護の実施責任はどこにあるか。

実施責任

〔参照〕 昭44.4.11社保第95号社会局長、児童家庭局長、援護局長連名通知

(答) 帰住地がある場合であって帰住先が出身世帯であるときはその帰住地を居住地とし、そうでないときはその帰住地を現在地とみなして、それぞれ保護の実施責任を定められたい。

また、帰住地がないか、明らかでない場合は、上陸地又は着陸地を現在地とみなして保護の実施責任を定められたい。

(問 100) 【出身世帯の移転 その1】

夫甲、妻乙及び子丙の3人によりなる世帯で甲が入院し生活の維持が困難となったので、居住地であるA市において保護を受けた。某年某月乙は丙をB市に居住する姉のもとに預け、B市内の病院に看護婦として住み込み就労したが、1か月後乙はA市におもむき実施機関に対しB市に転居する旨の申立てを行い、同月末日甲は乙の就労する病院に転院した。A市の実施機関は本世帯はB市の姉宅に転出したとして同月限りをもって保護を廃止し、B市の実施機関にこの旨を通知した。しかし、甲の転院後も約50日間家財道具は前の住居にあり、乙が家賃を払っている事実がある。この場合において居住地はB市に移転したといえるか。また、移転したとすればいつ移転したと判断すべきか。

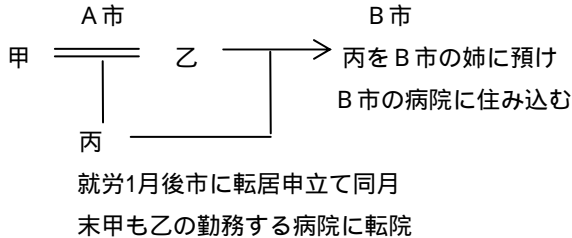
〔参照〕 局第2-1-(3)

問97

(答) 設問において、甲、乙及び丙が同一世帯に属すること、並びに乙が出身世帯の生計中心者であることは異論がないから問題は乙の居住地がA、Bいずれの市にあるかである。乙はB市内の病院に寄宿し、看護婦として就労していたのであるが、かかる場合においても、その状態が相当安定したものであれば、病院の寄宿舎を居住地として認定すべきである。設問については、乙の転居するとの申立て、甲の転院の事実等より判断するに、甲の転院時をもってA市における居住関係は希薄となり、前の住居の家賃を払っているとしてもそれは家財道具の当座の保管のためと認められ、反面、B市における居住関係は相当安定性を持つに至ったことが認められるから、たとえA市の実施機関からB市の実施機関あての転出通知書に記載された移転先が事実と異なるとしても、居住地の認定には影響を及ぼさず、甲の転院日の翌日以降はB市に

世帯の居住地があると認めるのが妥当である。

<参考図>



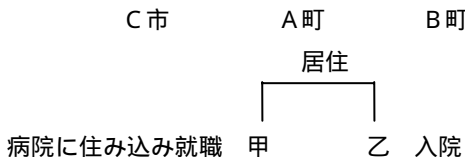
〔問101〕 【出身世帯の移転—その2】

甲は妹乙とともにA町に居住していたが乙がB町所在の病院に入院したため、借家を引き払いC市所在の病院に看護婦見習として住み込み就職した。甲は乙の後見人であって、乙に対し支給される年金を受領し乙の日用品費にあてており、乙の退院後は引き取る旨を申し出ている。この事例において保護の実施機関はC市の実施機関と解してよいか。

〔参照〕 局第2-9-(1)

〔答〕 甲乙間の生計関係等からみて、将来、引取りの意思が相当確実であって、かつ、甲の移転が単に就労のためであり世帯の分解を意味するものでない限り、甲及び乙は同一世帯に属すると解するのが妥当である。したがって甲のC市における居住関係が相当安定している場合は、C市の実施機関がこの世帯の保護の実施責任を負い、甲の居住関係が不安定である場合及び乙を単身者と認定した場合には、乙の入院している病院所在地のB町を所管する実施機関が保護を行うべきこととなる。

参考図



〔問102〕 【出身世帯の移転—その3】

A市に居住する被保護世帯のうち、ひとり保護施設に收容したが、その後出身世帯員がB市へ移転した。この場合被收容者及び出身世帯の実施責任はどうか。もしも実施責任が分散するとすれば、世帯の認定と実施責任の関係はどうか。

〔参照〕 法第30条第1項ただし書

局第2-9-1(1)

問92

〔答〕 法第30条第1項ただし書の規定により保護施設に收容された者に対する保護の実施責任は、法第19条第3項の規定においてその者の收容前の居住地又は現在地によって定めることとされているから、仮にその者に出身世帯があり、管外に移転したとしても、当該施設收容者の保護の実施責任は変動しない。一般にこのような事例においては施設收容者と出身世帯との間に生計同一関係が存在することは少ないので、出身世帯の移転時に別世帯と認定する場合が多いと推測されるが、この場合は別として、なお同一世帯と認定される事例については、同一世帯に対し二つの保護の実施機関が保護を行う（実施機関の分散）こととなる。実務上は、設問のごとく施設入所者と出身世帯員がともに保護を要する場合は、世帯が同一であるか否かにかかわらず、それぞれの保護の実施機関において別個に取り扱うべきである。また、局第2の9は法第19条第1項及び第2項の規定に基づく居住地又は現在地の認定に係る具体的取扱いの指針であるから、同条第3項の規定に関する上記の解釈と矛盾しない。

〔問103〕 【出身世帯の移転 - その4】

A市に居住地を有する夫婦及び子からなる世帯につき、保護が行われていたが、夫が入院した。A市は、引続き保護していたところ、最近妻が住み込みによって収入を得るために子とともにB市に居住の場所を変えた。この場合の実施責任は、いずれの市の実施機関にあるか。

〔参照〕 局第1-1

局第2-9-(1)

(答) 居住を一にしていなが同一世帯に属していると判断すべき場合、入院患者の出身世帯が移転した場合にはその移転先を入院患者の居住地と認定することとされている。したがって、夫と妻とを同一世帯として認定すべき場合であって、妻の居住関係が相当安定したものであれば、妻子の居住するB市に世帯員全体の居住地があるものと認めるのが妥当である。

(問104) 【出身世帯の分散 - その1】

夫婦と子1人からなる世帯において、夫甲がA市内の病院に入院したため、妻乙は子丙をB村の親せきに預け、自分はC市の旅館に住み込んで働き甲及び丙に仕送りをしている。甲の入院は相当長期にわたると見込まれるが、この世帯に居住地はあるか、もしあるとすればB村か、それともC市か。

【参照】 局第2-9-(2)

問105

(答) 丙が親せきに預けられたのが一時的なものでないとすれば、丙の居住地はB村にあると認められる。次に、乙については、たとえ住み込みという形であっても、その居住関係が安定しているならば、居住地はC市にあるといえる。このように出身世帯員が分散していることにより、居住地が明らかでない場合は、生活の本拠として最も安定性のある地を居住地とし、これによりがたいときは生計中心者のいる地を居住地とすべきこととされている。設問において乙の住み込み先が生活の本拠となるかどうかは問題があるが、妻である乙は本世帯の生計中心者であることは異論のないところから、いずれにせよ、C市がこの世帯の居住地となる。

(問105) 【出身世帯の分散一その2】

甲は、妻がB市の病院に入院したため子の養育をA市に居住する姉に依頼し、自分は漁船に乗り組んで遠洋漁業に従事しているが、数か月に1回、帰るたびに姉のもとに滞在し、その際子の生活費を渡している。この世帯の保護の実施責任についてはどう考えたらよいか。

実施責任

〔参照〕⑥第2-9-(2)

〔答〕 前問と同様出身世帯員が分散している例であるが甲は漁船に乗り組んで遠洋漁業に従事し、数か月に1回帰港するのみであり、居住地がないかのように見える。しかしながら甲の子はA市に居住する甲の姉のもとにあり、甲自身も帰港するたびに姉の住居に立ち寄り、その際の生活費を渡している事実があるから、当該世帯の生活の本拠は子の居住するA市にあると考えられる。したがって、A市を居住地として、甲、妻及び子の3名からなる世帯の保護の実施責任を定めるのが適当である。

〔問106〕〔子を預けて入院している場合〕

甲は3年前夫と協議離婚し、子乙及び丙を引き取って養育してきたところ、結核を発病した。そこで、乙及び丙をA市に居住する妹の家庭に預けB市の病院に入院したが、医療費の支払いに困窮し保護の申請をした、主治医の話によれば、甲は治ゆまでに相当長期の療養を必要とするとのことである。この場合の保護の実施責任の所在はA市、B市いずれの実施機関にあるか。

なお、甲から乙及び丙への仕送りはなく、乙及び丙は甲の妹の居住地から中学校に通学している。

〔参照〕 局第1 局第2-1(本文)

〔答〕 この場合、甲と乙及び丙が生活保持義務関係にあること、甲の入院前同一世帯にあったこと並びに乙及び丙が甲の妹の家庭において養育されているのは甲の入院に基づくものでその意味では暫定的なものであることを理由に、甲と乙及び丙を同一世帯として取り扱うという考え方もありうる。しかし、乙及び丙について考察すれば、甲との間の生計同一関係は甲の妹との間のそれと比較してきわめてうすく、甲が短期間で退院し再び乙及び丙と生計を一にする見込みがない以上、乙及び丙は甲の妹に引き取られてその世帯員となったものと解される。したがって、甲は単身者として取り扱い、現在地すなわち病院の所在地を所管するB市の実施機関が実施責任を負うこととすべきである。

〔問107〕〔出身世帯員が引き取られた場合〕

A市内の病院に入院している甲にはA市に居住する弟乙及び祖母丙からなる出

身世帯があったが、乙は中学校卒業と同時にB市に居住する伯母丁（丙の娘）の世話でB市内の商店に住み込み就職した。その後丙の老衰がひどくなったため、丙は丁のもとに引き取られた。この事例において甲の実施責任はB市長に移るか。

〔参照〕 局第2-1 本文
課第2-1

〔答〕 丁が丙を引き取ったのが、甲が退院するまでの間の暫定的なものというよりはむしろ丙の老衰に基づき将来の生活のめんどうをみるためであれば、丙の生計同一関係は甲との間より丁との間の方が強いと判断されるから、甲と乙とをなお同一世帯と認定すべき確実な根拠がない以上、丙が丁に引き取られた時点において甲と丙とからなる世帯は分解し甲は単身者となったと見るのが適当である。この場合、甲の保護の実施責任はB市長には移らず、A市内の家屋を引き払って居住関係が消滅しているときは現在地保護を、依然として家屋があるときは居住地保護をA市が行うこととなる。

しかしながら、甲の退院が近い将来において見込まれており、それまでの間の暫定的な引き取りであれば、通常A市内の家屋を引き払うことはないので、出身世帯員丙及び甲の居住地はなおA市にあると解される。

〔問108〕 【全世帯員が別の病院に入院している場合】

兄弟2人の世帯において2人とも発病し、それぞれ別の病院に入院したが、3か月以上たって居住地は消滅した。この場合保護の実施責任はどこにあるか。

〔参照〕 局第2-1
問92

〔答〕 兄弟がなお生計同一の状態にあると認められる場合は同一世帯とすべきであるが、すでに入院後3か月以上経過して居住地が消滅したのであるから、同一世帯であるかどうかにかかわらず、両人を別々に取扱い、病院所在地を所管する保護の実施機関が現在地保護を行うこととなる。

実施責任

〔問109〕 【世帯分離後の世帯の分解】

A市に住む甲とその子乙の2人の世帯で甲が数年前からA市内の病院に入院し保護を受けてきたが、乙が中学校を卒業し稼働するようになったので世帯分離をした。最近乙はB市の会社に就職し、A市のアパートを引き払いB市に所在する会社の寄宿舎に入居したので、甲の保護の実施責任は、課2の2の答によりB市に移ったと考えられるがどうか。

〔参照〕 課第2-2

〔答〕 課第2の2の答の取扱いは、入院患者に世帯分離を行わないとすれば同一世帯員と認定される者があり、局第2の9の(1)及び(2)に準ずる状態にある場合に限定されるものである。設問において、乙は既に移転し、就職し現在は独身寮に居住している事実があるので、乙に将来甲を引き取る意思がある等、出身世帯として認定すべき場合は、B市が実施責任を負うが、これ以外の場合は乙の転出により世帯が分解し、甲は単身者となったと解される。このように解するならば保護の実施責任はB市長には移らず、A市長が所在地保護を行うこととなる。

〔問110〕 【仮釈放された場合の帰住地】

刑務所から仮釈放(仮出獄)を許可されるにあたって更生保護会を帰住地として指定された場合は、その地を局長通知にいう帰住地として取り扱ってよいか。

〔参照〕 局第2-9-(3)

〔答〕 地方更生保護委員会の行う仮出獄の許可にあたって帰住地が指定された者については、その指定された地を局第2の9の(3)にいう帰住地と解するのが妥当である。

〔問111〕 【拘留の執行停止】

未決の刑事被告人が拘留の執行を停止され直ちに入院した場合の保護の実施責任の取扱いにつき教示されたい。

〔参照〕 局第2-9-(3)

(答) 刑務所から釈放又は仮釈放された場合に準じて取り扱われたい。

(問112) 【外国人保護の実施責任】

外国人の保護の実施責任について教示されたい。

〔参照〕 昭29.5.8社発第382号社会局長通知

(答) 外国人（日本国籍を持たない者をいう。したがって無国籍の者を含む。）は法第1条及び第2条により法の適用対象とならず、法による保護は受けられないが、昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知により、当分の問法による保護に準ずる取扱いをすることとされている。しかしながら、その保護の実施責任は、外国人登録上の居住地を基準として定めることとされ、この点で法による保護と異なる取扱いを受けるのである。ただ、一般的には前記通知3の問8に示されているように、実際上は法による居住地と外国人登録上の居住地はほとんどの場合一致するであろう。

(問113) 【外国人登録証明書を紛失した場合】

甲はA市において外国人登録を行いその後B市に転入し生活していたが、その間に外国人登録証明書を紛失したまま再交付手続をとらず、また居住地変更の届出も行わなかった。たまたま肺結核の発病により急抛入院治療を必要とするに至ったのでB市所在の病院に入院するとともに保護の開始申請をした。この場合の甲に対する保護の実施責任はいずれの実施機関が負うべきか。

なお、甲はA市長の告発に基づき外国人登録法違反容疑者として起訴され、現在裁判所において審理中である。

〔参照〕 昭29.5.8社発第382号社会局長通知

(答) 外国人に対する生活保護の措置は、有効な外国人登録証明書の提示を前提とするものであるから、外国人登録証明書を有しない者に対し生活保護を行うということは通常は考えられない。しかし、保護の申請者が急迫した状態にあるため、登録原票は特定市町村の事務所に備えつけてあるが外国人登録証明書を有しない者に対し保護を行うべき場合には、当該原票に記載されている居住地によりその者の保護に係る

実施責任

実施責任を定めるべきである。ただし、当該原票に記載されている居住地が実態と異なっていると認められる場合には、すみやかに訂正がなされるよう関係当局に連絡すべきである。

なお、居住地の記載が実態と合致しているといないにもかかわらず、外国人登録証明書の再交付の申請を行わせることが必要であることはいうまでもない。

〔問114〕 【実施責任をめぐる見解の対立】

開始の申請に基づき調査したところ、当初A市の実施機関に申請を行ったが、A市においてB市に改めて申請するよう指導したものと判明した。実施責任はA市にあるものと思料するが、行政庁内部の問題により申請を放置することは適当でないと考えられる。このように実施責任について実施機関の間に見解の対立がある場合の取扱いはどうしたらよいか。

〔答〕 申請を受けた実施機関が実施責任がないと判断した場合は、実施責任があると認められる実施機関に対し改めて申請するよう指導し、一方、すみやかにその実施機関に通知する等要保護者の処遇に空白を生じせしめないよう注意しなければならない。この通知を受けた実施機関も保護の実施責任がないと判断し、実施機関間で解決が得られない場合であって申請者が要保護状態にあるときは、「居住地がないか、又は明らかでない」ものとみなし、要保護者の所在地を所管する実施機関がとりあえず保護を行うとともに、詳細を都道府県(指定都市)本庁に報告して協議することとし、なお解決が得られない事例については本省の判定を求めることとするのが適当である。このようにして、実施責任の所在が明らかとなったときは、以後はその実施機関が保護を行うが、それまでの保護費等の支弁及び負担については、法第72条第2項の繰替支弁として処理し、真正の支弁者が法第70条第2号又は第71条第2号の規定により支弁することとする。

なお、都道府県本庁は、実施責任の所在について協議があった場合はすみやかに判定をしなければならないが、一方のみの見解に基づき態度を決定することは事実把握が不完全になりやすく、かえって事態を混乱させるおそれもあるので、なるべく関係するすべての実施機関の報告及び見解を徴した上で判定を行うことが望ましい。

〔問115〕 【実施責任の取扱いが誤っていた場合の取扱い】

相当期間保護を実施していた被保護者について、法の規定及び実施要領の規定に照らし実施責任の取扱いが誤っていたことが明らかとなった場合はどのように取り扱うべきか。

〔答〕 実施責任の判断が誤っていたことが事後になって判明する事例としてはさまざまな場合が考えられるが、原則として本来の実施機関と十分連絡協議の上移管等の措置を考慮するものとしてよいであろう。十分な連絡協議をしないまま移管（廃止）の措置を強行し、保護実施の空白をきたすようなことは厳に慎むべきことはいうまでもない。

〔問116〕 【実施責任と繰替支弁】

実施責任があるものと判断して保護を実施していた被保護者の居住地が他の管内にあることが明らかとなった場合、すでに実施した保護に要した費用を、本来の実施責任を負う公共団体に請求してよいか。

〔参照〕 法第19条第1項、第2項

法第72条

〔答〕 法第19条第2項に基づき「居住地が明らかである要保護者であっても、その者が急迫した状況にあるとき」は現在地所管の実施機関が保護を実施することとなり、その費用は法第72条第2項に基づき繰替支弁した上、本来の実施責任を負う公共団体へ請求することとなっているが、設問のように一旦法第19条第1項に基づく実施責任があると判断した期間の保護については、直ちに法第19条第2項を適用すべきでない。

（もし、こうした場合に、法第19条第2項の適用を当然のことと解すると、法第19条第1項第2号が「居住地が明らかでない」要保護者についての実施責任を規定し、法第73条第1号が「居住地が明らかでない」被保護者の保護費の負担について規定している意味が失われるからである。）

しかしながら、保護の開始当初又は継続中に「居住地」の判断について実施機関相

実施責任

互に見解の対立があり、とりあえず一方の実施機関が保護を実施したような場合、後になって他方の実施機関に実施責任があるとする結論が得られたような場合は、当該見解の対立が生じた時点以後の保護は、法第19条第2項により実施されたものとして費用の請求をすることができるものと解すべきである。

〔問117〕 〔実施責任と費用負担〕

法第19条第3項の規定は施設収容者の保護の実施責任についてのみ特例を設けたものであり、他方、保護に要する費用についての法第73条第1号（現所在地保護の場合の都道府県の負担）の適用にあたっては一般の原則によるから結局施設収容者の保護費等に対する法第73条第1号による都道府県の負担はないと解してよいか。

〔参照〕 法第19条第3項
法第73条第1号

〔答〕 収容保護の場合においては、実際上は居住地を移転し（収容前に居住地があったとき）又は新たな居住地が設けられた（収容前に居住地がなかったとき）のではあるが、これらの新しい居住地は居住地とみず、収容前の居住地又は現所在地はそのままであると擬制しているのであるから、設問のように解するのは適当でない。さらに、法律論をはなれても、浮浪者を施設に収容した場合直ちに市町村の負担となると解するのは市町村に過重の負担を課する結果となるであろう。居住地がないか、又は明らかでない者が施設に収容された場合は、その者が施設に収容されている期間は、居住地がないか、又は明らかでない状態が継続するものとして取り扱い、したがって保護費等の地方負担分は都道府県が負担すべきである。

〔問118〕 〔帰郷旅費を必要とする場合〕

国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律(略称「国援法」)により送還された者に出迎える人がなく、かつ資力ががないため上陸地において帰郷旅費を支給したが、この費用は繰替支弁と解釈してよいか。

〔参照〕問99

(答) お見込みのとおりである。

第3 資産の活用

生活保護の要件として、法は第4条において、利用し得る資産・能力その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用することと定めているが、資産の活用の範囲・程度は国民生活の実態及び地域住民の状況特に低所得階層との均衡を踏えて判断すべきものであり、機械的、画一的に決められるものではない。

現実の個々の家庭の生活の内容は千差万別であることから、実施要領においては、いわゆる相対的例示方法によって取扱いの指針を示している。

資産を最低生活の維持に活用する方途は、当該資産の保有を認めてその本来的用途に従って活用させるものと、売却等の処分を行わせるものとふたつに分けられる。そのどちらによるべきかは、当該地域の一般世帯との均衡、当該資産が要保護世帯にどのような役割を果たしているか（当該資産が世帯員に現実に利用されているか、又は近い将来に利用されることが見込まれるかどうか）及び世帯の自立助長に有効であるかどうかという観点から判断することとなる。

現在保有が認められる資産の範囲は次のようになっているが、これを超える資産であっても処分することができないか、又は著しく困難なもの等次第3の3、4及び5に規定するものについては保有が認められることとされている。

なお、当該世帯の居住の用に供される家屋に付属した土地及び当該世帯の居住の用に供される家屋であって、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるか否かの判断が困難な場合は、原則として各実施機関が設置する処偶検討会において、総合的に検討を行うこととしている。

資産の保有の容認の範囲

資産の種類		保有容認の要件	備考
土地	宅地	(1) 当該世帯の居住に用いる家屋に付属した土地で建築基準法第52条・53条に規定する必要な面積 (2) 農業その他の事業の用に供される土地で、事業遂行上必要最少限度の面積	処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは保有が認められない。 ア、イについては、この要件をいずれも満たすことが必要である。
	畑	ア 当該地域の農家の平均耕作面積、当該世帯の稼働人員等から判断して適当と認められるもの イ 世帯員が現に耕作しているか、おおむね3年以内に耕作することにより世帯の収入増加に著しく貢献するようなもの	
	山林原野	ア 事業用(植林事業を除く)、薪・炭の自給用、採草地用として必要なものであって当該地域の低所得世帯との均衡を失しないもの イ 世帯員が現に利用しているか、おおむね3年以内に利用することにより世帯の収入増加に著しく貢献するようなもの	
家屋	居住用家屋	当該世帯の居住の用に供される家屋(保有を認められるものであっても部屋数に余裕があると認められるときは間貸しにより活用させること)	
	その他の家屋	(1) 事業用家屋で、営業種別、地理的条件等から判断して当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならないと認められる規模のもの (2) 貸家で、当該世帯の要保護推定期間(おおむね3年以内)における家賃の合計が売却代金よりも多いと認められるもの	
事業用品		ア 事業用設備、事業用機械器具、商品、家畜であって、営業種別、地理的条件等から判断して当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならないもの イ 世帯員が現に利用しているか、又はおおむね1年以内(事業用設備については3年以内)に利用することにより、世帯の	

資産の活用

資産の活用		収入増加に著しく貢献するようなもの
生活用品	家具什器及び衣類寝具	当該世帯の人員、構成等から判断して利用の必要があると認められる品目及び数量
	趣味装飾品	処分価値の小さいもの
	貴金属及び債権	(保有は認められない)
	その他の物品	(1) 処分価値の小さいもの (2) 以外の物品で、当該世帯の人員、構成等から判断して利用の必要があり、かつその保有を認めても当該地域の一般世帯との均衡を失することにならないと認められるもの

(問119) 【不動産取得による生活困窮】

不動産を購入すれば生活困窮に陥いることを知りながら居住用の土地、家屋を購入し、手持金を費消したとした保護申請があった場合、どのように取り扱えばよいか。

なお、当該土地・家屋は、処分価値が著しく大きいとは認められないものである。

(答) 社会通念上から考えてみると、不動産を購入すればその後の生活が維持できなくなるおそれがあるのであれば、たとえ居住用とはいえ購入を断念し、先ず現在の生活の維持・確保を図るべきである。

したがって、居住用の土地・家屋といえども、それを購入したことを直接の原因として生活困窮に陥ったのであれば、その原因となった当該不動産を売却する等により自ら解決できるのであるから先ずその努力を行うべきであり、このような場合は生活保護の対象とならないものである。

(問120) 【処分価値が著しく大きな田畑の処分】

当市において、最近工場が市周辺にぞくぞく建設され、その近辺の地価が相当上昇している。そうした地域に田畑50アールを有する要保護世帯から保護の申請があったが、この場合その田畑の所有を認めて差し支えないか。なお、同世帯は純農家で、50アールの土地は当市の平均耕作面積からすればそのまま保有を認められるものであり、世帯主は、農家にとって田畑は生命にもかえがたいものだと

申し立てている。

〔参照〕 局第3-1-(2)

(答) 保護の実施要領によれば、田畑のみならず宅地や家屋についても、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められ場合にはこれを処分させることとされている。著しく高額で売却できる田畑等を所有し、それ売却すれば保護を受けることなく長期間安穩に生活できる場合のあることを考慮しての措置である。

ただ、どの程度の高額で売却できる場合に処分させるべきかは、程度の問題であって一概にいうことはできない。そのケースに応じて個々に判断して決定するよりほかはない。設問のような場合でも、著しく高価に売却でき、近隣の在来の農家でも農地を手離す傾向が相当強いときは売却するよう指導する必要があると思われるが、その世帯の現在の環境、将来の生活状況の予測、周囲の状態等を勘案して個々に判断する以外に方法はない。

(問121) 【処分することができない資産】

次第3の3に示された「処分することができないか、又は著しく困難なもの」には、どのようなものがあるか。また、このような資産を有している者に対する措置はどのようにすべきか。

〔参照〕 次第3-3

(答) 次第3の3に該当する資産としては、土地収用法に基づく使用地、自己の所有であって私道に供されている土地、入会権、自作農維持資金融通法等の貸付金を受け担保に供されている土地等があげられる。これらの資産で保有の限界を超えるものは、ただちに処分することが困難であっても、一定期限の到来により処分可能となるときは、法63条による返還義務を文書により明らかにした上で保護を開始することとなる。

(問122) 【処分困難な農地の取扱い】

相当の田畑を所有しているが、現実に生活に困窮しているため、保護の申請があったケースについて、福祉事務所はその田畑について処分を指示したが、その

資産の活用

田畑の耕作者（賃貸借契約に基づき耕作している。）がその売却に反対しているため（耕作者は耕作地を購入する能力がないのみならず、その土地を返還することにより直ちに生活困窮する。）現実にはこの資産処分は不可能である（売却自体は可能であるが、現在の耕作者が田畑の賃借権を有しているため、購入者は耕作することができないので、その土地相応額での売却は不可能である。）。このような場合の資産の活用はいかに考えるべきか。

〔参照〕 次第3

〔答〕 本法において保護の要件として要求される資産の活用は、その資産の上に既存する他者の権利を違法に排除して活用することを含まないことは当然であり、現実には活用でき、かつその活用が要保護世帯の自立を妨げない範囲で行われるものである。

なお、設問のような場合、活用できると認められる田畑があり、その売却代金が耕作者がいないと仮定したときの売買価格と比較し僅少の差であれば、これは当然売却させるべきであり、また、その差が僅少ではなくとも、その代金が耕作者から得られる賃料の数年分にも相当するような場合は、その土地の具体的条件も考慮し、売却等の処分を考えるべきである。

〔問123〕 〔貸付金により取得した農地の処分が困難な場合〕

農地法により未墾地の割当てを受けて入植した者が、その後開墾に従事していたところ、家族の疾病のために要保護者となった、この者は、開拓資金融通法により資金を借り入れていたため、離農することとなれば、一時に償還すべきこととなり、また、当該農地を売却することも困難な状況にある。この場合の農地の取扱いはどうすべきか。

〔参照〕 同第3 - 1 - (2) 農地法第72条、第73条

〔答〕 その農地が近い将来において活用されることが確実である場合には、保有を認められる限度において、その農地の保有を認めて保護を開始して差し支えない。しかしながら、その農地が近い将来活用される見込みのない場合は農地の売却を行うこととなる。農地の売却については、農地法第72条、第73条により、開墾を完了すべき時期到来後3年以内であれば売却等の処分を行うことはできないが、国による買

戻が行われることができることとなっているので売却が困難な場合は考えられない。開墾が完了し、前記期間を経過しているときは、農地の売却が困難な場合もあるが、この場合は、法第63条の適用を前提として保護を開始して差し支えない。

また、開拓者資金融通法（昭和44年12月、開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に関する特別措置法の制定とともに廃止されている。）により借り入れていた資金の返還については、現在農林漁業金融公庫にその債権が移管されているので、返還の方法等について便宜が図られるよう関係者の意見を聴いて適切な措置を講ずることとされたい。

なお、開拓者であることは、農業に対する適応性、農地に対する愛着が強いと一般的に考えられるので、将来における活用の可能性を判断する場合には十分その点を勘案することが肝要であろう。

〔問124〕 【利用能力のない者の所有する農地の処分】

都市近郊で畑10アールを所有している老人夫婦が、最近夫婦とも老衰し稼働できないため保護の申請に及んだ。畑は土地柄野菜類を栽培しても相当の収益を期待できるし、また売却してもかなり大きい売買価値のあるところである。この場合畑を所有させたまま保護を開始してもよいか。

〔参照〕 局第3 - 1 -

〔答〕 老人夫婦の力では将来においても畑を十分に活用することは不可能のように思われる。したがって、現在その畑には生産財としての意味が乏しい以上、生計維持のため賃貸する等の方法が考えられるが、それでもなお最低生活を満たすに足りない場合は、相当の財産価値もあるわけであるから、それを処分させ生活に役立たせるよう指導すべきである。

〔問125〕 【田畑の保有限度】

田畑の保有限度についての「当該地域の農家の平均耕作面積」は、概ね何アール程度を基準とすべきか。また、小作地を含むか。

〔参照〕 第3 - 1 - (2) - ア

資産の活用

(答) 「当該地域」は、その市町村の行政区域を原則とするが、開拓地等については、その開拓地等における平均耕作面積を基準として考えるべきである。したがって、必ずしも全国一律に何アール程度という基準は予定すべきではない。

なお、この平均耕作面積及び保有限度は、自作、小作を含め判断するものであるが、専業であるか、兼業であるかなども勘案して判断することとされたい。

(問126) 【家屋の遺贈を受けた場合の取扱い】

被保護世帯の世帯主の伯父が死亡し、家屋を1戸遺贈された。同世帯の現在居住している家屋は借家であり、月々家賃を支払っている。しかも現在の住家は相当破損しており、早急には補修を要する程ではないが遺贈された家屋とは比べものにならないほどのみすぼらしいものである。遺贈の家屋は同世帯の家族構成からしてもちょうどかっこうのものであり、世帯主の通勤にも便利な土地にあるので、さっそく移転したい旨申出があったが、この場合これをそのまま認めて差し支えないか。

〔参照〕 局第3-2

(答) 設問の場合は現在居住している家屋が借家であるので、本人の申出をそのまま認めて差し支えないものと思われる。ただし、新しい家屋が著しく高額に売却できるとか、世帯の家族構成からみて余裕があると認められる場合には、保護の実施要領にあるとおり、これの活用を図るよう指導する必要がある。

なお、設問の場合とは逆に新しい家屋に移転すれば通勤上かえって不便になるといったような事情にある場合には、無理に移転を指導することなく、遺贈を受けた家屋を他に売却するなり、場合によっては、保護の実施要領に示されている基準に従って賃貸させるなり、適当な活用方法を指導すべきことはいうまでもない。

本件と同様のケースで現在居住している家屋が自己の所有しているものである場合には、被保護世帯の自立助長上特に効果があると認められるとき以外は、原則として売却させるべきであろう。

なお、一般的に資産の贈与を受けた場合には直ちに保護の実施機関に届け出るよう被保護世帯に徹底しておき、かつこれを励行せしめるよう不断の積極的な指導が肝要である。

〔問127〕 〔公営住宅の有償譲渡〕

公営住宅の入居者に対し、当該公営住宅の建物及び敷地の優先的な有償譲渡が行われることがあるが、入居者が被保護者である場合の生活保護上の取扱いはどうなるか。

〔参照〕 次第3 問126

〔答〕 一般国民においても容易に住宅を確保できないのが我が国の現状であることからすれば、現在においては、譲渡対価の高低にかかわらず保護受給中新たに家屋等の資産を購入し取得することは認められないものである。

〔問128〕 〔ローン付住宅の取扱い〕

ローンの支払いの繰り延べをしている等の場合には、ローン付住宅の保有を認め保護を適用して差し支えないか。

〔参照〕 課第3の14

〔答〕 一般の不動産の場合と同様の基準により判断して保有が認められる程度のものであって、ローンの支払いの繰り延べが行われている場合、又は、ローン返済期間も短期間であり、かつローン支払額も少額である場合には、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

〔問129〕 〔事業用資産保有の判断基準〕

事業用資産の保有について、「当該地域の低所得世帯との均衡を失すことにならないと認められる程度」の判断基準はなにか。

〔参照〕 局第3 - 2 - (2) - ア

局第3 - 3 - (1)

課第3 - 6

〔答〕 生活用品については当該地域の普及率という判断基準が示されているが、事業用品等については、生産財としての機能があり、当該資産が被保護世帯の自立の源

資産の活用

泉として果たしている意味合いを含めてその利用価値を判断する場合、単なる普及率のようなもので基準を示すことは不適當であり困難である。むしろ、その判断に当たっては、当該事業用資産、取引高等について地域の低所得階層の経済活動の実態を比較検討し、実施機関が個々に判断していくことが最も地域の実態に即した取扱いであるといえる。

〔問130〕 〔船舶、自動車の項目分類〕

船舶及び自動車は事業用機械、事業用設備のいずれの取扱いによるべきか。

〔参照〕 局 第3 - 3

〔答〕 事業用機械として取り扱うものである。

〔問131〕 〔他法からの貸付金による事業用資産の購入〕

自立更生を目的とする他法他施策の貸付金によって機械、田畑等を購入する場合、それによって資産の保有の限度が当該地域の平均的な経営規模の範囲内であれば、資産の新たな造成であっても購入を認めることとして差し支えないか。

〔参照〕 局 第3 - 1 - (2)

局 第7 - 4 - (5)

〔答〕 経営の規模が当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならないと認められる程度のものであれば、お見込みのとおり認めて差し支えない。

〔問132〕 〔生活用品の保有を認める場合の判断基準〕

生活用品については普及率が70%を超えている場合は、そのことだけで当該生活用品がその地域にとって利用の必要性があるものとして取り扱って差し支えないか。

〔参照〕 課 第3 - 6

〔答〕 普及率を唯一の判断基準として、機械的に取り扱うことは適當でない。あくまでも個々の世帯の実態により判断すべきである。世帯にとって利用の必要性が認め

られないものについてまで、ただ普及率が高いということだけで保有を認める取扱いとするものではない。

なお、一般世帯との均衡を判断する場合における普及率については、個人営業等を除いた一般世帯の普及率によることとされたい。

〔問133〕 〔処分価値の小さいものの判断〕

生活用品のなかで、処分価値が小さいものは保有を認めることとされているが、処分価値が小さいか否かの判断基準を示されたい。

〔参照〕 局 第3 - 4 - (4)

〔答〕 処分価値の小さなもので保有を認めるべきか否かの判断基準については、全国統一して決められる性格のものではなく、地域の実情等を勘案した上、社会通念で判断することが最も妥当な方法である。

したがって、保護の実施機関は、地域の実情、世帯の状況を的確に把握した上、その保有の可否を判断されたい。

〔問134〕 〔自動車の保有〕

課 第3 の9 及び 1 2 以外に被保護者が自動車を保有することが認められる場合はどのような場合か

〔参照〕 課 第3 - 9

課 第3 - 12

〔答〕 生活用品としての自動車は、単に日常生活の便利に用いられるのみであるならば、地域の普及率の如何にかかわらず、自動車の保有を認める段階には至っていない。事業用品としての自動車は当該事業が事業の種別、地理的条件等から判断して当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならないと認められる場合には、保有を認めて差し支えない。

なお、生活用品としての自動車については原則的に保有は認められないが、なかには、保有を容認しなければならない事情がある場合もあると思われる。かかる場合は、実施機関は、県本庁及び厚生省とも十分協議の上判断していく必要がある。

(問135) 【山間、へき地等において通勤用自動車の保有が認められる場合】

課第3の9により山間、へき地等において通勤用自動車を保有することが認められる場合とはどのような場合か。

〔参照〕 課第3-9

課第6-2

(答) 山間、へき地等において通勤用自動車の保有が認められる場合の要件は、課第3の9に示されているが、具体的には、次に掲げるいずれの条件も満たすことが必要である。

第1は、山間、へき地等地理的条件、気象的条件が悪い地域に居住する者が、自動車による以外通勤する方法が全くないか、又は通勤することがきわめて困難であること。

第2は、世帯の状況からみて、自動車による通勤がやむを得ないものであり、当該勤務が自立に役立っていること。

第3は、通勤用自動車の保有が地域の低所得世帯との均衡を失しないこと。

第4は、保有する自動車の処分価値が小さく、排気量等からみても通勤用としてふさわしい程度のものと認められるものであり、また、自動車による通勤が公共交通機関による通勤と比べ、経済的であることが必要である。

第5は、自動車通勤者の勤労収入が、通勤用自動車にかかる維持費を著しく上回ること。

(問136) 【自動車による以外の方法で通勤することがきわめて困難な身体障害の程度】

通勤用自動車の保有が認められる身体障害者の範囲を示されたい。

〔参照〕 課第3-9

(答) 自動車による以外の方法で通勤することがきわめて困難な身体障害者の判断は、その身体障害者のおかれた身体機能（特に歩行機能）の程度によるので一概に等級をもって決めることはできないが、自動車税等が免除される障害者（下肢・体幹の

機能障害者又は内部障害者で身体障害者手帳を所持する者については、自動車税、取得税が免税される。)を標準とし、障害の程度、種類及び地域の交通事情、世帯構成等を総合的に検討して、個別に判断することとされたい。

(問137) 【歩行に著しい障害を有する内部障害者の範囲】

課第3の12にいう「内部障害により歩行に著しい障害を有する」者とはどのような者が対象となるのか。

〔参照〕 課第3-12

(答) 主に心臓機能障害(人工ペースメーカー装着者を除く。)又は呼吸器機能障害により障害等級表の1級又は3級に該当する者が対象になると考えられる。

(問138) 【他人名義の自動車利用】

資産の保有とは、所有のみをいうものか。例えば、自動車の保有を認められていない者が、他人名義の自動車を一時借用を理由に遊興等のために使用している場合は、どのようにすべきか。

〔参照〕 次第3 問134

(答) 生活保護における資産の保有とは、次第3に示してあるとおり、最低生活の内容としてその保有又は利用をいうものであって、その資産について所有権を有する場合だけでなく、所有権が他の者にあっても、その資産を現に占有し、利用することによってそれによる利益を享受する場合も含まれるものである。

したがって自動車の使用は、所有及び借用を問わず原則として認められないものであり、設問の場合には、特段の緊急かつ妥当な理由が無いにもかかわらず、遊興等単なる利便のため度々使用することは、法第60条の趣旨からも法第27条による指導指示の対象となるものである。

これは、最低生活を保障する生活保護制度の運用として国民一般の生活水準、生活感情を考慮すれば、勤労の努力を怠り、遊興のため度々自動車を使用するという生活態度を容認することもまたなお不相当と判断されることによるものである。

〔問139〕〔テレビの維持費の取扱い〕

保有を認められたテレビで、テレビ受信に要する電気料、修理費を扶助の対象とできないか。

〔参照〕 局第3-4-(4)

日本放送協会受信料免除基準(昭45・4・1日本放送協会公告)1-04

〔答〕 テレビの保有を認めるということは、テレビの購入費や受信に要する電気料、修理費等の維持費を保護費によって別途給付するというのではない。したがって、維持費は一般生活費のやりくりのなかで賄うべきものである。

なお、テレビの受信料は、日本放送協会受信料免除基準により免除されることになっている。

〔問140〕〔保護開始申請時の保険解約の取扱い〕

保護開始の際、保険解約を要しない場合の取扱いについて、次の点を具体的に教示されたい。

- (1) 解約を要しない保険の種類
- (2) 返戻金が少額であり、かつ、保険金額及び保険料額が当該地域の一般世帯との均衡を失しない場合とは、どういう場合か。
- (3) 解約を要しない場合は、法第63条を適用することを条件にしているが、保険金又は解約返戻金を受領した時点での費用返還の対象となる資産はどれか。

〔参照〕 課第3-11

〔答〕 (1) 保険は解約返戻金ができるのであれば、これを解約し「利用し得る資産」として、直ちに最低生活の維持のために活用させることが原則である(ここにいう保険は解約すれば返戻金のできる保険をいう。解約返戻金のでない損害保険の場合には、この活用の問題は生じない)。しかし、解約返戻金が生じる保険であっても、保護の開始にあたって解約させて返戻金を活用させることが社会通念上適当でないものもある。すなわち、生命保険は被保険者の生死を保険事故とし、その事故が発生したときに保険者が一定の保険金を支払うことを約し、保険契約者が保険料を支払うことを約

する保険であるが、このように保険には「万一の場合に備える」という保障的性格に意味があり、日常の生活費の不足を補うために保険を途中で解約することは、むしろ例外とされている。したがって、保険解約返戻金は「資産」とはいても、払いもどしを当然に予定している貯金とはかなり性質を異にしているので、少額の解約返戻金まで活用を求めるのは社会通念上適当ではなくなっている。また、解約はかえって保護廃止後の世帯の自立更生に支障を生じるおそれもある。

以上の事情を考慮し、解約返戻金が少額であり、かつ保険料額が当該地域の一般世帯との均衡を失しない場合には保護開始に当たっても、直ちに解約して活用することを要しないという取扱いをすることができることとされている。しかし解約返戻金はあくまで「利用し得る資産」であることには疑問の余地はないから、保険金等を受領した時点で所定の額を返還すべきものとしている。

以上の趣旨から、解約を要しない保険の種類は、危険対策を目的とするものに限り認められるものであり、いわゆる住宅保険、こども保険など貯蓄的性格の強い保険は認められない。また要保護世帯に保険による保障の効果が及ばないもの及び世帯員の危険を保障するものでないものは解約させるべきである。

なお、以上の要件を満たすものであれば、民間会社による一般の生命保険、郵便局の簡易保険あるいは農協等の生命共済などの種類を問わない。

(2) 少額返戻金又は保険料、保険金の一般世帯との均衡の判断については、全国を統一して決められる性格のものではなく、地域の実情等を十分勘案した上、社会通念で判断することが最も妥当な方法であると考えられるので、家計調査（総理府）、消費動向予測調査（経済企画庁）、生命保険に関する全国調査（生命保険協会）等を参考に地域の実情、世帯の状況を的確に把握した上、保護の実施機関が判断することになる。

(3) 申請時における解約返戻金相当額を資産とし、その額が費用返還の対象となる。

なお、保険の解約を要しないものとして保護開始する場合は、法第63条による返還義務を文書により明らかにした上保護を決定すること。

第4 扶養義務の取扱い

<生活保護と私的扶養>

公的扶助と私的扶養との関係をどう整理するかは、私的扶養の果たす社会的機能の変容につれて時代とともに変化するものであり、現行の生活保護法では、旧法のように私的扶養を受けることができる条件を有している者には公的扶助を受ける資格を与えないというのではなく、現実に扶養義務が履行される可能性があるときのみ扶養請求権の行使を受給要件としてとらえる立場を採っている。

扶養請求権は、法第4条第1項にいう「資産、能力、その他あらゆるもの」の中に当然含まれるので、それは「利用し得る」ものである限り、それを「最低限度の生活維持のために活用する」ことが保護の受給要件となることは、資産や能力の場合と全く同様である。したがって、「利用し得る」ものとしての扶養請求権がどのような状況で行使されれば「活用」といえるかは、私的扶養の果たす社会的機能や扶養に対する国民意識がその時々によって変っていくものであり、国民生活や国民意識の変化に即して判断していくこととなるのである。

なお、法第4条第2項の規定は、国家責任に基づき必要な保護を行うとした法第1条との関連で、従来から論議の多かった私的扶養についてそれが法第1条の規定にもかかわらず、公的扶助に優先することを宣言的に規定したものと解すべきである。

<生活保護制度における扶養義務>

民法における扶養義務の規定は、その人的範囲として、夫婦のほか、直系血族及び兄弟姉妹（絶対的扶養義務者）とこれら以外の三親等内の親族（相対的扶養義務者）で家庭裁判所の審判を受けた者とを定めるのみで、具体的な扶養の順位、程度、方法については当事者の協議及び家庭裁判所の審判に委ねている。これに対し、生活保護制度では民法の解釈上通説とされている「生活保持義務関係」と「生活扶助義務関係」の概念を採用し、生活保護制度における扶養義務の取扱いの目安としている。これらの関係を表で示せば次のとおりである。

民法上の 扶養 義務の内容 位置	第752条 夫 婦	第877条第1項 絶対的扶養義務者	第877条第2項 相対的扶養義務者
生活保持義務関係	夫 婦	親の未成熟の子に対する関係(*)	
生活扶助義務関係		直系血族(*を除く) 及び兄弟姉妹	三親等内の親族で家庭裁判所が特別の事情ありと認める者
扶養義務なし			三親等内の親族で家庭裁判所が特別の事情なしと認める者

実際に生活保護を実施する上においては、民法上の扶養義務を直ちに家庭裁判所に申し立てるなどして法律上の問題として取り運ぶことはその性質上なるべく避けることが望ましく、努めて当事者間における話し合いによって解決し円満裡に履行させることが本旨である。具体的には、社会における扶養の状況あるいは扶養に対する国民意識等を踏まえて大要、次のような取扱いを行うこととされている。

(1) 相対的扶養義務者については、実際に家庭裁判所において扶養義務創設の審判がなされる蓋然性が高い、次のような状況にある者に限って保護制度との調整の対象となる扶養義務者としてとらえること。

(ア) 現に扶養を実行している者

(イ) 過去に当該要保護者から扶養を受けたことがある場合等扶養の履行を期待できる特別の事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者

(2) 夫婦、絶対的扶養義務者及び(1)によりとらえられた相対的扶養義務者の扶養の程度は次のような標準によること。

(ア) 生活保持義務関係においては扶養義務者の最低生活費を超える部分、ただし、世帯分離をした世帯における生活保持義務関係が扶養の問題としてとらえられることとなる場合、それを原則どおり生活保持義務関係にある者の扶養義務としてとらえると世帯分離をした趣旨に反することとなる場合があるので、この場合(イ)の生活扶助義務関係と同程度の義務とする。(局第4-2-(4)参照)

(イ) 生活扶助義務関係においては、社会通念上それらの者にふさわしいと認められ

扶養義務の取扱い

る程度の生活を損わない限度

〔問141〕 【生活保持義務関係者の居所の確認】

生活保持義務関係にある扶養義務者の居所が不明な場合には、どのような方法によって居所の確認をすればよいか。

〔答〕 住民基本台帳又は戸籍の附票により確認する方法や扶養義務者の両親等の親族に照会する方法の他、場合によっては、警察署へ捜索願いの提出を行わせる等の方法により確認することとなる。

〔問142〕 【死別した妻の実家と弟の妻の実家】

A市に居住する独身者から、同市内の病院に入院したが、今後長期間入院を要し収入も途絶したということで、医療扶助及び入院患者日用品費の支給について申請があった。調査したところ、同人は最近妻と死別したが、妻の父が同市内にあって相当豊かな生活を営んでいる現状であるので、医療費については医療扶助を適用するとしても、入院患者日用品費については亡妻の実家から扶養を仰ぐよう指導して差し支えないか。

また、申請書によると同人に同市に居住する弟1人がいるが、これは最近結婚したばかりで生活に余裕はなく、兄を扶養する能力はない。けれどもその妻の実家が近隣にあり豊かな生活をしているので、弟の妻の実家に対しても扶養を仰ぐよう指導できるか。

〔参照〕 次 第4

局 第4 - 1

民法第728条第2項、第877条第2項 戸籍法第96条

〔答〕 前段の場合、申請者がすでに亡妻の実家と姻族関係を終了させる意思表示をしているときは、亡妻の実家とは姻族関係にないから、扶養を求めるよう指導することはできない。しかし、被保護者に子供がいる場合であれば、その子供と亡妻の実家の祖父母との間には扶養義務関係があるので、保護の実施機関は、申請者に対して亡妻の実家から子供に対する相当の扶養を仰ぐよう指導することはできる。

扶養の程度については、入院患者日用品費相当額にこだわる必要はない。なお、扶養義務に関する実施機関の指導は、関係者の親族関係に関する意思表示(例えば、この設問における姻族関係終了の意思表示)を左右するようなものであれば行き過ぎであるから留意を要する。

後段の場合は、弟の妻の実家は民法第877条第2項にいう三親等内の親族ではないから、そこから扶養を求めるよう指導することはできない。

しかしながら、以上は法律上の問題としてみた場合の取扱いであって、亡妻の実家又は弟の妻の実家から進んで援助を申し出ている場合にはこれを受けるよう指導するとともに、申請者とこれらの家庭との過去の関係、その他当該地域の生活実態からして援助を受けるのが適当であると認められるときは、援助を受けるよう申請者に対して助言する必要がある。

〔問143〕 〔相対的扶養義務者に対する調査の意義〕

被保護者が家庭裁判所の審判のない一定の相対的扶養義務者に対して生活保護法上扶養義務の履行を求むべき場合の法律的根拠を教示されたい。

〔参照〕 民法第877条第2項

同第4-1-(1)-イ

〔答〕 具体的な法律上の根拠はない。実施要領 第4-1-(1)-イの取扱いは、家庭裁判所においても、同様の事情によって判断されるから扶養義務の確認審判を求める場合における関係者の時間、費用等の負担を省き、あるいは、また、当事者間の感情的まさつを避けるという意味合いから、かかる取扱いによることとしたものである。従って、同第4の1の(1)のイに該当する場合には、相手方たる相対的扶養義務者に対し、かかる取扱いを行う趣旨について十分説明し、納得を得よう努めるべきである。なお、当該相対的扶養義務者があくまでかかる方法による扶養の履行を拒んだ場合には家庭裁判所に審判を求める必要がある。

〔問144〕 〔事業所得者の扶養能力の判断基準〕

生活扶助義務関係にある者の扶養能力の判断にあたり、給与所得者については特別の事情がない限り所得税が課せられない程度を基準にすることとされている

扶養義務の取扱い

が、他の事業所得者についても所得税の賦課状況を判断基準とすることはできないか。

〔参照〕 課第3 - - 3

〔答〕 給与所得者以外の事業所得者については、各業種によって課税最低限の所得額に差がある等、所得税の賦課状況だけで扶養能力を判断することは適当でない。これらの者については個別に扶養能力を判断することになるが、給与所得者の課税最低限の所得額、市町村民税の所得割の賦課状況等が参考となる。

〔問145〕 【扶養の程度の判断基準】

扶養義務者の扶養程度についての判断の基準を明確にされたい。「社会通念上それらの者にふさわしいと認められる程度の生活を損わない限度」というのみでは、認定の実際に当たって判断がきわめて困難である。

〔参照〕 局第4-2-(4)-イ

〔答〕 扶養義務の程度については、学問上、設問にあるような抽象的な尺度があるが、この具体的な基準は家庭裁判所の審判例（現在のところきわめて少数である）によって形成していくほかないと思われる。

〔問146〕 【扶養義務関係と世帯】

扶養義務者の範囲は、⑥第4の1の(2)の表により示されているが、血族、姻族の別及び親等の計算は、当該世帯の世帯主からの関係においてとらえるべきか、それとも当該世帯に属する世帯員それぞれの関係からとらえるべきか。

〔参照〕 局第4-1-(2)

〔答〕 当該世帯に属する世帯員それぞれの立場からとらえるものである。

〔問147〕 【扶養義務調査の頻度】

局第4-3-(3)で扶養能力の調査は年1回程度は行うこととされているが、例えば扶養能力調査の結果、子供の就学費用のため、扶養の可能性が期待できない

等の実情が明らかとなったときは、当該世帯の実情に対応して適宜調査することとして差し支えないか。

〔参照〕 局第4-3-(3)

(答) お見込みのとおりである。

(問148) 【扶養義務における感情問題】

扶養義務者が、十分扶養能力があるにもかかわらず扶養義務を履行しない場合において、次のような事情から、本人が家庭裁判所への申立てを行わない場合には、本人の意思を尊重し、直ちに保護を行ってよいか。

- (1) 相当長期にわたって扶養されていたが、これ以上扶養を継続してもらうことは義務者に対して道義上できないと申し立てる場合
- (2) 過去に、極めて強い感情的な対立があり、以来絶交している場合
- (3) 過去に交り続けていたが、最近扶養要求などで感情的対立があり、扶養義務者の扶養を受けるくらいなら死んだ方がよいと申し立てる場合

〔参照〕 次第4

局第4-2-(3)、第4-3

(答) 設問の場合は、いずれも権利者と義務者の間の感情問題のために権利者が義務者の義務の履行を欲しない場合と思われるが、単に感情上の理由によって履行を請求せず、又は履行を受けない場合に、これを法第4条の要件を欠くものではないとした場合には、本人の恣意によって私的扶養と生活保護のいずれかを選ばせる結果となり、保護の補足性の原理にもとることとなる。したがって、ただちに保護を行うことは適当ではない。

- (1) の場合については、過去において長期にわたり扶養が行われていたのであれば、扶養義務者の側にこれを中断すべき事情が発生しない限り、本人に生活保護制度の趣旨を納得のいくように説明し、なお継続して扶養が行われることにつき最大限の努力をしなければならないことを理解させるべきである。
- (2) の場合については、自己の能力に応じた就職先があるにもかかわらず気に入らないからといってその就職を拒むことが保護の適用上は許されないのと同じく要保護

扶養義務の取扱い

者本人の恣意は許されるべきでなく、扶養義務履行の請求につき当然の努力をさせねばならないが、相手の扶養義務者も同様な感情の対立状態にあるときは、これを緩和すべく福祉事務所長は援助協力し、かかる後もその効果のないときには、場合によっては最後の手段として家庭裁判所の審判をまつことが必要である。

- (3) の場合については、過去において交り続けていた関係上、その感情的対立は一時的なものである場合が多いと思われるから、まず、これを解消せしめるように仲介の労をとり、円満な扶養義務の履行を図ることが第一である。これが不成功に帰した場合であっても扶養義務履行につき本人に対して最大限の努力を要求すべきことは(1)及び(2)の場合と同様である。

〔問149〕 〔扶養を受けることを拒否する場合〕

小学校3年生の女子をかかえた母親から保護の申請があった。調査したところ、同人には兄2人、妹1人の兄妹があり、申請者と同じ市内に居住している。これらの者に対して扶養能力の有無につき調査したところ、長兄は相当の資産を有しこの地方では中流以上の農業を営んでおり、調査の際に妹の扶養を快く承諾した。ただ、申請者は、結核で現在入院中の夫を見捨て、ほとんど断絶状態にあるので、申請者の住居も近いことであるし、申請者の方から金を受取りにくるならば扶養しようということである。申請者にこの旨伝えたところ、金を貰いに行けばいろいろとまた説教されるにきまっているから、兄のところへ行くのは絶対にいやであるといって扶養を求めにいかうとしない。こうした場合でも保護を開始する必要はないか。なお、他の兄妹は家庭は貧農であって、扶養能力はないと認められる。

〔答〕 扶養義務の履行を求めるのに、本人の感情等を考慮することは許されない。扶養の履行を申し出ている者がそれとひきかえに要保護者に対してかなりの努力を必要とするような行為を要求している場合であれば格別、設問のような場合は、まったく申請者の感情によってこれを拒否しているものと認められるので、さらに申請者を説得するように努め、なおかつ扶養を受けることを拒否するようであれば、法第4条第1項の要件を欠くものとして申請を却下すべきである。

ただし、申請者が病弱のため歩行にたえず、また子供も未成熟で多額の金銭の授受

に不安であるといったような事由があれば、金銭を郵送するよう扶養義務者に要求する必要がある。

〔問150〕 〔扶養能力の程度と扶養義務不履行の申立て〕

被保護世帯甲は、母と子3人からなる母子世帯であり、母は内職をし、長女は、中学校卒業後某町工場に勤務している。母には某会社の部長をしている兄があり、その兄の子2人はそれぞれ大学に通っている。しかし、母の結婚がその兄の反対を無視して行われたという経緯から、その兄は甲世帯に対しなら援助をしてくれない。このような場合、扶養義務の履行に関して家庭裁判所に申立てを行わせるべきか。

〔参照〕 同第4-2-(4)-イ

〔答〕 扶養義務に関する審判又は調停の申立ては、扶養義務が履行されないという事実があることのみをもって行ってよいものではなく、扶養義務の円滑な履行について福祉事務所として誠心誠意の努力をつくしたにもかかわらず、相手がこれに応ぜず、しかも、要保護者との親近関係、従来の変際状況、収入、資産等の諸事情を検討した結果、十分扶養能力があると判断される場合に、はじめて問題とすべきものである。したがって、設問の場合も、ただ単に子供が2人とも大学に在学しているからといって扶養義務の履行を強要すべきでなく、兄の世帯の生活状況等を勘案し、かつ、過去の経緯等も考慮した上判断すべきである。もし、兄の世帯が普通程度の生活をしており、子らもアルバイトによって学資の一部を賄っているような状況であって、その世帯としてはそういう状態を崩す たとえば、子を退学させて働らせる等 以外には、妹の世帯を援助する余裕がまったくないような場合であれば、「子を大学にやりながら、困っている妹を援助しないのはけしからぬ」といって非難するのは行き過ぎであるといえる。

〔問151〕 〔現に行われている扶養の生活保護法上の取扱い〕

課第3の3において、積極的に扶養義務の履行を求むべき対象であるか否かについての判断基準が示されているが、判断基準以下の扶養義務者から現に仕送り援助が行われている場合には、これは行う必要がないものと考えて取り扱う

扶養義務の取扱い

べきか。また、扶養能力の判断基準により、直ちに扶養の程度を定めて差し支えないか。

〔参照〕 局第4-2-(4)-イ

課第3- -3

(答) 前段については扶養義務の履行としてとらえるべきである。後段については、扶養能力の判断基準は扶養能力の有無を判断するに際して用いられるものであるから、これによって扶養能力があると判断された者については、さらにその資力、生活実態等について調査した上、㊦第4の2の(4)のイにより、具体的な扶養の程度を定めるべきである。

第5 他法他施策の活用

生活保護実施上いわゆる他法他施策の活用とは、社会保険制度に基づく保険給付、恩給、その他最低生活の全部又は一部に充足し得る諸制度による給付又は扶助については、最低生活保障の基底である生活保護制度の発動以前にまずその活用を図らなければならないという趣旨で、「保護の補足性」から当然に由来する考え方である。すなわち、法第4条第1項にいう「資産、能力その他あらゆるもの」には、これらの他法他施策に基づく給付及び扶助が当然に含まれると解されるから、それらが「利用し得る」ものである限りそれを「活用する」ことは、保護を受給する前提となるのである。ただし、資産、能力等と違って制度として仕組みられているところから、「利用し得る」か否か、及び「活用すること」の意味については画一的に決まることが多いであろう。なお、同条第2項には、「他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする」という規定があるが、これは、他法他施策による給付及び扶助のうち、対価としての意味を持たないため本法との優先関係について誤解の生ずるおそれのある「他の法律の定める扶助」について、本法に優先することを特に明示したものであって、その考え方は上述のとおり既に同条第1項の規定によって基礎づけられているものである。

(問152) 【健康保険組合における附加給付の取扱い】

某健康保険組合加入の世帯主から、その被扶養者の疾病の医療費につき、医療扶助適用の申請があったので、同組合におもむき調査したところ、医療費総額の2割相当額の附加給付を行っていることが判明した、この場合、医療扶助としては本人負担の1割相当分につき要否を判定し、かつその分だけ負担することとして差し支えないか。

〔参照〕 健康保険法第69条の3 保険医療機関及び保険医療養担当規則第5条

(答) 健康保険組合における附加給付は、組合員に対して支払われるものであるから、保護適用の要否判定についてはお見込みのとおりである。しかしながら、これは組合から直接医療機関に支払われるものではなく、原則として、保険医療機関は被扶

他法他施策の活用

養者について医療を行った場合は、その附加給付の有無にかかわらず3割相当額の支払を本人から受けるものとされている。したがって、要否を判定した結果、医療扶助適用の必要があると認定された場合には、本人が保険医療機関に対して支払を要する3割相当分を医療扶助として医療機関に支払うこととし、組合から支給される附加給付分については法第63条に基づき費用返還せしめることとなる。

〔問153〕 〔国民健康保険の被保険者資格との関係〕

医療扶助適用の申請があったので調査したところ、本人は6か月程前から当地に移転してきており、当然国民健康保険の被保険者となるべきであるにもかかわらず、その手続をしていないためにまだ当市の国民健康保険の被保険者になっていないことが判明した。本人及びその家族は、内職に従事しており、国民健康保険の被保険者となっていれば、その一部負担金相当額は最低生活を維持してなおかつ負担できる収入を得ている。治療中も家族の内職従事により、多少減収はするが、それでもこれを負担することができなくなるという程のものではない見込みである。この場合、どのように措置すべきか。

〔参照〕 国民健康保険法第5条、第6条

〔答〕 市町村当局に連絡して、国民健康保険の被保険者とし、国民健康保険から給付を行うよう措置すべきであって、医療費の全額を負担し得ないからといってただちに医療扶助を適用することはできない。

一般に、このような例は決して少なくないものと思われるが、特に低所得階層の場合には国民健康保険税や保険料の負担回避のために転入のとき等の国民健康保険の被保険者となる手続を怠る傾向が多いものと思われるので、このようなことのないよう住民の被保険者資格に関し、遺らうのないよう積極的な対策措置について、市町村当局に対し、保護の実施機関としても常時要請する必要がある。

なお、この場合、要否判定については、国民健康保険法による給付があるものとし、一部負担金を医療費として計上し、保護の要否を判定することとされたい。その結果においてもなお保護を要する場合は、医療扶助を適用することになるので、国民健康保険の被保険者になることはできない。

〔問154〕 〔健康保険の被保険者資格との関係〕

医療扶助適用の申請があったので、本人の給与額を確認するため事業所におもむいて調査したところ、その際、同事業所では常時7人の常用者を雇用していることを聞いた。したがって、同事業所は健康保険が適用されて当然であるのにまだ適用を受けていない。この場合、本人に対し医療扶助を直ちに適用して差し支えないか。

〔答〕 事業所について健康保険の適用を決定するのは社会保険事務所が行っているから、直ちにその事業所の所在地を管轄する社会保険事務所に連絡し、健康保険適用につきその見解を求める必要がある。ただ、健康保険の適用につき申請を行うのは事業主であって、被保険者となるべき者にはその責任はない。したがって、社会保険事務所における健康保険適用の決定に相当期間を要するようであれば、本人に対して医療扶助を適用しても差し支えない。けれども、健康保険では、その事業所が健康保険の適用事業所であると認定された場合には、その事実の発生した時点に遡って適用することを原則とし、その事業所に雇用されている者もまたその時点に遡って被保険者資格を得るものとされている。この場合には、過去において本人が疾病にかかり医療費を要したものであれば、本人は療養費の支給について請求権をもつことになる。事業所に対する健康保険遡及適用の時点についても社会保険事務所が決定することとなっているので、これと連絡をとり、遡及適用が行われた場合は、保護の実施機関は、本人に対し療養費支給申請を行うよう指導し、その結果支給された療養費全額について法第63条の規定に基づき費用返還せしめることとなる。

なお、健康保険の被保険者とすることを社会保険事務所が決定した日以後は、通常の場合は生活保護とは無関係になることはいうまでもない。

〔問155〕 〔健康保険の被扶養者の範囲〕

社会保険特に健康保険及び日雇労働者健康保険の被扶養者の範囲はどこまでか。

〔答〕 健康保険法第1条第2項には、

他法他施策の活用

前項ノ被扶養者ノ範囲ハ左ニ掲グルモノトス

- 1 被保険者ノ直系尊属、配偶者(届出ヲ為サザルモ事実上婚姻関係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下之ニ同ジ)、子、孫及弟妹ニシテ主トシテ其ノ被保険者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ
- 2 被保険者ノ三親等内ノ親族ニシテ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ
- 3 被保険者ノ配偶者ニシテ届出ヲ為サザルモ事実上婚姻関係ト同様ノ事情ニ在ルモノノ父母及子ニシテ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ
- 4 前号ノ配偶者ノ死亡後ニ於ケル其ノ父母及子ニシテ引続キ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ

と規定されている。したがって、直系尊属、配偶者、子、孫、弟妹及びその他の世帯員は一応被扶養者の範囲に入り得るが、「主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ」に該当するか否かの認定は、次の要領を参考として行われている。

収入がある者についての被扶養者の認定について(抜すい)

昭52・4・6

保発第9号・庁保発第9号

最終改正 平4・3・2 保発第16号

庁保発第1号

健康保険法第1条第2項各号に規定する被扶養者の認定要件のうち「主トシテ其ノ被保険者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ」に該当するか否かの判定は、専らその者の収入及び被保険者との関連における生活の実態を勘案して、保険者が行う取扱いとしてきたところであるが、保険者により、場合によっては、その判定に差異が見受けられるという問題も生じているので、今後、左記要領を参考として被扶養者の認定を行われたい。

なお、貴管下健康保険組合に対しては、この取扱要領の周知方につき、ご配慮願いたい。

記

1 被扶養者としての届出に係る者(以下「認定対象者」という。が被保険者と同じ世帯に属している場合

- (1) 認定対象者の年間収入が120万円未満（認定対象者が66歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあっては170万円未満）であって、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満である場合は、原則として被扶養者に該当するものとする。
 - (2) 前記(1)の条件に該当しない場合であっても、当該認定対象者の年間収入が120万円未満（認定対象者が60歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあっては170万円未満）であって、かつ、被保険者の年間収入を上廻らない場合には、当該世帯の生計の状況を総合的に勘案して、当該被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められるときは、被扶養者に該当するものとして差し支えないこと。
- 2 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合
認定対象者の年間収入が、120万円未満（認定対象者が60歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあっては170万円未満）であって、かつ、被保険者からの援助に依る収入額より少ない場合には、原則として被扶養者に該当するものとする。
 - 3 前記1及び2により被扶養者の認定を行うことが実態と著しくかけ離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなると認められる場合には、その具体的事情に照らし最も妥当と認められる認定を行うものとする。
 - 4 前記取扱いによる被扶養者の認定は、今後の被扶養者の認定について行うものとする。
 - 5 被扶養者の認定をめぐって、関係者間に問題が生じている場合には、被保険者又は関係保険者の申し立てにより、被保険者の勤務する事業所の所在地の都道府県保険課長が関係者の意見を聴き適宜必要な指導を行うものとする。
 - 6 この取扱いは、健康保険法に基づく被扶養者の認定について行うものであるが、この他に船員保険法第1条第3項各号に規定する被扶養者の認定についてもこれに準じて取り扱うものとする。

(参考)国家公務員共済組合の場合を参考までに示すと次のとおりである。

国家公務員共済組合法施行令

第3条 法第2条第1項第2号に規定する主として組合員の収入により生計を維持

他法他施策の活用

することの認定に関しては、一般職の職員の給与等に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条第2項に規定する扶養親族に係る扶養の事実の認定の例及び健康保険法(大正11年法律第70号)における被扶養者の認定の取扱いを参酌して、大蔵大臣の定めるところによる。

国家公務員共済組合法等の運用方針(抜すい)

昭34・10・1

蔵計 2927

最終改正 平元・12・27蔵計2934

共済組合法関係>

- 1 共済組合の組合員、健康保険の被保険者又は船員保険の被保険者であるものは、これを被扶養者として取り扱わないものとする。
- 2 次に掲げる者は、「主として組合員の収入により生計を維持する者」に該当しないものとする。
 - (1) その者について当該組合員以外の者が一般職給与法第11条第1項に規定する扶養手当又はこれに相当する手当を国、地方公共団体その他から受けている者
 - (2) 組合員が他の者と共同して岡一人を扶養する場合において、社会通念上、その組合員が主たる扶養者でない者
 - (3) 年額110万円以上の所得がある者。ただし、その者の所得の全部又は一部が国民年金法(昭和34年法律第141号)及び同法第5条第1項に規定する被用者年金法に基づく年金たる給付その他の公的な年金たる給付(以下この号において「公的年金等」という。)のうち障害を支給事由とする給付に係る所得である場合又は60歳以上の者であってその者の所得の全部又は一部が公的年金に係る所得である場合にあっては、160万円以上の所得がある者
- 3 前項第3号の所得は、被扶養者としようとするときにおける恒常的な所得の現況により算定する。従って、過去において同号に定める金額以上の所得があった場合においても、現在所得がないときは、同号には該当しない。
- 4 主として組合員の収入により生計を維持することの認定に関しては、18才未満の者、60才以上の者、一般職給与法第11条に規定する扶養親族(一般職給与法の適用を受けない組合員にあっては、これに相当するもの)とされている者、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の学生(同法第44条、第45条、第54

条及び第54条の2に規定する定時制課程の学生、通信制課程の学生、夜間課程の学生及び通信による教育を受けている学生を除く。）、所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第33号又は第34号に規定する控除対象配偶者又は扶養親族とされている者及び病気又は負傷のため就労能力を失っている者を除き、通常稼働能力があるものと考えられる場合が多いので、扶養事実及び扶養しなければならない事情を具体的に調査確認して処理するものとする。なお、これらの者であっても第2項各号に該当することが明らかなものは、被扶養者には該当しない。

- 5 「組合員と同一の世帯に属する」とは、組合員と生計を共にし、かつ、同居している場合をいう。ただし、営内居住の自衛官、病院勤務の看護婦のように、勤務上別居を要する場合、若しくはこれに準ずる場合、又は転勤等に際して自己の都合により一時的に別居を余儀なくされる場合には、同居を要しないものとする。

(問156) 【社会保険適用の確認】

健康保険、厚生年金保険等の適用関係、給付の有無、標準報酬等について、確認するためにはどういう行政庁と連絡をとればよいか。

(答) 政府管掌の健康保険、日雇労働者健康保険、厚生年金保険及び船員保険については、その者の最後の適用事業所(最後に勤務していた会社、工場、船舶所有者等)の所在地を管轄する都道府県の保険課又は社会保険事務所が現業事務を取り扱っているから、その管轄区域ごとの保険課又は社会保険事務所に連絡すればよい。

健康保険組合の組合員については、保険者たる健康保険組合が健康保険の事務を取り扱っているから、組合員証によるか又は直接本人に尋ねるかしてその健康保険組合を知り、その組合に照会することとなる。

(問157) 【遭難者の救助費用】

本県では、その地形上、四季を問わず、登山者が多く、また遭難者も決して少なくない。遭難者について身元が判明した場合は問題はないが、身元がわからず引取人も現われない重傷者で治療を要するものに対して医療扶助を適用して差し支えないか。また身元の判明しない死亡者に対しては地元市町村で葬祭を行って

いるが、その費用についてはどのように取り扱ったらよいか。

〔参照〕 法第19条第1項第2号、第72条第1項 墓地、埋葬等に関する法律第9条

(答) 設問の場合、負傷者に対する医療については遭難者の現在地である実施機関において医療扶助を適用し、その都道府県、市町村が一時繰替支弁して差し支えない。ただし、後でその者の家族又は扶養の義務を負う者が判明したときは、それらの者と負傷者を保護すべき実施機関が費用支弁につき調整を行い、保護費を負担した実施機関に属する都道府県又は市町村が法第63条に基づき保護を受けた者に対して費用返還を請求することになる。なお、この場合生活保護でみるべき費用は、生活保護法に定める扶助の種類及び範囲内のものに限られ、例えば捜査隊の費用等は対象とにならないから留意を要する。

死亡者に対する措置は、墓地、埋葬等に関する法律に従って処理される。

第6 最低生活費の認定

<意義>

(1) 最低生活費の認定は、具体的な個々の世帯に対する保障水準の認定である。

生活保護制度によって保障される最低限度の生活というものが個々の世帯についての程度の水準のものであるかは、最低生活費の認定によって具体化される。

すなわち、その世帯の収入（正確には収入充当額）がこの最低生活費に満たない場合に、その差額が扶助されるのであるから、この最低生活費の額が、保護金品と当該世帯の収入とによって満たされることになるわけである。換言すれば、最低生活費の認定は本制度により保障される生活水準の認定であるといえよう。

なお、生活扶助基準は、非稼働世帯を前提として定められており、稼働に伴う生活需要の増大分は収入との関連で勤労控除の方式で対応することになっている。勤労控除の中には自立助長を主たる目的とするものも含まれているが、基礎控除は、勤労に伴って生じる最低生活需要に対応するものであるから、稼働世帯の保障水準という場合には、これを加味して考える必要がある。また、本制度において実質的に保障され又は容認される生活水準という意味ではこのほか自立助長の観点から適用される各種控除や収入として認定されない収入をも加えたものが、当該世帯において現実に消費し得る水準となるわけである。

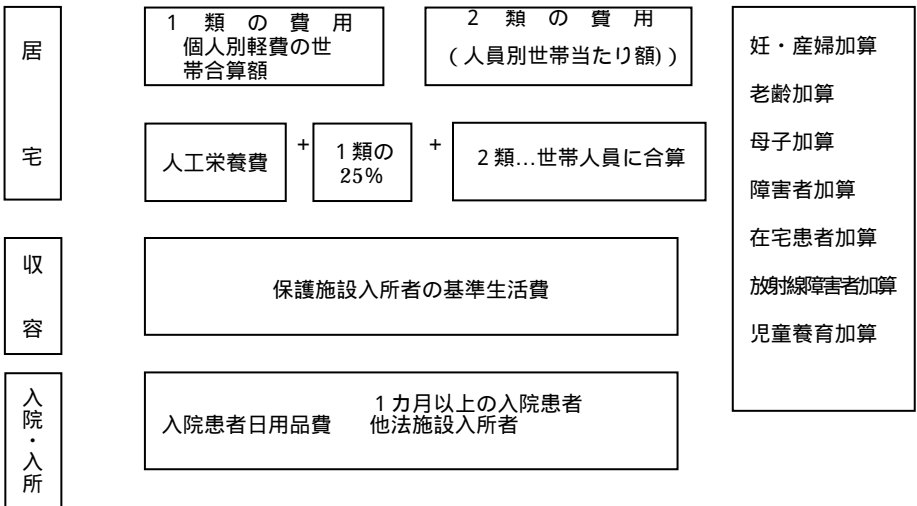
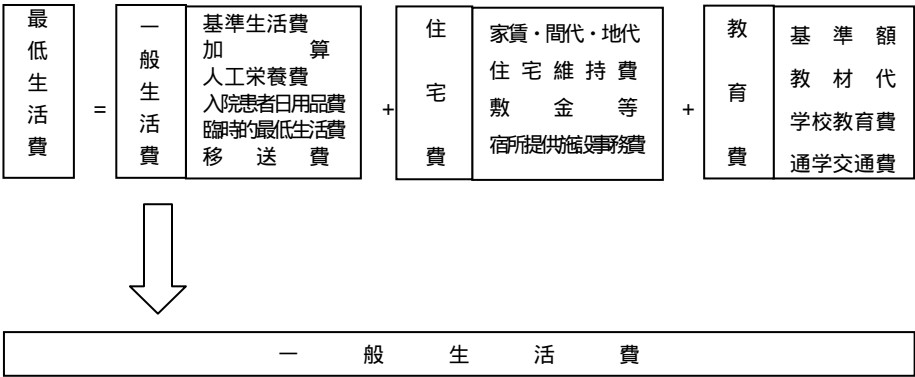
(2) 最低生活費の認定は、保護の基準に基づく最低生活需要の測定である。

最低生活費の認定は、本制度が保障しようとする健康で文化的な最低限度の生活を営むのにどの程度の費用を要するか、すなわち、その最低生活需要の測定を意味するものである。この需要の測定方法は、保護の基準によって定められており、これに被保護者からの申請、申告及び福祉事務所の訪問調査等によって確認された事実関係（世帯の実態）をあてはめることにより、個々の世帯の最低生活費が、測定されることになる。

事実関係の評価、程度の測定等については、法第9条の必要即応の原則を踏まえ、当該世帯の実際の必要に即した認定に留意することが必要である。

最低生活費の認定

<参照図>



注 1 . 12月には、他法の施設入所者を除き期末一時扶助費が認定される。

2 . 11月から3月までは、地区別冬季加算が認定される。

医 療 費	診 療 費	+ 出 産 費	基 準 費	+ 生 業 費 等	生 業 費	+ 葬 祭 費	基 準 費
	薬劑治療材料費		入 院 料		技 能 修 得 費 (含 交 通 費)		火 葬 料
	老人訪問看護料		衛 生 材 料 費		就 職 支 度 金		自 動 車 料
	施 術 費				授 産 施 設 事 務 費		そ の 他
	看 護 料 移 送 費						

(生活扶助基準)

臨時的最低生活費

移 送 費

医 療 費	布 団
	新生児等被服
	災害時被服類
	入院時被服費 新生児等おむつ
家具什器	
入学準備金	
そ の 他	配 電 設 備 の 新 設 上、下 水 道、井 戸 の 新 設 入 院 患 者 特 別 介 護 費

要 保 護 者	浮浪者、引揚者の引等遠隔地施設への収容
被 保 護 者	他法給付、求職、施設入所手続のための交通費 他法の施設等入・通所 施設入所者の一時帰省 入院患者との最小限度の連絡 近親者の遺体遺骨引取り 出産のための通院等

最低生活費の認定

(3) 生活保護基準は、保護の要否の判定基準と程度の判定基準とに区分される。

最低生活費(保護の基準)は、保護の要否の判定基準であるとともに扶助費の支給の程度を決める判定基準としても用いられる。保護の要否については、能力活用、資産活用等の要件を確認した上、最低生活費と収入との対比により、保護の要否が判断され、最低生活費から収入を控除したものが扶助費支給額となるわけである。

保護開始時における要否の判定基準たる最低生活費と程度の判定基準たる最低生活費とを比較すると、その性格の相違から後者については一時扶助、移送費等臨時的最低生活費について前者の基準よりもその範囲、程度が広く決められているが、この点については、収入の分も含めて第8 保護の決定の項で解説する。

<最低生活費の種類等>

最低生活費は、生活、住宅、教育、医療、出産、生業、葬祭の7つの扶助についてその算定方法が保護の基準で定められている。

個々の世帯についての最低生活費は、この7つの扶助にかかる最低生活費を合算したものである。

その概要を示すと前掲の参照図のとおりである。

1 一般生活費

(1) 基準生活費

基準生活費は、生活扶助基準の基礎をなすものであり、個人単位の費用である第1類の経費と世帯単位の費用である第2類の経費とによって構成され、それぞれ年間の需要をならして平均月額で表示されている。第1類は、飲食物費や被服費のように個人単位の算定できる生計費を表示したものであり、第2類は、家具什器費や光熱費等のような世帯共通的な経費を表示したものである。

生活扶助基準が、第1類と第2類の組合せ方式をとっているのは、世帯構成によって異なる個々の世帯について極力合理的、科学的な最低生活需要が測定されるよう仕組みられているものである。したがって、年齢によって生じる需要の差は、個人単位の費用である第1類の費用において配慮されている。保護の基準がマーケット・バスケット方式によっていた時代には、第1類及び第2類の費用についてそれぞれ前述のような費用を費目別に積み上げて基準額を設定することとされていたが、格差縮小方

式（現在は水準均衡方式）になってからは、一般国民の消費水準の向上の度合いを勘案して改定されることとなったため、かかる積算基礎としての費目別の内訳は、全くなくなった。

基準生活費は、障害、母子等の特殊事情を考慮せず、年齢、世帯人員、所在地域（級地）別に定められており、これ以外の個別特殊需要は、加算等により対応することとなっている。

（問158） 【出かせぎ者の級地基準】

船舶に乗り込み、出かせぎ中の夫の最低生活費の級地基準は如何に取り扱うか。

〔参照〕 次 第7-3-(5)-ア

局 第6-2-(1)-キ

局 第7-4-(1)

問383

（答） この場合の一般生活費については、通常船舶がその業務を終了したとき、又は業務を休止しているときに主として停泊しているところの級地基準を適用することとなるが、主として停泊しているところがないか、又は明らかでない場合においては、主たる寄港地の級地基準を適用することとなる。しかしながら、ケースによっては主たる寄港地すら明らかでないときも考えられるので、いわゆる出かせぎ必要経費控除をも考慮し、場合によっては世帯員と同一の級地基準を適用することとしても差し支えない。

（問159） 【出身世帯を離れて居住する者の級地基準】

高等学校及び高等専門学校に修学するため出身世帯を離れて居住する者にかかる基準生活費の認定に当たっては、当該居住地の級地を適用すべきと解するがどうか。

また、この場合の基準生活費及び住宅費の認定方法について教示されたい。

〔参照〕 次 第7-3-(3)-ク

局 第1-3

最低生活費の認定

局 第6 - 2 - (1) - ケ

(答) 前段については、お見込みのとおりである。

後段については、寄宿舎入所、間借りによる自炊等種々の形態が考えられるが、基準生活費の認定に当たっては、第1類は当該修学者のみの基準、第2類は1人世帯の基準を計上すること。間借りの場合における間代については、進学のための間接教育費として取り扱うのが筋であるので、奨学金や自己の収入等から充当することとされたい。

(問160) 【児童福祉施設収容者の基準生活費】

同一世帯員のうち児童福祉施設に収容されている児童がある場合の基準生活費はどのように算定するのか。

〔参照〕 告別表第1第1章 - 3

課 第4 - 27

(答) 児童の収容を目的とする児童福祉施設については、収容中当該児童の最低生活を満たすだけの処遇が行われているものであるから、当該児童を除いた世帯員について基準生活費を算定すれば足りるものである。(この点、身体障害者援護施設等告別表第1第1章の3に掲げられる施設収容者の取扱いと異なるものである。)

ただし現在のところ、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設は、最低生活維持の見地からは医療機関としての給付を行うものであるので、入院患者日用品費の計上を要するものである。

(問161) 【養護老人ホーム収容者の加算の取扱い】

養護老人ホーム等の入所者に医療扶助を適用する場合、障害者加算及び老齢加算の認定要件を満たすものについては最低生活費としてこれを認定することとなっているが、その者の収入が加算認定額に満たないときは、不足分に相応する扶助費の支給を行うものと解してよいか。

〔参照〕 昭38. 8. 1社発第525号社会局長通知

昭38.11.29社保第85号保護課長通知 - 問4

(答) 設問の場合、要否判定及び本人支払額の決定を行う上では加算額を計上するが、このことは、その者の収入が加算額に満たない場合に、その不足分を更に支給するものではない。これらの加算の内容に相当する生活需要は、すべて老人福祉法の措置を受けている限り、これによる施設収容の処遇のうちに含まれているものである。

したがって、たまたまその者の収入が加算の額に満たなくてもその不足分を生活扶助費として支給する必要はないものである。

(問162) 【養護老人ホーム収容者の入院中の生活費】

養護老人ホーム等の入所者から医療扶助の申請があった場合で入院に伴い老人福祉法による措置費のうち生活費が支弁されなくなるときはどのように扱うか。

〔参照〕昭48.1.31社老第9号社会局長通知

(答) 老人福祉法による措置を廃止された者のほか、老人福祉法の被措置者であっても生活費の支弁がなされなくなった場合は、一般の入院患者の例によって保護の要否を判断すべきである。

なお、養護老人ホーム等の入所者が入院した場合でも、老人福祉法による措置費のうち生活費はただちに支弁されなくなるものでなく、入院後、おおむね3か月間は老人日用品費（本法における入院患者日用品費相当額）を支給することとなっているので留意すること。

(問163) 【義務教育中の者が寄宿舍等に入所している場合】

義務教育を受けている者が、寄宿舍等に入所している場合の最低生活費の認定は如何に取り扱うべきか。

〔参照〕局第6-2-(1)-オ

(答) 遠距離又は積雪等により通学が不可能であって、当該地域の学童、生徒が全部寄宿舍に入所して義務教育を受けている場合は、国の補助事業として、食費及び日用品費（個人的経費を除く。）の給与並びに寝具の現物貸与の措置がとられることになっている。

したがって、当該措置のとられている者についての最低生活費は基準生活費の第1

最低生活費の認定

類のその他の経費相当分の額（第1類の経費に25パーセントを乗じて得た額）のみを計上することとなる。

なお、市町村において前記措置が採られていない場合には、一般の例により居宅における最低生活費を計上することになる。

〔問164〕〔在院中の新生児の生活費〕

医療扶助により入院し分べんした場合の新生児に対する基準生活費は、入院患者日用品費、居宅の基準生活費のいずれを計上すべきか。

〔参照〕 告別表第1第1章-1

〔答〕 新生児に異常がなく医療扶助適用の必要がない場合には、居宅の基準生活費を計上するものである。

〔問165〕〔医療単給世帯に一時扶助を支給する場合の収入充当順位〕

問276によれば、医療扶助単給世帯に家屋補修の必要がある場合には本人支払額を変更することなく家屋補修費を支給してよいこととされているが、被服費、入学準備金及び入院患者特別介護費等臨時的な需要に係る一時扶助費についても同様の取扱いによることとして差し支えないか。

〔参照〕 問276

〔答〕 お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

〔問166〕〔未成熟の子等の付添いと医療扶助運営要領による看護の要件〕

課第4の1の「付添いが必要である」というのは、医療扶助運営要領第3の8の(3)のアの(ア)(看護料の給付要件)と同じと解すべきか。

〔参照〕 課第4-1

医運第3-8-(3)-ア-(ア)

〔答〕 「付添いが必要である」というのは、必ずしも医療扶助運営要領に定める看護料の給付要件のみに限定すべきでない。

例えば、患者が未成熟の子等であり、かつ、当該地域における社会的慣習からみても、近親者の付添いが必要であると認められる場合は適用して差し支えない。

なお、この場合、付添いに当る当該世帯員の稼働能力の活用を十分検討した上、その適否を適正に判断する必要があることはいうまでもない。

〔問167〕 〔付添いに当たる世帯員の基準生活費の認定〕

最低生活費の認定に当たり、出かせぎ等の場合は1か月を超える期間他の世帯員と所在を異にするときに、他の世帯員と別に一般生活費を計上することとされているが、付添いを行う世帯員の基準生活費の計上に際しても出かせぎ者の場合と同様に1か月を超える期間他の世帯員と所在を異にする場合でなければ、病院等の所在地の級地基準を適用できないか。

〔参照〕局第6-2-(1)

課第4-1

〔答〕 付添いを行う期間が1か月を超える場合は、入院患者の付添いに当る世帯員の基準生活費の認定及び級地基準の適用は出かせぎ者の場合と同様である。ただし、付添者に対する病院給食費又は寝具の特別基準の適用がある場合は、期間にかかわらず付添いについた日から病院等の所在地の級地基準を適用して差し支えない。

〔問168〕 〔心身障害者福祉協会の福祉施設収容者の基準生活費〕

心身障害者福祉協会法により、心身障害者福祉協会が設置する福祉施設に収容されている者の基準生活費は、どのように算定すべきか。

〔参照〕局第6-2-(7)-ア-(オ)

問210

〔答〕 設問の福祉施設に収容されている者については、同施設において最低生活を満たすだけの処遇が行われることとなっているので、基準生活費及び各種加算を計上する必要はないものである。

なお、被保護者がこの福祉施設に入所する場合は、移送費の適用があるので念のため。

〔問169〕 〔盲学校等への進学者の基準生活費〕

「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」の適用を受けて、盲学校等に進学する者に対する基準生活費の計上は如何にすべきか。

〔参照〕 告別表第1第1章一3

局第1 - 3

問172

問236

〔答〕 「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」の適用を受ける者については、高等教育を受けながら保護を受けることを認めて差し支えないことは、局第1 - 3のとおりである。

つぎに、生活扶助を適用する場合に寄宿舎に入所しているときは、同法により食費及び日用品費等が賄われているので、小学部、中学部、高等部本科在学者については基準生活費の計上は要しない。

なお、高等部別科の在学者であって寄宿舎に入所しているときは、本法による入院患者日用品費の基準額から就学奨励法による日用品費の額を控除した額を基準生活費として計上することとなる。

〔問170〕 〔老人短期入所事業等の取扱い〕

被保護者が老人短期入所事業や心身障害児(者)短期入所事業を利用する場合、利用者が負担すべき飲食物費相当額は免除されることとなっているが、この場合当該事業による期間は、短期間であること等から、短期の入院患者の取扱いと同様に保護の変更決定を要しないこととして取り扱ってよいか。

〔参照〕 昭55.7.26児発第603号児童家庭局長通知

昭51.5.31社老第28号社会局長通知

〔答〕 お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

(問171) 【最低生活費の日割計算】

月の途中で保護の開始や保護の変更にあたって、基準生活費その他月額で示されている最低生活費の認定は、すべて日割計算しなければならないか。

〔参照〕 局第6-2-(2)

局第6-2-(4)-オ

局第6-3-(1)

局第6-4-(1)-ウ

局第6-4-(1)-エ-(イ)

(答) 実施要領に特別の定めがない限り日割計算により認定すべきである。

実施要領の特別の定めとしては次のようなものがある。

- (1) 各種加算の計上又は認定変更が、翌月から算定されることになっている場合
- (2) 保護受給中の者が月の中で入院した場合の入院患者日用品費の算定取扱い
- (3) 教育扶助費
- (4) 被保護者が月の中で転居した場合、日割計算による家賃間代の額を超えて1か月分の家賃、間代を計上する場合
- (5) 保護受給中の単身者が月の中で入退院した場合に、家賃、間代の1か月分を計上する場合

(問172) 【精神薄弱者通勤寮等に入寮している者の食費として施設に支払うべき額】

精神薄弱者通勤寮等に入寮している者が勤務先等で給食を受け、又は、外食する場合における告別表第1第1章の3の表の「食費として施設に支払うべき額」は、当該寮において毎日3回給食を受けたものとして計算した1か月分の総給食費の額を計上してよいか。

〔参照〕 告別表第1第1章-3

(答) お見込みのとおりである。

(問173) 【警察官署に留置された場合】

被保護者が被疑者等として警察署に留置、拘束された場合は刑事行政の一環として措置されるべきものであることから最低生活費の計上は必要ないと思うがどうか。

〔参照〕昭25.7.26社発第972号社会局長通知

(答) お見込みのとおりである。

(問174) 【12月中途に入院入所した者等への期末一時扶助】

次のように12月の途中で入院入所又は退院退所した場合の期末一時扶助の取扱いはどうなるか。

- (1) 居宅において保護を受けていた者が12月中途に級地の異なる医療機関に入院し1月以降も引き続き入院を要する場合
- (2) 医療機関に入院していた者が12月中途に退院し、引き続き居宅又は保護施設において保護を要する場合
- (3) 保護施設に入所していた者が年末から年始にかけて入院した場合
- (4) 12月の途中で保護施設を退所し、居宅において年末年始になお保護を要する場合

〔参照〕課第4 - 37

(答) 期末一時扶助の適用は、12月31日から1月1日における一般生活費(期末一時扶助を除く。以下同じ。)の認定と同様に行うものである。

従って設問の場合にはそれぞれ次のように適用されることとなる。

(1)の場合は、12月においては一般生活費の認定の変更を要しないことから期末一時扶助についても入院前の居住地の級地による基準がそのまま適用されることとなる。

(2)の場合は、直ちに一般生活費の変更が行われることから期末一時扶助についても居住地又は保護施設所在地の級地による基準が適用されることとなる。

(3)及び(4)の場合は、入院日又は退院日から一般生活費の変更が行われることから、既に決定してある保護施設における期末一時扶助費に代えて入院地又は居住地

の居宅基準による期末一時扶助を支給することとなる。

なお、保護施設における収容措置が廃止されないまま一時的に帰宅する場合は収容の期末一時扶助が計上されることとなる。

(2) 加 算

生活保護法による加算制度は、基準生活費において配慮されていない個別的な特別需要を補てんすることを目的として設定されたものである。

個別の特殊事情といっても、人間には趣味嗜好の相違等何がしの個人差があり、これに伴って生活需用に差異を生じることまったく否定することはできないが、基準生活費は、この程度の個人差を吸収した平均的なものとして設定されている。

しかしながら、障害を負っているため最低生活を営むのに健常者に比してより多くの費用を必要とする障害者や、通常以上の栄養補給を必要とする在宅患者や、自分自身の分のほかに胎児のための栄養補給を必要とする妊婦のように、多額の特別需要を有する者については、基準生活費のほかにその分を補てんしないと最低生活が維持できない加算制度は、このような特別の需用に着目して基準生活費に上積みをする制度であり、したがって、加算対象者についてより高い生活水準を保障しようとするものではなく、加算によってはじめて加算がない者と実質的な同水準の生活が保障されることになるのである。

(問175) 【加算についての届出】

妊産婦加算は届出によって計上することとなっているが、その他の加算はどうか。

〔参照〕法第7条

同第6 - 2 - (2)

(答) 加算の認定に限らず、最低生活費の認定は、一般に本人の申告、届出が中心となつて行われるべきものである。しかし、実施機関の側においても対象者の需要発見について積極的に確認の努力をすべきであることはいうまでもない。したがって、現業員が加算の要件に該当すると思われる者を発見したときは、ただちに実施機関として認定に必要な手続をはじめるとともに本人に対して適当な方法で申告届出を求め

最低生活費の認定
るべきであろう。

なお、妊産婦加算を含めて、月の中で、加算の要件に該当する者からの申告届出があり、これらの者を発見した場合は、翌月の初日から加算を計上すれば足りるものである。

〔問176〕 〔月の中で死亡した場合〕

老齢加算を適用中の者が、月の中で死亡した場合、加算は当該月の翌月から削除することとしてよいか。

〔参照〕 局第6 - 2 - (2) - イ - (ア)
課第4 - 19

〔答〕 死亡した場合はその翌日から保護の廃止又は加算も含めた最低生活費の変更を行わなければならないことから、死亡した日の翌日から加算も削除されることとなる。

〔問177〕 〔妊婦についての認定〕

妊婦であることの認定及び妊娠月数の認定は、保健婦の診断によっても差し支えないか。

〔参照〕 局第6 - 2 - (2) - ア - (ア)
保健婦助産婦看護婦法第37条

〔答〕 妊婦であることの認定及び妊娠月数の認定にかかる診断は、保健婦の業務とは認められていないので、すみやかに母子手帳の交付を受けるよう指導し、実施機関の指定する医師または助産婦の診断を受けさせるようにされたい。この場合必要に応じて検診命令を適用することも考えられる。

〔問178〕 〔認知した父から仕送りのある場合の母子加算〕

母とその子(10歳)のみが同一世帯として生活しているが、その子に対し認知した父が月に一度仕送りを持参している場合は、母子加算の対象となるか。

〔参照〕 局第6 - 2 - (2) - ウ

(答) 母子と父とが消費生活上の同一の単位を形作っていると認められない限り、母とその子は母子のみの世帯として把握されるべきであるから、母子加算の対象となり得る。

なお、この場合、父の仕送りは子に対する扶養の履行を意味するわけであるから、その額が不当に少ない場合にはその増額を求めさせるべきである。

(問179) 【母子加算の要件】

母子加算の要件に関し「父母の一方若しくは両方が欠けている」場合のほか、局第6の2の(2)のウの(ア)で「これに準ずる状態にある」場合として「次に掲げる場合のように」としてa、b及びcが示されているがa、b及びc以外にどのような場合があるか。

〔参照〕 局第6 - 2 - (2) - ウ - (ア)

(答) 父母の一方又は両方が死亡以外の理由によって子の養育にあたることができない場合としては、設問のa、b及びc以外には通常考えられないところである。ただし、例外的にa、b及びcのいずれにも該当しないが、これが複合している場合で、a、b又はcのいずれかと同様の状態に相当する場合も母子加算の対象とするべきである。

〔 例 父母の一方又は両方が数か月程度法令により拘禁されていたが引き続き入院し入院期間を合せて1年以上経過した場合 〕

(問180) 【叔母と同居している児童世帯の母子加算】

叔母と同居しているが、局第1の2の(2)により世帯分離されて保護を受けている児童世帯で叔母が児童扶養手当を受給している場合、母子加算の取扱いはどうなるか。

〔参照〕 告別表第1第2章 - 3 - (2)

局第1 - 2 - (2)

(答) 設問の場合、養育にあたる叔母は被保護者ではないことから母子加算を認定

最低生活費の認定
することはできない。

(問181) 【介護人が認められる場合】

告別表第1第2章の4の(5)により介護人をつける場合は、居宅の場合に限られるものなのか。

〔参照〕 告別表第1第2章 - 4

(答) 設問の介護料の認定は病院その他介護設備を有する施設にある者については認められないものであり、居宅の場合に限られるものである。

(問182) 【障害者加算額の範囲で介護人が得られない場合】

社会的条件を理由として入院していた単身者が、今回知人宅に引き取られ退院することになったが、居宅においてなお疾病のため日常起居動作に著しい陸害があり、介護人を必要とする場合であって、基準額の範囲内では適当な介護人を得られないときは如何に取り扱うか。

〔参照〕 告別表第1第2章 - 4 - (5)

告第2

局第6 - 9 - (1)

(答) その地域における慣行料金など総合的に勘案した最低限度必要な介護料金について、厚生大臣あて、生活扶助(障害者加算)の特別基準の設定申請を行われたい。

(問183) 【他法による年金等受給者と障害者加算】

障害者加算の認定に当たって用いる、局第6の2の(2)の工の(イ)にいう「その他障害の程度が確認できる書類」とは、どのようなものか。

〔参照〕 告別表第1第2章 - 4

局第6 - 2 - (2) - 工 - (イ)

昭40.5.14社保第284号保護課長通知

(答) 障害を支給要件として交付される恩給証書、厚生年金保険証書、船員保険年

金証書等が考えられる。

これら障害年金等を受けている者については、その証書等によりその支給要件たる障害の程度が障害者加算要件たる障害の程度に該当することが確認できる場合には、あらためて医師の診断を受けることなく相応の加算を計上されたい。

例えば、厚生年金保険法及び船員保険法の1級障害は、国民年金法の1級障害に該当すると解されるので、これらの年金を受けている者については、あらためて医師の診断書をとることなく、相応の障害者加算を計上することになる。

なお、厚生年金保険法の2級の障害についても国民年金法の1級又は2級に認定される者があるが、障害の範囲、等級区分が国民年金法と異なるので、必ずしも当該年金を受けていることのみによって判断できないが、障害の部位等により判断できるときは、これによって差し支えない。

〔問184〕 〔家族介護料の認定〕

いわゆる家族介護料の対象となっている障害者が入院した場合であって、世帯員が引き続き介護にあたっている場合は、この介護料を認定して差し支えないか。

〔参照〕㊦別表第1第2章 - 4 - (4)

〔答〕 重度障害者が入院した場合であっても、一般の入院患者と同様、医療機関における看護によって対応すべきものであるので、この介護料は認定できない。

〔問185〕 〔家族介護料又は他人介護料の適用〕

重度身体障害者が、家族の介護も他からの介護も期待できる場合は、家族介護料、他人介護料のいずれを適用すべきか。

〔参照〕㊦別表第1第2章 - 4 - (4)、(5)

〔答〕 保護の実施機関において重度身体障害者の状況や経済効果等を総合的に勘案して判断することとされたい。

なお、重度身体障害者がかかえている世帯の世帯員が就労しているため、その就労している時間内は近隣の者が介護料を貰わずにその障害者を介護し、それ以外の時間について世帯員が介護している場合には、㊦別表第1第2章の4の(4)を適用して差し

最低生活費の認定
支えない。

〔問186〕 〔扶養義務者が介護する場合〕

在宅の重度障害者で介護を必要とするものについて、民法上の扶養義務者が介護を行う次のような場合に家族介護料及び他人介護料の認定如何。

- (1) 被保護者である重度障害者が近隣に住む扶養義務者の介護を受けている場合。
- (2) 局第1の2の(4)により世帯分離されて保護を受けている重度障害者が保護を受けていない家族から介護を受けている場合。

〔参照〕 告別表第1第2章 - 4 - (4)、(5)

局第1 - 2 - (4)

局第4

〔答〕 (1)の場合は、扶養義務者の介護という現物による扶養としてとらえるべきであり他人介護料の支給は認められない。

(2)の場合、家族は保護を受けていないことから家族介護料を支給することはできないものである。

〔問187〕 〔在宅患者加算の適用〕

在宅患者加算は、栄養補給の必要について、保護の実施機関の指定する医師の診断があれば、必ず認定しなければならないか。

〔参照〕 告別表第1第2章 - 5

局第6 - 2 - (2) - 才

昭55.4.1社保第48号保護課長通知

〔答〕 在宅患者加算の認定については、「栄養の補給を必要とすると認められる」場合であり、かつ、「現に療養に専念しているもの」であるから現に医療を必要とする患者でなければならない。したがって、当該患者の病状、療養態度及び日常生活状況等を総合的に勘案して判断すべきものであり、保護の実施機関の指定する医師の診断を重視すべきことはもちろんであるが、福祉事務所囑託医の検討も踏まえ、保護の

実施機関としての判断により認定すべきものである。

なお、認定に当たっての判断指針は昭55・4・1 社保第48号保護課長通知により示されているが、それに照らしてもなお要否に疑義があるときは、都道府県本庁技術吏員等の意見を仰ぐ必要があろう。

また、当該加算が認定された患者については、病状や生活実態等について継続した観察を行う必要がある。

(問188) 【在宅患者加算の認定更新期間】

在宅患者加算の認定に当たって、局第6の2の(2)のオの(イ)の結核患者であるときは、加算認定更新は、最長6か月ごととなっているが、結核以外の患者については、どのように認定すべきか。

〔参照〕 告別表第1第2章 - 5

局第6 - 2 - (2) - オ - (イ)

昭55.4.1 社保第48号保護課長通知

(答) 少なくとも3か月を超えない期間ごとに加算の要否を認定すべきである。

(問189) 【在宅患者加算の認定月】

局第6の2の(2)のオの(ウ)中「認定すべき事由が生じた月」とは、医師の診断のあった月をいうのか、それとも医師の診断に基づいて実施機関がその必要性を確認した月をいうものであるか。

〔参照〕 局第6 - 2 - (2) - オ

(答) 医師の診断に基づいて実施機関がその必要性を確認した月をいうものである。また「認定すべき事由」とは栄養補給の必要があるか、ないかという内容実態をさしているものである。したがって、結核入院患者が退院した場合で、退院前から栄養補給を明らかに必要と認められる場合には、保護開始時における取扱いと同様、退院月から在宅患者加算を計上して差し支えないものである。

(問190) 【生後間もない乳児に対する在宅患者加算】

在宅患者加算はその全部が栄養補給費であるが、現実に離乳している乳幼児に対しては、その全額を加算して差し支えないと料されるが、生後間もない乳児に対しての在宅患者加算について如何に取り扱ったらよいか。

〔参照〕 告別表第1第2章 - 5

告2

局第6 - 9 - (1)

(答) 離乳している場合であって、医師の証明により栄養補給を必要とする場合には加算を行って差し支えないが、授乳中に栄養補給が必要な場合には、人工栄養費によって措置されることになる。疾病の状態により特に人工栄養費の基準額を超えて必要な場合には、医師の診断書を添えて厚生大臣あて特別基準の設定申請をすることとされたい。

(3) 人工栄養費

(問191) 【人工栄養費と年齢改定】

人工栄養費が算定されていた乳児が1歳に達した後もなお、一部人工栄養に依存している場合には、年齢改定までの間人工栄養費を算定することは認められないか。

〔参照〕 告別表第1第3章-1

局第6 - 2 - (3)

局第8 - 1

(答) 人工栄養費は、0歳児に限るものであり、虚弱児等特別の事情がある場合を除き延長は認められない。なお、人工栄養費を削除する場合には、同時に年齢改定を行うこととして差し支えない。

(4) 入院患者の基準生活費

〔問192〕 【入院患者の基準生活費の算定】

入院した被保護患者に係る基準生活費の算定の仕方について示されたい。

〔参照〕 局第6-2-(1)-ア

⑥第6-2-(4)-オ、キ

〔答〕 入院患者の基準生活費の算定について算定上疑義のある事例について取扱いを示してみよう。

(1) 見込入院期間が1か月以上で居宅から入院した被保護患者が死亡等のため、結果的に入院期間が1か月未満になった場合。

月を中途(月の2日以降)で入院した者である場合は、局第6の2の(4)のオによれば、入院患者日用品費は、入院日の属する月の翌月の初日から計上されることになっている。したがって、死亡等の日が入院日の属する月であれば、当該月は、居宅基準生活費の額が引き続き計上されるが、死亡等の日が入院日の属する月の翌月になった場合は、入院月は居宅基準生活費の額が計上され、入院月の翌月の初日から死亡等の日までの期間については日割計算によって、日用品費の額が計上されることになる。これは、当初入院期間が1か月以上になることが見込まれていた場合は一旦認定した日用品費の額の計上を取り消すことなく、結果的に入院期間が1か月未満になるにしても、日用品費を認定するという考え方によるものである。

(2) 見込入院期間は1か月未満であったが、併発疾病等のため、入院期間が1か月以上となった場合

入院日の属する月は居宅基準生活費の額が計上される。入院日の属する月内に併発疾病のため、入院期間が1か月以上になることが明らかとなった場合はもとより、入院月の翌月において入院期間が1か月以上になることが判明した場合も、「入院日の属する月の翌月の初日」から、日用品費が計上されることになる。この場合、入院月の翌月分の扶助費が支給済みのときは遡及して保護の変更決定を行い、扶助費の返納措置をとることとなるが、返納額(居宅基準生活費の額と日用品費の額との差額に相当する額)を局第8の2の(6)の規定により、処理することも考えられる。

(3) 保護の開始日に入院している患者で、見込入院期間が1か月以上の場合

最低生活費の認定

局第6の2の(4)のキにより保護の開始日から日用品費の額が計上されることになる。

(4) 保護の開始日に入院している患者で、開始日以後の見込入院期間が1か月未満の場合

入院期間が見込みよりも長くなるといった例も考えられるので、むしろ(3)の事例と同様、局第6の2の(4)のキの規定に基づいて、保護の開始日に入院しているのだから、その日から日用品費を計上すること。

(問193) 【入院患者日用品費の支給方法】

入院患者日用品費をその他の一般扶助費とあわせて世帯主に一括支給された場合、実際に入院患者の手に渡らないという事例もあるが、このようなときは入院患者日用品費のみについて福祉事務所から直接患者に渡して差し支えないと思うがどうか。

〔参照〕法第31条第3項ただし書

(答) お見込みのとおり取り扱うこととして差し支えない。

(問194) 【入院患者日用品費の病院長に対する一括支払】

入院患者日用品費(数名分)を病院長に対して一括支払することとしてよいか。

〔参照〕問195

(答) 入院患者日用品費の受給権はあくまでも入院患者本人にあり、その受給を確保する趣旨からも、病院長等に対して支払をすることは原則的には認めがたいものであるが、入院患者が重症であること等のため保護金品の受領が事実上困難な場合に、病院長等が被保護者である入院患者の委任を受けて代理人として受領することはやむを得ないものと考えられ、この結果当該病院長等が数名分の保護金品を受領することはありうる。この場合、実施機関が行う交付手続についても病院長等の名義で一括して行うことを認める趣旨のものではなく、事務処理上は入院患者側個々の名義によりそれぞれ代理人に交付しなければならない。

〔問195〕 〔精神病院入院中の単身者の入院患者日用品費の交付〕

精神病院に入院中の単身患者（保護義務者が市町村長である場合）に対する入院患者日用品費の支給について当該病院長又は保護義務者のいずれに交付することが適当であるか。

〔参照〕問194

〔答〕 単身の入院患者に対する入院患者日用品費の支給については、当該患者本人に支給するのが法の建前であるが、本人が扶助費の受領、保管及び受領委任の行為もできない精神病患者の場合は、当該病院長等介護の任に当たる者を通じて交付することもやむを得ないと思わされる。

生活扶助費の支給方法については法第31条第3項（居宅保護の場合）及び同条第4項（収容保護の場合）に規定されており、単身入院患者の場合は上記のいずれの条項の適用を受けるか問題になるところであるが、第4項の収容保護の場合とは生活扶助を目的とする施設に収容されている場合のみであって入院は含まれていないから、第3項による居宅保護の延長として入院患者日用品費の支給を考えるほかない。

そこで保護義務者が市町村長の場合（精神保健法第21条参照）は、この市町村長と病院長のいずれが扶助費の交付対象になるかという設問に戻るが、保護義務者は患者の監督、入院の同意、退院の際の引取義務等精神保健法に規定する限られた権利義務を有するに止まり、扶助費受領の法定代理権をもつものではなく、また、精神保健法第22条の「精神障害者の財産上の利益の保護」には扶助費の受領を含まないと解されているから、市町村長が受領者になることは一般的に予想されないところである。

結局、常に患者の身の回りの世話をする者に扶助費を手渡して、患者本人のために必要な生活物質を購入してもらうよう依頼するほかになく、患者の親せき、知人等の者がたまたま病院内で介護の任に当たっている等特殊な場合の他は病院長がこれに該当するものとしたものである。

〔問196〕 〔養護施設入所中の児童が入院した場合の入院患者日用品費〕

養護施設に入所申の児童が、1か月以上入院する場合に入院患者日用品費の適

用は認められないか。

(答) 養護施設に入所中の者については、児童福祉法に基づき入所中の飲食物費のほか、生活扶助基準第1類に掲げる居宅基準生活費のその他の経費相当分の経費（日常諸費）も賄われることになっている。設問は、日常諸費によっては、入院中の生活需要を満たし得ないし、また一般の児童が入院した場合に支給される生活保護法による入院患者日用品費と比較して、低額であるから、不均衡を生ずるという趣旨と思われる。しかし、当該入院患者に対しては、養護施設の長が生活需要を満たすに必要なものを、現物によって支給することとなっているので児童福祉法による措置が廃止されないかぎりこれと重複して、入院患者日用品費を計上することはできない。

(5) 被服費

被服や家具什器の更新その他通常予測される生活需要については、経常的最低生活費（基準生活費、加算等）の範囲内で賄われるべきものであり、逆にまたこのような生活需要がカバーし得る保護の基準でなければならないわけである。もちろんこのことは1か月分の保護費の中ですべての家具什器や被服の購入が可能であるという意味ではない。一般家庭においても高額な家具什器や被服の更新等の臨時的な出費がある場合には、当月分の家計支出は過大となるが、その財源はあらかじめ準備された預金、あるいは、月賦による翌月以降への繰越し等により一定期間を通じて、月々の実質的負担は給与等の収入との関連もあってほぼ一定するのが通常である。基準生活費や加算等の経常的最低生活費もこのように月々これを完全に消費すべきものというだけでなく、ある程度の期間を通じてのやりくりを考慮したいわば平均月額的な意味での基準として設定されているわけである。

経常的最低生活費を以上のように考えた場合、被服や家具什器の更新等については、通常これにより賄われるのが原則となる。

しかしながら被保護者の家計規模は一般国民のそれより小さく、やりくりの範囲にも自ら限度があり、予想外の事由により臨時多額の需要が生じた場合には特別の対応が必要となる。例えば、火災により家財道具を焼失した場合とか単身の長期入院患者が退院して新たに居を構える場合等予想外の事故や生活の場の転換に際し最低生活の基盤となる物質の確保に多額の費用を必要とする場合には、経常的最低生活費の範囲

内でのやりくりは困難となる場合が考えられる。

一時扶助は、かかる特定条件下における臨時特別の需要に対応するものである。

(問197) 【被服の自然消耗と一時扶助】

次 第 6 の 2 の臨時的最低生活費の基本的認定指針において一時扶助を認定すべき場合の考え方が明確に規定されているが、経常的最低生活費の対象たる布団、被服類が自然消耗した場合は、一時扶助の支給の対象とならないものと解してよいか。

〔参照〕 次 第 6 - 2

局 第 6 - 2 - (5)

(答) 被服費等の日常的必需物質は本来、経常的最低生活費の中で月々計画的に賄っていくべきものであり、またそのように指導又は指示に心がけるべきである。

したがって、設問のような場合は、一時扶助の対象とすべきものではない。

しかしながら、正常な日常生活を営む能力に欠けている等特別な事情があり自然消耗により現に最低生活の維持に必要不可欠な被服を欠き、新生児等と同様の状態にある場合は、一時扶助の対象となりうるものである。

(問198) 【小規模罹災の場合の被服費】

小規模の火災罹災世帯で公私の援助がない場合は、局 第 6 の 2 の(5)のアの(ア)及び(イ)による寝具、被服を支給して差し支えないか。

〔参照〕 局 第 6 - 2 - (5) - ア - (ア)、(イ)

(答) いずれも支給して差し支えない。

(問199) 【被服(平常着)の支給】

被服(平常着)を支給する場合には肌着類をあわせて支給してよいか。

〔参照〕 局 第 6 - 2 - (5) - ア - (イ)

(答) 特に必要な場合には限度額の範囲内で肌着類を含めて支給して差し支えない

最低生活費の認定

い。

(問200) 【丹前の取扱い】

局第6の2の(5)の(オ)にいう寝巻又はこれに相当する被服には、いわゆる丹前は含むか。

〔参照〕局第6-2-(5)-ア-(オ)

(答) お見込みのとおり含むものと解して差し支えない。

(問201) 【被服費の現物支給と現金支給】

被服費の一時扶助の場合局第6の2の(5)の(ア)の各項のうち(ア)から(エ)までの場合においては、現物給付を原則とすることとなっているが、それ以外の各項については現金支給を原則とするものと解すべきか。

〔参照〕法第31条第1項

局第6-2-(5)-ア-(オ)~(キ)

(答) 原則として、現金支給とするが、保護の目的を達するために必要がある場合は、保護の実施機関の判断によって現物給付をすることとされたい。

(問202) 【出産準備の被服費】

出産を控えて新生児のための寝具、産着、おむつ等を用意する必要がある場合の被服費の支給に当たっては、保護変更申請書を徴することなく、職権変更により支給することとして差し支えないか。

〔参照〕法第25条第2項

局第6-2-(5)-ア-(エ)

(答) お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

(問203) 【おむつ等の範囲】

おむつ等の「等」とはどんなものを指すのか。

〔参照〕局第6-2-(5)-ア-(工)、(力)

(答) おむつカバーや油紙等失禁防除のために必要な物をいうものである。

(問204) 〔紙おむつの支給対象者〕

紙おむつの費用の支給対象者には、居宅の場合も含めてよいか。

〔参照〕局第6-2-(5)-ア-(キ)

(答) 一般には、常時失禁患者が入院している場合に適用されるが、在宅の患者であっても介護を行う者が幼少であるとか、勤務の関係で時間的余裕がない等やむを得ない事情が認められたときは、紙おむつの費用を支給して差し支えない。

(問205) 〔介護料とおむつ洗濯代の重複支給〕

在宅の常時失禁者についても単身者である等の場合には、おむつの洗濯代が支給できることとなっているが、介護人(告別表第1第2章の4の(5))が介護している場合に併せて洗濯代を支給することは認められるか。

〔参照〕課第4-42

(答) 介護人をつけている場合の、障害者のおむつの洗濯は、介護人が行うのが原則であるが、介護人が病弱である等のため洗濯ができないやむを得ない事情があると認められる場合には、例外的に、洗濯代を認定して差し支えない。

(6) 家具什器費

(問206) 〔家具什器費の知事協議〕

局第6の2の(6)のなお書にいう「真にやむを得ない事情」とは、どのような事情が考えられるか。

〔参照〕局第6-2-(6)

最低生活費の認定

(答) 例えば、災害にあい家具の大部分を失った場合や、長期間入院していた単身者が、退院して新たに自活するに際し全く家具什器を所持していない場合などが考えられる。家具什器費の認定に当たっては地域における低所得世帯の生活実態、当該世帯人員の状況等からみて、最低生活に必要な最少限度の家具什器の程度を的確にとらえるとともに、例えば、罹災世帯であれば消失の程度、他からの援助の有無等を十分調査検討の上取り扱う必要がある。

(問207) 【長期入院患者が退院した場合の暖房器具】

長期入院患者が冬期間に退院した場合、暖房器具がなく、かつ、必要不可欠であると認められるときは、家具什器費の基準額の範囲内で、暖房器具を支給してよいか。

〔参照〕 局第6-2-(6)

(答) お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

(7) 移 送 費

(問208) 【外国へ帰還する者の例】

局第6の2の(7)のアの(ア)に示される「浮浪者、外国からの帰還者等」の「等」には、どのような例があるか。

〔参照〕 局第6-2-(7)-ア-(ア)

昭29. 5. 8社発第382号社会局長通知

(答) 外国人の被保護者等で外国へ帰還する者で出港地までの経費について他からの援助が不可能であるのが例としてあげられる。

(問209) 【老人ホームの移送費】

老人ホームに入所するための移送費又は老人ホーム入所者が通院又は入院するための移送費はすべて老人福祉法で措置されるものと解してよいか。

〔参照〕昭39.1.7社施第1号施設課長通知

(答) 老人ホームに入所する場合の移送に要する費用は、当該老人が被保護者であるなしにかかわらず老人福祉法によって支給されるものである。

ただし、老人ホームに収容されている者が生活保護法による通、入院する場合又は入院している被保護者が老人ホームに入所する場合は、老人福祉法では支給されず、生活保護法で支給することとなる。

(問210) 【職業訓練施設等の範囲】

局第6の2の(7)のアの(オ)に示された「職業訓練施設等」の「等」はどのような施設が例示されるか。

〔参照〕 局第6-2-の-ア-(オ)

問211

問236

(答) 入退所施設としては、児童福祉施設(乳児院、養護施設、精神薄弱児施設等)、心身障害者福祉協会、婦人保護施設及び盲学校寄宿舎等があげられる。また通所施設としては、児童福祉施設(精神薄弱児通園施設、肢体不自由児通園施設、保育所等)及び幼稚園等があげられる。

なお、稼働収入のある世帯における保育所等に通所する場合の交通費については、問210によること。

(問211) 【職業訓練施設等の通所交通費】

職業訓練施設等に通所して技能修得する場合の交通費及び稼働収入のある世帯の保育に欠ける児童が保育所又は幼稚園に通所(園)する場合の交通費について、移送費を支給してよいか。

〔参照〕 次第7-3-(1)-ア-(イ)

局第6-2-の-ア-(オ)

(答) 当該交通費は、それぞれ技能修得費又は、収入を得るための必要経費により対応すべきであり、移送費の対象とはならないものである。

(問212) 【就職地へ赴くための費用】

就職の確定した者が就職地に赴くために交通費、荷物の荷造費及び運賃を必要とする場合には「就職することにより、生計の本拠を構える場合に限り」生活扶助の移送費を計上して差し支えないとされているが、飯場に寄宿する場合や未成年者が就職先で寮に寄宿する場合なども移送費の対象としてよいか。

〔参照〕 局第6-2-(7)-ア-(サ)

課第4-18

(答) 就職のために現在地をはなれ他地で生活するものであれば移送費を支給して差し支えない。

遠隔地に就職する場合には通常雇用主から、赴任旅費、支度費が支給される場合が多いと思われるので、実際に移送費を必要とする場合は極く稀であろう。

(問213) 【葬儀等の移送費の対象】

遺体・遺骨の引取り、納骨、危篤、葬儀の際の移送費の認定に当たって、支給対象等は、どのような判断によって認定すればよいか。

〔参照〕 局第6-2-(7)-ア-(ケ)、(コ)

(答) 設問の移送費の支給を行うか否かは、実施機関において個別的に判断すべきものであるが、その際には、当該被保護者と病人又は死者との関係すなわち、血縁の深さ、付合いの疎密等を勘案し、また、支給対象となる人数については、近隣の低所得階層との均衡を失しないよう、必要最少限度の人数（通常は1人）にとどめる取扱いとすべきである。

(問214) 【遺体遺骨を引取りに行く場合の代理人の範囲】

出かせぎ中の世帯主が事故で死亡し、遺体を引取りに行くことが必要になったが、妻は、乳児をかかえており引取りに行けないため、世帯主の親族が代って赴くこととなった。

このような場合この親族を代理人と認め、当該被保護世帯に移送費を認定して

差し支えないか。

〔参照〕 局第6-2-(7)-ア-(ケ)

(答) 親族関係にある者が赴く場合は、その者が費用を負担するのが社会通念上当然のことである。

したがって、近親者すなわち当該被保護世帯員のいずれかに対し、三親等以内の血族又は二親等以内の姻族である者が赴く場合は、原則として移送費は認められない。

ただし、当該親族が移送費相当額を負担し得ない生活状態にあると認められる場合には、例外的に移送費を認定することとして差し支えない。

(問215) 【刑務所長等の要請】

局第6の2の(7)のアの(ス)にいう「当該施設の長の要請」は、公文書によらなければならないか。

〔参照〕 局第6-2-(7)-ア-(ス)

(答) 公文書でなくても、何らかの方法で実施機関が確認できるものであれば差し支えない。

(問216) 【断酒会に参加する際の移送費】

アルコール依存症者が断酒会に参加する場合、入会費用等も支給することはできないか。

〔参照〕 局第6-2-(7)-ア-(セ)

(答) 断酒会の例会に参加する場合に支給し得る費用は、移送費としての参加交通費に限られるものである。

また、宿泊研修会に参加する場合は参加交通費、宿泊費及び飲食物費について支給し得るものである。

なお、断酒会の入会費用及び例会又は宿泊研修会以外のための総会、大会等への出席費用については移送費支給の対象とならないので念のため申し添える。

〔問217〕 〔入院患者が断酒会に参加する場合の移送費〕

精神病院に入院中のアルコール依存症者が断酒会に参加する場合、移送費の支給は認められるか。

〔答〕 アルコール依存症者が退院後断酒を継続できるようにするため断酒会を活用させる必要があると主治医が認めるときは、当該入院患者に対し、断酒会の例会に参加するための交通費を支給して差し支えない。

〔問218〕 〔精神障害者の社会復帰対策事業への参加〕

局第6の2の(7)のアの(セ)にいう「保健所等において精神保健業務として行われる社会復帰相談指導事業等」としてはどのようなものがあるか。

〔参照〕 局第6-2-(7)-ア-(セ)

〔答〕 保健所及び精神保健センターが行う社会復帰相談指導事業及びデイ・ケア事業の場合のほか、民間活動として行われるものであっても、これらと同等の内容の事業を行う場合又は保健所もしくは精神保健センター等が後援する場合で、いずれも効果が期待できるときには対象として差し支えない。

〔問219〕 〔福祉事務所職員の付添い〕

移送費の対象となる要保護者に付添いを必要とする場合で、身寄りがないため福祉事務所の職員が付き添うときはその付添いの費用について移送費を適用してよいか。

〔参照〕 局第6-2-(7)-ア-(ア)、(イ)

〔答〕 移送費は適用できない。福祉事務所の職員が公務として同行する場合は、職員としての旅費支弁によるべきものである。

(8) 入学準備金

(問220) 【入学準備金の一括支給】

小・中学校に入学する児童、生徒に対する入学準備金の支給に当たっては、保護変更申請書を徴することなく職権変更により支給することとして差し支えないか。

〔参照〕 法第25条第2項

局第6-2-(8)

(答) お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

(問221) 【外国から帰国した児童に係る入学準備金の取扱い】

外国から帰国した児童が、初めて小学校又は中学校に就学する場合であって、その準備のための費用が必要な場合には、それが学年中途又は第2学年以上への編入であっても、入学準備金を適用して差し支えないか。

〔参照〕 局第6-2-(8)

(答) お見込みのとおりである。

(9) その他

(問222) 【2世帯以上で共同水道を設置する場合】

水道(井戸)設備費の取扱いに当たり、隣接する2世帯以上が共同水道(井戸)を設備しようとする場合、その設備費は共同水道(井戸)1基につき第6の2の(9)のイの(ア)に定める額の範囲内で特別基準の設定が認められるものであると解すべきか。

〔参照〕 局第6-2-(9)-イ

昭44.3.29社保第76号社会局長通知

(答) 共同水道を新設する場合であって、当該水道を利用する被保護世帯が水道の

最低生活費の認定

設備費を負担しなければならないときは、その世帯につき局第6の2の(9)のイの(ア)に定める額の範囲内で特別基準の設定をしても差し支えないものである。したがって、2以上の被保護世帯が同一共同水道を利用する場合であってもそれぞれの世帯について局第6の2の(9)のイの(ア)に定める額の範囲内で特別基準の設定は認められるものである。

〔問223〕 〔配電設備外線工事費〕

農山漁村電気導入促進法等により電気を導入するに当たって、被保護者が負担すべき外線工事費は、配電設備費として計上して差し支えないか。

〔参照〕 局第6-2-(9)

〔答〕 新たに配電設備を設ける場合は、屋内配線の費用に限らず、外線(屋外)工事に要する費用で他からの援助負担がないため被保護者が義務的に負担しなければならない額を計上して差し支えない。

なお、配電設備、水道設備等を認定する場合は工事施工の事前に承認を受けるべきことはいうまでもない。

〔問224〕 〔水源地変更に伴う利用者負担金〕

保護開始前に水道が設備されていたが、干ばつにより水道の水源地が枯渇したため水源地が変更された。

これに要する費用を利用者が負担することとなった。この場合、被保護者が義務的に負担しなければならない経費について、水道設備費の特別基準額を認定して差し支えないか。

〔参照〕 局第6-2-(9)-イ

〔答〕 お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

〔問225〕 〔水道設備費の範囲〕

湧水又は谷川の水を引水し自家給水するために遠距離からビニールパイプ、ゴムホース等を使用する必要がある場合、これに要する費用を水道設備費として認

定してよいか。

また、同様に自然水を利用しているケースで水質検査の結果滅菌の必要がある場合、滅菌装置の設置費を水道設備費により支給してよいか。

〔参照〕 局第6-2-(9)-イ

(答) いずれの場合においても、その地域で同じ状況のもとにある世帯のほとんどが同様の設備を設置している場合には、それらの設備が最低生活維持のために必須の飲料水の供給源の機能を果たすものと解されるので、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

(問226) 【液化石油ガス設備費の範囲】

液化石油ガス設備費を認める場合、どのような費用を対象とすべきか。

〔参照〕 局第6-2-(9)-ウ

(答) 充てん容器の固定等の経費、充てん容器から台所等のコックに至るまでの配管工事費及び材料購入費である。したがって、ガスバーナー、ゴムホース等の購入費用は対象とならない。

(問227) 【医療扶助を受けていない者の入院患者特別介護費の取扱い】

入院患者特別介護費の給付は医療扶助受給者であることが要件とされているが、健康保険等医療保険の被保険者又は医療保険の被扶養者については入院患者特別介護費の給付対象となり得ないのか。

〔参照〕 局第6-2-(9)-工

(答) 入院患者特別介護費は、基準看護の承認を受けていない病院又は診療所に入院している被保護者であって、医療扶助による看護の給付を受けているものが、病状等により、生活上のすべてについて介護を要するため、看護料の額を超えて介護の費用を実際に必要とするときに、その超える額について都道府県ごとに定める額の範囲内において給付しようとするものである。しかしながら、被保護者が健康保険等医療保険の被保険者又は被扶養者であって、老人保健法による医療の給付を受けている者

最低生活費の認定

についてはこれを医療扶助受給者とみなし、入院患者特別介護費の支給対象として差し支えない。

また、公費負担医療制度により医療を受けている被保護者の場合の取扱いについては個別ケースごとに事前に厚生省に協議の上判断することとしている。

〔問228〕 〔妊婦定期検診料の支給回数〕

妊婦定期検診料(一時扶助費)を支給するに当たって、支給回数に制限はあるのか。

〔答〕 妊婦定期検診料は、妊娠した被保護者が保健所において行われる妊婦の健康診査事業を利用することができず、医療機関において定期検診を受ける場合に限りて支給されるものであるが、その回数については、母子健康手帳に明記された受診回数を標準として、必要な回数分を支給することとして差し支えない。

なお、受診回数については、あらかじめ医療機関と連携を図り、被保護者に対して教示しておくことが望ましい。

2 教育費

教育扶助の範囲

教育扶助の対象となるのは、義務教育である小学校、中学校に限定される。憲法第26条第2項により就学が義務づけられていることに関連して最低生活の内容として義務教育への就学を保障しようとするものである。

なお、義務教育以外の学校については、教育扶助として積極給付を伴う保障の対象とはしないが、その修学を全く否定するものでもないことは、「高校大学等における修学」の項で述べたとおりである。

教育扶助の内容

教育扶助は、法第13条により「義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品」、「義務教育に伴って必要な通学用品」及び「学校給食その他義務教育に伴って必要な

もの」とされている。このうち教科書については「義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律」により無償給与されるので本制度の扶助は要しない。

教育扶助の内容については、保護の基準において「基準額」「教材代」「学校給食費」「通学交通費」に分けて示されている。このうち、「基準額」以外はすべて実費支給となっている。「基準額」は、学用品その他全ての学校、生徒において共通的、平均的に必要となる費用を定めたものであり、学校差、個人差の多いクラブ活動関係費用及びワークブック和洋辞書、副読本的図書等の書籍類については、個別の需要に即応すべく教材代として実費支給で対応することとしている。

なお、基準額は、年間所要額を算定し、これを月割に示しているものであるが、学用品等の実際の需要は各月に平均して生じるといよりも学期の始め等に集中することが多いので、その支給については、こうした実態に対応して一括支給もできるようになっており、実情にあった運用が必要とされる。

教育扶助については、その支給方法について、本人（児童・生徒）親権者等のほか学校長に対して交付することができることとされている。教育扶助費を学校長に対して交付することができることとしたのは、学校長に交付した方が便宜であるとか、教育扶助費がその目的とする費用に直接あてるよう確保することが必要な場合に対応したものであり、学校給食費について適用されることが多い。しかしながらその運用に当たっては、生活保護受給の事実を他の児童、生徒に察知されないよう、その方法、児童のおかれた立場を十分に理解し効果的な運用を心掛けることが必要である。

(問229) 【学級費等の認定】

局第6の3の(2)の学級費等の特別基準の認定に当たっては保護変更申請書を徴することなく、職権変更により特別基準額的全額認定する取扱いとして差し支えないか。

〔参照〕 局第6-3-(2)

(答) お見込みのとおりである。

(問230) 【学校給食費の認定方法】

学校給食費の具体的な認定方法を説明されたい。

〔参照〕 局 第8 - 2 - (6)

課 第4 - 13

課 第7 - 11

(答) 学校給食費は、実費の額を計上すべきものであるから、当該月の給食費として支給した額と実際に徴収された額とに差を生じた場合は、翌月の支給額の決定に際して調整すべきである。

〔問231〕 【欠席がある場合の学校給食費】

学校給食費を概算額で前渡した場合は、毎学年2回程度精算を行うこととされているが、給食費についてはほとんどの学校が月決めによる定額料を定めており、その者が各月において若干の欠席があっても日割等による返還はしないこととなっている。また、各月においては給食日数等の相違による徴収額と実額との間に若干の差があっても年度末においては給食日数、給食内容を変更することにより、返納、追徴等をせず概算額による徴収額で賄うこととされている。

この場合、被保護者が学校に対して納付しなければならない額（各月一定額を徴収される）を計上し、精算は行わないこととしてよいか。

なお、月の途中で廃止されるときは、その月分については精算を行うこととしている。

〔参照〕 課 第4 - 13

(答) お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

〔問232〕 【正規の教材として格技等の用具】

格技の用具及びスキー、スケートの用具は、正規の教材として当該学級の全児童が必ず購入することになっていれば、その購入費を教材代として支給してよいか。また支給できる場合、用具の範囲を示されたい。

〔参照〕 局 第6 - 3 - (3)

(答) 支給して差し支えない。その範囲は次のとおりとされたい。

- (1) 格技の用具……柔道着、相撲のまわし及び剣道用具（面、胴、垂、小手、竹刀、剣道着及び用具袋）
- (2) スキーの用具……板、金具、ストック、靴及び手袋
- (3) スケートの用具…スケート靴

〔問233〕〔正規の授業であるクラブ活動に必要な用具類の範囲等〕

正規の授業であるクラブ活動に必要な用具類について、正規の教材代として支給できる用具類の範囲及び程度を示されたい。

〔参照〕 局第6-3-(3)

(答) 正規の授業であるクラブ活動は、中学校学習指導要領（文部省告示）に基づいて、特別活動のうち生徒活動の内容として全ての学校において取り扱わねばならないこととされているので、生徒はいずれかのクラブ活動に参加しなければならないこととなる。

ここで支給できるのは、あくまでも上述したような正規の授業として行われるクラブ活動で用いられる用具類のうち必ず父兄が負担しなければならないものに限るものである。したがって、生徒の自主活動として同好の生徒が組織している課外のクラブ活動において用いられる用具類は認められないものである。

また、正規の授業であるクラブ活動以外の各教科等に必要な教材については、副読本的図書、ワークブック、和洋辞書並びに格技及びスキー（スケート）の用具を除き、全て教育扶助基準額に含まれているものであるので、当該生徒が正規の授業として受ける各教科等で使用する用具類は、正規の授業であるクラブ活動の用具類として重複して認められない。支給できる用具類は、いうまでもなく当該クラブで他の生徒が使用するものの程度を超えるものであってはならない。

なお、用具類の支給は、以上述べた範囲と程度において認められるものであるので、これが支給に当たっては、被保護世帯の生徒個々について、正規の授業である各教科等での使用の有無及び課外のクラブ活動との関係を学校長に確認した上、正規の授業であるクラブ活動に伴って必要であることが認められる場合のみ支給されたい。

〔問234〕 【通学交通費の支給要件】

通学のための交通費を認めるに当たって、「身体的条件、地理的条件」又は交通事情とはどのようなものをさすか。

〔参照〕 局第6-3-(4)

〔答〕 「身体的条件」とは、身障児であったり疾病のため歩行困難な場合等の児童、生徒に比べて身体に障害があり、交通機関を利用することなしには、通学する方法が全くないかあるいは通学がきわめて困難な場合をさし、「地理的条件」とは、へき地、離島等交通機関を利用せざるをえない場合をさすものである。

〔問235〕 【通学に伴う付添交通費】

小学校又は中学校に通学する児童又は生徒が負傷、疾病、障害、精神的理由等により付添を要する場合の付添交通費の支給に当たっては、被保護者からの申立てのみで取り扱ってよいか。

〔参照〕 課第4-45

〔答〕 被保護者からの申立てのみによることなく、傷病、障害、精神上の理由等により当該児童又は生徒の通学に付添が必要であることについての事実関係、学校当局の要請等を確認した上で取り扱われたい。

〔問236〕 【盲学校等の寄宿舎利用者の帰省旅費】

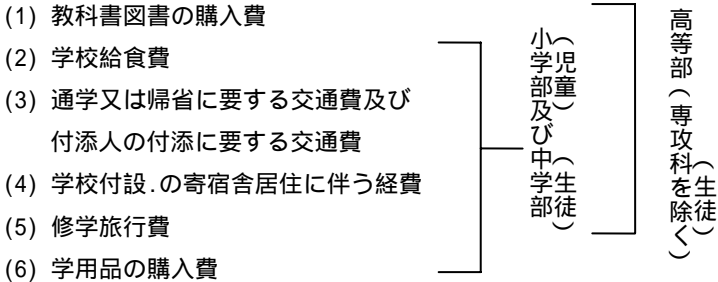
義務教育中の児童（生徒）であって、「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」（昭和29年法律第144号）の対象となり、かつ、生活保護受給中の者が寄宿舎を利用した場合であって、休日に家に帰るときは、どう取り扱ったらよいか。

〔参照〕 課第4-24

課第4-45

問169

(答) 「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」(以下「奨励法」という。)においては、同法第2条第1項で、これら学校を設置する市町村を管轄する都道府県は保護者の経済的な負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じてこれらの学校に就学するための経費の全部又は一部を支弁することとなっておりその対象は、下図のごとくである。



(なお、この法律補助のほか、小学部、中学部については、この法律の趣旨に準じて支弁される通学用品費等がある。)

設問のごとく、寄宿舎を利用している場合においては、(2)～(6)に掲げたものについては当然奨励法で全額支弁されるものである。帰省の場合の交通費については、年間7回以内、最も経済的な通常の経路及び方法により帰省する場合の往復交通費の額が奨励法により支給されるので、休日ごとに帰省するための交通費は当該児童生徒が寄宿生活をなし得る前提に立っているため、生活保護法において交通費を支給することは出来ない。

〔問237〕 【夏季以外の施設参加】

局第6の3の(5)の夏季施設参加のための費用は、夏季以外は認められないか。

〔参照〕 局第6-3-(5)

(答) 寒冷地等において、夏季施設と同様の趣旨で冬季に実施される場合は、夏季施設と同様に認定して差し支えないものであるが、学年を通して1回を限度とするものである。

(問238) 【夏季施設参加費の範囲】

夏季施設参加費として認められる費用の範囲はどこまでか明示されたい。

〔参照〕 局第6-3-(5)

(答) 交通費、宿泊費、施設利用料、保健衛生費、施設見学科等参加する児童又は生徒全員が共通に負担する費用、つまり学校又は教育委員会が一律に徴するものに限られるものであり、トレーニングパレツ、靴等個人的に用意するものは含まれないものである。

(問239) 【学用品費の再支給と扶助費の再支給】

災害等により学用品を消失した場合、局第8の4により扶助費の再支給を行ってもよいか。

〔参照〕 局第6-3-(6)

局第8-4

(答) 学用品を消失した場合には、局第6の3の(6)によることとなる。

なお、扶助費受領に帰途に盗難により、教育扶助費を含む保護金品を失った等の場合には、局第8の4によることとなる。

(問240) 【学用品費再支給の災害時等】

局第6の3の(6)の「災害」とは、風水害、地震等自然災害のほか、火災も含まれるものと思うが、「その他不可抗力」としてはどのような場合か。

〔参照〕 局第6-3-(6)

(答) 前段については、お見込みのとおりである。後段については、具体的には盗難、強奪が考えられる。

(問241) 【学校で徴収する暖房費】

寒冷地における児童生徒が学校納入金として暖房費を徴収される場合に、この

費用を本法による扶助費として支給することはできないか。

〔参照〕 告別表第1第1章 - 1 - (1)

(答) 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、その学校の経費を負担する(学校教育法第5条)こととされており、設問の暖房費は、本来設置者が負担すべきものと解されるが、設問のように暖房費を徴収される場合であっても、生活扶助基準において冬季加算が計上されることとなっていることにかんがみ、特別の需要として暖房費を計上することはできない。

(問242) 【通学用オーバーの取扱い】

寒冷地において、学童の通学のためにオーバーが必要である場合、これに要する経費は、教育扶助の通学用品に含まれると考えるべきか。特別基準は、認められるか。または生活扶助の「被服費」によるべきか。

〔参照〕 次第6 - 1、2

(答) 設問の寒冷地における学童のオーバーは日常生活に通常必要とされる一般的需要であり、本来、毎月の一般生活費のなかから補てんされていくべき性質のものであり、教育扶助基準や生活扶助の一時扶助費の被服費では認められない。

(問243) 【長期欠席児童に対する教育扶助の支給】

疾病のため1か月以上の長期にわたり、学校を欠席している児童に対して自宅において学習していると認められる場合は、教育扶助を支給して差し支えないか。

(答) 個々の児童の実情に応じて、自宅における学習に必要と考えられる場合のみ認めて差し支えない。

(問244) 【外国人の民族学校に修学する者】

学齢期にある外国人を主たる対象として教育するいわゆる民族学校(学級)で受ける教育は、義務教育に準ずる教育として教育扶助を行ってよいか。

最低生活費の認定

〔参照〕 法第13条

(答) 本法による教育扶助は、教育基本法に定める義務教育に必要な経費に限られることは、法第13条の規定からして明らかであり、民族学校(学級)に修学する者に対して本法の教育扶助費を認定することはできない。しかし、民族学校(学級)に通学する者が、別に教育基本法に定める義務教育を受ける学校に通学している場合の経費は、本法の教育扶助の対象となることはいうまでもない。

3 住 宅 費

住宅扶助は、困窮のための最低限度の生活を維持することのできない者に対して「すまいの確保」及び「補修その他住宅の維持のために必要なもの」の範囲内において行われる(法第14条)。

具体的には、日々の生活の場としての家屋の家賃、間代、地代等(告別表第3)のほか、破損等により住居としての機能に障害が生じた場合の小規模な補修費を保障するものである。

なお、最低生活保障の趣旨から、家屋等の購入費を給付し、これを被保護者の所有に帰属せしめたり、改善、拡張、改造等を内谷とする大修理を目的とするものでないことはいうまでもない。

(1) 家賃・間代・地代等

(問245) 〔単身入院患者の住宅費〕

局第6の4の(1)の工の(ア)によれば入院後6か月以内に退院できる場合に限り6か月を限度として、単身入院患者に係る住宅費を認定して差し支えないこととされているが、期間計算は入院の翌日から起算すべきか、又は入院日の属する月の翌月から起算すべきか。

〔参照〕 局第6-4-(1)-工-(ア)

(答) 入院月の翌月から起算して差し支えない。

なお、入院後における病状の変化等により6か月を超えて入院することが明らかとなった場合であっても、その時から3か月以内に確実に退院できる見込みがあるとき

は、6か月を超えて入院することが明らかとなった日の翌月から起算して3か月を限度として、住宅費を認定して差し支えない。

ただし、その取扱いは、当初から入院見込期間が6か月を超える場合まで認める趣旨のものではない。

〔問246〕 〔単身の入院患者、施設入所者等に係る住宅費の取扱いの特例〕

局第6の4の(1)の工の(ア)なお書きにより3か月間延長して住宅費の認定を行う場合、どのような資料に基づき認定すればよいか。

〔答〕 次に掲げる資料に基づき認定されたい。

なお、結核、精神病等一般に長期入院を要する疾病については、慎重に審査すること。

1 3か月以内に確実に退院できる見込みがある旨の医師の証明書（医療要否意見書で代替できる場合は、当該意見書によっても差し支えない。）

また、施設入所者については、更生相談所等の意見書によること、

2 当初の入院等の見込期間に変更が生じた事情及び引き続き住宅費の支払を必要とする事情

3 その他

(1) 当該入院患者等の生活歴(保護の開始時期、過去の入院歴、職業歴等)

(2) 当該住居の事情(住居の広さ、家賃額、家賃の支払状況、周囲の環境、住み始めた時期)

(3) 家財道具の状況

〔問247〕 〔世帯員全員が入院した場合の住宅費〕

単身者が入院した場合で、入院後6か月以内に退院できる見込みがあるときは住宅費を認定してよいこととされているが、複数の世帯員がいる場合で全員が入院したときはどのように取り扱ったらよいか。

〔参照〕 局第6-4-(1)-工-(ア)

問245

最低生活費の認定

(答) 全員が入院した状態になった時点から6か月以内に、当該世帯員のいずれかひとりが退院できる場合に限り、住宅費を認定して差し支えない。

なお、入院中に当初の退院予定時期が遅れる場合は、単身者の取扱いと同様、当初の退院予定時期が変更された時点から3か月以内に退院が見込まれる場合に限り、更に3か月を限度として住宅費を認定して差し支えない。

〔問248〕 〔単身者の退院等に伴う住宅費の認定〕

局第6の4の(1)の工の(イ)のなお書きによる退院又は退所日以前の住宅費の認定は、当該患者の入院又は入所中における保護の実施機関において行うこととしてよいか。

〔参照〕 局第6-4-(1)-工-(イ)

(答) お見込みのとおりである。

なお、第6の4の(1)の工の(イ)の本文による退院又は退所の当該月に係る住宅費の認定は、当該被保護者の退院又は退所後における保護の実施機関が行うものであること。

〔問249〕 〔住宅費の都道府県知事承認〕

局第6の4の(1)の才による都道府県知事の承認は、事務的に煩さであり、また承認までに相当の日時を要するので、これを福祉事務所に委任することはできないか。

〔参照〕 局第6-4-(1)-才

(答) 住宅扶助の特別基準設定承認に係る事務処理の簡素化を図るため都道府県知事(指定都市市長)は、必要があると認めるときは、あらかじめ福祉事務所の所管区域ごとの住宅事情等を考慮の上、当該区域ごとに適用すべき承認額をそれぞれ包括設定して差し支えないことが「住宅扶助の特別基準に係る社会局長通知」により示されているので、これによって取り扱われたい。

〔問250〕〔7人以上世帯の住宅費の認定〕

家賃、間代等限度額について、局第6の4の(1)のオにより、7人以上世帯の特別基準限度額が示されているが、この場合、世帯分離されている者も、現に同居していれば、世帯人員に含めてよいか。

〔参照〕 局第1

局第6-4-(1)-オ

〔答〕 この特例は、同一世帯員として現に同居し、保護を受けている場合の措置であり、設問のように、世帯分離により保護を受けていない者は、同居している場合であっても世帯人員には含めないものである。

〔問251〕〔単身者が転居指導に応じない場合の取扱い〕

単身者が告別表第3の2の限度額より高いアパートに入居しており、しかも地域の単身者のアパート等と比較しても著しく均衡を欠いていることから転居指導を行ったがこれに応じない場合、どのように取り扱ったらよいか。

〔参照〕 課第4の56

〔答〕 設問のような場合は、告別表第3の2の限度額の範囲内で住宅扶助の認定を行うこととなるが、更に限度額を相当に上回る家賃のアパートに入居しており明らかに最低生活の維持に支障があると認められる場合は、法第27条に基づく指導として転居を指導することも考えられる。

なお、2人以上世帯についても当該地域の他の同様な世帯との均衡を著しく失っている場合は、同様の指導を行うべきである。

〔問252〕〔明渡請求に応じない場合の住宅扶助〕

借家借間に住んでいる被保護者が賃貸借契約の期間満了等を理由に明渡請求を受けたが賃貸借契約は終了していないなどとして応じないため訴訟を提起された場合、住宅扶助の取扱いはどうしたらよいか。

最低生活費の認定

〔参照〕 告別表第3

昭47. 8.14社保第136号保護課長通知

(答) 法による保護は、要保護世帯について現実の生活困窮状態に対処して行われるものであり、設問の場合、住宅扶助の必要は認められるが、その賃貸借契約関係の存否について争いがある事例である、家賃、間代等の額を家主に支払っていないが、法令に定める正規の手續により供託している場合であれば、現に需要が存するものとして当該供託額について住宅扶助を決定して差し支えない。

裁判確定により被保護者が敗訴した場合には、当該被保護者は、賃貸契約の終了時以後、当該借家借間に不法に又は法律上の原因なくして居住していたこととなり、不法行為又は不当利得に係る家賃、間代相当額について生活保護費により支給したこととなるが、借家借間のような継続的契約関係については違法性が高いものとは考えられない場合であり、かつ、当該借家借間の賃借権を主張したことについて相当な理由があると認められる場合には、住宅扶助を行ったとして取り扱って差し支えない。

なお、家賃、間代の増額請求に係る紛争が訴訟となり、後に被保護者が敗訴又は和解したため遡及して増額分を支払わねばならなくなった場合は、増額後の家賃が住居の構造等から妥当であり、かつ、住宅扶助基準の範囲内であれば、家賃等が増額された時点から新家賃等による住宅扶助を行って差し支えない。

(問253) 【借家の一部を転貸している場合】

借家に入居し、余剰の部屋を転貸しており、その転貸料が実際家賃に満たない場合の住宅費の認定はどうすべきか。

〔参照〕 次 第7 - 3 - (1) - ウ - (イ)

次 第7 - 3 - (2) - ウ - (イ)

次 第6 - 4 - (1) - オ

(答) 設問のように、例えば、10,000円の家賃で借家をしており、その一室を5,000円で間貸している場合は、その世帯の住宅費は、10,000円 - 5,000円 = 5,000円と認定する。この額が一般基準額を超えている場合には、局第6の4の(1)のオによる特別基準額の範囲内で認定することとなり、この取扱いにおいては、実際家賃の額を住宅費として認定するものではないから、実際家賃が一般基準を超える場合であって

も、直ちに特別基準の適用を考慮する必要はなく、実際家賃と間貸料との差が一般基準により難いか否かを問題とすれば足りる。

この場合の間貸料収入は収入充当額に計上することを要しないものである。

(問254) 【間貸収入が実際家賃を超える場合】

前問の例で間貸料が実際家賃額を超える場合は、どのように取り扱うべきか。

〔参照〕 次 第7-3-(1)-ウ-(イ)

次 第7-3-(2)-ウ-(イ)

(答) 間貸料が収入として認定されるわけであるが、実際家賃は必要経費として控除されることとなる。

(問255) 【借家の破損がひどい場合の転居】

現に居住している借家は破損がひどくて生活に著しく支障があるため、やむを得ず現在よりも高家賃の第2種公営住宅に転居するに際し敷金を必要とする場合 課 第4の30の答8に該当するものと解してよいか。

〔参照〕 課 第4-30

(答) お見込みのとおりである。

なお、被保護世帯については第2種公営住宅に転居するに際し敷金等の減免措置がとられるよう建設省から各都道府県住宅担当部局に対し指導がなされているので関係部局とも折衝の上、減免措置の適用について考慮することとされたい。

(問256) 【敷金の限度額】

敷金の限度額については、爵第4の30に定められているが、これは実際に支払っている家賃、間代の額が局 第6の4の(1)のオに定める額を下回っている場合でも局 第6の4の(1)のオの額に3を乗じた額の範囲内で認定できるものと解してよいか。

〔参照〕 局 第6-4-(1)-オ

最低生活費の認定

課 第4 - 30

(答) お見込みのとおりである。

〔問257〕 〔他県へ転出する場合の敷金及び家賃の限度額の認定〕

被保護者が転居するに際し敷金を必要とする場合であって、告別表第3の2に定める額の異なる他県へ転出するときの家賃及び敷金の認定額は、転出先の県における限度額によるべきか、又は転出前の県における限度額によるべきか。

〔参照〕 局 第6 - 4 - (1) - 力

局 第4 - 30

(答) 真にやむを得ない事情が認められ他県へ転出させる必要があるときは、家賃、敷金とも転出先の県における限度額の範囲内で必要な額を認定して差し支えない。

〔問258〕 〔緊急に敷金等を必要とする場合の協議〕

敷金の特別基準の適用に当たり、課 第4の30の答14に該当するものについては、あらかじめ都道府県知事の承認を得るものとなっているが、これに該当する場合は、緊急に敷金を必要とする場合であっても、必ず文書による正式の承認を受理した後でなければ実施できないか。

〔参照〕 局 第6 - 9

(答) 緊急に敷金を必要とする場合には、実施機関から電話により県本庁の承認を求めることとして差し支えない。

県本庁は、概ね次の点に留意の上、適当と認められる場合は電話により承認の回答を与えて差し支えない。

1. 補償金、恵与金等を受けている場合には、その用途につき検討すること。
2. 他法他施策の活用、扶養義務者の援助について検討すること。
3. 施設収容の措置について検討すること。
4. 今後保護が継続して行われるかどうかを検討すること(近い将来保護の廃止が予想される場合は、適当でないこと。)
5. 当該世帯の処遇方針との関連において検討すること。

(問259) 【新規就労地への転居と敷金】

就労条件に恵まれない地域に居住している者が実施機関の指導により当該地域を離れて新規に就労することとなったが、課第4の30の答6の要件に該当するものとして敷金を認定して差し支えないか。

〔参照〕 問257

(答) お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

(問260) 【敷金の返還金の取扱い】

敷金の給付については、局第6の4の(1)の力により、同(1)のオに定める限度額以内の家賃間代の住居へ転居する場合に限られているが、課第4の31の規定の適用についても、当該限度額以内の家賃間代の住居へ転居する場合に限られるか。

〔参照〕 局第6-4-(1)-力

課第4-31

(答) 課第4の31の規定については、当該限度額を若干上回る家賃間代の住居へ転居する場合についても適用して差し支えない。

(問261) 【地代の一括支給後における保護廃止の場合の取扱い】

地代については、12か月の範囲内に限り必要な月分の地代を地代支払の時期に支給してよいこととされているが、地代の一括支給を行った後に保護が停廃止となった場合は、精算手続を要しないものとして取り扱ってよいか。

〔参照〕 課第4-55

(答) 地代については、数か月分の地代を一括して支払う実態があることから、12か月を超えない範囲において、必要な額の一括支給を認めているところであるが、本来的には毎月の需要としてとらえるべき性格のものであるので、地代を支払ってある年の途中において保護の停廃止がなされた場合には、翌月以降の地代については、一般の例により精算手続をしなければならないものである、

(2) 住宅維持費

(問262) 【家屋内に入った土砂の除去】

水害等で家屋内に入った土砂を除去する費用を住宅維持費として認定してよいか。

〔参照〕 局第6 - 4 - (2) - ウ

(答) 災害救助法その他の他法他施策による措置が行われない場合で、次に掲げる条件を満たしているときは、住宅維持費を認定して差し支えない。

1. 家屋内への土砂の浸入がはなはだしく、日常の起居に障害があること。
2. 世帯員中に、土砂を除去する能力のある者がいないこと。
3. 近隣又は親類知己の援助が期待できないこと。

(問263) 【風呂釜の取替え】

風呂おけの修理に釜の取替えも含まれると解してよいか。

〔参照〕 課第4 - 14

(答) 差し支えない。ただし、近隣に公衆浴場がない場合に限る。

(問264) 【井戸さらいの費用】

井戸さらいの費用は、住宅維持費の支給対象として取り扱ってよいか。

〔参照〕 局第6 - 4 - (2)

(答) お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

(問265) 【風呂設備費の範囲】

風呂設備の付設に要する経費の範囲如何。

〔参照〕 局第6 - 4 - (2)

課第4 - 14

(答) 浴槽の購入費、給排水のための簡易な工事費、外部からの透視をさけるための簡単な囲いに要する費用等、入浴のための必要最少限度の額を住宅維持費として認定することとされたい。

〔問266〕 【入浴設備の付設が必要な者】

課第4の14にいう「重度の心身障害者、歩行困難な老人等」の「等」とは具体的にどのような者をいうか。

〔参照〕 課第4 - 14

(答) 火傷等のため全身に皮膚の炎症があり、それが半永久的に治ゆしない等のため公衆浴場を利用できない者等が予想される。

〔問267〕 【近隣に公衆浴場がない場合の取扱い】

入浴設備の付設が認められる場合については、課第4の14に示されているが、答の「他に適当な入浴の方法がなく」とは、どのように判断すべきか。

〔参照〕 課第4 - 14

(答) 具体的には、最寄りの公衆浴場までの距離、所要時間、当該世帯の世帯員の年齢、健康状態及び当該地域の生活実態等を総合的に勘案して判断されたい。

〔問268〕 【入浴設備に関する一般世帯との均衡】

課第4の14の答にいう「地域の一般世帯との均衡を失しないと認められる」場合の判断は、概ね当該地域の全世帯の90%程度の普及率を基準として認定してよいか。

〔参照〕 課第3 - 6

課第4 - 14

(答) お見込みのとおり取り扱うこととして差し支えない。

〔問269〕 〔転出にあたり畳の表替えの請求を受けた場合〕

アパートに入居していた被保護者が転出にあたり、賃貸契約に基づき畳の表替え等の請求を受けた。この場合住宅維持費をもって支弁するこのとができるか。

〔参照〕 局第6 - 4 - (2) - ア

〔答〕 設問における畳の表替え等は被保護者の現在の居住とは無関係であり、最低生活を維持するために必要不可欠とは認められないので、住宅維持費を適用することはできない。

ただし、転出に当たり敷金が返還される場合には、その返還額の範囲内で当該費用にあてることとしても差し支えないものである。

〔問270〕 〔賃借家屋の修理と増設に要する経費〕

数世帯が居住しているアパートで、便所が居住者数に比して不足し保健衛生上好ましくなく、また畳の損耗がなほなだしいので、居住者が家主に対して便所の増設、畳替えについて相談したが、賃貸借契約の際の家屋の増設、修繕は借家人で行うとの条項を理由に応じないような場合の取扱いはいかにすればよいか。

〔参照〕 課第4 - 38、39

〔答〕 賃借家屋の修繕については、民法第606条の規定により賃貸人がその義務を負うこととされていることから、原則として支給の対象とはならないものである。しかし、借家人が修繕義務を負う特約のあることが明らかな場合でやむを得ない状況にあるときは、賃借家屋の修理に要する経費を最低生活費として認定することもやむを得ないものである。

なお、便所の設置、畳替え、等について、やむを得ない事情がある場合には、課第4の38及び39に示すところに従い取り扱って差し支えない。

〔問271〕 〔住宅維持費の年額の承認方法〕

住宅維持費について、一般基準額によりがたい場合の特別基準額が局第6の4

の(2)のイに「年額」で示されているが、この承認方法等について説明されたい。

〔参照〕 局第6-4-(2)

問273

(答) 「年額」は、はじめて住宅維持費を認定されたときから将来に向かって1か年以内をいうものである。

したがって、この期間内に再度住宅維持費を認定する必要がある場合、すでに認定された住宅維持費の額を合算して一般基準の額を超えるときは、局第6の4の(2)のイにより都道府県知事の承認を要するものである。

なお、災害等に伴う住宅維持費を認定する場合には、局第6の4の(2)のウ及びエにより取り扱うこととなっているので念のため。

(問272) 【災害による家屋の補修 - その1】

局第6の4の(2)のウの「災害」には、台風、暴風、豪雨、豪雪、高潮、地震、津波等の自然災害のほか、火災も含まれると解してよいか。

〔参照〕 局第6-4-(2)-ウ

(答) お見込みのとおりである。

(問273) 【災害による家屋の補修 - その2】

局第6の4の(2)のウの規定の適用後1年以内に再度災害を受け、それにより家屋の補修が必要となった場合には、その時点において新たにこの規定を適用してよいか。

〔参照〕 局第6-4-(2)-ウ

問273

(答) お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

(問274) 【雪下ろし等の費用と一般の住宅維持費との関係】

局第6の4の(2)のエにより適用される雪下ろし等に要する費用と、一般の住宅

最低生活費の認定

維持費との関係につき、いずれか一方に基準額の残額がある場合、これを他方に加えて計上する取扱いは認められないか。

〔参照〕 局第6-4-(2)-イ、エ

(答) 豪雪地帯における雪下ろし等の費用は、一般住宅維持費のほかに特別に必要とするものであるという趣旨から、局第6の4の(2)のエの規定を設けたものである。したがって、この費用と一般住宅維持費とはそれぞれ別枠として取り扱うべきものであり、一方に残額があるからといって、これを他方に加えて計上することは認められない。

なお、局第6の4の(2)のエを適用する場合、基準額につき同(2)のイの適用は認められないので念のため。

(問275) 【白ありの駆除のために要する費用の取扱い】

白ありの食害により家屋の損傷が進み、その駆除を住宅維持費で認定する場合、直接白ありの被害を受けていない部分で措置を必要とする部分があるときは、当該措置に要する費用を住宅維持費の支給対象としてよいか。

〔参照〕 課第4-48

(答) 見込みのとおり取り扱って差し支えない。

(問276) 【医療単給世帯に住宅維持費を支給する場合の収入充当順位】

医療単給世帯から家屋補修の申請があった場合には収入充当順位に従って本人支払額を変更し本人の収入によって家屋補修を行うこととなるのか。

〔参照〕 次第8

問165

(答) 保護の決定に当たっての収入充当順位は、第1に生活費、第2に住宅費、第3に教育費、以下医療、出産、生業、葬祭費の順となっているが、これは通常の諸経費にかかる事務処理上の取扱いでの原則である。臨時的な需要にかかる特別基準の一時扶助費の場合においても同じく取り扱うとすると結果は同じでありながら極めて事

務が繁雑となるので、本人支払額の変更を行うことなく、別途支給することとして差し支えないものである。

4 出 産 費

〔問277〕〔施設内分べんに係る出産扶助と医療扶助との関係〕

病院、助産所等で分べんした場合において、異常分べん関係部分については、医療扶助が適用されることとされているが、実際のケースを取り扱うに当たり、出産扶助、医療扶助いずれを適用すべきか等の疑問が生じるので、次の事例についての取扱いを具体的に教示されたい。

- 1 異常分べんという予見に基づき、入院し、結果も異常分べんであった場合
- 2 異常分べんという予見に基づき入院したが結果は正常分べんであった場合
- 3 正常分べんという予見に基づき入院したが結果は異常分べんであった場合
- 4 正常分べんという予見に基づき入院し、結果も正常分べんであった場合

〔参照〕法第52条

告別表第5

〔答〕施設分べんについて、出産扶助と医療扶助とが競合する場合には、まず医療扶助を適用し、医療扶助の適用されない部分について出産扶助を適用するのが原則である。この場合出産扶助のうち医療扶助と競合する可能性があるのは告別表第5の2に定める入院に要する費用のみであり、出産扶助基準額（告別表第5の1）及び衛生材料費（同5の3）については、医療扶助の対象となり得ない需要を対象とするものがあるから競合関係は生じない。

つぎに、医療保険との関係についてみると、健康保険法では、分べん一般については現金給付による分べん費を支給することとし、異常分べんについては、当該異常分べんに係る処置、手術、入院料等について療養の給付の対象とされているし、生活保護の医療扶助は、医療保険の例によっていることから、出産についても療養の給付の対象となる部分については医療扶助が適用され、その他の部分については出産扶助が適用されることとなる。

これを設問の事例に従って示すと次のとおりである。

最低生活費の認定

なお、この取扱いについては、分べんの結果が生産であったか死産であったかによって、差異は生じないものである。

また、児童福祉法と競合する場合は、本法の補正性の原理に従い児童福祉法による措置が優先するものであることはいうまでもない。

設問 1 の場合の取扱い

本法の医療扶助は、医療保険の診療方針及び診療報酬の例によっているので、医師の手当を要する異常分べんに伴い保険医の行った処置、手術等はすべて療養の給付として認められている医療保険の場合と同様、異常分べんに伴う入院料及び医師が行った処置、手術等についてはすべて医療扶助の適用が認められる。

この場合、健康保険の取扱いとしては、同時に助産の手当を行ったものとはみなされず、したがって、分べん介助の費用は、療養の給付外であるので、別に患者負担となるが、本法においては、出産扶助の基準額（告別表第 5 の 1）の範囲内で必要な額について出産扶助を適用することとしている。また、衛生材料費も必要に応じ認定される。

設問 2 の場合の取扱い

健康保険では、異常分べんとして入院したが、正常分べんをした場合、正常分べんのあった日まで、保険による入院の取扱いとし、翌日からの分は患者負担とすることとされている。

本制度においてもこれと同様正常分べんのあった日までは医療扶助を、翌日以後は出産扶助を適用することになる。この場合医療扶助において、分べん監視料(異常分べんのおそれがあると認められたが、結局手術を必要としなかった場合及び流産の監視をした場合に認められるもので妊婦に付添った介補料に相当する。)及び初診料等が入院料とは別に請求できる。

また、出産扶助としては告別表第 5 の 1 (分べん介助料等)及び同 5 の 3 (衛生材料費)が適用されるほか、分べんの日の翌日以降の入院費用について告別表第 5 の 2 が適用されることになる。

なお、かつては出産扶助について居宅分べんを原則としていたことから設例のようなケースについて、正常分べん後も必要最少限度の入院日数に応じた入院料について医療扶助を適用する取扱いが認められていたところであるが、施設分べんを出産扶助の対象とし、かつ、入院費用について医療扶助と同様の額が出産扶助で支給されるこ

ととなっている現在、かかる例外的取扱いはその必要がなくなったものである。

設問3の場合の取扱い

健康保険においては、分べんの目的で自費入院したがその結果が異常分べんであった場合には、正常な経過をたどった間の入院料等は療養の給付の対象外とされ、患者負担となるが、異常であるために医師が行った処置、手術及び異常に対して必要な限度での分べん後の治療は分べん日以降の入院料を含め、療養の給付の対象として取り扱われている。

本制度においても上記療養の給付の対象となる部分については医療扶助を、その他の部分については出産扶助を適用するものである。

設問4の場合の取扱い

健康保険においては分べんの目的で入院した結果正常分べんであった場合には分べんの前後とも一切療養の給付の対象外として取り扱われるところであり、本制度においても医療扶助は適用されず、すべて出産扶助の対象となるものである。

	異常 異常		異常 正常		正常 異常		正常 正常	
	生保	健保	生保	健保	生保	健保	生保	健保
入院料			◐ ◑	◐	◑ ◒	◒		×
分べん介助料 衛生材料費等		×		×		×		×
分べん監視料	◓	◓	◔	◔	/	/	/	/
手術・措置料等	◕	◕	◖	◖	◗	◗	/	/

注 印.....医療扶助又は健保の療養の給付

.....出産扶助

◒又は◑.....分べんのあった日から適用

◐又は◒.....分べんのあった日まで適用

×.....給付対象外

◓又は◔.....分べん監視料は手術を必要としなかった場合に認められるものであるから、分べん監視料と手術とが同時に認定されることはなく、いずれか一方が認定されることになる。

- (1) 健康保険において、異常分べん後の入院については、正常分べん後に比して著しく衰弱している等の異常状態があつて、そのために入院診療を要する場合は給付の対象とするが、正常分べんと異なる状態の入院は給付の対象とならない。

最低生活費の認定

- (2) 健康保険では、出産に関し、療養の給付のほかに現金給付として分べん費及び出産手当金(出産前後の休業補償)等の支給制度がある。
- (3) 他の傷病により、入院中に出産した場合には、入院料が医療扶助、健康保険の対象となるほかは、本文に述べたところによる。

〔問278〕 〔妊娠4か月以上の妊婦が人工妊娠中絶した場合〕

妊娠4か月以上の妊婦が人工妊娠中絶をした場合、健康保険法においては分べん費の支給があるが、これとの関連において出産扶助を適用してよいと思うがどうか。

〔参照〕 局第6-2-(2)-ア-(オ)

局第6-8-(5)

昭33. 1. 31保文発第374号保険局医療課長通知

〔答〕 人工妊娠中絶に必要な費用は通常医療扶助によって一切の給付を行っており、出産扶助を適用すべき余地はない。ただし、妊娠5か月以上の場合の人工妊娠中絶においては、正常分べんにおけると同様に助産婦による分べん介助その他の世話が行われる場合があり、その場合には、必要な範囲内において出産扶助を適用すべきである。

ちなみに、当該被保護者の飲食物費については、産婦加算の栄養費を認めており、子の葬祭を行う必要があるときは葬祭扶助の適用も差し支えないこととなっている。

〔問279〕 〔助産婦と産婦人科医との両方で分べんの介助を受けた場合〕

助産婦により分べんの介助を受けていた妊婦が、身体に異常が現われたため産婦人科医に託され、そこで正常に産出した場合において別表第5の1の適用に当たり産婦人科医に支払う費用として基準額を認定し、さらに次の要件を満す限りにおいて助産婦に支払費用を認定してよいか。

- (1) 当該妊婦が当該助産婦の介助によって出産する予定であって、かつ、当該助産婦が当該妊婦に対して現に分べんの介助(陣痛開始以後の措置)に当たっていたこと。
- (2) 妊婦の身体の異常が産婦人科医に託さなければならない程度のものであった

こと。

(3) その地域の慣行等からして、助産婦に費用を支払う必要があること。

なお、認められるとした場合、その費用については、少なくとも分べん後の処置にかかる費用は要しないものであるから、これらを考慮して基準額の8割相当額の範囲内において必要な額を認定して差し支えないか。

〔参照〕 告別表第5

局第6-6-(1)

(答) お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

なお、設例のようなケースについては、慎重な検討を要すると思われるので、当分の間都道府県知事の承認を得ること。

5 生 業 費

生業扶助は、要保護者の稼働能力を引き出し、それを助長することによって、その者の自立を図ることを目的としているものであり、一面において社会福祉制度的な性格を有している点で他の扶助と異なる。したがって、「困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者」のほかに「そのおそれのある者」をもその対象としている（法第17条）。具体例としては、授産施設利用者の生業扶助の決定におけるみなし保護（局第8の2の(4)のウの(イ))のように、一般生活費をある程度上回る収入がある者であって、その対象としている。

(問280) 【生業費を支給できる業種】

生業費は、「専ら生計の維持を目的として営まれることを建前とする小規模の事業を営むために必要な資金又は生業を行うために必要な器具若しくは資料を必要とする者」に対して行われることとされているが、どのような業種が考えられるか。

〔参照〕 局第6-7-(1)

(答) 生業費は、利潤の獲得のみを目的として行われる企業に対して適用するものではなく、生計維持を目的とする小規模事業に対して適用されるものであり、例えば、

最低生活費の認定

食料品店（食品の行商、果物店、八百屋、菓子店、牛乳販売等）、文化品店（古本屋、文房具店、印章店、玩具店、生花店、種苗店等）、飲食店（中華ソバ店、氷店、大衆食堂等）、自由業（大工、左官、植木職等）その他製造加工修理業、サービス業等多岐にわたる種類があげられ、これら小規模事業を営むに必要な設備資金、運転資金を対象とするものである。

〔問281〕 〔内部障害者更生施設入所者の自動車学校への入学〕

内部障害者更生施設に入所中の要保護者から、退所後の就職が有利であるという理由をもって自動車運転免許を取得するため自動車学校の入学金、授業料、交通費等について支給の申請があったが、これを申請どおり認めてよいか。

〔参照〕 局第6-7-(2)

昭42. 8. 1社更第244号社会局長通知

〔答〕 内部障害者更生施設は、結核回復者等内部障害者を一定期間収容し、適切な医学的管理の下に必要な生活指導と職業訓練を与えることを目的として設置運営するものであり、その入所者が、いわゆる課外時間を利用して行う技能修得については原則として生活保護法を適用することは適当とは解されない。とくに設問のように単に退所後の求職にあたって有利な条件となる技能を修得しようとするような者に対して生活保護法による技能修得費を適用することは認められない。

しかしながら、入所者の中には、健康状態が健康者と同程度に回復した者もいるので、これらの者で間もなく退所することが明らかであるものに対しては、自動車運転業務に従事することが可能である旨の医師の診断書と運転免許取得後雇用するという雇用主の証明がある場合に限り、その者の自立助長を図るために自動車運転免許取得に必要な経費について生活保護法による技能修得費を適用して差し支えない。

なお、技能修得費の適用に当たり、生活福祉資金等他法他施策の活用を図るべきことは勿論である。

〔問282〕 〔通信教育における美容師の資格取得〕

夫婦と子供3人の世帯において妻が就労のかたわら美容師の資格を取得するため美容師養成所の通信教育による技能修得をしたい旨申出があったが、国家試験

を受けるまで実地習練の1年間を含めて3年を要するので他の適当な技能修得があつたかと思うが、この場合、1年間の実地習練期間はある程度の手当収入があり、生業扶助費の支給の必要はないのであるから技能修得期間を2年と認定して、1年目、2年目は必要とする経費をそれぞれ基準額の範囲内で必要な時期に支給するという取扱いは認められるか。

〔参照〕 告別表第6 - 2

局第6 - 7 - (2)

(答) 技能修得費の認定はお見込みのとおり取り扱って差し支えない。すなわち各種学校における修学は、生業扶助（技能修得）の対象となり得るのであり、技能修得を適用する場合、修学期間が1年を超えるものであっても、その修学が世帯の自立更生上効果的と認められるものについては、告別表第6の2ただし書の取扱いによって2年を限度として生業扶助を適用して差し支えない。また、この場合理容師、美容師等のごとく、その資格を取得するために、一定期間の実地習練を経なければならない職種に関しては、実地習練を行う理容所、美容所等から相当額の報酬を受け、これによって技能修得のための必要な費用が賄われるときは、その実地習練の期間は技能修得のための2年の年限に含まれないものとして取り扱って差し支えない。

(問283) 【職業訓練校在籍者の作業衣】

職業訓練校に在籍する者が訓練を受けるに際して作業衣が必要となるが、これを技能修得費として認定してよいか、又は作業衣は就職支度費として認定すべきか。

〔参照〕 局第6 - 7 - (2) - ウ

局第6 - 7 - (3)

(答) 技能修得のために直接必要なものであり、かつ、当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられるのであれば、技能修得費として認定して差し支えない。

なお、就職支度費はすでに就職が確定した者に対して認定できるものであり、職業訓練校に在籍中の者は認定の対象とはならないものである。

(問284) 【雇用対策法等に基づき支給される技能修得手当】

局第6の7の(2)の工の(ア)の「雇用対策法等」の「等」にはどのようなものが該当するか。

〔参照〕局第6-7-(2)-工-(ア)

(答) 雇用対策法のほかに、炭鉱離職者臨時措置法、駐留軍関係離職者等臨時措置法、沖縄振興開発特別措置法、特定不況業種離職者臨時措置法、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法、雇用保険法等である。

(問285) 【職業訓練手当受給者の取扱い】

職業訓練手当を毎月受給すれば保護を要しない者についても、訓練終了後の当該手当の一括受給を認め、訓練期間中保護を継続してよいか。

〔参照〕局第6-7-(2)-工

昭39. 8. 19社発第409号社会局通知

(答) 職業訓練開始前において被保護者である者については、局第6の7の(2)の工に該当する場合にかぎり、お見込みのとおり保護を継続して差し支えない。

したがって、訓練開始と同時に保護の申請があった世帯については前記実施要領の特例は認められないものである。

(問286) 【盲ろう学校高等部別科の技能修得費】

被保護者が盲ろう学校高等部の別科に入学する場合「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」により援助で満たされない学用品の購入費を技能修得費の対象として支給してよいか。

〔参照〕局第6-7-(2)-ウ

(答) 盲ろう学校高等部の別科の教育内容は高等教育そのものではなく技能教育を目的としたものであるから、別科に修学する者は技能修得を目的とする各種学校に修学する場合と同様に取り扱い、したがって、「盲学校、聾学校及び養護学校への就学

奨励に関する法律」により支給されない学用品の購入は、技能修得費の対象として差し支えないものである。

ただし、この場合の学用品は、学校長の指定証明のある必要最少限度のものに限るべきであり、テープレコーダーのように学習用というよりもむしろ生活用品的なものまでも含むものではないので念のため。

(問287) 【技能修得費の再支給】

一度技能修得を終えた者について、別の職種による再度の技能修得は、原則として認められないものとして取り扱ってよいか。

〔参照〕 局第6 - 7 - (2)

(答) お見込みのとおりである。

ただし、例えば事故により障害を負った場合等で著しい状況の変化によって新たな技能を身につけなければ自立が不可能なケースに限っては、再度技能修得を認めることとして差し支えない。

(問288) 【かんがい用水の引水工事と生業費】

開拓地で、かんがい用水の引水工事を行う場合に被保護世帯もこのかんがい用水敷設に要する経費を分担しなければならないが、農産物の生産の増加が期待でき、当該世帯の自立助長に役立つことが明白な実情にある。この負担金を生業費の対象として認定してよいか。

〔参照〕 次第5

局第5

局第7 - 4 - (5) - (カ)、(ク)

(答) 設問のような資金については、農業近代化資金助成法に基づく貸付資金等の貸付を受けることが考えられ、その場合は償還金を必要経費として認定する途も開かれているので、これを生業費として支給することは適当でない。

6 葬 祭 費

(問289) 【葬祭費の級地基準】

火葬をする地の級地とその他の葬祭を行う地の級地が異なる場合の葬祭費はいずれの級地として認定すべきか。

〔参照〕局第6 - 1 - (1)

(答) 葬祭費の級地基準の適用はいわゆる葬祭を行う地によって定められるものである。

(問290) 【救護施設入所者の葬祭】

生活扶助を行うことを目的とする施設に入所中の者が死亡した場合であって次のようなときの葬祭を行うべき者又は葬祭扶助を受けるべき者を示されたい。

(1) 扶養義務者がまったくないとき

ア 遺留金品がないか又は遺留金品をもって葬祭に要する費用を満たし得ないとき

イ 遺留金品をもって葬祭に要する費用を満たし得るとき

(2) 扶養義務者があるとき

ア 遺留金品がないか又は遺留金品をもって葬祭に要する費用を満たし得ないとき

イ 遺留金品をもって葬祭に要する費用を満たし得るとき

〔参照〕法第18条

局第6 - 8 - (6)

(答) 法においては、死者に対する葬祭義務を何人かに課した規定は存しないので、設問のどの場合についても、法により葬祭義務を有する者はない。

次に葬祭扶助を受けるべき者については、法第18条第1項又は同条第2項のいずれかに該当することを要する。設問(1)の場合、同条第1項の規定が適用されることは考えられないが、葬祭を行う者(施設の長でもよい)があれば、同条第2項の規定によりその者に対し葬祭扶助を行うことができる。設問(2)の場合のうち法第18条第1項に

該当する場合は、その者に対し葬祭扶助を行うことができるが、施設入所者の死亡については、例は多くないであろう。この場合で、葬祭を行う扶養義務者がなく、その葬祭を行う者があれば、その者に対して法第18条第2項の規定による葬祭扶助を行うことができる。

なお、上に述べたのは被保護者の死亡の場合であって、被保護者以外の者の死亡の場合は、遺留金品をもって葬祭に要する費用を満たし得るとき(設問(1)のイ及び(2)のイ)には葬祭扶助を行うことができな。また、法第18条第2項の適用に当たっては、民法による扶養義務の中にその被扶養者の葬祭をすることが含まれるというのが、判例の示す結論であることに注意する必要がある。

(問291) 【三親等以内の血族等の葬祭を行う場合の葬祭扶助】

三親等以内の血族等であって他に引取人のない遺体、遺骨を引取りに行く場合は移送費が適用できるが、この場合において葬祭を行う必要があるときは葬祭扶助の支給が認められるか。

〔参照〕法第18条第1項

局第6-2-(7)-ア-(ケ)

(答) 葬祭扶助を適用して差し支えない。

(問292) 【土葬の場合の特別基準】

土葬の費用につき、火葬と同様、告別表第7の2を適用してよいか。

(答) 告別表第7の2は火葬料の特例であり、土葬については適用されない。

(問293) 【小人の葬祭費】

火葬料について、大人と小人の費用に差があっても、その他の葬祭費用についてはほとんど差がなく、全体としてほぼ、同様と認められる実態にある場合、局第6の8の(1)の規定を適用してよいか。

〔参照〕局第6-8-(1)

最低生活費の認定

課 第4 - 15

(答) お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

この場合において、告別表第7の2による火葬料の加算については、市町村条例に定める小人の火葬料の額から、同2の表の大人の額を控除した額を計上することとされたい。

(問294) 【自殺者等の葬祭】

局第6の8の(6)では、身元が判明しない自殺者等に対して市町村長が葬祭を行った場合には、葬祭扶助は適用できないとされているが、居住地を有し、保護を受けていた者が死亡したが、他に葬祭を行う者がいないため、福祉事務所は町長に依頼して葬祭を行ってもらった。この場合、町長は法第18条第2項に規定する「葬祭を行う者」となりうるか。

〔参照〕墓地、埋葬等に関する法律第9条

(答) 他に全く埋葬又は火葬を行う者がなく、町長が行った場合は、「墓地、埋葬等に関する法律」第9条にいう葬祭であって、設問の場合でも生活保護法による葬祭扶助を行うことはできない。

(問295) 【慣行料金のない場合の死体検案】

死体検案に要する費用は、慣行料金がなく場合には無制限に認めてよいものか。また、その費用に交通費は含まれると解してよいか。

〔参照〕局第6 - 8 - (3)

(答) 慣行料金について当該地域の医師会等の意見を聴取し、決定することとされたい。

交通費については、お見込みのとおりである。ただし、検案料と別に請求される交通費についてはこの限りでない。

(問296) 【老人福祉施設入所者が入院後死亡した場合】

老人福祉施設入所中の者が、老人福祉法の措置を解除され、医療扶助により入

院した後死亡した場合において、その者の葬祭を行う扶養義務者がなく、入院前の老人福祉施設において、葬祭を行う場合は、葬祭扶助の取扱いとして、局第6の8の(2)による特別基準を適用して差し支えないか。

〔参照〕法第18条第2項第1号

(答) お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

(問297) 【死体を保存するために特別の費用を必要とする事情】

死体を保存するために特別の費用を必要とする事情がある場合とはどんな場合か。また特別の費用として認められる範囲を示されたい。

〔参照〕局第6-8-(4)

(答) 病院内での死亡等の場合で、搬入先がない等のため直ちに死体を運搬できない事情があり、死体を病院内の霊安室もしくはベッドに保存を委託する場合、又は死亡者が単身者等で身寄りの者が遠隔地にいる等のため、直ちに火葬することができない事情があり、死体を寺院又は火葬場に保存委託する場合等をいうものである。

また、特別の費用として認められるのは、死体保存委託の実費(私人に対する謝礼等)は含まない。及びドライアイス料の実費のみであり、焼香料、通夜料、読経料は含まれない。

(問298) 【医療保険制度の埋葬料等の支給が遅れる場合の取扱い】

医療保険制度の埋葬料等の支給が遅れ葬祭の間に合わない場合であって、埋葬料等として支給される額の範囲内で、かつ、葬祭扶助の基準額を超えた額を葬祭費用に当てることを容認すべき実態にあることが、あらかじめ実施機関において確認された場合には、とりあえず一般の例による葬祭扶助費を支給し、埋葬料等が支給された時点で、埋葬料等のうち、あらかじめ認めた葬祭に当てる額以外の額とすでに支給した葬祭扶助の額を収入として認定することとしてよいか。

〔参照〕課第4-49

(答) お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

第7 収入の認定

<意義>

収入の認定は、法が保障する生活水準に対して、資産その他その世帯において自力で賄い得る経済的能力がどの程度あるかを測定すること、いわゆるミーンズテスト(資産調査)を指すものである。

この調査によって認定された収入と最低生活費との対比により保護の要否、程度が算定されることになるわけである。このように収入の認定は最低生活費の認定とらんで保護の決定の基礎となるものであり、これらが適正に行われてはじめて最低生活保障水準の同一性が確保されることになるわけである。このうち最低生活費は、保護基準に基づいて世帯構成等比較的客観的に把握されやすい事実関係から、ある程度機械的に認定し得るが、収入の認定はその基礎となる事実関係が稼働状況や仕送りの状況等を前提とするため把握し難い要素があることから、申告を基に調査の過程で正しく把握するには、非常な努力と熟練を要する事務である。

収入の認定

収入の認定には、調査による収入の実態の把握と、これを基にして収入充当額を算定する課程とがある。このうち実務上収入実態の把握が大きな比重を占めている。

この収入の把握については、運用上の原則として収入申告制度を採用し、まず被保護者に収入に関する申告を行わせた上でこれを基に収入に関する調査を行うこととしている。

(1) 収入に関する申告

収入に関する申告は、次のような場合に行わせることになっている。

ア 要保護者から保護の開始又は変更の申請があったとき

イ 保護の実施機関において収入に関する定期又は随時の認定を行おうとするとき

ウ 収入に変動があったことが推定され、又は変動あることが予想されるとき

収入に変動があった場合の届出については、法第61条により法的に義務づけられており、生活保障の収入認定に当たっては広く収入申告制度が採用されている。

この収入申告制度は、収入の内容、程度については、当然のことながら要保護者自

身が最もよく承知していること、また、生活保護法に規定されている権利義務の実現のためには、その前提に要保護者と保護の実施機関の相互の信頼関係が保持されるべきであるということから採用されているものである。換言すれば、要保護者自らその収入の内容を明らかにし、保護の適格性を自己の責任において立証することが期待されているわけである。

(2) 収入に関する調査

収入申告制度は、要保護者と実施機関との相互信頼関係を基調としているが、このことは、全く被保護者からの申告のみによって収入認定を行えば足りることを意味するものではない。

実施機関においては、被保護者から提出された収入申告書の内容について、客観的に妥当性を有するものかどうかを十分検討する必要がある。特に、生活保護制度は、その給付財源が国民の税金で賄われており、また、収入の認定は扶助費の決定額即ちそれによって保障されるべき最低生活そのものを実質的に左右することとなる重要な意味をもっているだけに、客観性をもった裏付けが必要とされる。

そのためには、その者が雇用者であれば収入申告書に事業主等が発行する給与証明書等を添付させることが必要であり、更に勤労収入以外の収入の有無や就労状況等の把握については訪問調査活動等によって実態を把握しなければならない。

これは、申告を尊重しつつ、申告を通じてその世帯から多くの事実を学びとり、極力申告者に事実の立証を期待するということである。

しかし、収入申告の内容について疑問が生じる場合等には行政機関としてその事実関係について内容審査はもちろんのこと、関係先への照会等を通じて妥当性を明らかにすることが保護の適正な実施を確保する上で不可欠なものである。

仮に、収入申告書に当該世帯の実際の収入が過少に計上されている場合には結果としてその差額分が扶助費の増となり、公金の不当、不正な受給となるほか、ひいては当該世帯は最低生活を上回る生活を営むことになる。

また、稼働収入の低下等が把握されていないため、収入が過大に計上された場合には、当該世帯は最低生活を割る生活を余儀なくされる。

いずれの場合も、最低生活保障水準の実質的平等が確保できないこととなり、法第2条に反するばかりか、法第8条等にも反し、ひいては、法第1条の目的をも達成できないこととなる重大な問題を生ずるものである。

収入の認定

なお、当然のことながら、収入申告に不正又は不当なものが認められた場合は、被保護者に対する所要の指導指示や法第85条の適用の検討が必要となるほか、すでに不正不当な扶助費が支給されているのであれば、被保護者に対し返還を命ずることとなる。

(3) 収入の認定と保護の決定

収入調査は、事実たる収入をありのままに把握することが主たる目的となるが、生活保護の決定に使われるべき収入は将来の収入である。

換言すれば、保護の要否は将来に向って最低生活費を賄うに足る収入を得る見込みがあるか否かを判断するものであり、保護の程度の決定もまた保護の基本となる生活扶助費が月を単位として前渡されるものであることから通常翌月1か月分についての程度の扶助を要するかを判断することになるわけである。

このように収入の認定は、基本的に将来に向かったの推定認定となるわけであるが、その認定資料として過去の実績を重視する必要があるわけである。年金収入のように今後の支給額が明確にされている場合はもちろん、稼働収入等についても就労日数や賃金日(月)額等に変動がない限り、月々の収入は多少の変動はあってもほぼ一定額となるのが一般的であることから、過去の実績を基に収入認定額を算定することとしているわけである。つまり収入の調査、認定指針において過去の実績を重視しているのは、それが今後の収入予測の重要な資料となるからである。したがって、調査に当たっては、過去の実績にあわせて就労日数、賃金日額等についての今後の変動の可能性をも十分に調査し、それらも加味した認定が求められているわけである。

なお、保護の要否を判定する場合と保護の程度を決定する場合とでは、収入の認定方法、控除の適用方法に若干の相違があるが、この点については、第8保護の決定の項でふれる。

1 就労に伴う収入

(1) 勤 労 収 入

〔問299〕 【収入の実態がつかめない場合の取扱い】

本人は収入がないと申し立てているが、何らかの就労に従事していると思われる場合、又は、年齢、稼働能力等からして社会通念上相当の収入があると認めら

れるにもかかわらず、これを立証する根拠を容易にとらえられないような場合の取扱いについて承知したい。

〔参照〕次 第7 - 1 - (3)

課 第6 - 25

問480

(答) この取扱いは、現に保護を受けている者の場合と、保護申請している者の場合とで異なる。

なお、いずれの場合でも、生活保護制度の趣旨を十分説明し、適正な収入申告を行うよう説得努力すべきことはいうまでもないが、このようにしてもなお設例のような問題が残る場合には、次の方法をとることが考えられる。

1 現に保護を受けている者の場合は、次 第7の1の(3)等の規定により、書面による申告を関係資料を添えて行うよう文章で指示することとなる。この場合、当該被保護者がどうしてもこれに従わないときは、保護の停廃止の措置を考慮し、これに従ったが申告内容に不審があるときは課 第6の25によることとなる。

なお、事後的に申告内容に虚偽のあることが判明したときは、法第78条、第85条、刑法第246条等の適用があるので念のため。

2 保護を申請している者の場合は、法第27条の適用がないので、1で述べたような取扱いはできない。

この場合の取扱いについては問479によることとされたい。

(問300) 【時間外手当の認定】

月給が今回昇給したが、固定給の他に毎月額の異なる時間外手当が支給されるような場合は、固定給については昇給後の額を、また時間外手当は前3か月間の平均収入を認定してよいか。

〔参照〕次 第7 - 2

(答) 固定給については昇給月以後は確実にその額が支給されるものであるからその額を、また月により変動のある手当について今後の見通しが立たない場合は前3か月程度の平均月額を認定し、固定給と併せて収入を認定するものである。

収入の認定

(問301) 【入院患者が作業療法により稼働収入を得ている場合】

精神病院に入院中の者が作業療法により稼働収入を得ている場合に、収入認定を行って差し支えないか。また、基礎控除も行って差し支えないか。

〔参照〕次 第7 - 3 - (1) - ア

次 第7 - 3 - (4)

局 第7 - 1 - (1)

局 第7 - 3

(答) 作業療法は、精神科医療の一環として行われるものであるが、当該療法に伴って生じた収益のなかから病院が、入院患者個々人に金銭を支給した場合には、就労に伴う収入として認定されたい。したがって、支給額に応じた基礎控除を行って差し支えない。

(問302) 【通勤用自転車の維持修理費】

自転車で通勤する被保護者に対して、自転車の維持修理費として他の者の交通費平均額程度を実費控除してよいか。

〔参照〕次 第7 - 3 - (1) - ア - (イ)

(答) 交通費の実費控除は、個々人によって異なる現実の必要最少限度額を控除するものであるから、自転車通勤者の場合も、現に修理代を要したときはその実費を控除してよいが、定額を一律に控除するといったことは認められない。

(問303) 【社内規程による退職金積立金の取扱い】

中小企業の会社で社内規程により積み立てている退職金を実費控除として認定して差し支えないか。

〔参照〕次 第7 - 3 - (1) - ア - (イ)

(答) 設問の場合は、一種の貯蓄であると解されるので実費控除は認められない。

(問304)【JRの特別割引制度を活用しない場合】

特定者に対するJR通勤定期乗車券の特別割引制度については、該当者には当然活用について指導することとしているが、もし活用しなかった場合は、通勤費の実費を控除することとしてよいか。

〔参照〕次第7-3-(1)-ア-(イ)

昭43. 3. 30社保第84号・児発第172号社会局長・児童家庭局長連名通知

(答) 特別割引制度を活用させるよう努力されたい。それでもなお利用しない場合は、割引料金を調査し(一般定期運賃の3割引きとされている。)、その額を控除することとされたい。

(問305)【賞与等の分割認定期間】

賞与等の分割認定は継続した期間でなければならないか、それとも、途中2か月程度の間をおいてもよいか。

〔参照〕局第7-1-(1)-ア-(力)

(答) 「支給月から引続く6か月以内の期間にわたって」とあるから、とびとびの分割認定は認められない。必ず継続した期間について行われたい。

(2) 農業収入

(問306)【農業収入の申告時期】

農業収入がある場合で、作物が複数である等年2回以上の収穫があるものについても年1回12箇月ごとに収入申告を行わせることとしてよいか。

〔参照〕課第6-55

(答) 収穫時期が2回以上ある場合には、少なくともそれぞれの収穫の都度申告を行わせる必要がある。

なお、課第6の55に定める申告時期は、あくまでも一般的に必要な最少限度のもの

収入の認定

を示したものであり、収入内容や生活実態から判断して必要と思われる場合には、その都度申告を行わせ、機械的取扱いとならないよう留意すべきである。

〔問307〕〔納屋と住居とを同時に補修する場合〕

同一棟となっている納屋(店舗)と住居とを同時に補修する場合であって、それぞれの部分を区別することが困難である場合は、それぞれの部分の補修割合で総補修費を案分し、住居の補修相当分については住宅維持費として、納屋(店舗)の補修相当分については農業収入(自営収入)の必要経費としてそれぞれ取り扱ってよいか。

また、この場合、納屋(店舗)の補修相当分として認められる額は、費用の性格からいって、生業費の額を限度として取り扱ってよいか。

〔参照〕次 第7 - 3 - (1) - イ - (イ)

次 第7 - 3 - (1) - ウ - (イ)

〔答〕 いずれもお見込みのとおり取り扱って差し支えない。

〔問308〕〔農業収入で収穫皆無の場合の諸控除の取扱い〕

母子世帯の母が農業を営んでいるが2年続きの干害で連続収穫皆無の状態であったが本年も農業に従事している。この場合、母子福祉年金、贈与された主食の金銭収入から農業の生産必要経費、基礎控除を認定してよいか。

なお、本年の作況は良好で収穫は期待可能である。

〔参照〕次 第7 - 3 - (1) - イ - (イ)

次 第7 - 3 - (4) - ア

課 第6 - 3

問361

〔答〕 当該収入と因果関係のない経費の控除は認められない。設問の場合は、通常、農業災害補償法による共済金が支給されるので、その場合の取扱いを適切に行うこととされたい。

なお、保護受給中の場合に限り、前年分の必要経費については、その者の本年の農

業収入から控除を認めて差し支えない。前々年分までは認められないものである。

(問309)【野菜の収入認定に伴う必要経費の算定】

野菜の収入認定に際し、必要経費率をもって算定することとされている肥料代等は個々の生産物毎に算定すべきか、又は収穫量を換価した総収穫高に平均必要経費率を乗じて算定すべきか。

〔参照〕局第7-1-(2)-ウ

(答) 収穫野菜の作付面積の規模により取扱いを異にする。

(1) 小規模の作付面積に多種類の野菜を作付している場合

この場合は個々の野菜ごとに必要経費を認定することは事務的に煩さであるので、実施要領の「農業収入」の項に認める必要経費率20%に準拠して福祉事務所が定めた率を全収穫高に乗じて算定するものである。

(2) 相当規模の作付面積に主要生産物を作付している場合

その生産物固有の必要経費率を農林水産省統計等の客観的な資料に基づいて認定し、これに準拠して福祉事務所が定めた率を全収穫高に乗じて算定するものである。

(問310)【野菜の自給割合】

野菜の自給割合の認定方針を教示されたい。

〔参照〕局第7-1-(2)-エ-(イ)

(答) 自給割合の認定は、当該世帯及びその地域の実情に即して実施機関が判断することとしている。

したがって、この認定は、農業協同組合、民生委員、農業改良普及員等の意見を聴取するなどして、当該地域の食生活及び自給の実態等を十分把握し、それを総合的に勘案して、適宜判断することとされたい。その際、農家経済調査、家計調査、その他当該地域の関連指標などを補助的な参考資料として、活用することとされたい。

(問311)【一毛作地帯の収入の認定】

一毛作地帯についても収入は平均月割によるべきものであるか。

〔参照〕局第7-1-(2)-キ

〔答〕 農業経営は1年間を周期として経営されており、各月における経済上の凸凹は平均化されるよう作付されるのが農家の生活設計の建前であることと、また実態もこれに即している実情にかんがみ、一毛作地帯であっても平均月割の認定方法を原則とするものである。

〔問312〕〔農業収入が少額な場合と分割認定〕

農業収入がきわめて少額であり、かつ、次のような場合でも12分の1分割認定すべきか。

- (1) 辺地等で3か月しか農耕できない場合
- (2) 老夫婦できわめて小規模な農作業の場合
- (3) 仕送り贈与のみの場合
- (4) 農閑期に出かせぎの習慣もなく、農業収入以外の収入も期待できない場合

〔参照〕次第7-1-(2)-キ

〔答〕 設問のような場合は12分の1分割認定はすべきではないであろう。認定方法は実施機関において適宜認定することとして差し支えないが、例えば、実際の稼働月数によって除す方法等が考えられよう。

(3) 自営収入

〔問313〕〔食品衛生法による設備改善費等の取扱い〕

法律の根拠に基づいて必要とされる次の諸経費は収入を得るための必要経費として認定して差し支えないか。

- (1) 食品衛生法による設備改善費
- (2) 土地改良法に基づく土地改良区の分担金(耕地整理費)

〔参照〕次第7-3-(1)-イ-(イ)

次 第7 - 3 - (1) - ウ - (イ)

問391

(答) 法律の根拠に基づいて必要とされる経費のうちにも強制的な性格を有するものとそうでないものがあるので、一概に法律に基づくという理由のみでは、その全部を必要経費として認めることはできないが、今後の収入の維持に必要な不可欠であると認められる場合にはその経費の控除を認めざるを得ない場合がある。結局個々のケースにより判断する他ないが、設問の場合についていえば次のように判断される。

(1)の設備改善経費については、その改善命令が現実に保健所長等から出されている場合は、これに違反すると営業停止等の行政処分も法の建前上あり得ることであり、設備の改善は営業継続上必要なものである所以その必要最少限度のものは認めても差し支えない。ただし、改善費が多額に上る場合には、資産の増加という不合理を生ずるのでその限度の目安としては生業扶助の基準額の範囲内とされたい。

(2)については、なるべく賦課の免除(金銭の場合)又は労役の提供等の申出をし、なおその分担金を直ちに支払わなければならない真に必要なやむを得ない事情にあるならば、やはり認めざるをえないであろうが、この場合改良工事の人夫として雇われることもあるから、その人夫賃の収入認定を脱漏することのないよう留意する必要がある。

なお、生業の継続に必要な経費については上記必要経費として認める方法の他に生業扶助として取り扱う方が適当である場合もあるので、この面からの配慮も必要である。

(問314)〔原価償却に要する経費〕

適正事業規模の範囲内での原価償却に要する経費(買替費用)は必要経費として控除できるか。必要経費に関する基本的な考え方と併せておたずねする。

〔参照〕次 第7 - 3 - (1) - ウ - (イ)

(答) 保護の実施要領においては機械器具の修理費については控除を認めているが、生産機材の原価償却費の控除は認められていない。これは、必要経費は当該事業収入を得るために直接必要な実費を控除するという考えに基づくものである。

また、被保護者世帯の営む適正規模の事業の範囲で生産機材を買わなければ当該事

収入の認定

業を継続できない場合には、生業のための各種貸付資金の活用（償還金の控除が認められている。）又は生業扶助の適用について考慮すべきである。

〔問315〕〔事業拡張に伴う仕入代の認定〕

現在の売上品の補てんを超えて事業を拡張するために従来より多い商品の購入をする場合、その購入費を事業収入を得るための必要経費として認定してよいか。

〔参照〕次 第7 - 3 - (1) - ウ - (イ)

〔答〕 事業の規模が被保護者の行う事業として適正な規模であれば差し支えない。

なお、自営業は、経営そのものがその時々事情によって極端に左右されやすいので、その収入も勤労収入等と異なり必ずしも一定しないのが例である。特に被保護者の営む自営業は比較的規模も小さく、はっきりした収支の計算が十分に行われていない場合も少なくないと予想されるから単に申告のみに基づいて機械的に認定することを厳にさけるべきであり、世帯の日常生活の状況などから客観的根拠に基づいて、適正な認定を行うことが必要である。設問のような場合には特にこの点留意して取り扱うこととされたい。

〔問316〕〔収入を得るための必要経費の判断〕

次の費用を収入を得るための必要経費として認めてよいか。

- (1) 外交員の手みやげ
- (2) 商店の歳暮
- (3) 保育児送迎のための交通費

〔参照〕次 第7 - 3 - (1) - ウ - (イ)

次 第7 - 3 - (5)

〔答〕 (1)及び(2)については、外交又は営業成績をあげ、ひいては収入の増加をもたらす手段として真に必要な場合も考えられるが、それらの費用を認める限度及び効果等について測定し難いので、現在のところ一般的には認められない。

ただし、生命保険の外交員の場合のマッチ、腕時計用カレンダー等については、その者の就労状況等からみて、それが当該就労に必要なと認められるものであり、かつ、

他の外交員との均衡を失しないものであるときに限り、必要最少限度の実費を認めて差し支えない。

(3)については、就労のため子を保育所へ委託する必要がある、かつ、そのための交通費を必要とする真にやむを得ない事情にあるときに限り、勤労に伴う必要経費として（別に就労先への交通費を必要とするときは、その実費と併せて）最少限度の実費を認めて差し支えない。

(問317)〔魚介を自給している場合の必要経費〕

魚介を自給している場合には、どんな必要経費が認められるか。

〔参照〕局第7-1-(3)-イ

(答) 魚介を自給している場合の必要経費としては、えさ代、船の燃料費、魚具の修理代、組立費等が考えられる。したがって、それらの経費が必要な場合は、その実費を控除して差し支えない。しかし、魚介を自給している世帯は概ね漁業収入のある世帯と考えられ、そのような場合は漁業収入に伴う必要経費に含めて措置されるし、また、自給程度の魚介しか得ていない世帯については、特別に必要経費が必要であるとは考えられないので、魚介を自給している場合の必要経費の認定に当たっては、慎重に取り扱われたい。

(問318)〔自動車の維持費〕

必要経費として控除が認められる「燃料費」「修理費」「自動車損害賠償保障法に基づく保険料及び任意保険料」の範囲を示されたい。

〔参照〕課第6-2

(答) 次に示すところによられたい。

- (1) 燃料費 通勤用については自宅から勤務先までの最短距離で算定したガソリン代等、事業用についてはその事業に要する必要最小限のガソリン代等とすること。
- (2) 修理費 小破修理に限ること。保有が認められた用途以外の日常生活に使用中の故障は、この修理費の対象とはならないものである。

なお、車検の費用については、修理費に含めて取り扱うこととし、その実費を認

収入の認定

定して差し支えない。

(3) 自動車損害賠償保障法に基づく保険料及び任意保険料の対人賠償分・軽自動車税及び自動車税の実費とすること。

なお、自動車税及び軽自動車税については、身体障害者等の場合免税されることがあるので留意を要する。

また、保険金が被保護者本人に支払われた場合には収入認定等の問題が生じるので留意されたい。

(4) 不安定な就労収入

〔問319〕 〔不安定な就労による収入と臨時又は不特定就労収入との相違〕

※ 第7の3の(1)のエに規定されている「その他不安定な就労による収入」と、勤労収入のうち 第7の1の(1)のウに規定されている「臨時又は不特定就労収入」とはどう違うのか。

(答) ※ 第7の3の(1)のエの「その他不安定な就労による収入」(この項で以下「不安定就労収入」という。)は知己、近隣等縁故による文字どおり臨時的就労状況がときたま生ずるものを対象とするものであり、 第7の1のウの「臨時又は不特定就労収入」(この項で以下「臨時就労収入」という。)は、いわゆる拾い仕事をしている就労状況を対象とするものである。

換言すれば、不安定就労収入は、知己、近隣等の縁故によるもので、原則として毎月この不安定就労収入が期待できるものではなく、したがって、基礎控除は適用されず、就労者ごとに※ 第7の3の(1)のエに定める額までは控除され、この額を超える分だけが収入認定の対象となるのである。これに対して、臨時就労収入は、雇用先が不特定で、就労の可能性が同一の事業所で継続しない場合でもそのような就労状況そのものは毎月引き続いているものをいい、この臨時就労収入は、基礎控除の適用がある。

2 就労に伴う収入以外の収入

〔問320〕 〔定期的に支給される公の給付〕

収入認定の対象となる公の給付であって、地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭とは、どのようなものをいうのか。

〔参照〕次 第7 - 3 - (2) - ア - (ア)

(答) 地方公共団体等が条例等により定めているものであって、受給者について当該支給事由が存続する期間継続して定期に支給される年金、手当制度等による給付をいう。したがって年1回しか支給されないものであっても、条例等によって支給事由が消滅しないかぎり、当該受給資格を有する者に毎年きまって支給されるものは定期金である。

また、地方公共団体の単年度の予算措置等によって臨時に支給される金銭で、支給時の都度、受給資格を失うものは臨時金として取り扱うこととなるが、同一人に対して、同一の趣旨で年3回以上支給される場合は、定期的に支給されるものとして取り扱うべきである。

〔問321〕 【職業転換給付金及び就職促進手当】

雇用対策法第13条各号に基づいて支給される職業転換給付金及び就職促進手当は収入認定すべきか。

〔参照〕次 第7 - 3 - (2) - ア

局 第6 - 7 - (2) - 工

課 第6 - 50

(答) これらの給付金は、求職者の求職活動の促進、生活の安定を図るために給付されるものであり、次 第7の3の(2)のアの(ア)に該当するものであるから、当然収入認定すべきである。なお、職業訓練手当のうち技能習得手当として支給される額については、局 第6の7の(2)の工により特別の取扱いが認められており、また同基本手当及び寄宿手当については課 第6の50により勤労収入に準じて基礎控除及び特別控除の適用があるので念のため。

〔問322〕 【借金の担保となっている恩給受給権】

保護申請者甲は、恩給の受給権を持っているが、1年前にこの恩給受給権を担

収入の認定

保として借金しており、現在恩給証書は金融業者乙の手元にあつて乙は甲の恩給を上借金の返済にあてている。このような場合には、他に甲の収入がなければ、甲は収入が全くないものとして取り扱ってよいか。

〔参照〕 次 第7 - 3 - (2) - ア - (ア)

(答) 恩給法第11条第1項によれば「恩給ヲ受クルノ権利ハ之ヲ讓渡シ又ハ担保ニ供スルコトヲ得ス但シ国民金融公庫及別ニ法律ヲ以テ定ムル金融機関ニ担保ニ供スルハ此ノ限ニ在ラズ」と規定され、現在のところ恩給の受給権を担保として借金できるのは国民金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫に対してだけであり、それ以外の場合には恩給の受給権を担保とすることを許されていないものである。したがって、甲と乙との契約は違法なものであつて、無効の契約ということになる。そこで収入の認定に際しては、

まず、第1に、甲乙間の契約の内容が違法かつ無効であることを説明して乙が甲に恩給証書を返還するよう指導し、甲が従来どおり恩給を受領することができるようにしてこれを収入として認定すること。

第2に、上の方法による解決が得られない場合には、恩給法第11条第2項に「前項ノ規定ニ違反シタルトキハ裁定庁ハ支給庁ニ通知シ恩給ノ支給ヲ差止ムベシ」と規定されているので、この規定を活用することによって乙が甲の恩給を受領することを阻止し、甲については、第1の場合と同じく恩給による収入を認定すること。上の規定による効果は恩給の支給の差止であつて停止ではないから、正当な受給権者が後日所定の手続に基づいて請求すれば恩給は全額遡つて支給されるものである。

第3に、恩給法第11条第2項の規定による措置がなされたときは、乙は恩給証書を担保として所持していても無意味であるが、それでもなお乙がその証書を甲に返還しないため甲が生活に困窮する場合には、将来甲が恩給を受給することができたときに法第63条の規定によって費用を返還すべきことを予め説明して、とりあえず甲に対して保護を行い、将来法第63条適用の実行を期すること。

なお、厚生年金法第41条、国家公務員共済組合法第49条等にも恩給法第11条と同趣旨の規定がある。

〔問323〕 〔年金受給のための診断書の費用〕

障害基礎年金受給のため、その申請書に添付する診断書を被保護者が自費で診断を受けて作成した場合、その費用はどのように取り扱うか。年金から控除するか、検診命令を事後承認したこととして費用を措置すべきか。

〔参照〕 次 第7 - 3 - (2) - ア - (イ)

局 第11 - 4

問444

〔答〕 設問のように自費で診断書を作成した場合は局 第11の4により取扱いが定められているが、次 第7の3の(2)のアの(イ)に示す「受給資格の証明のために必要とした費用」として、当該障害基礎年金を初めて受給した際における収入認定に当たって、その診断書作成に要した費用を控除すべきである。

なお、障害者加算等の認定に関しては次 第9の4の(1)のイにより検診命令を行って差し支えないものである。

〔問324〕 〔老人世帯に対する電話設置費の贈与〕

老人世帯に対して扶養義務者等から仕送り贈与された電話設置のための費用については、収入の認定上どのように取り扱ったらよいか。

〔答〕 電話設置のための費用については、次 第7の3の(2)のイの(ア)の「他からの仕送り、贈与等による金銭であって、社会通念上収入として認定することを適当としないもの」として取り扱って差し支えない。ただし、扶養義務者から仕送りされた場合は、通常期待すべき扶養の程度を超えて電話設置費用に相当する額を一時的に援助される場合であって、被保護者が電話を設置するときに限られる。

〔問325〕 〔医療単給世帯が現物による援助を受けている場合〕

嗜好品、被服、衛生用品、家具什器、燃料の贈与を受けている場合には、収入として認定しないこととなっているが、医療単給世帯であって、その生活費につ

収入の認定

き全面的に現物援助されている場合の取扱い方法如何。

〔参照〕次第7-3-(2)-イ-(イ)

(答) 現物による贈与を受けた場合に、収入として認定するのは、主食、野菜又は魚介に限られているので、設例のような品目の贈与を受けている場合は、収入認定しないこととして差し支えない。

しかし、贈与者と当該被保護者との関係等を考慮した上、一般の扶養義務の取扱いとして現物の贈与に代えて現金による援助を受けるよう奨励する余地はあろう。しかしながら、この場合にあっては、扶養義務関係がないか、あっても現状以上の能力がないと認められる場合で、現状の贈与が贈与者の厚意によるものであるときは、せっかくの意思を阻害しないよう留意すべきである。

なお、贈与品の内容等によって資産の活用の問題について検討する必要のあることはいうまでもない。

(問326) 【臨時的に支給される公の給付】

次第7の3の(2)の工の(ア)に示す「地方公共団体又はその長が年末等の時期に支給する金銭」は、次第7の3の(2)のアの(ア)に該当するものを除くものであるから、年2回以内の支給であればこれに該当すると思われるが、この場合県から2回、市から2回、計4回であっても年2回と解してよいか。

〔参照〕次第7-3-(2)-エ-(ア)

(答) お見込みのとおり年3回以上であれば定期的支給、年2回以内であれば臨時的収入として差し支えない。

またこの回数は、支給主体ごとに認定するものであるから、県と市とそれぞれ2回ずつという点もお見込みのとおりである。

なお、地方公共団体又はその長が年末等の時期に支給する金銭については、世帯合算額が次第7の3の(2)の工の(ア)に定める額を超えるときはその超える額を認定することとなるので、同一月に県と市が支給する場合は留意を要する。

〔問327〕 〔失対就労者に対する年末等の見舞金〕

失業対策事業の事業主体ではない町村の長が、年末に見舞金として失対就労者に支給するものは、就労に伴う収入以外の収入のうちのその他の臨時的収入として認定してよいか。

〔参照〕 局第7-1-(1)-イ-(カ)

〔答〕 失対就労者に対して、年末及び夏季において、国のほか、県・市町村から支給される見舞金、報償金等は、名目の如何を問わず期末手当の性格を有するものであり、かつ、事業主体でない町村から支給されるものであっても失対事業に就労していることに伴うもの、すなわち就労に伴う収入であるから、就労に伴う収入以外の収入のうちのその他の臨時的な収入として取り扱うべきではなく、勤労収入のうちの日雇収入の年末手当として収入認定すべきである。

したがって、設問の見舞金は当該その他の臨時的な収入の収入として認定しない限度以下のものであっても収入認定されるものであるが、就労に伴う収入として認定されるものであるから、特別控除の限度額算定上の「収入年額」に含まれることとなるので念のため。

〔問328〕 〔保護受給中に加入した保険等の取扱い〕

保険に加入すること自体は被保護者の自由な選択にまかすこととされているが、保護開始時には解約返戻金を得られなかった保険又は保護受給中の者が加入した保険が、解約すれば返戻金のでる時期に達したときの取扱いを示されたい。

〔参照〕 次 第7-3-(2)-エ-(イ)

課 第3-11

問140

〔答〕 課 第3の11の取扱いによられたい。

なお、継続加入を容認されない保険については、解約すれば解約返戻金がでる時期において解約を指導し、支払いを受けた解約返戻金を臨時収入として認定することとなる。

〔問329〕 〔不動産の処分等による臨時的収入の取扱い〕

次の場合どのように収入として認定すべきか、それとも収入として認定しないで法第63条による返還措置をとるべきか。

- (1) 保有を認められない土地を所有していたため、法第63条による返還義務を明示した上で保護を開始すべきであったが、当該指示をせずに保護を開始した。
2年後に処分して、収入があった場合
- (2) 水田40aの保有を認めて保護をしていた農家世帯が耕地整理の関係上そのうち10a売却し、収入があった場合(当該地域の平均耕作面積は70～80aである)。
- (3) 被保護世帯に宝くじが当せんした場合のようにまったく予期しない臨時収入があった場合

〔答〕 (1)の場合、法第63条の「資力があるにもかかわらず保護を受けたとき」に該当するので、法第63条の適用により返還措置をとるべきである。ただし、この場合の返還額については保護の実施機関が、当該世帯の実情を勘案して決定することと処分による収入から法第63条による返還額を控除した後なお残額が生じる場合は、その残額を翌月以降の生活維持のための収入として認定し、保護の変更、停止又は廃止を行うこととなる。なお、本来保有を認められない資産については、費用返還が円滑に行われるよう予め法第63条による返還義務が生じることを文書により明らかにした上で保護を開始することに留意する必要がある。

(2)の場合、事業用としての保有を容認された資産は、法第63条による資力に該当せず、売却の時点でその対価を収入として認定すれば足りるものである。

この場合、その収入充当額が1か月分の扶助額を上回るときは各月にわたって分割認定をした上で保護が不要となる期間を計算し、それが6か月を超えるかどうかにより保護の停止又は廃止の措置を検討すべきである。

なお、土地収用法等の適用により補償金の支給を受けた場合又は実施機関の指導により売却した場合には、自立更生のために当てられる額について収入として認定しない取扱いを考慮すべきである。

(3)の場合も、法第63条を適用することはできず、収入として認定すべきである。この場合、その収入認定額が1か月分の扶助費を上回るときの取扱いについては、(2)と

同様である。

なお、いずれの場合でもこのような予期しない収入がまとまって入ったときは、保護の停止又は廃止を考えるだけでなく、稼働能力、世帯の現況等に応じて生活福祉資金の活用等についても併せて検討し、積極的な自立助長策を講じるよう指導することが望ましい。

〔問330〕 〔少額な臨時収入の分割認定〕

一時に認定しても保護の停止とはならない程度の臨時収入を分割認定することは認められないか。

〔参照〕局第7-1-(5)

〔答〕 世帯の事情に応じて6か月程度の分割認定を考慮しても差し支えない。

〔問331〕 〔健康保険組合の還付金〕

健康保険による入院患者が退院の際、健康保険組合から還付金を受領したが、当該還付金は収入認定すべきものか、又は法第63条による返還とすべきものか。

〔参照〕問152

〔答〕 当該還付金は、健康保険組合の附加給付として支給されたものと思われるので、法第63条により返還とすべきものである。

〔問332〕 〔年金の過払いがあった場合の収入認定〕

厚生年金を受給している者について既に受給した年金額に過誤払いがあったことがわかり、今後、その過払い分を本来受給すべき額から数回に分割して減額されることとなった。

この場合、既に支給された年金額は過誤払い分も含めて毎月収入認定されていたことから、今後の減額支給分については、その受給実額を収入として認定することとしてよいか。

〔参照〕厚生年金保険法第39条

収入の認定

次 第7 - 3 - (2) - ア - (ア)

(答) お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

3 収入として認定しないものの取扱い

収入の認定は、法第4条において「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」の活用が求められていることを前提に、法第8条にいう「その者の金銭又は物品」で賄い得る程度すなわちその額を算定しようとするものであるから最低生活の維持にあて得る金品は、全て収入として認定するのが原則である。

しかしながら、国民生活が多様化し、公的私的援助、サービスが充実される中で、この原則を貫徹し、被保護世帯に対する金銭給付の全てを収入として認定したのでは、法の目的である自立助長の観点から、あるいは社会通念上適当でない場合も出て来る。

こうした観点から特定の金銭については、それが収入であるにしても最低生活の維持のために活用することを求めない、すなわち収入として認定しないこととしており、このような取扱いを実務上収入認定除外と称している。

これらは、当該金銭の性格(支給の趣旨等)、支給方法(臨時的か継続的か)、使われ方(自立更生等)を判断して総合的に決定されるわけであるが、これをその主たる趣旨に添って分類してみると、概ね次のようになる。

1. 冠婚葬祭の祝儀香典、慈善的金銭等

結婚の祝儀や葬祭の香典、歳末たすけあい等社会事業団体の慈善的金銭については、いかに公的扶助制度とはいえ補足性の原理の名のもとに全て生活費にあてるべきものとして収入認定するのはあまりにも厳しきにすぎ、社会通念にも合致しないと考えられる。また収入認定除外の限度についても、何円以内といった形式的な限度を設けず社会通念により地域の慣習等をも考慮し個別的に判断することとしている。

なお、このほか、地方公共団体又はその長が年末等の時期に臨時的に支給する金銭とか、本来的に稼働しない者が臨時に働いて得た不安定就労収入については、一定額を超える部分を収入として認定することとしているが、これについても類似の趣旨によるものといえよう。

(次 第7 - 3 - (3) - ア、イ、コ、サ)

2. 弔慰金等

戦没者に対する追悼慰霊等国家的弔慰として支給される金銭については、生活保護

制度において保障しようとする生活需要とは別のものであり、その趣旨に沿って使われることが期待されるものであるから、これを尊重し、収入認定除外することとしている。

(次第7-3-(3)-シ、ス、ソ及びセの一部)

3. 特定の者に対しその障害等に着眼し、精神的な慰謝激励等の目的で支給されるもの

地方公共団体のいわゆる福祉的給付金、原爆被爆者に係る原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び公害関係諸給付については、それぞれの制度によって趣旨目的に微妙な相違はあるが、大筋において特定の障害等(福祉的給付金については、老齢、障害、母子、遺児等の社会的ハンディキャップ)を負っている者を対象にそれに基づく諸々の不安の解消、慰安あるいはその障害を克服して社会生活に適應するよう慰謝激励することを目的とするものである点に着目して収入認定除外とされているものである。

なお、福祉的給付金については、当該地域住民の総意として条例等に定められたものに限られるが、その対象、趣旨等については、区々にわたっている。このため収入として認定しない額について一定の限度を設けているが、障害が重複しているため2以上の手当を受給する場合とか、極めて重度の障害者を対象とする場合等で、この額を超えて収入として認定しない取扱いを必要とする場合には個別的に本省協議の上判断することとしている。

(次第7-3-(3)-ケ、セの一部及びタ)

4. 自立更生のために使われるもの

生活保護は最低生活の保障と自立の助長を目的とするものであるが、このうち最低生活保障部分については、保護の基準によって示される水準を厳格なものとし、これ以上の水準を保障することのないようになっているが(法第8条第2項)、自立助長に関する措置については、保護基準により保障される水準のほか他に他法他施策の活用その他特定の金銭をもってあてられる場合には、これを容認する意味で収入として認定しない取扱いとしている。すなわち当該金銭の支給の趣旨、当該世帯の自立の可能性を考えると、これを収入として認定するよりも自立計画にあてさせるべく収入認定除外した方がより法の目的にかなうものと考えられるからである。

自立更生のために使われることにより収入として認定しない取扱いとするものは、

収入の認定

さらに次の三つに分けることができる。

第1は、自立更生を目的として恵与され、あるいは貸し付けられる金銭である。

(次第7-3-(3)-ウ、エ)

恵与金、貸付金については、恵与又は貸付の趣旨が「自立更生を目的とする」ものであることが要件となっている。とくに貸付金については、その償還の問題も含め、あらかじめ実施機関の承認を要するほか、自立更生計画についても範囲が限定されており、更に公的制度と私的なものでは取扱いを異にしている。

第2は、災害等に係る補償金、保険金、見舞金等である。

(次第7-3-(3)-オ、カ及びキ)

災害に係る補償金等について収入認定除外を認めるのは、加害者等による直接的な損害の補てんとしての原状回復及び自立更生一般の用途にあてられる場合である。

災害によらない死亡に係る保険金や、保護の実施機関の指導又は指示により動産又は不動産を売却した場合の代価についても災害による補償金等と同様の取扱いがなされている。なお、補償金等が長期にわたり毎月あるいは年に数回に分割されて定期的に支給される場合は、その目的、形態ともに当然生活費にあてるのが一般的であると考えられることから、収入認定除外の対象としないこととしている。

第3は、高校生等の収入のうち修学費用にあてられるものである。

(次第7-3-(3)-ク)

同第1の3により世帯内修学が認められる高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校に修学する者の収入のうち当該修学のためにあてる額は、当該経費の捻出が世帯内修学の要件となっていることとの関連から収入として認定しないこととなっている。

(問333) 〔慈善的恵与物の取扱い〕

社会事業団体等からの慈善的給付が現物で支給されたときの取扱いはどうか。

〔参照〕次第7-3-(3)-ア

同第7-2-(2)

(答) 現物の恵与については、被贈与資産として取り扱われたい。したがって、最

低生活の内容として保有を認められるものは収入として認定することなく、また、その限度を超えるものは、原則として処分させるべきである。

〔問334〕 〔収入として認定しない社会通念上の程度〕

社会事業団体等からの慈善的恵与金として社会通念上収入として認定することが適当でないものというのは、どの程度のもを標準として判断すべきか。

〔参照〕次第7-3-(3)-ア

〔答〕 社会通念そのものは、全国に通用する概念もあれば、その地域ごとのものもある。必ずしも一定の線を示すことは困難である。一応、次第7の3の(2)の工(就労に伴う収入以外の収入のうちのその他の収入)において示している収入として認定したい額が考えられるが、要はその地域において住民の一般が良識をもって承諾できるものであれば、保護の実施機関において判断して差し支えない。この判断に当たって考慮すべきことは、社会福祉事業法との関連においても明らかのように、社会保障制度の基盤をなす生活保護制度としては、社会福祉事業の伸長と積極的活動を当然期待し、助長すべきであり、かつ、慈善的恵与は社会的弱者に対する一般社会からの好ましい相扶共済のあらわれでもあるので、それが臨時的なものであり、かつ妥当な額である限り、できるだけその意図が活かされるように措置することは、法の原理原則からも認めてしかるべきであるというのがこの取扱いの趣旨である。

〔問335〕 〔祝金等の取扱い〕

出産、就職、結婚、葬祭等に際して贈与される金銭について収入認定しない取扱いをする場合

- (1) 贈与する者は地方公共団体であっても差し支えないか。
- (2) 出産、結婚、就職、葬祭等の「等」にはどのようなものが含まれるか。
- (3) 収入として認定することが適当か否かの判断はどうすればよいか。

〔参照〕次第7-3-(3)-イ

〔答〕 贈与の主体が公私にかかわらず慶弔意の表現として贈与されるものである限りこの取扱いによって差し支えない。注意を要するのは、各種の社会保険給付は

収入の認定

公的な制度による費用補てん又は所得保障であり、この取扱いは適用できないので申し添える。例えば健康保険による傷病手当金、埋葬料、分べん費、出産手当金等である。

(2) 入院、入学、卒業などいわゆる人生の転機に際しての贈与金及び亡父母の法事に際しての香典等が対象となり、進級祝、誕生祝などはこの取扱いは適用できない。後者については、次 第 7 の 3 の (2) の エ の (ア) に定める額の範囲内で処理されることとなる。

(3) 社会通念上収入として認定すべきか否かは、福祉事務所において個別的に判断を行うべきものであるが、その際には、その慶弔事の種類、当該地域の慣行等を勘案するほか、近隣の低所得階層との均衡を失しない程度の額について、収入認定しない取扱いとするのが妥当である。

〔問336〕 〔貸付金の事前承認の取扱い〕

貸付金であって収入認定の対象とならないものの要件として、保護の実施機関の事前の承認が定められているがこれは担当職員が了承し、ケース記録に明記することでありか。

〔参照〕 次 第 7 - 3 - (3) - ウ

局 第 7 - 2 - (3)

〔答〕 この承認は保護の実施機関としての福祉事務所長の承認でなければならず、単に担当職員が了承では要件を満たしたことになるものではないものである。

なお、この場合、通常は文書による承認が必要とされる。

〔問337〕 〔一般法人又は私人からの貸付金〕

自営業を営んでいる被保護者が事業の継続に必要な資金を公共団体以外の法人又は私人から貸付けを受けたときにおいても貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられるものとして収入として認定しないでよいか。

〔参照〕 次 第 7 - 3 - (3) - ウ

局 第 7 - 2 - (3) - ア

局 第7 - 2 - (5)

局 第7 - 4 - (3)

(答) 自立更生を目的とするものであって、事前に福祉事務所長の承認があり、かつ、現実に当該貸付けの趣旨に即し使用されているものであれば公共的なものに限らず一般の法人、私人からの貸付金であっても収入として認定しなくても差し支えない。

(問338) 【修学資金の範囲】

貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられることにより収入として認定しない修学資金には就学支度資金又は修学旅行費にあてるための貸付金も含まれるか。

〔参照〕 次 第7 - 3 - (3) - ウ

局 第7 - 2 - (3) - イ

(答) お見込みのとおり含まれる。

(問339) 【医療に伴って通常必要とする間接経費の例】

貸付資金、恵与金等のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられることにより収入として認定しないこととされている「医療を受けることに伴って通常必要と認められる経費」には、例えば、次のものは含まれるか。

- (1) 入院料の他に病室の差額料金を要する場合の料金（他の入院患者との均衡を失しない場合に限る。）
- (2) 医療扶助運営要項に定める看護給付方針の要件以外で付添人を要する場合の看護料の慣行料金
- (3) 健康保険によって認められていない高価薬に要する費用
- (4) 見舞のための家族の交通費
- (5) 嗜好品費
- (6) 図書、読書台費
- (7) 子供の病床における遊び道具の費用
- (8) 謝礼

収入の認定

〔参照〕次 第7 - 3 - (3) - ウ、エ、オ

局 第7 - 2 - (3)、(4)

課 第6 - 40

(答) 医療扶助の対象とならないいわゆる間接医療費を含むものである。したがって、(1)から(7)までについては、認められるが、(8)については社会通念上必要と認められる常識的な範囲での贈答品費を除き、一般的には認められない。

なお、(5)については、果物、菓子等の患者の嗜好品に要する費用である。(6)、(7)については、病気療養中の精神的安定と病気療養中の余暇を利用しての社会復帰への準備として、認められるものであるが、他の療養者等との均衡を失することにならない程度のものであることを要する。

〔問340〕 【扶養義務者からの指定つき援助】

8人世帯で4畳半のバラックに住んでいる被保護世帯に対して扶養義務者から家屋の拡張工事を指定して援助があった。検討したところ、これは扶養義務者の扶養の程度を超えている援助金であると認められたので収入として認定せず、家屋の拡張工事を認めたいが、よいか。

また拡張しない既存の部分で修理を要する箇所がある場合、この部分の修理には家屋補修費を支給することとしてよいか。

〔参照〕次 第7 - 3 - (3) - エ

局 第7 - 2 - (4)

(答) 世帯構成等からみて現住居での生活が最低限度の生活を著しく損なうものであると認められ、緊急に増設する必要があり、かつ当該世帯にとってこれが最も効果的な自立助長措置であると判断された場合には、認めて差し支えない。

また、拡張工事と直接関係なく補修を要する箇所がある場合は家屋補修費を支給して差し支えない。

〔問341〕 【恵与金による保育所への入所】

課 第6の40の答の(2)のエの(ア)では幼稚園等での就園にあてられる経費のうち収入として認定しない額の基準が示されているが、この「幼稚園等」の「等」には

保育所が含まれていると解してよいか。

〔参照〕次 第7 - 3 - (3) - 工

局 第7 - 2 - (4)

課 第6 - 40

(答) お見込みのとおりである。

〔問342) 〔恵与金による幼稚園への就園〕

恵与金等によって児童が幼稚園に就園する場合、その恵与金等を収入として認定しない取扱いは、保育に欠けるというような事情がなければ認められないか。

〔参照〕次 第7 - 3 - (3) - 工

局 第7 - 2 - (4)

課 第6 - 40

(答) 幼稚園への就園が一般的である実態にかんがみ、著しく地域社会の均衡を失する等特別な事情がない限り、保育に欠けるというようなことがなくても認めて差し支えない。

〔問343) 〔扶養義務者からの恵与金〕

扶養義務者からの援助金は、その援助が当該扶養義務者について期待すべき扶養の程度を超えて行われる場合には、恵与される金銭として、取り扱ってよいとされているが、この場合、恵与される金銭に該当するものは次のいずれであるか。

毎月1万円の仕送りをしている扶養義務者に3月に相当の臨時収入があったこともあり被保護世帯の子供の高等学校への入学の準備を含めて5万円の仕送りをした場合

- (1) 毎月の仕送り分1万円は収入として認定し、4万円については期待すべき扶養の程度を超えたものとして入学準備の自立計画を立てさせる。
- (2) 扶養義務者に臨時収入があったのであるから期待すべき扶養の程度を超えているとは認められず、その援助金の全てを収入として認定する。

収入の認定

〔参照〕次 第7 - 3 - (3) - 工

課 第6 - 40、41

(答) (1)により取り扱って差し支えない。なお、祝金についても、これと同様に考えられる。

〔問344〕〔災害見舞に贈与された主食〕

災害等に際して主食が贈与された場合、これを恵与金と同様に取り扱い差し支えないか。

〔参照〕次 第7 - 3 - (3) - 工

局 第7 - 2 - (4)

課 第6 - 40

(答) 通常、買置き食料品が流された場合等が考えられるが、生活基盤の回復にあてられるものを限度(概ね1か月分の食料費相当分)として収入として認定しないこととされたい。これを超えるものについては金銭換算の上贈与による収入として取り扱うことになる。

〔問345〕〔恵与金、補償金等の取扱いと被保護者の自立計画との関係〕

恵与された金銭又は補償金等は自立更生のための用途に供されるものとして収入として認定しない場合、これがあてられる経費については保護費支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないとされているが、このことと、被保護者の希望する自立計画との関係で、次の点をお尋ねする。

- (1) 災害による補償金、保険金及び災害見舞金に当該災害に係る原状回復に要する経費にあてないで、被保護者の選択によってそれ以外の生業、修学等の費用にあてるものとして自立計画を立てさせることとして差し支えないか。
- (2) 災害見舞金以外の恵与金等で特に指定のないものについては、課 第6 の40の答(2)に掲げる費用の範囲内で被保護者の選択によって自立計画を立てさせることとして差し支えないか。
- (3) 前記(1)、(2)の場合において、当該補償金、保険金又は恵与金をもってしても自立計画の遂行に要する費用に満たない場合、その不足分につき一時扶助等の

保護費を支給することとして差し支えないか。

〔参照〕次 第7 - 3 - (3) - 工、才

課 第7 - 2 - (4)

課 第6 - 40

(答) (1)については、被保護世帯の自立計画は、まず第一に災害等によって失った生活基盤の回復に要する経費又は災害等による負傷若しくは疾病の治療に要する経費にあてさせることとし、なお残余があれば当該世帯に最も必要性があり適当と思われるものについて自立計画を立てるよう指導することとされたい。

(2)については、現在当該被保護世帯にとって最も必要性があり、かつ効果的な自立計画を立てさせることとされたい。

(3)については、補償金、恵与金等の受給の有無とは関係なく、実施機関において従来より一時扶助等の支給の必要性があると認めていたものであって、補償金、恵与金等をそれら一時扶助等の需要にあてさせることが最も実効があると認められ、実施機関の指導により行われる場合には、その不足分について保護費を支給することとして差し支えない。

ただし、それ以外の場合にあっては、受給した補償金、保険金又は恵与金の範囲内で完成するような自立計画を立てさせるべきである。

また、実施機関において一時扶助の必要性を認めていなかったものについてまでも、補償金、保険金、恵与金等の受給があったことを機会に、この際一時扶助を適用するといった便宜的な取扱いは認められないものである。

〔問346〕 〔恵与金等の預託の期間〕

恵与金等が直ちに自立更生の用途にあてられない場合は、社会福祉協議会等の団体に預託することが認められているが、将来の自立計画としてどのくらいの期間、預託を認めてよいか。

〔参照〕次 第7 - 3 - (3) - 工、才

局 第7 - 2 - (4)

課 第6 - 34

収入の認定

(答) 自立更生計画は将来においてある計画を遂行する可能性があるという程度の莫然としたものではなく、具体的な計画として固まっている必要があるので、概ね将来5年程度の範囲で完了するような自立計画をたてることとされたい。ただし、結婚資金に係る計画については結婚による自立助長のため、世帯分離ができる場合（局第1-2-(7)）との関連からみても概ね1年以内に結婚する場合に限られるべきである。

〔問347〕 〔恵与金等の民生委員への預託〕

恵与金等を預託する場合、社会福祉協議会、新聞社等団体を原則とするが、これらに預託できないときは民生委員に預託することとしてよいか。

〔参照〕次 第7-3-(3)-工、才

局 第7-2-(4)

課 第6-34

(答) 将来の世帯の自立更生の用途に供することを目的として一定期間第三者に預託させる制度であることにかんがみ当該金銭を安全かつ確実に管理するものとして、まず社会福祉協議会、公益法人等が考えられるが、民生委員であっても特に承諾が得られるならば、民生委員に預託することとして差し支えない。

〔問348〕 〔補償金を分割して使用する場合の預託〕

補償金を自立更生の用途にあてることとして高校修学費の自立計画を立てた場合、分割して数年間に使用することになるが、この場合においても他に預託しなければならないものか。

〔参照〕次 第7-3-(3)-工、才

局 第7-2-(4)

課 第6-34

(答) 3年間の高校進学という目的を完全に達成させるという見地から預託することとされたい。

〔問349〕 〔甲慰にあてる場合の使途〕

自立更生のための恵与金等が甲慰にあてられるため収入として認定しない取扱いが認められる場合とは、具体的にはどのような使途にあてる場合が考えられるか。

〔参照〕次 第7 - 3 - (3) - 工、才

局 第7 - 2 - (4)

課 第6 - 40

〔答〕 仏壇、仏具の購入費、位碑、遺影の製作費等にあてられる場合があろう。

〔問350〕 〔農業災害補償法による共済金〕

農業災害補償法による共済金は、災害等による補償金、保険金等に含まれると解してよいか。

この場合、作物共済の共済金については一般の農業収入と同様に取扱い、災害等による補償金、保険金等として収入認定しない取扱いは家畜建物共済についてのみ限定して解することはどうか。

〔参照〕次 第7 - 3 - (3) - 才

局 第7 - 2 - (4)

課 第6 - 3

〔答〕 前段はお見込みのとおりである。後段については、災害等による補償金、保険金等として収入認定しない取扱いは家畜建物共済の共済金に限るものではなく、作物共済の共済金についても第一義的にはこれと同様に取り扱いすることとし、自立更生の用途に供せられるもの以外のものについては一般の農業収入と同様に取り扱いこととされたい。

ただし、作物共済については、本来農業収入の代替として給付されるものであり、一般的には生活費に充当される場合が多いので慎重に取り扱うこととされたい。

〔問351〕 〔土地収用法に基づく補償金〕

土地収用法に基づいて家屋の立退きを強制され（ただし宅地は借地）その補償金で郊外に宅地を購入し家屋を新築しようとする場合、宅地購入費、家屋新築費とも補償金の額の範囲内であれば当該生活基盤の回復に要する経費として収入として認定しない取扱いとして差し支えないか。

〔参照〕 次 第7 - 3 - (3) - 才

局 第7 - 2 - (4)

課 第6 - 40

〔答〕 家屋の立退き等の場合に認められる生活基盤の回復は、立退き以前の家屋等の状態を全く同様の状態で再現しようとする意味のものではなく、最低生活が維持できる生活状態を回復させようという趣旨のものである。したがって、立退き前の状態と比較して建物の規模、構造も異なるであろうし、土地の状況も当然異なることが予想される。

それではどの程度までが生活基盤の回復といえるかという問題になるのであるが、これは、その地域の実情（地域の土地家屋の需給関係、近隣の低所得階層との均衡等）、ケースの実態（家族構成、世帯人員、病人の有無等）によりあくまでも個々に判断せざるを得ない。

設問のように、従前の敷地が借地であった場合には一般的には借地に家屋を建設するのが通常であろうが、近隣に借地がなくどうしても家屋を建設するためには土地を取得する以外に方法がない場合もあり得ようし、また、自分の土地を手離して借地することもあり得る。さらには自己所有の家屋を手離して借家を得ることもあり得るのである。

その際に補償金等に残余が生ずるときは、当該世帯の自立更生の用途にあてるべく途が開かれているところである。

したがって、設問の場合は地域の実情、ケースの実態等からみて、土地を購入し家屋を新築することが生活の基盤の回復として必要であると判断されるときは、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

なお、補償金等により被保護者が新たに資産を取得する場合は、資産の保有基準が

その限度となるので念のため。

(問352) 【公営住宅の改善移転補償金】

公営住宅拡張を目的とする公営住宅改善推進事業により、入居者が転居する際に、それに要する費用が支給される場合があるが、どう取り扱ったらよいか。

〔参照〕次 第7 - 3 - (3) - 才

課 第6 - 40

(答) 次 第7の3の(3)の才に該当するものとして、転居に伴って必要な移送費及び敷金等の実費の範囲に限り収入認定しない取扱いとして差し支えない。

(問353) 【保護開始前の災害等に対する補償金等】

災害死亡等に係る損害賠償請求権、保険金請求権等を有する者に保護適用した後当該損害賠償請求権等に係る補償金等が支給された場合の法第63条の適用に当たっては、当該災害等又は死亡によって世帯員が受けた精神的不安をやわらげ、世帯の自立助長を配慮するという観点から返還額を決定することとしてよいか。

〔参照〕次 第7 - 3 - (3) - 才、キ

課 第6 - 53

(答) 保護開始前の災害等に係る補償金等が保護開始後に支給されるような場合には、保護申請時において有する補償金等の損害賠償請求権はあくまでも保護開始時の資産であるので法第63条による費用返還の対象とすべきであるが、その返還額の決定に当たっては当該世帯の自立助長等を考慮した上で返還額を決定し、返還させないこととした額のうち世帯の自立更生計画のために当てられる額については収入として認定しない取扱いができるのであり、こうした取扱いの後にさらに残額があれば収入として認定し、保護の停止又は廃止を検討することになる。

(問354) 【保護開始前に受けた補償金等】

課 第6の53の答の「保護開始後でなければ実現し得ない」自立更生の用途には、

収入の認定

どのようなものがあるか。

〔参照〕 課第6 - 53

(答) 修学費用等直ちにその用途にあてることが困難なものをいうものである。

なお、修学費のほかには、災害による死亡者等の法事、墓石費等弔慰にあてる場合、打切り補償の場合の傷病に係る間接医療費、住宅関係の補償金で契約、工事等に時間を要するもの等が考えられる。

(問355) 【保護開始前の災害に起因する後遺症等が開始後に生じた場合】

保護開始前に災害等を受け、災害に起因する後遺症等の損害が開始後に生じた場合で、その請求権に基づいて新たに支払われることになった補償金の取扱い如何。

〔参照〕 次第7 - 3 - (3) - 才

局第7 - 2 - (4)

(答) 災害が開始前にあった場合であっても保護開始当時、要保護者が通常の注意を払っても予想できなかった損害にかかる債権に対しては、法第63条による費用返還義務は生じない。当該補償金のうち、世帯の自立更生計画のためにあてられる額については収入として認定しない取扱いができるものであり、それ以外の額については収入として認定することになる。

(問356) 【自立支度金の取扱い】

中国及び旧ソ連からの引揚者に対して支給される自立支度金についてはどのように取り扱ったらよいか。

〔参照〕 昭和28年2月27日引揚援護庁援護局長通知

昭和62年5月29日庶務対第93号援護局庶務課長通知

次第7 - 3 - (3) - 才

課第6 - 40

問353、354

(答) 設問の引揚者の場合一般的には、上陸地で支払を受けた自立支度金を使い果たした後に生活保護を申請するので、生活保護上の収入の認定の問題は生じないが、一時帰国(6カ月)していた者が、永住を希望した場合で、既に生活保護を受けているケースのように、保護開始後に自立支度金が支給される場合があり、また自立支度金を消費せずに所持したまま保護申請した場合等がある。

ところで、自立支度金の性格は、外地残留による永年の労苦を慰謝する見舞金的なものであり、引揚に伴う精神的打撃・苦痛・損害に対する補てん及び慰謝的なものであること、また引揚者の場合着のみ着のまま帰還している実態であり、手当を支給されてもすぐに鍋や釜の購入等の生活基盤の回復に当てられ、自立更生のためにも効果的であることから次第7の3の(3)のオによって取り扱うこととされたい。

また自立支度金を消費せずに保護申請を行った場合についても課第6の53の取扱いに準じて取り扱って差し支えない。

(問357) 【保護の実施機関の指導、指示による動産、不動産の売却】

保護の実施機関の指導又は指示により、動産又は不動産を売却して得た金銭のうち自立更生に当てられる額を収入として認定しない場合とは、どんな場合か。

また、活用すべき動産、不動産を所有しながら急迫等で保護を開始し、その後それらの売却を指導し、又は指示した場合にも、収入として認定しない取扱いが認められるか。

〔参照〕次第7-3-(3)-カ

課第6-40

(答) 前段については、次のような場合が考えられる。

- (1) 世帯構成の変動等のため、保有している動産又は不動産の保有条件が消滅したことにより売却を指導し、又は指示した場合
- (2) 保有している不動産が土地収用法の適用を受けることになった場合等に強制収用によることなく、私的な契約によって売却するよう指導する場合

なお、被保護者が保有を認められている資産を任意に処分した場合は、この取扱いが認められないことは当然である。

後段については、当初から保有を認められず売却処分が前提となっている資産を保

収入の認定

有しているものである。その売却収入は、法第63条により費用返還させることが原則であり、なお残余があれば収入として認定することになるものである。

ただし、この場合であっても当該世帯の処遇方針等から判断して、自立更生の目的を完遂するために収入として認定しないことが特に必要となる例外的な場合には、当該世帯の自立助長等を考慮した上で返還額を決定し、残余収入のうち世帯の自立更生計画のためにあてられる額については、収入として認定しない取扱いをして差し支えない。

〔問358〕 【世帯内の専修学校又は各種学校修学者の収入】

局第1の3により、専修学校又は各種学校で修学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入のうち、その者の修学のために必要な最少限度の額は、収入として認定しない取扱いとしてよいか。

〔参照〕 次第7-3-(3)-ク

局第1-3

〔答〕 お見込みのとおりである。

〔問359〕 【年1回の福祉的給付金】

いわゆる福祉的給付金が年に1回支給される場合は、その全額を支給月の月額として扱うのか、それとも年額を12等分した額をもって月額とするものであるか。

〔参照〕 次第7-3-(3)-ケ

〔答〕 12等分した額をもって月額とする。

4 勤労に伴う必要経費

生活保護法において最終的に収入として認定する額（収入充当額）は、生活費にあてべき資力であることから収入認定の過程においてその収入から交通費その他の収入を得るための必要経費を控除することとしている。

控除の種類としては、通勤交通費、社会保険料、事業収入に係る原材料購入費、仕入代や農業収入に係る種苗代等の実費控除、勤労に伴う増加需要に対応する基礎控除、

特別控除、未成年者控除、新規就労控除及びその他の控除とがある。

このうち、いわゆる、実費控除は、稼働収入に限らず収入一般に共通のものであり、収入の種類に応じて当該収入を得るのに直接必要な経費を実費控除することになっている。

これに対し、勤労に伴う必要経費いわゆる勤労控除は、生活扶助基準が非稼働世帯を基礎としていることから稼働に伴う生活需要の増加分を補てんするための必要経費として位置づけられるものであるが、同時に勤労意欲の助長、自立助長という性格を併せ有している。

(1) 基礎控除

基礎控除は、勤労に伴って増加する生活需要を補填することにより労働力の再生産を図るとともに勤労意欲の助長を図ろうとするものであり、従来業種別基礎控除と収入金額別基礎控除とによって構成されていた。しかしながら、昭和60年12月の中央社会福祉審議会の「稼働者と非稼働者の食費の支出の差がなくなっているとともに、家計に占める食費割合の相対的減少傾向に伴い、勤労による追加栄養量の補填分は、ほぼ生活扶助基準で満たされている。また、消費支出における職種間の職業的必要経費は、総体的に差がなくなっている。」との意見具申を踏まえ、従来の職種区分を撤廃し、より勤労意欲増進のための経費としての性格を強めるため、業種別と収入金額別の基礎控除を一元化するとともに、控除額は収入金額に比例して増加する、いわゆる収入金額比例方式を採用することとした。

これは、一般低所得勤労者世帯の就労関連経費の支出状況を収入階級別にみると、収入に比例して伸びており、特に、被服費等の必然的に必要となる経費よりも知識、教養の向上等のための経費の伸びが顕著となっているため、控除額は収入金額に比例して増加させ、その程度については、一般低所得勤労者世帯の就労関連経費の支出実態及び生活水準との均衡を考慮して設定したものである。

また、同じ中央社会福祉審議会の「控除額の程度については一般世帯との均衡及び被保護世帯全体の自立を促進するという観点に立ち、従来の個人単位から、世帯単位の収入合算額に着目する方向で検討すべきである」との意見を踏まえ、同一世帯に複数の就労者がいる場合、これまでの個人単位から就労者間共通経費相当分を調整して算定する方式が導入された。

〔問360〕 〔不就労期間中の農業収入と基礎控除〕

農業収入が認定される月は基礎控除が適用されることになるが、当該適用を受ける者が疾病等のため1か月以上の入院をした場合においても基礎控除は適用されるか。

〔参照〕 次 第7 - 3 - (4)

局 第7 - 1 - (2) - キ

局 第7 - 3 - (1)

〔答〕 適用できない。農業収入を将来に向けて分割認定するのは、将来も同様の稼働状態が継続することを前提として定められたものであり、基礎控除は控除を行う時点の就労状態に対応して認定すべきである。その後の事情に変更があればその変化に応じ、たとえば入院に際しては医療費が支給され、在宅療養の場合では在宅患者加算が支給される等、その時点で必要に応じ適切な保護が行われることになる。

〔問361〕 〔主業による収入のない期間の基礎控除〕

養蚕業に従事しているがまだその養蚕による収入は得ていない場合、他の年金等非稼働収入から従事期間中毎月基礎控除を行って差し支えないか。

〔参照〕 次 第7 - 3 - (4)

局 第7 - 1 - (2) - キ

問308

〔答〕 収入を得るための必要経費の認定は、収入が現実にあってから事後的にその収入から控除することとされているので、単に養蚕業に従事しているというだけでは、たとえ他に年金収入があってもその収入からの控除は認められず、その必要経費がなければ、その収入が得られなかったであろうという収入と必要経費との間に密接不離の因果関係がある場合にのみ認められるものである。

なお、農業収入、養蚕収入等の季節的事業収入が平均月割額によって認定される理由も、一括認定すると月々認められている基礎控除が認定できない不都合があるので、平均月割額による収入充当額から基礎控除を認定することによって結局これが次の再

生産のための必要経費としての役割を果たすという周期関係が考慮されているものである。

〔問362〕 〔現金収入の伴わない就労の場合〕

例えば、家賃不要の代償として月間10日程度農業手伝いをする場合等、現金収入の伴わない労働に従事する者の基礎控除は如何に取り扱ったらよいか。

〔参照〕 次 第7 - 3 - (4)

局 第7 - 3 - (1)

〔答〕 金銭収入がまったくない場合は、基礎控除の認定ができないので認められない。

なお、他の世帯員の現金収入があっても、その収入から農業手伝者の基礎控除を行うことは、収入と控除との間に必要とされる因果関係がないので認められないものである。

〔問363〕 〔一日一食程度以下の給食付稼働の場合の基礎控除〕

一日一食程度以下の給食を受けて稼働している場合の基礎控除の取扱い如何。また、給与から給食費の負担分を控除されている場合の収入充当額の認定方法如何。

〔参照〕 局 第7 - 3 - (1) - イ

課 第6 - 46

〔答〕 一日一食程度以下の給食付稼働の場合の給食は、収入として取り扱わないこととされているので、稼働収入そのものに対応して基礎控除額を計上することとされたい。

ただし、給与から給食費を控除されている場合は、その控除された給食費相当額を収入に含めて認定することとされたい。

〔問364〕 〔賞与支給月における基礎控除の算定方法及び賞与の分割認定月数〕

賞与等の臨時収入のあった月における基礎控除額の算定において、定期収入に、

収入の認定

局第7の1の(1)のアの(カ)のただし書の適用のあった特別控除額相当額の賞与収入を加えて認定することとして差し支えないか。(ちなみに、賞与から特別控除額を差し引いた額を分割認定する場合は、局第7の3の(1)のアのかっこ書により各分割認定額をそれぞれの認定月の収入額に加算して算定することとされている。)

また、分割認定する場合、被保護者の不利益にならないかぎり事務簡素化の見地から翌月以降5か月以内の期間にわたって分割認定することとして差し支えないか併せておたずねする。

〔参照〕局第7-3-(1)-ア

(答) いずれもお見込みのとおり取り扱って差し支えない。

(問365) 【基礎控除に対応する収入額】

局第7の3の(1)のイによると、基礎控除に対応する収入金額別区分は、通勤費等の実費を控除する前の収入額をもって認定することとされているが、次第7の3の(1)のアの(イ)によると、必要経費として社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等は控除し得ることになっている。この場合の収入額は、これら源泉徴収される諸経費の全てを控除する前の給与総額をさすものであるか。又は、いわゆる手取収入から通勤費等のみを控除する前の収入をさすのか。

〔参照〕次別表

局第7-3-(1)-ア、イ

(答) 源泉徴収される諸経費の全てを控除する前の給与総収入額によることとされたい。

(問366) 【高校修学者の稼働収入と基礎控除】

保護を受けながら高校に修学する者の就労収入に係る基礎控除の適用は、就労収入の総額について適用するものか、それとも就労収入からその者の教育費に相当する額を除外した額に対して適用するものであるか。

〔参照〕局第7-3-(1)-ア、イ

(答) 教育費除外前の就労収入総額について適用することとされたい。

〔問367〕 【出かせぎ者等のいる世帯の基礎控除の認定】

世帯員が2人以上就労している世帯に1か月を超える期間出かせぎをする者がいる場合、基礎控除の認定はどのように行うのか。

〔参照〕 局第6 - 2

問14、問158、問383

(答) 世帯員が2人以上就労している場合の2人目以降の基礎控除額は、勤労に伴う必要経費のうち共通経費相当分を調整したものである。

設問のように、出かせぎ等により1か月を超える期間他の世帯員と所在(居住)を異にする就労者については、仮ではあるが独立した生活を営んでいるものであり、勤労に伴う必要経費も就労人員1人の場合と同様に必要となることから、当該者の基礎控除の認定に当たっては、基礎控除額表の1人目の欄を適用することとなる。ただし、当該世帯のその他の就労者については、通常どおり取り扱うものである。

なお、特別控除の適用についても同様である。

(2) 特別控除

基礎控除が経常的職業経費を対象とするのに対し、特別控除は、臨時的職業経費に対応するものである。

職業経費の中にも月々生ずる経常的なものと作業衣等の被服や雨具あるいは臨時組合費のように毎月が必要としないが年に1、2回必要とするものがある。

特別控除は、このような臨時的需要に対応するものである。特別控除の額は、収入が多くなるにつれて職業的必要経費の需要も多くなるという考え方から年間収入に比例させることとし、その1割額を限度として必要な額を認定することとしている。しかし、最低生活の保障という制度の基本的な制約から次官通達に示す額を限度としているが、年収の1割額がこの限度額を超える者について就労の状況が良好であると認められる場合には、その就労意欲を助長するという観点から限度額の1.3倍まで認定できることになっている。

特別控除は、一般勤労世帯においてこのような臨時的需要の充足が賞与等の臨時収

収入の認定

入のある時期に行われる実態にあることから原則として臨時収入のあった時期等年1回ないし数回に分けて行うこととしているが、収入の形態、臨時的需要の充足方法等からして毎月控除することが適当な場合には、各月に分割して控除することもできることになっている。

(問368) 【自営業者の特別控除】

自営業を営んでいる被保護者であって、臨時的経費の実際の所要額が、特別控除の限度額以下であると認められるときは、現に必要と認められた額を特別控除するにとどめてよいか。

〔参照〕次 第7 - 3 - (4)

局 第7 - 3 - (2)

(答) 特別控除は年間を通じて定める額の範囲内で行うべきものであるから就労収入を得ている被保護者の臨時的職業必要経費が特別控除の限度額以内で賄われることが明らかである場合、その限度で特別控除を行うことが、保護の目的達成上妥当であって、勤労意欲を阻害しないかぎり、お見込みのとおり取り扱って差し支えない、

すなわち自営業を営んでいる場合の職業経費は、当該事業収入からの必要経費としてその実費が控除されることとなっているので、特別控除の適用は、個々のケースの実態に応じて、取り扱わなければならない。

(問369) 【失対就労者に作業衣が支給された場合】

失対就労者に対して作業衣1着が年末の期末手当支給の際市から現物支給されたが、この作業衣1着は、金銭換算して特別控除で調整減額してよいか。

〔参照〕次 第7 - 3 - (4)

局 第7 - 2 - (2)

課 第6 - 24

(答) 失対就労者のうち、被保護者のみについて現物支給され、他の失対就労者に対しては金銭で支給されているときは、他の失対就労者と同じ額を収入認定すべきであって、特別控除の調整という形式をとるべきではない。すなわち、その作業衣1着

については、市価、購入原価等種々の額が考えられるが、これらの何如を問わず、この額と被保護者である失対就労者に支給された現金の額との合計額が他の失対就労者に支給された額と同額であるとみなすわけである。

また、作業衣1着が、失対就労者全員についても、就労の対価として、支給されたときは、上述の方法によることができないので、その物品の処分価値を金銭換算の上局第7の2の(2)のただし書に定める額を控除した額を就労収入として認定することとなる。

〔問370〕 【内職をしている者の特別控除】

内職等の収入が少額の場合その者が努力して就労している場合には、収入の1割を特別控除として認定してよいか。

〔参照〕局第7-3-(2)-ア

〔答〕 安定した内職であれば基礎控除、特別控除とも認められる。

ただし、収入額の1割を機械的に適用することは、特別控除本来の趣旨に反するものであるので、就労状態をよく観察し、他の者との均衡を考慮して認定することとされたい。

〔問371〕 【被用者の場合の特別控除】

被用者の特別控除の認定において、年間収入の1割又は特別控除限度額の1.3倍の適用に当たっては、就労の指示に従わないとか、特に問題のあるケースを除き、統一的に取り扱うこととしてよしいか。

〔参照〕局第7-3-(2)-ア

〔答〕 お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

〔問372〕 【特別控除の認定限度額】

年収の1割の額が、特別控除の限度額を超えるときは、限度額の1.3倍まで控除できることとされているが、その場合でも、年収の1割を超えることはできない

収入の認定

いものと解してよいか。

〔参照〕局第7-3-(2)-ア

(答) 年収の1割相当額が特別控除限度額を超える場合であって就労状態が良好であると認められるときは、年収の1割を超えても、限度額の1.3倍まで認定して差し支えない。

〔問373〕【特別控除算定となる収入年額と保護停止期間中の収入】

特別控除の対象となる収入年額は、毎年1月から12月までの間における保護受給期間について収入認定上の基礎となった就労による収入総額をいうものとされているが、これは保護停止期間の就労収入についても算入できるものとされてよいか。

〔参照〕局第7-3-(2)-ア

課第6-28

(答) お見込みのとおりである。

〔問374〕【臨時収入のない者の特別控除】

特別控除は、臨時的収入が期待できない者については、何を標準として適用すべきか、それとも一律に毎月控除しなければならないものか。

〔参照〕局第7-3-(2)-ウ

課第6-15

課第6-44

(答) 特別控除は、臨時収入のあった場合適宜の時期に年間控除額を1回ないし数回に行うことを原則とすることとなっているが、臨時的収入のない者については、収入の実態に応じて特別控除を考慮して差し支えない。ただし、一律に毎月控除することは必ずしも本来の趣旨に合致するものではないので、その点については、特に留意し取り扱われたい。

〔問375〕 〔特別控除の夏冬の配分〕

特別控除を益及び歳末の2回に措置する場合にほぼ同額ずつとすることは認められないか。

〔参照〕 課第6 - 16

〔答〕 課長問答通知では、この場合「おおむね1対2の比率によることが一応の基準として考えられる」といっているが、実施機関が自ら、又は都道府県主管課と協議してほぼ同額ずつとすることが適当であると判断する場合にはそのように取り扱って差し支えない。

(3) 新規就労控除

中学、高校卒業後新たに就職する場合には、就職時の臨時的な需要に対しては就職支度費をもって対応することになるが、就職後においても当該職場に適應するまでの間身の回り品の確保等特別の需要があることから、これに対応するとともに、卒業後も世帯に残って家計を助けて働いている者の勤労意欲を助長し、その自立助長を図ろうとするものである。

なお、入院その他やむを得ない事情のため長期間就労できなかったものが、就職する場合にも同様の事情があるので、この控除が適用される。

〔問376〕 〔日雇就労者が常用勤労者になった場合〕

失対事業に就労していた日雇就労者が、工場等に就職した場合、新規就労控除を適用してよいか。

〔参照〕 局第7 - 3 - (3) - ア

〔答〕 局第7の3の(3)のアの(ア)又は(イ)のいずれにも該当しないため、設問の場合については新規就労控除の適用は認められない。

〔問377〕 〔入院前の職場への復職〕

長期入院患者が退院した後において、入院前の職場に復帰した場合、新規就労

収入の認定

控除を適用してよいか。

〔参照〕 局第7-3-(3)-ア-(イ)

(答) 長期入院患者(おおむね3年ぐらゐの入院患者)である限り、新規就労控除を適用して差し支えない。

〔問378〕 〔在宅患者等の就職〕

新規就労控除の適用に当たって、3年以上の在宅患者及び3年以上拘禁されていた者が就職した場合にも認めてよいか。

〔参照〕 局第7-3-(3)-ア-(イ)

(答) お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

〔問379〕 〔就労中断後の再適用〕

新規就労控除適用中の者が6か月の控除認定期間中に1か月以上の入院その他やむを得ない事情により、一旦就労がとだえ結果的に6か月の当該控除がなされなかった場合で、その後1年以内に再就労し、稼働収入を得たときは、当初の当該控除の未適用月分(既控除と合わせて6か月)を引き続き控除することとしてよいか。

〔参照〕 局第7-3-(3)-イ

(答) お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

(4) 未成年者控除

未成年者は、将来自分の力で社会に適応した生活を営むことができるようになるためには、教養その他健全な生活基盤を確立するための特別の需要を有している。未成年者控除は、こうした需要に対応しあわせて未成年者の勤労意欲を助長するとともに、本人及びその世帯員の自立意欲を助長することをねらいとして一般の勤労控除に加えて就労収入から控除しようとするものである。

〔問380〕 〔未成年者控除適用者が成年に達した場合〕

未成年者控除の適用を受けていた者が成年に達したため、翌月から認定の変更を行う場合、未成年者控除を廃止するだけでよいか、それとも基準生活費についても変更すべきか。

〔参照〕 次 第7 - 3 - (4)

局 第7 - 3 - (4) - イ

局 第8 - 1

〔答〕 設問の場合、未成年者控除を適用しないこととなるが、生活扶助基準額については年齢の改定はしない。

〔問381〕 〔未成年者だけの世帯〕

未成年者が収入のない弟妹と世帯を構成している場合、未成年者控除を適用してよいか。

〔参照〕 局 第7 - 3 - (4) - ア

〔答〕 お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

〔問382〕 〔未成年者が2人以上の場合〕

同一世帯で未成年者控除を受ける者が2人、3人という場合、相当な額が控除されるが、他の保護世帯との均衡を考慮する必要はないか。

〔参照〕 次 第7 - 3 - (4)

局 第7 - 3 - (4)

〔答〕 未成年者控除は、就労している未成年者という事情を考慮して、勤労意欲の助長という面からも設定されているものであるので、個々の未成年者ごとについてそれぞれ未成年者控除を適用しなければならないものである。

(5) その他の必要経費

収入を得るための必要経費としては、いわゆる実費控除、勤労控除のほかにもその収入との因果関係、その世帯の自立を助長するという観点から特別の控除が認められている。例えば、出稼ぎについては、世帯を離れて、しかも飯場等での生活が強制される場合もある等一般生活費を超える経費を必要とする場合があることから、その超える部分を収入を得るための必要経費として控除することも認められている。また、自立更生のための借入金の償還金については、生業資金当該借入金による事業の果実としての収入からの控除のほか修学資金、住宅資金等直接収入の増加につながらないものについても自立助長の観点から一定の要件の下に控除を認めている。

なお、償還金の控除を認めることは、その分につき扶助費が結果的に増額することになり、結果として分割払いで扶助の対象とするのと同様の効果が生じることにもなるので、その運用に当たっては、特定の公的貸付金制度以外のものについては、借入れについてあらかじめ実施機関の承認を受けたものであることを原則としている。

〔問383〕 【出かせぎ者がいる世帯の保護の決定と必要経費の認定】

出かせぎ者の場合、残った世帯員だけについて保護を適用し、出かせぎ者については、別世帯として取り扱い、仕送り収入の認定を行って、帰ったときに世帯員の変動として変更決定を行うこととしてよいか。

〔参照〕 次第7 - 3 - (5) - ア

局 第1 - 1 - (1)

局 第7 - 4 - (1)

〔答〕 出かせぎ者については、居住の場所を異にしているとしても同一世帯として認定することとなっているので、その世帯の保護の決定は、出かせぎ者を含めて基準生活費を算定し、残存世帯員の収入のほか、出かせぎ者の収入についても、勤労控除その他の各種控除と必要経費を控除して扶助額を算定するのが原則である。

しかし、出かせぎに要する費用は、一般生活費及び住宅費の実際必要額を認めることとなっているので、出かせぎ者が、出かせぎ先で得た収入からその実際必要額を引いた残額が仕送りとなると解すれば、上記の原則どおりの方式も設問の方式も同じ結果同じ扶助額になるわけであるから、實際上、やむを得ない場合は出かせぎ者を別世

帯として扱って差し支えない。このやむを得ない場合としては、出かせぎ先が不安定で実態がつかみにくい場合で仕送りの額が他の出かせぎ者の場合に比べて概ね妥当とみられるときなどが例示としてあげられる。

(問384) 【帰宅に要する交通費の認定】

同一世帯員と認められている者が、勤務の都合上、他の地域で下宿している場合に帰宅に要する交通費は就労に伴う必要経費とみてよいか。

〔参照〕次 第7 - 3 - (5) - ア

(答) 就労に必要な交通費として最低限度必要な実費を当該下宿者の収入から控除して差し支えない。しかし、出稼先が遠隔地等のため多額の交通費等を必要とする場合が多いので、出身世帯との関係からみて帰宅の程度等を十分に考慮し、社会通念上からも、真に必要な最少限度の回数にとどめるべきである。

(問385) 【幼児を知人に委託して看護婦宿舎に宿泊する者】

世帯主、妻及び幼児の3人世帯において、世帯主は入院し、妻は看護婦であって看護婦宿舎に宿泊しなければならない。また、そのために幼児の介護を知人に委託している。このような場合の看護婦宿舎において支払う経費（食費を含む）及び幼児の託児費は、必要経費として収入から控除してよいか。

〔参照〕次 第7 - 3 - (5) - ア、イ

局 第7 - 4 - (1)

課 第6 - 48

(答) 設問のように看護婦宿舎を利用しなければならない状況においては、居宅における最低生活費の枠を超える出費も予想されるので、それが収入を得るためにどうしても必要である場合には次 第7の3の(5)の アにより必要経費として認定して差し支えない。託児費については、お見込みのとおりである。

(問386) 【隣人への託児】

就労に伴う子の託児費の必要経費としての控除は、近所の家に依頼していくと

収入の認定

きの礼金についても認められないか。

〔参照〕 次 第7 - 3 - (5) - イ

局 第7 - 4 - (2)

課 第6 - 48

(答) 就労に伴う子の託児費の必要経費としての控除は、保育所等乳幼児を保育することを目的とする施設に託児する場合に限らず、設問のように、知己等に依頼する場合の礼金についても適用して差し支えない。その程度は、乳児等手のかかる場合もあるので一概に定めることはできないが、当該地域の慣行託児料の範囲内で認めて差し支えない。

(問387) 【季節保育所への委託】

季節保育所に幼児を委託する場合もその託児費を必要経費として控除して差し支えないか。

〔参照〕 次 第7 - 3 - (5) - イ

局 第7 - 4 - (2)

課 第6 - 48

(答) お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

(問388) 【幼稚園への託児】

保育所の設置数は少ないが幼稚園が普及しているという地域において被保護世帯の子弟にも通園者が増加している実態にある場合、幼稚園に要する費用を「就労に伴う託児費」として世帯の収入から控除して差し支えないか。

〔参照〕 次 第7 - 3 - (5) - イ

局 第7 - 4 - (2)

課 第6 - 48

問389

(答) 設問のように幼稚園教育の普及している地域であって通園することが近隣と

の均衡を失しないものであり、保育所の利用ができず、かつ、子供を通園させることが世帯員の就労等自立助長のために保育所の代替として効果的であることが認められる場合には、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

なお、この場合、保育所入所支度費の範囲内で、入園支度費を就労に伴う必要経費として認定して差し支えない。

〔問389〕 〔保育所入所支度費対象品目の範囲〕

保育所入所支度に要する費用を必要経費として認める場合、どのような品目の購入を認めてよいか。

〔参照〕 課第6 - 48

問390

〔答〕 入所支度のための購入品目は、帽子、スモック、ズック、弁当箱、箸入れ及びカバンを認めることとされたい。

なお、昼寝用の布団及び毛布は保育所が用意する建前となっており、控除の対象とすることは認められないので留意されたい。

〔問390〕 〔保育所通園服等が消耗した場合〕

保育所入所の際購入したスモック等が消耗した場合には、その更新に要する費用を就労のための託児費として認定して差し支えないか。

〔参照〕 問389

〔答〕 認められない。入所支度費は、保育所入所による臨時的な特別需要に対応させるものであり、入所以後におけるスモックの更新等に要する費用は、当然予測すべき、かつ、経常的な需要であるので一般生活費で賄うべきものである。したがって、控除の対象とすることは認められない。

〔問391〕 〔土地改良区の分担金〕

土地改良法に基づく農地造成事業のための土地基盤設備資金を土地改良区が借り入れて農地の構造改善を実施した場合、土地改良区は関係組合員から分担金を

収入の認定

徴収することになるが、この分担金を貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額の償還金と同様に収入から控除する取扱いとしてよいか。

〔参照〕 次 第7 - 3 - (5) - ウ
局 第7 - 4 - (3) - イ
問313

〔答〕 設問の分担金は、法人たる土地改良区がその組合員に対して行う賦課金であるが、その徴収について免除又は猶予が得られないものであって、かつ、土地改良区において実施する農地の構造改善が、被保護者たる組合員の自立更生のための役立っていることが認められる場合は、その徴収金をその者の農業収入から控除することとして差し支えない。

〔問392〕 【保護開始前に借り受けた貸付金の償還金控除】

局 第7の4の(3)のイのただし書きにいう「事前の承認を受けなかったこと」には保護受給前に貸付けを受けたものも含むと解して差し支えないか。

〔参照〕 次 第7 - 3 - (5) - ウ
局 第7 - 4 - (3) - イ

〔答〕 局 第7の4の(3)のイのただし書きの規定は、当該貸付けを受けた時期が保護受給前であったか、受給中であったかは問わない。要は、事後において承認することが適当かどうかである。仮りに、当該要保護者が貸付けを受けるについて事前に実施機関に相談があったものとした場合、これを実施機関が適当なものとして当然事前の承認を与えたであろうと判断されるものについては、事後において承認することが適当なものとして同様に取り扱いして差し支えないのである。

〔問393〕 【保護開始前の借金】

生活扶助と医療扶助の併給を受けている甲は、保護が開始される前にその子の病気のための医療費3万円を勤務先の工場主から借りていた。この金は毎月の給料より2千円ずつ差し引かれていることが後に判明したが、工場主に話しても説得することができず、これを争うことは甲の将来の勤務に著しく不利益を与える

結果となることが明白な状態に立ち至った。この場合の収入認定において借金の分を必要経費として控除することはできないか。

〔参照〕 次 第7 - 3 - (5) - ウ

局 第7 - 4 - (3)

(答) 過去の債務に対する弁済金を収入から控除することは認められない。その理由は、もしそのような措置を認めるならば、保護を受ける以前における個人によって異なる程度に営まれてきた生活までも、本法によって保障することとなり、保護を要する状態に立ち至ったときから将来に向けてその最低限度の生活の維持を保障せんとする本法の目的から著しく逸脱することになるからである。収入を得るために必要な経費として収入から控除することができる場合は、定期収入の中の勤労収入については「実施要領」にその範囲が定められているところであって、たとえこの債務を弁済しないことが収入の維持のために支障となる場合であっても、そのような理由でこれと同様にみなすことはできないのである。ただし、保護の実施機関の事前の承認を受けなかったことについてはやむを得ない事情があり、かつ、当該貸付金が現にその者の自立助長に役立っていると認められるものについては、控除の途が開かれている。しかし、設問の医療費について考えてみると、仮に実施機関に対して貸付けを受けるについて事前の承認を求めていれば、実施機関は、当然公の貸付制度の利用を指導するはずである。したがって、医療費に関しては国又は地方公共団体以外の法人又は私人からの貸付金利用は、一般的に考えられないので「実施機関が事後において承認することが適当なもの」には当たらないものとして取り扱われたい。また設問の場合は、労働基準法第24条の賃金は原則的にその全額を支払うべき旨の規定に反しているものであって、このような場合にこそ保護の実施機関におけるいわゆるサービスの要請される分野があるのであるから、十分な理解と協力が得られるよう積極的に努力すべきことが望まれる。

(問394) 【事業を失敗した場合の生業資金の償還金】

生業資金の貸付を受けた後、その事業に失敗し、日雇労働者として収入をあけるようになったものについて償還金の控除を認めてよいか。

収入の認定

〔参照〕 次 第7 - 3 - (5) - ウ

同 第7 - 4 - (6)

(答) 生業資金の償還金の取扱いについて、事業の失敗等により他の事業を営んでいる場合において、他の事業に係る資金の全部又は一部が当該貸付金により賄われているときに限り、変更した事業の収入から控除して差し支えないものとされている。日雇労働者として就労することは、貸付資金により事業の資金を賄っているものとは解されない。したがって、償還金の控除は認められない。

〔問395〕 【交通事故による罰金の取扱い】

甲は医療扶助の単給を受けている世帯の世帯主で、タクシーの運転手をしていが、交通事故のため即決裁判により罰金に処せられた。罰金は雇主が毎月の給料から差引くことを条件に立替払をしてくれたので就業を続けることはできたが、事故の責任は、甲にのみあり、この金の返済を認めないと雇用関係が切れるおそれがある。この場合立替金を、収入を得るための必要経費として認定してよいか。

〔参照〕 次 第7 - 3 - (5) - ウ

同 第7 - 4

(答) 設問の要旨は、次の3点に要約される。

- 1 罰金を支払うということは、今後運転手としての生業を維持していくために必要不可欠であるから必要経費として認定できるのではないか。
- 2 本法の取扱い上借金の返済は認めないとしても、雇主の支払ってくれた額は甲のためにその急場をしのぐための立替払であって通常の借金と軌を一にして論ずべきではないのではないか。
- 3 甲の責任で交通事故を起したというだけで雇用関係が危いのに、その上立替金の返済まで認めないとするのは益々甲の立場を危くし、自立更生上好ましくないのではないか。

第1の、罰金が「必要経費」としての性格を持っているのではないかという点については多少問題の存するところであるが、公的扶助の性格と、その限界という点から考えてみると公金によって罰金を支払うということは考えられない。また現行実施要

領に定められている必要経費とは、収入を得るために直接的に必要とされるものについて認定することになっているので、罰金をこの必要経費の範ちゅうに入れることはできない。

第2の、この場合の立替金は、通常の借金とは異なるという見解には、なるほど借金の動機とその用途は個々のケースによって千差万別であり、中には情状やみ難いものが多々あるのであるが、本法による保護は原則として既往の債務には触れずという建前を採っているので、借金の動機が急場をしのぐためのものであってもこれを認めることはできない。

第3の、今後の雇用関係に対する配慮であるが、甲ケースの自立更生を希う福祉事務所としては当然そこまで考えてしかるべきであろう。しかし、本法による保護の取扱いが雇主の雇用関係に対する気持次第で左右されるということは許されない。したがって、福祉事務所としてはこのような場合に備えて予め地域社会の人達に対して福祉事務所の任務等について十分な説明を与えておき、こういった事例が生じたときに理解ある協力が得られるよう、平素から心がけておくことが必要である。

こういった活動が、いわゆる社会資源の動員組織化活動であり、またP・R活動であるわけである。このケースの場合も、担当ワーカーができるだけ雇用主と甲との間の話し合いが円滑に進むよう建設的な援助も必要であるし、特に民生委員や社会福祉協議会等が有力な役割を期待されることになる。

以上を要約すると、法第9条の必要即応の原則とはいっても、公的扶助には自らその限界があり、ケースの持つあらゆる問題を公的扶助のみで解決しようとするは無理であり、それ故に前述したような地域社会の理解と協力による法外援護措置の充実が期待されるところである。

〔問396〕 〔住宅金融公庫への償還金〕

住宅金融公庫法による貸付資金を償還する場合であって当該住宅の活用により得られる収入の月額が住宅金融公庫への償還金の月額より多いとき、自立助長を促進する意味で償還金を繰上げ償還することを認めてよいか。

〔参照〕 次 第7-3-(5)-工

同 第7-4-(4)

収入の認定

(答) 設問の償還金は、決まって償還すべき最少限の額にとどめるべきものであり、繰上げ償還は認められないものである。

(問397) 【固定資産税の取扱い】

自家保有の保護世帯で、固定資産税が賦課されている場合、住宅扶助費として相当額を扶助すべきか、収入から控除すべきか。

〔参照〕 次第7-3-(5)-オ

(答) 固定資産税は貧困により公私の扶助を受ける者等については市町村の条例の定めるところによりこれを減免することができる(地方税法第367条)こととされている。したがって被保護世帯について当該措置がとられていないような場合は関係官署と連絡をとって免除を受けるよう指導すべきである。

しかしながら、市町村の条例に所定の定めがない等免除の措置がとられない場合であって、被保護世帯が間貸収入等で固定資産税を納付したときは、納付した税額相当額を収入から控除すべきである。収入がないような場合に限って住宅扶助費として扶助することとなるが、この場合、納付した事実の確認を怠ることのないよう留意すべきである。

(問398) 【開始前に取得した作業場の税金】

地方税等の公租公課は「その他の必要経費」として収入から控除することが認められているが、被保護世帯が保護開始前に取得した非住家(作業場等)に係る不動産取得税についても、必要経費として認定してよいか。

〔参照〕 次第7-3-(5)-オ

(答) その非住家(作業場等)を所有することが近隣の低所得世帯との均衡を失しないものであり、かつ、その作業場等を活用することによって当該世帯が収入を得ている場合には、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

(問399) 【原動機付自転車の容認総排気量】

就労に必要な中古原動機付自転車の購入費が就労のための必要経費として認め

られているが、どの程度の総排気量が認められるか。また保有のために必要な経費として控除できる範囲を教示されたい。

〔参照〕 課 第6 - 23

(答) ここで認められる中古原動機付自転車の総排気量は、50cc程度に限られたい。ただし、山間部などで特に必要と認められる場合は、90ccまで認めて差し支えない。

また、保有のため必要経費としては、修理代、燃料費、自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険の保険料、任意保険料の対人賠償分軽自動車税及びヘルメット代を認めて差しつかえない。

(問400) 【交通災害共済制度の保険料】

最近多くの地方公共団体が交通災害共済制度を実施しているが、被保護者がこれに加入した場合、保険料(掛金)の取扱いはどうしたらよいか。

〔参照〕 次 第7 - 3 - (5)

局 第7 - 4

(答) 生活保護の給付として特別にこれを保障することはもとより、当該被保護者の収入から控除することも、認められない。最低生活上のやりくりによって賄うべき性質のものである。

(問401) 【国民年金保険料のための借入金の取扱い】

年金受給権を得るために国民年金に任意加入する場合の保険料の前納や保険料の未納分の納付を行うための借入金は収入認定除外としてよいか。

(答) お見込みのとおりである。

なお、前納や未納分の納付が認められるのはあくまでも年金受給権を得るためのものに限って認められるものであり、将来の年金額を増やすためのものは認められない。

第8 保護の決定

すべて国民は、生活困窮に陥った場合には、本制度により、最限度の生活が保障されるわけであるが、具体的には、保護の実施機関による保護の決定及び実施に係る行政処分によって具現化されることになる。

この保護行政処分には、却下、開始、変更、停止及び廃止の5種類がある。このうち開始については、法第7条により本人の自由意思による申請をまっで行うのを原則としているが開始以後の取扱いについては申請又は職権により生活実態の変化に応じ、必要な処分が行われることになる。

1 保護の要否及び程度の決定

保護の実施に当たっては、まず、保護を要するか否かを判定し、保護を要するとされた場合には保護の方法、種類、程度等が決定されることになる。通常この保護を要するか否かの判定を保護の要否の判定と、月々どの程度の保護を要するのかの決定を保護の程度の決定と呼んでいる。

保護の要否の判定は、保護の受給要件を満たしているか否かの判断であり、単に生活に困窮していることのみならず、資産、能力の活用その他法に定める義務の履行も要件となるが、程度の決定と比較する場合には、生活困窮度の測定の意味で用いられる場合が多い。

保護の要否の判定及び程度の決定は、ともに最低生活費と収入充当額との対比によって決定される。すなわち、収入充当額が最低生活費に満たない場合に保護要と判定され、その不足分が扶助されるわけである。

このように要否の判定と程度の決定は、基本的には同様であるが、両者の性格上最低生活費及び収入充当額の算定方法及びその対比の方法について若干相違がある。その主なるものをあげると次のとおりである。

- 1 常用勤労者の収入については、前3か月間の平均月額を基に算定するのを原則としているが、開始時の要否判定について、労働協約等により賞与等を含む年間収入が確実に推定できる場合には、年間収入の平均月額を基に収入充当額を算定することとなっている。(局第8-2-(1))

収入にしろ最低生活費にしろ月によって臨時的な要素等による変動が予想されるところである。程度の決定に当たっては、その月々の最低生活を保障する意味からこうした月々の変化に対応し、その月の最低生活費と収入との対比により保護の程度を決定するのが原則である。しかしながら、保護の要否の判定すなわち保護を要する程度に生活が困窮しているか否かの判断は、こうした月々の変動をある程度の期間を通じて平均化して判断することが必要となる。

例えば、1年12か月のうちある月だけたまたま収入が少く最低生活保障水準を下回るとしても、数か月あるいは年間を通じてみた場合には最低生活保障水準を上回る収入があるという場合には保護を要しないと判断されるわけである。

このことは、一般国民の消費生活においても、賞与等あらかじめ予定される臨時的収入がある場合には、これを含めて計画的に営まれているという実情に対応するものである。

- 2 医療予定期間が4か月未満の短期傷病による医療扶助のための保護の申請があった場合の要否判定においては、当該医療予定期間に2か月を加えた期間の最低生活費と収入との対比により判定することとされている。(局第8-2-(3))

考え方は、1と同様である。すなわち、ある月に臨時的な出費(需要)の発生によりその月の収入のみでは賄い得ない場合には、ある程度の期間のやりくりによりカバーされるのが一般的であるから、このような場合にも、3～6か月間の期間を通算して要否を判断しようとするものである。

- 3 恩給年金等受給者に係る開始時の要否判定及び保護継続中の程度の決定は、その平均月額をもって判定するが、開始月から次回受給月までの程度の決定に当たっては、開始時において現に残存している恩給年金等の額により算定すること。(課第7-10)

恩給や年金は、年額を年数回に分けて3か月分なり4か月分をまとめて支給する仕組みになっている。年金生活者等はこれにより月々の生活需要を賄っているわけであるから、こうした消費の実態をも考慮し、要否の判定に当たっては受給月のみの収入とせず、次回受給月の前月までに分割して認定することとしている。

しかしながら保護開始時においては、まとめて支給された3～4か月分の年金を使い果たしてから保護を申請する場合も多く、このような場合に年金等を収入として認定したのでは次回受給月までの間における生計の維持に支障をきたすことにも

保護の決定

なりかねない。そこで、かかる特例を設け開始時における程度の決定に限り現に残存している年金等の額を収入認定の対象とすることとしたものである。

- 4 保護開始時の要否判定に係る最低生活費の認定及び収入認定に係る控除の適用に当たり表に掲げる臨時的需要に対応するもの及び主として自立助長を目的とするものは適用されないとされている。(局第8-2-(1)、課第7-4)

(1) 要否判定に際して臨時的需要を最低生活費に計上しないのは1及び2と趣旨を同じくするものである。すなわち、臨時的、突発的需要については、一般国民の消費生活においても日頃の蓄積あるいは月賦等によりある程度の長期的なやりくりの中で対応しているのが実態であり、また被保護世帯についても需要により多少異なるが例えば被服費等の一時扶助は経常的最低生活費のやりくりで賄うことが期待できないような臨時的特別の状態に着目して現物給付等により支給しようとするもので、生活に困窮しているか否かの要否の判定基準というよりも被保護者がかかる特別の状態におかれた場合の支給基準としての意味合いが強い。

なお、臨時的な需要については、そのすべてを要否判定の外におくということではなく、出産、葬祭費については、要否判定に用いることとしている。(表参照)

(2) 最低生活費の費用及び収入に係る控除についてその主たる目的により本制度の目的である最低生活の保障と自立の助長の二つに分けて考えた場合、最低生活の保障に関する部分は、法第8条第2項にいう「最低限度の生活の需要」としてすべての要保護者に等しく保障されなければならないが、自立助長を主眼とするものは、現に保護を受けている被保護者を対象にし、その自立を助長するため、この最低生活需要に対し、プラスアルファとして上乘せされたものであるから、生活困窮であるか否かの判断たる開始時の要否判定には用いないこととしている。

こうした観点から自立助長のための制度である生業扶助については開始時の要否判定には用いないこととなっているが、一方法第17条により「生業扶助は、困窮により最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して……」とおそれのある者までも対象とし得ることとなっており、授産施設利用者についてこの規定を受けた要否判定の特例が設けられている。(局第8-2-(4)-ウ)

最低生活の内容	需要の形態	保護の基準	収入の認定	
最低生活の内容からみて狭義の需要に属するもの	日常一般の経常的経費	生活扶助(基準生活費、加算、人工栄養費、入院患者日用品費) 教育扶助(学用品費、給食費、交通費) 住宅扶助(家賃、間接地代) 医療扶助	基礎控除の70%の額 必要経費の実費控除 出かせぎ者等の実費控除 子の託児費 公租公課	要否判定に用いる
	季節的経費	教育扶助(教科書、副読本代)		
	臨時突発的経費	出産扶助 葬祭扶助		
		生活扶助(移送費、被服費、家具什器費、配電水道設備費) 住宅扶助(敷金、住宅維持費)		要否判定に用いない
最低生活の内容からみて自立助長等行政運用上の配慮から特に設けられたもの	日常一般の経常的経費		基礎控除の30%の額 未成年者控除	
	季節的経費	期末一時扶助 生業扶助(就職支度費)	特別控除 新規就労控除	
	臨時突発的経費	生業扶助(生業費、技能修得費)	不安定就労控除 現物500円控除 貸付金の償還金控除	

(問402) 【交通事故と生活保護】

交通事故の被害者で傷病のため入院したもものから、生活保護法による保護の申請があった場合、どのように取り扱えばよいか。

〔参照〕 昭47.12.5社保第196号課長通知
問353

(答) 交通事故の被害者からの保護の申請があった場合の取扱いについても、一般

保護の決定

の例とかわりない。すなわち、当該事故について損害賠償等が得られない場合であっても本人やその世帯員の収入資産等の状況、あるいは扶養義務者からの援助の可能性等からみて、保護を要しないと判断されれば保護の申請は却下されることになる。あるいは、収入その他の資力の点からいえば医療扶助を決定すべき状況であっても、当該事故についての損害賠償等を受けることができる（受けることが容易に期待できる場合を含む。）当該賠償収入（期待される賠償収入を含む。）と本人やその世帯員の資力によって医療扶助に相当する需要を満たすことができると判断される限り、同じく申請は却下されることとなる。

しかしながら、本人やその世帯員の収入、資力等からみて保護を要すると判断される場合で、次のような事情にあるときは、生活保護法第4条第3項の規定を援用して保護を開始することも考えられる。

- ア 加害者が不明であるため、医療費について賠償等を受けることができないとき。
 - イ 加害者に資力がないため、医療費を賄うだけの賠償を受けることができないとき。
 - ウ 加害者に資力はあるが賠償責任に争いがある等のため訴訟中であるような場合
- もちろんこれらの場合でも、保護の申請者が、損害賠償を受けることについて十分な努力をしていないと認められるときは、保護の要件を欠くものとして取り扱うべきである。特に、自動車事故については、自動車損害賠償保障法では、加害者が不明の場合であっても、被害者による請求が認められているので留意を要する。

ところで、以上の場合でやむを得ない事情にあるものとして保護（医療扶助）を開始した者については、次のような場合に生活保護法第63条に基づく費用の返還義務が生じることになる。

- ア 事故当時不明であった加害者が後に明らかとなり賠償を受けることができるに至った場合
- イ 事故当時資力がない等のため事実上賠償をすることができなかった加害者が後に賠償することができるに至った場合
- ウ 賠償責任、程度についての争いが止み、当該事故についての賠償を受けることができるに至った場合

返還額の決定は同条に基づき保護の実施機関である福祉事務所長が行うわけであるが、医療扶助に要した費用のほか同時に適用された生活扶助に要した費用も返還の対象となる。保護の開始に際しては、要保護者に対しこのことを説明しておくことが望

ましい。

なお、返還額の決定に当たっては、世帯の自立助長等を考慮の上行うべきであり、返還させないこととした額のうち世帯の自立更生計画のためにあてられる額については、収入として認定しない取扱いとして差し支えない。

〔問403〕 〔傷害事件による被害者と生活保護〕

中学校の生徒が放課後校庭で上級生に暴行され、負傷を受けたため入院したが、その後他病を併発し、相当長期の入院治療を要することが判明した。加害者の両親は、医療費を負担する旨言明していたのであるが、負傷は治ゆしたとの医師の言を根拠として以後の医療費の支払いを拒否し、このため被害者の世帯は生活に困窮し保護を申請した。申請受理後係員が加害者の父に面接し、賠償について話し合うように説得したが、これを拒否し訴訟に応ずるとの態度をとっている。一方被害者は、保護を受けられるならあえて係争したくないとの意向である。

- (1) 前記のような事例について、保護の実施機関はどのように指導すべきか。
- (2) 相互の力関係に基づき被害者に不利な示談が成立した場合、保護の実施機関はこれに対抗できるか。
- (3) 保護を受けているという事実が賠償額に影響するか。
- (4) 調停、民事訴訟には多額の費用を必要とするが、この費用を支払うことが困難な場合は、どういう取扱いをすればよいか。
- (5) 保護を開始した後に賠償の履行があった場合の取扱いはどうなるか。

〔参照〕 問353

〔答〕 (1) 不法行為に基づく損害賠償請求権は、生活保護法にいう「資産」にあたるから保護の適用に当たっては、これを活用させることが要件となる。ただ、債権の目的の実現は債務者の履行によるわけであるから、債務者が任意に履行しないときは、民事訴訟手続によりその実現を図らなければならない。また、調停又は示談（和解）により解決する方法は、厳密には損害賠償請求権の実現ではないが、実質的には同一の効果を持つものとして活用に含まれると考えられる。これらの活用方法のいずれによるかは、それによって得られる財産上の利益とそれに要する経済的負担を比較して最も有利な方法によるべきであり、保護の実施機関はこの線に沿って取り扱うことに

保護の決定

なる。もっとも相手方に資力がない場合には結局は活用することができないわけで、このような場合にも活用要件とすることは当を得ているとはいえない。しかし、この点については訴訟手続と調停・示談とでは若干異なり、設問のように加害者が中学生である場合は、通常無資産、無収入であるため訴訟手続によるときは賠償はほとんど不可能と思われるが、調停、示談によるときは両親の資産、収入を考慮して実際上ある程度の損害賠償が得られるようである。なお、設問について特に注意しなければならないのは、併発病をめぐる紛争であるため加害者の暴行と当該疾病との間に相当と認められる程度の因果関係がない場合には損害賠償の請求ができないことである。

(2) 第三者である保護の実施機関は、成立した示談についてその無効又は取消しを主張することはできないが被害者に不利な示談の成立が予想されるときは、事前に法の原理原則に基づき十分な助言、援助を行うべきであり、安易に解決を急ぐ態度を排することが必要である。ちなみに、当然に得べき賠償額を得ようとしなないことは法第4条の要件を欠くことになる。

(3) 保護は、実施機関と要保護者との間の公法上の関係に基づいて行われるもので、民事上の債権債務とは無関係であるから、被害者が保護を受けていることの結果加害者の責任が軽減されることはないが、責任を保護に転嫁しようとする加害者も全くないとはいえず、被害者が安易な気持ちでこれに応ずる場合も考えられるので、法の原理原則を十分説明する必要がある。

(4) 調停、訴訟等に必要な費用について、生活保護法上は、賠償の履行の際に収入から控除する以外に方法はないが、できるだけ訴訟救助、あるいは法律扶助制度の活用等により費用負担の軽減を図る必要があり、特に訴訟についてはそういうことがいえる。

(5) 保護開始前に受けた損害に対する賠償請求権は申請時の資力として認定されるべきものであり、設問についても資力があるにもかかわらず保護を受けた場合にあたるから、法第63条により費用返還の問題が生じる

〔問404〕 〔廃止した者からの再申請〕

次のような再申請があった場合、保護決定はどのようにしたらよいか。

1. 稼働年齢層の者であって、疾病等就労の障害要因がないにもかかわらず、再三の指導指示にも従わなかったため、能力不活用により廃止した者から能力活

用について特段の努力もなされないまま直ちに再申請があった場合

2. 就労収入の有無等について再三にわたり確認したにもかかわらず、そのことを否定していた者が、その後、やはり虚偽の申告であることがわかり、悪質に多額の保護費の不正受給を行っていたことが発覚した。このため、保護を廃止し、法第78条による費用返還を求め、警察へ被害届も提出した。しかし、その後、費用返還にも応じないばかりか、手持金については遊興費に消費した等を申し立てて、短期間で再申請した場合

(答) (1) 能力活用について努力していることが具体的に明らかでない場合は、保護要件を欠くものとして申請を却下することとして差し支えない。

なお、真に急迫状態にあることから保護を開始する場合は、保護費を分割支給するなど、生活状況、就労努力の状況を観察しながら保護を行うこと。

また、必要な指導指示を行い、なお、これに従わない場合は、所定の手続により保護の停廃止を行うこと。

(2) 計画的な消費生活を営む努力をせず、また自らの不正に負うところの返還義務も履行しようせず、多額の金品を遊興費に消費したとの申立てを行い短期間で再申請に及ぶ者に対し、そのような本人の申立てのみで直ちに保護を適用することは適当でない。

かかる場合、速やかに返還を行うことについて指導するとともに、真に急迫状態にあることから保護を開始する場合は、保護費を分割支給するなど、生活状況、就労努力の状況を観察しながら保護を行うこと。また、必要な指導指示を行い、なお、これに従わない場合は、所定の手続により保護の停廃止を行うこと。

(問405) 【保護の決定以前に申請者等が死亡した場合】

生活保護法による保護の申請があった後、保護の決定前に申請者等が死亡したような場合の取扱いはどうすればよいか。

〔参照〕 次 第8

局 第8 - 2

(答) いくつかの例が考えられるが、次の5つの場合に分けて考えてみよう。

保護の決定

- (1) 世帯主から当該世帯について生活扶助の申請があり、その世帯主が死亡したとき。
- (2) 世帯員の一人が死亡したとき。
- (3) 単身者から生活扶助の申請があり当該単身者が死亡したとき。
- (4) 世帯主から世帯員の傷病について医療扶助(単給)の申請があり同時に入院していたところ当該入院患者が死亡したとき。
- (5) 単身者から医療扶助(単給)の申請があり(4)と同じく入院中に死亡したとき。

まず(1)及び(2)の場合いずれも当該世帯単位の最低生活需要に係る保護が申請の対象であるから、死亡した世帯主又は世帯員の死亡による生活需要の減少(具体的には死亡日以後月末までの生活費)を見込んで保護の要否、程度を決定すればよいことになる。もちろん、事務処理上間に合わなければ、支給後扶助費支給額の変更決定を行って費用を返還させることになる。なお、(1)の場合、申請者が死亡しているため、死亡者あてには法第24条による書面の通知ができないこととなるが、申請者は世帯を代表して申請をしたものであるから、あて名を適当な世帯員、通常は新たに世帯主となった者に変更して通知すれば足りるものと解される。

(3)の場合については、実質的に申請の効力が失なわれたものとして保護の決定を要しない。このような場合、申請者の保護を受ける権利が保障されない結果となることもあるので、実施機関として保護の申請があったときは、法第24条第3項等の規定をまつまでもなく保護の決定実施を急ぐべきことが要請されているわけである。

(4)の場合、一般の要否判定により、入院患者の死亡日までの医療費について医療扶助が適用されることになる。

(5)の場合も(4)と同様であるが、死者の名あてで、保護の決定を通知すべきか、また、それをどのように施行すべきか、収入認定の結果本人支払額が生じた場合これをどう取り扱うべきか、という問題が生じる。まず については事実上医療券の発行だけとなり申請者名あての通知書を実施機関において保存するというようになってもやむを得ない。次に については、医療機関において当該本人支払額の徴収が事実上困難となるが、法律的には、死者の相続人に対する(又は遺留財産についての)医療機関の債権の実行の問題である。死亡により最低生活費が減少したものとして、本人支払額を増額するための保護の変更決定や法第63条の適用を考慮する必要はない。

〔問406〕 【仕送りを受けている者の期末一時扶助費】

単身の医療扶助入院患者で、扶養義務者からの仕送りによって日用品費を賄っている者について12月における期末一時扶助費を支給してよいか。

〔参照〕 次 第8

課 第7 - 4

〔答〕 扶養義務者による仕送りについては、本人の申立て及び調査に基づき一定の金額(月額)で認定されるものであるが、本来、その仕送り能力は、必ずしも固定的なものではなく、年末等の時期においては平常月の仕送りに加えた扶養を受けることも考えられるので、実態を調査の上そのような仕送りが期待できる場合は、最低生活費の算定としては期末一時扶助を計上することとなるが、あわせて収入(仕送り)認定の変更を行えば支給額は生じないこととなり、期末一時扶助費の支給は必要でなくなる。

なお、他法による公費負担患者で日用品費の額を超える収入がある者(平常月において生活保護の対象となっていない入院患者)から12月において保護の申請があっても、期末一時扶助費は支給されないので念のため。

〔問407〕 【申請時の要否判定】

保護の申請時における保護の要否の判定は、必ず申請月まで3か月間の平均収入充当額に基づいて行わなければならないか。

〔参照〕 局 第8 - 2 - (1)

〔答〕 生活困窮という状態は、ある程度の時間の経過のうちにあられるものであり、収入の額が変動する世帯については、3か月程度の実績を考慮しなければ保護の要否が判断されないものと考えられる。

しかし、これら原則的な考え方として示されているものであり、次のような場合には、申請月まで3か月の平均収入充当額を要否判定の基準とすることは妥当でないということはいうまでもない。

(1) 申請月以後の収入がないか減少することが明らかであるような事情(稼働者の傷

保護の決定

病、死亡等)に基づき保護の申請があった場合で、扶養義務者の扶養、資産等の活用によってこれを充たすことが不可能であると認められるとき

- (2) 申請月以前3か月の収入充当額として算定される額よりも申請月以後に期待できる収入(仕送り等を含む)に基づき算定される収入充当額の方が高いことが明らかなる場合
- (3) 過去3か月間に平常期待できないような収入があった等のため平均額を用いることが不適当な場合
- (4) 常用勤労者であって労働協約等の実態から賞与等を含む年間収入が確実に推定できる場合

〔問408〕 〔定期的就労収入と程度の決定〕

恩給年金等の受給者が保護を申請した場合の要否判定に当たっては6か月以内の期間ごとに支給される恩給年金等については、実際を受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされ、また、保護の程度の決定に際して収入充当額として認定すべき恩給年金等の額は保護の開始時に現に所有する当該恩給年金等の残額によることとされている。定期的な就労収入についても同様に取り扱いして差し支えないものであるか。

〔参照〕 次 第8

局 第8 - 2

課 第7 - 10

〔答〕 恩給年金等の受給者は多くの場合、非稼働者であり、それらの者が困窮したときには社会的にも柔軟に対応する手段を持たないことが予想されるので特にこの取扱いを示したものである。

したがって、定期的就労収入のある稼働者については、この取扱いによることはできない。

ただし、急迫の場合等法律に基づいて必要な保護を行うべき場合をも否定するものではないので念のため。

〔問409〕 〔医療扶助単給世帯で月の途中において治ゆした場合〕

月の途中において医療扶助の単給を開始する場合はその開始月の一部自己負担額は開始日からその月の末日までの日数に応じて、日割計算をすることとされているが、月の途中において治ゆした場合の取扱いはどうか。

〔参照〕 局第8 - 2 - (3)

課第4 - 19

〔答〕 設例は、疾病等により医療費が賄えないことによって医療扶助の単給により保護を開始した例であり、疾病の治ゆによって保護の開始原因は消滅したものであり、保護の停止又は廃止を検討すべきである。

なお、疾病等により入院していた医療扶助単給者が、退院して居宅生活を開始するに当たって、なお最低生活が維持できない場合の取扱いは、次のとおりである。

入院患者日用品費（局第6 - 2 - (4) - ケ）及び退院日後月末までの期間に応じて日割計算した患者の基準生活費（局第6 - 2 - (1) - ア）と当該月分の医療費と合算した費用をその月におけるその世帯の最低生活費として認定し、これと当該世帯の収入充当額とを対比して、収入充当額を超える最低生活費（医療費を除く。）の部分について生活扶助等を決定し、保護の変更決定を行うこととなる。

〔問410〕 〔在宅から保護施設へ月の途中で入所した場合〕

居宅において保護を受けていた者が、月の途中において保護施設に入所した場合、居宅基準生活費及び収容基準生活費はそれぞれ日割計算により算定して給付することになるが、すでに居宅における1か月分の扶助費が前渡されている場合、どのように取り扱えばよいか。

〔参照〕 局第6 - 2 - (1)

〔答〕 この取扱いには、二通りの方法が考えられる。

まず、第一の方法としては、すでに前渡した扶助費から日割計算により算定した居宅基準生活費を差し引いた残額を被保護者から施設へ直接納入させ、なお不足を生ずるときは、実施機関が施設の長へ当該不足分を交付（返還額が生ずるときは、返還又

保護の決定

は翌月収入充当)するという方法がある。次に、第二の方法としては、すでに前渡した扶助費から日割計算により算定した居宅基準生活費を差し引いた残額を被保護者から実施機関へ返還させることとし、改めて実施機関は施設の長へその月の日割計算による扶助費を交付するという方法がある。

いずれの方法によるかは、被保護者の状況、前渡した扶助費の残額等に応じて決められたい。

なお、この取扱いは入院患者日用品費が算定されていた者が保護施設に入所した場合についても同様である。

(参考表)

単身者(65歳)が月の途中で救護施設へ入所した場合

(1級地 - 1、4年度初基準

事 例	<事例 1> 10日に施設入所の場合		<事例 2> 26日に施設入所の場合	
	1日 居宅	10日 収容	1日 居宅	26日 収容
前渡した扶助費 (A)	73,070円		73,070円	
変更した扶助費 日割計算による	居 宅 (B)	24,356円	63,327円	
	収 容 (C)	41,832円	9,960円	
	計 (D)	66,188円	73,287円	
過 不 足 (E = A - D)	6,682円		217円	
取 扱 方 法	第 1 の方法	第 2 の方法	第 1 の方法	第 2 の方法
前渡した扶助費の残額 (F = A - B)	47,714円	48,714円	9,743円	9,743円
施設へ納入する額	被保護者から納入 (C)	-	9,743円 (F)	-
	実施機関から交付	-	217円 (E)	9,960円 (C)
	計	41,832円	41,832円	9,960円
被保護者から実施機関へ返還する額	(注)6,881円 (E)	48,714円 (F)	-	9,743円 (F)

(注) 翌月の収入充当に計上して差し支えない。

〔問411〕 〔老人ホーム収容者の要否判定〕

老人ホーム収容者から医療扶助の申請があった場合いわゆる短期傷病についての要否判定の特例が適用されるか。

〔参照〕 局第8-2-(3)

昭48. 1.31社老第9号社会局長通知
問162

〔答〕 医療予定期間が6か月未満の傷病を理由とする医療扶助の申請については、老人ホーム収容者についても当然要否判定の特例が適用される。老人ホーム収容者が入院を要する場合、入院期間が概ね3か月を超えるに至ったときは老人福祉法による措置が廃止されることが予想され、その場合は措置が廃止された時から基準生活費の計上を必要とすることとなるので、その点に留意した上で要否を判定する必要がある。

〔問412〕 〔授産施設利用者の期末一時扶助費〕

授産施設を利用する者の世帯についての期末一時扶助費の支給はどのように取り扱うべきか。

〔参照〕 局第8-2-(4)-ウ

〔答〕 授産施設を利用する者のうち、当該世帯がすでに何らかの扶助を受けている者及び局第8の2の(4)のウに基づき被保護者と決定された者については、12月において期末一時扶助費を認定すべきである。したがって局第8の2の(4)のウに基づき被保護者と決定されている者については、当該世帯に臨時の収入等があつて期末一時扶助費相当の収入充当額が期待できるような場合を除き、12月において期末一時扶助費の支給も考えられる。

これに対し、施設事務費支出の特例の対象となっている者（いわゆるみなし被保護者）については、期末一時扶助費の認定支給は行われぬ。また、保護施設以外の授産施設利用者についても同様である。

(問413) 【授産施設利用者と国民健康保険】

授産施設を利用する者でその世帯が他にいずれの扶助も受けていない者の場合、国民健康保険の被保険者となることができるか。

〔参照〕 局第8-2-(4)-ウ-(ア)

国民健康保険法第6条

(答) 「生活保護法による保護を受けている世帯に属する者は」国民健康保険の被保険者となることができないわけであるが、授産施設を利用する者であっても、局第8の2の(4)のウの(ア)に基づき被保護者と決定されている者の世帯は、他のいずれの扶助も受けていない場合でも「保護を受けている世帯」となるので、当該世帯員はいずれも国民健康保険の被保険者となることはできない。

(問414) 【保護決定の法定期間】

保護の決定通知は、原則として申請のあった日から14日以内に、特別の理由がある場合でも30日以内に行わねばならないことになっているが、町村長経由の場合の起点はいつか。

〔参照〕 局第8-3

(答) 町村長が申請書を受理した日とその起点となる。

(問415) 【決定通知書の決定理由】

決定通知書の決定理由はどう記載されるべきか。

(答) 本法において、決定通知書に決定理由を付記しなければならないこととされている（法第24条第2項、第25条第2項及び第26条第2項）ことは、本法の目的が国民の最低限度の生活の保障にあるところから、保護の決定が、どのような理由によって行われたものであるかを、申請者等に十分周知させることが望ましいとの趣旨によるものである。したがって、決定通知書に付記すべき理由は、そのような趣旨を満足させるものでなければならない。これを保護の決定のそれぞれについて具体的に示す

ことは困難であるが、個別のケースに応じて、決定の理由を周知させるに必要かつ十分な内容であり、申請者等が容易に理解できるような表現を用いることが望ましい。

2 扶助費の再支給

(問416) 【保護金品の再支給】

前渡保護金品の災害盗難等により失った場合は必ず再支給しなければならないか。

〔参照〕 局第8 - 4

(答) 本来、扶助費はこれを所定の方法で相手方に交付すれば給付として完了するものであり、いかなる事情の場合も当然に再支給する義務を負うものではない。

実施要領に規定されているところは、特定の場合の急迫保護の取扱いを示したにすぎないものである。

したがって、盗難や災害の事例を種々の方法により確認するだけでなく生計の維持の状況に急迫した事態を生じているか否かを観察した上で最少限度の額を支給することとすべきである。

(問417) 【支給日に保護金品を紛失した場合の再支給額】

前渡された保護金品を紛失した場合には、局第8の4により、紛失した日以後の当該月の日数による日割計算の額の範囲内で必要な額を再支給できることとなっているが、支給日(定例は毎月5日)に紛失した場合にはその全額を再支給して差し支えないか。

〔参照〕 局第8 - 4

(答) お見込みのとおり取り扱って差し支えない。局第8の4は、1か月分の保護金品が前渡しされるという前提の下に、紛失した日以後の最低生活を保障するという趣旨から再支給の限度額を示しているものである。したがって、再支給額は、原則として日割計算の額を限度とするが、設問のように支給日前の4日分を含めて1か月分の保護費が一括支給され、しかもこれを受領した日に紛失した場合には、その月の最

保護の決定

低生活を保障すべき保護金品を、その月の生活費に充当することなく紛失したのであるから、日割計算による額ではなく、紛失した金額の範囲内で必要な額を再支給することとして差し支えない。

(問418) 【収入として認定された金品の再支給】

いったん収入として認定された金品を紛失した場合には、どの程度の額を特別基準の認定があったものとして認定すべきか。また、保護金品の一部もあわせて紛失した場合はどうか。

〔参照〕 局 第8 - 4
問416

(答) 収入として認定された金品も、それ力が被保護世帯の所有に帰属していれば、扶助費の額は確定しているものであるから、設問の後段の場合も含めて保護金品を紛失した場合とまったく同様の考え方の下に扶助費の再支給を決定すべきである。

3 保護の廃止

(問419) 【停止の決定とその期間】

停止の決定に当たってその期間を明示すべきか。

〔参照〕 課 第7 - 12

(答) 保護の停止は、法第26条第1項、第28条第4項又は第62条第3項の規定によって行われる。すなわち、(1)被保護者が保護を必要としなくなったときは、実施機関はすみやかに保護の停止を行わなければならない、(2)被保護者が保護の決定又は実施のために必要な立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は検診命令に従わないときは、実施機関は保護の停止を行うことができ、(3)被保護者が必要な指導又は指示に従わないとき、又は保護施設を利用する被保護者が、その施設の管理規定に従わないときは、実施機関は保護の停止を行うことができるのである。

上のそれぞれの場合における停止の意義について考えてみるに、(1)の場合は低賃金

所得者が12月に期末手当を受給する場合のように、一時的な収入の増加がみられたが、ある時期が到来すれば、再び保護が必要となることが必然的に予見される場合に行われる保護の実施の一時的な中絶であって、この場合は増加された一時的な収入の額に応じて、その中絶すべき期間は客観的に明らかであるから決定に当たっては期間を明示することとすべきである。(2)の場合は、そのような調査が不能となると、適正な保護を決定し、実施するための基礎となる事実が把握されないこととなり、実施機関としては、保護の必要及びその程度方法等を決定することができないのみならず、保護の適正な実施のために必要な調査、検査等に対して、被保護者が誠実に協力すべきことは条理上も当然であるから、この義務違反に対する制裁がなければならない。この場合の停止は、このような二様の意味で行われるのであるが、停止の理由となった事情がなくなる限り、停止の解除を行うべきでない。したがって、この場合は、あらかじめ期間を明示することは不可能である。また、(3)の場合には、法律の適正実施を図るため、法律上被保護者としてその履行を要求されている義務を果たさない者に対する制裁として行われる停止であるが、(2)の場合と同様に取り扱うべきである。

停止後、保護を再開する時期については、(1)の場合は停止期間の満了した時期とすべきであり、(2)及び(3)の場合は停止処分を行った理由が解消したと認められるに至った時期とすべきである。しかしながら、被保護者が急迫した状況にあるときは、上記の再開の時期にかかわらず保護を行うべきである。

(問420) 【保護の廃止日】

保護の廃止日について、例えば6月30日まで保護し、7月1日から廃止されるケースの廃止日は何月何日か。また厚生省報告例による報告においては何月分の廃止ケースとして数えるか。

〔参照〕 課第7-12

(答) 設問の廃止日は7月1日である。法令の廃止において、その廃止が7月1日であるということは、その法令が有効に適用されるのは、6月30日までであるということの意味するが、これと同様に、設問の場合に、もし廃止日を6月30日とすれば、6月29日まで保護を行ったこととなるからである。

また厚生省報告例による報告(社会福祉行政業務報告)については、決裁日に従っ

保護の決定

て廃止ケースを数えることになっているので、当該ケースの廃止について7月中に決裁があれば7月分の廃止ケースとして数えることになる。

(問421) 【協議離婚により贈与した資産と保護の廃止】

甲は、10年前から引き続き医療扶助を受けていたが、最近妻と協議離婚し、五人の子を妻乙が扶養することを条件として、家屋、漁船等の資産を乙に贈与した。この資産は、甲の療養中に妻子が生計を維持するのに活用しており、今後も妻子の生計の維持のために必要な最少限度のものであって、一方、甲の社会復帰は当分望めない状況である。この場合、甲の行為は、法第4条の規定に定める要件を欠くものとして、保護の停止又は廃止を考慮すべきか。

(答) 協議離婚により資産をすべて乙に贈与したことを直ちに保護の停止又は廃止の処分結びつけて考えるのは、当該資産が世帯の自立更生のために保有を認められたものであること、甲が所有しているとしても相当長期間甲による活用が期待し得ないであろうこと等にかんがみ、適当でないものと考えられる。ただし、離婚に伴う財産分与に当たって、法第4条第1項の要件を欠くところがあると判断される場合には、直ちに保護の停止又は廃止をすることはできないので、甲に対して乙から相応の分与を受ける（事実上取り戻すことになる）ように積極的に指導すべきであり、これに甲が誠意を示さない場合には法第62条第3項の規定に基づき保護の停止を行わざるを得ないこともなかにはあろう。

なお、上に述べたのは当該離婚が擬装離婚であると明らかに認められない場合である。甲と乙との離婚が保護の程度を大にするための擬装離婚であることが明らかに立証される場合は、従前と生活の実態が変わらないものとして取り扱うことに加え、法第85条等の適用を検討すべきことはいうまでもない。ただし、離婚の問題は身分法上の事柄であり、純粋な財産権の移転と事情が異なるので、ケースの取扱いには、慎重を期する必要がある。

第9 保護決定実施上の指導指示 及び検診命令

生活保護の決定実施は、要保護者の自立更生の意欲を大前提として、担当職員との相互信頼関係に基づく要保護者の積極的協力を得ることによって、法の目的を最もよく具現することが可能となるのである。その意味で、法律上の権限を発動する以前に話し合いによって要保護者の生活保護制度に対する理解を深め、その自発的協力を求めていくことが第一段階として、まず必要である。

しかし、要保護者が常に自立更生の意欲に燃え、保護の実施に対して積極的に協力してくれるというものでもない。そこで、法は実施機関に対して要保護者の資産状況、健康状態等を調査するため立入調査及び検診命令の権限を与え、要保護者がそれに従わない場合は、保護の申請を却下し、保護の変更、廃止を行うことを認めている(法第27条)。他方、被保護者に対しては、生活上の義務(法第60条)、届出の義務(法第61条)、収容又は収容委託の決定に対する受忍義務(法第62条第1項)、管理規程遵守義務(法第28条第2項を課しているほか、実施機関は被保護者がこれらの義務を果たしていない場合その他保護の目的達成上必要があると認める場合には必要な指導・指示をすることができる(法第27条)こととして、さらに被保護者に対してこの指導・指示に対する受忍義務を課している(法第62条第1項)。

なお、文書で行った指導・指示に対して被保護者が従わない場合には、弁明の機会を与えた上で保護の変更、停止又は廃止をすることができることとなっている(法第62条第3項、第4項、法施行規則第18条)。

1 保護申請時における助言指導

(問422) 【保護申請者に対する指導指示】

保護を申請してきた者について調査したところ、保護の要件を欠いていることが判明した。本人の努力によりこの点は直ちに是正できると思われるが、この場合法第27条に基づく指導指示はできるか。

保護決定実施上の指導指示及び検診命令

〔参照〕 局第9 - 1

〔答〕 保護の要件を欠いている場合は、申請を却下すべきことは当然であるが、受給要件が本人の努力によって、直ちに是正できる可能性がある場合には、保護の申請者は被保護者ではないから、これに対して法第27条に基づく指導指示はできないが、申請者に対し法の趣旨、制度の建前等を説明し、保護を受ける要件を満たす努力をするよう、助言援助をする程度の配慮は、保護の実施機関として必要であろう。

〔問423〕 【労働運動と能力の活用】

労働運動に従事しているために稼働収入が減少したことは、法第4条第1項にいう能力の活用を図っていないものと考えられるが、組合役員をやめて通常の就労日数まで就労するよう指示し、これに従わないときは、保護の要件を欠くものとして保護申請を却下して差し支えないか。

〔参照〕 昭和43年 4月26日社保第111号社会局長通知

局第9 - 2 - (1) - 才

問21

〔答〕 労働組合の役職員として労働運動のみに従事しているために稼働収入が少ない者は、能力の活用を図っているとはいえず、法第4条第1項の要件を欠くから、同条第3項に該当する場合を除き開始申請を却下すべきものである。しかしながら、法の目的にかんがみ、直ちにそのような決定を行うことなく、法の原理を説明し、通常の勤労をもあわせ行うよう指導した上、これによってもなお能力を活用しないと認められるときに、はじめて却下するのが適当である。

〔問424〕 【職業選択の自由と能力の活用】

稼働能力のある者に職業を紹介した場合に、その職業を好まないとの理由で就労稼働しない場合、申請の却下又は廃止の理由となるか。憲法が保障する職業選択の自由との関係についてはどうか。

〔参照〕 局第9 - 1 - (2)

局第9 - 2 - (1) - ウ

(答) 稼働能力があり、その機会があるにもかかわらず、就労稼働しない場合は、一般的には法第4条第1項に規定する保護の要件としての能力の活用を欠くものであると解されるから、そのような者からの保護開始申請は却下することになり、また、その者が被保護者である場合は、実施機関はすみやかに法第27条の規定による指導指示を文書で行い、これに従わないとき（なお、法の観点からみて紹介に係る職業と同等に評価される他の職業に就くことは差し支えない。）は、保護の停廃止の処分を行うことになる。ただし、その者の身体的能力等により社会通念上客観的にその職業に就くことを期待できないような場合には、そのような職業に就くような指導指示を行うべきではないことは当然である。

なお、国民は、憲法第27条第1項により勤労義務を負っており、憲法第25条はこれを前提として国民の生存権を保障したものであるから、稼働の能力があり、その機会があるにもかかわらず、その者の能力の範囲内で紹介された職業に就くことをあえて忌避する者については、生活保護法による最低生活の保障が及ばないとしても憲法上問題は無いのである。

(問425) 【定時制高等学校修学者と稼働能力活用】

高等学校の定時制課程において修学している者については、全日制課程において修学している者と同様稼働能力の活用を求めないこととしてよいか。

〔参照〕 局第1-3

(答) 高等学校の定時制課程は、昼間就労しながら夜間の余暇の時間を利用して高等学校に修学する者のために設けられているものであることから、当然、昼間の稼働能力の活用を求めるべきである。

(問426) 【医療扶助と法第63条の適用】

医療費の支払い困難を理由として保護申請があったが、調査の結果、保有の認められない土地(処分価値は高い)を保有していることが判明した。本人に事情を聴取したところ売りに出しているがなかなか買い手が現れないとのことであった。

急迫保護として法第63条の適用を前提として保護を開始することも可能な状態

であるが、本人は国民健康保険に加入しており、生活保護を適用すると10割額の医療費相当の保護費を返還させることとなることから、かえって本人の自立を損う場合もあると考えられる。このような場合はどのように取り扱うべきか。

(答) 法第63条の適用を前提に保護を開始した場合、資産売却時にそれまで受給した保護費全額が返還させるべき保護費の対象となるが、国民健康保険に加入していれば高額な医療費が必要となっても自己負担は高額療養費自己負担限度額までである。

したがって、設問のような場合はお見込みのとおり、通常公的医療費貸付制度等を活用することによって保護を受ける必要がなく、また、その方が本人の自立にも役立つ場合が少なくないと思われる。

しかし、やむを得ない事情により保護を必要とする場合には、とりあえず保護を行い、しかる後法第63条によって費用の返還を求めることとなるが、この場合、本人に法第63条の取扱いについて十分に説明し事前に理解を得ておくことが適当である。

(問427) 【「生別母子世帯」から保護申請があった場合の前夫(夫)の扶養について】

次のように、「生別母子世帯」から保護の申請があった場合に、前夫(夫)の扶養については、どのように取り扱えば良いか。

(1) 離婚している世帯の場合

前夫の扶養能力調査の結果、前夫に扶養能力(子が未成年であれば、前夫の最低生活費を超過して収入を得られる能力)があると判断されるにもかかわらず、世帯主と前夫との間で養育費等の支払の取決めがなされていない場合。

離婚時に養育費等の支払の取決めがなされている場合。

(2) 離婚していない(別居中)世帯の場合

(答) (1) - の場合、世帯主から前夫に対して養育費の支払を請求させ、その取決めをさせることになる。夫婦間の共同財産がある場合には財産分与の請求を併せて行わせることとなる。

なお、これらについて、当事者間で解決がつかない場合は、家庭裁判所に調停又は

審判を申し立てるよう指導する必要がある。

(1) - の場合、その取決め内容が調査の結果把握した前夫の扶養能力等からみて、妥当なものかどうかを検討し、妥当でないと判断される場合には、養育費等の増額について働きかける必要がある。

また、離婚に際して養育料を将来にわたって請求しないという取決めがなされていたとしても、生活保護を適用する以上は、前夫の扶養能力に応じて扶養の履行を求めることは当然である。

なお、取決めがなされているにもかかわらず、現実には支払が行われていない場合には、速やかにその履行を請求させ、特に調停又は審判によって取決めがなされていた場合には、家庭裁判所に対して履行勧告や履行命令を求めるよう指導する必要がある。

(2)の場合、扶養能力等を調査することもさることながら、単に別居という理由のみをもって保護の申請に及んだような場合は、それぞれの生活の維持は何よりもまず当事者間で解決すべきことを強く指導すべきである。どうしても当事者間で解決がつかない場合であって夫に資力があるときは、夫婦関係調整や婚姻費用の分担に関する調停、審判の申立て等を家庭裁判所に対して行うよう指導する必要がある。

以上のような指導に対して、世帯主が単に感情的な理由等によって養育費等を受けることや家庭裁判所への申立てに全く誠意をもって応じず、一方的に保護の受給のみを主張するような場合は、生活保護法第27条に基づく指導を行うことも検討する必要がある。

2 保護受給中における指導指示

(問428) 【裁判を受ける権利と指導指示】

被保護者がその勤務先の工場から解雇を言い渡されたところ、これを不当労働行為であるとして裁判所に提訴した。本人は健康体であり労働に支障がないので他の職場に就労をあっせんし、しばらくの間はその職場で就労していたところ、最近では裁判の進行状況につき関係団体との連絡や宣伝のために日々を費すようになり、新しい職場もほとんど勤務していない状況で、近々解雇を再び申し渡されることになったが、この場合の指導指示はどのようにしたらよいか。

〔参照〕 憲法第32条

局第9-2-(1)-ウ、オ

(答) 裁判所に出訴した場合、これを進めるためには相当の時間的余裕を必要とする場合もあるが、そのために次の職場も解雇される程の時間を費さねばならない特別の場合は極めて少ないと思われる。雇主に面接し、就労の状況を調査し解雇の理由を確かめてそれが裁判の進行に直接関係のないものであるときは、本人に対し文書により就労を指示し、なおこれに従わないときは保護の停止処分を行うべきである。出訴を取り下げるよう指示することは、憲法で保障されている裁判を受ける権利についてこれを侵害することになるので指導指示に当たってはこの点に留意を要する。

なお、被保護者のように、裁判に要する費用をねん出することが困難な者に対しては、財団法人法律扶助協会の行う法律扶助制度があることを付言しておく。

(問429) 【信仰の自由と指導指示】

被保護者が宗教にこり、最近はその宗教団体の普及員となって宗派の宣伝に専念し、今まで従事していた内職もほとんど行っていないようである。再三現業員が家庭訪問の際注意し、内職に励むように指導したが、一向にこれに従おうとしない。このようになったのも、結局は本人が宗教にこっているためであると思われるので、宗教活動をしないよう指導する必要があると思うが、どうか。

〔参照〕 局第9-2-(1)-ウ

(答) 宗教活動そのものについてこれを禁止することはできない。けれども宗教活動のため本人が就業し得るにもかかわらず就労せず、そのために保護を行うことは、法第4条第1項の要件を欠く者に対して保護を行うことになる。設問のような場合は、文書をもって従来通り内職に励むように指示し、これに従わない場合にはそれを理由として保護の停止又は廃止を行うことになる。

(問430) 【職業選択の自由と指導指示 - その1】

被保護世帯の世帯主の弟が退院し同一世帯内に戻ってきた。同人は昔大学まで出ており容易に就職可能と思われたが、病後であったので、就労を指導しないまま保護を適用し、本人も稼動しないまま1年を経過した。最近訪問したところ身

体も回復し通常の労働に耐え得ると認められたので就労するよう指導したが、自分の学歴にふさわしい手ごろな職業が見当たらないからと申し立てて就労しようとしな。このような場合の指導指示はどのようにしたらよいか。

〔参照〕 局第9-2-(1)-ア

〔答〕 最低限度の生活が維持困難となった場合には、自己の学歴等を問うことなく現時点における労働市場の中で自己の能力に相応した職を探すのが通常である。知人等が本人に対する個人的な援護の立場で職をあっせんする場合は、履歴等をも考慮する場合もあるが、そのような職場がないからといって自己の労働力で十分耐え得る職があるにも拘らずこれに就労しないことは、法第4条第1項の要件を満たすものとはいえない。また、保護の実施機関は本人の学歴等に相応する職を保障しなければならない公的義務はどこにもない。設問のような場合には、現業員は以上の点を十分説明して就労するよう指示し、なお健康を理由に従わずそれが疑わしい場合には法第28条第1項の規定に基づく検診命令を発し、その結果をまって、前問と同様の措置を講ずることになる。

〔問431〕 【職業選択の自由と指導指示ーその2】

夫婦と中学校3年の長女及び小学校6年の長男の4人の被保護世帯がある。妻は、中風で長い間寝たきりになっている夫の看護のかたわら内職をしてわずばかりの収入を得ている。最近隣市の某会社から掃除婦の求人があることを聞いたので、妻にあっせんしたところが、夫の看病に時間をとられることを理由に就職を断ってきた。長女は来春中学校を卒業すれば近隣の某会社に就職することが内定しており、長女の収入と今度の妻の新しい職場で得られる収入とを合計すれば、この世帯は被保護世帯でなくなることになるが、この場合どのように指導したらよいか。

〔答〕 夫の病状が常時介護を要する状態である場合には通常相当時間身体を抱束するような職場へのあっせんは適当でない。例えば、パートタイマーのような、夫の看護に支障を来さないと認められるような短時間の拘束に止まる職場である場合には、妻の不安を取り除くような積極的な指導が望まれるが、夫の病状をよく調査した

保護決定実施上の指導指示及び検診命令

上で措置するよう慎重な配慮を必要とする場合が多いであろう。特に子供達は、学業に専念せしめなければならないときでもあるし、就職の決まった長女の将来を犠牲にするようなおそれのある指導は格段の留意を要する。なお、設問の場合、本人の稼働時間及びその状況を聴取し、新しい職場がそれと大差のないものであれば、積極的に説得につとめても差し支えないであろうが、本人が就労し得るにもかかわらず全然就労していない場合であれば格別、本件の場合たとえわずかな収入しか得られなくとも本人及びその実情からして相当の努力を払って就労していると認められる以上は、新しい職場への就労を強制するような方法は指導として避けなければならないものと思われる。

(問432) 【被保護者が選挙に立候補した場合の指導指示】

被保護者が公職に就くために立候補した場合に関して、次の点につき承知したい。

(1) 公職に就くための立候補及びそのための運動は、生計維持に関する努力義務に反するものであるか。

あるいは、自立更生の趣旨等から許容し得る範囲内の就職運動として認めることができるか。

(2) 選挙運動中における生活指導、立入調査等は、公職選挙法第226条に規定する選挙の自由妨害罪に該当する場合があるか。

〔参照〕 局 第9 - 2 - (1) - 才

公職選挙法第226条第1項

「選挙に関し国若しくは地方公共団体の公務員……（中略）……が故意にその職務の執行を怠り又は正当な理由がなくて公職の候補者若しくは選挙運動者に追随し、その居宅若しくは選挙事務所に立ち入る等その職権を濫用して選挙の自由を妨害したときは、四年以下の禁錮に処する。」

(答) (1) 立候補をし又は選挙運動をすることをもって議員として能力を活用するための準備行為であるから保護の要件を満たすとの論があるが、本法において許容しうる就業運動の範囲は、その職業に就き得る見込みの程度、運動のための期間、本人とその職業との関連性等の点でおのずから限界がある。本法により保護の受給要件を

満たしている者に最低生活を保障するということと、憲法によって被選挙権が認められているということは、別個の理念に基づくものであることから、本法による保護の要件を充たしているか否かの判断を下すにあたってはあくまでも本法の立場から考察すべきである。したがって、能力を活用し保護の要件を満たしている者が立候補し、選挙運動すること自体、本法の実施上何ら問題ないし、これを妨げるものではない。

(2) 前記のとおり、立候補すること自体は能力の活用とはみなされないから、保護の要件を満たしたまま立候補することは極めてまれであろうと思われるが、何らかの事情により保護の要件を満たす者が立候補した場合、保護の実施機関が保護を行っている場合は、その後において生活指導等を行うことは公職選挙法に反しない限り法律上許されるのであって、実際上も本法の施行上必要な調査等について、「正当な理由なく」「職権を乱用」することによって選挙を「妨害」とされざる懸念の存する余地は殆どないものと思われる。

ただ、憲法上被選挙権が認められていることからいって現実の実施上においては慎重な配慮が必要であることはいうまでもない。

これに関して選挙資金の取扱要領を次に示すから参考とされたい。

1 供託金の取扱い(公職選挙法第86条、第92条)

- (1) 推せん届出の場合において当該届出者が供託したときは収入認定の対象外となる。
- (2) 直ちに供託金にあてるべき旨の明示の意思表示のものに他から恵与され、又は貸付けられた金銭であって当該被保護者の手許に滞留することなく供託されたものも収入認定の対象外とする。
- (3) 収入の申告を怠り不正に秘していた預金から供託金を支出したときは、保護の停止はもちろん保護の不正受給として費用徴収の対象ともなる。

2 選挙運動資金の取扱い(公職選挙法第180条)

次のいずれにも該当するものは、出納責任者が当該被保護者本人であると否とを問わず、収入認定の対象外とする。

- (1) 選挙運動資金にあてるべき旨の明示の意思表示のもとに、他から恵与され又は貸付けられたものであること。
- (2) 現実に選挙運動資金にあてられること。
- (3) 当該資金の経理が当該被保護世帯の家計と明確に区分されていること。

(問433) 〔居住の自由と指導指示〕

単身の被保護者が入院の必要がなくなったにもかかわらず退院しようとしな
い。事情を調査したところ、退院後、居住する適当な住居がないということが判っ
たので、民生委員の協力を得て貸間を探し出し本人にあっせんしようとしたが、
入院中に本人が内々求職し内定していた勤務先の所在地と相当離れており通勤に
不便なため、容易に退院しようとしな。この場合は指導指示に従わないものとし
て保護を廃止して差し支えないか。なお、本人の入院前の住居に戻ることはで
きない現状にある。

(答) 主治医の意見を聴き、本人の予定している職場での就労が適当でないと判断
されたときは、本人に対して事情を説明し新住居に移るよう説得し、これが聴き入ら
れないときは文書をもって指示することになる。主治医が就労を適当と認めたときは、
通勤に要する時間、交通機関の通勤時における状況等を調査し、本人の健康状態から
して支障がないと認められるときは、よほどの事情でない限り、本人を説得する必要
がある。本人の健康状態からしてそのような通勤をすることが適当でないと判断さ
れたときは、本人の意向を尊重して予定している就職先の付近における適当な住居の
確保につき本人に努力させることとし、早急にこれが見当らない場合は、一時的に
も先の新住居に落ち着くこととするよう本人を納得せしめる必要がある。

なお、その際には、入院の必要がなくなったにもかかわらず、相変らず入院のまま
の状態にいることは生活保護制度上認められるものではないこと、退院後における就
労及び住居の確保については、公的機関がこれを保障しなければならない義務はない
ものであること、したがって、本人はもとよりのこと、本人の身内の者知人縁故先を
たどって積極的にその確保を進んで努力しなければならないものであることを説明
し、退院後の問題としてまず住居を確保し、そこに落ち着く必要があることを強調す
る必要がある。

これらの努力を払わず、設問のような事例の場合において、住居を提供したにもか
かわらず退院しないとして、一方的に退院に関する指示を文書で行い、直ちに行政措
置に訴えることは適当ではなからう。

〔問434〕 〔被保護者の届出の義務と指導指示〕

被保護世帯の子供が隣県の某工場で働いており月々仕送りをしているので、その世帯の世帯主の申立てによりその仕送り収入を認定してきたところ、最近になって子供の収入が増額し、出身世帯に対する仕送り額も相当程度増額していることを、現業員が民生委員から聞いた。そこで、現業員は世帯主に対し現状を聞いたところ、あいまいな回答しか得られなかった。事実を確認するため、郵便局におもむき仕送り額を調査したところ、信書の秘密をもらすことはできないとのことであったので、世帯主に対し了解を求めたが、本人はこれを拒否した。この場合法第28条第1項の規定に基づく調査を拒否したものとして、同条第4項の規定により保護を廃止して差し支えないか。

〔参照〕 局第9-2-(1)-キ、ク

〔答〕 設問の場合、法第28条第1項の規定に基づく立入調査を拒否したものとして取り扱うことは適当でない。この場合は、世帯主に対して収入を届出ること及び法第29条に基づく関係先照会のための本人の同意書を提出するよう法第27条第1項の規定に基づき指示し、これに応じない場合は法第62条第3項の規定に基づき行政措置を採ることとなる。また、調査の結果、現に仕送りが増加しているにもかかわらず世帯主が不実の届出をしていた場合には、法第78条の規定に基づき費用徴収の措置を講ずることとなる。

なお、設問のように関係先から回答が得られない場合も往々にしてあることから、調査必要な場合には速やかに照会し、回答が得られるようにするため、上記同意書を申請時にはあらかじめ徴収しておく必要がある。

〔問435〕 〔暴力常習者等への対応〕

暴力常習者や覚醒剤常用者等、生活保護法上の義務履行を免れるため暴力的言動によりケースワーカー等福祉事務所職員を威嚇し、指導に従わないケースがある。

福祉事務所職員に対して、直接暴力を振り、傷害を与えたり、又は、再三職員を脅迫していることが明らかなケースについては、法に定める生活上の義務につ

保護決定実施上の指導指示及び検診命令

いて十分説明するとともに、かかる行為を厳に慎むよう法第27条による文書指示を行い、再び繰り返すようであれば法第62条第3項により廃止を行うこととして取り扱ってよいか。

〔参照〕 法第27条、第62条第3項

〔答〕 被保護者は、法第60条に規定する生活上の義務及び保護の目的達成に必要な事項について保護の実施機関が行う法第27条の指導指示に従う義務がある。

したがって、設問のような場合には、所定の手続きにより保護の廃止を行うこととして差し支えない。なお、具体的に暴力行為が行われた場合は速やかに警察へ通報する等の手続をとること。

〔問436〕 【カラーテレビの購入と生活指導】

保護の受給中に生活を切りつめて貯金をし、新規にカラーテレビを購入することは認めてよいか。

〔答〕 現行法上、支給される扶助費を含め被保護世帯の収入の用途は、基本的には当該世帯の自由とされている。したがって、保有を認められている資産について、これを新規に購入することとしても問題は生じない。ただし、被保護者は常に支出の節約をはかり生活の維持向上につとめなければならないとする法第60条の要請に違反すると認められる場合には法第27条による指導指示を考慮することとなる。

〔問437〕 【資産活用の指導指示】

夫婦のみの世帯で夫が医療扶助のみを受けている。最近、夫の伯父が死亡し、その遺産として山林5haを夫が相続したことが判明した。この山林は、これを所有していても最低生活維持のために何ら役に立たず、また将来の自立更生を図るうえからも必要としないものであって、しかも、わずかの努力を払うことによって買手のつくことが明らかであったので、現業員が口頭でその売却を指導したところ、夫は妻と協議離婚し、その山林をすべて妻に贈与した。妻は夫が病に倒れてから引き続き日雇人夫として就労中であるが、この場合夫は法第4条に規定する保護の要件を欠くものとして保護の停止又は廃止を決定して差し支えない

か。また、この贈与が夫の悪意によるものでなく、本人の死に対する締めから妻に対し感謝の意味においてなされたものである場合には、そのような措置は適当でないとも思われるが、どうか。

〔参照〕 法第27条、第62条第1項、第3項、法施行規則第18条

(答) 保護受給中において保護の要件を欠くに至った場合に、それが本人の努力によつて是正し得るものであれば要件の欠除を理由として一方的に保護を廃止することは適当でなく、まず本人の努力による是正について指導指示を行い、その結果をまっで措置するのが妥当であろう。

本件の場合もまず、遺贈を受けた山林を離婚した妻に贈与したことについて、元来本人の所有する資産は本人の最低限度の生活維持のために活用すべきであり、したがって、これが返還について努力をするよう、かつ、この努力を払わない場合には保護の要件を欠くことになる旨、文書をもって指示し、これに従わない場合に始めて保護の停止又は廃止処分を行うべきである。次に、この贈与がたとえ本人の好意に基づくものであっても、法に定める保護の要件を満たすことにはならないのであって自己の所有する資産は、まず自己の生活維持のために活用することを要する以上、上記と同様に措置されて然るべきである。

〔問438〕 〔恩給受給権に関する指導指示〕

施設に収容保護している者の恩給、公務扶助料、遺族年金等については、施設長が自己負担分として本人から徴収しているが、本人が消費してしまつて徴収が不可能となる場合があるこの場合、施設長が本人に対し恩給金等の受領を委任するよう強制することができるか。また、本人負担分を納入しない場合、法第27条による指導指示に従わないものとして、法第62条により退所せしむることができるか。

〔参照〕 恩給法第11条 戦傷病者戦没者遺族等援護法第46条
同 第9 - 2 - (1) - サ

(答) 恩給を受ける権利は、受給権者の一身専属権であるとされており、これを譲渡したり又は担保に供したりすることはできず、また差し押さえることもできないこ

保護決定実施上の指導指示及び検診命令

ととされている。これと同様な趣旨の法的措置は、戦傷病者戦没者遺族等援護法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法等にもあるが、これはいずれも社会的経済的に比較的弱い立場にある者を保護しようとする趣旨に基づくものであって、判例においても恩給法第11条の脱法行為を防ぐ意味から、恩給金受領の委任と受領する恩給金による債務の弁済充当についての合意はもとより有効であるが、委任契約を任意に解除することができない旨の特約をしているものは無効であるとされている。

したがって、設問の場合でも、受給権の施設長に対する恩給金等の受領委任につき保護の実施機関や施設長が指導することは可能であるが、これを強制することはできないものである。ただ、最低限度の生活を維持する上に必要なものはすべて施設において現物給付の形において与えられるのが建前であるから、強制できないけれども、できるだけ施設長が代理受領の権限をもつよう指導する必要がある。

つぎに、保護施設を利用するものは、その施設の管理規定に従わなければならない義務がある(法第62条第2項)、これには通常自己負担の納入に関する規定があるから、施設長が法第48条第2項の規定に基づいて行う自己負担分納入の指導に従わない場合は管理規定に違反するものとして法第62条第3項の規定による措置を行うことになる。ただし、これはあくまで最終的な措置であって、事前に現業員等による指導指示が行われ、しかる後に文書をもって指示をなした上で考慮されるべきものであるということはいうまでもない。

〔問439〕 〔基礎年金等の裁定請求の指導〕

国民年金法による基礎年金等が被保護者に支給されるが「基礎年金等の支給を受けても、生活費の額に変りはないから年金の煩わしい申請手続はとらない」と被保護者が申し出ることがある。このような場合、他法他施策の活用の必要を説明し、なおかつ申請しない場合は、指導指示違反による保護の停止又は廃止を考慮してよいか。

〔参照〕 次 第5

局 第5

〔答〕 基礎年金等の受給権を有することが明らかである被保護者に対しては、保護

の補足性を説明して申請を行うよう指導すべきであるが、強制的な感じを与えることを避け、なるべく早く権利の裁定を受けておく方がよい旨を納得のいくように説明するのが望ましい。受給権を有することが明らかであり、かつ、申請を行うのに特別の障害のないにもかかわらず、指導に従うことなく申請を行わない場合には、保護の停止又は廃止を考慮することもまたやむを得ないであろう。

(問440) 【医療扶助単給世帯の自己負担分納入の指導指示】

医療扶助の単給において、自己負担分の納入を怠るような場合の指導又は指示についてはどのように考えるべきか。

〔参照〕 医療扶助編 問22

(答) 医療扶助単給の一部自己負担分は、被保護世帯と指定医療機関との間の私法上の財産関係であるにとどまるものであるから、実施機関はこれの納入について直接には関係を有しないものであるが、自己負担分の納入を怠ることは、ひいてはその世帯にその額だけ法による最低限度以上の生活を営むことを許す結果となり、これは、保護は最低限度の生活を超えない程度において行われるとする法第8条の規定に反することとなるので、本法運営上の見地から、積極的にその納入を促し、又は指導若しくは指示を行うべきである。

なお、本法による保護が世帯を単位としてその要否及び程度が定められ、かつ、実施されるものである以上、単に医療を必要とする被保護患者のみでなく、それ以外の世帯員も医療を必要とする者が医療扶助を受けることによって最低生活を保障されているのであるから、医療扶助を受けていない他の世帯員も当然被保護者である。したがって、これらの者は一部自己負担を納入すべき責を直接有している者とともに最低限度の生活の維持に努め一部自己負担の納入に協力することを要することは当然であるから、指導指示は形式的に医療扶助を受けている者に対してなされようとも、これを通じて実質上は全世界帯員を含めその対象とするものである。

(問441) 【命令入所患者等に対する指導指示】

入院患者日用品費の支給を受けている結核予防法第35条の規定に基づく命令入所患者に対しても保護決定実施上の指導指示は当然これを行い得るものと解され

保護決定実施上の指導指示及び検診命令

るかどうか。また、同じく入院患者日用品費の支給を受けている精神保健法第29条の規定に基づく措置入院患者の場合もあわせて教示されたい。

〔答〕 お見込みのとおり、保護の実施機関は被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができることとなっており（法第27条）、入院患者日用品費を受けている結核予防法の命令入所患者並びに精神保健法の措置入院患者の場合とともに、当然、必要な指導指示を行って差し支えない。

〔問442〕 【現業員活動と指導指示及び審査請求】

現業員が被保護世帯訪問の際に行う指導は、全て法第27条に規定する保護の実施機関の行う指導指示に該当するものであるか。また、同条に規定する指導指示は、法第62条の規定により被保護者に受忍の義務を負わしている関係上行政処分と解されるので、行政不服審査法に基づく審査請求の対象となるものであるか。

〔参照〕 法施行規則第18条

行政不服審査法第1条、第2条

〔答〕 現業員は、被保護世帯訪問等の際には、法第27条の規定に基づく指導指示に止まらず、被保護世帯に対する援助のあつせんないし指導活動を行うことが多い。これは、民生委員が行う保護に関する指導と同程度の内容のものであるが、現業員は自己の責任及び判断によって行うに止まるものである。このような現業員の活動は法においても禁止されているものでもなく、また法第27条に規定する指導指示を行ううえからしても効果的な影響をもたらす場合も決して少なくないであろう。けれども、それだけにまた保護の実施機関として行われる指導指示と極めて密接な関係にあり、また、これに重大な影響を及ぼすものであるから、現業員は、絶えずこの点を念頭において保護の円滑な実施に支障をきたさないよう、その言動については特に慎重な配慮を要する。ことに自己の責任と判断において行うものであるとしても被保護者からみれば、現業員の背後に絶えず実施機関の存在を意識しているものであり、この点被保護者に誤解を与えないよう留意しなければならないものである。

法第27条に規定する指導指示は、被保護者に受忍義務を負わせるものであるが、それによって国民の権利・義務、その他法律上の利益に直接影響を及ぼすものではない

ので不服申立ての対象となる行政庁の処分であるとはいえず、文書でなされると否とにかかわらずこれに対して不服申立てを提起することはできない(処分ではなく事実行為であるとしても、指導・指示は、人の収容、物の留置その他その内容が継続的性質を有するものではないので事実行為として不服申立ての対象となることもない)。

不服申立ての対象となるのは、文書でなされた指導、指示に違反したことにより、保護の変更、停止又は廃止の処分がなされた場合の当該保護の変更、停止又は廃止の処分である。

3 検診命令

(問443) 【労働能力と検診命令】

被保護世帯に、1年前に転入してきた成年男子がいる。転入と同時に被保護者として同一世帯内で保護を適用し、今日に至っているが、身体も頑健のように見受けられ通常の労務に耐えうると認められたので就労を指導したところ、2か月程前の医師の診断書を呈示し、自分は病弱であるから適当な職がないと申し立てて就労しようとしな。医師の診断書には、胃弱で適度の休養を要するとあるのみで、本人は2か月前のこの時を除きこの1年間医師の治療を受けたようにも思われな。医療扶助を適用したこともない。毎日遊んでばかりで、近隣からも非難の声があがっている状況であるが、このような場合どのように措置したらよいか。

〔参照〕 局第9-4-(1)-力

(答) 局第9の4に定めるところにより本人に対して法第28条第1項の規定に基づく検診命令を発し、嘱託医、官公立病院その他保護の実施機関が適当と認めて指定した医師の検診を受けさせ、その結果によって措置すべきである。検診を拒否した場合は同条第4項の規定により保護の停止又は廃止処分を行う。この際はいわゆる聴聞は必要としな。検診の結果就労可能である場合には、本人に対し就労の指導を行い、必要な場合には民生委員、公共職業安定所等の協力を得て適当な職場をあっせんする。適当と認められる職場があるにもかかわらず保護の実施機関の指導に従おうとしなときは、これが就労につき文書をもって指示し、なおかつこれに従わなときは法第

保護決定実施上の指導指示及び検診命令

62条第3項の規定により保護の停止又は廃止を行うことになる。この場合には同条第4項の規定により聴聞を行わなければならないから、留意を要する。

〔問444〕 〔検診命令と診断書 - その1〕

同第9の4の(1)のイにおける「障害者加算その他の認定」のうち「その他の認定」とはどのようなものがあるか。

〔参照〕 問323

〔答〕 障害基礎年金等の申請のため診断書を必要とする場合、身体障害者手帳の交付を受けるため診断書を必要とする場合などが予想される。

〔問445〕 〔検診命令と診断書 - その2〕

同第9の4の(1)のキにより検診命令の対象としている「保護決定実施上必要な場合」には、就職の際提出を求められた健康診断書の交付を受けるに必要な場合も含むか。

〔答〕 健康診断は医療扶助の対象とならないので、就職に伴って必要とするときは、お見込みのとおり、検診命令によって差し支えない。

第10 そ の 他

1 保護費の返還、徴収等

(問446) 【不当受給に係る保護費の法第63条による返還又は法第78条による徴収の適用】

収入申告が過少であったりあるいは申告を怠ったため扶助費の不当な受給が行われた場合については、法第63条による費用の返還として取り扱う場合と法第78条による徴収として取り扱う場合の二通りが考えられるが、どのような場合に法第63条又は法第78条を適用すべきか、判断の標準を示されたい。

(答) 本来、法第63条は、受給者の作為又は不作為により実施機関が錯誤に陥ったため扶助費の不当な支給が行われた場合に適用される条項ではなく、実施機関が、受給者に資力あることを認識しながら扶助費を支給した場合の事後調整についての規定と解すべきものである。

しかしながら、受給者に不正受給の意図があったことの立証が困難な場合等については返還額についての裁量が可能であることもあって法第63条が適用されているわけである。

広義の不当受給について、法第63条により処理するか、法第78条により処理するかの区分は概ね次のような標準で考えるべきであろう。

法第63条によることが妥当な場合

- (a) 同受給者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で届出又は申告をすみやかに行わなかったことのついでやむを得ない理由が認められるとき。
- (b) 実施機関及び受給者が予想しなかったような収入があったことが事後になって判明したとき（判明したときに申告していればこれは、むしろ不当受給と解すべきではない。）

法第78条によることが妥当な場合

- (a) 届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応

その他

じなかったとき。

(b) 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき。

(c) 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに依らず、又は虚偽の説明を行ったようなとき。

〔問447〕 〔扶助費の遡及支給の限度及び戻入、返還の例〕

次に示す場合について、扶助費の戻入、返還等の取扱いを教示されたい。

(a) 世帯員の転入等の事実が明らかとなったため、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要が生じたとき。

(b) 世帯員の転出等の事実が明らかとなったため、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を減額して認定する必要が生じたとき。

(c) 収入減の事実が明らかとなったため、既に算定した収入充当額が過大となったとき。

(d) 収入増の事実が明らかとなったため、既に算定した収入充当額が過少となったとき。

(e) 扶助費を支給したあとで当該扶助の目的が消滅したような場合(例えば、就職支度費を決定支給したあとで本人が死亡等により就職することができなくなったような場合)

〔参照〕 局 第8 - 2 - (6)

課 第7 - 11 行政不服審査法第14条第1項

〔答〕 1 扶助費追加支給の限度

(a)の場合どの範囲まで最低生活費の認定を事後変更していわゆる追給の措置をとるべきかが問題となる。本来転入その他最低生活費の認定変更を必要とするような事項については、収入申告と同様、受給者に届出の義務が課せられているところでもあるし、また、一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は2か月程度(発見月及びその前月分まで)と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に60日間とされているところからも支持される考えであるが、2か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追

追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。

2 扶助費戻入決定の遡及の限度

(b)の場合、(a)と逆に、扶助費の額を遡及変更して、過渡分を戻入する必要があるわけであるが、この場合も遡及変更の限度は2か月程度と考えるべきである。行政処分自体に安定性が要請されると同様、行政処分の相手方にとっても既に行政処分がいつまでも不確定であることは妥当でないからである。

この場合、不正受給が明らかとなった場合の取扱いに留意する必要があるほか、生活保護法においては、次のような特例がある。

すなわち、遡及変更に基づき返還すべき扶助費の額であっても、法第80条の規定に基づき返還を免除することができるわけである。既に決定支給した扶助費の額を減額変更して扶助費を返還させる場合、財務処理上は「戻入」という手続がとられるが、法第80条はそのような戻入すべき額の免除を定めたものである。

なお、法第80条は、保護廃止、停止、変更に伴う保護金品の返還命令自体の根拠となる規定ではない（保護の廃止、変更等に伴い前渡しした保護金品を支弁者に返還すべきことは、民法第703条に示されたところによっている。）。

3 収入の増減が明らかとなった場合の取扱い

(c)及び(d)の場合、それぞれ(a)及び(b)と同様である。

すなわち、収入の増減が事後になって明らかとなっても何らかの調整を考えるべき範囲は2か月程度と解すべきである。

この場合の保護費支給額の事後調整の方法については、(c)のような場合で追加支給を要するときは、課第7の11にあるように収入充当額の認定を遡及変更して保護費の追加支給を行う。また、(d)のような場合で、既に支給した保護費の一部（場合によっては全部）を返還させるべき場合は、局第8の2の(6)により、その返還を要する額を次回支給月以後の収入充当額として計上することによって調整することができる。

この取扱いは、遡及変更が2か月までできるので、この戻入分を翌月の収入に繰入れることができることとしたものである。

すなわち、戻入として処理すべき金額を当該世帯の資力として認定するという考え方に基づくものであるが、次の点に留意する必要がある。

ア この取扱いが認められるのは、確認月及びその前月までの分として返納すべき額

その他

に限ること。したがって、それ以前の返納額は前述のとおり法第63条により処理すべきである。

イ 確認月及びその前月までの分であっても法第80条を適用すべき事情があるときは、この取扱いは認められないこと。

なお、収入の増加が事後になって明らかとなった場合((d)のケース)も、(b)について述べたと同様、戻入、法第63条による返還、法第80条の適用が考えられる。

ただ、収入の増について、届出義務との関連もあり、例えば、法第80条の適用は安易に考えるべきではない。発見月又はその前月の収入増減(賞与、期末手当等による)については、局第8の2の(5)のエの規定により相当の範囲まで事後調整ができるものとして取り扱うべきであろう。(このことは臨時的な収入について6か月間の分割認定が認められていることとの均衡からも理解されよう。)

4 扶助決定の取消

(e)の場合、扶助費の決定処分を取消して戻入決定すべきであろう。(事情によっては法第80条の適用も可能ではある。)

事実上は、(e)のような場合でも、保護の廃止又は変更の決定が行われているが、理論的には保護の廃止、変更と保護に関する処分の取消しとは区別されるものである。

〔問448〕 〔戻入すべき場合の収入充当〕

局第8の2の(6)により返納額を収入充当額として計上するのは、必ず次回支給月1回でなければならないか。

〔答〕 事情に応じて1回又は数回に分割して計上すべきである。

〔問449〕 〔戻入又は返還の適用〕

扶助費の返還を要する事情が明らかとなった場合、発見月及びその前月の分の処理は必ず戻入の決定又は局第8の2の(6)の措置によらなければならない。

〔答〕 発見月及びその前月の分であっても法第63条の規定による返還として決定しても差し支えない。

〔問450〕〔法第63条に基づく返還額の決定〕

災害等による補償金を受領した場合、年金を遡及して受給した場合等における法第63条に基づく返還額の決定に当たって、その一部又は全部の返還を免除することは考えられるか。

〔答〕 (1) 法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。

したがって、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。

(2) しかしながら、上記の取扱いを行うことが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額と決定する取扱いとして差し支えない。

なお、※第7の3の(5)に該当する必要経費については、当該収入から必要な最小限度の額を控除できるものである。

ア 盗難等の不可抗力による消失した額。(事実が証明されるものに限る。)

イ 家屋補修、生業等の一時的な経費であって、保護(変更)の申請があれば保護費の支給を行うと実施機関が判断する範囲のものにあてられた額。(保護基準額以内の額に限る。)

ウ 当該収入が、※第7の3の(3)に該当するものにあつては、課第6の40の認定基準に基づき実施機関が認めた額。(事前に実施機関に相談があったものに限る。ただし、事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、拳証資料によって確認できるものに限り同様に取り扱って差し支えない。)

エ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであつて、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額。

なお、次のようなものは自立更生の範囲には含まれないものである。

いわゆる浪費した額

贈与等により当該世帯以外のためにあてられた額

そ の 他

所有が容認されない物品等の購入のためにあてられた額

オ 当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合にあっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と実施機関が認めた額。

(3) 返還額の決定は、担当職員の判断で安易に行うことなく、法第80条による返還免除の決定の場合と同様に、そのような決定を適当とする事情を具体的かつ明確にした上で実施機関の意思決定として行うこと。

なお、上記のオに該当するものについては、当該世帯に対してその趣旨を十分説明するとともに、短期間で再度保護を要することとならないよう必要な生活指導を徹底すること、

〔問451〕 〔費用返還と資力の発生時点〕

次の場合、法第63条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時点はいつと考えるべきか、

- (1) 障害基礎年金が遡及して支給されることとなった場合
- (2) 被保護者が財産を相続することとなったが、相続人が多数のため遺産分割手続に期日を要した場合。

〔答〕 (1) 年金受給権は、裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生する具体的権利であると解せられる。

したがって、この場合には、年金が遡及して支給開始される日に、法第63条の返還請求の対象となる資力が発生したものと取り扱うのが妥当であり、その日以後に支給された保護費について返還請求の対象とすることとなる。

(2) 相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するもの（民法第882条、第896条）とされており、また、共同相続人は、協議によって遺産の分割をすることができ、その効力は相続開始のときに遡って生ずること（民法第907条）とされている。

したがって、法第63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり、遺産分割手続により被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象

とすることとなる。

(問452) 【返還金等の滞納処分】

法第63条による返還金、法第77条又は第78条による徴収金を納付しない者について国税滞納処分の例による徴収ができるか。

〔参照〕 地方自治法第231条の3、第240条、同法施行令第171条～第171条の7

(答) 地方公共団体の歳入については、法律で特に定めない限り、強制徴収の方法を講ずることができないので、現在のところ、設問に係る返還金又は徴収金は、一般債権と同様の保全手続（これについては地方自治法、同施行令等に規定があるほか通常の民事手続が必要となる。）に従って徴収すべきものである。

〔参考〕 地方自治法第231条の3

分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者がいるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第1項の規定による督促を受けた者が、同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(注)「法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入」の例 - 国民健康保険法第79条の2
地方自治法第240条、同法施行令第171条～第171条の7

(問453) 【緊急保護と費用返還】

A市に居住する幼児を抱えた母がB市に居住する元の夫のところに幼児を引き取らせたくB市に来たのであるが、元の夫から拒絶されたので帰る汽車賃もないため、B市の駅に仮泊した。このまま放置すればこの母子は飢えに倒れ、やが

そ の 他

ては生命の危険すら考えられるので、急迫した状態にあるものと認め、保護を適用する必要があると思われるが、この場合の取扱いはどうしたらよいか。

〔参照〕 法第19条第2項、法第63条、第70条第2項、第72条第2項

(答) B市の実施機関は、法第19条第2項の規定によって現地保護を行い、応急措置として食費及び自動車賃（それぞれ現物給付でも差し支えない。）を妻に対して支給する必要がある。その結果、B市は法第72条第2項の規定による繰替支弁を行ったわけであるから、A市はB市に対して、事後的にこの費用を償還しなければならない。後にA市の実施機関が妻について資産を調査した結果、妻に資力があるものと認定されたときは、法第63条の規定により、妻はA市に対し自分の受けた保護費を返還しなければならないことになる。A市の実施機関は、返還を決定するに当たり、幼児を抱えた本人の現在の生活状況及び将来の自立助長を考慮して、妥当と認められる額とするよう配慮すべきである。

(問454) 【給料未支給期間に対する保護の適用と費用返還】

A村の村長が村役場の雇用人甲を解雇した。甲は公平委員会に提訴して、3か月後に解雇処分取消及び解雇されていた3か月間の給料遡及支給の決定を得た。この間甲は生活扶助の適用を受けていたのであるが、甲は法第63条の規定に基づく費用返還義務を負うか。

〔参照〕 昭和47年12月5日社保第196号保護課長通知

(答) 法第63条による費用返還義務には、保護決定時において、後に資力として活用しうる債権を有していた場合も当然含まれる。

この場合、設問のように被保護受給期間中には必ずしも確定しておらず不安定な状態にあるにすぎないものは含まれないという考え方もあり得るが、判定等により確定すれば遡って存在したものとされるのであるから、このような債権も法第63条の適用が問題となる時点においては同条にいう資力と解して何等差し支えないものである。

また、給料の遡及支給が実際問題となっているわけであるが、もしこれが設例のように甲の主張が認められ、保護受給期間中解雇されなかった元の状態に復することになれば、後に支給される給料は、当然、その間の生活費にあてられるものと解すべき

である。これをまったくかえりみないとすれば、甲はその間二重の生活の資を得た結果となってしまう。

したがって、この場合は裁定前の恩給受給権と同様、法第63条の資力を有していたものとして、甲は保護費相当額の返還義務を負うものと解すべきである。

〔問455〕 【保険金受領と費用返還】

被保護世帯を調査した結果、世帯主である甲について保険金 500万円の養老保険がかけられ、解約すれば返戻金が支払われることが判明したので、保護の実施機関は解約を指示したが、事後の確認をすることなく、放置した。ところが、その後甲が死亡したので、事実調査や指導のため同世帯を訪問した現業員は、保険金500万円がその受取人となっている妻乙に対して支払われている事実を知った。その際の乙の説明によれば、後1年で保険期間が満了するので保険掛金もわずかなことであるし解約せずそのまま継続して毎月保険掛金を支払っていたということである。保護の実施機関は直ちに保護を廃止したが、乙に対して解約返戻金又は保険金いずれを限度として返還せしめることができるか。

〔参照〕 課 第3の11

問454

〔答〕 保険金の受給は、甲が死亡するまでの間は単なる期待権にすぎず、死亡後においてはじめて資力となるのであるから、甲が死亡した日から保護を廃止した日までの間における保護費については返還せしめることができるが、死亡前の保護費については返還を命ずることはできないものと解される。さらに、本件の場合には養老保険であるので、開始時における解約金の限度において本人は資力を有しながら保護を受けていたものといえることができ、その額までは法第63条により費用返還の対象とすることができる。これらの返還額を超える部分の保険金は当然、収入認定の対象となる。

なお、設問のように保険がかけられていることが判明したときは、放置することなく課 第3の11によって処理すべきである、

〔問456〕 【死亡後の費用返還】

死亡時まで生活保護法による保護を受けていた者について、法第18条第2項第

そ の 他

1号の規定による葬祭扶助を行う場合、当該死亡者の遺留金品が相当あり、葬祭費に充当してなお残金が生ずる場合はこれに対しで法第63条による費用返還措置を採るべきか。

〔参照〕 法第18条第2項第1号、第76条
法施行規則第22条

〔答〕 生活保護法第76条にいう保護費とは、法第18条第2項の規定による葬祭扶助を行うための保護費のみをいうのであって、これ以外の保護費は本条に規定する費用充当の対象となるものではない。したがって、設例のごとく当該死亡者の遺留資産を葬祭扶助費に充当しても、なお残金がある場合には、葬祭扶助費以外の保護費を対象として法第63条の規定を適用すべきものではなく、すべて施行規則第22条第2項及び第3項により措置すべきものである。

しかしながら、当該死亡者が、生存中、相当の不動産を有しながら現実には買手が無い等のため資力があるにもかかわらず保護を受けていたかまたは不実の申請その他不正な手段により保護を受けていたことが明らかである場合には、生存中の保護費について法第63条又は第78条の規定による費用返還の問題が生ずるが、この費用返還義務は相続人に承継されるものと解されるので、この場合は相続人に対し、相続人不存在のときは相続財産管理人に対して費用返還を請求することとなる。

〔問457〕 【保護施設収容者が月の中で保護廃止となった場合の返還金の取扱い】

保護施設において収容保護していた者が月の中で、退所又は死亡することにより保護廃止となった場合、既に前渡した保護金品のうち、廃止日以後の部分については、施設長に対して返還を求めることができるか。それとも退所した場合は退所者本人に対して求め、死亡した場合は遺留金品として民法の規定により遺産相続させることになるものであるか。

〔答〕 保護施設の長は、法第31条第4項の規定によって生活扶助費の受領について被保護者の法定代理人たるの地位を有し、受領した保護費の用途についてある程度の裁量権を有しているところである。したがって、施設長が保護費を受領していた場合でも所有権は被保護者に属しているものであるが、その運用、管理は施設長が行うも

のであるから過払い等が発生した場合の精算義務は施設長にあるものと解される。したがって、廃止日以後の保護費の返還は施設長に対して求めることとして差し支えないものである。

(問458) 【費用返還義務の相続 - その1】

世帯主、妻、世帯主の母からなる3人世帯で、世帯主は肝臓がん、妻は結核で医療を必要とするために医療扶助の適用につき申請があった。世帯主は畑 50a、山林 1ha を所有していたので、これを処分せしめた上で保護を適用しようとしたところが、いずれも早急には買手もないことが明らかであったため、その売却につき文書をもって指示をするとともに保護を開始した。その後、これらの資産の売却が済まないうちに、母が脳出血で、世帯主及び妻はそれぞれ上記疾患で次々に死亡した。この夫婦の間には子供1人がいるが上記のような事情のため世帯主の弟の世帯に引き取られ、そこで扶養されていたのであるが、この子供が世帯主の資産を相続することになった。しかしながら、その子供は未成年者のため後見人となった世帯主の弟によって引き続き養育されることになった。

最近になって上記資産が売却され、相当多額の金の子供の手に入ったが、この場合の措置はどうしたらよいか。

〔参照〕 民法第896条

(答) 設問の場合は資力あるにもかかわらず保護を受けていたのであるから、世帯主及び妻は法第63条の規定による費用返還義務を負うものであり、これらの者の相続人である子供はこの費用返還義務をも相続するものである。

(問459) 【費用返還義務の相続 - その2】

単身の被保護者が死亡し、その者の居住のために必要なものとして保有を認めていた家屋が相続された。この場合、相続人に対し法第63条の規定による費用返還の請求はできるか。

(答) 法第63条の規定による費用返還義務は、保護受給中において保有を認められていたものについては及ばないと解される。したがって、被保護者には費用返還義務

その他

はなく、相続人にもこの返還義務はない。

(問460) 【費用返還義務の相続 - その3】

単身の被保護者が死亡したが、死亡後本人名義の貯金通帳が発見され、40万円の預金があったことが判明した。死亡者の葬儀は本人の弟が行ったが、他に身寄りがいないため、40万円の預金はその弟が相続することになった。この預金は本人の保護開始前からあったものであるが、保護開始の際における調査では発見できなかったものである。

本人に対する生前の保護費は約20万円であるが、相続人である弟に対し費用返還を命ずることができるか。

〔参照〕 問446

(答) 設問の場合、資力があるにもかかわらず、調査不十分のため資力なしとして保護を行ったケースであるが、本人は法第63条の規定による費用返還義務を負うものである。ただし、受給者に不正に受給しようとする意思があったことが立証され、届出又は申告を怠ったことについてやむを得ないと認められる理由がないときは、法第78条の規定により費用を徴収することとなる。また、本人の死亡後は、これらの規定に基づく費用返還義務は、その限度で相続人に承継されるものである。

(問461) 【遺産相続と費用返還】

結核で入院している母と昨年高等学校を卒業し町の工場で働いている子供の2人世帯から、医療扶助適用の申請があった。調査したところ、母に5 ha ほどの山林があったが、早急にはその買手が現われない見通しであったので、これを売却するよう指示するとともに、子供を世帯分離して、母のみ単身世帯とし、母に対する医療扶助を適用した。適用後2年を経過したときに母の亡夫の兄が死亡し、子供に300㎡の宅地が遺贈された。この資産を当該世帯について検討するに資産保有の限度を超えているものである。宅地は町の中心部に所在し、売却しようすれば1㎡10万円程度で容易に買手がつくことは明らかであるが、子供に対し、宅地を売却するよう指示することができるか。また、売却すれば多額の金銭を子供は得ることになるが、母に対してこれまで行った保護費の返還を命ずることが

できるか。

なお、母はまだ結核治療のため入院中であり、その所有する山林には買手がついていない現状である。

〔参照〕 問43

(答) 世帯分離は、元来同一世帯として把握されるべき世帯を、世帯員の相互関係からみて生活実態における社会通念上又は世帯の自立助長を図る観点から別世帯と擬制する措置であるので、設問のような場合には、子供に対し相当額の資産が遺贈されたのであり、かつ、資産保有の限度を超えるものであるから、世帯分離措置を解除し、母と子供とを同一世帯として認定する措置をまず講ずべきであろう。子供が多額の資産を有するようになり、これを活用すれば母の医療費は当分の間十分賄えるにもかかわらず、一旦世帯分離措置を行ったからとして母の医療を生活保護でみることは社会通念上許されないからである。

世帯分離措置を解除した後において、その宅地の売却について指導し、売却資金入手をまって保護を廃止することになる。費用返還義務は、原則として世帯分離措置を解除した日から保護廃止の日までの間における医療費相当額については発生するが、それ以前にわたる保護費についてまでは返還させない。ただし、母の所有する山林が売却されたときは、その売却代金の範囲内において母に費用返還義務が生ずることはない。

〔問462〕 【 抵当権を設定されている資産の処分と費用返還 】

保護の開始申請があった時点において、抵当権（被担保債権：元金 100万円、利息年 2 割）が設定されている資産があった世帯に対し、当該資産が保有を認められる限度を超えるものであったので、これを処分することにより当分の間保護の必要はないとして、その処分を指示したが、急迫の状態にあると認められるとともにその資産を直ちに売却することが困難であったため、保護の実施機関としては、当該資産を処分した場合には、保護に要する費用を返還することを告知した上、一応保護を開始した。3年後に抵当権が実行され、当該資産は 200万円で売却された。抵当権を設定していた債権者において、元金 100万円と抵当権設定後 3 年分の利息60万円の計 160万円の弁済を受けようとしている。この場合、保

そ の 他

護の実施機関としては保護に要した費用の返還額は如何程に決定すればよいのか。

〔参照〕 民法第369条

〔答〕 抵当権設定後の利息のうち、満期となった最後の2年分の利息は抵当権によって担保され(民法第374条第1項)、抵当権者が優先して弁済を受けることから、保護開始時における資産の額は、売却価格(本件では200万円。なお、3年間で資産価値に変動がなかったものと仮定する。)から、元金(本件では100万円)及び最後の2年分の利息(本件では40万円を控除した残額(本件では60万円)となり、この額と保護に要した費用とを比較して返還額を決定することとなる。

なお、売却価格から元金及び最後の2年分の利息を控除した残額については、実施機関は抵当権者を含めた他の債権者と共に債権額に応じて按分比例により平等に配当を受けることとなる。ただし、抵当権実行手続において配当を受けるためには、配当要求の終期までに民事執行法第51条第1項の定めるところにより配当要求をしなければならず(同法第188条、第51条第1項、第87条第1項)、このためには、可能であれば、資産が売却されるのを待つことなく早期に資産の価値を把握し、返還額の決定をすることが必要である。

〔問463〕 【法第63条の費用返還と法第80条の返還免除との関係】

法第63条の規定による費用の返還と法第80条の規定による返還の免除との関係について説明されたい。

〔参照〕 民法第703条、地方自治法第231条の3第1項

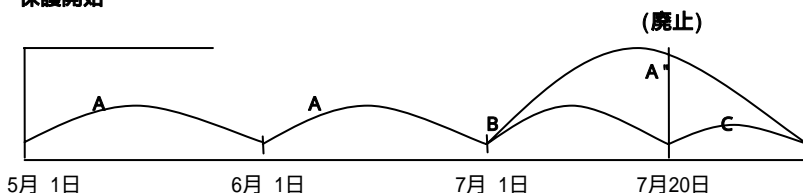
地方自治法施行令第159条

〔答〕 法第63条の規定は、資力があるにもかかわらず保護を受けた者があるときは、もとの処分自体は有効なものとし、一方において、特別に費用返還義務を定めたものである。法第80条の規定は、保護の変更、廃止又は停止が行われたことに伴い、既に前渡された保護金品のうち当該変更等のあった日以降の分を返還させるべき場合には、返還の免除が可能である旨を定めたものである。すなわち、前者においては、返還すべき費用に係る処分決定は有効であるが、後者においては、返還すべき費用に係

る決定処分は存在しない。したがって、次のような例においては、理論的に考えれば、現実に被保護者に支給された保護金品は $(A+A + A)$ であるが、法第63条の規定により保護の実施機関が裁量の対象とすべき額は $(A+A + B)$ であって、 $(A - B=C)$ の部分は、法第80条の規定による返還免除の対象となり得ることとなる。また、この二つの規定の前提となる返還義務は異質なものである。すなわち、法第63条は、扶助費の変更決定を行わないままで費用返還義務を定めたのである。法第80条は扶助費の廃止、変更に伴う保護費の返還義務自体の根拠規定ではない旨、すなわち、保護の廃止、変更等に伴い前渡した保護費を支弁者に返還する義務は、民法第703条により生ずることになり、法第80条は廃止、変更に伴い財務処理上「戻入」すべき返還額の免除を規定したものである。

資力あるにもかかわらず
保護開始

(参考図)



(問464) 【費用返還請求の時期と消滅時効の開始時期】

資産を有するが現実にこれを換金できないために保護を行った後、資産処分前に保護を廃止した場合、法第63条の規定による費用の返還の請求はいつ行うべきか。また、同条の規定による返還請求権の消滅時効の開始の時期はいつか。

〔参照〕 地方自治法第236条

(答) 法第63条の規定による費用返還義務は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に発生することとなっている。すなわち、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村は、上記の事実があったときは、そのとき以後、法律上返還請求権を行使することができるのであるから、その消滅時効の開始の時期は、その者が保護を受けたときと解するのが妥当である。したがって、保護が1年間行われた後に廃止され、廃止後4年半経過したときにおいては、この返還請求権の消滅時効は5年間であるから、はじめの半年間の保護費についての

そ の 他

返還請求権の消滅時効は完成していると解すべきである。

(問465) 【返納告知書発行後の返還免除】

保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させる場合において、返還能力があるため戻入の手続きをとり返納告知書を発行した。

ところが、その後において生活保護法第80条にいうやむを得ない事由により返還できなくなった場合は、同条に基づき返還を免除することができるかどうか。

〔参照〕 地方自治法第240条

地方自治法施行令第171条～第171条の7

(答) 生活保護法第80条の規定に基づく保護金品の返還免除の決定は、当該保護の変更、廃止又は停止処分を行う時点において行うべきであり、返納告知書を発行する等の手続きをとり返還債権として確定した後においては同条を適用することはできないものである。

なぜならば、保護金品の返還の問題が生じるときは保護の変更、廃止又は停止が行われる時点であり、この規定の適用が考えられるのはこの時点にのみ限られるからである。

したがって、返納告知書の発行等の手続きをとった後において、返還不能の事態が生じてきた場合は、会計の問題として債権管理一般の問題となるわけで返還に関する処分について改めて何等かの変更を加えることはできない。

(問466) 【保護金品の一部返還免除】

法第80条に基づく保護金品の返還免除は、返還すべき扶助費の一部について行うことはできないか。

(答) 保護の廃止、変更等に伴い日割計算その他により算定される返納額の一部のみを返還させることが妥当な場合は、法第80条の要件に該当するかどうかについてその具体的な事情を明確にした上で、当該返還可能な額を超える額について法第80条を適用して差し支えない。

〔問467〕 【法第63条に係る資力について収入申告しなかった場合の取扱い】

被保護者に対して交通事故に係る保険金の給付が行われることとなったので、法第63条による費用返還義務が生じるため保険金を受け取った場合には、すみやかに収入の申告を行うよう指示していた。

その後、被保護者からの申告がないことから、再度申告について指示したところ、当該保険金は費消してしまったとの申し出があったが、この場合法第63条又は法第78条のいずれを適用すべきか。

〔答〕 設問の場合のように実施機関が被保護者に資力があるので、法第63条の適用を前提として保護を行った場合であっても、収入のあった場合の申告について法第27条による指示をしていたにもかかわらず、当該指示に応じず、不当に保護費を受けたものであることから、法第78条を適用し処理することとなる。

〔問468〕 【法第78条の全部又は一部の解釈】

法第78条にいう「その費用の全部又は一部」とは何をさすのか。

〔答〕 「その費用の全部」とは、支給した保護費の全額が不正受給である場合を言い、「その費用の一部」とは支給した保護費のうち一部が不正受給である場合を言うものである。

したがって、徴収額は、不正受給額を全額決定するものであり、法第63条のような実施機関の裁量の余地はないものである

〔問469〕 【法第78条による費用返還義務】

法第78条による費用返還額の決定に当たり、次の点はどのように取り扱ったらよいか。

- (1) 収入申告を故意に怠った勤労収入について勤労控除を適用すべきか。
- (2) 多額の保険金を受領していたにもかかわらず、収入申告をしていなかった者が、その後、保険会社から詐欺を理由に当該保険金の返還を求められているが、

その他

生活保護費についても費用返還を求めるべきか。

〔答〕 (1) 勤労控除は、被保護者の自立助長を考慮し、義務である能力活用を積極的にいき、かつ、適正にその勤労状況、収入状況について届出がなされたことを前提として認定されるものである。

したがって、意図的に就労の事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、勤労控除を認定することは適当でなく、必要最小限の実費を除き、全て収入額としてとらえれば足りるものである。

また、被保護者が勤労収入について過少申告を行っていたことが判明した場合、不正に申告していなかった収入額については必要最小限の実費を除き、全て収入額としてとらえ返還させるが、当初申告された額については過少であっても収入申告されたものであるから無申告とは区別し、申告された額に応じた控除額を認定するものである。

〔問470〕 〔法第78条による費用徴収と資力との関係〕

いわゆる不正受給について、法第78条に基づいて費用を徴収すべき場合、相手方に資力がないときはどう取り扱うべきか。

〔参照〕 地方自治法第240条

地方自治法施行令第171条～第171条の7

〔答〕 法第78条に基づく費用の徴収は、いわば損害追徴としての性格のものであり、法第63条や法第77条に基づく費用の返還や徴収の場合と異なり、その徴収額の決定に当たり相手方の資力(徴収に応ずる能力)が考慮されるというものではない。

法第63条の返還額が「保護の実施機関の定める額」とされ、法第77条の負担額について「保護の実施機関と扶養義務者の間の協議」が行われることになっているのに対し、法第78条による徴収の額は、保護費を支弁した地方公共団体の長としての立場で決定することになる。この場合、保護の実施機関として額を定めることとされているものは、保護の目的達成という見地からの配慮を強く要請される性格の返還や徴収であり、費用支弁団体の長として額を定めるものと、主として財政支出の適正という見地から行われる徴収と解されるわけである。(法第63条に規定される返還額の決定の

権限のほか、法第78条に基づく費用徴収権限も福祉事務所に委任されていることがあるが、前者が法第19条第4項に基づき「保護の決定及び実施に関する事務」として委任されているのに対し、後者は、保護の実施機関としての権限の委任ではなく地方自治法に基づく一般的な権限委任として行われるものであり、その性格はあくまで区別されるものである。）

以上のような趣旨から、法第78条に基づく費用の徴収は、相手方の資力にかかわらず決定されるべきものである。

そのように決定された費用徴収について、徴収の猶予を行うかあるいは最終的に徴収の免除を行うかどうかということは、地方公共団体の徴収債権についての地方自治法その他による一般的取扱いにより処理されるべきで、生活保護法には何ら規定がないものである。（このことは、一旦決定された後の法第63条による費用返還債権や、保護の変更、停廃止に伴う戻入債権についても同様である。）

なお、地方公共団体が、いわゆる不正受給について法第78条の発動を怠っている場合は、保護費の国庫負担に当たって当該地方公共団体に対し負担金返還措置がとられる場合がある。

（問471） 【司法処分と徴収額の関係】

いわゆる不正受給について警察当局による摘発が行われた場合、起訴等の手続がとられなくとも、法第78条に基づく費用の徴収を決定してよいか。

（答） 問471にも示されるとおり行政処分としての費用徴収と司法処分としての罰則の適用とはそれぞれ一応独立のものと解すべきである。

したがって、設問の場合であっても、行政機関として不正受給の事実及びその額が確認できる範囲内であれば、警察当局の捜査又は起訴の有無にかかわらず費用の徴収決定を行うべきである。（関係書類の押収等により事実の確認が不可能なため事実上費用の徴収の決定ができない場合も考えられるが、その場合であっても事実の確認ができるようになり次第、適正行政処分を行うべきである。）

また、法第78条に基づく費用徴収の額は必ずしも、司法処分において問題となる額（たとえば起訴又は判決において確定される額）とは一致することを要しないものであるが、一旦徴収を決定した額を超える額が判決等において不正受給額として明らか

その他

にされるに至ったような場合には、加えて費用徴収の決定を行うことも考えられる。

(問472) 【不正受給の徴収と罰則】

法第78条により費用の徴収を決定した場合は、必ず法第85条に定める罰則に関し告発等の措置をとらなければならないか。

〔参照〕 刑事訴訟法第239条第2項

(答) 法第78条及び第85条の規定はいずれも「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」云々と同一の文言が用いられており、また、公務員が職務を行うにつき犯罪があると思料したときには告発の義務が課せられていることから、設問のように解する余地もあろう。

しかしながら、法第85条の罰則の運用はあくまで司法処分として発動されるものであり、法第78条に基づく行政処分とはおのずから運用の主眼を異にするものである。

また、法第78条による費用の徴収に誠意をもって応じているような場合には、法第85条の罰則又は刑法の詐欺罪等について起訴の措置が行われぬようなことも予想される。

したがって、特に悪質な手殺による不正受給の事例で徴収にも応じないような場合は、その社会的影響も考慮して正式に告発の手続をとるべきであろうが、その他の場合については、事情に応じて実施機関が判断すべきである。

(問473) 【不正受給の被害届】

いわゆる不正受給に関し、捜査当局から「被害届」の提出を求められた場合はどうすべきか。

〔参照〕 刑事訴訟法第189条、第197条、地方公務員法第34条

(答) 保護に関する不正受給については、費用支弁団体に一定の「被害」が生じたものと解すべきであるが、通常いわゆる不正受給の額は一義的に明らかとならない場合が多い。

実施機関における生活保護不正受給の確証のないまま警察当局の内てい結果に基づく通報のみによってそれを直ちに実施機関の被害届の内容とすることには疑義があ

る。

このように警察当局の通報のあった場合は原則として、実施機関はその他の方法により入手した情報と同様、自ら調査を行い、不正の事実について実態を把握すべきである。もし、どうしても他の情報がとれず、警察当局の内報にしか頼れない場合は、警察当局が捜査上一定の結論を出すまで実施機関の調査はさしひかえることもやむを得ない。

いかなる事情があるにせよ福祉事務所職員が警察職員の捜査活動と同様の態度で活動することは、本法の独自性を損なうものであるから好ましくない。

ただし、このことは、事前に警察当局と実施機関との間に十分な情報交換、緊密な連絡をとるということと背馳するものではない。

したがって、警察当局に対しては本法の建前をよく説明し本法の立場から調査を実施し、確証をつかみ次第、告発又は被害届の提出を行うとの了承を得て直ちに調査を開始すべきである。

この際警察当局からの情報を利用することは勿論であるが、警察当局からの情報を特別扱いとするのではなく、あくまで実施機関の立場から確証をつかみ対処すべきである。

なお、特定の被保護者について、これらの事実を司法官憲に連絡又は報告することは、いわゆる公務員の守秘義務には抵触しないものである。

2 秘密保持

(問474) 【地方公共団体の議会からの説明要求と秘密保持】

生活保護事務について、地方自治法第99条第1項の規定によって、普通地方公共団体の議会から説明を求められた場合には、保護事務の性格上、当然制約があると思われるが、どの程度まで説明すべきであるか。

〔参照〕 地方自治法第99条第1項

地方公務員法第34条

〔答〕 普通地方公共団体の議会は「当該普通地方公共団体の長……に委任された国……の事務に関し、当該普通地方公共団体の長……の説明を求め……ることができる。」

そ の 他

のであるが、これは、地方公共団体の長による事務の執行が民意を反映し、地方自治の本旨に従って合理的に運営されているかどうかを、議決機関としての議会が監視する必要があるとの趣旨から認められているのであるから、求め得る説明の内容も、当然そのような観点からの制限を受けているのである。

また一方、本法における保護の決定、実施に際しては、その事務の性質上、収入、支出、資産又は家族の状況等要保護者にとっては隠したい個人的な秘密にわたる事項まで調査する必要があるのであるが、これらの事項については、その秘密を厳守して、他に漏洩しないよう細心の注意を払わねばならない。しかも、この守秘義務は、国民の福祉事務所に対する信頼に影響を有する問題であるのみならず、法律上の義務とされているのである。(地方公務員法第34条第1項は「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」と規定し、国家公務員法第100条及び民生委員法第15条にも同趣旨の規定がある。)

上記のような理由から被保護者の氏名、生活歴、保護の決定の内容等被保護者の個人的秘密や被保護者以外の第三者に関する個人的秘密にわたると判断される事項等については、職務上知り得た秘密として説明を拒んで差し支えないのである。

(問475) 【 監査委員からの監査及び地方公共団体の議会からの検査と秘密の保持 】

生活保護事務について、地方自治法第199条第1項、第2項(同法第98条第2項の規定による普通地方公共団体の議会の監査請求に基づく監査を含む。)の規定に基づき、監査委員から監査の申入れがあった場合、又は同法第98条第1項の規定に基づき、普通地方公共団体の議会から検査の申入れがあった場合は、これを認めてよいか。また、地方自治法第75条の規定による住民の監査請求に基づく監査についてはどうか。

〔参照〕 地方自治法第75条、第98条、第199条

地方自治法施行令第121条の3、第140条の5

地方公務員法第34条

(答) 機関委任事務に関しては、地方自治法第98条第1項、同法施行令第121条の3第2項、同法第199条第2項、同法施行令第140条の5により、開示することにより個人の秘密を害することとなる事項に係る事務(当該個人の秘密を害することとなる

部分に限る。)については監査をすることはできないこととなっている。そして、生活保護法に関する事務は個人の秘密にわたることが極めて多いものであり、保護の決定及び実施に関する事務、診療報酬の額の決定の事務等は開示することにより個人の秘密を害することとなるため監査をすることはできない。

これに対して、保護に要する費用は地方公共団体の歳入歳出予算に編入され経理されるのであるから、この限りにおいて「普通地方公共団体の出納事務」であり、その側面においてのみ監査の対象となり、地方公務員法第34条に規定する守秘義務に抵触しない限りにおいて監査の実施に協力することとなる。しかしながら、これはあくまでも「普通地方公共団体の出納事務」としてその側面においてのみ監査の対象となるということであり、開示することより個人の秘密を害することとなる事項に係る機関委任事務について、出納事務に関連させることにより保護台帳、ケース記録等を提出させて結果的に当該事務を監査をすることは監査権の範囲を逸脱したものといわざるを得ない。このように、出納事務の執行の適否を問題にしつつその観点から離れた保護の決定及び実施の適否自体を監査することは許されるものではない。

なお、出納事務の監査が許される場合において、監査に際して必要があるときは、監査委員は、地方自治法第199条第8項の規定に基づき、関係人の出頭、関係書類の提出等を求めることが可能であるが、被保護者の出頭を求める必要があることはないと考えられる。また、法第78条の不正受給に係る費用徴収事務のような特殊な場合でない限り、提出すべき関係書類も保護費支給台帳にとどまり、ケース記帳等の提出は必要でないと考えられる。

地方公共団体の議会による検査についても、以上と同様に解される。

また、地方自治法第75条の規定による住民監査請求に基づく監査の場合は、機関委任事務についても特段これを制限する規定はないので、地方公務員法第34条に規定する守秘義務に抵触しない限りにおいて監査の実施に協力することとなる。

〔問476〕 〔捜査機関からの照会に対する回答〕

被保護者について捜査機関から照会があった場合、どのように取り扱えばよいか。

〔参照〕 地方公務員法第34条

そ の 他

刑事訴訟法第197条第2項、第222条第1項、第103条

(答) 照会が法令に基づくものであって、その趣旨、必要性を保護の実施機関の立場で充分検討し、公益上の利益と他に開示されることによる本人の不利益とを比較衡量し開示することが健全な社会通念に沿う場合には、必要な範囲内において回答して差し支えない。具体的には、例えば特定の者について保護費の詐取の事実が相当明らかになっている場合等がこれに当たろう。

以上からも明らかなどおり、特定個別の者についてなされた照会の場合に限り回答すべきであり、不特定多数の者についての照会には、回答すべきでない。

なお、捜査機関が生活保護関係書類の押収をしようとする場合、保管者から職務上の秘密に関するものである旨の申立てがあったときには、監督官庁の承諾が必要となる。

(問477) 【 民間団体から説明を求められた場合と秘密保持の関係 】

一般民間団体や企業体から物品や役務を提供したいので被保護世帯の氏名住所を教えて欲しいという要望があった場合の取扱い如何。

〔参照〕 地方公務員法第34条

(答) 被保護者の氏名を明らかにすることは、正当な事由がない限り公務員の守秘義務に抵触すると解すべきである。

設問のような場合、福祉事務所がひとまず当該物品を受け取ってこれを配布するか、物品又は役務の提供を受ける場所、方法、手続を明らかにした図面のようなものを作成してこれを福祉事務所側で被保護世帯に配布することを考慮する以外には設問のような要望にこたえうる方法はないものである。

(問478) 【 被保護者の氏名と秘密保持 】

第三者の要請があったとき被保護者の氏名のみを明らかにすることは差し支えないか。

〔参照〕 地方公務員法第34条

国家公務員法第100条

民生委員法第15条

(答) 保護を受けることは国民に権利として保障され、したがって、現実に保護を受けている人は国家に対し国民の1人として、保障された権利を行使しているのであるからそうした権利を行使している者の氏名は秘密に当たる事項ではないと考えるむきもないではない。しかし、今日においても、できれば保護は受けたくないという気風も残っており、こうした状況の下では、被保護者であるということを他人に知られたくないと考えることは社会常識に反するとはいえないであろう。そうだとすると、被保護者の氏名はやはり秘密に当たる事項ということになる。もっとも、このように被保護者の氏名は秘密に当たる事項と解すべきであるが、いかなる場合、あるいは、どのような者に対してもこれを明らかにすることが守秘義務に反するというわけでもない。

このことについて簡単にいえば、まず、私人や団体から被保護者の氏名を知らせよう要請があった場合、これは許されないと解すべきである。例えば、篤志家から義援の申し出があったとき、学生などから調査、実習の目的で申出があったときのようにその目的が不当なものでない場合であっても、被保護者の氏名を明らかにすべきではない。その理由としては、本人の立場からみて、秘密が保持されないということのほか、生活保護制度実施上の見地からいっても特定の場合に保護受給者の氏名が、私人に対して明らかにされることは適当でないということも含まれるのである。

つぎに、公務員から要請があった場合であるが、法令の規定に基づく正当な権限の範囲内での要求であり、かつ公益上の利益と他に開示されることによる本人の不利益等を比較衡量し、開示することが健全な社会通念に沿う場合であれば、必要な範囲内においてこれに応ずべきことになる。しかし、公務員からの要求であっても、職務以外の目的の場合は拒否すべきである。

3 そ の 他

(問479) 【立入調査の時間的限界】

法第28条第1項の規定による立入調査は、真にやむを得ないときにのみ、日没後も行い得ると解すべきか。

そ の 他

〔参照〕 刑事訴訟法第116条、第130条

(答) 特別の事情がある場合の立入調査は、日没後も行うこととして差し支えない。しかし法第28条には、刑事訴訟法第116条第1項及び第130条第1項におけるような時刻の制限は定められていないが、刑事訴訟法による差押、搜索又は検証において時刻の制限が設けられていることにかんがみれば、原則として夜間には立入調査を行わないこととするのが妥当であろう。

(問480) 【調査に協力しない場合】

要保護者が、保護の目的のために必要な調査に協力しないような場合いかにするべきか。

〔参照〕 法第28条第1項、第4項

(答) 調査に必要な要保護者の協力が得られないような場合には、その調査が必要な理由、これに協力することがその者の利益であること、及び必要な協力の具体的な内容について懇切に説明し、しかもなお協力が得られないのであれば、決定に必要な事実が明らかとならないから、実施機関は事実上決定を行ない得ないこととなるので、そのような場合は、調査が完了し、困窮の事実が明らかとなるまでは保護の決定を行うべきでない。この場合保護の実施機関は保護の決定を行うために、収入認定等に必要な要保護者の調査を行わなければならないが、この調査が拒まれ、妨げられるときは、法第28条第4項に基づき申請却下等の措置をとることとなる。現に保護を行っている者について同様の事実がある場合には、必要に応じて文書による指導又は指示を行い、なおかつ協力が得られないのであれば停廃止の処分を行うべきである。

(問481) 【委任状による保護費の受給】

数世帯に対する保護金品につき、委任状持参の代理人から一括受領の申し出があった場合、これを認めてよいか。特にこれによって保護の実施上支障をきたすような場合はどうか。

(答) 保護金品を交付すべき者は、被保護者本人であることを原則としているが、やむを得ない事情がある場合、または保護の目的を達するために必要がある場合には、

その他の者に交付することが認められ、かつ、法はその範囲を明文によって厳格に決めているのである。すなわち法第31条第3項、第32条第2項、第33条第4項及び第36条第3項ただし書において、各扶助ごとに定められている規定がそれであるが、このことから推測しても、保護金品の代理人による受領は法の運用上、一般的には許されないものである。

例えば、生活扶助についてみると、衣食に必要な経費等については、保護金品を被保護者個々に交付するよりも世帯として一括して交付した方が、保護の目的を達する上で適当であるから、「世帯主又はこれに準ずる者に対して交付するものとする」とされているのであり、また教育扶助に例をとってみると、教育扶助として交付される保護金品は、義務教育に伴って必要なものであるから、これを他の目的に消費されてしまつては、保護の目的を達することができないので、未成年者である被保護者に対して、直接交付することが適当でないとき、又は保護金品が他の目的に消費されるおそれがあるときは、「その親権者若しくは後見人又は被保護者の通学する学校の長」に対して交付することができるように定められているのである。

上記のような規定は、法第58条（差押禁止）、第59条（譲渡禁止）等の規定がおかれた趣旨と同様に、代理受領についても、社会的経済的に弱い立場におかれている要保護者の権利を保障するための制限を加えたものであり、殊に、表面的には代理受領であっても、実質的には権利の譲渡であると解されるような場合は、法第59条の規定に反するものであって、その代理人に保護金品を交付することはできない。また、代理人による一括受領等は保護の実施上支障をきたし、保護の目的が達成し難くなる場合が多いと思われるので、このような場合には、担当員が法の規定により交付すべき者に交付し、又はその者に対して法第27条の規定に基づいて必要な指導又は指示を行い、適正な実施を図ることが至当である。この指導又は指示に従わないときは、法第62条第3項（保護の変更、停止又は廃止）の規定の適用も考えられるであろう。

〔問482〕 【収容等の場合の保護金品の前渡】

収容又は収容を委託して生活扶助を行う場合の保護金品は、実害がなければ前渡しでなくても差し支えないか。

〔答〕 法第31条第2項に、「生活扶助のための保護金品は、1月分以内を限度とし

そ の 他

て前渡するものとする」と明示されている。前渡しする時期についての議論の余地はあろうが、少なくとも、生活扶助のための保護金品は、法律上前渡しをすべきことに議論の余地はないので、収容又は収容を委託して生活扶助を行う場合においても前渡しすべきである。

第 2 編

医療扶助運営要領

第1 医療扶助運営方針

医療扶助は、生活保護制度の一扶助体系からして当然のことであるが、生活保護制度の原理、原則に基づき公正妥当な取扱いを行うとともに、他の扶助制度と異なり、被保護者を指定医療機関等に委託し、原則としていわゆる現物給付方式により実施している。そのため指定医療機関等との関係が密接かつ頻繁に生じるので、相互信頼の上に立って十分連絡調整を図り、もって実施の適正を期するため、次のような基本方針のもとに運営を行っている。

- 1 生活保護に関する法令、告示及び通知に基づくほか、医療扶助運営要領によって事務処理を行い、もって適正かつ円滑な実施を図ること。
- 2 生活保護制度の一体系である医療扶助の運営は、生活保護制度の原理及び原則に基づき公正妥当な取扱いを行うよう留意すること。
- 3 医療扶助の実施においては、便宜上、社会保険等の他制度に準じた取扱いをしている点があるが、生活保護制度は、国民の最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならないという原則において、他制度と基本的な差異があることに留意して、実施の適正を期すること。
- 4 医療扶助事務を円滑適確に遂行できるよう、その事務体制の確立に万全を期するとともに、その事務処理に当たっては、関係機関相互の緊密な協力提携に留意すること。
- 5 医療扶助の実施に当たっては、福祉事務所と被保護者との関係はもとより、指定医療機関等との関係が相互信頼の基礎の上に立たない限り、到底医療扶助の適正な実施を確保することができないので、被保護者及び指定医療機関等に対して、十分な指導、連絡又は協力依頼を行うこと。
- 6 医療扶助運営要領の内容は、全国統一的事務処理の関係から厳格に守られることが要請されるが、実施機構のあり方及び各種様式(指定医療機関等の記載に係る部分を除く。)の採用等については、この運営要領等を基として実施機関等の実情に即して、適宜実施して差し支えないので、いたずらに機械的实施に陥ることなく、創意工夫と良識を生かして事務処理の万全を期すること。

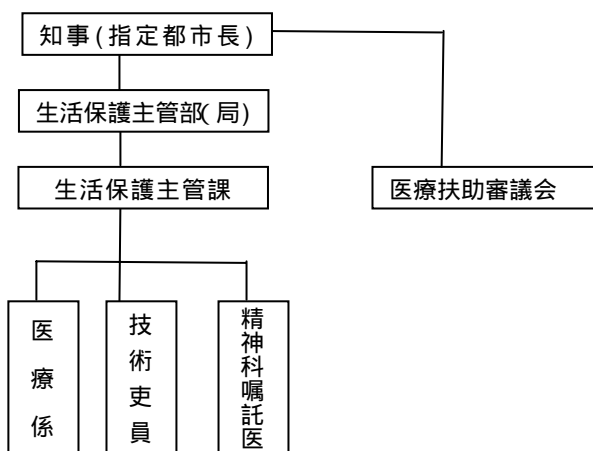
第2 医療扶助運営体制

1 都道府県及び指定都市本庁における運営体制

都道府県及び指定都市本庁における主な業務を示すと次のとおりであり、これらの円滑な実施を図るために、おおむね図1のような組織体制になっている。

- (1) 運営台帳、手続書類等の作成及び整備
- (2) 手続書類の様式、給付方針及び費用等の公示
- (3) 実施機関等に対する指導、監査及び連絡調整
- (4) 医療機関等の指定
- (5) 指定医療機関等に対する指導及び検査
- (6) 診療報酬額の決定
- (7) 医療扶助審議会の運営
- (8) 本省に対する進達、連絡等

図1 都道府県及び指定都市本庁における運営体制

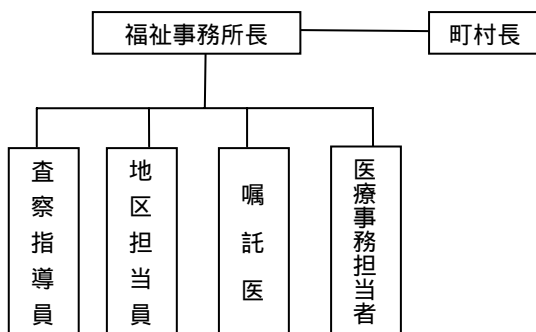


2 福祉事務所における運営体制

福祉事務所における運営体制は、多種多様な疾病及び症状に応じた医療の給付を行う医療扶助を、生活保護制度の原理原則に基づき適正に実施するために図2のような組織体制になっている。

医療扶助の実施に関し、各職種の担当すべき事務については次に示すとおりである。

図2 福祉事務所における運営体制



(1) 査察指導員

査察指導員は、医療扶助の現状を常に把握して、査察指導計画を策定し、地区担当員、嘱託医等との組織的連携に努める等、医療扶助の適正実施の推進を図るものであり具体的な職務内容は次のとおりである。

ア 管内医療扶助の現状把握と問題点の分析

医療扶助人員、単併給別、入院入院外別、病類別、受診率、医療扶助費等の推移はどのような状況か、変動があった場合その原因は何か等について常時その現状を的確に把握し、その解決策について検討する。

イ 地区担当員の指導とその効果の確認

地区担当員に対して必要な指導を行い、その結果についてケース記録等により確認する。

なお、地区担当員に対する必要な指導とはおおむね次のとおりである。

- (ア) 保護の決定実施上の審査
- (イ) 効果的訪問調査の指導
- (ウ) 保護申請の処理状況の検討

医療扶助運営体制

- (エ) ケースの個別的事項に即応する処遇方針の指導
- (カ) 面接技術の指導
- (キ) ケース記録の指導
- (ク) 事務処理の迅速化、能率化の検討

(注)「医療扶助運営体制の強化について」(昭和42年6月1日社保第117号社会局長通知)、「生活保護法による医療扶助受給者の実態把握について」(昭和45年4月1日社保第72号保護課長通知 “長期入院”)及び「昭和46年4月1日社保第59号による同文の保護課長通知」 “長期外来”(第3編解説)を参照

ウ 指定医療機関、管内町村等に対する連絡調整の総括

指定医療機関、管内町村等に対する連絡は地区担当員及び医療事務担当者が行うことになっているが、これに不十分な点はないか等について総括的な連絡調整を行う。

(2) 地区担当員

地区担当員は、査察指導員の指導監督のもとにその担当する被保護世帯に関する保護の要否及び程度を判定するための調査、決定手続及び生活指導に当たるとともに査察指導員、嘱託医等との組織的連携に努めるものであり、次のような事務を行う。

ア 医療扶助の要否判定、医療扶助の変更決定及び廃止

イ 入院外の患者及び老人保健施設通所者を訪問して行う通院・通所指導及び生活指導

ウ 入院患者及び老人保健施設入所者を訪問して行う生活指導

エ 医療扶助受給世帯に対する一般的生活指導

オ 各給付要否意見書及び診療報酬明細書及び施設療養費明細書の検討

カ 指定医療機関、管内町村等との連絡調整

(注)「医療扶助運営体制の強化について」(昭和42年6月1日社保第117号社会局長通知)

(3) 嘱託医

嘱託医は、医療扶助決定実施に当たって査察指導員、地区担当員等からの問題提起に応え、専門的判断及び必要な助言を行うものである。医療扶助以外の扶助において医学的判断を必要とする場合にも同様である。

その業務のうち主なものをあげると次のとおりである。

- ア 医療扶助に関する各申請書、各給付要否意見書等の内容検討
- イ 要保護者についての調査、指導又は検診
- ウ 診療報酬明細書及び施設療養費明細書等の内容検討
- エ 医療扶助以外の扶助についての専門的判断及び必要な助言指導

(4) 医療事務担当者

医療事務担当者は、医療扶助の決定実施に当たり査察指導員、地区担当員及び嘱託医による組織的連携体制の総括的補助者としての職務を担うものである。

その業務のうち主なものを挙げると次のようなものである。

- ア 査察指導員、地区担当員及び嘱託医がその職務を行う際これに協力し、問題点を明確にするための資料の整備
- イ 医療扶助に関連した一般的事項についての医療機関、管内町村等に対する連絡
- ウ 各給付要否意見書及び老人保健施設療養病状診査票の交付及びその受理
- エ 診療報酬明細書及び施設療養費明細書等の検討(過誤請求等の発見)
- オ 医療扶助関係統計の作成
- カ 傷病届の受理及びそれに基づく給付券の作成、交付
- キ 各(継続)要否意見書の内容検討及びそれに基づく給付券の作成、交付
ただし、カ及びキの給付券の交付については福祉事務所の事務処理の実態に応じその必要がないと認められる場合はこの限りでない。
- ク 治療材料費、老人訪問看護料(基本利用料以外の利用料等)、施術料、看護料等の審査及び支払

(問 1)【いわゆる三者連携について】

現在の福祉事務所における医療扶助の実施の基本的考え方である三者連携とはどのようなものか。

〔参照〕医運第2 - 2、別紙第1号 - 2

昭和42年6月1日社保第117号社会局長通知

(答) 現在の三者連携は、査察指導員、地区担当員及び嘱託医により構成するものとし、これに医療事務担当者を事務整理面の補助者として協力させ、もって医療扶助運営体制を編成しているものである。これは、医療扶助についても生活扶助等の事務

医療扶助運営体制

処理と表裏一体となる事務処理体制を図り、もって医療扶助受給世帯に対する指導の徹底を期そうとすることによるものである。

(問 2)〔医療扶助ケースに対する指導と他のケースに対する指導の差〕

医療扶助受給世帯に対する指導方法と、生活扶助等他の扶助受給世帯に対する指導方法とはどのように違うのか。

〔参照〕法第27条第1項

昭和42年6月1日社保第117号社会局長通知(運営体制)

昭和45年4月1日社保第72号保護課長通知(長期入院)

昭和46年4月1日社保第59号保護課長通知(長期外来)

(答) 被保護者に対しては生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導、指示を行うことができるものとされており(法第27条第1項)、医療扶助受給世帯であると生活扶助等他の扶助受給世帯であるとを問わずその指導についての考え方に差異はなく、また生活扶助等他の扶助における現業活動と遊離して行われるべきものではない。ただ、医療扶助については、診療の要否、程度の判定等専門的判断を要する特殊性をもつ面があり、具体的な指導に当たっては、この点をも考慮する必要がある。

(問 3)〔患者に対する指導方法〕

被保護患者に対する指導方針を教示されたい。

(答) 被保護者の自立を助長するための個々のケース処遇上の問題点に対応した指導のほか、被保護患者及び世帯員については、特に、次により必要な指導を行うものとする。

ア 主治医の療養上の指示に従っていない患者についてはこれに従うよう指導を行うこと。

イ 療養指導等の面において家族の側に問題のある場合は、家族についての不安の除去等当該患者が療養に専念できるよう必要な指導を行うこと。

ウ 退院可能な患者については、就労の援助、社会福祉施設への収容等必要な措置を行い、退院後なお入院外医療を要すると認められる者については必要な指導を行う

こと。

- エ 入院外患者であって入院を必要とすると認められる者については、嘱託医と協議し、必要な指導を行うこと。
- オ 入院外患者であって就労の可能性があると認められるものについては、主治医、査察指導員、嘱託医等と十分協議の上、必要な就労指導を行うこと。
- カ その他、入院外患者及び家族に対し、生活環境、保健衛生等について問題のある場合は嘱託医等と協議の上、必要な指導を行うこと。

〔問 4〕〔地区担当員及び医療事務担当者が行う「指定医療機関、管内町村等との連絡」内容の差異〕

地区担当員が行う「指定医療機関、管内町村等との連絡調整」と医療事務担当者が行う「医療機関、管内町村等に対する一般的事項についての連絡」とはどう違うか。

〔参照〕医運別紙第1号 - 2 - (2) - 力、別紙第1号 - 2 - (4) - イ

〔答〕 地区担当員の行う「指定医療機関、管内町村等との連絡調整」は、あくまでも医療扶助患者の個別的検討を行う際に必要な連絡、例えば、当該患者の病状、指導等必要な事項を把握するための指定医療機関への連絡照会、町村経由の被保護者について必要な事項の町村への問合せ、さらに他法活用については、結核予防法、精神保健法等の公衆衛生関係については保健所に、社会保険関係については社会保険事務所に、就労関係については職業安定所に対してそれぞれ必要な連絡を行うことを指すものであり、医療事務担当者の行うそれは、医療扶助に関する一般事項、例えば、医療扶助運営要領の改正通達、他法と医療扶助に関する厚生省からの通達等についての指定医療機関、管内町村、保健所等への連絡をいうものである。

3 町 村 関 係

法第19条第7項には「町村長は保護の実施機関又は福祉事務所の長が行う保護事務の執行を適切ならしめるため左に掲げる事項を行うものとする。……(以下略)」と規定し、福祉事務所を設置しない町村に対して協力義務を負わしめている。このことは町村長が管内住民の福祉について第一義的に責任を有するものであり、また、保護

医療扶助運営体制

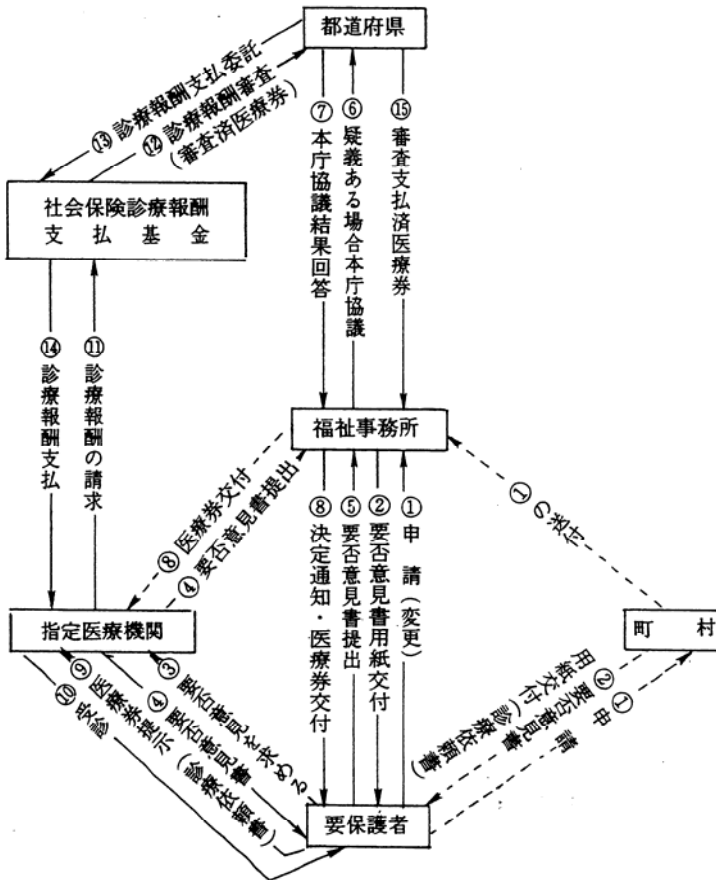
の実施機関の側からしても町村長の協力を得て初めて本法の円滑な実施運営を期することができるからにほかならない。

福祉事務所を設置しない町村の医療扶助関係事務は次のとおりである。

- ア 保護変更申請書、各給付要否意見書等の受払簿の作成、調整及び保存
- イ 各給付要否意見書及び診療依頼書(入院外)の交付
- ウ 応急医療扶助の実施
- エ その他医療扶助の実施に関する事項

第3 医療扶助実施方式

医療扶助実施に伴う事務手続の流れを図示すれば次のとおりである。(ただし、併給外来等については一部簡略化されているものがある。)



1 医療扶助の申請

法による保護を受けていない者が、医療扶助のみ又は医療扶助と同時に他の扶助を申請する場合には、保護申請書の一般的記載事項のほかに傷病の部位、発病時期、症状、医療保険制度等の資格の有無、その他医療扶助決定実施を行うための参考事項を記載の上、これを行うこととなる。

保護申請書の提出を受けた実施機関は、どのような病気でのどのような症状であるか、この病気、症状からして診療が必要であるかどうか、及び診療が他法他施策で全部又は一部が行われるべきものであるかどうかを判断した上で、どこの医療機関に委託して医療の給付を行うのかを総合的に判断し、医療扶助の決定実施を行うものである。

2 各給付要否意見書

医療扶助は、指定医療機関等に被保護者を委託して行ういわゆる現物給付方式を採用しており、医療の内容が多種多様であり、その必要性、内容及び程度の判断については、専門的、技術的判断が要請されるために、指定医療機関等の意見を聴いた上で、医療扶助の要否及び程度の決定を行うこととしている。このような指定医療機関の意見が記載されたものが要否意見書である。

なお、医療の給付は、原則として、要否意見を徴した指定医療機関等に委託するものであるため、要否意見書用紙を要保護者に交付する際には、要保護者の希望、指定医療機関等の状況に十分留意する必要がある。

(1) 各給付要否意見書の種類

各給付要否意見書には、次の9種類がある。

- ア 医療要否意見書(医科・歯科)
- イ 老人保健施設療養要否意見書
- ウ 結核入院要否意見書
- エ 精神病入院要否意見書
- オ 治療材料給付要否意見書
- カ 施術(柔道整復、あん摩・マッサージ、はり・きゅう)給付要否意見書
- キ 老人訪問看護要否意見書
- ク 看護要否意見書
- ケ 移送給付要否意見書

(2) 各給付要否意見書の徴取時期

各給付要否意見書の徴取時期は表1のとおりである。

表1 各給付要否意見書徴取時期一覧表(平成5年4月1日現在)

	医療扶助開始時				継 続			
	入 院		入 院 外		入 院		入 院 外	
	単給	併給	単給	併給	単給	併給	単給	併給
医療要否意見書	徴取	徴取(ただし、病状の悪化等により明らかに入院医療の必要が認められかつ、活用すべき他法他施策がないと判断される場合を除く)	徴取	徴取(ただし、明らかに必要性が認められ、活用すべき他法他施策がないと判断される場合を除く)	3か月毎に徴取	3か月毎に徴取	3か月毎に徴取	6か月毎に徴取
					(ただし、慢性疾患は嘱託医の判断により6か月毎に徴取)			
老人保健施設療養要否意見書	老人保健施設療養病状診査票及び生活実態調査票を提出				6か月毎に徴取			
結核入院要否意見書	徴取	徴取			6か月毎に徴取	6か月毎に徴取		
精神病入院要否意見書	徴取	徴取			6か月毎に徴取	6か月毎に徴取		
治療材料給付要否意見書	徴取	徴取	徴取	徴取	そのつど徴取(ただし、消耗的なもので継続使用するものについては、3～6か月毎に徴取)			
老人訪問看護要否意見書			徴取	徴取			6か月毎に徴取	
施術給付要否意見書			徴取	徴取			3か月毎に徴取	
看護要否意見書	徴取	徴取			1か月毎に徴取(ただし、b要件患者は2週間毎、c要件患者の2人付及び3人付看護は2か月毎に徴取)			
移送要否意見書	徴取	徴取	徴取	徴取	そのつど徴取(ただし、医療要否意見書等により、明らかに必要性が認められ、かつ交通費等が確実に認定される場合を除く)			

(注) 保護の新鶏開始で医療扶助を伴う場合は必ず事前に要否意見書が必要

医療扶助実施方式

(3) 各給付要否意見書の検討及び受理

要保護者等から各給付要否意見書の提出を受けたときは、その記載事項を検討した上受理し、その記載内容に不明又は疑義がある場合には、記載者等に照会を行うとともに、その内容を十分審査し医療扶助の要否を判定することとなる。

各給付要否意見書の内容審査、要否判定等医療扶助の決定実施に問題があると思われるときは、検診命令、本庁協議等の方法により適正な実施が図られるよう留意する必要がある。

〔問 5〕〔医療要否意見書等の総合病院に対する交付〕

総合病院に対する医療要否意見書及び医療券は、なぜ健康保険における取扱いのように各科ごとにこれを発行することとされていないのか。

〔参照〕医運第3 - 4 - (7)

昭和51年8月7日保発第82号保険局医療課長・歯科医療管理官連名通知

〔答〕 医療扶助の決定には、収入認定の関係から医療費を総体として把握する必要があり、特に単給の場合には、本人支払額を決定してこれを医療券に記入する必要がある等により、現在のところ、総合病院の場合、各科ごとに医療要否意見書等及び医療券を発行することは認められていない。

〔問 6〕〔町村長が発行する場合の取扱い〕

医療要否意見書(医療扶助運営要領様式第13号)は、福祉事務所長が発行することが様式上明確であるが、郡部福祉事務所管内において町村長が申請受理した場合は、その発行者名をどうすべきか。

〔参照〕法第19条、医運第2 - 3

〔答〕 当該町村長名をもって発行するものである。

また、公印管理規程等に照らし、取扱いが可能ならば福祉事務所長印を押印した医療要否意見書をあらかじめ町村役場に常備しておき受払簿によりこれを管理させるという方法によっても差し支えない。

(問 7)〔転帰事項の確認方法〕

医療扶助の継続の場合、医療要否意見書は3ないし6か月ごとに徴取することとなっているが、その間、治ゆ、死亡、中止等の転帰をした場合は、当該事項について指定医療機関から届出を行わせることとしてよろしいか。

〔参照〕法第61条、医運第3-2-(5)-オ-(ウ)

(答) 被保護者に法第61条の規定に基づく届出義務を励行させることとし、さらに福祉事務所における訪問活動とあいまって実態把握に努め、継続して医療を要しないと認められるものについては一般の例に従い医療扶助の廃止の手続を行うべきものであり、指定医療機関から報告を義務づけることはできないものである。

(問 8)〔医療要否意見書等様式の追加事項の印刷〕

医療要否意見書に追加事項を設定し印刷してよろしいか。また、福祉事務所の地区担当員が多勢であるため受付で区分する便宜を考慮し、依頼欄に患者氏名及び年齢のほか住所を記入させてよいか。

〔参照〕医運第1-6

(答) 医療扶助関係様式のうち、各給付券の様式並びに診療報酬、施設療養費及び調剤報酬の明細書並びに治療材料費、施術料及び看護料の請求明細書の様式の全部並びにその他の様式中の指定医療機関等の記載に係る部分を除いては、実施機関等の実情に応じ創意工夫の上適宜必要事項につき追加する等の補正を行って差し支えない。

なお、様式の補正に当たっては、従来から、医療扶助関係様式をできる限り簡素化し、事務処理の合理化を図っている趣旨を体し、地区担当員の内部事務が過重とならないよう十分留意されたい。

(問 9)〔医療要否意見書の提出が遅延する場合の措置〕

福祉事務所長に対しては医療券の早期発行を励行させるとともに、指定医療機関に対する医療要否意見書等の早期提出についても指導を行っているのであるが、指定医療機関からこれら意見書の提出が甚だしく遅延した場合で、そのため

医療扶助実施方式

に医療券を発行していないものについては、当該月分の医療の給付を法第34条第2項の規定による委託をしていないものとして、医療券の発行を拒否しても差し支えないか。

あるいは、甚だしく遅延して提出されても、被保護者であった患者で事後提出された意見書により当該月に治療の要があったと認められるものに対しては、すべてそ及して医療券も発行をしなければならないか。

〔参照〕医運第6

(答) 貴見後段のとおり解すべきである。

なお、福祉事務所長の再三の督促にもかかわらず、このような事例の多い指定医療機関に対しては、都道府県及び指定都市本庁の指導及び検査等を通じて、十分この指導を行い、場合によっては患者の委託替えなどの措置を考慮することが適当である。

(問10)【患者が転院を要する場合の医療要否意見書の提出】

甲病院に入院中の被保護患者が、その承認期間中に乙病院に転院を必要とする場合に、転医先の乙病院から改めて入院要否意見書を提出させることとなっているが、その理由如何。

〔参照〕医運第3-2-(3)-イ

課長問答(問9)【入院患者が転院を要する場合の事務手続】

(答) 被保護者を転院させる場合は、手術を行うなど診療計画が大幅に変更される場合が多く、結核の場合には、診療計画の変更に伴って結核予防法の公費負担に関する変更申請を行う必要が生ずるようなこともあり、これらの指導及びその変更申請結果に伴う医療扶助の程度を正確に決定することが必要となる。また、このような取扱いは指定医療機関によって採用する診療報酬点数表(甲、乙)も異なる場合も少なくないので、医療券の発行の正確さを期するという意味をもっている。

以上のような理由から、転院の場合は変更決定を行うべきこととされており、そのため入院要否意見書を徴取することとされているものである。

〔問11〕〔併発病がある場合の要否意見書の提出〕

入院の要否判定のためには、結核、精神病及び一般の3種類の要否意見書があるが、併発病がある場合の入院についてはいずれの要否意見書を提出させたらよいか。

(例) 主病……肺結核 併発病……高血圧

〔答〕 結核又は精神病により入院を要する場合においては、結核又は精神病を主たる傷病と認定し、それぞれ、結核入院要否意見書又は精神病入院要否意見書の提出を求めることとすべきである。

なお、設問の例についていえば、要否意見書の症状経過を記載すべき各欄及び「今後の診療見込」に肺結核及び高血圧の両疾患に対する所要事項の記載を求めることとなる。

〔問12〕〔一時入院外治療を中止し、引き続き入院外治療を開始する場合の要否意見書〕

慢性胃炎による患者が入院外医療を受けていたが、症状の観察を要するという事で1か月半ほどの間当該治療を中止していたが、観察の結果、引き続き治療を行う必要があるとして入院外医療を再開する場合は、改めて医療要否意見書を徴取しその要否(継続)について判断する必要があるか。

〔参照〕昭和32年10月10日保険発第141号保険局医療課長通知

〔答〕 設問の事例は、治療上必要な経過観察のための中止であって、観念的にはなお治療が継続していたと認められるのではあるが、医療扶助の再開という事柄にかんがみ、改めて医療要否意見書の提出を求めるべきである。

なお、この場合には、初診料の請求は認められないこととされている。

〔問13〕〔結核患者が一般疾病主病で入院する場合の要否意見書〕

入院を要しない程度の結核性疾患を有する者が一般病により入院する場合は、

医療扶助実施方式

結核入院要否意見書、医療要否意見書のいずれの提出を求めたらよいか。

〔参照〕医運第7 - 2

〔答〕 結核性疾患が入院を要しない程度のものであれば、一般病についての医療要否意見書を提出させてその要否を検討することとなる。

なお、この場合、結核性疾患については結核予防法第34条の公費負担申請手続を行うよう指導することはいうまでもない。

〔問14〕〔費用概算額に差がある場合の取扱い〕

同一疾病について、医療要否意見書の所要医療費概算額が指定医療機関により差がある場合、その取扱いをどうしたらよいか。

〔参照〕法第52条、局第9 - 4

〔答〕 医療扶助による診療方針は法第52条に定められているが、診療については、一般に医師及び患者についての個人差があり若干の差異があることはやむを得ない。

しかし、福祉事務所の嘱託医の審査検討の結果、医療扶助の診療方針に反すると認められる場合はもちろん、他の指定医療機関による当該患者の診療結果とも著しく差異があるような場合は、嘱託医において電話連絡、訪問その他適宜の方法により当該医療機関からさらに具体的に意見を徴し、必要があれば補正される等の措置を講ずべきである。

また、ある医師が一般的に行われる診療と著しくかけ離れ、特異な傾向を示しているような場合には、意見書の提出があった以後においてさらに検診命令を行う等、慎重に検討する必要がある。

〔問15〕〔精神及び結核入院要否意見書に「診察料・検査料請求書」が含まれていない理由〕

医療要否意見書の様式には、「診察料・検査料請求書」が含まれているが、精神及び結核入院要否意見書の様式にこれがないのはなぜか。

〔参照〕医運第3 - 1 - (5)

(答) あらかじめ入院が必要であると認められるようなケースについては、一般的に初診及び検査のみで終ることは考えられないからである。

なお、入院を要すると認められ精神又は結核入院要否意見書用紙を発行したが、たまたま初診及び検査のみで終わり、その後の治療を全く必要としないとき、又は入院外医療で足りると診断されたときは、その旨を同入院要否意見書に記載させ、改めてそれぞれ「診察料・検査料請求書」用紙又は入院外の医療券を交付することとなる。

(問16)【眼鏡給付に伴い医療機関が行った検査料等の請求方法】

眼鏡等の治療材料の必要があるとして保護変更申請書(傷病届)(治療材料)を提出する場合、指定医療機関において診療及び検査を受けなければならないが、その費用についてはどのように請求させたらよいか。

〔参照〕医運第3-1-(5)

(答) 必要やむを得ない場合は、給付要否意見書(治療材料)用紙を発行する際、同時に診察料・検査料請求書用紙を添付することとし、当該給付要否意見書の作成に伴い医師が行った診療及び検査に要した費用は、この診察料・検査料請求書によって当該指定医療機関から福祉事務所に請求させるものとなっている。

(問17)【医療扶助決定に当たり「問題があると思われるとき」とは】

要保護者に対する医療扶助の決定に当たり問題があると思われるときは、検診を命ずる取扱いとなっているが、「……問題があると思われるとき」とは具体的にいかなる場合か。

〔参照〕医運第3-1-(4)

(答) 設問の「問題があると思われるとき」とは、各要否意見書の内容及び地区担当員の実態把握の結果に基づき検討したがなお医療の要否につき疑問がある場合をいい、具体的には医療扶助を決定するに当たり要保護者の病状に疑いがある場合及び現に医療扶助の給付を受けているものについて当該給付の継続の必要性に疑いがある場合を指すものである。

なお、福祉事務所長は、要保護者から要否意見書の提出を受けたときは、その記載

医療扶助実施方式

事項につき検討し、記載内容が不明の場合はそれぞれ記載者に照会し、その内容が十分給付の要否の審査に資するよう当該要否意見書の記載内容を整備させた上受理するように配慮する必要がある。

3 指定医療機関等の選定

医療機関等の選定は保護の実施機関の権限であるが、医療の給付は、医師と患者の信頼関係等もあるので、各給付要否意見書用紙交付の際、あらかじめ指定を受けた医療機関等のなかから、要保護者の希望を参考として要保護者の疾病、症状等を慎重に検討した上次の標準により指定医療機関等の選定を行うものである。

- (1) 要保護者の居住地等に比較的近距離に所在する指定医療機関等であること。
- (2) 要保護者が人工妊娠中絶若しくは優生手術又は結核の治療を受けようとするときは、原則としてそれぞれ同時に優生保護法による指定医師又は結核予防法による指定を受けている指定医療機関であること。
- (3) 要保護者が各種社会保険の被保険者又は被扶養者であるときは健康保険法による保険医療機関であること。
- (4) 健康保険法、国民健康保険法、結核予防法又は精神保健法による指定の取消し等を受けている指定医療機関でないこと。
- (5) 過去3か月間に法による「戒告」を受けたことのない指定医療機関等であること。

〔問18〕【患者委託に当たっての医療機関の選定】

患者を委託するに当たって福祉事務所長が配慮すべきことは何か。また、福祉事務所長が適当と認めた場合は患者の希望する指定医療機関以外の指定医療機関に委託することとしてよいか。

なお、患者の病状上必ずしも基準看護の承認を受けた病院への入院を要しないと認めたときに患者の意に反して適当と認める指定医療機関に委託することができるか。

〔参照〕医運第3-1-(3)-才

課長問答(問3)〔要保護者の希望を参考とすることとは〕

課長問答(問6)〔県外入院の取扱い〕

(答) 患者を委託すべき指定医療機関を選定するに当たっては、当該患者の医師に対する信頼その他心理的作用が医療効果をさらに増大させるものである点を考慮し、患者の希望を参考として取り扱うこととされているものであるので、保護の円滑な実施を阻害するとか、適正な医療が期待できない場合以外は、これらの趣旨に基づき医療機関を選定することとされたい。

なお、設問の後段については、例えば看護を必要とする病状にある患者で基準看護の承認を受けていない病院に入院させた場合、当該地域の状況からみて看護人を得ることができない等の事情があるときは、むしろ、基準看護病院に入院させた方が患者に対して適切な処遇をなし得ることも考えられるので個々のケースにより判断すべきである。

4 医療扶助の決定

(1) 開始時の決定

要保護者の申請書、各給付要否意見書等の内容を十分審査し、医療の給付が必要不可欠のものであると判断され、なおかつ、医療扶助に優先して活用すべき他法他施策による給付の有無を調査確認してその全部又は一部が賄われない場合に、いつから、どこで、どのような内容(疾病)の医療を行うかを決定するとともに当該要保護者の属する世帯の収入充当額と当該世帯の最低生活費との対比によって決定を行い、被保護者に決定通知書及び医療券を交付することとなる。

この場合、要保護者が医療扶助のみの適用を受けるものである場合には、収入充当額から医療費を除く最低生活費を差し引いた額をもって本入支払額(自己負担額)とすることとなる。

なお、保護変更申請書(傷病届)に基づき医療扶助の決定をした場合で、他に適当な方法で決定を知らせることができるときは、決定通知書を省略してもよいこととしている。

(2) 変更決定

保護の開始は申請保護の原則がとられているのに対し、変更の決定は必ずしも申請を前提とするものではなく、また、生活保護法第25条(職権による保護の開始及び変更)により変更の決定を行う場合もある。

次のような場合には、変更決定を行うこととされている。

医療扶助実施方式

- ア 本人支払額を変更すべきことを確認したとき。
- イ 指定医療機関を変更すべきことを確認したとき。
- ウ 入院から入院外に、又は入院外から入院に変更すべきことを確認したとき。
- エ 老人保健施設入所から通所に、又は老人保健施設通所から入所に変更すべきことを確認したとき。
- オ 医科から老人保健施設に、又は老人保健施設から医科に変更すべきことを確認したとき。
- カ 医科から歯科に、又は歯科から医科に変更すべきことを確認したとき。
- キ 他法による負担の程度に変更すべきことを確認したとき。
- ク 診療中に施術、治療材料、看護又は移送の給付を必要とすることを確認したとき、又はこれらの給付につき変更すべきことを確認したとき。
- ケ 検診命令に従わない場合で医療扶助の変更を必要と認めたととき。

(3) 医療券の発行

医療券は、被保護者が指定医療機関において受診する場合の受給資格の証明書であり、また、実施機関である福祉事務所が被保護者を指定医療機関に個別委託を行う委託書の性格をも有しているものである。さらに、指定医療機関はこの医療券により診療報酬の請求を行うものであり、いわば金券的性格をも併せ有している。このように医療券は、医療扶助の決定実施において非常に重要な書類であり、作成交付、修正等に当たっては慎重な取扱いが要請される。

保護は、暦月を単位として決定することとされており、また、診療報酬の請求、支払においても暦月を単位としていることもあり、医療券は暦月を単位として発行することとされているが、月の中途を始期又は終期とする場合には、有効期間を記載した医療券を発行することとなる。

〔問19〕〔決定通知書を省略できる場合とは〕

医療扶助運営要領第3の2の(4)のただし書中「保護変更申請書(傷病届)に基づき医療扶助の開始又は変更に関する決定をしたときで、当該通知書により通知する必要がない場合」とは具体的にどのような場合を指すのか。

〔参照〕法第24条第1項、第25条第2項、第26条第1項、医運第3-2-(4)

(答) 傷病届によって入院外の併給開始又は変更の申請があった場合で、明白に医療の必要が認められ、医療要否意見書の提出を求めることなく、必要な保護の決定後直ちに医療券を発行する場合を指すものである。

なお、保護の決定通知については、法第24条第1項に「保護の実施機関は、……申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない」と規定されており、法第25条第2項及び第26条第1項にも同趣旨の規定があるが、この決定通知書の送付は、保護の実施機関としての意思の確定内容を申請者に伝達する行政行為であり、要保護者は通常この通知書の送付を受けて初めて決定処分の内容を知り得るものであるから重要な手続であることはいうまでもない。

しかし、前記のような場合には、医療券を直接交付することによって十分決定の内容を伝達することができ、決定通知書の目的を事実上果たしているため、当該決定通知書の送付を省略して差し支えないとしているのであるから、医療券の発行の際に当該決定処分の内容を十分説明するとともに、決定通知書の送付を省略する旨併せて知らせる配慮が必要である。

(問20)〔診断が確定しない場合の保護の要否判定〕

患者の病状について、診断が確定しないため、所要医療費概算額及び診療見込期間が不明の場合は、保護の要否判定はどのようにして行えばよいか。

(答) 「 の疑い」として当面必要な診療計画の概要、診療見込期間及びその概算医療費について、医療要否意見書を徴し、医療扶助の診療報酬に照らして適当と認める診療計画である場合は、当該意見書に記載された医療費概算額によって保護の要否の判定を行うことが適当である。

なお、保護の要否の判定結果が「否」となった場合で、後日に診断が確定し、診療計画が著しく変更されたために医療扶助を必要とするような場合は、改めて保護の申請を行うよう指導されたい。

(問21)〔初診料・検査料のみの医療扶助〕

肺結核の自費外来患者として数か月甲医師の診療を受けていたが、医療費の支払に困り、保護申請の手続をとった。福祉事務所は甲医師の医療要否意見書の内

医療扶助実施方式

容を検討したところ不審の点があったので、更に乙医師から医療要否意見書を徴したが、乙医師は諸精密検査の結果肺結核ではなく、健康体であり診療の必要はない旨の意見であった。そこで福祉事務所はこの申請を却下したが、保護申請者は最低生活維持がようやくで乙医師への諸検査料の支払能力がないとき、福祉事務所は医療扶助としてこの検査料を支払ってよろしいか。

〔参照〕⑥第8 - 2 - (3)

(答) 当該患者の世帯について収入資産調査の結果被保護者となる場合において、乙医師への諸検査料を支払って差し支えない。

なお、被保護者となるかどうかの判定は、この場合にあっても局第8の2の(3)の要否判定例により取り扱うものである。

(問22)〔単給医療扶助における患者以外の世帯員について〕

医療扶助を単給として行う場合、患者以外の世帯員は被保護者であるのか。被保護者でないとすれば、他の世帯員は最低生活を行う法的義務はなく、したがって、本人支払額を納入すべき義務はないと思うがどうか。

〔参照〕法第10条、第27条、第61条、第62条第3項

保護の実施要領編問440〔医療扶助単給世帯の自己負担分納入の指導指示〕

(答) 法第10条の規定により、保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めることになっており、同条ただし書の規定によりいわゆる世帯分離の取扱いが行われた場合を除いては、患者以外の世帯員も被保護者と解すべきである。

したがって、本人支払額を滞納したり、あるいは法第61条の規定による届出を怠ったりするような場合には、福祉事務所としては当然法第27条に基づき、必要な指導又は指示を行うべきであり、この指導又は指示に従わないときは、法第62条第3項の規定の適用を考慮して差し支えない。

(問23)〔入院患者が外泊した場合の給食費の支給〕

医療扶助による入院患者が外泊した場合の給食費の取扱いは次のいずれの方法によるのか。

- 1 外泊期間中の患者の生活費については、一般生活費認定基準表に基づいて認定し、生活扶助として支給する。
- 2 病院から外泊期間中の飲食物などを現物で支給させ、入院料給食料の請求を認める。

〔参照〕局第6-2-(4)-ウ

(答) 外泊を認められた入院患者については、外泊期間中の主食などを携行させる取扱いはしないこととなっている。

したがって、設問の取扱いは、1によることとなる。

なお、外泊期間中の患者の生活費は、居宅基準生活費の飲食費相当分の額（第1類の経費に75パーセントを乗じて得た額）のほか、居宅基準生活費の燃料費相当分の額（第2類の表に定める基準額に20パーセントを乗じて得た額）を外泊日数に応じ日割で生活扶助として支給することとなる。

(問24)〔医療券を直ちに発行する取扱いの趣旨及び留意点〕

入院外医療扶助の併給開始、又は変更申請の場合で明らかに医療の必要が認められるときは、医療要否意見書の提出を求めることなく直ちに医療券を発行することができるようになっているが、この取扱いの趣旨及び留意点を承りたい。

〔参照〕医運第3-1-(3)、第3-3-(1)

課長問答(問2)〔市部福祉事務所における診療依頼書の交付〕

(答) 保護を実施する場合には、要保護者の需要の確認と、その需要を満たすための資力の調査が前提となるが、医療扶助の対象は極めて技術的な領域に係るので、その要否を判定するためには、単に医療の要否のみを確認するのでは足りず、所要医療費概算額、診療見込期間及び他法の給付の有無(さらに場合によっては入院の要否など)をも確認しなければならないので、医療要否意見書により指定医療機関等の専門家の意見を徴してこれらの事項を確認することを原則としているのである。

新規に保護を受ける者の場合は、これらのすべての事項について調査を行わなければならないが、そのために常に意見書を徴することが必要となるが、すでに保護を受けている者から医療扶助の申請があった場合には、医療の要否以外の事項については通常

医療扶助実施方式

調査をする必要がなく、また、医療の要否についても、特に医療のうち外来診療で足りるような場合には、すでに過去何回かの訪問指導の場を通じ当該ケースの実態が把握されているはずであり、必ずしも意見書を徴するまでもなくこれを判断し得る場合が少なくないと考えられる。

また、入院の場合も急性疾患の場合や初診の段階で直ちに入院を要とする場合、あるいは入院外医療の受給中であっても急激な症状の悪化等により直ちに入院を要する場合等入院することにつき時間的緊急性が認められる場合においても医療要否意見書の提出を求めることは実態にそぐわない点がある。

したがって、入院外及び入院医療扶助の併給開始又は変更申請の場合であって、医療の必要性が明白に認められ、かつ、活用すべき他法他施策がないと判断されたときは直ちに医療扶助の開始を決定し、医療券を速やかに申請者に交付しようというものである。

また、すでに保護を受けている世帯から、保護変更申請書(傷病届)の提出があったときは、すでに診療が行われてしまっていて医療扶助の決定が全く事後的に行われるという事例が少なくなく、これでは意見書を徴することの意味がなく、単に形式を整えるだけの意味しかないわけである。

このように正規の 절차를欠いたまま診療が行われ、事後的に医療扶助が決定されるという変則を生ずる原因は、もちろん、被保護者や指定医療機関側にも問題はあがる、医療扶助の決定に面倒な手続きを要し、医療券の発行が遅延しがちであるということに主たる原因があったといわなければならない。

そこで、できるだけ迅速に医療券を発行し医療券に基づいて診療が行われるようにするため、入院外については昭和35年6月、また、入院については昭和53年4月、医療扶助運営要領の一部を改正し、入院外及び入院医療扶助の併給開始又は変更申請の場合で医療の必要が明らかであって、かつ、活用すべき他法他施策がないと判断されるときは、医療要否意見書の提出を求めず、直ちに医療券を発行することができるようにしたものである。

福祉事務所は、このような意味から医療券の発行を迅速に行うよう努めるとともに、他方において、必ず事前に福祉事務所から医療券の交付を受けた上で受療するよう被保護者及び指定医療機関に対する指導啓発に力を注ぐべきである。

つぎに、郡部福祉事務所の場合には、従来、その管内に居住する被保護者が入院外

医療の給付を受けようとする場合は、保護変更申請書(傷病届)を町村長を經由し福祉事務所長に提出して医療券の交付を受け、当該医療券を指定医療機関に提示して受療することとされていたが、患者の早期治療の確保という趣旨から、現在は、町村長が被保護者からの入院外医療扶助の併給開始又は変更申請を受理した場合は直ちに診療依頼書(入院外)を交付し、被保護者をして受療させるとともに、当該保護変更申請書を福祉事務所長に送付することとしている。

なお、町村長が診療依頼書を交付できるのは、明らかに医療の必要が認められ、かつ、活用すべき他法他施策がないと判断される場合に限られるものである。

(問25)【保護施設入所中の被保護者の取扱い】

入院外医療扶助の併給開始又は変更申請で医療の必要が明らかである場合には、医療要否意見書の提出を求めることなく医療券を発行できるようになるが、この取扱いは保護施設等に入所中の者について医療扶助を行う場合にも適用してよいのか。

〔参照〕医運第3-2-(1)-カ

(答) お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

(問26)【婦人保護施設入所者の取扱い】

売春防止法に定める婦人保護施設の収容者に対して医療扶助を適用する場合にどのような取扱いをなすべきか。

〔参照〕医運第3-2-(1)-カ

(答) 医療扶助運営要領第3の2の(1)の力「保護施設等における医療の取扱い」に準じて取り扱われたい。

なお、保護施設の定員は20名以上であるが、婦人保護施設の中には定員20名未満の施設があり、これらの中には保護施設の場合と同様の施設内医療を期待できないものもあるので、この場合における医療扶助の取扱いについては施設の実情を把握の上、各都道府県(指定都市)において取扱いを統一することが必要である。

(問27)【保護変更申請書(傷病届)と学校保健法との関係】

要保護者の児童又は生徒が、学校保健法施行令第7条に定める伝染病又は学習に支障の生ずるおそれのある疾病にかかり学校において治療の指示を受けたときは、その医療費については学校保健法第17条の規定に基づき、地方公共団体が援助することになっているが、保護変更申請書(傷病届)のみでは、同法による援助が受けられるかどうかを確認し難い場合が多い。

このような場合、他法活用との関係においてどのように取り扱うべきか。

〔参照〕医運別紙第2号 - (12)

(答) 本人の申立てによる病状等から判断し、他に活用すべき施策があることが明らかである場合はまず当該他法に基づく申請手続を行うよう指導することが必要である。

また、囑託医と相談しても、この面接段階において他法該当の要否についての確かな判断がつかかねるケースについては、医療要否意見書の提出を求め、これに基づいて検討した上で医療扶助の適用の要否を判定すべきである。

(問28)【医療扶助単給世帯に係る複数の申請】

入院外医療扶助の変更申請の場合で明らかに医療の必要が認められるときは、医療要否意見書の提出を求めることなく直ちに医療券を発行することができるわけであるが、医療扶助単給世帯で他の世帯員が入院外の医療扶助の申請をする場合にもこの取扱いによってよいか。

〔参照〕医運第3 - 1 - (3)

(答) お見込みのとおり取り扱うものである。

(問29)【医療券の有効期間の取扱い】

「傷病届」により医療券を発行する場合に、傷病の診療見込期間が不明であるから、有効期間は月末までとして発行して差し支えないか。

〔参照〕医運第3-2-(5)

(答) 医療券の有効期間は、暦月を単位に必要な期間を画して発行することとなっている。

したがって、設問の場合には、福祉事務所において診療期間の見込みをたて得るときは有効期間を記して医療券を発行することになるが、実際上はこの見込みがたたない場合が多いと思われるので、そのときは月末までを有効期間として差し支えない。

(問30)〔「傷病名」欄の記載方法〕

「傷病届」に基づいて直ちに医療券を発行する場合、医療券の「傷病名」欄の記載はどうするのか。

〔参照〕医運第3-2-(5)-エ-(ウ)、(工)

(答) 「傷病届」に基づいて直ちに医療券を発行する場合には、指定医療機関から医療要否意見書の提出を求めないので患者の傷病名が確定しないが、このような場合には、医療券の「傷病名」欄は空欄のままとし、「備考」欄に症状などを記載して発行することとなる。

なお、指定医療機関で診断の結果傷病名が確定したときは、診療報酬明細書の「傷病名」欄に、これを記入し請求することとなっている。

また、医療要否意見書を徴した場合であっても、傷病名が確定しがたいときがあるが、その場合における取扱いも同様である。

(問31)〔統計上の病名分類〕

入院外の併給開始又は変更申請の場合で、明白に医療の必要が認められる場合には、傷病届に基づき直ちに医療券を発行することができることになっているが、医療券発行の際、傷病名が確定せず、病状を記載した場合の統計上の病名分類はどのようにしたらよいか。

(答) 結核、精神病及びその他の病名分類は、福祉事務所において可能な限りこれを把握して分類することとし、判定できないときは「その他」として分類することとされたい。

(問32)〔生母入院中、新生児に医療扶助を適用する場合の取扱い〕

医療扶助により入院中の患者に新生児が出生し、新生児についても医療の必要がある場合には、傷病届を提出させ、新生児に対して新たに医療券を発行する取扱いでよい。また新生児に名前が付けられない場合医療券の「氏名」欄はどのように記入したらよい。

(答) 前段については、お見込みのとおり取扱いによるものであるが、この場合の医療券の「氏名」欄には、生母の姓と命名前である旨記入して発行することとされたい。

(問33)〔医療券の修正及び補正〕

医療券の修正と補正が規定されているが、両者の関係如何。またいずれの場合も訂正は所長印によるべきか。

〔参照〕医運第3-2-(5)-カ、キ

(答) 医療券の修正とは、「本人支払額」欄の変更のように保護の要否に関係ある基本的事項に係る訂正であるのに対し、補正は、それ以外の軽微な事項に関する訂正の場合をいうものである。

そのいずれの場合も所長印を押印することが原則であるが、上記のような差に着目して、修正の場合は必ず決裁手続を経て所長印で訂正しなければならないのに対し、補正の場合は、「有効期間」の記載のように、医療の給付が適正に行われるための、いわば便宜上の措置であるので事務処理の迅速化を考慮し、決裁手続を要せず、取扱担当者の印で訂正することとして差し支えない。

なお、修正の例としては、上記の他に「患者氏名」、「性別」の記載の変更などが、また、補正としては、「傷病名」の記載の変更などが考えられる。

5 急迫保護等

被保護者が受診する場合は、あらかじめ福祉事務所又は町村役場に傷病届を提出して医療券又は診療依頼書の交付を受けた上で指定医療機関にそれを提出しなければな

らないが、被保護患者が急迫した状況にあるため医療券又は診療依頼書の交付を受けられないときは、福祉事務所長は、指定医療機関にその状況を説明してとりあえず必要な医療を受けさせ、事後速やかに医療券を交付することとなる。

(問34)〔休日、夜間における受診確保〕

休日、夜間等の福祉事務所閉庁時において急病のため受診する必要が生じた場合、医療券がないため一時的に医療費の支払いを余儀なくされることも予想されるが、その対応策はどのようにすればよいか。

(答) 福祉事務所閉庁時において急病になった場合は、とりあえず指定医療機関で受診し、翌日速やかに傷病届を提出して当該医療機関に医療券又は診療依頼書を届けることになるが、設問のような事態に対応するため、あらかじめ地域の医師会等と協議し、保護決定通知書等により被保護者であることの証明をすれば医療費の支払いをすることなく受診できるような措置を講じておくことが適当である。

(問35)〔修学旅行時における児童生徒の傷病への対応〕

修学旅行時において、児童又は生徒が急病のため受診しなければならない事態も予想されるが、それに備えてあらかじめ修学旅行期間に限って有効な被保護者であることの証明書等を交付することはできないか。

(答) お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

この場合において、修学旅行期間中に急病で医療を受けたときは、事後速やかに保護変更申請書(傷病届)を提出するよう指導し、また、地域の教育委員会にあらかじめその取扱いを説明するなどして遺憾のないように配慮する必要がある。

6 給付方針及び費用

(1) 診療方針及び診療報酬

医療扶助の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例によることになっている。

ただ、これによることができないとき及びこれによることを適当としないときは、

医療扶助実施方式

厚生大臣が別に定めることができるが、これは昭和34年5月6日厚生省告示第125号により定められており、その主な内容は次のとおりである。

- ア 歯科の歯冠修復及び欠損補綴の取扱いにおいて歯料材料として金は使用しないこと。
- イ 国民健康保険の診療方針及び診療報酬のうち、特定療養費の支給に係るものは指定医療機関及び医療保護施設には適用しないこと。
- ウ 70歳以上の者及び65歳以上70歳未満のねたきり老人に係る診療方針及び診療報酬は老人保健法の例によること。
- エ 国民健康保険の療養取扱機関が、国民健康保険法第45条第3項の規定による別段の契約を市町村で行っている場合には当該契約の定めによること。
- オ 指定医療機関が、指定権者である都道府県知事と健康保険法第43条の9第2項の規定による厚生大臣の定め例以内の額で協定を締結した場合には、当該協定によること。

〔問36〕〔病室の差額請求〕

被保護者が、たまたま普通病室が満床のためやむを得ず個室に收容され、当該指定医療機関から病室の差額について請求された場合、医療扶助でどう取り扱ったらよいか。

〔参照〕昭和49年3月29日保発第21号保険局長通知

昭和49年5月7日保険発第51号保険局医療課長通知

〔答〕 普通病室が満床のためやむを得ず個室に收容された場合においても、入院料額との差額は認められない。

病状上、個室への收容が必要な場合であっても同様である。

〔問37〕〔入院患者に対する暖房料の請求〕

入院中の被保護者に対して冬期暖房料(北海道を除く)の請求は認められないと思うがどうか。

〔参照〕昭和39年12月26日保文発第659号岩手県知事宛保険局長通知

(答) 健康保険においては、その暖房料が寄附又は協力料の名目であっても、それを診療報酬又は所定の診療報酬に附加して請求することは認められないところであり、お見込みのとおり医療扶助においても同様である。

(問38)【結核予防法第34条の公費負担申請の協力料等を保護の要否判定に適用することの可否】

結核予防法第34条による公費負担申請のための診断書の記載料又は手続の協力料は、他の一般医療費と同様、保護の要否判定に適用して差し支えないか。

(答) 差し支えない。

(問39)【入院治療について嘱託医と主治医の意見に相違ある場合の取扱い】

福祉事務所嘱託医が入院患者の医療要否意見書を審査したところ退院可能と判定し、指定医療機関にこの旨を連絡したが、指定医療機関は入院が必要であると回答してきた。このため嘱託医は、指定医療機関と意見の交換を行ったが、話合いがつかなかった。この場合、福祉事務所としてはどのような措置をとるべきか。

〔参照〕医運第3-2-(1)-ウ

(答) 福祉事務所嘱託医は、単なる書面審査だけでなく、必要に応じ指定医療機関に出向いて実地に検討し、主治医と話し合っていることと思われるが、その結果においてこのようなケースが生じた場合は、速やかに都道府県(指定都市)本庁に協議し、その結果に基づいて退院の要否を決定することとなる。

(問40)【同一疾病により国保の被保険者が医療扶助患者となった場合の初診料の取扱い】

同一医療機関における同一患者の同一の疾病又は負傷について、国民健康保険の被保険者から医療扶助患者となった場合、改めて医療扶助において初診料を請求することが認められるか。

〔参照〕昭和32年7月31日保険発第112号保険局健康保険課長・船員保険課長連名

通知

(答) 同一指定医療機関における同一の患者の同一の疾病又は負傷についての診療が、国民健康保険の被保険者から医療扶助患者となった場合であっても、その切換えの際に初診料を算定することは認められない。

(問41)【初診料の算定について】

開設者が変更したことに伴い従前の医療機関は廃止し、新開設者の申請に基づき、新たに医療機関の指定を行った。その後、従前の指定医療機関当時から患者のほとんど全員につき初診料を請求している事例があるが、医学的に初診といわれる行為があれば初診料を算定できると考えてよいか。

(答) 原則的に開設者の変更のみでは、初診料は算定できない。ただし、患者の病態変化等により、受診時に医学的に初診と考えられる行為があれば算定できる。

(問42)【主治医の許可を得て外泊中である患者への往診料】

精神病院に入院中の医療扶助患者が主治医の外泊許可を得て帰宅中、病状に変化が生じ、医師の往診を受けたが、医療扶助でこの往診料が支払えるか。

(答) 外泊許可を得て帰宅中に病状の変化により往診を受けた場合、当該患者が入院中である指定医療機関からの往診であれば、それは入院治療の一連の医療行為であるから往診料の算定は認められない。

しかし、当該患者が急迫した状況にあるため、やむを得ず付近に所在する他の指定医療機関等の医師の往診を求めた場合にはこの限りではない。

(問43)【外泊中に準備した給食費の請求】

主治医の許可を得て外泊した医療扶助による入院患者が、帰院予定日の予定時刻に帰院せず、そのため指定医療機関が当該患者のために調製した食事が無駄となった場合、その食費は請求できるか。

(答) 給食に係る診療報酬は、現実に患者に給与したのものについてのみ支払われる

のが原則であるが、設問の場合には、帰院予定日の食事のうち帰院予定時刻以後に給与すべきものに限り、例外的に医療扶助の給付対象として差し支えない。

(問44)〔精神保健法の規定に基づく仮退院の期間と医療扶助の取扱い〕

県内精神病院の一部では精神病院入院患者について治療上の必要から1週間ないし10日間程度の外泊をさせることがあるが、この外泊中の入院料等について、健康保険と精神保健法とでその取扱いに差異があるように思われるが、医療扶助においてはどのように取り扱うべきか。

〔参照〕昭和27年9月29日保険発第237号保険局医療課長通知

昭和38年7月18日衛発第568号公衆衛生局長通知

(答) お見込みのとおり、精神病入院患者が特定の病状により試験外泊を必要とすることがあるが、この場合、健康保険においては院長の承認によって保護義務者に同伴させ、5～7日間位の予定で家庭療法を行わせる場合、保険給付として室料及び看護料は請求して差し支えないこととされている。

一方、精神保健法第40条の規定に基づく仮退院中の精神障害者の経過観察に要する費用として、同法の国庫負担の対象として室料及び看護料を請求し得る期間は14日以内とされている。

医療扶助においては、治療上真に必要と認められる場合に限り健康保険の取扱いに準じて取り扱うこととされたい。

(問45)〔精神保健法第29条の措置入院患者の併発疾病〕

精神保健法第29条の規定に基づく措置入院患者の併発疾病について、すべて同法による公費負担の対象となると解するがどうか。

〔参照〕昭和29年11月17日社発第904号社会局長・公衆衛生局長連名通知

昭和36年12月2日衛発第957号公衆衛生局長通知

(答) 精神保健法による措置患者が精神障害以外の疾病を併発した場合におけるその疾病に対する医療費については、原則として精神保健法により負担するものであるが、当該措置患者を収容している精神病院外の医療機関で医療を受けた場合には、公

医療扶助実施方式

費負担の対象とはされないことになっている。

なお、当該病院において、歯科その他の合併症の治療を行うことができない場合には、他の適当な国若しくは都道府県の設置する精神病院又は指定病院に転院させることについて、同法の措置権者である都道府県知事に要請する等慎重な配慮が必要である。

〔問46〕〔結核予防法による命令入所患者の併発疾病〕

結核予防法第29条の規定に基づく命令入所患者が結核以外の疾病を併発した場合の医療費については、同法第35条による公費負担の対象となると解するがどうか。

〔参照〕昭和29年11月17日社発第904号社会局長・公衆衛生局長連名通知

昭和36年9月22日衛発第757号公衆衛生局長通知

昭和37年5月16日衛予第22号公衆衛生局結核予防課長通知

〔答〕 お見込みのとおり、一般に医師又は歯科医としての診療の必要があると認められる場合に限り結核予防法により負担されるものである。

〔問47〕〔入院措置の解除と医療扶助との関係〕

精神保健法第29条の4の規定により入院措置が解除された要保護者から、医療扶助による入院の申請があった場合、措置入院解除即入院不要と考えて、入院を認めないこととしてよいか。

〔参照〕昭和40年8月24日衛生第27号秋田県厚生部長宛公衆衛生局精神衛生課長回

答

〔答〕 措置入院が解除された要保護者について、これを医療扶助において即入院不要と一概に割り切ることはできない。

すなわち、措置の解除は単に入院を継続しなくても自傷又は他害のおそれがない状態となったことを意味するに過ぎず、病状によってなお入院を要する場合があるので、医療扶助による精神病入院要否検討の一般の例と同じく慎重に検討し、福祉事務所において入院の要否について疑義があると認められるものについては、これを都道府県

知事に協議し、その結果に基づいて入院の要否を決定することになる。

〔問48〕〔月末に翌月にわたり投薬した場合の取扱い〕

月末に翌月にわたって投薬した場合は、投薬月の診療報酬明細書にその分を含めて請求してよいことになっているが、翌月の初めから医療扶助廃止の決定を行った場合、保護はすでに廃止されているにもかかわらず、事実上は廃止後数日分の投与をしているので決定と事実の不一致を生ずるが、この場合の事務処理はどうしたらよいか。

〔参照〕昭和38年6月3日保文発第329号秋田県保険課長宛保険局医療課長回答

〔答〕 この取扱いは健康保険における取扱いと同様に、主として請求事務の簡素化を図ったものである。

すなわち、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」(昭和32年4月厚生省令第15号)第20条第2号のホによれば、内服薬は1回2日分を標準とし、外用薬は1回5日分を限度として投与している(特殊の事情がある場合において必要があると認められるときは1回14日分又は30日分を限度としている)ので、普通2日ないし3日分の投薬が行われることになる。例えば、3月31日に2日分の投薬を行った場合、本来の方法によると、これを3月請求分と4月請求分に分けて各月に請求することとなり、請求事務が煩雑となるので、その手続を簡素化したわけである。この問題は、医療扶助の場合、医療券の有効期間との関連から、月末のみならず月の中途においても有効期間を超過して投薬するという現象を生ずるが、投薬の日の属する月に要した医療とみなして取り扱うこととされたい。

なお、インシュリン等の自己注射のための注射薬は、1日14日分を限度として投与しているが同様の取扱いとなる。

〔問49〕〔支払基金の審査委員会の申合せによる診療〕

精神病に対し県支払基金審査委員会の申合せにより内服普通薬の1剤は一応認めているが、これに対しての見解を伺いたい。

〔答〕 精神病に限らず医療扶助の診療は、必要不可欠な最少限度に止むべきである。

医療扶助実施方式

したがって、いずれの患者にもいずれの場合にも、要不要の区別なく一律に内服薬を投与することを承認するという事は医療扶助の趣旨に反するものであるから、認められない。

なお、設問のような申合せを行っているときは、県保険課とも連絡の上、県支払基金審査委員会にこの趣旨が十分徹底するよう要請することが必要である。

(問50)【特別な場合の塗抹検査の省略はよいか】

結核菌検査を行うに当たっては、塗抹検査を行い陰性のときに培養を行うのが原則であるが、指導検査結果をみると、連続数か月引き続いて培養検査の結果が陰性のときは、翌月は塗抹検査を省略して培養検査を行っている。このように塗抹を省略することは原則に反するが、合理的であると考えられるのでこれを認めて差し支えないと思うがどうか。

(答) お見込みのとおり認めて差し支えない。

(問51)【初診時の検査の程度について】

初診の場合の検査は、診断に必要な最少限度のものになっているが最少限度とはどの程度のものであるのか。また、その程度を超えていると認めた場合には福祉事務所長において減額査定してよいか。

〔参照〕医運第3-1-(5)

(答) 初診時における検査の最少限度の程度を各種の傷病について明確に示すことはその性格上困難であるが、医療扶助の診療方針からみて必要最少限度の範囲において考慮すべきである。

したがって、医療要否意見書の傷病名及び病状上から判断して適当でないものについてはそれを除外して支払うこととなるが、囑託医が検討した結果、疑義があると認められたものについては、本庁に協議することとされたい。

(問52)【時間外診療】

農繁期や稼働時間の都合などにより、午後以降において受診しなければならない

い患者についての診療報酬は、時間外取扱いによるべきか。

〔参照〕昭和33年10月20日保険発第139号保険局医療課長通知

昭和34年5月13日保文発第3607号社会保険診療報酬支払基金宛保険局医療課長回答

(答) 設問のような患者が多い場合には、当然指定医療機関に対して、指定医療機関医療担当規程第4条に基づき患者のために便宜な時間を定めて診療を受けるよう措置すべきであることはいうまでもない。

この場合の診療報酬を時間外の取扱いにするかどうかについては、同条の規定が医師法第19条（医師の応招義務）に対応する入念規定であることから、これによって直ちに時間外加算を認めないとするわけにはいかないので、それぞれ指定医療機関との話し合いにより、例えば午後8時までを実態的な診療応需態勢にあるものとして（診療時間内と同様な取扱いで診療を行っている場合）時間外の取扱いを行わないように取り決めるべきであろう。

ただし、医師が一人の診療所などで医師の診療応需態勢が前記のような状況におかれていない場合は、時間外の取扱いを行わざるを得ないので、指定医療機関の実態を十分考慮すべきである。

(問53)〔往診日に入院した場合の往診料の請求〕

医療要否意見書により、当日往診して、初診の結果直ちに入院を要する状態であり、当日入院を承認し、入院した場合、入院医療券には往診料請求欄がないがどのようにするか。

(答) 医療券の取扱いは、入院診療分と入院外診療分のそれぞれについて入院医療券又は入院外医療券を発行することが原則である。

しかし、設問のような場合は、わざわざ入院と入院外の医療券を発行する実益が認められないので入院の医療券のみを発行することとし、入院医療券の診療報酬明細書の摘要欄に入院外診療分の内容を「注」として記入しておくこととするのが適当である。

(問54)〔囑託医が検診した場合の検査料等の請求方法〕

福祉事務所の囑託医を指定して検診を実施した場合の検診料は初診料を除き検査料などについて支払って差し支えないこととなっているが、この場合は甲、乙いずれの診療報酬点数表によるべきか。

(答) 福祉事務所の囑託医が検診を実施した場合の診療報酬は、当該囑託医が開業しているときはその採用している診療報酬点数表により、また医療機関に勤務している場合は当該医療機関において採用している診療報酬点数表により支払って差し支えない。

なお、囑託医がこれらに全く関係のない場合には当該囑託医の希望する診療報酬点数表により支払って差し支えない。

(問55)〔A医療機関にX線撮影設備がないためB医療機関に依頼した場合の検査料の請求〕

A指定医療機関にX線撮影設備がないためB指定医療機関に撮影を依頼した場合の検査料はどのように請求させるべきか。

〔参照〕昭和31年8月27日保険発第152号保険局医療課長通知

昭和33年3月31日保険発第35号社会保険診療報酬支払基金理事長宛保険局医療課長通知

(答) A指定医療機関の依頼によりB指定医療機関で単にレントゲン写真を撮影した場合のように、Bが検査設備をAに提供したにとどまる場合は、その検査料はAにおいて請求させる。

なお、設備提供に対する報酬は、AとBとの話合いの上、AからBへ支払うこととなる。

また、BにおいてAの依頼により診察及び読影をも行った場合は、Bにおいて初診料及びレントゲン検査料を請求しても差し支えないので、この場合は、Bから診察料・検査料請求書によって福祉事務所長に直接請求させることが適当である。

以上の取扱いは、健康保険の取扱いに準じたものである。

〔問56〕〔義眼の洗滌請求は認められるか〕

義眼の洗滌に医療扶助を適用することができるか、できるとすれば、請求点数を教示されたい。

〔参照〕昭和43年9月12日保険発第92号保険局医療課長通知

〔答〕 一般的にはほとんどの場合素人でも洗滌することができるが、ごく例外的に、義眼を装着した初めのうちだけ取りはずすことができない場合があり、専門医の処置を必要とする場合がある。また、健康保険においては、義眼に異常を感じるため医師の処置を受けた場合の費用は、甲表においては基本診療料に含まれ、乙表においては眼処置の点数を請求できることとなっている。

したがって、真に洗滌を必要とすると認められれば医療扶助の対象として差し支えない。

〔問57〕〔精神病患者の一般病棟への収容〕

精神保健法第48条は精神障害者の精神病院など施設以外への収容禁止を規定しているが、この規定は同法第29条、同33条又は同34条に該当する者のみで、入院時において病覚があり理非を弁別できる状態にある患者(例えば精神分裂の軽症者、老人病質性痴呆症など)は、医療法第27条による精神病床として許可されていない一般病床へ収容することは差し支えないか。もし収容することができるのであれば、当該病棟について認められている基準看護の加算は認められると解してよいか。

〔参照〕昭和33年10月7日衛発第919号京都府知事宛公衆衛生局長回答

〔答〕 精神保健法第48条(施設以外の収容禁止)の規定は、同法第3条に規定されている精神障害者の範囲に含まれているものについて同法による措置入院、医療保護入院又は仮入院たると、あるいは自由入院たるとを問わず、すべて適用されるものである。

したがって、診察の結果、精神障害者と診断された場合には、その患者を一般病棟に収容することは認められないものである。

医療扶助実施方式

ただし、昭和33年10月7日衛発第919号京都府知事宛公衆衛生局長回答に示されているとおり、特に神経症患者などの場合には、いろいろの種類、程度があって、医学的にも判定が困難とされているのであるが精神障害者に含まれないと診断された患者については同法第48条の規定は適用されないものである。

なお、精神保健法48条の規定が適用されない患者を一般病棟に収容した場合の基準看護の加算については、お見込みのとおりである。

(問58)〔結核患者を一般病棟へ収容した場合の入院料の取扱い〕

一般病棟は1類看護、結核病棟は2類看護の承認を受けている指定医療機関が、結核患者を外科手術のため一般病棟に収容した場合、入院料の取扱いはどうすべきか。(何類看護で請求させるべきか)

(答) 1類看護の請求を行わせて差し支えない。

なお、結核患者は通常、結核病棟に収容すべきものであるが、例えば、外科手術を行う患者を一定期間一般病棟(外科病棟)に収容することを通例としているときなどは一般病棟への収容は差し支えないものである。

(問59)〔入院中の施術料金の請求〕

指定医療機関の整形外科等に入院中の患者に対して施術を行う必要がある場合において、当該医療機関に施術師(あん摩マッサージ師)がいないため外部から法による指定施術師を招いて施術を行わせた場合の施術料の請求については、当然当該医療機関の責任において行うべき業務の一部を便宜上施術師に行わせたものとして医療機関から施術料を含めて請求させることが適当と考えられるかどうか。

(答) お見込みのとおり診療報酬点数表所定の点数により、医療機関から診療報酬として請求させるものである。

(問60)〔医療扶助の診療報酬の不服申立て〕

指定医療機関は、知事が決定した診療報酬額に不服がある場合、再決定を求め

ることはできないが。

〔参照〕法第53条第5項、医運第5 - 2 - (1)

〔答〕診療報酬額の知事決定については、法第53条第5項の規定により、行政不服審査法による不服申立てを行うことができないことになっており、これに不服な場合には訴えを提起して争う以外に法律上の方法はない。

したがって、生活保護法の体系では、知事決定に対する再決定の請求はできないし、このための手続規定も設けられていない。

なお、知事決定後において、指定医療機関の申出等を契機として当該決定処分の内容に誤りが発見されたような場合に、当該決定処分を取り消し、再決定することは可能であり、知事決定の明白な誤りはこの方法により救済することが適当であろう。

〔問61〕〔老人ホーム等の嘱託医が指定医療機関の立場で入所者の診療を行った場合の診療報酬の取扱い〕

老人福祉法による老人ホームの嘱託医(有給)として週2回入所者の診療を行っている生活保護法による指定医療機関たる医師が、当該老人ホームにおける診療設備、医薬品、医療器具等の制約があるため、重症患者については医療扶助を申請せしめ、自己の開設する指定医療機関として治療を行っている。

このような場合、診療報酬請求に際して、初診料及び往診料の請求はできるか、できないとすればその根拠を教示願いたい。また、注射投薬の際の再診料についてはどうか。

〔参照〕昭和35年5月23日保文発第3883号宮城県保険課長宛保険局医療課長回答

〔答〕老人ホームの嘱託医の職務の範囲と生活保護法の指定医療機関の医師として当該老人ホーム入所者たる患者に対し診療を行った場合の診療方針及び診療報酬との関係であるが、老人ホームにおいて嘱託医が行う入所者に対する医療処遇は、(1)施設内健康管理、(2)当該老人ホームの医療設備及び医薬品等により行い得る程度の診療であり、その内容にはおのずと限界がある。

したがって、施設における医療処遇の限界を超えた医療処置を必要とし、医療費の自己負担が困難である者については、生活保護法による指定医療機関(嘱託医が開設

医療扶助実施方式

又は勤務している医療機関を含む)に対し、その者に必要な医療を保護の実施機関(福祉事務所)が医療扶助により委託することとなるものである。

この場合、設問の初診料については、「学校医が学校検診を行うため学校に向き検診を行った結果、例えば、トラホームの患者を発見し、爾後において当該疾病に関する治療を自己の開設する医療機関において開始した場合は初診料の算定はできない」と同様に、老人ホームの嘱託医が勤務日に行う医療管理の過程において入所者の疾病を発見し、これに対し自己の開設又は勤務する指定医療機関で治療を行う場合は、初診料の請求はできないものである。

つぎに、往診料の取扱いであるが、前述のように、当該老人ホームにおける医療処遇の限界を超え、医療扶助により保護の実施機関から委託された患者を診療する場合は嘱託医としての身分ではなく、指定医療機関の医師として行った診療行為であるので、当該患者が老人ホームで病状に変化を来したために往診した場合は、嘱託医としての勤務日に当該患者に対し診療を行った場合を除き、往診料の請求はできるものである。

また、注射投薬の際の再診料については、当該老人ホームにおける医療処遇の限界を超え、医療扶助の適用を受け保護の実施機関から委託された患者を診療する場合に限り、たとえ嘱託医の勤務日であったとしても指定医療機関の医師として行う診療行為であるから、その診療の報酬たる再診料の請求は当然行って差し支えないものである。

〔問62〕〔他法公費負担医療との併用患者の併発疾病に係る医療券〕

総合病院において、入院外で結核予防法第34条(適正医療)と生活保護法との併用で診療を受けていた患者が、結核予防法第34条の適用を受けない疾病が発生し、他の診療科において生活保護法のための診療を受けた場合、明細書の作成方法如何。

〔参照〕昭和51年10月21日社保第171号社会局保護課長通知

〔答〕 結核予防法第34条と生活保護法との併用となる診療料に係るものは、公費負担医療と公費負担医療の併用の者に係る明細書を使用することとし、生活保護法のための診療料に係るものについては福祉事務所から交付される官給の明細書を使用するこ

となる。

なお、総合病院でない医療機関の場合は、併用の者に係る1枚の明細書にすべてを記載するものである。

(2) 調 剤

調剤の給付は、医療機関の内部処方により医療機関が自ら給付する方式と、医師の発行した処方せんにより薬局が調剤して給付する方式があり、我が国においては、いわゆる医薬分業が進んでいなかったこともあり、医療機関が診療の給付と併せて調剤の給付を行っていたのが一般的であったが、昭和49年10月の診療報酬点数表改正を機に医薬分業の推進が図られることとなったため、今後医療扶助においても徐々に調剤の給付が増加すると思われる。指定医療機関が被保護者に処方せんを発行したときの医療扶助における調剤の給付の方式は、まず被保護者がこの処方せんを指定薬局に提出して調剤の給付を受ける。指定薬局はこの調剤券により医療機関の場合に準じて調剤報酬の請求を行うこととなる。

(3) 治療材料

医療扶助における治療材料は、被保護者の最低生活を守る立場から医療保険においては認められていないものについても相当広範囲にわたって認められており、治療の一環として必要とする場合に治療材料券により現物給付することとされている。

なお、治療材料券は医療券と同様の性格を持つものであるが、治療材料の性格から、有効提示期間は発行の日から10日間であり、また所定の治療材料の1回限りの交付によってその効力を消滅するものであるので、その発行に当たっては、被保護者、取扱業者等に十分周知徹底を図る必要がある。

(問63)〔血液提供業者の団体等に属する者から血液の提供を受けた場合の取扱い〕

輸血に使用する生血の提供を受けた場合、血液料金の治療材料としての支給方法はどうすればよいか。

昭和24年5月24日保文発第924号保険局医療課長通知

医療扶助実施方式

(答) 被保護者からの申請に基づいて、指定医療機関からは傷病名及び生血を必要とする理由などについて、提供者からは血液料金の見積額について、それぞれ給付要否意見書(治療材料)による意見又は見積りを求めた後、真に生血が必要と認められる場合は、現物給付として支給することが適当である。

血液料金については、その地域における慣行料金が地方の事情によって相違するので、各都道府県ごとに妥当と認められる価格を定めているが、一般に血液提供業者の団体等に属する者から血液を受けたときは、その協定料金相当額を治療材料費として支給することは、やむを得ないものである。

ただし、その額は、その地域における慣行料金以内の額とし、2種以上の慣行料金が併存するときは低額の慣行料金の額によるものである。

なお、配偶者、親子、兄弟等の親族から血液を提供された場合は治療材料費を支給することはできない取扱いとなっている。

また、現物給付によりがたい事情にある場合は金銭給付として本人に支給することもやむを得ないときがあろう。

(問64)〔輸血に使用する場合の生血と保存血との相違〕

輸血に生血を使用することが必要と認められる場合、治療材料として給付することができることとされているが、保存血を使用する場合との具体的な相違を示されたい。

(答) 保存血を使用して輸血する場合は、診療報酬として、輸血料及び血液製剤(薬事法に規定する人の血液から製造した医薬品)としての薬価を算定できることになっている。

これに対し、生血を使用する必要がある場合(症例としては少ないと思われるが、人工心肺装置使用、血液型不適合による新生児溶血性疾患など)には、医療機関においては、診療報酬として輸血料のみを算定でき、血液代(血液料金)については、治療材料として現物給付することとしている点が相違点である。

(問65)〔手術時における多量のサラシ〕

膀胱手術を受けた被保護患者が、その患部を覆うため多量のサラシを必要とす

る場合、そのサラシを医療扶助の材料として認められるか。

〔参照〕昭和49年10月12日保険発第113号保険局医療課長・歯科医療管理官連名通知

(答) 手術に際して通常必要とされている衛生材料は、診療報酬の所定点数中に含まれることとなっているため医療扶助の治療材料として支給することは認められない。

なお、処置及び手術に際して使用した薬剤並びに特定の治療材料(その範囲は「慢性疾患並びに特定の薬剤、治療材料等及びその価格」(昭和56年5月29日厚生省告示第98号)の別表6に定められている)を使用した場合は、処置及び手術の点数にその費用を加算することができることとなっている。

(問66)〔コルセット運搬に要する旅費の請求は認められるか〕

コルセットの製作者が、汽車などを利用しなければならないような遠距離にある要保護者の家庭に出張した場合に、その出張旅費をコルセットの価格に含めて請求させても差し支えないか。

〔参照〕昭和18年8月23日保健保発第227号保険局健康保険課長通知

(答) コルセットの価格にすでに製作者の出張旅費が含まれている場合とそうでない場合があるが、明らかに含まれていない場合であって、設問の如く遠距離に出張したものと認められるときは、当該出張旅費の最低限度の実費を価格に含めて請求させて差し支えない。

なお、近距離で、通例自転車・オートバイなどによって出張営業しているような製作者の場合には別個にその出張旅費を請求させることは適当ではない。

(4) 老人訪問看護

老人訪問看護の給付の流れは、被保護者が福祉事務所長に対し老人訪問看護の申請を行い、それを受けた福祉事務所長は、医療機関から要否意見書を徴取し、その要否につき判断し、給付が必要であるとの決定をした場合は、被保護者に対し老人訪問看護券を発行する。老人訪問看護券を発行された被保護者は、都道府県知事(指定都市

医療扶助実施方式

の長)と協定を結んでいる老人訪問看護事業者(以下「事業者」という。)から老人訪問看護の給付を受けることになる。

老人訪問看護に要する費用(老人保健法対象者以外の基本利用料に相当する費用を含む。)については、老人訪問看護を行った事業者は、あらかじめ都道府県知事、市長又は福祉事務所を設置する町村長と審査支払の委託契約を結んでいる支払基金に対し請求し、支払を受ける。支払基金は、都道府県知事、市長又は福祉事務所を設置する町村長に対し支払った金額を請求し、支払を受けるものである。

ただし、基本利用料以外の利用料に相当する費用及び老人保健法対象者の基本利用料については、事業者は、直接、福祉事務所長へ請求するものである。ここで、基本利用料以外の利用料に相当する費用について、福祉事務所長は、医療扶助における老人訪問看護の給付対象及びその費用を、事前に事業者と明らかにしておかなければならない。

なお、日常生活上必要とされる物品の提供については、その費用は生活扶助費の中に含まれるものであり、医療扶助の給付対象とはならないので留意されたい。

(問67)〔老人訪問看護に係る基本利用料以外の利用料に相当する費用〕

医療扶助において、老人訪問看護に係る基本利用料以外の利用料に相当する費用の対象として、いかなるものが認められるか示されたい。

〔参照〕医運第3-6の2

(答) 医療扶助医療扶助において、老人訪問看護に係る基本利用料以外の利用料に相当する費用の対象になるものとしては、平均的な老人訪問看護時間を超える老人訪問看護並びに営業日以外の日及び営業時間以外の時間における老人訪問看護に係る差額費用、看護人が老人訪問看護に要する交通費等が考えられる。

については、一般的には、このような老人訪問看護の必要性は生じないと考えられるが、福祉事務所において真に必要な事情があると認められれば、社会通念上妥当、適切な額を給付して差し支えないものである。

また、については、必要最少限度の実費を給付するものであるが、給付に当たっては、社会通念上妥当、適切であり、その費用について確実に認定できるものでなければならない。

なお、日常生活上必要とされる物品の提供に要する費用については、生活扶助費の中に含まれているものであり、医療扶助における老人訪問看護の給付対象外となるものである。

福祉事務所長は、基本利用料以外の利用料に相当する費用の対象等について、事前に事業者と明らかにしておかれるよう留意されたい。

(問68)〔老人訪問看護事業者が複数の老人訪問看護ステーションを開設している場合の協定方法について〕

一の老人訪問看護事業者が複数の老人訪問看護ステーションを開設している場合の協定方法は、老人訪問看護事業者のみと締結するするのか、あるいは、老人訪問看護ステーションごとに締結するのかが教示されたい。

〔参照〕医運第3-6の2

(答) 一の老人訪問看護事業者が複数の老人訪問看護ステーションを開設している場合は、それぞれの老人訪問看護ステーションごとに締結されたい。

老人保健法においては、老人訪問看護事業者が複数の老人訪問看護ステーションを開設する場合、老人訪問看護事業の適正な運営を確保するため、個々の老人訪問看護ステーションごとに、事業所の形態、職員の配置等につき規定があり、指定を行うことになっている。生活保護においても、老人訪問看護事業の適正な運営の確保という観点から、個々の老人訪問看護ステーションと協定を締結するべきものである。

(5) 施術

施術には、柔道整復、あん摩・マッサージ、はり・きゅうの種類があり、これらの給付についても、医療の給付と同様の手続により行うこととしているが、施術の性格から、柔道整復師が打撲又は捻挫の患部に手当をする場合及び脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合を除き、医師の同意を要する。特に、はり・きゅうについては、一つの独立した治療体系に近いもので医師の治療と競合することが多いため、給付対象は、指定医療機関による医療の給付を受けても所期の治療効果が得られないもの又は今まで受けた治療経過からみて治療効果があらわれていないと判断されるものを対象とするので留意する必要がある。

(6) 看護

基進看護承認病院外の病院、診療所に入院している者で、病状上看護の必要があると思われるもの、いわゆる a、b、c 要件(医運第3の8の(3)のアの(ア))に該当していると思われるものについて、要否意見書等により要否を判定し看護婦等による付添看護を給付する場合は、看護券により、病状に応じて1か月以内の承認期間を定めて給付することとしている。

なお、月の中途開始により月をまたがるときは、翌月分の看護券を同時に発行することとされているが、1か月以上看護を必要とする場合には、承認期間は月末までとし、翌月分については改めて追加申請させることとしている。

ただし、b要件に該当する場合は2週間ごとに、また、c要件に該当する場合であって、2人付看護又は3人付看護のときは2か月ごとに追加申請させることとしている。

(問69)〔付添看護の例外的承認はあり得ないか〕

基準看護施設である病院は、特別の事情がある患者に対しても、看護の例外的な承認はあり得ないものなのか、承りたい。

〔参照〕医運第3-8-(3)

昭和33年8月25日保発第53号保険局長・医務局長・公衆衛生局長連名通知

(答) 基準看護施設に収容されている患者に対しては、看護の適用を行うことはできない。これは、基準看護施設自体において患者の病状に応じた一切の看護を行われなければならないためであって、患者の個人付添いを必要とするような医療機関に対しては基準看護の承認を行うことができないからである。

(問70)〔健保と生保の看護承認期間が異なる場合の取扱い〕

被保護者である健康保険の被扶養者に対する看護の給付に当たり、健康保険と医療扶助との間においてその承認期間を異にする場合はどのように取り扱ったらよいか。

(答) 医療扶助における看護の承認要件は健康保険の例に準じて取り扱うこととなっているので、本来両者の看護承認期間に差異の生ずべきはずはないものであるが、

万一照会のような事例が起きたときは、福祉事務所嘱託医による看護要否意見書の検討並びに主治医への病状照会、更に必要に応じ当該患者の現地調査等を行ってその承認期間について検討し、社会保険事務所と連絡をとって十分協議の上、両者の間にくい違いを生ずることのないように処理することとされたい。

〔問71〕〔看護料の内容について〕

看護料の支給基準による料金には、看護婦などの寝具料、食事代、交通費が含まれているのか。

〔参照〕医運別紙第6号 - - 4

〔答〕 看護は、病院において重症患者を常時監視し、又は随時適切な処置を行うために必要とされるものであって、このような業務に携わる看護婦などとしては、当然自らの寝具及び食費の準備を必要とするものである。

したがって、医運別紙第6号「看護料の基準」備考4に示すとおり、その対価となるべき看護料(賃金)は、その算定基準において、看護に必要な一切の経費(寝具料、食費、交通費などがもちろん含まれている)を考慮して定められているものである。

〔問72〕〔MRSA(メチシリン耐性黄色ブドウ球菌)感染者に対する看護料〕

MRSA感染者が、基準看護の承認を受けていない指定医療機関に入院し、看護を受けた場合、看護人(家政婦協会等)から、割増しの看護料を請求された場合、その請求金額を支払ってよいのか教示されたい。

〔答〕 MRSAは、ペニシリンに対し耐性をもった黄色ブドウ球菌による感染症であり、皮膚や傷口からの皮膚感染が、主な感染経路である。その特徴として、抗生物質が効かなく、抵抗力が強い、感染力が非常に弱く、健康な人には、まず感染しない、主な感染経路は、皮膚や傷口からの皮膚感染である。そして、手術後の患者に感染した場合は、肺炎や肺血症などといった重症感染症に発展する場合もある。

MRSAは、上記のとおり、極度に身体が衰弱している者以外に感染することは、通常考えられないので、看護人に感染することはあり得ないものである。したがって、看護人から、MRSAに感染するという理由で、割増の看護料を請求された場合、割増

医療扶助実施方式

になる根拠がないものである。

MRSA感染者に看護人を付けるに当たっては、これらのことを踏まえ、看護料については、事前に看護人（家政婦協会等）とその金額を明らかにし、円滑な看護給付が行われるよう留意されたい。

(7) 移送

医療扶助による移送の給付対象は、患者が受診する場合等の患者自身に係る移送費用、患者移送のために真にやむを得ない事情により付添人を必要とするときの付添人の移送費用、医師の往診等に伴う費用等が認められている。

移送の給付においても、他の項目の給付方法と同様に要否意見書により必要性を判定し、乗車船券等又は必要な金銭を給付する等の方法で行うこととしているが、明らかに移送の必要性が分かり、かつ、費用についても確実に認定できる場合には、要否意見書の提出を求めなくともよいこととされている。

なお、移送の給付は他の給付方法と違い給付券により行うのではなく、乗車船券等又は必要な金銭の給付により行うこととされているので、その旨の記録を保存し、原則として領収書を徴する必要がある。

(問73)〔自家用車による往診の燃料代の算定方法〕

往診のため、医師が自家用車を使用した場合、その燃料代(ガソリン代)を認めることになっているがその算定方法を具体的に教示されたい。

〔参照〕医運第3-9-(2)

(答) 自動車の燃料消費量は、車種、地形及び道路の良否等によりかなり相違があり、全国一律にその価格を決めることは困難であるので、各県ごとに、次の方式により1km当たりのガソリン代を算出し、これにより所要燃料代を認定することとされた。

$$\frac{1 \text{ 当たり単価(小売現金取引価格)}}{1 \text{ 当たり走行距離}} = 1 \text{ km当たりガソリン代}$$

(問74)〔自家用車による往診の燃料代の支給方法〕

往診のため、医師が自家用車を使用した場合、その燃料代を認めることになっているが、この支給は次のいずれかによるべきか。

- 1 往診の都度医療機関から福祉事務所へ請求させるべきか
- 2 1か月分まとめて請求させるべきか
- 3 給付要否意見書(移送)が必要か

〔参照〕医運第3-9-(2)

(答) 被保護者から1か月分をまとめ、指定医療機関から請求書など事実を証するに足る書類を添付させて、保護変更申請書(様式第18号の1)を提出させる。

なお、事実を証するに足る書類は、給付要否意見書(移送)の部分を適宜補正して使用しても差し支えなく、福祉事務所払の医療費として指定医療機関から受領書を徴することとする。

(問75)〔給付要否意見書(移送)の見積りについて〕

給付要否意見書(移送)の所要経費見積りは、地区担当員でもできると思うが、逐一取扱業者の見積りを要するか。応急の場合、病院輸送について、ハイヤー、汽車、バスのすべてを利用しなければならない場合などもままあるが、事務的に非常に不便である。

(答) 移送は最少限度のものを原則として現物支給するものであるが、福祉事務所において明らかに承知できるような費用については取扱業者の見積りを求めることなく処理して差し支えない。

7 他法関係

我が国の医療保障制度は、医療保険制度を中心としてそれぞれの目的に応じた公費負担医療制度等から成っており、その主な制度を示すと、表2のとおりである。

生活保護制度は、保護の補足性の原理により他法他施策の活用を図った後なお不足がある場合に初めて保護が適用されるものであり、医療扶助においても例外ではない。

医療扶助実施方式

他制度において、予算的な制約等により医療扶助を適用しなければならない事例もあるが、原則は他法他施策が優先されるものであり、医療扶助が他制度の肩代わりとならないよう十分留意する必要がある。

なお、国民健康保険制度については、国民健康保険法第6条第6号により、被保護者は保護を停止されている場合を除き同法の適用除外とされるため、保護の決定実施に当たっては、要保護者、市町村当局、指定医療機関等の関係機関と十分連絡調整を図り適正な実施を行うことが必要である。

表2 医療給付制度一覧

優先順位	制度・法律	対象者	対象疾病等	実施主体(窓口)	給付率	摘要
A	戦傷病者特別援護法	療養の給付	戦傷病者(戦傷病者手帳所持者)	公務上の傷病	都道府県	10割
		更生医療		公務上の傷害		
B	結核予防法	命令入所(35条)	結核を伝染させるおそれの著しい者	結核	都道府県及び保健所政令市	"
		適正医療(34条)				一般患者
B	精神保健法	措置入院(29条)	自傷他害のおそれのある者	精神病	都道府県	10割
		通院(32条)	通院患者			5割
C	業務災害補償関係医療(労災法ほか)	被用者	業務上の災害	保険者	10割	
D	医療保険(健保)	被保険者、被扶養者	一般	"	健保本人 9割 健保家族 { 外来 7割 入院 8割	
D	医療保険(国保)	"	"	"	国保一般 7割 退職被保険者 8割 退職被保険者家族 { 外来 7割 入院 8割	
D	老人保健法	医療保険の加入者で70歳以上の者及び65歳以上70歳未満のねたきり老人等	一般	市町村	10割	一部負担あり(定額)
D	日本体育・学校健康センター法(児童、生徒等の災害共済給付制度)	共済加入学校等の生徒等(小、中、高校、高専、幼稚園、保育所)	学校管理下における災害による傷病	日本体育・学校健康センター(窓口、学校)	3割+1割	被保護者は除く
E	公害健康被害の補償等に関する法律	認定患者	指定疾病	都道府県及び政令で定める市	10割	
E	学校保健法	要保護又は準要保護世帯の児童、生徒で学校から治療指導を受けたもの	伝染病その他学習に支障のある疾病	学校を設置した都道府県又は市町村	10割	

医療扶助実施方式

E	更生医療（身体障害者福祉法）	18歳以上の身体障害者	障害の除去、軽減のための手術等	市町村	10割	所得に応じた費用徴収あり
E	育成医療（児童福祉法）	18歳未満の障害児	〃	都道府県及び政令指定都市	〃	〃
E	療育の給付（ 〃 ）	児童	結核	〃	〃	〃
E	小児慢性特定疾患治療研究事業	〃	フェニールケトン尿等特定の疾患	〃	〃	
E	特定疾患治療研究事業	対象疾患患者で医療保険の自己負担のある者	スモン、ペーチェット病等特定の疾患	都道府県	〃	
E	妊娠中毒症等療養援護費の支給	低所得世帯の妊産婦	妊娠中毒症、糖尿病等	都道府県及び保健所政令市	所得により一定限度額内	
E	養育医療（母子保健法）	未熟児		〃	10割	所得に応じた費用徴収あり
B	原子爆弾被爆者の医療等に関する法律	認定疾病医療（7条）	原子爆弾被爆書	原子爆弾の傷害作用に起因する傷病	国（都道府県、長崎市又は広島市）	〃
E		一般疾病医療（14条の2）	原子爆弾被爆者	一般疾病		

- (注) 1 以上のほか、伝染病予防法（患者収容）、性病予防法（命令治療、入所）らい予防法（勤奨・命令入所）、優生保護法（優生手術）等の公費負担医療制度がある。
- 2 優先順位は医療給付制度が重複した場合の費用負担についての一般原則によりランクづけたものである。

〔問76〕〔従前、国民健康保険の被保険者であった者が保護決定後において国保による受診をした場合の取扱い〕

国民健康保険法による被保険者が生活保護法の新規申請を行ったのち、受診（療）行為があった場合、生活保護の決定とともに被保険者であった被保護者に対する一部負担の返戻、過誤調整事務等、煩雑な手続を要するため、昭和49年度の運営要領の一部改正により金銭給付することが認められたが、これの具体的な取扱いについて教示されたい。

〔参照〕医運第5-4-(4)

課長問答(問8)〔保護の決定に際しての国民健康保険法との関係〕

(答) 1 国民健康保険の被保険者に対して生活保護法による保護の開始の処分が行われたときは、当該被保険者はその旨を国民健康保険法の定めるところに従い保険者たる市町村の長等に届出することになっているので、その届出に基づき速やかに資格喪失の処分がなされ、かつ、その連絡が遅滞なく行われることにより、国民健康保険団体連合会が被保護者に係る診療報酬を支払うという事例は、通常は起こり得ないものと考えられる。

2 例外的にこのような事例が生じた場合における被保護者に係る一部負担金等については、領収書等により確認の上、金銭給付することとされたい。

また、保険者負担分については、保険者から被保険者であった被保護者に対する不当利得返還請求書に基づき金銭給付することとされたい。

なお、月の中途開始の場合にあっては、生活保護法負担分と国民健康保険法負担分の振り分けは、医療機関の協力なしには困難なので、不当利得返還請求書の審査に当たっては慎重な取扱いを行う必要がある

(問77)〔医療費貸付金との関係〕

保護開始申請者に対する生活福祉資金(療養資金)活用の指導は、どのようにしたらよいか。例えば、必ず療養資金の貸付申請をさせ、その却下を待って医療扶助を適用する取扱いは行きすぎか。

〔参照〕医運別紙第2号 - (10)

(答) 生活福祉資金(療養資金)は、低所得者が医療費を負担できないために治療を遅らせその結果病状を悪化させ、ひいては被保護階層に転落するようになることを防止する趣旨によるものであり、被保護者は貸付対象から除外されている。

したがって、一般に貸付申請を要件として保護の要否を決定することは適当でない。

なお、保護を要するほどに生活に困窮していないとして保護の申請を却下したときは、一般的にはこの貸付資金の貸付要件を具備する場合が少なくないので、このような場合にこそ、この制度の活用について積極的に配慮すべきであろう。

(問78)〔精神保健法第32条の通院医療との関係〕

「精神衛生法第32条に規定する精神障害者通院医療公費負担の事務取扱いにつ

医療扶助実施方式

いて(昭和40年9月15日衛発第648号公衆衛生局長通知)」第4によれば、同法第32条の規定に基づき公費負担の行われる医療の対象は、精神障害及び精神障害に附随する軽易な傷病に対して病院又は診療所に收容しないで行われる医療とすることとあるが「精神障害に附随する軽易な傷病」とは具体的にいかなるものか。また、往診による医療は、公費負担医療の範囲に含まれるか。

〔参照〕昭和41年2月8日衛精第7号公衆衛生局精神衛生課長通知

(答) 精神障害に附随する軽易な傷病とは「精神保健法に基づく公費負担による通院医療を担当する医療担当者によって通院による医療を行うことができる範囲の傷病とする。ただし、総合病院にあっては、当該診療料以外において行った医療は範囲外とする。なお、結核性疾患は、結核予防法に基づいて医療が行われるので範囲外とする。」ことになっており、また、後段の往診による医療も、往診料を含め公費負担医療の範囲に含まれるものである。

(問79)〔妊娠中毒症等療養援護制度との関係〕

生活保護法による医療扶助と妊娠中毒症等療養援護制度との関係について、次のことを御教示願いたい。

- (1) 保護開始申請世帯の世帯員が妊娠中毒症等にかかり受療の後、援護費の支給申請を行った場合であって、援護費支給の可否により保護の要否が決定されるときは、県衛生主管部長からの支給決定の通知があった後に保護の決定をしなければならないか。
- (2) 指定医療機関が妊娠中毒症等療養援護費を代理受領することになった場合、援護費の支給に伴う本人支払額は、医療券にどのように記載すべきか。
- (3) 妊娠中毒症又は糖尿病の患者が、月の25日以降に入院したため、その月の医療費全額が援護費によって賄い得ると認められる場合はその月の医療券を交付しなくてもよいか。

〔参照〕昭和39年9月30日社保第110号社会局保護課長・児童家庭局母子衛生課長連名通知

昭和53年7月7日児母衛第12号児童家庭局母子衛生課長通知

(答) (1)については、お見込みのとおり、援護費の支給決定を待って保護の要否を決定するものである。

なお、援護費の支給が決定されたときは、保健所長は福祉事務所長に対してその旨を文書によって連絡することとなっており、この連絡を受けた福祉事務所長は、速やかに保護の要否について判定を行い、要となった場合には当該被保護者に対して医療券を交付すること。

(2) 援護費の支給に伴う本人支払額の記載については、本人受領であるか代理受領であるかを問わず、本人支払額欄に援護費の額を朱書する等、収入との対比による本人支払額と区別すること。

なお、援護費の本人支払額は併給の場合にも生ずるので記入漏れのないよう留意する必要がある。

(3) 月の途中で入院した等、その入院日数が少ないため医療費が少額であると推定される場合は、指定医療機関に対し当該月の医療費所要見込額を照会し、その結果、援護費によってまかないうると認められた場合は、その月の医療券は、交付しないこととして取り扱って差し支えない。

したがって、翌月の医療券を交付する場合の援護費支給に伴う本人支払額は、援護費支給額から前月の医療費を控除した残額となる。

(問80)〔集団検診と医療扶助〕

市町村が成人病対策として保健所に委託して心臓病又はガンの集団検診を行った結果、当該疾病に該当の疑いありとされたものが精密検査を受ける場合、これについて医療扶助を適用してよいか。

〔参照〕昭年39年3月18日保文発第176号長野県社会部長宛保険局医療課長回答

(答) 集団検診の結果精密検査を行う必要があると認められる場合で、当該市町村が集団検診の一環として精密検査を行わない等他に活用すべき施策がないときは、当該精密検査を医療扶助の対象として取り扱って差し支えない。

なお、このような場合の精密検査は、健康保険においても療養の給付の対象とされるので、その活用に遺漏のないよう留意されたい。

(問81)〔原爆医療法との関係〕

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第14条の2第1項の規定によって一般疾病医療費の支給対象から除かれている「遺伝性疾病」には、優生保護法の別表に示す遺伝性精神病のすべてを含むか。

また、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第14条の2第1項の規定に基づく厚生大臣の定める負傷又は疾病」(昭和35年8月厚生省告示第230号)第1号の「原子爆弾の放射線を浴びた時以前にかかった精神病」と前記「遺伝性疾病」の関係はどうか。

〔参照〕医運別紙第2号 - (5)

(答) 設問の前段については、優生保護法の別表1に定める遺伝性精神病(精神分裂病、そううつ病、てんかん)のすべてを含むものである。

また、後段の厚生省告示にある精神病については、遺伝性疾病でない精神病を指すものである。原子爆弾の放射線を浴びた時以後にかかった遺伝性でない精神病については、一般疾病医療費支給の対象となるものである。

(注) 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律による一般疾病医療費の支給対象とならない疾病は、次のとおりである(同法第14条の2第1項及び昭和35年8月厚生省告示第230号)。

- (1) 遺伝性疾病
- (2) 先天性疾病
- (3) 原子爆弾の放射線を浴びた時以前にかかった精神病
- (4) 齲^う歯のうち第1度齲触(C₁)及び第2度齲触(C₂)のもの

なお、同法第7条第1項の規定による医療給付を受けることができる傷病が、この対象とならないことは、いうまでもない。

(問82)〔伝染病予防法との関係〕

被保護者が伝染病院以外の病院に入院中、伝染病にかかり、伝染病院又は隔離病舎に収容措置された場合、当該措置が継続される間の医療費は、伝染病り患前からの疾病(例えば高血圧)についての医療費を含め、伝染病予防法で負担され

ると解してよろしいか。

〔参照〕医運別紙第2号 - (2)

昭和29年11月17日社発第904号社会局長・公衆衛生局長連名通知

(答) 伝染病予防法第7条の規定に基づいて市町村長(保健所を設置している市にあっては保健所長)又は予防委員会が、伝染病院、隔離病舎その他適当な施設に収容した伝染病患者のうち、要保護者その他食費又は薬価を徴収することのできない生活困窮者については、お見込みのとおり、当該措置が継続する間の医療費は、すべて同法第21条第4号の規定により当該患者の発生地の市町村が支弁すべきものであり、生活保護法の医療扶助の対象とはならないものである。

(問83)〔優生保護法による優生手術〕

優生保護法第3条による優生手術は、同法の指定を受けていない医師によって差し支えないか。

〔参照〕医運第3-1-(3)-オ、別紙第2号-(1)

昭和29年11月17日社発第904号社会局長・公衆衛生局長連名通知

(答) 差し支えない。優生保護法上、同法の指定医師でなければ実施できないものは、人工妊娠中絶のみである。

(問84)〔性病予防法との関係〕

性病病院などが遠隔地にあるため患者の通院が困難であり、性病予防法による治療を受けることができない場合については、一般病院での医療扶助を適用して差し支えないか。

〔参照〕医運別紙第2号 - (3)

昭和29年11月17日社発第904号社会局長・公衆衛生局長連名通知

(答) 要保護者が性病に関する医療を受けようとするときは、性病予防法による性病病院若しくは性病診療所又は代用性病病院若しくは代用性病診療所と連絡をとり、当該性病病院などにおいて医療を受けさせることによって、医療扶助を適用する余地

医療扶助実施方式

はないのであるが、性病予防法による性病病院などが遠隔地にあって、病状上通院が困難であるか、あるいは通院できても、そのため多額の移送費を必要とする場合は、医療扶助を適用して差し支えない。

(問85)〔らい予防法との関係〕

らい予防法により、国立らい療養所に入所中のらい患者が、同法第15条第1項第1号の規定により外出の許可を得て外出中、突発的な疾病が発生した場合は、医療扶助を適用してよいか。

(答) 国立らい療養所へ移送することができない場合でやむを得ない理由により緊急に医療を必要とするときは、一般の取扱手続により医療扶助を適用して差し支えないが、当該患者に関する取扱いは疾病の特殊性から特に慎重に取り扱う必要があるので、まず都道府県衛生部のらい予防法主管課に連絡してから実施するようにすべきである。

なお、医療扶助を適用した場合であっても、可及的速やかに、国立らい療養所へ移送するよう考慮すべきである。

(問86)〔予防接種と医療扶助〕

健康保険で認められていない予防注射に係る経費は基準生活費のなかに含まれていると解してよいか。

(答) お見込みのとおりである。

第4 医療扶助指定機関

医療扶助は、医療扶助を取り扱う医療機関をあらかじめ指定し、この指定医療機関に委託して行いうゆる現物給付方式を原則としている。

医療機関の指定は、国が開設した医療機関については、厚生大臣が主務大臣の同意を得て、その他の医療機関については、開設者の同意を得て都道府県知事又は指定都市市長が行う。

この指定行為は、指定を受けた医療機関は、実施機関から委託を受けた被保護者に対し、法令、告示、通達等に基づき適正な医療の給付を行い、実施機関は、正当な報酬を支払うことを内容とする公法上の契約と解されている。

(問87)〔町村合併による所在地の変更〕

A市がB町を吸収合併したため、B町が開設していた指定医療機関である病院又は診療所については、その開設者が変わるとともに、その名称及び所在地表示に変動を生ずるに至ったときも、当該指定医療機関についての指定の効果は影響のないものと解し、単に名称、所在地の変更を告示するのみで足りるか。

〔参照〕省第14条第1項

昭和29年7月16日医収第261号医務局長通知

(答) 法における医療機関の概念は、医師等の個人ではなく、病院、診療所などを人的要素と物的要素に結合した一つの組織体としてとらえているのであって、その構成は極めて複雑であり、その内容は絶えず変動しているとみるべきである。

そこで、医療機関の一定範囲の内容の変動については、その状況を把握するため、生活保護法施行規則第14条第1項において変更、休廃止等の届出をさせることとしているのであるが、医療機関の所在地の変更(単なる所在地表示の変更を除く。)や開設者の変更のような場合は、医療機関の本質にかかわるものであって、その同一性が著しく損なわれる場合であるから、一旦廃止の届出をさせることとしている。

設問については、当該指定医療機関の開設者がB町長からA市長に変更されたのであるから、B町長の開設に係る指定医療機関は一旦廃止し、新たにA市長の開設に係

医療扶助実施方式

る医療機関として指定する取扱いを行うべきである。

なお、市町村合併又は町村の市若しくは町への昇格に伴う公立医療機関に係る医療法上の開設許可の取扱いは次のとおりであるが、医療法で一旦廃止の手続をとることとしている場合は、いずれも本法の指定医療機関についても同様に扱うべきものである。

1 吸収合併の場合

(1) 吸収した側の開設した病院、診療所又は助産所については、改めて開設許可を受ける必要はない。

(2) 吸収された側の町村の開設した病院等については、一旦廃止の手続をとる。

2 対等合併の場合

対等合併を行った町村の開設した病院等については、一旦廃止の手続をとった後、改めて開設許可を受けるべきである。

3 単独昇格

町村が単独昇格して市又は町となった場合、(その際町村の名称を変更した場合を含む) 当該町村の開設した病院等については、改めて開設許可を受ける必要はない。

〔問88〕〔開設者の死亡後相続人が引き継いでいる場合の取扱い〕

指定医療機関が開設者の死亡により廃止された場合に、その相続人等が引き続き経営し、本法の指定を受ける意思を有するときは、改めて指定の申請をさせることとなるが、廃止は理由の発生した日をもって決定し、指定は申請後調査などのため相当日数を経過してから行われているのが現実であるが、その間継続受療中の患者の取扱いに疑義があるので、このような場合には指定申請時にさかのぼって指定するのがよいと思うがどうか。

〔参照〕昭和32年7月18日保険発第104号保険局健康保険課長通知

昭和33年8月21日保険発第110号の2保険局健康保険課長通知

〔答〕 指定医療機関の開設者が死亡すれば、指定の効力が失われるので、廃止の手続を要することはいうまでもないが、相続人などが引き続き経営する場合であっても、通常は直ちに指定申請書が提出されないことが多く、また、審査のため改めて指定を

受けるまでに相当期間を要することが通例である。

しかし、指定の効力は、医療機関の指定の申請に対して都道府県知事又は指定都市の市長が同意した日(当事者双方の有効な意思の合致のあったとき)に成立するものであるから、原則として指定申請書の提出時にさかのぼって指定することは適当ではない。このような場合に医療機関として指定を受けない期間を生ずることがあり得る。

ただし、この指定を受けない期間中の被保護委託患者の診療については、引き続き指定を受ける意思があり、現に申請書が提出されている事情を考慮し、本法の診療方針によって診療が行われることを期待できるときは、転院などの措置を行う必要はなく、指定を受けるまでの間便宜的に指定医療機関に準じて取り扱って差し支えないであろう。

なお、このような場合に指定医療機関としての実質的な内容には変更がなく、単に開設者が変更したにとどまる場合が少なくないので、指定申請書の早期提出を指導する一方、都道府県又は指定都市側においても、可及的速やかに所要の審査を経て指定する配慮が必要である。

(問89)〔指定医療機関の公示事項〕

医療扶助指定機関の指定、変更、その他諸手続については、省令に規定されるところによって処理されることになっているが、次の事項について疑義があるので御指示願いたい。

- 1 施行規則第12条による指定告示に開設者の氏名又は名称は必要ないか。
- 2 開設者の異動については、届出手続を要しないか。
- 3 医療法第28条(管理者の変更命令)以外の管理者の変更は届出を要しないか。

〔参照〕省令第10条、第12条、第14条

(答) 1 指定医療機関の開設者の氏名又は名称の告示は要しないものである。

2 指定医療機関の開設者の人格の変更(開設者の名称上の変更を除く)の場合は、医療法上、医療機関として廃止及び新規開設の手続を要するものであり、本法の指定医療機関としても施行規則第10条及び第14条に基づき廃止及び新規指定の手続をとるべきものである。

3 医療法第28条以外の管理者の変更については届出を要しないものである。

医療扶助実施方式

ただし、必要と認めるときは、あらかじめこれが届出を要することとして指導することは差し支えないものである。

〔問90〕〔指定申請書が出された場合いかなる判断に基づいて指定を行うか〕

医療機関から施行規則第10条第1項の条件を具備した指定申請書が、都道府県知事(指定都市の市長)に提出された場合、いかなる判断に基づいて指定を行うか否かを決定すべきか。

〔参照〕法第49条、省第10条、第11条

〔答〕 医療扶助の給付は、保護の実施機関による医療券の発給のみでは完了せず、指定医療機関からの必要な医療を受けることによって、初めて完了するのであるから、指定医療機関の果たす役割は、実質的に非常に重要なものである。すなわち、法において委託を受け、医療扶助の現物給付を行う指定医療機関は、関係法令の定めるところに従って、誠実、適正に診療を行うものであることを要するものであり、法ではそのような保護の適正な給付を確保するため、指定医療機関制度を設けているのである。

したがって、法第49条の規定に基づいて行われる指定は、当該医療機関が本法における指定医療機関の地位を理解し、その地位に違背することなく責務を果たすという信賴的基礎を前提としているのである。

もちろん、指定制度は医療機関を理由なく制限しようとするものではないが、最小限度前記の信賴をもちうる必要があるとあり、指定者においてこのような信賴をもち得ない限り、指定を行うべきではない。法施行規則に都道府県知事(指定都市の市長)は、指定の申請があったものの中から指定を行うものとし(第10条第3項)、指定に際しては、医療機関の所在地の保護の実施機関の意見を聴かなければならない(第11条)と規定されているのも同様の趣旨と解される。

なお、実際問題としては、医療扶助としての医療に関しては社会保険の診療方針及び診療報酬の例に倣っている点が多く、また、被保護者が同時に被保険者又は被扶養者として、保険診療を併せて受ける場合も往々にしてあるから、保険診療に習熟している保険医が診療に従事している医療機関を指定するのが適当であろうし、あるいは結核予防法第34条に規定する内容の医療を行う医療機関である場合は同法の指定医療機関であることを必要とするものである。

(問91)〔届出を行わないため移転先が分からないものの取扱い〕

指定医療機関が規則第14条第1項第1号及び第2号に定める届出を行わず、所在地を変更し、移転先も分からないときは、一方的に取消しを行ってよいか。
また、その手続はどうしたらよいか。

〔参照〕省第14条第1項

(答) 指定医療機関の所在地が変更された場合には、前所在地の医療機関は廃止されているから、指定の効力も自然に消滅すると解すべきである。

したがって、設問の場合、前所在地に医療機関の存在しないことを発見したときは、その事実を確認の上、廃止の告示を行うことになる。

(問92)〔無届転居し新たに開業した場合の指定の取扱い〕

指定医療機関の開設者が無届で転居して新たに開業した場合(主に個人診療所)の指定は、どのように取り扱ったらよいか。

- 1 管内(県内)の場合は指導の上変更届を提出させるか、又は開設者より別段の意思表示がないので廃止の手続をとるべきである。
- 2 管外(県外)の場合は廃止の手続をとらせるべきである。

(答) 1 開設者の住所の移転により指定医療機関の所在地が変更した場合は、旧住所地の指定医療機関は廃止し転居先において新設した医療機関について改めて指定の申請手続をさせるべきである。

2 お見込みのとおり取り扱うべきである。

(問93)〔分院の指定は本院と別個に行うべきか〕

指定医療機関が分院を設けたときは、別にこの分院を指定医療機関として指定する必要があるか。

(答) 指定医療機関の分院が、医療法上本院と同一の医療機関として取り扱われている場合、すなわち単に本院と病棟を画しているに過ぎず、診療報酬の請求も分院と

医療扶助実施方式

して別個に行っていないなど、実態としては病床又は診療科目を増設したに過ぎない場合のほかは、分院も別個に指定すべきである。

(問94)〔検査によらないで不正を発見した場合でも指定医療機関の取消しができるか〕

不正のあった指定医療機関については生活保護法による行政措置を行う場合、次の点に疑義があるので教示願いたい。

関係診療録及び帳簿等は、検察当局に押収されており、生活保護法第54条による検査ができない状況にあるが、この場合警察関係の調査により相当の不正容疑があることを確認すれば、これに基づいて、生活保護法による行政措置(指定取消し)を行ってよいか。

〔参照〕法第54条、医運第6 - 2、3

(答) 指定医療機関の指定を取り消すことができるのは、法第54条による検査を行った結果、取消事由に該当した場合に限られている。

したがって、警察関係の調査により相当の不正容疑があることが予想されるときは、速やかに当該指定医療機関に対し実地に検査を行うことが必要である。

なお、診療録等関係書類が押収されているときは司法警察当局と連絡をとり借覧することが可能であるし、一般的には、関係書類の押収は患者処遇に支障を来さないよう押収期間が定められるので、押収書類が返還されるのを待って検査を行う場合もあるう。

いずれにしても検査を行わずに生活保護法による行政措置を行うのは適当でない。

(問95)〔指定医療機関の有期指定はできるか〕

立入検査を拒否したので指定取消しをしたところ、行政処分取消請求訴訟を行い、2年後に棄却の判決があり敗訴した医療機関から、その後、再指定について数回にわたり口頭あるいは文書をもって指定について申入れがなされたが、その都度相互の信頼がまだ十分に回復されていないとして指定しないまま今日に至ったものであるが、今回改めて正式に指定申請が提出されたので、関係機関の意見を聴き、また、種々調査した結果、

- 1 国民健康保険及び健康保険においては、診療行為及び診療報酬請求について特異な事項が認められないこと
- 2 行政訴訟敗訴後、非を認めて反省していること
- 3 指定取消処分後相当の期間経過し、その間当時の管理者も退職していること等も勘案の上、指定の期間を1か年として再指定してもよいと思うがどうか。

〔参照〕医運第4 - 1

(答) 期限を付して指定することは、特に積極的な根拠のない限り適当でないと解されるので、指定の基準に該当するものであれば期限を付することなくこれを指定するべきである。

なお、本件事例を含め、従前不適正な医療行為のため指定取消し等の行政処分を受けたことのある事例については、再指定された場合、特に随時適切な指導を行う等の措置を講じ、もって適正な医療の実施が図られるよう十分配慮することとされたい。

(問96)〔指定取消し後の再指定〕

指定取消し後、再指定の申請があった場合、適当と思われる時期に再び指定することはできないか。

〔参照〕医運第4 - 1

昭和28年6月10日保発第46号保険局長通知

昭和28年6月24日保険発第134号保険局医療課長通知

(答) 指定の取消処分を受けた医療機関が再び指定の申請を行った場合は、原則として取消処分を受けた日から2年以上を経過したものでなければ再指定することができないものであるが、単に2年以上経過しているだけではなく、取消処分を受けるに至った事由について反省のあとが顕著であるか、又は改善の事実が認められる場合でなければ再指定することは適当でない。

ただし、取消処分後2年を経過しない医療機関であっても、次の要件のいずれにも該当する場合は、再指定することとして差し支えない。

- ア 取消処分を受けるに至った事由について改善の事実が認められること。
- イ 健康保険法においても再指定を行っていること。

ウ 地域医療確保のため必要であること。

〔問97〕〔施術所を開設していない施術者の指定の取扱い〕

施術者の中には、出張営業のみで一定の施術所を開設していないものがあるが、
施術機関の指定に当たっては、施術所を開設しているものに限定してもよいか。

〔参照〕法第49条、医運第4 - 4

〔答〕 施術機関及び助産機関の指定については、医運第4の3により医療機関の指定基準を準用することとしているが、医療機関の指定の対象としては、

- 1 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第1項に規定する病院
 - 2 同法第1条の2第2項に規定する診療所
 - 3 同法第5条第1項に規定する医師又は歯科医師(いわゆる往診医師又は往診歯科医師)
 - 4 薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第5項に規定する薬局
- の4つがある。

前記3の一定の医業をなす場所を有せず、専ら往診のみにより診療を行う医師は、機関指定の原則に反するかに見受けられるが、これらの医師は形式的には医師個人であっても実態上は病院、診療所等に勤務する医師とは自らその性格を異にしており、これを医療機関の中に包含することは機関指定の原則には何ら矛盾しないものと考えられるのであって、法第49条の「本人の同意を得て」という規定における「本人」には、往診医師の場合について開設者という概念に当たらないので、本人の同意を得る趣旨と解されている。

したがって、設問の施術所を開設していない出張専門の施術者は、上記3に準じて取り扱うこととし、出張施術専門であるとの理由で指定対象から除外することは適当でない。

〔問98〕〔指定の辞退を拒めるか〕

指定医療機関から廃止の届出があった場合に、都道府県知事又は指定都市の市長は、法第51条第1項(30日以上の予告期間を前提とする指定の辞退)の規定を

根拠として当該届出の受理を拒むことができるか。

〔参照〕法第51条第1項、第50条第2項

〔答〕 指定医療機関が廃止された場合が法第51条第1項の指定の辞退に該当するかどうかは、法文上明確にされていない。

しかし、医療機関の指定が当該医療機関の存続を前提とするものであること及び医療機関の廃止自体について医療法上何らの規制の存しないことを考えれば法に医療機関の廃止につき明文の規定がない限り、廃止の際にも30日以上予告期間を要すると解釈する余地はないであろう。〔ちなみに、健康保険法においても保険医療機関の指定の辞退に際しては1か月以上の予告期間を設けることとなっている(同法第43条の11)が医療機関の廃止の場合には予告期間を要しないものと解釈されている。〕

ただし、現実には、指定医療機関の廃止の際には委託中の患者の転医などの問題が生ずることは、指定の辞退の場合と同様であるので、指定医療機関の開設者は、これを廃止しようとするときは、事前に、都道府県知事又は指定都市の市長及び患者を当該医療機関に委託している福祉事務所に対し廃止の旨を連絡し、委託された患者の適切な措置につき考慮することが必要である。

また、都道府県知事又は指定都市の市長は、法第51条第1項の規定を根拠として廃止の届出の受理を拒むことはできないとしても、あらかじめ廃止に伴う問題を解決した上その手続をとるよう、法第50条第2項の規定により指定医療機関に対して指導することができるのであり、この場合の指導に対し、指定医療機関は当然従わなければならないのであるから、このような場合には極力指導により事態を解決すべきものと考えられる。この場合、指定の辞退におけると同様最小限1か月の余裕を見込んだ上で廃止することとすべきである。

〔問99〕〔指定取消しの場合の患者の移替えの時期〕

指定医療機関がその指定を取り消されることが予想される場合、あらかじめ被保護患者の移替えを行って差し支えないか。

〔答〕 設問の場合における被保護者の委託替えは、当該指定医療機関が同意した場合を除き、指定の取消しが確定した後において行うべきである。

第5 診療報酬の審査及び支払

1 診療報酬

指定医療機関に係る医療扶助については、診療報酬の審査及び決定は、社会保険診療報酬支払基金法に定める審査委員会、特別審査委員会又は日本鉄道共済組合の医療に関する審査機関の意見を聴いて都道府県知事又は指定都市市長が審査し、額の決定を行うこととされており、支払は当然のことながら費用負担者である都道府県知事又は市町村長が行うこととしている。

これらの審査及び支払事務については、社会保険診療報酬支払基金等との委託契約により支払基金等に委託して行われている。

なお、急迫等真にやむを得ない事由により非指定医療機関等へ委託した被保護者に係る診療報酬の審査及び支払は、社会保険診療報酬支払基金法施行規則により、社会保険診療報酬支払基金に委託することができないため、非指定医療機関から被保護者を委託した福祉事務所長へ請求させ、福祉事務所長は、都道府県知事又は指定都市市長による審査及び決定を経た上当該非指定医療機関等へ支払うこととしている。

〔問100〕〔請求漏れによる診療報酬の請求〕

知事(市長)決定支払後において、指定医療機関が請求漏れを発見し、その診療報酬の請求があった場合は、診療月分の医療券を再発行すべきものか。

なお、再発行による請求の場合、審査支払事務費は別に支払うものか。

〔参照〕医運第5-2、3

〔答〕 請求漏れの部分については、原請求との総体において審査決定する必要があるため、請求漏れの請求である旨を明記した医療券(診療報酬明細書)を発行し、当該診療月の請求内容明細を添付した理由書を付して一般の診療報酬とは別に請求させるのが適当である。

なお、この場合、審査支払の事務費を再度支払うことなく、過誤額は過誤調整により処理するものである。

(問101)〔指定医療機関において電算機(コンピューター)によりレセプト作成をした場合の請求方法について〕

医療扶助においては、診療報酬の請求は「生活保護法医療券・診療報酬明細書」によっているが、指定医療機関において電算機によりレセプト作成をした場合でも、診療報酬明細書への記入は、必ず手書きによる記入方法でなければならないのが教示されたい。

(答) 近年、指定医療機関においてはコンピューターを導入し、レセプトを作成する例が増加してきている。その場合、コンピューターからは請求省令の様式(レセプト)で紙が出力される。保険制度の請求であれば、コンピューターから出力されたレセプトの紙をそのまま使って、支払基金等に対して請求できるが、被保護者(いわゆる生保単独分)については、官給のレセプト方式(生活保護法医療券・診療報酬明細書)を採っているため、そのままでは請求できない。

その場合は、「生活保護法医療券・診療報酬明細書」の診療報酬明細書部分にコンピューターから出力された紙を切り貼る等によって作成し、請求する取扱いをして差し支えないものであり、必ずしも、手書き等で、直接記入するということは必要としない。

(問102)〔診療報酬等の年度区分〕

指定医療機関の診療報酬、施術料、看護料等医療扶助費の支払年度区分について教示されたい。

〔参照〕昭和39年6月1日社保第47号保護課長通知

(答) 診療報酬についての支払年度区分は他の扶助費と同様、地方自治法施行令第143条第1項第5号の規定に基づき当該診療報酬等に係る支出負担行為をした日(支出決定の日)の属する年度をもって支払年度区分とすることとされている。

また、治療材料等特定の物品を現物給付するもの(物件契約を伴うもの)についての支払年度区分は、上記施行令第143条第1項第4号の規定に基づき、契約に基づく物品の納入があり、かつ検収があった日の属する年度とされている。

(問103)〔基準看護・基準寝具設備の承認を受けている指定医療機関が承認基準を維持していない場合の取扱い〕

基準看護、基準給食、奉養寝具設備の承認については、医療扶助運営要領により、健康保険法に基づく保険医療機関であって同法による承認を受けている場合は重ねて本法において承認を得ることを要しないとされているが、指定医療機関の立入検査を行った結果、これらの承認基準を維持していないと認められる病院がある。この場合、直ちにこの基準加算分の請求を認めないという措置はとらず、健康保険所管課に通報することとしている。

しかしながら、入院患者の大部分が医療扶助による入院患者であり、健康保険患者に対する影響が少ない病院の場合は、健康保険所管課による調査が遅延する傾向があるが、このような場合においても、生活保護法の診療報酬について基準加算の算定を認めないという措置を独自に決定することなく、やはり健康保険所管課に当該承認の取消しについて要請し、取消しのあった後に基準加算請求分について返還等所要の措置を講ずべきであると思うがどうか。

(答) お見込みのとおり取り扱うものである。

(問104)〔現在使用を認められていない薬品の調剤の審査〕

薬局用の調剤報酬明細書を審査したところ、その内容に現在使用が認められていない薬品が調剤されていた場合の取扱いについて承りたい。

〔参照〕法第52条

昭和31年10月6日保文発8012号舞鶴市国保課長宛保険局医療課長回答

昭和31年10月6日保文発8013号佐賀県知事宛保険局長回答

(答) 薬局もまた指定医療機関として指定を受けている以上、法第52条に規定する診療方針に則って医療(調剤)を担当すべきであることはいうまでもない。そして、この診療方針としては、具体的には保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年4月厚生省令第16号)の規定の例によることとなっている。

したがって、指定医療機関たる薬局としては、上記規則に定められているとおり、

使用を認められた医薬品以外の医薬品を使用して調剤してはならない(同規則第9条)のものであり、被保護者が調剤券と処方せんを提示して調剤を求めた場合には、その処方せんに記載された薬品が使用を認められているものかどうかを確認した後に調剤すべきである。もし、その薬品が使用を認められていないものであった場合には、その処方せんを発行した指定医療機関(病院及び診療所)にその旨連絡し、訂正してもらった上調剤を行うべきである。

設問の場合は、このような指定医療機関として当然払うべき注意を怠り、使用を認められていない薬品を使用して調剤を行ったのであるから、その薬剤料及び調剤料の請求を認めることはできない。

また、このような処方せんを発行した病院及び診療所の取扱いも本法の診療方針に反することはいうまでもない。

〔問105〕〔調剤券による診療報酬明細書の審査要領〕

調剤報酬は、指定医療機関の医師の発行する処方せんに基づいて調剤した結果の請求であるから、審査は困難であるが、どのようにすればよいか。

〔答〕 調剤報酬の審査に当たっては技術上いろいろな困難もあるが、例えば、同一患者の同一月分についての診療報酬明細書と突き合わせを行う等の方法によって、適正な調剤又は処方であるか否かを審査検討することとされたい。

〔問106〕〔支払基金審査後知事決定を行った額は、支払基金審査委員会の意見に拘束されることなく決定してよいか〕

指定医療機関から請求された診療報酬について、支払基金審査委員会の審査後知事(市長)決定を行ったその額は、支払基金審査委員会の意見に拘束されることなく都道府県(指定都市)独自に決定してよいか。

〔参照〕法第53条第3項医運第5 - 2、3

〔答〕 法的には差し支えない。単なる計算上の過誤又は法による診療方針に反するなど修正を要することが明白である場合は、過誤調整を行う。

しかし、これ以外は意見を付してこれを支払基金審査委員会に再審査を請求するこ

診療報酬の審査及び支払
とが望ましい。

なお、支払基金審査委員会における審査が終わった後、都道府県知事(指定都市市長)より疑義その他の申出を行った場合の取扱いについては、その案件について軽重難易の差があり、種々問題を生じやすいのであらかじめ審査委員会と十分に話し合いをつけておき、当事者間に争いのないよう留意する必要がある。

しかし、具体的適用に当たり、個々の診療内容に関し協議がととのわない場合には、一方的に知事(市長)決定を行って差し支えないことはもちろんである。

(問107)〔知事決定後、個別指導の結果によって減点する場合の支払基金への再審査依頼〕

支払基金審査委員会において審査を終了し、知事(市長)決定した診療報酬明細書について都道府県(指定都市)において個別指導を実施した結果、診療内容に問題があると思われるものがある場合及び明らかな事務上の誤りが認められる場合、当該請求額の処理はどう行うべきか。

〔参照〕法第53条第3項、医運第5 - 2、3

(答) 指定医療機関に対する個別指導の際、診療内容に問題があると認められるときは、医療機関側の意見を聴取の上、十分な指導を行うこととされたい。

また、明らかな事務上の過誤については、再び支払基金審査委員会の意見を徴する必要はなく、直ちに過誤調整して差し支えない。

(問108)〔知事決定中に基金審査結果について指定医療機関の閲覧を許可できるか〕

支払基金審査委員会の審査終了後、都道府県知事(指定都市市長)の診療報酬明細書の審査実施中に、指定医療機関からその審査結果について閲覧を申し立てた場合これを許可すべきか。

(答) 知事(市長)の審査実施中に診療報酬明細書の閲覧を許可することは審査の公正を維持する上に支障を来すことともなるので、この場合閲覧を許可することは適当でない。

なお、知事(市長)決定後において、必要に応じ個々にその内容を説明するか、また、個別指導の際この点の指導を考慮すべきである。

〔問109〕〔災害のため診療録等を流失した場合の診療報酬の支払〕

災害のため診療録などを流失した場合の診療報酬の請求は、どのように取り扱うべきか。

〔参照〕昭和34年10月16日社発第554号社会局長通知

〔答〕 福祉事務所は、まず診療録などの流失について確認した上、その旨を朱記した医療券を発行し、医療機関に対しては、当該月に診療を行った被保護者の個々についての診療内容を調査させ、前月分の診療報酬明細書等確実な基礎に基づく請求書を作成して福祉事務所へ提出するよう指導することとし、請求書の提出があった場合は、その診療内容が確実な基礎に基づいて請求されていることを確認した上、支払基金へ送付する。

なお、やむを得ない理由によって前述のような請求が不可能であるときは、その事実を確認の上、前3か月間における診療報酬実績の平均月額をもととして、当該月の診療報酬を請求させることとして差し支えないが、この場合においても、福祉事務所は、当該請求額の妥当性を確認した上、支払基金へ送付するものである。

2 診療報酬以外の費用

診療報酬以外の施術、治療材料費等に係る費用の審査及び支払については、福祉事務所長が行うこととしており、各給付券等により請求を行わせ、各給付要否意見書等給付決定時の書類等と照合する等の審査を行い、請求額が適正なものであることを確認した上請求者に支払うこととしている。

〔問110〕〔施術料は減額査定できるか〕

施術料(柔道整復、あん摩・マッサージ、はり・きゅう)の支払いは福祉事務所長が審査の上これを行うことになっているが、審査の結果適当でないと思われる場合は、減額査定ができるか。できるとすればその法的根拠を教示されたい。

また、審査要綱といったものはないのか。

(答) 前段については、生活保護法による保護の基準(昭和38年4月厚生省告示第158号)別表第4に基づく都道府県知事又は指定都市市長と施術師組合との協定条項によるものである。

後段の審査要綱についても、現在のところ、前記の協定条項のほかには特に定められていない。

3 金銭給付

医療扶助は、現物給付を原則としているが、保護がそ及決定されたとき等真にやむを得ない事情により被保護者が支払った場合には金銭給付してもよいこととしている。

(問111)〔本人支払額の誤記に基づく事後措置について〕

次の事例のように、保護の決定と異なる本人支払額を誤って医療券に記載した場合の事後措置はどのようにすべきか。

事例		正	誤
	総医療費	100,000円	100,000円
	本人支払額	10,000	15,000
	医療扶助費	90,000	85,000

〔参照〕医運第3-2-(5)-カ、第5-4-(4)

(答) 設例のような事務処理の誤りに伴う事後措置は被保護者の本人支払額の支払の状況、指定医療機関の請求の有無等によって異なるので場合を分けてその方法を示すと次のとおりである。

1 当該記載誤りが判明した時点で本人支払額がまだ10,000円を超えて支払われていない場合は次に示すとおり処理することとなる。

(1) 当該指定医療機関の請求がまだ行われていない場合には医療扶助運営要領第3の2の(5)の力に基づき直ちに医療券の修正を行う。

(2) これに対し、すでに当該指定医療機関から請求が行われている場合には、過誤調整により処理することが望ましい。

ただし、すでに当該診療報酬明細書が福祉事務所に返戻されているときには、指定医療機関から直接福祉事務所に請求させ、追加分(5,000円)の支払を行うことが適当である。

2 当該記載誤りが発見された段階で、すでに被保護者が指定医療機関に対し正当な本人支払額を超えて支払を済ませた場合は、医療扶助運営要領第5の4の(4)を準用して金銭給付することとして差し支えない。この場合の事務処理としては、15,000円から10,000円を差し引いた5,000円の部分について金銭給付する旨の方法の変更決定を行うものであり、医療券の本人支払額の記載部分については10,000円に修正することを要しないものである。

また、実態上は医療扶助を継続して受給する人が多いので、被保護者及び指定医療機関の了解を求めることによって翌月の医療券において本人支払額の過不足を調整することは保護の要否の認定上好ましくないことであるが、事務の煩さを避ける意味で上記の取扱いに代えて係る取扱いをすることとしても差し支えない。

なお、設例のような事例は福祉事務所における事務処理の手違いなどから往々にして生ずる問題であるが、福祉事務所の責任であることは明白であるから、被保護者又は指定医療機関に対して十分その釈明を行い、円滑な事後の処理が行われるよう留意しなければならない。

第6 指導及び検査

指定医療機関は、福祉事務所と相互に協力し、制度の趣旨、医療扶助に関する事務取扱い等を理解し、適正な医療扶助の具体的な実現を担当しているものであり、都道府県知事又は指定都市市長は、これらの円滑な実施が図られるよう指定医療機関に対し指導を行うとともに、診療内容及び診療報酬の請求に不正又は不当が認められる場合等に検査を行うこととされている。

1 指導

指定医療機関等に対する指導は、被保護者の処遇の向上と自立助長に資するため、医療の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、医療扶助に関する事務取扱い等の周知徹底を図ることを目的として、講習会、懇談、広報、文書等の方法により行う一般指導と個別の指定医療機関等に対して実地を行う個別指導の方法により行う。

2 検査

検査は、個別指導の結果検査を行う必要がある指定医療機関、個別指導を受けることを拒否する指定医療機関及び診療内容又は診療報酬の請求に不正又は不当の疑いがあり、直ちに検査を行う必要があると認められる指定医療機関に対して、被保護者に係る診療内容及び診療報酬請求の適否について、関係書類の照合、設備等の調査を実地に行い、必要に応じて患者調査も併せて行うこととされている。

検査の結果、不正又は不当が認められた場合には、行政上の措置(指定取消し、戒告、注意)を行うこととされている。

(問112)〔指定医療機関に対する個別指導について〕

医療扶助運営要領第6指導及び検査の項に関し、次の3点について教示されたい。

1 個別指導は、被保護者の医療給付に関する事務及び診療状況等について診療録その他の帳簿書類等を閲覧し、懇談指導を行うこととされたが、この場合診療報酬明細書と診療録との照合確認を行っても差し支えないか。

2 個別指導の結果発見された診療報酬の過誤について、過誤調整等必要な措置を講ずることができると解してよろしいか。

3 個別指導の結果、診療内容又は診療報酬の請求に不正又は不当を発見した場合は、当該指導を打ち切り、直ちに検査に切り替えて差し支えないか。

〔参照〕医運第5-3-(5)、第6

(答) 1 個別指導は、本法の趣旨の徹底を図る等のほか、個々の患者の診療状況及び診療報酬の請求に関する事項についても指導を行うものであり、当然にその過程においては実態的方法として診療録と診療報酬明細書の照合はあり得るものである。

2 お見込みのとおり、医療扶助運営要領第5の3の(5)の規定に基づき過誤調整を行うことができるものである。

3 指導の過程で直ちに検査に切り替えることは適当ではなく、改めて文書による通知を行った上で検査を行うべきである。

〔問113〕〔行政区域外の医療機関の検査と行政措置〕

都道府県(指定都市)の行政区域外における指定医療機関に対する法第54条の規定による検査については、当該都道府県知事(指定都市市長)の行政区域外であるから一般的には実施できないものと解されるが、これに対する見解はどうか。

〔参照〕法第54条

(答) 法第54条の規定に基づいて行う都道府県知事(指定都市市長)の立入検査権は、指定医療機関の行う診療内容及び診療報酬請求の適否を調査するため必要である場合に発動されるものである。

したがって、管轄区域外の都道府県知事(指定都市市長)も、その管理に属する保護の実施機関が当該指定医療機関に被保護者を委託している限り、その診療内容及び診療報酬請求の適否を調査するため必要があるときは、上記の立入検査を当該指定医療機関の所在地を管轄する都道府県知事(指定都市市長)と同様に実施し得るものと解すべきである。

〔問114〕〔指定医療機関の取消しについて〕

指定医療機関において故意に不正な診療報酬の請求を行った事実が発見され、知事が指定取消しを行うに先き立ち、当該指定医療機関より指定辞退届が提出された場合、30日の予告期間内であっても取消措置を行ってよいか。

〔参照〕医運第6 - 3

〔答〕 行政措置を行うに先立ち指定辞退届が提出された場合、これを受理せざるを得ない。

しかし、指定辞退の予告期間満了日以前であっても指定の取消措置を行うことは何ら違法ではないのでその事柄の性質、軽重等に応じて直ちに取消しを行うべきか否かを慎重かつ適切に判断されたい。

なお、指定辞退の予告期間満了日以後においては、取消し等の行政措置を行い得ないが、不正の事実等については、後日の参考として明確に記録しておくことが必要であろう。

おって、これを刑事事件として告発するか否かは、その事案に応じて慎重に検討の上決定しなければならないことはいうまでもないことである。

〔問115〕〔個別指導の一環としての患者調査〕

指定医療機関に対する個別指導の一環として、必要に応じ、患者調査を行い得るものと解されるがどうか。

〔参照〕医運第6 - 1 - (3) - イ

〔答〕 医療扶助運営要領上、個別指導は、指定医療機関の被保護患者の診療報酬請求事務等医療給付に関する事務及び診療状況等について、診療録その他の帳簿書類等を閲覧し、懇談指導を行うものである。

また、個別指導を行った結果、患者の診療状況に関する取扱いに疑義が認められる場合等特に必要があると認められるときは、当該患者についてその受診状況等を調査できるものである。

しかしながら、ここでいう患者についての調査は、社会保険が監査の過程で診療報

酬請求上の不正事実を立証するために行う患者調査とはその趣旨を異にするものである。

なお、患者についての受診状況等を確認、指導するに当たってはあらかじめ当該医療機関にその趣旨を説明して行うことが必要であろう。

〔問116〕〔立入検査を拒否した場合の診療報酬支払停止の根拠〕

法第54条の規定に基づく立入検査又は報告の徴収に故なく従わなかった指定医療機関に対しては、指定を取り消し、又は真実の診療報酬が確認できないとしてその支払を停止することができるか。

〔参照〕法第50条、第51条、第52条、医運第6

〔答〕 照会の立入検査及び報告の徴収は、法第50条第2項に規定する指導の内容とみるべきものであり、したがって、正当な理由なくこれに応じないときは、法第51条第2項の規定により、指定を取り消し得るものと解される。

また、本法においては、社会保険診療報酬支払基金法第14条の4のような規定(前条第1項の規定により審査委員会の要求があった場合において、診療担当者が正当な理由がなく、出頭若しくは説明を拒み、報告せず、又は診療録その他の帳簿書類の提出を拒んだときは、基金は都道府県知事の承認を得て、その者に対して診療報酬の支払を一時差止めることができる。)はなく、単に、法第86条の罰則があるにすぎないが、指定医療機関が正当な理由がなく立入検査又は報告の徴収を拒否した場合は、都道府県知事が真実の診療報酬を決定することが不可能となったのであるから、当然、支払義務者である保護の実施機関は当該指定医療機関に対して診療報酬の支払を一時停止せざるを得ない結果となる。

〔問117〕〔福祉事務所職員による立入検査結果の是正状況の確認〕

指定医療機関に対して立入検査を行った結果、是正改善を必要とする事項があり、本県知事から当該医療機関の管理者に対し文書をもって通知を行った。その後、一定期間において是正改善状況の確認に当たり、県本庁の運営体制が十分でないためその確認のための立入検査まで手が回らない状況にあるので、福祉事務所の医療扶助関係職員をしてこの確認を行わせたいと思うが、都道府県本庁の職

指導及び検査

員以外の者であっても、法第54条第1項に規定する「当認吏員」に該当すると解してよいか。

〔参照〕法第54条、医運第6、別紙第1号

(答) 法第54条の規定(第84条の2において準用する場合を含む)により都道府県知事(指定都市市長)が立入検査を行わせることができる者は、法律上は、当該都道府県(指定都市)の吏員であればだれでもよいものと解されるが、実際上は立入検査は、本庁の業務として行われるべきで、本法の施行に関する事務、特に医療扶助関係の事務に従事する者をもってこれに当てることとすべきである。

したがって、都道府県(指定都市)本庁の職員をもって設問の場合の確認を行うことが適当である。

(問118)〔集合指導の可否〕

個別指導のうち、診療報酬明細書、診療録、その他帳簿書類の照合については、当該指定医療機関以外の場所においても実施可能と思われるので、これについては、複数の指定医療機関の指導を一定の場所でまとめて実施してよいか。

(答) 個別指導は、原則として当該指定医療機関において行うものであるが、一定数の指定医療機関を一定の場所に集合させてこれを行ってもその目的が達成される帳簿書類の照合については、これを認めることとして差し支えない。

(問119)〔指導等と医師の秘密保持義務〕

指定医療機関に対する指導又は報告徴収において、被保護者の医療給付に関する診療状況等について診療録などを閲覧する場合の医師の秘密保持義務との関係は、どのように解すればよいか。

(答) 医師は、「故ナクソノ業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル人ノ秘密ヲ漏泄シタルトキ」は刑罰を受けることとされ(刑法第134条)、また、「業務上委託を受けたため知り得た事実で他人の秘密に関するものについては、証言を拒むことができる」こととされている(刑事訴訟法第149条)趣旨などにうかがわれる患者の個人的秘密

に関する医師の秘密保持義務については、判例によれば、法令に根拠のある場合にはこれらには抵触しないとされているから、法施行上必要な場合は、医師はこれを理由として拒むことはできないと解される。

(問120)〔指定施術者に対する指導及び検査〕

指定施術者に対する立入検査はできるか、できるとすれば法的根拠を示されたい。

〔参照〕法第50条、第55条、医運別紙第4号

(答) 法第55条により準用される法第50条によって都道府県知事（指定都市市長）の指導はできるが、立入検査については法律上の規定はない。

しかし、医療扶助運営要領別紙第4号において、都道府県知事（指定都市市長）と施術組合との間に締結すべき協定案を示しているが、この協定案に基づく協定の締結を行ったときは、その第3条において立入検査をなし得ることとしている。

(問121)〔指導及び検査結果の資料の提供範囲〕

指導及び検査の結果について、医師会、支払基金などの関係機関に、それらの自主的な指導の資料に供するための連絡をする場合は、一般的事項（例えば結核の治療指針に反する診療 件、過誤請求 件等）の範囲を出てはならないと思うがどうか。

(答) 個々の指定医療機関をとりあげて指摘することはできないが、一般的な形で問題点を詳細に通報することは差し支えない。

(問122)〔個別指導において看護婦等の定数を欠く場合の処置〕

普通看護の指定医療機関において、看護婦などの定数を欠く疑いがあるときは、法としてはどの程度の内容まで個別指導することができるか。

また、個別指導に当たって、帳簿その他の関係書類の閲覧を管理者が拒否した場合にはどうするか。

指導及び検査

〔参照〕法第50条第2項、第54条第1項、医運第6

(答) 法第50条第2項の個別指導は、被保護者の医療給付に関する事務及び診療状況等について実施されるものであるので、当該医療機関に対し問題を提起するとともに、医療法の主管課と連絡をとり、しかるべき措置を依頼すべきである。

なお、関係書類の閲覧を管理者が拒否した場合は法第54条第1項の立入検査が行えるものである。

第7 その他の諸問題

(問123)〔健保等他法との併給患者の診療録〕

健康保険等他法給付と医療扶助の併給患者についての診療録は、他法によるものと生保によるものとの2種類を作成しなければならないか。

(答) 生活保護法による指定医療機関は、指定医療機関医療担当規程第7条の規定に基づき、患者に関する診療録を国民健康保険の例により調製すべきこととされているが、国民健康保険においては、国民健康保険法第40条の規定に基づき健康保険の例によるものとされており、最終的に医療扶助患者に関する診療録の調製は、保険医療機関及び保険医療費担当規則第22条の規定に準じて行うこととなっている。

したがって、設問の場合、同類の診療録を2枚調製する必要はない。

ただし、自費患者のものとは区別し、調製するものである点に留意されたい。

(問124)〔医療扶助審議会において入院継続を要しないと判定された者に対する事後処理〕

医療扶助審議会において結核性疾患、精神病等について入院継続を必要としないと判定された者に対する事後処理について教示されたい。

(答) 医療扶助審議会の結論として、入院医療の継続が否となった者については、その結論をもととして、本庁技術吏員又は福祉事務所嘱託医が主治医から意見を聞くこととされたい。

なお、退院措置が必要と認められるものについては、主治医の意向を尊重しながら、円満に退院措置が推進できるよう留意する必要がある。

(問125)〔入院に関し同意あるときは精神保健法の措置入院の対象にならないのではないか〕

精神障害者の入院については、精神保健法第33条による医療保護入院と同法第

その他の諸問題

29条の知事による措置入院とがあるが、本人又は保護義務者が入院に対して同意している場合は、同法第29条による措置入院は行わないので、あくまでも同法第33条の精神保健指定医の診察により入院する医療保護入院扱いとすべきものと解するがどうか。

(答) 精神保健法第29条の趣旨は、「精神障害者であって自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれのある者については、都道府県知事は、2名以上の精神保健指定医の診断に基づき、入院措置に付することができるのであって、その際、本人及び関係者の同意は必要としない」ということである。

したがって、本人又は保護義務者が入院に同意している場合であっても、入院措置に付することを妨げるものではない。

(注) 昭和35年10月10日公精第28号公衆衛生局精神衛生課長通知

(神奈川県衛生部長の照会に対する回答) 参照

35予第1836号

昭和35年 9月28日

厚生省公衆衛生局長殿

神奈川県衛生部長

精神衛生法による措置入院と生活保護法による医療扶助
との関係について疑義照会

標記については、業務遂行上しばしば民生部の生活保護法による医療扶助との関連上問題が生じますので、御多忙中誠に恐縮ですが、次の諸点について、至急御回答を頂きたいといたします。

記

- 1 精神障害の入院については、精神衛生法第33条による同意入院と同法第29条の知事による措置入院とがあるが、本人又は保護義務者が入院に対して同意している場合は法第29条による措置入院は行わないのであくまでも法第33条の精神病院長の診察により同意入院扱いとすべきものと認めるが如何。
- 2 精神障害者を法第29条の規定により措置入院させ、ある期間経過、入院当時の症状がなくなったが、いわゆる入院加療を要する場合、法でいう措置費でみるべきでないことは当然であるが、その後は自費又は生保に切換えるべきだと思ふ。また、

上記のある期間を半年、1年等と期間を定めて切換えることは如何。

- 3 生活保護を受けている者及びその家族の者が精神障害者となり法第27条の診察の結果、法第29条の措置入院を要するものと決定した場合、入院手続は措置入院とし、その後入院費は生保でみることにして差しつかえないか。

公精第28号

昭和35年10月10日

神奈川県衛生部長殿

厚生省公衆衛生局精神衛生課長

精神衛生法による措置入院と生活保護法による医療扶助
との関係について(回答)

昭和35年9月28日予第1836号をもって公衆衛生局長あて照会された標記の件について、次のとおり回答する。

- 1 精神衛生法第29条の「精神障害者であって自身を傷つけ、又は他人に害をおよぼすおそれのある者については、都道府県知事は精神衛生鑑定医の診断に基づき、入院措置に附することができるのであって、その際本人及び関係者の同意は必要としない」ということである。したがって、本人又は保護義務者が入院に同意している場合であっても、入院措置に附することを妨げるものではない。
- 2 措置により入院せしめた患者であって入院加療の必要はあるが自傷他害のおそれのなくなったものについては措置を解除して同意入院に切換えるべきであり切換え後の費用については措置ではみられないものであることは御意見のとおりであるが、措置解除は、第一次的には、当該病院長が患者の症状を考慮し、都道府県知事の許可を得て行うように定められているので、あらかじめ半年とか1年とか期間を定めて措置を行うことは適当でない。
- 3 措置により入院せしめた患者の費用は、措置費でみるべきものであって、生活保護法を適用する余地はない。

(問126)〔保護の実施機関で精神保健法第23条の申請を行うこととされている趣旨〕

精神病患者について医療扶助の申請がなされた場合で、当該精神病患者を医療及び保護のため入院させなければその精神障害のため自身を傷つけ又は他人に害

その他の諸問題

を及ぼすおそれがあるときは、福祉事務所長は精神保健法第23条に規定する申請を行うことになっているが、この申請は当該精神病患者の保護義務者が行うのが同法第22条に規定する保護義務の趣旨にかなうものと思われるがどうか。

〔参照〕昭和29年11月17日社発第904号社会局長・公衆衛生局長連名通知

〔答〕 精神保健法第23条の申請を福祉事務所長が行うこととしているのは、これによって申請を受理した都道府県衛生部(局)が、当該精神病患者について医療扶助と精神保健法との競合を生じない他の一般の精神病患者と区別し、精神保健法第27条第1項の調査及び診察の結果を福祉事務所長に通報するものであることを了知するなど、単に医療扶助と精神保健法との関係調整を円滑ならしめる趣旨のものである。

〔問127〕〔保護の実施機関からの精神病院又は指定病院等への連絡〕

医療扶助運営要領第8の1の(2)において「精神障害のため医療扶助による入院を申請したときは、国若しくは都道府県の設置した精神病院又は精神保健法による指定病院(同時に法による指定医療機関であるもの)と連絡をとり」とあるが、この趣旨はどういうことか。

〔答〕 精神保健法第29条の規定によって都道府県知事は、精神障害者で自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれのある患者について、本人及び関係者の同意がなくても入院させることができるとされており、この場合必要があれば、入院に伴う費用は都道府県が負担することになっている。

したがって、前記の症状に該当する場合で、精神保健法による入院措置を受けるときは、医療扶助による入院を必要としないことになる。このため、医療扶助による入院の申請があった場合、福祉事務所長としては疾病の特性からみて、他法他施策の活用の有無について判断する必要があるので、速やかにいずれかによる措置を決定する必要がある。

設問にあるような医療機関は、精神保健法による措置入院患者を収容しており、かつ医療扶助による入院患者をも委託している関係上、そこから得られる意見は精神保健法と法のいずれの立場からも最も適切なものを期待できるので、このような病院と連絡をとることとしているのである。

この結果、仮に精神保健法による入院措置を行うことが適当でない患者であることが判明した場合には、その者については同法による申請を行う必要がなく、直ちに医療扶助による手続を進めることができるなど、適正な事務処理を図ることができる。

なお、精神保健法指定の病院等と連絡をとることができない事情にあるときは、都道府県又は指定都市本庁の精神科嘱託医に連絡して、その意見を求めることは何ら差し支えない。

(問128)〔急迫時の保護と精神保健法との関係〕

保護の実施機関は精神病患者に急迫した事由がある場合に必要な保護を行って差しつかえないと思われるが、この場合の事後措置において、精神保健法との関係はどうか。

(答) 当該精神病患者の症状が、自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、急迫時の保護の実施と併行して、精神保健法に対する所定の申請手続を行い、同法による措置入院に該当したときは、可及的速やかに医療扶助から措置入院に切り換えることとなる。

(問129)〔精神科嘱託医の立入検査及び立入調査〕

精神科嘱託医制度により、精神科領域における医療の適正化に大きく期待されるところがあるが、次の2点について承知したい。

- 1 嘱託医は、法第54条にいう「当該吏員」として取り扱ってよろしいか。
- 2 精神科疾患の入院要否の判定に当たって疑義のあるものについては必要に応じ当該病院を訪問調査させることができるか。できるとすれば調査範囲、方法等具体的に、かつ、法的根拠とあわせて教示願いたい。

(答) 精神科嘱託医は、精神疾患に対して、専門的立場から精神病入退院要否などについて適正な判定を行うため、技術吏員の技術的協力を目的として設置されたものであって、その身分は非常勤職員であるから、設問の法第54条にいう「当該吏員」ではない。

したがって、精神科嘱託医は、法律上は立入検査を行うことはできないが、あらか

その他の諸問題

じめ指定医療機関の了解を得た上で技術吏員と同行し、技術面における協力をすることとしている。

また、当該病院を訪問調査させるとあるのは、法第28条による立入調査を行わせようというものであるが、この場合においても精神科嘱託医は、法律上訪問調査を行う権限を有しないものであるから、あらかじめ指定医療機関の了解を得て技術吏員又は事務吏員(福祉事務所職員を含む)と同行し、これらの者の調査に協力するとともに精神科専門医の立場から必要な助言を行うこととなる。

なお、法第23条による立入調査を行う「当該吏員」については、「法の解釈と運用」420頁を参照されたい。

(注) 「当該吏員」……地方自治体第172条及び第173条参照

〔問130〕〔入院を要しない患者の退院措置〕

本人は精神病による入院患者であるが、すでに病状は寛解し退院可能となっている。もし退院させるとすれば、退院後はおおむね3か月程度医師の観察と生活指導及び投薬を要する。

なお、本人の身辺介助及び身の回りの世話は常時必要であるが、家族にはこれに当たる人手がない。この場合の退院の措置はどうすればよいか。

〔答〕 家族の留守中などにおける患者の身辺介助、身の回りの世話及び医師の指導による居宅療養の実施という点が解決されなければならないから、このような事例については、保健婦又は医師の指導に基づいて適切な療養指導の行える付添人を、随時付添わせるよう考慮する必要がある。

また、このような方法によっても居宅保護が不可能な場合には、精神障害者社会復帰施設、救護施設、その他適当な施設への収容を考慮すべきはいうまでもない。

〔問131〕〔医学上入院を要しないが、通院、往診が不可能な患者の取扱い〕

医学的には入院を要しないが、本来の居住地が山間へき地にあることなどから通院することが困難であり、しかも往診できない場合、指定医療機関所在地に下宿させ、通院又は往診により治療を受けることが適当と認められるときの下宿料

については、特別基準を認められるか。

(答) 地理的条件などにより通院又は往診によることが不可能であって、当該医療機関の近辺に患者を治ゆに至るまで下宿させ通院させることが適切かつ効果的であると認められる場合は、出稼ぎ又は寄宿の場合と同様出身世帯と別に最低生活費を計上して差し支えない。

なお、一般基準によりがたい場合は、生活扶助の特別基準の対象となるものであるが、厚生大臣に特別基準の設定申請をすることとされたい。

ただし、これらの取扱いに当たっては、当然ながら機械的に処理することなく地域社会の受療の実態等を十分勘案の上処理するべきである。

(問132)〔入院患者の外泊は主治医の判断によるべきか〕

入院患者の外出泊については主治医の判断(許可)にゆだねられているものと解すべきか。外出泊期間中の最低生活費(飲食物費)の支給を必要とする関係もあり、福祉事務所に承認を得るような取扱いはいできないか。

〔参照〕昭和27年9月29日保険発第237号保険局医療課長通知

(答) 医療扶助による入院は、病院などへ収容の上、治療することが必要と認められる場合に限り行われるものであるから、外泊は原則として認められないものである。

しかしながら、家庭上やむを得ない事情がある場合などで、かつ外泊させることが療養上支障がないものと認められる場合は、短期間に限りその期間中の外泊を認めて差し支えないが、これが判断については、個々の実情に照し医療機関の判断にゆだねられている。

したがって、設問については貴見前段のとおり解すべきである。

第 3 編

参 考

1 適正実施の確保

生活保護は、国民生活の「最後の拠り所」といわれている。傷病のため働いて収入を得ることができなくなった者、一家の生活を支えていた働き手を失った者などが、自分の蓄えや種々の給付金などではどうしても生活できないとき、これを受けとめて、憲法が保障する健康で文化的な最低限度の生活ができるだけのものを給付し、また、その自立を助長するのが、本制度の役割である。このようにして同時に、生活保護制度は社会の安定に寄与し、国に対する人々の信頼を確保する機能をも持っている。

その運用に当たっては、真に生活に困窮する者に対してはすみやかに必要な給付を確保するとともに、保護を受ける必要のない者が不正に給付を受けることがないようにすることが必要不可欠なことである。しかしながら、暴力団関係者等による生活保護の不正受給事件が依然認められる。これらの不正受給事件は、暴力団関係者等、ごく一部の限られた者によるものとはいえ、それが他の大多数の善意の被保護者に多大な迷惑をかけるばかりでなく、生活保護制度そのものに対する国民の理解と信頼を失わせることとなる問題であること、また、収入、資産等の内容が複雑になっている現在、これらの不正受給事件の防止は実施機関側の一方的な努力だけでは対応することにおのずと限界があること、さらに、そうはいうものの不正受給事件の中には実施機関における資産、収入の把握の方法が適切でなかったために生じたと思料されるものも見受けられること等の問題がある。

このようなことから次のような通知が示されている。

昭和56年11月17日社保第123号「生活保護の適正実施の推進について」保護課長、監査指導課長連名通知(以下「連名通知」という。)

昭和57年3月31日社保第37号「生活保護法施行規則の一部改正及び生活保護法施行細則準則の一部改正について」社会局長通知(以下「局長通知」という。)

昭和57年3月31日社保第38号「生活保護法施行細則準則の一部改正の運用について」保護課長通知(以下「課長通知」という。)

(1) 各通知の主な内容

連名通知

次のような書面を被保護者等から提出させることとした。

適正実施の確保

ア 保護の新規申請の場合

- (ア) 資産及び収入の状況についてその種類ごとに克明に記入した上、その記入内容が事実に相違ない旨附記し署名捺印した書面
- (イ) 収入の状況についての記入内容を証明するに足る資料
- (ウ) 保護の実施機関が行う資産及び収入の状況に関する関係先照会に同意する旨を記し署名捺印した書面

イ 現に保護を受けている場合であって、収入申告書等の提出書類の検討及び訪問調査等の結果不明な点があるとき

- (ア) 収入の種類ごとに克明に記入した上、その記入内容が事実に相違ない旨附記し署名捺印した書面
- (イ) 収入の状況についての記入内容を証明するに足る資料
- (ウ) 実施機関が行う収入状況に関する関係先照会に同意する旨を記し署名捺印した書面

局長通知

ア 施行規則を一部改正し、要保護者の資産申告書、収入申告書及び同意書等の保護の決定に必要な書面の提出を求めることについての実施機関の権限を明確にしたこと。

イ 施行細則準則を一部改正し、保護申請書の様式を改め、これに添付すべき資産申告書、収入申告書及び同意書の様式を定めたこと。

課長通知

施行細則準則の一部改正により、これに伴う保護申請の受理等に当たっての留意事項を次のように示した。

ア 保護の申請者に対しては、保護申請書等の記入方法に関する説明を十分に留意し、記入に際しては親身になって相談に応ずる等懇切丁寧に対応し、申請を円滑に行い得るよう配慮すること。

イ 保護の決定のために必要な関係先照会の実施に当たっては、当然のことながら、機械的に行うことなく、その必要性について十分検討を加えた上行うこと。特に勤務先に対する照会に際しては、保護を受けようとする世帯の状況に十分配慮すること。

(2) 同意書を必要とする理由及び取扱上の留意点

保護の決定、実施を行う上で、要保護者の収入及び資産の状況を的確に把握することは必要不可欠の要件であり、これは、申請時のみならず保護受給中においても常に留意しなければならないものである。

このため要保護者から収入及び資産の状況について申請を行わせ、申告内容の調査確認等のため実施機関は必要に応じて要保護者の住居への立入調査を行えることになっており、また、法第29条の規定により、関係する官公署に収入、資産の状況について調査を囑託し、又は金融機関等に報告を求めることができることとされている。ところが、この法第29条の規定は、実施機関が関係先に照会を求め得ることを定めたものであり、照会を受けた相手方の応諾義務まで定めたものではないと解されているためそれぞれの職務の秘密保持や対象者一般のプライバシー擁護の立場から回答や報告が拒否されることもあるが、その場合でも照会の対象となっている者本人が回答することに同意している旨の書面があれば、それによって円滑に回答又は報告が得られることになる。

このようなことから、保護の開始申請に際しては、全ての者から申請書の添付書類として同意書も徴することとしたが、これは、関係先に照会する必要がいつ生ずるか分からないこと、必要時にすみやかに照会し円滑な事務処理ができること、そして何よりも途中で徴することとすれば要保護者と実施機関との間で余計な不信、摩擦を惹起する恐れがあることとの理由によるものである。

同意書の提出を求める際には、要保護者に対し同意書の趣旨、必要性を説明するとともに、機械的な運用によっていたずらにプライバシーを侵害するものではないものであることを十分理解させる必要がある。そうすれば、申請時に同意書の提出がなされないというようなことは一般的には考えられないところであろう。しかしながら、なおまだ十分に理解が得られない等の理由により同意書が提出されない場合には実施機関としては必要な調査をすみやかに開始しなければならないものである。そして、調査段階において同意書がないために調査ができないときには、要否の判定ができないことから申請日から30日を過ぎても保護の決定ができず、事実上の却下とならざるを得ないことを再度要保護者に説明し、すみやかに提出するよう指導すべきである。

なお、保護受給中の者については、関係先に照会する必要があるため、そのために同意書が必要な場合には被保護者から同意書を徴することとなるが、これを拒む場合には

適正実施の確保

法第27条による指導指示更に法第62条による廃止を検討することとなる。

(3) 適正実施の確保

生活保護の適正実施と言葉でいえば非常に簡単ではあるが、暴力団関係者等の生活保護不正受給の防止は、種々の困難を乗り越えて関係者が真にやる気を出して取り組まねば成果が上らないものであり、特に、第一線の機関である実施機関の職員の努力が何よりも重要である。

これらの通知が施行されたからといって、生活保護の不正受給が直ちに根絶されるということは無理であろうが、必要な書面を要保護者から提出させること等によって、より厳正な保護の決定実施が確保されるものと思われる。

生活保護世帯は、高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯等社会的弱者がほとんどであり、これら真に生活に困窮している者のために、生活保護制度が国民の理解と信頼を失うことなく、国民生活の最後の拠り所として円滑かつ安定的に機能していくためにも、実施機関の組織的対応、保護の受給要件の適確な把握、きめ細かな処遇の確保等、関係者が一丸となって適正実施を推し進めていかなければならないものである。

2 生活保護と能力の活用

(1)能力の意味

生活保護の運用においても最も基礎的な事柄は、その人に保護を受ける要件(受給要件)が備わっているかどうかを正しく見極めることである。

生活保護法第2条には、「すべて国民は、この法律に定める要件を満たす限りこの法律による保護を……受けることができる。」と規定されているが、ここにいう保護の受給要件としては次の三つがあげられる。

ア 日本国民であること。

イ 生活に困窮していること。(法第12条ないし第18条の各条に掲げるものの給付を必要とするものであること。)

ウ 法第4条第1項にいう資産、能力その他あらゆるものを最低生活維持のために活用していること。

これらの要件を満たさない限り(急迫の場合は除く。)、生活保護法による保護は受けられないのであり、能力の活用も受給要件の一つとして重要な地位をしめているのである。

生活保護の取扱いの上で問題とされる能力の活用は、一口にいえば現在直ちに発揮できる勤労能力によって自らの経済生活の維持に役立たせることである。この意味で売れる見込みのない絵を画いたり、いつ完成するかわからない発明の研究に没頭することなどは、少なくとも現時点の自分の経済生活に役立っているとはいえないので、ここにいう能力の活用には該当しない。

能力の活用が、生活保護の受給要件とされているのは次の理由によるものである。

生活保護制度による最低生活の保障は、憲法第25条に規定する生存権の保障を具体化したものであるが、個人はまず生きるために自ら最善の努力をすべきである。例えば勤労者が失業し生活水準が低下する場合に、かりに雇用保険や雇用対策が十分でないとすれば、その者はどのようにして失業前の生活水準、少なくとも最低の生活水準の維持に努めるであろうか。

もし、その者が成り行きにまかせて生活水準の低下するまま、いたずらに座視するとすれば、それは論外である。

その者が通常の社会人である限りは、生活水準の低下を防ぐためにまず自分自身ができる限りの努力をばらうはずである。減少した生活費を補うために、職業安定所や

生活保護と能力の活用

知人を通じて求職活動を行い、あるいは内職を始めるなどあらゆる努力を払うであろう。またこれらの能力の活用と併せて現在保有している資産を売却するか、質入れ、賃貸、抵当などを活用して生活の確保に努めるであろう。失業などの結果生活保護を受けるようになる場合であっても、この努力を続けるべきことには全くかわりはないのである。

このように資産や能力の活用は、生活保護法があるから初めて生ずる特殊なことではないのであって、国民各個人が誰でも行う生活努力なのである。各個人がこのような生活努力をすべきことは、現在における国民感情であり、社会倫理であるといえよう。

生活保護法第4条第1項において資産、能力の活用が保護の要件として規定され、私的扶養や他法他施策の優先性と併せていわゆる補足性の原理として打ち出されているのも、生活の維持向上に関する当然の条理が明文化されているに過ぎないのである。

憲法に示された権利としての生活保護といえども、それが社会保障制度の一環として公費により賄われ、国の責任において行われる以上、国民感情、社会倫理を無視して成立し得ないのは当然である。

(2) 保護の実施と能力の活用

このように、保護を受けるには能力活用がその受給要件となるのだが、現実の問題として各個人について、具体的には何を、どの程度に活用すべきであるかを判断することは極めて難しいことである。能力は、人間に内在するものであって、身長とか体重のように外側から客観的に把握できる性質のものではないからである。

ただ、要保護者の世帯が、老人世帯や児童だけの世帯であるとか、あるいはその生計中心者が重度の身体障害者や長期療養者である場合には、一般にその世帯には活用できる能力はほとんどないものと考えてよいであろう。しかし、これら以外の世帯であって、世帯員の中に、年齢、経歴、健康状態などからみて勤労能力ありとみられる者がいる場合には、当然にその能力が十分に活用されなければならないのである。実施機関としても、被保護者の中に、このような者がいると確認した場合には、すみやかに能力の活用に関する指導、助言をしなければならない。

ところで、勤労の能力ありと判断されたとしても、その勤労の能力を活用するためには、それを活用する場がなくてはならない。しかし、実際の労働市場においては能

力を有しながらこれを活用することができない場合もあることは否定できないだろう。したがって、あらゆる努力をはらってもなおかつ勤労収入をあげることができない場合には、本人が能力の活用に努力している限りにおいて、保護の要件を満たすものといえる。

保護の実施に際し、要保護者の勤労能力の有無を個人的主観によって判断することは慎まなければならない。勤労能力の有無は、通常、要保護者の年齢、性、経歴、健康状態、家族の状況などいろいろな角度から総合的に検討されるが、これは他の保護の決定、実施の場合と同様に、最終的には事実に基づく判断でなければならない。あらかじめ一定の類型を設定しておいて、これに機械的にあてはめて判断することは正しくない。あくまでも個々のケースの実態を把握した上で、個別に判断する必要がある。

なお、実施機関が勤労の能力ありと判断し、これを活用するよう指導、助言したのに対し、何かと理由をつけてこれを活用しようとしないう者、働く能力があるかないかの調査を故意に妨害する者などに対しては、保護開始前であれば、保護の開始を見合せることとし、保護受給中であれば、法の規定に基づいて所要の指示を行い、必要なら保護の停止、廃止をすべきである。

(3) 実施機関の手続

実施機関の採るべき手続としては、職業あっせんの公的機関としての職業安定所を利用して能力活用の場を要保護者が得られるように指導する必要がある。職業安定所による以外に、要保護者に特別な手づるがあるとか、実施機関側において適当な職業紹介ができるとかの場合には、併せてこれらの方法を採用することも適当であろう。

指導によって要保護者が職業安定所に求職の申込みをしたが適当な就労の場がないという申立てがあったときは、保護の要否及び程度を決定する裏付けとして、職業安定所から求職証明書を徴して事実を確認する必要がある。だが、求職証明書のみによっては、要保護者がどのような職業を希望したか、どのような雇用条件であったか、なぜ雇用されなかったかなどの具体的な内容は不明である。場合によっては、これについても確認する必要があるであろう。ところで、職業安定法第51条には「公共職業安定所の業務又は職業安定機関以外の者の行う職業紹介、労働者の募集若しくは労働者供給事業に関して、労働者、雇用主その他の者から知り得た労働者又は雇用主の個人

生活保護と能力の活用

的な情報は、すべて秘密とし、これを他に漏らしてはならない。ただし、職業安定局長の指示に基づいて公表する場合はこの限りではない。」と守秘義務が規定されている。しかし、職業安定所は、申込者の申し出があればこれを証明できることになっているから、要保護者に能力活用の挙証義務を負わせ、要保護者からその証明を提出させるべきであろう。

なお、能力の活用に関し、それらを側面から補足するものとして保護の実施機関が忘れてはならないものに他制度の利用がある。勤労の能力がありながらあるゆる努力をしたのにもかかわらず雇用の機会を得られない場合にも、なお能力の活用による自立助長の途は残されているのである。授産施設の利用などによる技能修得がこれであり、生業扶助の適用をも配慮しつつ最良の活用がなされるよう指導する必要がある。

3 外国人保護の実施責任

(1) 生活保護と外国人登録法

本来、生活保護法(以下「法」という。)は国民のみを対象としており、外国人には適用されないものであるが、わが国に適法に在留する外国人であって生活に困窮している者をそのまま放置しておくことは人道上好ましくないので、行政措置として法による保護に準じた取扱いで保護を行っているのである。外国人登録法(以下「登録法」という。)は、在留外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係を明確ならしめ、もって在留外国人の公正な管理に資することを目的としているのであるから、上記の保護を行うに当たっても、この登録法に関連させて行うことが外国人に対する諸施策に一貫性をもたせる意味で適当であり、また、同法の趣旨にも沿うものといえる。このような事情から、外国人に対する保護の取扱いは、原則として全て法による保護の取扱いに準じているものの、例外的な取扱いを必要とされる場合もあるのであり、実施責任が、登録法上の居住地によって定まるとされていることもその一例なのである。

なお、登録法上の居住地によって実施責任が定めるといっても、無条件にこれによるというわけではなく登録法上の居住地の取扱いに疑義があるときは関係当局に積極的に連絡をとり、適正な登録に従うようにしなければならない。

(2) 外国人登録法上の居住地

登録法にいう「居住地」は、大体において法にいう居住地と同様に解されているのであって、通常日常生活に伴う客観的事実がある場所をいうと解されており、民法上の住所と居所とは異なる観念として捉えられている。つまり、居住地として認めるに足る客観的事実を伴うことを必要とするのである。例えば、外国人である労働者が飯場に住み込んでいるような場合、学生が親元を離れ下宿しているような場合は、登録法の趣旨が外国人を公正に管理するためその居住関係及び身分関係を明らかにしようということであるから、家族又は親の居住地、つまり、世帯の居住地がこの者の居住地として捉えられることになるのである。

なお、法による保護の実施責任は、まず居住地によって定められ、居住地がないか又は不明であるときは現在地によることとされているのに対し、登録法による登録は居住地のみのよってあり、居住地がないか又は不明である場合であっても、便宜的に

外国人保護の実施責任

居住地が設定され、居住地があるものとして取り扱われるものである(例えば、居住地のない行商人等について、登録切替時の現在地を登録法上の居住地とするなど)ので、この点で、法による保護の取扱いとの差異を生ずることがある。

(3) 外国人登録法における入院患者の取扱い

外国人が居住地を変更した場合には、一般に居住地変更の登録が行われるのであるが、入院した医療機関の所在地は原則として居住地に当たらないと解されており、具体的には、入院のため離れた元居住地の状態からみて退院後そこに復帰することが期待できないと解される場合のみ居住地変更の登録をすべきであるとされている。例えば、

ア 事実上居住地がない行商人等(前述のように、登録上は前回の登録切替をした市町村に居住地があることになっている。)がX市において入院したような場合には医療機関の所在地であるX市を登録法上の居住地とし、変更登録をしてよい(このような場合は、法による保護の取扱いによれば、X市長が、現在地保護を行うところである)。

イ 単身者がY市にある元居住地を引き払ってZ市の病院に入院したような場合にはZ市に居住地変更の登録をしてよい。

ウ 疾病の性質上治ゆの見込みが少ないと認められるような精神病等による入院の場合には、たとえ元居住地があっても、当該医療機関の所在地に居住地変更の登録を行う(精神病患者については、法による保護の本来の取扱いによれば、出身世帯の居住地の保護の実施機関が居住地保護を行う場合と、医療機関所在地の保護の実施機関が現在地保護を行う場合とが考えられ、後者のような場合は登録法上の居住地によっても法による取扱いと異なるところではないが、前者では差異が生ずることとなる。)。

(4) 入院外国人に対する保護の実施

入院外国人についても、もちろん登録法上の居住地を所管する保護の実施機関が実施責任をもつのであるが、法にいう居住地と登録法にいう居住地とが大体同様に把握されるところから、(2)に述べたとおり、ほとんどの場合が、法による保護の取扱いによった場合の実施責任の所在と同一結果となるわけである。その差異は、本来であれ

ば現在地保護を行うべきところを、名目上(登録法上)居住地保護が行われるという点等である。

以上の結果、例えばX市に居住する被保護世帯甲の世帯員乙がY市の病院に入院した場合には、入院によって直ちに乙の居住地がY市に変わるものではなく、出身世帯があるのであるから、むしろ一般には居住地に変更がないとされるのである。しかしながら、(3)に述べたような事情から、登録法上適正に居住地変更の登録が行われたときは、これに従って、登録先の市長が乙に対する保護の実施責任をもつこととなる。

4 特別基準の取扱い

(1) 特別基準の性格

生活保護基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮して厚生大臣が定めることとされている(法第8条)。そして一般基準たる保護基準は、要保護者に保障すべき一般的な最低生活の需要について国民生活の動向、国民経済の動向等を勘案しつつ科学的かつ合理的に検討を行った上7種類の扶助別に設定されている。

しかしながら、要保護者の生活においては、その環境条件、家族関係、身体状況、労働能力その他の生活関係は千差万別であり、なかには一般基準によってはどうしても最低生活に必要な需要を満たし得ないような特殊な事情が生ずることも事実である。例えば、火災等不慮の災害により現住居を消失したために転居する必要を生じた場合、あるいは使用していた井戸が汚染されて使用不能の状態になり地域ぐるみで水道を設置する必要のある場合等がその例であり、これらの需要が満たされない場合には要保護者は一般基準による保護のみによっては本法の目的とする最低限度の生活を維持できないことになる。

そこで、一般基準のほかに特別な基準を設定する必要性が生ずるわけである。いうまでもなく特別基準は特定の被保護者に対して実質的に他の被保護者よりも高い生活水準を保障しようとするものではなく、一般基準によって実現されることが期待される最低生活の内容と同水準の生活内容を実現するために、特殊な費用を必要とする特別な場合にのみ、設定されるという性格のものである。

次に生活扶助基準の一般基準と一時扶助の特別基準との関連について言及し特別基準の性格を明らかにする。

生活扶助等の一般基準の中には、一般生活に必要な需要は全て含まれている。したがって、経常的な生活需要については、この最低生活水準総体の中で賄うべきである。しかしながら、この経常的な最低生活費については臨時的突発的需要までもを予定しているものではなく、また、新たに保護を開始する場合等において寝具のような絶対的に必要な生活物資を欠くことも個々のケースによってはありうるので、このような物資の欠如によって最低生活の維持に困難をきたす場合には特別基準を設定し、一時扶助費を支給することになる。

すなわち、一時扶助費は、特定の時点において最低生活に必要な物資を欠いており、

これを放置することが社会通念上適当でなく、かつ、経常的最低生活費で賄うことができないやむを得ない場合に限り認定されるものである。

(2) 特別基準設定の方法

生活保護法による保護の基準を定めた厚生省告示において、要保護者に特別の事由があって7種類の扶助基準により難しいときは、厚生大臣が特別の基準を定めると規定されており、この点からすれば特別基準は全て厚生大臣が直接に設定することとなっているが、実際の取扱いにおいては、個々のケースについての個別の設定のほかに、保護の実施要領による包括設定という方法がとられている。

この包括設定は、一般基準によりがたいケースの出現が相当数予想される種類の費目について、厚生大臣があらかじめ特別基準を設定したものと擬制して、実施要領に規定しているものである。

実施要領において「特別基準の設定があったものとして……差し支えない。」としている箇所は、このような包括設定がなされたものである。この包括設定には、都道府県知事又は指定都市市長に設定権限を移譲しているものと、更に福祉事務所にまで設定権限を移譲しているものの二種類がある。

しかし、この包括設定によってもなおかつ最低生活の維持が困難であるような特殊な需要を実施機関において把握した場合は、厚生大臣あて個々に特別基準を申請することができる。

(3) 特別基準の限界

特別基準の設定は、一般基準と同様に、現下の社会経済情勢から判断して最低限度の生活需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えない程度の妥当な内容のものでなければならない。

特別基準の個々の申請に際しての費目や金額について具体的に限界を示すことは困難なことであるが、要はその内容が最低生活を営むのに必要最少限度のものであるか否かによって定まるものである。

ただ、ここで注意を要するのは、資産との関係における取扱いである。

生活扶助による配電、水道、下水道設備費の支給などのように結果的には資産の造成となるものもあるが、一般的には保護費で被保護者の個人的資産を増すことは認め

特別基準の取扱い

られていない。

例えば、住宅扶助においても原状回復を限度として行われる家屋補修は認められるが、いわゆる増改築に及ぶものは給付の対象とはならないものである。

したがって、家族構成からして著しく狭隘なため、最低生活を営むのに支障がある場合には、扶養義務者の援助、生活福祉資金の活用等他法他施策の活用について積極的に配慮する必要がある。

(4) 取扱い上の留意点

ア 地域の実態に対応させること

特別基準の設定に当たっては、地域の実態に対応させる必要がある。

一般基準の適用状況(保護率)が地域によって異なるように、特別需要の必要性にも地域によって異なる事情があるので、数量的に全く同一の実施を期待するものではないが、全ての被保護者の保障水準は実質的な意味で同一でなければならないものであり、都道府県、指定都市本庁そして福祉事務所においても常にその実施状況を把握し、より適正な実施が図られるよう留意する必要がある。

特に、被保護者の理解が十分でない場合において、申請のないことを理由に、特別基準の設定が必要であるにもかかわらず、ややもすれば消極的な取扱いを行う向きもないではないが、保護の実施に關与する者は、常にその区域内に居住する者の生活状態に細心の注意を払い、保護が適正に行われるよう配慮する必要がある。

イ 実施手続

特別基準の設定に際しては保護の実施機関が当該被保護世帯に対してどのような処遇方針で取り扱うかという点が最も重要であるので、まず初めに処遇方針を明確にする必要がある。

次いで処遇方針に基づいて判断した結果、その世帯について必要不可欠な特別需要があるかどうかを的確に把握する必要がある。

さらに、必要不可欠と判断した特別需要に対し、他法他施策の活用が可能かどうか、また扶養義務者から通常の扶養義務履行の有無とは別に当該特別需要に対する臨時の援助について改めて検討し、なおかつ、特別の需要を満たし得ない場合に初めて特別基準の設定が考慮されるものである。

ウ 本省協議

厚生大臣への特別基準設定申請に当たっては、上述した検討経過及び結果を簡潔明瞭に記載して実施機関の意見を付し、必要資料を添付の上、都道府県(指定都市)本庁を経由して行われることになるが、その際の留意点は次のとおりである。

- (ア) 特別基準の設定が事後処理にならないよう申請のあったときは直ちに検討を加えすみやかに協議を行うこと。
- (イ) 協議書には、申請に至った経過、特別基準の設定を必要とする理由、今後の処遇方針を明確に記載すること。
- (ウ) 需要額の認定に当たっては、申請のあった費目及び経費について十分検討し必要最小限度の額とすることとし、申請額の妥当性を確認できる見積書、その他の資料等を添付すること。
- (エ) 通常の扶養義務者調査とは別に当該臨時的需要に対する扶養義務者の援助について十分調査し、その経過及び結果を記載すること。
- (オ) 他法他施策の活用の可能性について十分検討を加え、その経過及び結果を記載すること。
- (カ) 意見書等の記載に当たっては、世帯の状況及びその変化の内容、日時等を明確かつ詳細に記載すること。
- (キ) 協議に必要な添付資料の不備、不足を来たさないように留意すること。
- (ク) 協議後、特別基準が設定されるまでの間に事情の変更が生じた時は、直ちに報告すること。

以上のほか、「生活保護法により特別基準が設定されたものとして取り扱う費用の認定にかかる承認の手続について(昭和44年3月29日社保第75号厚生省社会局長通知)」の示すところにより遺漏のないよう留意すること。

なお、都道府県(指定都市)本庁は当該申請について本省協議に先立って詳細に検討審査を加え、意見書を必ず添付して、すみやかに進達すること。

5 地方公共団体の福祉的給付金の取扱い

(1) 福祉的給付金の意義及び性格

都道府県や市町村のなかには心身障害児(者)、老人及び母子世帯などの社会的ハンディキャップを背負っている住民の福祉を図るため、各種の手当等を定期的に支給しているところがある。これらの社会的給付は、地域共同体における個別的特殊性に依拠してその住民の総意を具現した形で地方自治体が自発的に実施しているものである。これらの給付は、老人、心身障害者、母子世帯、多子世帯及び交通遺児等社会的ハンディキャップを有する者の福祉を図るためのものであり、直接に日々の衣食住等の一般的生活需要を補てんする趣旨のものではないと考えられる。すなわち、金額的にみても少額であり、所得保障というよりも、地域住民の社会的弱者に対して感謝激励の意思を表明するという性格を表しているものである。

(2) 福祉的給付金と生活保護法第4条の補足性の原理との関係

生活保護制度においては、法第4条に規定する補足性の原理及び法第8条の規定により日常生活の資として最低生活の維持のためにあて得る金銭は全て収入として認定し、これをもつてもなお最低生活を維持するのに不足な額を扶助する建前である。このような建前からすれば、地方公共団体が支給する福祉的給付金といえども最低生活の維持にあてるべきであるとの考え方も成立する。しかしながら、これらの福祉的給付金を受けた被保護世帯について収入認定することによって実質的にその恩恵に浴せない取扱いとすることは、これらの福祉的給付金の性格、趣旨からみて酷にすぎるし、また、適当でもない。

また、生活保護法による保護の基準は、年々引き上げられてきたが、精神的な面をも含めたいわば福祉的な需要にあたるべき経費は生活保護基準に含まれていないので、地方公共団体がこれらの需要に対処するために給付する金銭は、その目的に照らして適当な限度において、これを収入として認定しないこととしても最低生活保障水準に関して、福祉的給付金を支給される被保護者と支給を受けない被保護者の間の社会的公平を欠くものではないと考えられる。

このような点を考慮するとき、地方公共団体の福祉的給付金は以上の趣旨を逸脱しない限度の額であれば、法第4条の補足性の原理並びに法第8条の基準及び程度の原則によって収入認定すべき金銭には該当しないと解釈することが妥当である。

(3) 福祉的給付金の取扱い

老人、心身障害児(者)など社会生活を営む上で特に社会的な障害のある者の福祉を図るため地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給する金銭(福祉的給付金)については、次官通達第7の3の(3)のケにより一定額まで収入として認定しないこととされている。

ア 福祉的給付金の範囲

地方公共団体の給付金は、それぞれの地方の事情に応じてその内容も多種多様である。したがって、具体的にどのような給付金が次官通達でいう金銭に該当するかを判断することが必要となるが、その範囲を、次に掲げる6種類の金銭給付に限定し、福祉的給付金であるか否かを判断することになっている。(局第7-2-(6))

(ア) 心身障害児(者)の福祉を図るために支給される金銭

(イ) 老人の福祉を図るために支給される金銭

(ウ) 母子世帯に属する者の福祉を図るために支給される金銭

(エ) 多子世帯に属する者の福祉を図るために支給される金銭

(オ) 災害等(交通事故を含む。)によって保護者を失った児童の福祉を図るために支給される金銭

(カ) 以上(ア)から(オ)までに準ずる性質の金銭。ただし、この(カ)に該当するものとして取り扱うことができるのは、都道府県知事・指定都市市長が厚生省社会・援護局長に協議を行ってその承認を得たものに限られるものである。

イ 地方公共団体の給付

措置の対象となる給付は、「地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に」支給する福祉的給付金である。この給付金制度の根拠は、原則として条例、規則等に基づくことを要するが、要綱に基づくもので差し支えない。また地方公共団体が社会福祉協議会等公的団体に委託して実施する給付金も、地方公共団体が実施するものとして取り扱って差し支えない。

この給付金は、受給要件に該当する者に定期的に継続して行われるものでなければならない。一回限りの給付や毎回改めて支給対象者を選定して給付するいわゆる臨時金はこの取扱いによるものではなく、個々の給付の性質に応じて保護の実施要領の上でそれぞれ関係規定に照し、取り扱われるべきものである。

ウ 収入認定しない限度額

地方公共団体の福祉的給付金の取扱い

福祉的給付金は、その支給対象者について一定限度額まで収入認定しないこととされている。

(ア) 同一人に対して、数種類の給付が支給される場合(例えば、母子世帯に心身障害児がいる場合に、母子世帯の児童に対する福祉的給付金と心身障害児に対する福祉的給付金が併せて支給される場合等)

(イ) 同一人に対して県の実施する給付金と市町村の実施する給付金とが併せて支給される場合(例えば、同一の老人に対して県が実施している老齢手当と町が実施している老齢手当が併せて支給される場合等)

(ウ) 単独の給付でその給付額が高額である場合

以上(ア)～(ウ)の場合には、受給者の受給する月額が合算して次官通達第7の3の(3)のケに定める額を超える場合があるが、このような場合は、その超える額を収入として認定することになる。

ただし、都道府県知事・指定都市市長が特別な事情があると認め、その超える部分についても収入として認定しないことが適当であると判断する場合は、厚生省社会・援護局長に協議して限度額について特例を設けることができる。(局第7-2- (6) - イ)

この協議の際の提出資料等詳細な手続については、保護課長通知(問第6の45)によって示されている。

(4) その他留意すべき事項

ア 「福祉を図るため」支給する金銭(福祉的需要)

福祉的給付金とは、老人、心身障害者、母子世帯に属する者等、いわゆる社会的なハンディキャップを負っている者について、その社会的ハンディキャップを補う物質的な援助と精神的な慰謝激励を行うために給付される金銭をいうものである。

イ 限度額を設けた理由

収入認定しない金銭には、それぞれの性質、給付の趣旨から定まる限度額があるものと考えられる。福祉的給付金の場合は社会的ハンディキャップを有する者に対する地域共同体の連帯感に基づく関心、励ましの意を表わしているものであり、精神的福祉的需要という性格及び大多数の地方公共団体に支給される給付額を考慮して、一定の限度額を設けているものである。

ウ 各種給付との関係

定期的に支給される地方公共団体の福祉的給付金を収入として認定しないのであれば、他の給付金についても同様の取扱いをすべきではないかという疑問も起きるかも知れない。

この場合、具体的に問題となるのは、各種公的年金、福祉年金等であるが、これら各種公的年金、福祉年金については、その制度の目的が明らかに所得保障であるので、最低限度の生活を保障する生活保護制度とは、所得保障という点から同質の二ードに対応すべき金銭として当然に収入認定すべきものであって、福祉的給付金とは同一に論じられない。

6 災害等による補償金等の取扱い

(1) 取扱いの趣旨と大要

交通事故、天災等の各種災害や公用収用等本人の責に帰し得ない事由によって人身や財産に損害を受け、これに対して法的根拠に基づき損害補てん的手段が提供される場合、生活保護制度においても、その損害の補てん措置を認めることが、生活保護法に規定する制度の目的に適合する限度において配慮されて然るべきものである。

損害の補てんを生活保護制度の中において認める場合、補償金等をもって、生活保護制度として認め得る一定限度内において直接的な損害の補てんにあててことを認めるほか、精神的損害等原状回復が難しいものや、補てん措置の必要な範囲が客観的に確定し難いものについても、直接的な損害補てんに対応する措置をとることが必要である。

かかる趣旨により「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」については、収入として認定しない取扱いとした。(※第7-3-(3)-オ)

また、この措置に関連して、局長通達において、収入認定しないものとする補償金等の取扱いの基準を、恵与金と同様の趣旨として示すこととした。(局第7-2-(4))

すなわち、次官通達にいう補償金、保険金等のうち自立更生にあてられる額として収入認定から除外されるものは、次のいずれかに該当する金銭に限られる。

ア 直ちに生業、医療、家屋補修、修学等、当該被保護世帯の自立更生のための用途に供されるもの。

イ 現在直ちに自立更生のための用途にあてられないが、将来自立更生のための用途にあてる計画があり、それまでの間適当な者に預託されているもの。

保護の実施機関が個々のケースについて、自立更生のため用途にあてられる額を認定する際の、具体的な費目の範囲及び経費の限度額については、保護課長通知(問第6の40)によって具体的な基準を示している。

(2) 取扱い上留意すべき事項

ア 対象となる補償金、保険金等の概念について

(ア) 「災害等」によって受けるものであること。

ここにいう災害等とは、地震風水害等の自然災害のみならず、交通事故等他人の

行為又は不作為を含む。

この場合、不法行為に限らず、土地収用等公共の福祉のために課せられる財産権の制限のように、適法な行為であっても補償の対象となるべき損害を生じさせる行為も含むものである。

(イ) 「損害を受けたことにより」支払われるものであること。

損害を受けたことを原因として、その損害賠償として、若しくは特別の法令の規定に基づく補償として又は保険契約に基づく保険金として、当該金銭に対する請求権を有し、これに対して義務的に支払われるものや損害を受けたことに対する見舞金を対象とする。

ただし、ここにいう損害とは、人格権(生命、身体、精神等に関する権利)又は財産権が災害又は他人の行為(若しくは不作為)によって侵害されたことをいうものであるから、保険金については、災害等に起因しない死亡、廃疾、傷病又は入学、結婚、出産、老齢等いわゆる人生の起状に伴う出費増を保険事故としてとらえて支払われるものは、対象としない。

当該被保護世帯に属する者以外の者が災害等により損害を被ったことによる補償金等が、相続等によってその被保護世帯に支払われる場合は、ここにいう「損害を受けた」という要件に適合しないので対象とはならない。ただし、同一世帯に属さない場合でも被保護者の親族が災害によって死亡したときなどに扶養関係が断たれる等被保護者自身がそのことによって損害を受け補償請求権が生ずる場合があり得る。これは被保護者自身も精神的、財産的に損害を被ったことによる補償金であって、右に述べた相続等によって取得される金銭とは性質を異にするものであり、収入認定除外措置の対象となる。

(ウ) 「臨時的に」受けるものであること。

収入認定除外の措置は、社会の実態に対処するという基本的趣旨に加えて臨時的に一定のまとまった金銭が被保護者に支払われるという状態に着目して、これを契機として自立更生を強力に図らせようとするものである。したがって、補償金又は保険金等が分割されて支払われる場合、すなわち長期にわたり毎月あるいは年に数回定期的に支払われる場合はその支払われる金銭の目的、形態ともに当然生活費にあてるべきものであり、これをもって自立更生の用途にあてるには一般的にみて適さないものであると考えられるので、収入として認定することとしている。

災害等による補償金等の取扱い

臨時的に受ける金銭とは、総額が当初より確定しており、これを一回ないし数回分割で支払われるものをいう。

イ 自立更生のための用途に供される額の認定について

アで述べた要件に該当する補償金、保険金のうち、収入として認定しない取扱いとされるのは、現在又は将来において当該世帯の自立更生のための用途に供される部分に限られる。

この場合、その金銭を、損害を被った本人のために直接使用しなくても、子供の修学等その世帯の自立更生に資する用途に供するのであれば差し支えない。

保護課長通知で自立更生のための用途に供される額の認定基準が示されているが、その内容は次のとおりである。

なお、この認定基準は、恵と金を収入認定しない取扱いとするときにも同様に適用される。

(ア) 自立更生のための用途に供されているものとして認められる額は、大別して次の二つの経費にあてられる額である。

A 原状回復に要する経費

a 生活基盤の回復に要する経費

被保護者が災害等により損害を受け、事業用施設、住宅、家具什器等の生活基盤を構成する資産が損なわれた場合のその生活基盤を回復させるための経費である。

これらは、あくまでも最低限度の生活を維持するための生活基盤を構成する限りにおいて、その回復が認められるものであるから、かかる限度を超える部分についてまで原状回復を認める趣旨ではない。

b 傷害、疾病の治療に要する経費

被保護者が、当該補償金、保険金の支払原因となった傷害、疾病の治療を受けることに要する経費である。入院に際して衣類をととのえる費用、治療を受けることに伴い通常必要と認められる経費も含まれる。

B 自立計画の実施に要する経費

Aの経費のほか、保護の実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮して被保護世帯に対し指導の上立てさせた自立計画の遂行に要する経費を収入認定から除外する。

運用上、原則として、補償金、保険金等は、第一に原状回復にあて、次いでその余分がある場合又は死亡等原状回復が不可能であるか不適當な場合に、その金額の範囲内で最も有効な自立計画を作成しその実施のためにあてるよう指導することが適當である。

自立計画の内容として認められる用途及びこれに要する費用の限度額は次のとおりである。自立計画として必要が認められる場合は、これらの用途の二以上にわたって補償金等をあてることも差し支えない。

- a 事業の開始又は継続、技能修得等生業のための用途については、生活福祉資金制度による更生資金の貸付限度額を限度額とする。
 - b 医療のための用途については、世帯員の傷病や、本人の傷病で(ア)のAのb以外のものに関し、医療扶助基準による医療に要する経費及び医療を受けることに伴って通常必要と認められる経費の合算額を限度額とする。
 - c 家屋補修、配電設備又は上下水道設備の新設、住宅扶助相当の用途(家賃、間代、地代、住宅維持費)等、住宅環境の整備のための用途については、生活福祉資金制度により住宅資金中改修費の貸付限度額を限度額とする。
 - d 世帯員の修学等のための用途については
 - (a) 幼稚園等の就園にあてられる場合は、入園料、保育料等就園のために必要と認められる最小限度の額を限度額とする。
 - (b) 義務教育修学の場合は、入学の支度、学習図書、運動用具等の購入、珠算の課外学習、修学旅行の参加等修学に伴って社会通念上必要と認められる用途にあてられる最小限度の実費額を限度額とする。
 - (c) 高等学校等での修学の場合は、入学の支度及び修学のため必要と認められる最小限度の額を限度額とする。
- なお、高等学校等での修学に要する経費は、いったん修学費全額を社会福祉協議会等適当な者に預託し、毎月、必要額を受領することとするものである。
- e 結婚のための資金にあてられる場合は、寡婦福祉資金の結婚資金の貸付限度額を限度額とする。
 - f 補償金等の支給事由となった者の弔慰にあてられる場合は、公害健康被害補償法による葬祭料の額を限度額とする。
 - g 当該世帯において利用性の高い生活用品であって、保有を容認されるものの購

災害等による補償金等の取扱い

入にあてられる場合は、生活福祉資金制度による生活資金（１年６か月間）の貸付限度額を限度額とする。

h 当該経費が身体障害（児）者の通院、通所及び通学のために保有を容認される自動車の維持に要する費用にあてられる場合は、当該自動車の利用に伴う燃料費、修理費、自動車損害賠償保障法に基づく保険料、対人賠償に係る任意保険料及び道路運送車両法による自道車の検査に要する費用等として必要と認められる最少限度の額

i 当該経費が国民年金受給権を得るために充てられる場合は、国民年金の任意加入保険料の額

（イ） 用途に関する特例

実施機関が、当該世帯に関する各般の状況を調査検討して、補償金等を（ア）のA及びBに挙げた用途にあて難い特別な事情あり、むしろ、これらのもの以外の用途にあてることの方が、当該世帯の自立更生を図る上においてきわめて適切であると認められる場合、又はBに示した用途について限度額を超える経費が必要であると認められた場合には、あらかじめその用途等について厚生省社会・援護局保護課長あて協議した上、特例を認める途が開かれている。

この場合は、特例を必要とする理由、対象となる補償金、保険金等の額、自立更生計画及び当該被保護世帯の状況等を記載した協議書を提出する。

（ウ） 保護費との調整

補償金、保険金等をもって充てられる経費については、生活保護による給付が行われることはない。補償金によって既に満たされているか、満たされることが確定している需要に対しては、生活保護制度が積極的に給付すべき需要がもはや存しないものであり、扶助費を支給することはあり得ない旨を入念的に規定したものである。

なお、同種の費用であっても生活保護による扶助と併行して、扶助によっては賄い得ない範囲で自立更生に資すると認められる部分の経費に補償金等をあてることは差し支えない。例えば就職支度金として就職のため直接必要とする洋服類、履物等の購入については、生業扶助を申請し勤務先の特殊事情により自費で整えねばならない道具類を補償金等をもって購入する等の場合が考えられよう。

(3) その他関連する諸問題について

ア 被保護者の保険加入について

要保護者が保護申請時に貯蓄の意味をもつ生命保険に加入していた場合の取扱いについては、要保護者の利用し得る資産として活用させるのが原則であるが、損害保険については貯蓄性がなく要保護者の利用し得る資産にはならない。

被保護者が、保護開始後に、最低生活上認められる範囲の生活上のやりくりによって、保険料を拠出して任意保険に加入することは認められるものであるが、生命保険が満期となって保険金が支払われたときは、臨時的な収入として取り扱われる。しかしながら、前述して損害保険が保険期間中に、災害等による損害を受けたことにより保険金が支払われた場合は、本稿で採り上げている災害等による保険金の取扱いの対象となる。

なお、かかる形態の保険加入については保険料を必要経費として認めることは適当でなく、控除の取扱いはされないものである。

イ 保護開始前に生じた損害に対する補償金等の取扱いについて

本来、損害を受けたことによって補償等を受けることができるときは、これを資力として取扱い、訴訟中であるため直ちに補償が期待できないような場合等で必要があるときには、生活保護法第4条第3項の急迫保護を行うものであり、後に補償金等が支払われた場合には、同法第63条に基づき費用の返還義務が生ずることになるものであるが、災害等により損害を受けた場合には当該世帯の精神的不安を和らげ、自立助長を配慮しようという趣旨から、補償金等を世帯の自立更生のために当てるかぎり収入として認定しないこととしているものである。

この取扱いは、補償金等の支給事由となった災害の生じた時点が保護開始の前又は後であることによって区別があるものではない。

ウ 補償金等の預託について

補償金、保険金等が将来自立更生の用途にあてることを目的として適当な者に預託されたときは、その間収入認定しない。

この場合の適当な者とは社会福祉協議会、新聞社等、金融機関以外の者であって、これらの金銭を安全に管理し得ると認められるものをいう。

また、預託期間は、概ね5年程度の範囲で認めることとしている（ただし、結婚資金に係る計画については、概ね1年以内）。このような期間の範囲内で認めるこ

災害等による補償金等の取扱い

としたのは、自立更生計画が将来においてある計画を遂行する可能性があるという程度の漠然としたものではなく、具体的に計画が立てられている必要があるからである。

なお、補償金を預託することにより収入として認定しないこととする場合は、あらかじめ都道府県知事・指定都市市長の承認を得ることとされていることに留意されたい。(課第6の34)

7 生活保護に関する秘密の保持

(1) 個人の生活状況把握の必要性

生活保護制度は、生活に困窮するすべての国民に対してその困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障することを目的としている。したがって、保護の実施に当たっては、対象となる個々の世帯及び世帯員について生活実態を調査し、その結果に基づいて生活需要を的確に把握し、これに即応した保護を行うことが生活保護行政を担当する者に要請されるのである。

また、生活保護制度は、生活困窮者の自立助長を図ることを併せて目的とするものであるが、この目的を実現させるためには、やはり、担当職員が対象者個々についてその生活状態や環境を的確に把握し、実態を理解した上で個々の具体的ケースに応じた指導、援助等を行うことが必要である。

このように、生活保護制度は、国民の生存権を保障、実現するという制度の趣旨による合理的必要性に基づいて、必要最小限度の範囲内に限られるが、個人の私生活の場に行行政機関が関与することを制度的に前提としており、更に必要に応じて、行政機関が被保護者に対して調査を行い、検診を命令する等の権限を与え、被保護者に対しては、これに対応して各種生活状況の変化に関する届出等の義務を課している。

生活保護法第28条においては、要保護者が立入検査を拒否、妨害又は忌避した場合及び検診命令に従わない場合には、保護の申請却下、廃止さえも行い得る旨を規定している。被保護世帯の生活実態の把握が現行生活保護制度の実施上基本的な要素であることによるものである。

(2) 秘密保持の義務

国民の生命、自由、幸福追求に対する権利は、公共の福祉に反しない限り、国政上最大に尊重されなければならない。生活保護制度においても、被保護者の人権を侵害しないように常に注意を払わなければならない。

とくに私生活に対する関与は、国民の生存権を保障するため必要最小限において、認められるものであるから、これに関連する事実は、被保護者及び行政機関の当事者間の秘密として、一般に対する公開を避けるべき性質のものである。

また一方、生活保護制度の運用上の見地からも、被保護者が担当職員に対して信頼感を持ち、生活上の問題を打ち明けて相談し、助言、指導を求めることが担当職員に

生活保護に関する秘密の保持

よるケースワークの役割を十全のものとする不可欠の前提の一つであって、かかる相互の信頼関係を保持するためにも、被保護者に関する秘密の保持が、制度上及び運用上確立されることが大きい意味をもつのである。

生活保護行政に関係する者の秘密保持の義務に関する法律上の規定には、次の3種がある。

第一は、国家公務員法第100条に規定されている国家公務員の秘密保持義務である。国家公務員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。この義務は、退職後も同様に課せられる。違反した場合は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処せられる。

詳細については、次に地方公務員に関して述べるべきところと同様である。

第二は地方公務員法第34条に規定されている地方公務員の秘密保持義務である。

福祉事務所等において生活保護行政に携わる職員には、本条が適用される。

本条第1項は、職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと及びその職を退いた後も同様であることを規定しており、国家公務員の場合と全く同趣旨である。ここにいう秘密は、職務上知り得た秘密であり、自分が生活保護に関する事務を行って知り得た秘密(行政機関の公的秘密及び被保護者等の私的秘密の両方を含む。)及び自分の職務に関連して他の職員を通じて知り得た秘密を指すが、私人としての立場で被保護世帯について聞知した秘密についても、当然、慎重な取扱いを要することはいうまでもない。

本条第2項は、職員(退職者も含む。)が、法令による証人、鑑定人等となり、証言鑑定等を行うに際して、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、その任命権者の許可を受けなければならないこととしている(国家公務員法も同様)。

法令の定める手続により、秘密事項の公表を求められたときは、任命権者たる知事、市町村長の許可を受けねばならない。なお、任命権者は、法律に特別の定めがある場合を除き、その公表を許可しなければならないこととされている。

法令の定める手続の例としては公務員が刑事裁判の証人として尋問を受ける場合(刑事訴訟法第144条)、民事裁判の証人として尋問を受ける場合(民事訴訟法第272条)等にありいずれも所属行政庁又は監督行政機関の承諾を要するものとしている。

ただし、刑事裁判の場合は、任命権者の許可を絶対的なものとする、証言、鑑定を求める機関が真実を把握できず、刑事裁判の性質上公共の福祉を阻害するおそれがある

あるので、国の重大な利益を害する場合以外は公表を許可しなければならないとしている(刑事訴訟法第144条但書)。

地方公務員法第34条の秘密保持の義務に違反した場合は1年以下の懲役又は3万円以下の罰金を処せられる(地方公務員法第60条第2号)。

第三は、民生委員法第15条に規定する民生委員の秘密保持の義務である。

民生委員は、生活保護の実施に関しては、市町村長、福祉事務所長、ケースワーカー等の事務執行に協力して、要保護者の発見、保護申請等の連絡、生活実態調査についての協力、被保護者に対する生活指導等についての協力等を行うことを職務内容とするから、これに伴って被保護者の生活に関する詳細を知り得る立場にある。また、このほか、民生委員は、その担当区域の生活状態について常に調査を行い実態を把握すること、保護を要する者を適切に保護指導すること等を一般的な職務内容とする。

このため、民生委員は、その職務を遂行するにあたっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守ることを義務づけられている。この義務に違反した場合は、その職を解職される。また、このことが名誉き損に該当する場合は、刑事上、民事上の責任を問われる場合も考えられる。

(3) 秘密に属する事項の範囲

生活保護の実施に当たり、具体的にどのような事項が秘密として取り扱われるべきものであろうか。

まず、「秘密」とは如何なる基準によって把握されるかを考えることにする。

通常、秘密に該当する事項としては、一般に知られていない事実であること……
非公開性 その事実を一般に知らせることによって一定の利益(被保護者の利益、行政の円滑な遂行等)を損なうことが客観的に認められること……秘密保持による利益の存在 秘密保持の意思が利害関係者に存すること……秘密保持の意思、の三つの要件に適合するものをいうと考えられている。

しかし、具体的にいかなる事項がこれらの要件に適合するかは特別の規定がないので、個別に判断しなければならない。文書、記録類についても、文書取扱いに関する規則、内規等により秘密として取り扱う旨が明示されているもの、上司が秘密として取り扱うよう指示したものは明らかであるが、このほか、未発表の文書類は、権限ある者の公表許可がない限り一応秘密に属するものと推定して取り扱う。

生活保護に関する秘密の保持

公的秘書については、以上のようにそれぞれの行政の目的に応じて行政機関が判断するところによるが、生活保護行政において秘密として取り扱う場合の判断の基準はどこに置かれるべきであろうか。また、職員が保護のケースを扱う場合に、職員個人としても常時この問題に関する判断が要求されることになる。

この場合においても、最終的には、上に掲げた3要件により具体的事例について個々に判断せざるを得ないが、一応、生活保護制度との関連において秘密事項であるか否かを考えるに当たっては、次の点に留意すべきであると考えられる。

ア 3要件のうち、とについては判断が容易であると思われるが、の秘密保持による利益の存在の確認に当たっては、本人(要保護者、被保護者、扶養義務者、又はかつてこれらに該当した者等)がその事実を他人に知られることによって精神的に苦痛を受けるか否かを特に考慮すべきである。この場合、特別の事情がない限り通常の人間の感覚を基準として判断するものである。

従来からの見解は、生活保護受給の事実自体が秘密に該当するものであり、被保護者の氏名、住所等もいっさい非公開の取扱いとすべきであるとしている。

また、秘密保持の利益の確認に当たっては、当該事実が知られることにより被保護者や関係機関との信頼関係等を破壊し、今後の保護行政の円滑な遂行を妨げることにならないかについても考慮すべきである。

イ 生活保護法に基づく強制権限によって知り得た事実で、非公開性のあるものは、特に秘密でない旨の反証がない限り、秘密事項要件に適合するものと考えられる。次に従来疑義照会等によって明らかにされた具体的事例としては、次のようなものがある。

一般住民に対して生活保護関係記録(保護台帳等一連の書類)の閲覧をさせることは、秘密保持義務に抵触するもので認められない。

一般住民が地方自治法第75条第1項の規定に基づき、生活保護に関する事務について監査請求を行ったときは地方公共団体の監査委員会は、請求に係る生活保護の事務の執行に限り監査を行い得る。

の監査請求の場合を除いては、地方公共団体の監査委員会は、生活保護に係る財務に関する事務の執行の適否についての監査権限はあるが、この限界を超えて、保護の決定及び実施に関する事務等個人の秘密に関する事務の適否等についてのいわゆる行政監査を行う権限はない。

地方公共団体の議会が地方自治法第99条に基づき被保護者の個々の状況の説明を地方公共団体の長等に求めてきた場合は、地方公務員法第34条第1項に基づき、職務上知り得た事項であるとして説明を拒否し得る。

議会の秘密会の場合であっても、上と同様である。

被保護者本人からの求めによる場合であっても、ケース記録等の生活保護関係記録を閲覧させることは、これらの記録に第三者のプライバシーに関する事実が含まれていること、第三者との信頼関係に基づき入手した情報が含まれていること、被保護者本人の評価に係る事項が含まれていること等の理由により、認められない。

8 生活保護基準の設定について

(1) 最低生活水準の考え方と保護基準

ア 最低生活水準の概念

生活保護制度は、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するものであるが、その保障される生活内容及び水準をどの程度に定めるかについては、生活保護法第3条に「健康で文化的な生活水準」という抽象的な概念が示されているにすぎない。

しかしながら、生活保護法を実際に運用するに当たっては、ここでいう「健康で文化的な生活水準」という抽象的な概念を具体的に確定する必要がある。すなわち、すべての国民について、実際に最低限度の生活需要が充足されているか否かを判断する一定の具体的な尺度が必要とされるからである。

この一定の尺度を示したものが、法第8条に基づいて厚生大臣が定めた保護基準であるが、この保護基準を定めるに当たっては、当然、生活保護法上、健康で文化的な最低限度の生活というものをどのように理解するか、生活に困窮する状態(貧困)をどうとらえるかということが明らかにされなければならない。

もともと貧困というものは、個別的であると同時に主観的な面をもっており、個人個人の貧困感と切りはなすことのできないものである。

例えば、老人の場合、何とか食べていかれて多少の身のまわりのものに不自由しなければ、それで十分であると考え人も少なくないと考えられるが、若年層でそう考える人はほとんどいないであろう。また、同じ年齢層、同じような生活環境にあって同水準の生活を営んでいても、ある人は非常に貧しい生活であると考え、ある人は豊かであるとはいえないにしてもまずまずの生活であると考えられる場合もある。

生活保護制度が、国の行う公的な生活保障の制度である以上、単に個人的な貧困感の差によってその取扱いを異にすることはできず、何らかの統一的な水準を基に制度の運営がなされなければならないが、その水準の設定については、種々の考え方があり、これを大別すると、最低生活水準を絶対的にとらえる考え方と、相対的にとらえる考え方に大別される。

前者は、最低生活水準は、栄養学、社会学その他の生活科学を基礎として理論的又は実態生活の科学的分析を通じて、最低生活費を算定する考え方で、最低生活費を絶対的、固定的にとらえる考え方である。もっとも、この説も、まったく弾力性のない、

時代を超越した固定的なものとしてある一定の水準が存在すると考えるものではなく、極めて相対性、流動性に乏しいという意味で、絶対的、固定的と考えているものであって、例えば、国民の体位が向上し、そのため健康を保持するための飲食物費が増大したような場合にも、固定的でなければならないとしているわけではない。

これに対して、後者は、最低生活水準という一般的制約があるにしても、最低生活水準を総体としての国民の生活水準、社会意識等によって、相対的にとらえるべきものとする考え方である。確かに、人が生存するために必要な費用といったものは、体位の向上、物価の変動等を除外すればかなり固定的なものと考えられるが、この相対的考え方立てば「健康で文化的な最低限度の生活水準」は、社会的、文化的存在である人間が単に生物的存在以上に自己の尊厳と体裁を維持するために望ましい生活水準でなければならない、また、人間としての尊厳を保つための水準というものは、きわめて相対的なものであり、国民の生活水準、社会的意識等の変化に伴って変わるもの、とするのである。

今日においては、この相対的水準論の立場が広く容認されており、このことは、昭和37年8月に社会保障制度審議会から出された社会保障制度の総合調整に関する基本方針についての答申及び社会保障制度の推進に関する勧告の中でも「最低生活水準は、一般国民の生活の向上に比例して向上するようにしなければならない」とされ、また、その後数次にわたる中央社会福祉審議会の意見具申において、「生活保護において保障すべき最低生活の水準は、一般国民生活における消費水準との比較における相対的なものとして設定すべきものである」とされていることから明らかである。

イ 最低生活水準の設定

つぎに、最低生活水準は、国民の生活水準、社会的意識等によって変わる相対的なものであるにしても、一定の時点においては、これを具体的な水準として設定することが必要である。

その最低生活水準設定のための方法論については、古くから内外の学者により研究、提案がなされており、わが国の保護基準の設定に際しても、過去いくつかの方法が用いられているが、以下保護基準の中心となる生活扶助基準の算定方法について概説する。

生活扶助基準は、昭和21年に第1回の設定が行われて以来、平成4年4月までに、48次にわたって改定が行われているが、特に、第8次改定(昭和23年8月)、第17次

生活保護基準の設定について

改定(昭和36年4月)、第21次改定(昭和40年4月)及び第40次改定(昭和59年4月)においては、その算定方法が改められている。

まず、第8次改定の際には、それまでの物価庁調べの標準生計費を基礎として基準を算定する、いわゆる標準生計費方式を改め、初めて理論生計費方式が採用された。この方式は、マーケット・バスケット方式と呼ばれているが、これは、例えば米は何キロ、野菜は何キロ、肌着は何着といったように最低生活に必要な家計品目を生活科学の知識に基づいて積み上げ、換価し、総体としての生活費を算定する方法である。

この方式は、最低生活費の内訳がきわめて具体的であるため、設定された保護基準によって結果的に国民の保障されている生活が、具体的にどの程度のものであるかを容易に知ることができるという利点をもっている、しかし、飲食物費等一部の費用はともかく、教養娯楽費、交際費などについては、極めて個別的であり、多彩な生活行動のそれぞれに最低生活の内容として適当かどうかといった判断が必要とされるばかりでなく、積み上げられた総体としての生活費が最低生活を営む上で、合理的であるかどうかの判断がかなり難しいという欠点をもっている。特に、国民生活が向上し、その内容が非常に多彩なものとなってきた段階においては、これを忠実に反映させることが理論的にも実際的にも困難となった。

このため、昭和36年度の生活扶助基準の改定から、マーケット・バスケット方式にかえて、エンゲル方式によって行われることとなった。

この方式は、ドイツの学者エンゲルが発見した社会法則に理論的根拠をおく、理論生計方式と実態生計費方式の混合方式であり、まず、比較的合理的に算定できる飲食物を栄養学等の成果に基づき理論的に算定し、次に実際の生計調査結果に基づく飲食物と、エンゲル係数の相関傾向線から、先にもとめた飲食物費と同額の飲食物費を支出している世帯のエンゲル係数をもとめ、このエンゲル係数で飲食物費を除して最低

$$\begin{array}{l} \boxed{\begin{array}{c} \text{飲食物費} \\ \text{(理論的に算定)} \end{array}} \times \frac{1}{\boxed{\begin{array}{c} \text{エンゲル係数} \\ \text{(実態生計から算定)} \end{array}}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{最低生活費} \\ \text{(総生活費)} \end{array}} \\ \\ \boxed{\begin{array}{c} \text{最低生活費} \\ \text{(総生活費)} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{教育扶助、住宅扶助、} \\ \text{勤労控除等相当経費} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{生活扶助基準額} \end{array}} \end{array}$$

生活費を算定するものである。そして、この総生活費から住宅扶助や教育扶助などの対象となる部分を差し引いた額を生活扶助基準額とするものである。

この方式は、飲食物費以外の理論的に算定の困難な費目を一括して実態生計からもとめるものであり、一般国民の生活水準の向上に対応し、一定階層の支配的生活様式などをより忠実に反映しうると考えられる。

しかし、この方式の場合も問題がないわけではない。例えば、飲食物費は、他の費目に比べて合理的に算定できるといっても、資料上の制約があること、栄養学等を基にした理論的な飲食物費と現実の食生活との整合性が確保できるかどうかということ、また、仮に飲食物費が合理的に算定されたとしても、それと同額の飲食物費を支出している世帯は、他の費目についても最低生活として適切な支出を行っているという点の説明が十分なされていないという方式自体の問題がある。

また、同額の飲食物費を支出している世帯であっても、その世帯の属する階層などによってエンゲル係数は異なっており、最低生活の算定に際してどのような階層の世帯のエンゲル係数を使うかによって総生活費は変わってくる等の問題を内包している。

一方、1960年代に入り経済の高度成長が続くなかで、国民の生活水準が著しく上昇するとともに、特に低所得階層の所得の増大によって所得分布が大きく変化し、また、消費支出においても所得階層間の格差は縮小し、生活内容、生活意識等もかなり同質化しているといったように、国民生活が多くの面にわたって変化した。したがって、最低生活水準の設定に当たっても、このような国民生活の実態を十分反映したものとしなければならず、むしろ、国民各層の中で、被保護階層の生活水準をいかに均衡させるかという巨視的ないし政策的立場からの接近が必要となってきた。

このため、中央社会福祉審議会生活保護専門分科会の中間報告(昭和39年11月)もあって、昭和40年度の保護基準の改定からいわゆる格差縮小方式により生活扶助基準が算定されることとなった。

この方式は、「経済の高度成長下にあって、その恩恵に浴しがたい人々に対し、繁栄の成果を分かち合うことこそ社会連帯の根本をなすものである」という基本的立場から、生活保護基準の改善に当たっては、一般国民の平均的消費水準の動向を迫うのみならず、低所得階層の消費水準の動向に着目し、それとの格差縮小をも見込んだ改善を行おうとするものであり、具体的には、政府の経済見通し、家計調査結果に基づき

生活保護基準の設定について

翌年度の一般国民の生活水準の上昇の度合いを勘案し、さらに一般国民の消費水準と被保護階層の消費水準の格差を縮小させるという観点から保護基準を設定したものである。

この格差縮小方式は、昭和58年度の改定まで20年近くも採用された。

この改定方式の1つの成果として、一般勤労者世帯に対する被保護世帯の消費水準格差は、昭和40年度の50.1%から66.4%にまで達したのである。

これに続く昭和59年度における生活扶助基準の改定に当たっては、毎年度の政府経済見通しにより見込まれる民間最終消費支出の伸び率を基礎とし、前年度の同支出の実績等を勘案し、所要の調整を行う、水準均衡方式を採用した。

これは、昭和58年12月中央社会福祉審議会の意見具申において「現在の生活扶助基準は、一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当な水準に達している」ので、今後は、一般国民生活における消費水準の向上に即して所要の改善を行うことが適当とされ、また、より具体的には、「生活扶助基準の改定に当たっては、当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえると同時に、前年度までの一般国民の消費水準との調整が、図られるよう適切な措置をとることが必要である。」とされたことを踏まえたものである。

以上、わが国の生活扶助基準算定上採用されてきた算定方法について概説したが、いずれにしても、国民一般の生活水準、国の経済水準、財政力、国民感情等を総合的に考慮して、最も妥当な水準を最低生活水準として定めなければならない。

もちろん、そのような総合的な判断を行うに当たっては、国民の生活水準、生活内容、実態生計費の分析等に基づく理論的な裏付けが必要であることはいうまでもない。

今後とも一般国民の生活動向等に留意しつつ、世帯人員、世帯類型、加算等、個々の需要に対応する基準とその体系について、常時検証を行い、必要であれば、実態に対応した適切な水準を確保する方策について検討を進めるべきであると考えている。

ウ 生活扶助基準額の内訳

生活保護法第8条第2項に「基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて……最低限度の生活需要を満たす……ものでなければならない」と規定されている。これを受けて、生活扶助基準（基準生活費）は、まず個人的経費である第1類と世帯的経費である第2類とに区別され、第1類については年齢（階級）別、地域別に、第2類については世帯人員別、地域別に定められてお

り、世帯構成が多様である個々の世帯の需要測定に対応できるようにされている。

また、生活扶助基準（基準生活費）は、最低限度の生活を維持するために必要な需要のうち、住宅扶助基準、教育扶助基準、医療扶助基準あるいは勤労控除等に対応しているものを除く、全ての日常一般の経常的需要に対応するものである。また、基準設定方式は、前述のような経過をたどって現在は、いわゆる水準均衡方式によって算定されているので、マーケット・バスケット方式の場合のように、第1類のうち、米代がいくら、被服費がいくら、第2類については電気代がいくら、水道代がいくらというように、基準の積み上げの内訳的なものがあるわけではない。

ただし、給食を受けない入院患者の基準生活費の算定（局第6-2-(4)-ウ参照）などの場合には第1類のうち飲食物費、第2類のうちの燃料費を算定する必要があるため、第1類相当経費に占める飲食物費の割合は75%、第2類相当経費に占める燃料費の割合は20%と定めているが、これは、基準の積算内容を意味するものではなく、実施要領上の運用基準である。

(2) 生活保護専門分科会

社会福祉事業法第10条の規定に基づき、生活保護法の施行に関する事項を調査、審議するため、中央社会福祉審議会に生活保護専門分科会が置かれている。

昭和31年に第1回の生活保護専門分科会が開催され、今日に至っているが、その間、保護基準改善の方向や生活保護制度運営上の重要な事項について検討がなされ、多くの貴重な意見が出されるなど生活保護の推進上、重要な役割を果たしてきている。

昭和39年12月には、生活保護基準の引上げに関し「一般国民の消費水準と被保護階層の消費水準の格差に着目し、特に、第1・10分位階層と被保護階層との格差の縮小を図ること」との中間報告がだされ、この報告に基づき、従来エンゲル方式により算定していた生活扶助基準の算定方式がいわゆる格差縮小方式に改められている。

昭和42年11月には、おりから財政の硬直化の改善を理由とする義務的経費の引締めが懸念される状況下において、「財政硬直化の傾向にあっても、生活保護基準の改善のテンポをゆるめず格差縮小を図ること」との提言を行っている。

昭和45年11月には、前年11月に厚生大臣から中央社会福祉審議会に対してなされた「国民生活の変化に対応した保護基準の引き上げの方向」及び「被保護者階層の質的变化に対応した処遇の充実改善」についての諮問に対し、緊急の措置を要する問題に

生活保護基準の設定について

について中間報告がなされ、昭和46年12月には厚生大臣に「国民生活の変化等に対応した生活保護制度のあり方について」の答申がなされている。

この中間報告及び答申において、「保護基準については一般国民の生活水準との格差縮小を基調として引上げを行うべきであるが、特に最近、低所得層の生活水準の向上が著しいことにかんがみ、一層大幅な改善を要すること、被保護階層の大半を占めるに至った高齢者、身障者等については、経済活動に参加できぬまま長期間保護受給を余儀なくされるものであり、その処遇については特段の配慮を要すること」と述べられている。

昭和50年度には、福祉年金が大幅に増額され、制度発足当時の敬老年金的な性格から、より基礎的生活需要に対応したものに変わったため、従来福祉年金と同額の加算を行ってきた生活保護制度における老齢、母子、障害者の各加算額について、「制度本来の立場に立った適切、かつ、合理的な算定を行うべきであり、それは一類基準額の一定割合とするという方法が検討に値する」との意見が出された。

この意見を受けて、昭和51年1月以降従前の福祉年金との同額方式から、加算額を第1類費の一定割合とする生活保護独自の加算方式に改められた。

昭和57年1月には、従来より関係団体や各地方公共団体から撤廃の要望が多かった、生活扶助基準第1類における男女差について、各般の資料によって慎重に検討を重ね、厚生大臣に「生活扶助基準における男女差について」の意見具申を行った。

この意見具申において、「総体的にみれば、男女の消費支出が接近する傾向が明確になっており、今後ともこの傾向が強まるものと推定される」とし、生活扶助基準の男女差は、「すみやかにその実態に応じて是正を図ることとし、さらに今後とも男女の消費実態の変化を把握して、これに対応することが必要である」と述べられている。

この意見を受けて、昭和57年度より生活扶助基準第1類の男女格差を段階的に縮小し、昭和60年度には完全に解消された。

昭和58年12月には、「生活扶助基準及び加算のあり方について」の意見具申において「現在の生活扶助基準は、一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当な水準に達していること 生活扶助基準の改定に当たっては、当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえると同時に、前年度までの一般国民の消費水準との調整が図られるよう適切な措置をとることが必要であること」との提言を行っている。

これを踏まえて、昭和59年度より基準改定方式を格差縮小方式から水準均衡方式に

改めた。

昭和60年12月の「国民生活の変化等に対応した生活保護制度のあり方について」の意見具申においては、「地域間における一般世帯の生活実態との均衡を確保するという見地から現行1～3級地の最大級地間格差は拡大するとともに、級地間格差は縮小する方向で検討すべきである」とのとりまとめがなされ、これを踏まえて、昭和62年度より各級地をそれぞれ2区分し、実質6区分に細分化されたところである。」

更に、同意見具申による、勤労控除制度の中の基礎控除のあり方について、「稼働者と非稼働者の食費の支出差がなくなっていること 職種間の職業的必要経費は総体的に差がなくなっていること」という所見に基づき、昭和61年度より職種区分を撤廃し、勤労意欲を助長するため収入金額比例方式に一元化した。

このように、保護基準の改定や運営上の重要な事項については、生活保護専門分科会に諮り、その意向を尊重した改善を図ることとしている。

9 級地制度について

(1) 生活保護における級地制度の必要性

生活保護において保障すべき最低生活の内容は、国民の生活水準が著しく向上した今日においては、単に肉体的生存に必要な最低限の衣食住を充足すれば十分というものではなく、一般国民の生活水準と均衡のとれた最低限度のもの、すなわち必要な栄養量を確保するのはもちろんのこと、被服及びその他の社会的費用についても必要最低限の内容が確保されるものでなければならないとされている。したがって、その水準も一定の地域、一定の時点における一般国民の生活水準を基礎として定められるべきものであり、一般社会生活の推移に対応していく相対的なものであるとされているのである。

この基本的考え方を受け、生活保護法においては要保護者の年齢、世帯構成と合わせて、所在地域の事情を考慮した最低限度の生活需要を満たすに十分な保護の基準を設定することが基本原則となっている。

しかし、現実問題として各地域ごとに風土、風俗、慣習、文化の発達状況、社会資本の整備状況等の生活環境の違いから生ずる「生活様式差」や、また消費生活に要する物品、サービスの購入に際しての「物価差」等を全て勘案して、全ての地域についてきめ細かく保護の基準を設定することは、事実上不可能である。そこである程度類似した生活水準、生活様式等を示す地域をいくつかのグループに分類し、それらのグループにおいては同一の保護基準を適用することとしている。これが所在地域別に設定するという生活保護法第8条の意味するところであり、趣旨に沿って生活保護基準における級地制度が設けられているものである。

そして、このグループの分類の数（級地数）及びグループ間の基準格差（級地間格差）は、その時々々の社会経済情勢及びこれに基づく一般国民の地域別生活水準の実態に対応して改定されるべきものである。

(2) 級地制度の沿革

生活保護における級地制度は、制度発足以来、いく度か改定を行ってきた。

第1回の生活扶助基準は「生活困窮者生活援護要綱」実施のため昭和21年3月に設定されたのであるが、この基準は「標準生計費」方式ともいわれ、全国を人口規模に

応じて6区分し、それぞれの地域ごとに5人世帯を標準として必要な生計費を算定した。

昭和21年7月の第2次改定以降は、人口規模の考え方は維持しつつ3区分としたが、昭和26年5月の第11次改定に際しては物価の地域差に重点をおいた考え方で5区分し、また最高級地（1級地）と最低級地（5級地）の格差（最大格差）を100対85.9とした。

昭和27年の第12次改定に際しては、同様に物価差に重点をおきつつ、都市部と農村部の消費生活上の需要差の均衡を図り、級地間格差を6.2%の等差とし、最大格差は100対75.2とした。

ついで昭和28年7月の第13次改定に際しては、地域差の考え方を物価水準、消費水準、生活様式差等を総合的に考慮した生活水準の差とし、被保護者生活実態調査等各種実態調査に基づいて1級地の上に特級地を設けて6区分とするとともに最大格差を100対70とした。

昭和32年4月の第14次改定に際しては、同様に各地域の物価差、消費実態、生活慣行等を勘案して地域差を設定することを基本としつつ、この時期の賃金、物価差等の縮小傾向などを考慮して、特級地と1級地、4級地と5級地をそれぞれ一本化して4級地制とした、また、級地間格差は9%の等差とし、したがって、最大格差は100対73となった。

これ以後級地区分、級地間格差については改定されることなく推移したが、個々の市町村の指定方法については、従来の物価差、消費水準差の他にそれぞれの市町村の都市化の程度等を考慮することとし、必要に応じて各市町村の指定替えを行ってきた。

その後、昭和48年に至り、当時の狂乱物価への対応をめぐって、級地制度のあり方が各方面から強い関心をもって議論され、町村合併の進展、あるいは生活用品の電化と流通機構の改善等に伴う国民生活の画一化、更には消費者物価の地域差の縮小傾向等の社会経済情勢を踏まえて、昭和50年より年次計画による4級地の廃止を行うこととし、53年度から3級地制として、最大級地格差を100対82としたのであった。

(3) 社会経済情勢の変化と中央社会福祉審議会意見具申

昭和30年代以降、日本の経済はいわゆる高度成長期をむかえ、国民の生活水準は飛躍的に向上し、それに伴って生活様式などの平均化が進み、都市地域もそれ以外の地

級地制度について

域における消費水準の格差も縮小傾向にあった。

しかし、50年代後半以降は、低経済成長期に入ったこともあり、一般的には生活水準の急激な変化はみられないものの、所得の地域格差が拡大に転じており、消費実態も地域における生活様式の多様化の中で格差が拡大する傾向にあることが指摘されていた。

一方、生活保護基準は昭和40年度以降格差縮小方式の導入により逐年改善され、基準の水準を昭和45年には36年当時の5倍とする当初の目標も達成され、東京都における一般世帯と被保護世帯の消費支出格差も昭和57年度には60%を超えるにいたっている（昭和30年代半ばにおいては40%程度であった）。

こうした状況の中で改めて生活保護基準のあり方を中心とする各種議論が提起され、昭和58年12月には中央社会福祉審議会より、生活扶助基準の水準は一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当な水準に達しており、今後の改定に当たっては当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえると同時に、前年度までの一般国民の消費水準の実勢を調整することとする意見具申が提起された。この意見具申を踏まえ、昭和59年度より基準改定方式が水準均衡方式とされたのであるが、その後審議会においては、引き続き地域ごとの生活扶助基準の妥当性等生活保護をめぐる諸問題についての検討がすすめられ、昭和60年12月に「国民生活の変化等に対応した生活保護制度のあり方について」と題して、級地制度等に関する意見具申が提出されたのである。

その内容は、安定経済成長期における生活様式の多様化に伴う生活水準格差の拡大、並びに近年のモータリゼーション、情報伝達手段の発達等による国民の日常生活圏域の拡大傾向を踏まえ、各地域の一般世帯の生活実態との均衡を可能な限り確保する見地から、最大地域格差(当時100対82)を拡大するとともに、級地区分(現行3級地制)を細分化し、市町村間の保障水準の差(当時9%)をよりなだらかにする必要があるというものであった。

こうした意見具申が出された背景には、前述のような低経済成長期に入ってから国民の生活様式、生活水準の動向の変化、生活扶助基準の逐年にわたる改善の成果があったわけであるが、級地制度の持つもう一つの側面も問題視されていた。

すなわち、個別市町村の級地の指定替えに当たっては、市町村の合併等の場合には最も高い級地が指定される取扱い（昭和41年5月18日社保第160号厚生省社会局長通知）がなされ、地域の実態以上の級地区分が適用される場合が生じること、生活保護

の級地指定がその市町村の優劣を表わすとの受けとめ方がなされ、上位級地への指定替えを求める力となったことである。これらの結果、逐年の基準改定と合わせて個々の地域においては生活扶助基準が相対的に高くなり、一般住民の生活水準との乖離が目立つようになってきたのである。

(4) 昭和62年度の改定内容

この中央社会福祉審議会の意見具申を受けて種々検討を進めたところ、生活扶助基準本体の級地区分、級地指定の改定については、昭和32年以来の大規模なものとなることから、基礎データの収集、整理、地域別生活水準指標等の算定方法について十分な検討期間を置くこととした。

すなわち、基本的には従来同様、各地域別の消費実態、生活様式差等による生活水準の格差の状況によることとしたものの、その具体的手法について統計、数理の専門家で構成する「地域別生活水準測定方法に関するプロジェクトチーム」を組織して、多角的な研究、検討を行ったのである。その結果、地域別の生活水準の把握については調査対象世帯数、調査対象市町村数の多い「全国消費実態調査」の昭和59年結果を用いて推計することとし、あわせて人口規模、所得水準、各種社会資本の整備状況といった社会的、経済的諸条件をあらゆる各種データを用いて、各地域の都市化の程度を総合的に表わす指標を統計学的手法により算定することとした。そしてさらに、級地制度が極めて地域的な問題であることから地方公共団体の意見を十分聴取する必要があるとの審議会意見具申を踏まえ、これら基礎データに加えて、各都道府県・指定都市の意見をも参考資料とすることとしたのである。

これらの基礎指標を算定整理し、また最近の国民の生活水準の動向、生活扶助基準の改定状況、更にはこれまでの級地制度の変遷等を総合的に勘案した結果、次の内容で改定を行った。

各級地内における各地域間の消費水準についてかなりの格差がみられたことからこれらの実態等を勘案し、保障水準の急激な変化をきたさない観点から現行3級地制は維持しつつ、各級地をそれぞれ2区分して6区分とし、細分化後の級地は枝級地とする（例1級地 - 1、1級地 - 2）。

各個別市区町村の指定については、現行保障水準の急激な変化を招来しない見地から、現行級地間の移動は行わないこととし、各級地内における消費水準格差

級地制度について

の状況、都市化度指標、全国的均衡及び各都道府県内均衡を総合的に勘案して決定する。

級地間格差は4.5%等差とし、したがって、最大格差を100対77.5とするが、これの達成方法としては、昭和62年度以降段階的に、上位枝級地と下位枝級地の格差を拡大することとする。

今後とも生活保護制度の主旨に照らし、一般国民の生活動向等に留意して生活保護基準の体系と水準について、常時検証を行い、実態に対応した適切な水準を確保していく必要がある。

(参考1) 級地格差の推移

	特級地	1 級 地		2 級 地		3 級 地		4 級地	5 級地
昭和26年度		100		95.5		91.1		87.0	85.9
27年度		100		93.8		87.6		81.4	75.2
28年度	100	94		88		82		76	70
32年度		100		91		82		73	
53年度		100		91		82			
		1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2		
62年度		100	99.9	91	90.9	82	81.9		
平成 4年度		100	95.5	91	86.5	82	77.5		

(参考2) 級地別市町村数の推移

	総 数	1 級 地		2 級 地		3 級 地		4 級地
	市町村	市町村		市町村		市町村		市町村
昭和40年度	3,393	50		84		556		2,703
45年度	3,281	77		130		621		2,443
50年度	3,258	94		173		652		2,339
55年度	3,256	112		215		2,929		
60年度	3,254	111		215		2,928		
	総 数	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	
62年度	3,254	60	51	128	87	752	2,176	
平成 4年度	3,237	60	51	126	87	748	2,165	

(注) 1. 各年4月1日現在(55年は12月1日現在)
2. 東京都区部は1市として計上

10 不服申立制度のあらまし

(1) 不服申立制度の意義

生活保護制度は、国民の生存権を保障するという重要な役割を担っており、それだけに制度の適正な運営を図るといってきわめて重要なことである。いやしくも、行政府の恣意によって国民の生存権の保障が左右されるようなことがあってはならない。

このため本法においては第23条の事務監査の規定等、上級行政府の指揮監督による運営実施の適正化を図るとともに、法第64条から第69条にわたって不服申立ての特則規定を設け国民の権利の早期救済が図られるよう配慮している。

もちろん、国民の権利救済のための最終手段としては、訴訟による方法があるが、手続、費用、時間等の面で訴訟を提起することは必ずしも容易でない。このような点を補い国民の権利救済を簡易迅速に行うこと、また、違法のみならず不当な処分等についても救済を行うことに、不服申立制度の存在意義がある。

(2) 行政不服審査法との関係

現行法制定以来、本法は独自の不服申立制度を設けていたが、昭和37年に不服申立ての一般法たる行政不服審査法(以下「審査法」という。)が制定されたのに伴い、本法による不服申立ても一般原則は審査法に譲り、法はその特則のみを規定することにした。したがって、生活保護に関する不服申立制度を理解するためには、本法のみならず、審査法の理解が必要不可欠である。審査法は原則として全ての行政処分を不服申立ての対象としており、また、処分のみならず不作為(例えば、保護開始申請をしたにもかかわらず、実施機関が応答をしない場合)についても不服申立てを認めている。不服申立ての種類としては、異議申立て、審査請求及び再審査請求の3種類があり、それぞれ処分及び不作為と組み合わせると、理論的には6種類の不服申立てが考えられるわけであるが、このうち審査法は不作為についての再審査請求は認めていないので、結局、5種類の不服申立てがあることになる。

不服申立の種類

	処 分	不 作 為
異 議 申 立 て	審査法第6条	審査法第7条
審 査 請 求	” 5条	”
再 審 査 請 求	” 8条	

生活保護に関する不服申立ての中心となるのは、保護の決定及び実施に関する処分（保護開始申請却下処分、保護廃止決定処分、保護変更決定処分等）についての審査請求及び再審査請求であり、本法第9章も、この保護の決定及び実施に関する処分についての審査請求及び再審査請求について審査法の特則を設けている。以下、ここでは、この保護の決定及び実施に関する審査請求及び再審査請求について述べることにする。

(3) 不服申立ての対象となる原処分

保護の決定及び実施に関する処分についての審査請求又は再審査請求をするには、その前提として、その対象となる処分が存在しなければならないが、この処分は、職権による急迫保護の場合を除いて、すべて所定の手続で書面により被保護者又は要保護者に通知しなければならない。所定の手続は、法第24条から第26条までに定めるところである。このような手続は、国民の権利利益に深くかかわる保護の決定及び実施に関する処分の性質上、本法が特に厳格な要式行為として要求したものであるから、実施機関における処分(原処分)の段階で、手続上の誤りを起さないよう注意することが大切である。

次に留意すべき点は、不服申立てについての教示義務との関係である。処分に際しては、審査法第57条の規定により不服申立ての教示をしなければならないこととされている。実施機関は、処分の行う際には、当該処分につき不服申立て(審査請求)ができる旨並びに不服申立てを行うべき行政庁(市部、郡部福祉事務所ともに都道府県知事。法第64条及び審査法第5条第2項参照)及び不服申立てをすることができる期間(処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内、審査法第14条第1項)を教示しなければならない。通常は、生活保護法施行細則準則の様式に定めるところ

により、教示文を決定通知書にあらかじめ印刷して、この教示義務を果たしているが、このような形式的教示のほか、必要に応じ口頭で補足しておくことも必要であろう。ただし、外国人については不服申立ては認められていないのであるから、このような教示をする必要はない。

また、不服申立てがなされるときは審査請求書の様式についても十分指導し、審査庁の段階で補正を命ずる必要がないよう配慮することが望ましい。

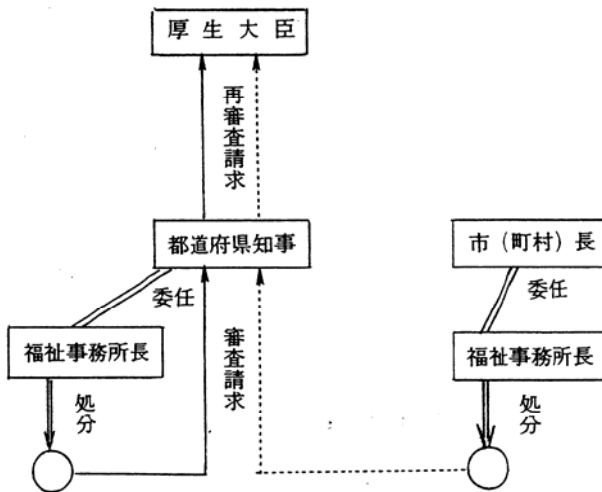
審査請求書の作成に当たっては、次のような点に留意して指導すべきであろう。

審査請求書は、請求人が原処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に提出しなければならないこと(郵送の場合、この期間内に発信すればよい。)

審査請求書は正副2通提出すること

以下の決定の記載事項の記載を忘れないこと(審査法第15条参照)。

- 1) 審査請求人の氏名、年齢及び住所
- 2) 審査請求の対象とする処分(例えば、福祉事務所長がした平成 年 月 日付け保護変更決定処分というように不服とする処分を明記する)



審査請求の手順

- 3) 2)の処分があったことを知った年月日
- 4) 審査請求の趣旨及び理由(例えば、処分を取り消すべきであるというような裁

不服申立制度のあらまし

決において求める簡潔な結論と、その裏付けとして主張する点を理由として記載する)

5) 処分庁の教示の有無及びその内容

6) 審査請求の年月日

審査請求書（正副）に請求人の押印（代理人によって審査請求を行うときは代理人の押印）を忘れないこと。また、代理人によって審査請求を行うときは、その資格を証明する書面を提出しなければならないこと

審査請求書は、直接都道府県知事あて提出するのが原則であるが、福祉事務所の窓口に出してもよいこと

(4) 審査請求の審理手続

審査請求書が、受理されると、審査庁は原則として50日以内に裁決をしなければならないが、裁決に至るまでの審理手続は、審査法が詳細に定めている。ここでは、福祉事務所と関係のある限度において、留意点を述べることとする。

審査法は、審査手続として、原則として書面審理主義をとるが、その書面審理の前提として審査庁（保護の決定及び実施に関する処分については、知事）から審査法第28条の規定に基づき、原処分のお知らせ、保護台帳、ケース記録等の関係書類の提出を求められるのが普通である。つぎに、審査庁は原処分庁たる福祉事務所に弁明書の提出を求めることが多いであろう。この場合は、審査請求書の副本が同時に送付されてくるので、審査請求人の主張をよく検討した上で、原処分を行った経緯及び理由、審査請求に対する原処分庁としての意見等を簡潔に述べ、期間内に提出することが必要である。そして、その弁明書に対して、審査請求人は更に反論書を提出することになる。

その他、審査庁は、必要に応じ実地検証（審査法第29条）、審尋（審査法第30条）等の手続を経た上で、裁決を行うのである。その間、審査請求人はいつでも書面により審査請求を取り下げることができる。

裁決があると、裁決書の謄本が必ず原処分庁に送付されてくる。裁決には、却下、棄却及び認容の3種類がある。却下は、審査請求が期間を過ぎて提起された場合とか、審査請求をすることができない者から提起された場合など、不適法な審査請求に対してされるいわば門前払いの裁決である。棄却は、内容審査を行った結果、請求人から

の主張に理由がないとして原処分を支持する判決である。以上2つの場合は、いずれも原処分そのものの効力は影響をうけない。

つぎに、認容の判決には、原処分を取り消す場合と、原処分の内容を変更する場合とがある。前者の場合、原処分が取り消されると、さかのぼって原処分がなかつたのと同様の状態になるので、原処分庁は改めて判決の趣旨に従って処分をやり直す必要がある。

後者の変更の判決の場合は、判決によって原処分の内容が変更される(ただし、権利救済手続としての性格上、判決で請求人の不利益になるように変更することはできないこととなっている。)ので、それに従って所要の措置をとらなければならない。

(5) 再審査請求及び行政事件訴訟

審査請求人が、保護の決定及び実施に関する処分についての知事の判決に不服のあるときは、更に厚生大臣に対して再審査請求を行う道が開かれている。再審査請求は、知事の判決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内になされなければならない(審査法第53条)が、それ以外の審理手続は審査請求の場合とほぼ同様であるので、詳細は省略する。

最後に行政事件訴訟との関係を述べると、本法は、第69条において、いわゆる審査請求前置主義を採用し、保護の実施機関が行った処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ、提起することができないものとしている。したがって、処分の取消しの訴えをいきなり提起することはできないが、審査請求の判決を経た後は、訴えを提起することも、再審査請求をすることも、又は両方を行うこともできる。

行政訴訟は、知事(又は厚生大臣)の判決を対象とすることも、原処分を対象とすることも可能であるが、行政事件訴訟法は、第10条第2項において、原処分及び判決のいずれも争い得る場合は、判決取消しの訴えでは原処分の違法を主張できないものとしているので、行政事件訴訟では、原処分取消しの訴えが提起され原処分庁たる福祉事務所長が訴訟の当事者となるのが通常であろう。行政事件訴訟が提起されたときは、訴状及び口頭弁論期日の呼出状が送付されてくるので、直ちに、都道府県(指定都市)本庁に報告し、場合によってはこれを通じて厚生省とも連絡をとって、法務局に訴訟の遂行を依頼する等、応訴の手続をとることとなる。

11 保護金品の支給方法等

(1) 保護金品の定例支給日

被保護世帯に対する保護金品の支給に当たっては、当該世帯の最低生活の維持が支給される保護金品に似存しているということを常に念頭におく必要がある。

被保護世帯が保護基準によって保障される最低生活を規則正しく営むためには自己の収入と支給される保護金品とによって、月を単位とする一定の家計収支上の均衡が保たれていなければならない。もし、支給される保護金品がこのような配慮を無視して各月不定期日に支給されるならば、家計の弾力性に乏しい被保護世帯にとって月々の家計のやりくりには計画性がなくなり、ひいては、最低生活の維持をおびやかす結果ともなりかねない。かかる意味からも毎月定例の支給日を設けるべきであり、その経費の性格、前渡払の趣旨からして遅くとも各月5日以内に設定すべきである。

なお、定例支給日が日曜祝日等の休日に当たる場合は、その直前の休日でない日に繰上げて支給すべきである。特に、休日等が続く1月分、5月分については留意する必要がある。(平成4年10月12日社援保護第55号厚生省社会・援護局保護課長通知参照)

また、新規開始ケース等については、定例支給日まで持ち越すことなく、その都度支給する体制をとるべきことは当然のことである。事務担当者の単純な過誤による保護金品の過誤支給が生じた場合には、前述のとおり被保護世帯に与える影響は極めて大きいものがあるので、過誤分は翌月払分で調整すれば足りるといったような安易な気持ちで処理することは絶対に避けなければならない。

(2) 保護金品の支給方法

ア 福祉事務所窓口払

福祉事務所の所在地の周辺に居住する被保護世帯のように、福祉事務所が直接現金払を行う方が被保護世帯のために便利である場合に、福祉事務所職員を資金前渡職員に指定して資金前渡による現金払を行わせるものである。

また、市の下部機関として支所、出張所を設置しているところでは、当該支所、出張所等の窓口による現金払も前記と同様の事務処理手順で行うこととなる。

イ 町村役場払

生活保護法第19条第7項第3号において町村長は保護の実施機関から求められた場合は被保護者に保護金品を交付することとされている。

町村長に対する資金の交付手順は、一般の資金前渡と同様の取扱いとなるが交付の方法は、必要に応じて小切手の振出、口座振替、隔地払の方法がとられる。

この場合、福祉事務所長は町村長に対して生活保護費支給明細書を送付し、町村長が支払うべき被保護世帯別の扶助金額を通知する。

なお、資金前渡をした後に保護の変更等によって保護費支給額を変更すべき事由が生じた場合は、遅滞なく町村長に通知して正当額を支給するよう手続をとる必要がある。

町村長は生活保護費の資金前渡を受けた場合には、町村長の責任において当該資金の管理を行うこととなるが、実際上の事務処理を当該町村の職員に補助させることは差し支えない。ただし、この場合生活保護費が被保護者に迅速確実に支給され、かつ不正の生ずることのないよう事務管理をするとともに、この事務を補助させる職員の選任に当っては適切な人材をあてるよう配慮する必要があることは当然である。

また、この前渡しを受けた資金は当該町村の歳入歳出外現金とは異なり、あくまで「前渡資金」として前渡を受けた町村長の責任において管理し、その出納事務を行うべきものである。

ウ 学校長に対する教育扶助費の交付

教育扶助費については必要がある場合は被保護者の通学する学校長に対して交付することができる。保護金品の交付を受けた学校長は善良な管理者の注意をもってこれを処理しなければならない。

学校給食費について必要があるときは、概算所要額を毎月交付し、概ね年2回程度精算を行う。ただし、保護の停止又は廃止が行われたときはその都度精算をしなければならない。

エ 金融機関を利用した生活保護費の支給

最近、地方公共団体における生活保護関係の事務の改善の一環として、被保護世帯に対する生活保護費の支払を銀行等の金融機関を通じて行ういわゆる銀行払方式を採用する福祉事務所が多くなってきている。

保護金品の支給方法等

この銀行払方式の長所としては

第1に、口座振込みの場合であれば毎月定例的に各人の預金口座に生活保護費が振込まれることから被保護世帯にとっては都合のよい日時に生活保護費を引き出すことができる。

第2に、地理的条件を配慮した金融機関の選定を行うことによって支払場所が被保護者の居宅により近くなるとともに、福祉事務所における支払と比較して被保護者が支給日に福祉事務所の窓口に集中して混雑したり、長時間行列をつくって待たなければならないというような事態が解消する。

第3に、保護の実施機関の立場からみて、支給事務の効率化が推進されるとともに、出納上の誤り等が少なくなって公金支出の適正化を図ることができる。

なお、口座払を行うに当たっては、被保護世帯に預金口座を設けさせることが必要となるが、これを被保護世帯に強制することはできないし、あくまで被保護世帯の同意がなければできないものであることを留意する必要がある。

また、銀行払方式の実施に当たっては、金融機関の職員等に当該受取人が被保護者であることを察知し得ないよう秘密の保持のための事務処理上の配慮をしなければならない。

口座振込

この方式は地方自治法第235条の規定によって金融機関を指定している地方公共団体に限ってできるものであるが、具体的な方法はあらかじめ金融機関に設けられた被保護世帯の預金口座に生活保護費を振り込むことによって生活保護費の支払を行うものである。

この方式は特に都市部のような指定金融機関が多い場合や地理的分布が適当であれば極めて効果的であり、実施も容易である。

被保護世帯に対しては福祉事務所長から各月に生活保護費支給通知書を送付し、被保護世帯は口座振込み日以降いつでも所定の金融機関において生活保護費を引き出せるものである。

支払事務の委託

前記の口座振込みを実施しようとしても、指定金融機関又は指定代理金融機関の配置が生活保護費支給の観点から十分でない場合がある。支払事務の委託はこのような場合に都道府県、市町村の長が地方自治法施行令第165条の3（私人に

対する支払事務の委託)の規定によって、被保護世帯の地理的分布状況、交通の便等を考慮して選定した金融機関との間に契約を結び、当該金融機関にあらかじめ必要な資金を交付して生活保護費の支出事務を委託するものである。

福祉事務所は被保護世帯に対して、正当受取人であることを証明するものを事前に交付しておき、被保護者はこれを当該金融機関に提示して支払を受けることになる。

隔地払

隔地に居住する被保護者に対する生活保護費の支払を行うため支払場所を指定し指定金融機関に必要な資金を交付して送金の手続をさせるものである。

具体的には「隔地払」の表示した取引店を受取人とする小切手を振出し、これに送金依頼書を添えて取引店に交付して送金の手続を行わせるが、同時に被保護世帯に対しては送金通知書を送付しておかなければならない。

(3) 銀行払方式実施上の留意点

そもそも生活保護事務の実施に際しては、制度の建前として、被保護世帯の収入状況、資産、家族等の状況等について調査を行うことが必要となるものであるが、これらに関しては、被保護者の一身上の秘密にわたる事項がきわめて多い。人権を守る上から生活保護行政にたずさわる職員が、その知り得た秘密を厳守すべきことは厳しく要請されるところである。この被保護者の秘密に属する事項としては、生活保護受給の事実も該当する。

したがって、銀行払方式の実施に際しては、金融機関の職員等が当該公金の受取人が被保護者であることを察知し得ないよう、文書類の関係字句を符号化する等秘密の保持に万全を尽すべきである。

すなわち、保護の実施機関が金融機関に保護費の支出事務を委託する契約を結ぶ際、関係文書中に「生活保護費」、「被保護者」等一見して当該支出が生活保護費の支給に関するものであり、受取人が被保護者であることを知り得るような字句の使用を避け、各月における支払の際も、被保護者が提示する受給を証明する書類や実施機関が金融機関に対して送付する入金依頼書等にも同様の配慮をすべきである。

つぎに、口座方式の場合に特有の問題として、被保護者に預金口座を設けさせることを強制することは制度上できないし、被保護者の申し出がなければできないもので

保護金品の支給方法等

ある(地方自治法施行令第165条の2)ので、全て、被保護者の了解を得て実施しなければならないことに特に留意する必要がある。

12 調査統計の意義と利用について

(1) はじめに

行政機関の内部でも、調査統計に興味をもつ人がいるかと思えば、調査統計は手間がかかる上に約束事ばかりが多く面倒なものとか、あるいは、行政の後始末的な仕事であるというような受取り方をしている人もいる。

このように調査統計についての受取り方は人によってさまざまであるが、調査統計が行政の合理的運営の基本であるとの立場から生活保護行政にたずさわる方々の調査統計についての理解を一層深めていただくため、利用の方法等についてふれてみたい。

(2) 調査は行政の土台である

現在行われている調査は、国が都道府県（指定都市）に委託して行うものや、実施通知によって行う比較的大規模な調査と、県や福祉事務所が自ら企画して実施する比較的小規模な調査の二つに大別できる。

このうち、国が行う調査は、国全体の行政水準を向上させるために必要な資料を得るために行われるものであるが、ともすれば受動的に調査票を提出するだけになりがちである。

しかし、いうまでもないことであるが、生活保護制度が生活に困窮する国民に対して最低限度の生活を保障するという重要な役割をもつものである以上、これにたずさわる者としては、被保護階層の実態を明らかにし、常にその動向を把握して、制度の改善に努めることが当然の責務といえる。

こういう点からいえば、毎月7月に実施している「被保護者全国一斉調査」は、実施要領に定められている保護決定状況等について調査しているが、この調査結果が基本となって、毎年実施要領などが改善されているし、また、被保護世帯の家計内容を調査している「被保護者生活実態調査」は、被保護世帯の消費水準を明らかにし、一般世帯との生活水準格差の把握・消費構造の差異の分析を行うことにより生活保護基準の改善等を図る上で不可欠な資料として活用されている。

このようにみると、調査の結果はまさに行政運営に直結しているといってよい。各種の調査を通じて、被保護世帯の実態を明らかにし、常にその動向を把握して現状を見直し、今後の制度の運営と改善の方向を検討するためには、調査は欠かすことので

調査統計の意義と利用について

きない前提となるものである。まさに「初めに調査あり」「調査なくして行政なし」といっても過言ではないのである。

ここで、現在実施されている生活保護関係の調査の種類と、それを国においてどのように活用しているのかについて、その概要を示すこととする。

厚生省報告例(社会福祉行政業務報告)

厚生省報告例は、各都道府県・指定都市からの業務報告として、月報、四半期報、半年度報、年度報の区分によって社会福祉行政の実態を時系列的に把握するものであるが、64種類の報告表のうち、8種類の表が生活保護法関係の報告となっている。

これらの報告表では、第56保護の種類別被保護世帯数及び被保護人員、第56の2医療扶助人員、第59保護の開始・廃止世帯及び人員など、生活保護行政の企画運営を実施する際の最も基本的な数値について月別に把握することができ、その結果は、毎月の保護率(人口1,000人に占める被保護者の割合)の算出など、全国の保護動向や都道府県・指定都市別の動向を見る上で非常に重要なものとなっているとともに、生活保護基準の改訂に係る予算要求等の基礎数値としても役立っている。

また、これらの数値については、失業率や有効求人倍数といった生活保護と一般に関連の深いとされている指標とともに、「生活保護速報」によって毎月公表され、都道府県(指定都市)、各福祉事務所等においても、それぞれの目的に沿った活用がされている。

被保護者全国一斉調査(基礎調査・個別調査)

被保護者全国一斉調査は、生活保護受給世帯の状況を把握して、生活保護制度や厚生行政の企画運営に必要な基礎資料を得ることを目的として、昭和24年以降、毎年実施されているものである。調査は、基礎調査と個別調査の2種類に分かれており、毎年7月1日現在を調査時点としているが、基礎調査では、性・年齢階級別の被保護人員や、勤労控除の状況、各種加算の受給状況等、厚生省報告例で把握ができない事項についての全数調査を行っている。また、個別調査では、基礎調査の調査客体となった世帯から10分の1を無作為に抽出して、就労・不就労の状況、加算の状況、保護の決定状況等のほか、その時々々の生活保護行政の二一ズに即した項目についての調査を行っている。

これらは厚生省報告例と同様に生活保護基準改訂時や予算要求時の基礎数値として使われているほか、実施要領改正の検討資料としても活用されている。また、性、年齢、続柄、世帯類型、世帯業態等の基本的な項目を相互に組み合わせたかたちでの集計が可能であることから、行政上必要となる詳細なデータが把握できるなど、その活用範囲は広範なものとなっている。

生活保護動態調査

生活保護動態調査は、保護の開始及び廃止をした世帯を対象に、その理由、世帯の状況等を把握して、生活保護行政に必要な基礎資料を得ることを目的として、昭和31年以降、毎年実施されている、

調査は、各年の9月中に、保護開始及び保護廃止の決裁がなされた全ての世帯を対象として行われ、それぞれの世帯構成、世帯類型、開始・廃止の理由、扶助の受給状況等を調査項目としている。これらの数値により、被保護階層の分布、被保護階層への落層及び脱却の過程を把握するとともに、特に、今後の保護動向を測定・分析するためにも必要不可欠な調査となっている。

医療扶助実態調査

医療扶助実態調査は、医療扶助受給者の診療日数、病類、診療行為別決定点数、1件当たり医療費等を調査し、診療内容の実態や療養給付の現状を明らかにし、今後の医療施策及び自立助長対策の基礎資料を得ることを目的としている。

医療扶助受給者は、平成3年度で68万人となっており、被保護者の7割以上が何らかの疾病で医療扶助を受けていることとなり、その内容を把握することは極めて重要になっている。

被保護者生活実態調査

被保護者生活実態調査は、被保護世帯における家計収支内容を詳細に把握し、生活保護制度運営に必要な基礎資料を得ることを主たる目的として、昭和26年以降毎年実施されているものである。具体的な実施方法として平成4年度においては13都道府県内に居住する被保護世帯から560世帯を無作為に抽出し、毎月の家計収支についてその品目ごとに家計簿に記入するというかたちをとっており、わが国の被保護世帯の家計状況を把握する唯一の調査となっている。

この調査の結果は、年々の生活保護基準額改定の基礎資料として、また、設定された基準により営まれている被保護世帯の生計実態を検証するものとして重要

調査統計の意義と利用について

な役割を果たしている。特に、一般国民との消費支出の格差、エンゲル係数、消費支出の費目別割合、世帯人員別や世帯類型別の消費支出の内容等は基準改定等に際しての必要不可欠な資料となっているとともに、今後の生活保護基準の構造的な見直しの検討資料としても一層重要性を増すものと思われる。

社会保障生計調査

社会保障生計調査は、一般低所得世帯の生計の収支、消費品目の種類、数量及び購入価格等を調査し、生活水準の推移、生活構造の変化等の実態を明らかにし、生活保護制度の企画運営に必要な基礎資料を得ることを目的として、東京都知事に委託して実施している調査である。

生活保護において保障すべき最低生活の水準は、一般国民の生活水準との関連においてとらえるべき相対的なものであり、生活保護基準の適正な設定を期す意味からも、所得等の世帯の状況が被保護世帯に近い低所得階層の消費構造や消費動向を詳細に把握する必要がある。特に、生活扶助基準の改定方式が昭和59年度から一般国民の消費水準の伸び率に対応させる水準均衡方式に改正されたが、中央社会福祉審議会の意見具申において、今後も生活扶助基準の水準を検証していくことが要請されている。この調査は被保護者生活実態調査とともに、この検証のために不可欠な調査となっている。

現在実施されている、生活保護関係の定期的調査は以上のとおりであるが、これらの調査で把握できない事項やその時々行政ニーズに応じた情報については、その都度、特別調査を実施することにより、その調査結果の分析等を行うこととしている。

(3) 福祉事務所での調査統計の活用

統計の活用というと、数学的手法を用いて分析するというような専門的なことを考えがちであるが、そういうことが必要な場合があるとしても、そのことだけが統計の活用ではないのである。手元にある数値を並べていろいろ考えてみることもすでに統計の活用なのである。

一般的に、実施機関においては仕事が多様であり、統計を活用することが難しい事情はあると思われるが、調査を行って、それを急いで集計し、本庁や厚生省に報告することに止まることはいかにも惜しい。

統計を活用するといっても、大がかりなもの考える必要は毛頭ない。例えば、自

分の担当ケースを問題別、グループ別に集計してみることによって連絡や指導の仕方をもっと改善できるヒントが得られることもあるはずである。

しかも、この程度のことならそう大して時間もいらぬし、後々の活動において随分プラスになるものである。

こういう一寸した統計の活用の積み重ねや既存資料の活用が的確な実態把握を可能にし、また、行政運営をより効果的にすることにつながるのである。

調査の利用は、ケースワーカーの身近な問題としても考えられる。このことは、前述したことと若干重複するが、具体的にその活用の仕方をいうと、例えば、一斉調査(基礎調査)の結果については、全国と各県別の集計結果は本省から送付されているから、福祉事務所と県で中間集計をすることにより、加算の認定状況や勤労控除の状況などを全国、他県、他福祉事務所の数値とそれぞれの福祉事務所の取扱い、あるいは自分の担当のケースの実態と比較して、現在の取扱いの見直しの材料とすることもできる。また、訪問調査の実施状況を整理して、一定期間における各世帯ごとの訪問回数と実施要領の訪問調査月区分による定期訪問の訪問回数と比較してみる査察指導員と協議して分類したA・B・C等のケース分類と比較してみるといったようなことにより、当該世帯に対する保護行政上の問題点も発見できるであろう。また、長期にわたる通院治療継続ケースについて、一定期間の医療要否意見書と診療報酬明細書を並べ、更にケースワーカーの実態調査の結果等を加えて時系列的に比較してみるとにより、病状の変化に応じた診療、また病人の主訴と診療の変化や家族の態度などが知ることができ、ケース処遇の適切さを判断することができるのである。

以上の例のように、職場には数多くの資料があり、仕事の上で役立てようと思えば、いくらかでも工夫の余地があるので、適正な保護を実施する上からも是非調査資料の活用を図っていただきたい。

(4) 調査統計の総合的利用

生活保護行政においては被保護者の処遇、自立助長を効果的に実施し、適正な運用を確保するために各地域の保護動向を詳細に把握・分析し、その要因に対して適時適切な対応策を講ずることが重要である。

そのためには、生活保護関係データはもとより人口、世帯の状況、所得、生活水準をはじめ他の福祉施策、雇用対策等の広範なデータを相互に組み合わせながら詳細な

調査統計の意義と利用について

分析を行う必要がある。

このため、厚生省では「保護動向等検索システム」を開発し、保護動向の分析をより科学的・合理的に行っている。

この保護動向等検索システムは、生活保護関係データを中心に各種関連指標の整理・編成を行い、保護の動向等について、都道府県、福祉事務所別に要因分析を行うものである。これにより、保護動向の要因分析が随時可能となるとともに、毎月あるいは毎年の統計処理が迅速になり、詳細な統計データによる総合的な分析が可能となるなど、生活保護行政の推進に大きな力となっている。

また、このシステムから得られた情報は、生活保護速報として各都道府県・指定都市及び実施機関等にフィードバックされており、それぞれのレベルにおける保護動向の分析の一助として活用されている。

13 医療扶助受給世帯に対する実態把握及び指導

今日、医療扶助については、保護費負担金の約6割が医療扶助費であり、被保護者の約7割が医療扶助を受給していること、また、保護開始時の約8割が傷病を原因としていることなどからも明らかなように、生活保護法の実施において医療扶助の比重は非常に大きなものとなっている。

そのため、医療扶助についても、生活保護制度の本質に立ち返って生活扶助等とあいまって表裏一体の事務処理が行われるべきであり、地区担当員は主治医を訪問し、患者及び家族の指導上必要な事項について意見を聞き、さらに、患者及びその家族を訪ねて、その実態を把握するとともに必要な指導を行い、問題ケースがあれば、地区担当員は査察指導員及び嘱託医との間において、個別的に掘り下げた検討を行った上、必要な措置を行うことによって、医療扶助受給者に対する処遇の適正を期することが本制度の実施上の重要な課題であるといえることができる。

そこで、地区担当員の医療扶助受給者に対する実態の把握及び指導について具体的に展開し、それを定着させるため昭和42年以降逐次、次の通知が示された。

1. 「医療扶助運営体制の強化について」(昭和42年6月1日 社保第117号社会局通長知。以下「局長通知」という。)
2. 「生活保護法による医療扶助受給者の実態把握について」(昭和45年4月1日 社保第72号保護課長通知。以下「長期入院課長通知」という。)
3. 「生活保護法による医療扶助受給者の実態把握について」(昭和46年4月1日 社保第59号保護課長通知。以下「長期外来課長通知」という。)

これらの通知は対象患者の処遇の充実を図り、医療扶助の適正な実施を行うことを目的としているが、その趣旨は次のとおりである。

(1) 3つの通知に共通する趣旨

これらの通知は、指定医療機関の行う診療内容について福祉事務所をしてこれに介入させ、もって、医療費の節減を図ろうとするものではなく、医療扶助受給者の実態を正確に把握し、適正な処遇に欠けることのないよう地区担当員をして努めさせよ

医療扶助受給世帯に対する実態把握及び指導

うとすることを本旨とするものである。

つまり、主治医の療養指示に従っていない者、稼働能力がありながら疾病を隠れみのにして就労しない者、あるいは、その家族の患者に対する理解や協力の足りないことが療養上の妨げとなっているもの等いろいろ問題のある事例については、医療扶助に関しても、実態の把握及び必要な指導が必要であるが、これがとかく敬遠されがちな傾向が少なくないので、医療扶助についても制度本来の趣旨に立ち返り、生活扶助等の事務処理と表裏一体に適正な実施が図られなければならないとするのが真の目的であり、主治医と連携して治療効果を挙げ、また、主治医の協力により、的確なケース処遇上の素地を得ようとするものである。

なお、この取扱いは、医療扶助のみの問題ではなく、生活保護の全体的行政としてとりあげられなければならないところであり、各都道府県本庁においても、保護、医療各係間の緊密な連携が必要不可欠であり、その連携の上にならなければならない。この通知の実施計画の策定、訪問回数等福祉事務所に対する指導について十分配慮することが特に肝要である。

つぎに、通知のそれぞれの趣旨について概略を説明すると、局長通知は、福祉事務所における医療扶助運営体制の強化のため、医療扶助関係職員が医療扶助の運営に当たって留意しなければならない実態把握及びこれに基づく指導の基本的な実施方法を示したものであり、長期入院課長通知及び長期外来課長通知は、医療扶助受給者のうち、特に、長期にわたって受療している患者について、処遇充実の基礎となる実態把握のより一層の徹底を期し、積極的かつ適切な処遇の確保を図る意図のもとに個別業務の取扱要領を示し、医療扶助の運営に当たる福祉事務所が、組織として医療扶助の効率的な進め方を体得し、当該患者に対する積極的かつ適切な処遇の確保に努めることを目的としたものである。

(2) 局長通知について

ア 実態把握

(ア) 対象

地区担当員は入院、入院外、単給、併給を問わず、医療扶助開始後おおむね3か月を経過するまでの間に、まず、患者の主治医を訪問し、患者及びその家族の指導上必要な要項についてその意見を聴き、次いで患者及びその家族を訪問して必要な

指導を行うこととしたものである。ここで、「おおむね3か月」というのは、例えば、歯科、ごく短期の患者、長期慢性患者のように必ずしも3か月に1回主治医を訪ねる必要のないものもあることが考えられるので、福祉事務所において、おおむね3か月を標準として、その患者に即した適切な期間を決定することとなる。以後、病状に応じ、おおむね3か月(結核及び精神病の入院患者については、おおむね6か月)の範囲内において定める期間ごとに患者及びその家族を訪問して必要な指導を行うこととするものである。

なお、この際や必要に応じ主治医の意見を聴くものとするが、これはあくまでも必要な場合に限定すべきであり、みだりに主治医を訪問して、その診療の妨げとならないよう特に留意することが必要である。

さらに、ここでもう一つ問題として考えられることは、誰が主治医を訪問するかということであろう。本来的には当該患者を担当する地区担当員が訪問すべきであることは論を待たないところであるが、実際問題として、同一医療機関に一時に複数の地区担当員が、それぞれの担当する患者について主治医を訪問するというのも非能率なことであろうと思われる。そこで、地区担当員の中からその都度代表して医療機関を訪問する者を選定するか、また、各地区担当員がそれぞれ訪問するかについては、医療機関の協力を得て、各福祉事務所の実態に応じ、適宜、調整することとして差し支えない。

(イ) 主治医からの意見聴取事項

地区担当員が、主治医から意見を聴く事項は、次のとおりであるが、これ以外に当該患者に関し必要な事項については、査察指導員及び囑託医に協議して定めることとする。

なお、主治医の意見を聴くに当たっては、事前によく連絡の上、例えば、診療時間外を選ぶとか診療の妨げとならないよう、要点を手際よく聴くとかいうように、当該主治医にとって過重な負担とならないよう特に留意することが必要である。

- a 「病状」及び「治ゆの見込期間(入院の場合にあっては、退院の見込及び退院後の医療の要否)」については、各医療要否意見書の病状、治療見込期間等に変化はないか。
- b 「現に行っている療養上の指示及び患者の受療態度」については、例えば、喫煙、飲食、入浴、外出泊等の禁止、通院回数等、主治医の療養上の指示事項は何

医療扶助受給世帯に対する実態把握及び指導

か。また、それが守られているかどうか。さらに、患者の受療態度はどうか。

- c 「当該患者及び家族に関し、福祉事務所に対する意見要望」については、患者及び患者と家族との調整、協力、理解等について福祉事務所に対する意見又は要望はないか。
- d 「入院外患者に当たっては、就労の可能性及びその程度」については、就労できるような病状であるかどうか、その可能性と働けるような病状であった場合その程度はどうか。

(ウ) 患者及びその家族に関する実態把握事項

地区担当員が、患者及びその家族を訪問して実態を把握する事項は、次のとおりであるが、これ以外にも必要な事項については、前記(イ)と同様、査察指導員及び嘱託医に協議して定めることとする。

なお、患者及びその家族の意見を聴くに当たっては、被保護者の立場を理解し、そのよき相談相手となる等、被保護者の協力が得られるよう信頼関係の保持に努めることが肝要である。

- a 「当該患者の病状」については、いつから、どこが、どのように具合が悪く、今どのような状況か。
- b 「当該患者の時常生活及び療養態度」については、当該患者がどのような日常生活を送っているか。また、主治医の療養指示に従って療養に専念しているか。
- c 「当該患者の受療状況」については、どのような治療を受けているか。入院外の場合、その通院回数、方法等はどのような状況か。
- d 「入院外患者にあっては就労の状況」については、現在就労の有無及び「無」の場合その可能性はどうか。
- e 「福祉事務所又は指定医療機関に対する要望」については、福祉事務所又は指定医療機関に対する要望はないか。
- f 「当該患者の家庭環境」については、家族について問題があり、それが受療上妨げとなっているようなことはないか。また、家族の患者に対する理解及び協力の状況はどうか。

イ 指導

(ア) 患者及び家族に対する指導事項

地区担当員が、前記アにより患者及び家族を訪問する際に行う指導事項は、次の

とおりである。

- a 主治医の療養上の指示に従っていない患者については、これに従って治療効果を挙げさせるよう十分指導を行う。
- b 家族について問題がある場合は、家族についての不安の除去(慰め励まし、相談相手となる)等、その患者が療養に専念できるよう必要な指導を行う。
- c 退院可能な患者については、適切な社会福祉施設への収容、職業安定所への連絡等必要な指導を行い、退院後なお引き続いて入院外医療を必要とすると認められるものについては、それに必要な指導を行う。
- d 入院外患者であって、病状の変化により入院を必要とすると認められるものについては、囑託医とよく協議して必要な指導を行う。また、同じく入院外患者であって就労の可能性があるものについては、主治医及び査察指導員と十分協議のうえ、職業安定所へ連絡等必要な就労指導を行う。

(イ) 医療扶助の継続について疑義があると認められる場合の個別検討

主治医の意見、地区担当員の訪問結果等から医療扶助の継続について疑義があると認められる場合その他特に処遇上あるいは指導上必要があると認められる場合には、福祉事務所長、査察指導員、囑託医及び当該患者を担当する地区担当員の間において、その取扱いについて個別的に掘り下げた検討を行うことになる。

なお、この場合、当該地区担当員は、当該患者の各医療要否意見書及び診療報酬明細書等を照合検討の上、その意見を付するものとし、この個別検討を行う場合の連絡、検討資料の整備等は医療事務担当者が担当することとなる。

この個別検討は、この通知の重要な点の一つではあるが、特に目新しいことではなく、現在各福祉事務所において、すでに実施しているケース検討会的なものの医療扶助版ともいうべきものであり、医療扶助の継続について疑義のあるものやその他特に検討を必要とすると認められるものについては、地区担当員1人にその判断をゆだねるものではなく、査察指導員、囑託医等関係者による個別検討に付し、問題点を掘り下げ、適切な措置を決定しようというものである。

(ウ) 個別検討の結果の取扱い

前記(イ)により個別に検討した結果、継続して医療扶助の適用が必要と認められたものについては、前記(ア)により必要な指導を行い、また、医療扶助の継続について疑義があると認められたものについては、必要に応じ都道府県知事又は指定都市市

医療扶助受給世帯に対する実態把握及び指導

長に協議の上、生活保護法第27条第1項の規定に基づく指導若しくは指示を行い、また、同法第28条の規定により検診命令を行うことになる。

なお、この検診命令は、疑義がある場合に即検診というものではなく、主治医の意見もよく確かめた後、必要に応じ都道府県知事又は指定都市市長に協議を行った上での最後の手段ともいふべきものであり、事実上は指導の段階で片付くことが多いのではないかと考えられるが、乱用を避けるよう慎重な取扱いを望みたいものである。

ウ 関係機関との連絡調査

前記アにより、地区担当員が主治医の意見を聞く場合、福祉事務所長は、事前に連絡をとることはいうまでもないことであるが、平素から地区医師会、同歯科医師会等と連絡を密にし、例えば連絡協議会を開催する等により、本法の趣旨、取扱手続等の周知徹底を図り、もって、医療扶助事務が円滑適正に遂行されるよう特に配慮することが必要である。

(3) 長期入院課長通知について

ア 長期入院患者の実態把握を実施する趣旨

医療扶助による入院患者のうち大半は1年以上の入院期間を経過しているが、入院が長期化するに従い入院患者の実態、特に入院患者の社会的需要、出身世帯との関係、病状変化に伴う他法措置との関係等患者の処遇の基礎となる実態について、ともすれば実施機関の関心が薄れる傾向も認められるので、こうした状況に堪がみ、医療扶助の効率的な進め方を地区担当員に体得してもらうということの一環として、全国統一した方式により長期入院患者の実態の把握を積極的に推進し、対象者の個々の状況に対応した適切な処遇を確保し、併せて、医療扶助の正しい運営を維持するため、実施することとしたわけである。

なお、この業務は、42年6月の「医療扶助運営体制の強化について」(社会局長通知)の内容を基本とし、長期入院患者という属性を有する対象者について実施されるわけであるから、平常業務の中にとり入れて行われることが適当と考えられる。

実施に当たり留意すべきことは、この業務を実施する過程において、主治医からの意見聴取を行うことがあるが、これは、指定医療機関の行う診療内容に介入する趣旨のものではなく、患者の入院中及び退院後における社会的需要等の実態を把握し、今

後のケース処遇に反映させるために行うものであることをよく説明し、協力が得られるよう配慮する必要があることである。

イ 実施の手順等

(ア) 対象

実態把握の対象となる者は、医療扶助による入院患者であって、その入院期間が他法又は自費による入院期間を含め1年以上の患者である。

(イ) 主な実施内容

a 福祉事務所における入院継続の要否の検討は、それぞれの患者につき、入院期間が当初1年を経過する時点で、また、初回検討の結果、1年を超えて引き続き入院を必要とするときは、その後6か月を経過する時点ごとに行うものである。

したがって、地区担当員は、自己が担当するケースの患者の入院期間が1年を経過した時点及び1年を超えて入院を要すると認められた者については、前回検討時から6か月経過した時点ごとに、当該患者に係る直近の要否意見書と過去6か月分程度の診療報酬明細書を用意して嘱託医に検討を依頼することとなる。

さらに、この場合、要否意見書及び診療報酬明細書のほか、通常の訪問調査ですでに把握されている病状あるいは主治医の意見も検討材料として提供すべきことである。

b 嘱託医による書面検討の結果、入院継続に疑義が認められた者については、主治医からの意見聴取の経過及び措置計画等を記録する趣旨で整備した実態把握対象者名簿に登載した上、その患者について適宜工夫した調査票を準備し、順次主治医と連絡をとり、当該患者の入院要否について医学上の意見聴取を行うことになる。

なお、主治医からの意見聴取は、地区担当員が主治医を訪問して行うことを原則とするが、訪問することができない場合は、電話その他の方法によっても差し支えない。

(ウ) 主治医の意見聴取の結果

a 入院継続を必要とすると結論された者の取扱い

今後の入院見込期間及び予後所見を主治医に求め、その結果に基づき適正な処遇方針をたてるとともに、入院期間中に福祉事務所としてとるべき措置はないかどうかについて把握する。

医療扶助受給世帯に対する実態把握及び指導

b 入院継続を必要としないと結論された者の取扱い

- (a) 退院できるかどうかについて患者の意見を聴取するとともに、帰来先の有無についても同時に聴取すること。
- (b) 患者に意見を求めた結果、退院できると答えた者については、その帰来先が自宅、知人宅、扶養義務者宅その他のいずれであるかを聴取するとともに、その他の場合は、その帰来先を具体的に聴取すること。
- (c) 退院できないと答えた者については、退院できない理由が、住居がない、住居があっても狭いか又は老朽である、帰来先で引取りを拒む、患者自身が退院を嫌う等のいずれであるかを聴取するとともに、施設の入所希望の有無についても聴取すること。

c 入院継続を要しないことについて合意が得られなかった者の取扱い

- (a) 一般の例により速やかに本庁に協議し、技術吏員が検討することになるが、この協議に際しては、検討材料として嘱託医及び主治医の意見等関係資料を添付するものであること。

なお、この場合、主治医からの意見聴取経過等を記録した実態把握対象者名簿の写を添付するという方法によっても差し支えないこと。

- (b) 本庁技術吏員が主治医から意見を聴取したが、なお、合意が得られなかった者については、医療扶助審議会に諮問した上、所要の措置を講ずるものであるが、その結果、入院継続を要しない旨の答申があった者の取扱いに際しては、主治医の意見を尊重しながら円満に退院措置が推進できるよう留意する必要があること。

(工) 入院継続を必要としないとされた者の退院時及び退院後の措置

- a 退院後において通院医療を必要とする場合はその見込期間等について主治医の意見を求めるとともに、特別養護老人ホーム、救護施設、その他の社会福祉施設への収容措置を行う必要があるかどうかを聴取し、必要がある場合は同時に主治医の意見等を参考として収容すべき施設の種類を確定する。
- b aの事項のほか、その者が退院後において介護を要するかどうかを把握する。
なお、介護の要否は、歩行不能の状態、食事の介助を要する状態、用便に際しオムツを使用するか又は介助を要する状態のいずれかに該当する場合は介護を要するものとして取り扱うこと。

さらに、ホームヘルパーの優先派遣、障害者加算(介護料)の特別基準の設定等本法による法令及び規定のみならず、本法以外の関連制度による援護措置の積極的活用を図ること。

- c 住居がないか又は住居があっても狭いか若しくは老朽である者については、家賃、敷金又は家屋補修費の認定等個々の患者のニーズに応じて考慮すること。
- d 退院阻害要因が家族関係にある場合は、円滑な家族関係の回復についての指導等を当該患者の実態に即した方法により行うこと。

(オ) 他法への移替措置

病状に応じて、結核患者の場合、結核予防法第29条の適用、精神病患者については精神保健法第29条の措置に該当するかを把握する等、他法への移替措置も考慮すること。

(カ) その他の措置

福祉事務所におけるこの業務の実施については、実態把握対象者の状況及び検討経過、措置結果等について平常業務のなかで常時把握しておくことが必要であるとともに、入院継続の必要がないと結論された者のうち未措置の者の取扱いについては、可及的速やかに具体的な措置を行う必要がある。

(4) 長期外来課長通知について

ア 長期外来患者の実態把握を実施する趣旨

医療扶助受給者中1年以上の長期間にわたって外来医療を受けている者は、外来患者の約50%に上っていることに鑑み、患者の個々の状況に即応した適切な処遇及び医療扶助の適正な運営を確保し、対象患者の処遇の一層の充実と指導の徹底を図るためには、長期にわたって外来医療を受けている患者について特にその実態把握を徹底する必要性が認められたことから、長期入院患者の実態把握と同様に実施することとしているものである。昭和42年6月の社会局長通知との関連では、1年以上の長期にわたり外来医療を受けている者についての取扱いを特にこの通知で定めたものであることに留意する必要がある。

イ 実施の手順等

(ア) 対象

他法又は自費による外来受療期間を含み、かつ、転医の如何を問わず1年以上継

医療扶助受給世帯に対する実態把握及び指導

続して同一疾病により外来で受療している者である。

なお、同一疾病とは「主病の内部に含まれているか又は、主病から派生する疾病」も含むものであり、換言すると、「社会保険の被保険者資格喪失後も継続して同一の給付を受けている」場合(いわゆる「継続療養の給付」)の対象となるものである。

対象選定の際、対象の範囲に入れるべきかどうか判断に迷うものがあると思われるが、いずれにしても、医学的判断による必要があるので、特に嘱託医の活用に留意すべきである。

(イ) 実施方法

- a 外来受療期間が1年を経過した後、実態把握を行うため、局長通知第1の(1)に基づく患者及び家族訪問を実施し、必要に応じ主治医の意見を聞いた者を検討の対象とする。

なお、通常の場合、検討対象から除かれる者を参考までに挙げると、

- (a) 未訪問の者
- (b) 受診科目が歯科のみ(治療所要期間が1年を超える者は、例外的な場合のみである)
- (c) 入院から外来に移行した者で治療継続の必要が明らかかな者
(外来受療期間が1年以上に達した場合を除く)
- (d) 訪問を計画していたが、実施前に病状上入院が必要となった者
- (e) 局長通知に基づき、すでに実態把握済の者

ただし、この場合においても、後述の長期外来患者指導台帳に登録することは必要であること。

- b 地区担当員、嘱託医(又は精神科業務委託医)及び査察指導員は、対象患者の直近の要否意見書及び過去の診療報酬明細書等の基礎資料に基づき、経過観察の会議を必要に応じ積極的に行って対象患者の具体的処遇内容を決定するものである。

この場合、まず、地区担当員がケース取扱いの一環として必要な資料を自ら整備し、その過程若しくは方針決定の際に、嘱託医の専門的知識判断を反映させ、査察指導員による指導及び助言を受けることとし、このようにして個別の業務に組織として取り込むことが適当である。

また、処遇方針の決定の際には、必要に応じ、経過観察の会議の積極的な開催

が必要である。

c 処遇方針を決定する過程において、今後の治療の継続見込み、指導及び援助等の具体的方法も決定しておく必要がある。

d 処遇方針が決定された者については、おおむね次のように整理区分すること。

(a) 外来治療の継続を必要とし、特に指導等を要しない者、すなわち、従来どりの処遇方針をそのまま推進してよい者

(b) 治療の継続を必要とし、かつ、指導を要する者

入院治療を必要とする者

外来治療の継続を必要とし、かつ、受療に関する指導、援助等の措置を要する者

e 上記(イ)のdの(b)に区分された対象患者については、当該患者の指導及び措置の内容並びに結果等を具体的に記載した「長期外来患者指導台帳」を整備すること。

この場合、「指導台帳」は、長期外来課長通知に示した様式に準じ適宜工夫することは差し支えない。例えば、個人別台帳方式とし、完結後ケースファイルに編綴整理する等、台帳を作ることが最終の目標とならないよう配慮するとともに台帳整備が適確な処遇を期するための出発点であることに留意すべきである。

(ウ) 「指導台帳」に登載された者の指導及び措置

a 入院治療を適当とする者の取扱い

主治医と十分連絡をとり入院措置を行うこと。

なお、入院を阻害する要因がある場合には、その阻害要因を検討し、所要の援助を行うことが必要である。

b 外来治療の継続を要し、かつ、受療に関し指導、援助等の措置を要する者の取扱い

(a) 療養態度の指導を要する者

受療の過程において主治医が行う必要な指導のほか、保健婦への指導依頼、主治医、嘱託医、保健婦等の意見に基づき地区担当員が訪問指導する等の方法を講ずる必要があること。

(b) 家族の問題について指導を要する者

患者が治療に専念できるよう家族関係の調整を図り、家族の協力を確保することが必要である。

医療扶助受給世帯に対する実態把握及び指導

さらに、問題によっては、民生委員、児童福祉司等関係機関と密接な連携をとり、専門的対応を行う必要がある。

(c) 介護等の世話を要する者

患者の状態及び家族の状態等を十分把握した上で、療養指導、家族への介護方法(家庭看護)等の具体的指導のほか、居住環境の改善、被服及び寝具等の衛生、食事のとり方等について指導を要すると認められる者については、必要に応じ、保健婦と連携を考慮する等世帯の実情に即した適切な処遇が講じられるよう配慮する必要があること。

さらに、ホームヘルパーの派遣、老人福祉施設への収容委託等関連制度の活用を考慮する必要があること。

また、老人単身患者等でその状況を常時把握する必要のある者については、民生委員、近隣者等に状況把握を依頼することも必要である。

(d) 治療と稼働が両立できる者

適切な治療の確保と病状の程度、治療見込期間等を勘案し、稼働能力に応じた就労指導を行うべきである。

また、必要に応じ、検診命令等によって精密な病状確認を行うことが必要である。

さらに、就労指導を行うに当たっては、就労先の確保、将来の自立を目的とした技能修得援助も必要である。

(e) その他の者

多くの例が考えられようが、いずれにしても実態を十分把握した上、上記に掲げた指導及び措置のほか必要と考えられる適切な措置に欠けることのないよう留意する。

(工) 指導及び措置状況の確認並びに台帳未登載者の取扱い

- a 指導及び措置を行い、その後の状況確認の結果に基づき、必要に応じ経過観察のための会議を開き、その結果、処遇方針の変更をした者については、必要に応じ指導台帳から除外整理を行うこと。
- b 初回検討の結果、特に指導及び措置を必要としない者であっても、その後事情の変化に伴い処遇方針の変更を必要とし、経過観察のための会議を行うことが必要となる者があるので、局長通知に示されたところに基づき、定期訪問の機会等

において実態を把握し処遇方針の検討を行うことになる。

したがって、当初「指導台帳」に登載されなかった者については、その後のケース取扱いにおいて経過を観察し、事情変更があった場合、速やかに「指導台帳」に登載し、所要の措置及び指導を行う必要がある。

生活保護手帳(別冊問答集)

平成5年2月8日発行

定価 2,700円(本体2,621円)

監修 厚生省社会・援護局保護課

編集 財団法人 社会福祉振興・試験センター

発行所 財団法人 社会福祉振興・試験センター

〒150 東京都渋谷区広尾5-19-15

広尾ARAIビル

TEL 03 (3280) 0911

印刷 株式会社 功文社

生活保護手帳別冊問答集(1993年版)刊行後の 新設・改正・削除問答一覧

<第1 世帯の認定>

(平成5年度 新設)

【問】 [高等学校卒業直後の者が専修学校等に修学する場合]

局第1-5-(3)の生業扶助の対象とならない専修学校又は各種学校で修学する場合とは、高等学校卒業者がただちに専修学校又は各種学校に修学する場合も含まれるのか。

【答】

お見込みのとおりである。

高等学校卒業直後の者については、卒業により自立のために必要な知識等の修得は終了しているので、その資格で能力の活用を図るべきであることから、生業扶助(技能修得費)の対象とならないものである。

したがって、その修学が特に世帯の自立助長に効果的であると認められる場合には、局第1-5-(3)により世帯分離しても差し支えないものである。

<第3 資産の活用>

(平成11年度 一部改正)

【問135】 [山間、へき地等において通勤用自動車の保有が認められる場合]

課第3の9により山間、へき地等において通勤用自動車を保有することが認められる場合とはどのような場合か。

【答】

山間、へき地において通勤用自動車の保有が認められる場合の要件は、課第3の9に示されているが、具体的には、次に掲げるいずれの条件も満たすことが必要である。

第1は、山間、へき地等地理的条件、気象的条件が悪い地域に居住する者、又は深夜勤務等の業務に就業している者が、自動車による以外通勤する方法が全くないか、又は通勤することがきわめて困難であること。

(以下略)

【問】 [公共交通機関の利用が著しく困難な障害の程度]

課第3の12にいう「障害の状況により、利用し得る公共交通機関が全くないか又は公共交通機関を利用することが著しく困難」とは、具体的にどのような者が対象となるのか。

【答】

例えば、身体障害にあっては下肢、体幹の機能障害、内部障害等により歩行に著しい障害を有する場合、知的障害にあっては多動、精神障害にあってはてんかんが該当すると考えられる。

【問140】 [保護開始申請時の保険解約の取扱い]

保護開始の際、保険解約を要しない場合の取扱いについて、次の点を具体的に教示されたい。

- (1) 解約を要しない保険の種類
- (2) 返戻金が少額であり、かつ、**保険料額**が当該地域の一般世帯との均衡を失しない場合とは、どういう場合か。
- (3) 解約を要しない場合は、法第63条を適用することを条件にしているが、保険金又は解約返戻金を受領した時点での返還対象となる資産はどれか。

【答】

(1).....省略.....

以上の趣旨から、解約を要しない保険の種類は、危険対策を目的とするものに限り認められるものであり、いわゆる住宅保険、こども保険など貯蓄的性格の強い保険は認められない。また、要保護世帯に保険による保障の効果が及ばないもの及び世帯員の危険を保障するものでないものは解約させるべきである。

この場合、単身世帯であっても、傷病による入院、後遺障害等に対する給付など保障の効果が単身世帯自体に及ぶ場合もあるので留意すること。

なお、以上の要件を満たすものであれば、民間会社による一般の生命保険郵便局の簡易保険あるいは農協等の生命共済などの種類は問わない。

- (2) **返戻金が少額であるかの判断については、最低生活費(医療扶助を除く。)の概ね3か月程度以下を目安とされたい。また、保険料額の当該地域の一般世帯との均衡の判**

断については、家計調査(総務省)等による保険掛け金の消費支出に占める割合及び生命保険に関する全国実態調査(生命保険文化センター)による保険掛け金の対年収比率の実態に照らして、最低生活費(医療扶助を除く。)の1割程度以下を目安とされたい。

(3) (省略)

<第6 最低生活費の認定>

(平成6年度 新設)

【問】 [妊産婦加算の認定における妊娠期間の換算]

妊産婦加算を認定するにあたって、母子健康手帳等によって妊娠期間を確認する際、週数表記されているものを月数表記に読み替える必要があるが、その換算はどのように行えばよいか。

【答】

妊娠期間の週数から月数への換算については、次のように取扱われたい。

妊娠(最終月経開始日)から

0週	～	3週	第1月
4	～	7	第2月
8	～	11	第3月
12	～	15	第4月
16	～	19	第5月
20	～	23	第6月
24	～	27	第7月
28	～	31	第8月
32	～	35	第9月
36	～	39	第10月
40	～		

(平成16年度 一部改正)

【問203】 [紙おむつ等の範囲]

紙おむつ等の「等」とはどんなものを指すのか。

【答】

布おむつ、貸しおむつ、おむつの洗濯代のほか、おむつカバーや油紙等失禁防除のために必要なものをいうものである。

(平成16年度 削除)

【問204】 [紙おむつの支給対象者]

紙おむつの費用の支給対象者には、居宅の場合も含めてよいか。

問答、全面削除

(平成16年度 一部改正)

【問205】 [介護料とおむつ洗濯代の重複支給]

介護人(告別表第1第2章の4の(5))が介護している場合に併せておむつの洗濯代を支給することは認められるか。

【答】

介護人をつけている場合の、障害者のおむつの洗濯は、介護人が行うのが原則であるが、介護人が病弱である等のため洗濯ができないやむを得ない事情があると認められる場合には、例外的に、洗濯代を認定して差し支えない。

(平成14年5月7日 新設)

【問】 [家具什器費の支給対象品目]

保護開始時、長期入院・入所後の退院・退所時等において、冷蔵庫、電子レンジ等の保護受給中に保有が容認される物品を保有していない場合、これらの物品を家具什器費の支給対象としてよいか。

【答】

日常生活に必要な物品については、本来経常的な生活費の範囲内で、計画的に購入すべきである。

冷蔵庫、電子レンジ等の保護受給中に保有が容認される物品を保護開始時に保有していなければ、一時扶助の支給基準である「最低生活に必要な物品を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合」に該当するか否かを個々の世帯の状況に応じて判断し、その結果、必要性及び緊

急性が認められる場合には家具什器費を認定して差し支えない。なお、必要性及び緊急性が認められない場合には経常的な生活費の中から順次購入していけば足りるものであり、家具什器費を認定することは適当でない。

(平成5年度 一部改正)

【答217】 [入院患者が断酒会の活動に参加する場合の移送費]

精神病院に入院中のアルコール依存症者が断酒会に参加する場合、移送費の支給は認められるか。

【答】

アルコール依存症者が断酒を継続できるようにするため断酒会を活用させる必要があると主治医が認めるときは当該入院患者に対し、断酒会の例会に参加するための交通費を支給して差し支えない。

なお、病気がアルコールに起因するため主治医が断酒会の参加を認めたとときも同様に取り扱って差し支えない。

(平成11年度 一部改正)

【問218】 [精神障害者等の社会復帰対策事業へ参加]

第6の2の(7)のアの(セ)にいう「精神保健福祉センター、保健所等において精神保健福祉業務として行われる社会復帰相談指導事業等」としてはどのようなものがあるか。また、薬物依存・中毒者がいわゆる民間リハビリテーション施設に通う場合は含まれるか。

【答】

精神保健福祉センター、保健所及び市町村が行う精神保健福祉相談事業及びケアア事業のほか、薬物依存・中毒者に対する事業も含め民間活動として行われるものであっても、国若しくは地方公共団体から当該事業に対し補助が行われている場合、又は、保健所もしくは精神保健福祉センター等が後援する場合で、いずれも社会復帰に効果が期待できると認められるときは対象として差し支えない。

(平成9年度 **削除**)

【問237】 [夏季以外の施設参加]

局第6の3の(5)の夏季施設参加のための費用は、夏季以外は認められないのか。

問答、**全面削除**

(平成14年度 **新設**)

【問】 [社会福祉施設等の範囲]

課第4の30の答の5により敷金等が認定される場合の施設にはどのようなものがあるのか。

【答】

次のような施設から退所する場合が考えられる。

- (1) 社会福祉法に規定する社会福祉施設
- (2) 精神障害者社会復帰施設
- (3) 売春防止法による婦人相談所が行う一時保護の施設
- (4) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」による婦人相談所が行う又は委託して行う一時保護の施設
- (5) ホームレス自立支援センター
- (6) 職業能力開発促進法による職業能力開発校、障害者能力開発校又はこれらに準ずる施設
- (7) 更生保護事業法による更生保護施設

(平成15年7月31日 **新設**)

【問】 [居宅生活ができると認められる場合の判断の視点]

局長通知第6の4の(1)のキの「居宅生活ができると認められる者」の判断の視点を示されたい。

【答】

以下のような点について判断することとなると考えるが、これは判断の視点であって、以下の全ての点を満たすことを要件に居宅生活ができると判断すべきものではないので留意すること。

なお、当該視点については、施設退所時においても同様に判断の視点となるもので

ある。

1 面接相談時の細かなヒヤリングによって得られる要保護者の生活歴、職歴、病歴、居住歴及び現在の生活状況等

2 基本的な項目

(1)金銭管理

ア 計画的な金銭の消費ができるか

(2)健康管理

ア 病気に対し、きちんと療養することができるか

イ 服薬管理ができるか

ウ 規則正しい生活を送る習慣が身についているか

エ 栄養バランスを考慮した食事を採ることができるか

オ 病気療養のために断酒することができるか

(3)家事、 家庭管理

ア 食事の支度ができるか

イ 部屋を掃除整理整頓ができるか

ウ 洗濯ができるか

(4)安全管理

ア 火の元の管理ができるか

イ 戸締まりができるか

(5)身だしなみ

ア 外出時等きちんとした身なりをしているか

イ 定期的に入浴する習慣が身についているか

(6)対人関係

ア 人とのコミュニケーションが図れるか

イ 人に迷惑をかける行為をすることがないか

<第7 収入の認定>

(平成14年度 新設)

【問】 [収入認定と収入申告の関係]

収入の認定は、原則として3ヶ月ごとに行われるが、毎月収入の申告を求める必要性は何か。

【答】

就労可能な者は、生活保護法第4条により、稼働能力の十分な活用を図ることを求められる。実施機関は、これらの者の収入及び就労状況を的確に把握し、就労指導等適切な指導を行うため、収入の申告を毎月求めることが必要である。

なお、収入の認定は、原則として翌月の収入を直近3ヶ月程度の収入額を標準として判断することから、3ヶ月ごとに行われるものである。

(平成14年度 削除)

【問306】 [農業収入の申告時期]

農業収入がある場合で、作物が複数である等年2回以上の収穫があるものについて
も年1回12箇月ごとに収入申告をおこなわせることとしてよいか。

問答、**全面削除**

(平成15年度 新設)

【問】 [家族介護慰労事業に基づき支給される金品の取扱い]

家族介護慰労事業に基づき支給される金品の取扱いはどうするか。

【答】

「介護予防・生活支援事業の実施について」(平成13年5月25日老発第213号厚生労働省老健局長通知)に基づく家族介護慰労事業として支給される金品(年額100,000円まで)は、高齢者の介護を行っていることの慰労として支給されるものであるとともに、要介護者の在宅生活の継続及び向上を図ることを目的とするものである。

したがって、その支給の趣旨に鑑み、次第7-3-(3)-ケによることとし、月額8,000円(年額を12等分した額をもって月額として認定する。)まで収入として認定しないこととして差し支えない。

(平成7年度 一部改正)

【問318】 [自動車の維持費]

必要経費として控除が認められる「燃料費」「修理費」「自動車損害賠償保障法に基づく保険料及び任意保険料」の範囲を示されたい。

【答】

次の示すところによらねたい。

- (1) (省略)
- (2) (省略)
- (3) 自動車損害賠償保障法に基づく保険料及び任意保険料の対人・**対物賠償分**、軽自動車税及び自動車税の実費とすること。

なお、自動車税及び軽自動車税については、身体障害者等の場合免税されることがあるので留意を要する。

また、保険金が被保護者本人に支払われた場合には収入認定等の問題が生じるので留意されたい。

(平成7年度及び平成11年度一部改正)

【問399】[原動機付自転車の容認総排気量]

就労に必要な**原動機付自転車**の購入費が就労のための必要経費として認められているが、どの程度の総排気量が認められるか。また、保有のために必要な経費として控除できる範囲を教示されたい。

【答】

ここで認められる**原動機付自転車**の総排気量は、50cc程度に限られたい。ただし、山間部などで特に必要と認められる場合は、90ccまで認めて差し支えない。

また、保有のための必要経費としては、修理代、燃料費、自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険の保険料、任意保険料の対人・**対物賠償分**、軽自動車税及びヘルメット代を認めて差し支えない。

<第10 その他>

(答の脱落補足)

【問469】[法第78条による費用返還義務]

- (1) 省略
- (2) 多額の保険金を受領していたにもかかわらず、収入申告をしていなかった者が、その後、保険会社から詐欺を理由に当該保険金の返還を求められているが、生活保護費についても費用返還を求めるべきか。

【答】

(2)設問の保険金についても受領時に収入申告が行われていれば収入として認定されていたものであり、結果として不当に保護を受け、法に定める最低生活を超える生活を営んだことになるので、生活保護としても支給した保護費のうち、不正受給額について返還を求めることとなる。